

平成25年度 中小企業庁施策の解説書

中小企業施策総覧

— 中小企業に関する施策は全てこの中に入っています —



中小企業庁 編

中小企業施策総覧

第Ⅰ部 中小企業施策の概要

第Ⅱ部 個別中小企業施策

第1編 経営サポート

- 第1章 ものづくり・技術の高度化支援
- 第2章 新たな事業活動支援
- 第3章 創業・ベンチャー支援
- 第4章 経営革新の支援
- 第5章 経営力強化支援法に基づく支援
- 第6章 海外展開支援
- 第7章 技術革新・IT化支援
- 第8章 中小企業の再生支援
- 第9章 雇用・人材支援
- 第10章 取引・官公需支援、事業分野の調整
- 第11章 経営安定支援
- 第12章 小規模企業支援
- 第13章 連携・共同化の推進
- 第14章 エネルギー・環境対策

第2編 金融サポート

- 第1章 資金供給の円滑化・多様化
- 第2章 自己資本の充実

第3編 財務サポート

- 第1章 中小企業関連税制
- 第2章 中小企業会計
- 第3章 中小企業の事業承継

第4編 商業・物流サポート

第5編 相談・情報提供

- 第1章 相談
- 第2章 情報提供

第6編 その他の施策

- 第1章 人権啓発等
- 第2章 地域産業支援
- 第3章 業種別対策

第Ⅲ部 関連資料

概要

ものづくり

新たな事業

創業・ベンチャー

経営革新

経営力強化

海外展開

技術革新・IT化

再生

雇用・人材

取引適正化等

経営安定

小規模企業

連携・共同化

エネルギー

資金供給

自己資本

税制

会計

事業承継

商業

相談

情報提供

人権

地域

業種別対策

組織図

統計一覧

定義

住所録

はじめに

日本経済が再生するためには、日本経済の成長と地域経済を支える中小企業・小規模事業者の成長が不可欠であります。こうした中小企業・小規模事業者の活力を引き出すため、様々な支援策を講じています。

平成25年度中小企業政策の重点として、中小企業・小規模事業者の活力を引き出すため、中小企業・小規模事業者と支援者をつなぐITの活用した支援ポータルサイトの開設、小規模事業者の新商品や新サービスの開発や海外展開など販路開拓の新たな挑戦についての支援、中小企業・小規模事業者、地域の大学等の研究機関等が協力して行うものづくり基盤技術の高度化に資する研究開発への支援、地域コミュニティ機能再生と商店街活性化への強化や、経営力強化支援法に基づく中小企業・小規模事業者に対する事業再生・経営改善および資金繰りの支援、消費税引き上げに伴う転嫁対策等を行っている。

また、引き続き、被災中小企業等の復旧・復興に向けて中小企業の資金繰り支援や中小企業等グループ補助金などの支援を行っている。

本書は、このような中小企業施策を、中小企業行政に携わる実務者や中小企業支援機関の職員、さらには中小企業の経営支援に携わる中小企業診断士・コンサルタントなどの方々に対して、網羅的に解説することを目的として編集しております。あわせて本書を十分活用して頂けるよう金融や税制など、それぞれの分野における具体的施策の位置付けが一目でわかるような体系図や、施策についての理解を助けるための図表を数多く掲載するなど、利用者の利便性に配慮しております。

今後とも、本書を通じまして、中小企業施策に対する理解やその積極的な活用が促進され、ひいては中小企業の健全な発展につながりますことを心より祈念しております。

平成25年9月

目 次

第 I 部 中小企業施策の概要

1 中小企業基本法	3
2 中小企業憲章	7
3 中小企業対策予算	10
4 中小企業の税制	11
5 平成25年度中小企業政策の重点項目	12

第 II 部 個別中小企業施策

第 1 編 経営サポート	17
第 1 章 ものづくり・技術の高度化支援	17
中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律と支援措置	17
第 2 章 新たな事業活動支援	23
第 1 節 農商工等連携に対する支援	24
第 2 節 地域資源を活用した取組に対する支援	29
第 3 節 新連携に対する支援	33
第 4 節 小規模事業者の新事業活動支援	36
第 3 章 創業・ベンチャー支援	37
第 1 節 中小企業新事業活動促進法による総合的支援	37
第 2 節 創業・ベンチャー支援	40
第 4 章 経営革新の支援	49
第 1 節 経営革新の支援	50
第 2 節 その他の関連諸施策	53
第 5 章 経営力強化支援法に基づく支援	55
第 1 節 支援事業の担い手の多様化・活性化	56
第 2 節 海外展開に伴う資金調達支援	57
第 6 章 海外展開支援	59
第 1 節 海外進出の円滑化	59
第 2 節 国際取引（輸出入）の円滑化	65
第 7 章 技術革新・IT化支援	69
第 1 節 技術面の支援	69
第 2 節 IT化支援	79
第 3 節 産業財産権制度の利用	84
第 8 章 中小企業の再生支援	91
第 1 節 「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」	

に基づく再生支援	91
第2節 中小企業の再生資金の円滑化	95
第3節 経営進路形成支援	97
第9章 雇用・人材支援	99
第1節 労働対策	99
第2節 人材育成等	135
第10章 取引・官公需支援、事業分野の調整	139
第1節 取引の適正化	139
第2節 下請中小企業の振興	150
第3節 国等からの受注機会の増大	159
第4節 事業分野の調整	166
第11章 経営安定支援	175
第1節 経営安定対策	175
第2節 災害対策	189
第12章 小規模企業支援	195
第1節 商工会・商工会議所等を通じた支援	196
第2節 小規模企業の設備投資支援	206
第3節 小規模企業共済制度	213
第13章 連携・共同化の推進	217
第1節 中小企業連携組織対策	217
第2節 高度化事業	233
第3節 有限責任事業組合（LLP）	238
第14章 エネルギー・環境対策	241
設備導入支援等	241
第2編 金融サポート	245
第1章 資金供給の円滑化・多様化	245
第1節 政策金融	246
第2節 信用補完	286
第2章 自己資本の充実	307
第1節 中小企業投資育成株式会社	307
第2節 投資事業有限責任組合	310
第3編 財務サポート	315
第1章 中小企業関連税制	315
第1節 一般的措置	316

第2節	個別の法律に基づく措置	341
第2章	中小企業会計	343
	中小企業の会計ルールの普及に向けた取組	343
第3章	中小企業の事業承継	345
第1節	中小企業の事業承継を取りまく現状	345
第2節	事業承継円滑化のための施策	347
第4編	商業・物流サポート	359
第1節	中小商業の振興	359
第2節	中心市街地の活性化	377
第5編	相談・情報提供	385
第1章	相談	385
第1節	主要な中小企業支援機関	386
第2節	中小企業庁の相談事業	389
第2章	情報提供	393
第1節	中小企業施策の広報事業	393
第2節	中小企業に関する調査統計	398
第3節	中小企業白書	400
第6編	その他の施策	403
第1章	人権啓発等	403
第1節	人権啓発の推進	403
第2節	アイヌ対策	403
第2章	地域産業支援	405
第1節	企業立地促進法による支援	405
第2節	被災地域への支援	406
第3章	業種別対策等	407
第1節	伝統的工芸品産業の振興	407
第2節	中小農林水産関連企業対策	409
第3節	中小運輸業対策	417
第4節	生活衛生関係中小企業対策	422
第5節	中小建設業対策	425
第6節	情報バリアフリー事業対策	430

第Ⅲ部 関連資料

1	経済産業省組織図	435
2	中小企業庁の組織	436
3	地方支分部局	438
4	中小企業政策審議会	455
5	中小企業関係の統計資料	456
6	中小企業者等の定義一覧	467
7	中小企業関係機関の住所録	472

索引	545
----	-----

第 I 部 中小企業施策の概要



ロゴマークは、親しみやすさと信頼感を表す丸文字の“中小企業庁”が核となり、「経営」、「金融」、「財務」、「商業・地域」、「相談・情報提供」の各分野における支援策を実施するとともに、新しい課題に挑戦し、行動していくという動きを、楕円の形の線で表現しています。楕円の線が閉じていないのは、無限の発展性を表すもので、その先端の丸いオブジェクトは、「施策」、「方針」などの核、即ち焦点である中小企業そのものと、挑戦する力強さを表現しています。

1 中小企業基本法

(1) **目的** 中小企業基本法は、中小企業施策について、基本理念・基本方針等を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を規定することにより、中小企業施策を総合的に推進し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的としています。

(2) **基本理念** 同法では、中小企業を「多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を發揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているもの」と位置付けています。

特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、(a)新たな産業の創出、(b)就業の機会の増大、(c)市場における競争の促進、(d)地域における経済の活性化など我が国経済の活力の維持と強化に果たすべき重要な役割を担うことを期待しています。

このため、国は、「多様で活力ある中小企業の成長発展」を実現するために、独立した中小企業者の自主的な努力を前提としつつ、(a)経営の革新及び創業の促進、(b)経営基盤の強化、(c)経済的社会的環境の変化への適応の円滑化を図るため、中小企業に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有するとしています。

また、中小企業の多様で活力ある成長発展を図るためには小規模企業の活力が最大限發揮されることが必要です。このことを踏まえ、小規模企業が、

(a)「地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供する」など、地域経済の安定・地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、

(b)「創造的な事業活動を行い、新たな産業を創出する」など、将来における我が国経済社会の発展に寄与する、

という2つの重要な意義を有することを規定しています。

(3) **基本方針** 基本理念を踏まえ、中小企業施策において、特に重点的に支援をしていく施策対象及び事業活動の支援を、以下のとおり基本方針として規定しています。

[1] 経営の革新及び創業の促進を図ること

経営の革新の促進、創業の促進、創造的な事業活動の促進は、中小企業の行う事業活動の中でも特に新たな価値を生み出す可能性が高い活動である一方、様々な課題に直面することが多い活動と考えられるため、積極的に支援することとしています。

[2] 中小企業の経営基盤の強化を図ること

中小企業はその規模故に自らの有する経営資源が乏しい上、経営資源を確保する際にも困難が伴うため、(ア)中小企業の経営資源の補完を図るための施策を講ずるとともに、(イ)中小企業が市場で活動する際に不当に不利な扱いを受けることのないよう公正な市場の確保に努めることなどを通じて中小企業の経営基盤の強化を図ることとしています。

[3] 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化を図ること

貿易構造の変化、大規模な天災、人災等の中小企業の責に帰すことのできない不測の事態等の経済的社会的環境の変化によって、中小企業者は、大きな影響を受け、事業活動に著しい支障が生じるおそれがあります。このような事態の発生により、多数の中小企業者が倒産する等の事態が発生することは国民経済的に望ましくないため、セーフティネット的な措置を講ずることを明記しています。

(4) 小規模企業に対する中小企業施策の方針 基本理念に規定されている小規模企業の重要な意義を踏まえ、小規模企業に対する中小企業施策の方針を、以下のとおり規定しています。

[1] 小規模企業の持続的な事業活動と地域における多様な需要に応じた事業活動の活性化を図ること

地域経済の安定に資するという意義を踏まえて、地域において小規模企業が持続的に事業活動を行えるようにするとともに、地域における多様な需要に応じた事業活動の活性化を図ることとしています。

[2] 小規模企業の着実な成長発展を実現するための環境整備を図ること

将来の我が国経済の発展に資するという意義を踏まえて、小規模企業の着実な成長発展を実現するための環境整備を図ることとしています。

[3] 小規模企業の経営の発達改善と経営の状況に応じた必要な考慮を払うこと

経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、記入、税制、情報提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、考慮を払うこととしています。

図表 1
 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)(平成25年法律第57号による改正後)の体系図



図表2 中小企業の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
サービス業	資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

※株式会社日本政策金融公庫法等の中小企業関連立法においては、政令によりゴム製品製造業（一部を除く）は、資本金3億円以下または従業員900人以下、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下を中小企業としています。

2 中小企業憲章

意欲のある中小企業が新たな展望を切り拓けるよう、中小企業政策の基本的な考え方と方針を明らかにした「中小企業憲章」を閣議決定しました。

中小企業憲章

平成22年6月18日
閣議決定

中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多くの難局に遭っても、これを乗り越えてきた。戦後復興期には、生活必需品への旺盛な内需を捉えるとともに、輸出で新市場を開拓した。オイルショック時には、省エネを進め、国全体の石油依存度低下にも寄与した。急激な円高に翻弄されても、産地で連携して新分野に挑み、バブル崩壊後もインターネットの活用などで活路を見出した。

我が国は、現在、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長をも取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である。

政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。

1. 基本理念

中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、暮らしに潤いを与える。意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。中小企業は、経営者と従業員が一体感を発揮し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつき易い場である。

中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

このように中小企業は、国家の財産ともいふべき存在である。一方で、中小企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた。しかし、金融分野に端を発する国際的な市場経済の混乱は、却って大企業の弱さを露わにし、世界的にもこれまで以上に中小企業への期待が高まっている。国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の鍵となる医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらし、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。

難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。

2. 基本原則

中小企業政策に取り組むに当たっては、基本理念を踏まえ、以下の原則に依る。

- 一. **経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する**
資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する。中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する。
- 二. **起業を増やす**
起業は、人々が潜在力と意欲を、組織の枠にとらわれず発揮することを可能にし、雇用を増やす。起業促進策を抜本的に充実し、日本経済を一段と活性化する。
- 三. **創意工夫で、新しい市場を切り拓く中小企業の挑戦を促す**
中小企業の持つ多様な力を発揮し、創意工夫で経営革新を行うなど多くの分野で自由に挑戦できるよう、制約の少ない市場を整える。また、中小企業の海外への事業展開を促し、支える政策を充実する。
- 四. **公正な市場環境を整える**
力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う。
- 五. **セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する**
中小企業は、経済や社会の変化の影響を受け易いので、金融や共済制度などの面で、セーフティネットを整える。また、再生の途をより利用し易いものとし、再挑戦を容易にする。

これらの原則に依り、政策を実施するに当たっては、

- ・ 中小企業が誇りを持って自立することや、地域への貢献を始め社会的課題に取り組むことを高く評価する
- ・ 家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する
- ・ 中小企業の声を聴き、どんな問題も中小企業の立場で考え、政策評価につなげる
- ・ 地域経済団体、取引先企業、民間金融機関、教育・研究機関や産業支援人材などの更なる理解と協力を促す
- ・ 地方自治体との連携を一層強める
- ・ 政府一体となって取り組む

こととする。

3. 行動指針

政府は、以下の柱に沿って具体的な取組を進める。

- 一. **中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する**
中小企業の技術力向上のため、ものづくり分野を始めとする技術開発、教育・研究機関、他企業などとの共同研究を支援するとともに、競争力の鍵となる企業集積の維持・発展を図る。また、業種間での連携・共同化や知的財産の活用を進め、中小企業の事業能力を強める。経営支援の効果を高めるため、支援人材を育成・増強し、地域経済団体との連携による支援体制を充実する。

二. 人材の育成・確保を支援する

中小企業の要諦は人材にある。働く人々が積極的に自己研鑽に取り組めるよう能力開発の機会を確保する。魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する。また、女性、高齢者や障害者を含め働く人々にとって質の高い職場環境を目指す。

三. 起業・新事業展開のしやすい環境を整える

資金調達を始めとする起業・新分野進出時の障壁を取り除く。また、医療、介護、一次産業関連分野や情報通信技術関連分野など今後の日本を支える成長分野において、中小企業が積極的な事業を展開できるよう制度改革に取り組む。国際的に開かれた先進的な起業環境を目指す。

四. 海外展開を支援する

中小企業が海外市場の開拓に取り組めるよう、官民が連携した取組を強める。また、支援人材を活用しつつ、海外の市場動向、見本市関連などの情報の提供、販路拡大活動の支援、知的財産権トラブルの解決などの支援を行う。中小企業の国際人材の育成や外国人材の活用のための支援をも進め、中小企業の真の国際化につなげる。

五. 公正な市場環境を整える

中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める。

六. 中小企業向けの金融を円滑化する

不況、災害などから中小企業を守り、また、経営革新や技術開発などを促すための政策金融や、起業、転業、新事業展開などのための資金供給を充実する。金融供与に当たっては、中小企業の知的資産を始め事業力や経営者の資質を重視し、不動産担保や保証人への依存を減らす。そのためにも、中小企業の実態に則した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す。

七. 地域及び社会に貢献できるよう体制を整備する

中小企業が、商店街や地域経済団体と連携して行うものも含め、高齢化・過疎化、環境問題など地域や社会が抱える課題を解決しようとする活動を広く支援する。祭りや、まちおこしなど地域のつながりを強める活動への中小企業の参加を支援する。また、熟練技能や伝統技能の継承を後押しする。

八. 中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす

関係省庁の連携は、起業・転業・新事業展開への支援策の有効性を高める。中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。その際、地域経済団体の協力を得つつ、全国の中小企業の声を広く聴き、政策効果の検証に反映する。

(結び)

世界経済は、成長の中心を欧米からアジアなどの新興国に移し、また、情報や金融が短時間のうちに動くという構造的な変化を激しくしている。一方で、我が国では少子高齢化が進む中、これからは、一人ひとりが、力を伸ばし発揮することが、かつてなく重要性を高め、国の死命を制することになる。したがって、起業、挑戦意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発となるような社会への変革なくしては、この国の将来は危うい。変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、そして、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意を政府として宣言する。

3 中小企業対策予算

(1) 中小企業対策費関連予算額（当初予算）

年 度	経済産業省計上	当初予算合計
20年度	1,304億円	1,761億円
21年度	1,304億円	1,890億円
22年度	1,255億円	1,911億円
23年度	1,055億円	1,969億円
24年度	2,048億円 ^{※1}	3,356億円
25年度	1,947億円 ^{※2}	2,963億円

※¹平成24年度予算における復旧・復興経費を除く中小企業対策費は、政府全体で1,802億円。

※²平成25年度予算における復旧・復興経費を除く中小企業対策費は、政府全体で1,811億円。

(2) 中小企業対策費関連予算額（補正予算）

年 度	経済産業省計上	補正予算合計
20年度	2,588億円	10,936億円
21年度	7,420億円	29,641億円
22年度	653億円	5,829億円
23年度(一次)	1,671億円	5,208億円
23年度(二次)	553億円	559億円
23年度(三次)	2,802億円	6,864億円
23年度(四次)	2,963億円	7,413億円
24年度	3,721億円	5,434億円

4 中小企業の税制

(1) 中小企業の設備投資を支援

中小企業者等が、既存製品の増産のために生産設備の能力を拡充したり、老朽化した生産設備を更新する設備投資や、IT 投資などを行った場合に利用できる「中小企業投資促進税制」(法人税、所得税)は対象に測定工具及び検査工具、試験又は測定機器を追加する等の見直しを行った上で、平成 26 年 3 月 31 日まで適用します。

<制度概要>

- ・対象者 : 青色申告を行っている中小企業者等
- ・対象設備 : 機械及び装置、電子計算機、デジタル複合機、一定のソフトウェア等
- ・措置内容 : 取得価格の 30%の特別償却、又は、7%の税額控除の選択適用

(2) 中小企業の償却資産管理などを支援

経理財務を専門に担当する職員がいないなど償却資産の管理や納税などの事務処理に負担がかかる中小企業者にとって便利な「少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」(法人税、所得税)は、平成 26 年 3 月 31 日まで適用します。

取得価格	償却方法
30 万円未満	全額損金算入 (即時償却)

合計 300 万円まで

(3) 中小企業における交際費に対する支援

法人が支出した交際費は原則損金不算入とされていますが、中小法人が支出した交際費等については800万円を上限として損金算入が認められる本措置は平成26年3月31日まで適用します。

5 平成25年度中小企業政策の重点項目

(1) 中小企業・小規模事業者の支援

中小企業・小規模事業者は、日本経済の成長と地域経済を支える重要な存在です。こうした中小企業・小規模事業者の活力を引き出すため、小規模事業者に着目した施策の拡充、ものづくりや海外展開への新たな挑戦、地域商業の機能強化、中小企業・小規模事業者の事業再生の支援などの取組を推進します。

① 小規模事業者等の支援

100万社以上の中小企業・小規模事業者と1万以上の支援者をつなぐ、ITを活用した支援ポータルを運営し、中小企業・小規模事業者に対して、新しいビジネスプランの提案、知的財産管理等の支援を行う専門家を派遣します。また、女性や若者をはじめとした意欲ある経営者や従業員が行う新商品・新サービスの開発、販路開拓の取組等を支援します。

② ものづくりや海外展開等への新たな挑戦の支援

中小企業・小規模事業者、地域の大学等の研究機関等が連携して行う、特定ものづくり基盤技術（鋳造、鍛造、切削加工、めっき等）の高度化に資する研究開発、優れた技術の事業化に向けた実証研究等の取組を支援します。

③ 地域商業の機能強化による地域経済の活性化

地域住民のニーズを踏まえた施設の整備、店舗の集約化等など、商店街等による地域コミュニティ機能再生に向けた取組を補助するとともに、空き店舗活用事業や地域資源を活用した集客事業等の商店街活性化にむけた取組を支援します。

④ 中小企業・小規模事業者の事業再生

中小企業金融円滑化法の終了を踏まえ、中小企業経営力強化支援法に基づく認定支援機関^(注1)による経営改善計画策定支援（約2万社対象）や中小企業再生支援協議会の取組の強化等により、中小企業・小規模事業者の再生・経営改善を徹底的に促進します。

（注1）経営力強化支援法に基づき、経営革新等支援機関として、認定を受けた者。平成25年9月20日時点で、税理士、弁護士、公認会計士、地域金融機関など17,445機関。

⑤ 資金繰り支援

信用保証協会による借換保証の推進や、日本政策金融公庫等による経営支援型等のセーフティネット貸付の推進及び制度の拡充など、経営支援とあわせた公的金融による10兆円超の資金供給を実施します。

⑥ 消費税引き上げに伴う転嫁対策

中小企業・小規模事業者が消費税を円滑に転嫁できるよう、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法や、消費税転嫁に係る下請代金支払遅延等防止法の違反行為等に関する情報収集及び調査を行うため、監視・検査体制を強化し、また、消費税の二段階にわたる引上げや制度変更の円滑な実施のため、中小企業団体等と連携して、講習会の開催、相談窓口の設置やパンフレット等による周知等を行います。

(2) 被災中小企業・小規模事業者の復旧・復興支援

東日本大震災に対しては、これまで、過去に例を見ないほど拡充した資金繰り支援に併せて、中小企業の店舗・工場等の施設の復旧支援や二重ローン対策、原子力災害等による風評被害への対策を行いました。平成25年度予算においても、中小企業の資金繰り支援や中小企業等グループ補助金をはじめ、引き続き被災中小企業・小規模事業者の復旧・復興に向けた支援を行います。

第Ⅱ部 個別中小企業施策

第1編 経営サポート



「経営」を示すベクトルは螺旋です。常にPLAN・DO・CHECKの視点で経営体制の見直しを行い、改善を図りながら上昇していく企業に対し、中小企業庁が経営面でのサポートを行うということを中央上部の丸オブジェクトで表現しています。

第1章 ものづくり・技術の高度化支援

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律と支援措置

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(中小ものづくり高度化法)」に基づき、経済産業大臣が指定する特定ものづくり基盤技術に関する研究開発の計画について認定を受けた中小企業者が(他の事業者と協力して)、その研究開発を行う際、様々な支援を受けることができます。

1 法律の目的

高度な「ものづくり基盤技術」を有する中小企業者の存在が我が国製造業を支えていることを踏まえ、「ものづくり基盤技術」の高度化への研究開発等を支援することにより、我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を図ることを目的としています。

2 法律の概要

(1) 特定ものづくり基盤技術の指定

ものづくりの基盤となる技術のうち、主として中小企業が担い、その高度化を図ることが我が国製造業の国際競争力の強化や新たな事業の創出に資するものを、経済産業大臣が「特定ものづくり基盤技術(*)」として指定します。

*特定ものづくり基盤技術(22技術(平成24年6月現在))

組込みソフトウェア、金型、冷凍空調、電子部品・デバイスの実装、プラスチック成形加工、粉末冶金、溶射・蒸着、鍛造、動力伝達、部材の締結、鋳造、金属プレス加工、位置決め、切削加工、繊維加工、高機能化学合成、熱処理、溶接、塗装、めっき、発酵、真空

(2) 特定ものづくり基盤技術高度化指針の策定

特定ものづくり基盤技術について、川下製造業者のニーズを踏まえた高度化の目標、研究開発等の実施方法、実施するに当たって配慮すべき事項を整理し、高度化指針として経済産業大臣が定めます。

(3) 特定研究開発等計画の認定と認定計画への支援制度の創設

中小企業者は(必要に応じ他の事業者と協力して)上記(2)の高度化指針に沿って、研究開発等に関する計画(以下、特定研究開発等計画という)を作成し、経済産業大臣に対して提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができます。認定を受けた場合には、特定研究開発等計画実行に向けて、以下の支援措置が整備されています。ただし、別途、各機関の審査を受けることが必要です。

[1] 戦略的基盤技術高度化支援事業

我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業者のものでんり基盤技術の高度化に資する研究開発から試作までの取組を支援し

ます。

(ア) 対象者

中小ものづくり高度化法に基づく経済産業大臣の認定（同法第5条の変更認定を含む）を受けた特定研究開発等計画に基づき研究開発等を実施する中小企業者。

(イ) 支援内容

上記(ア)に記載された対象者が実施する特定研究開発等計画を対象に、委託契約を締結します。

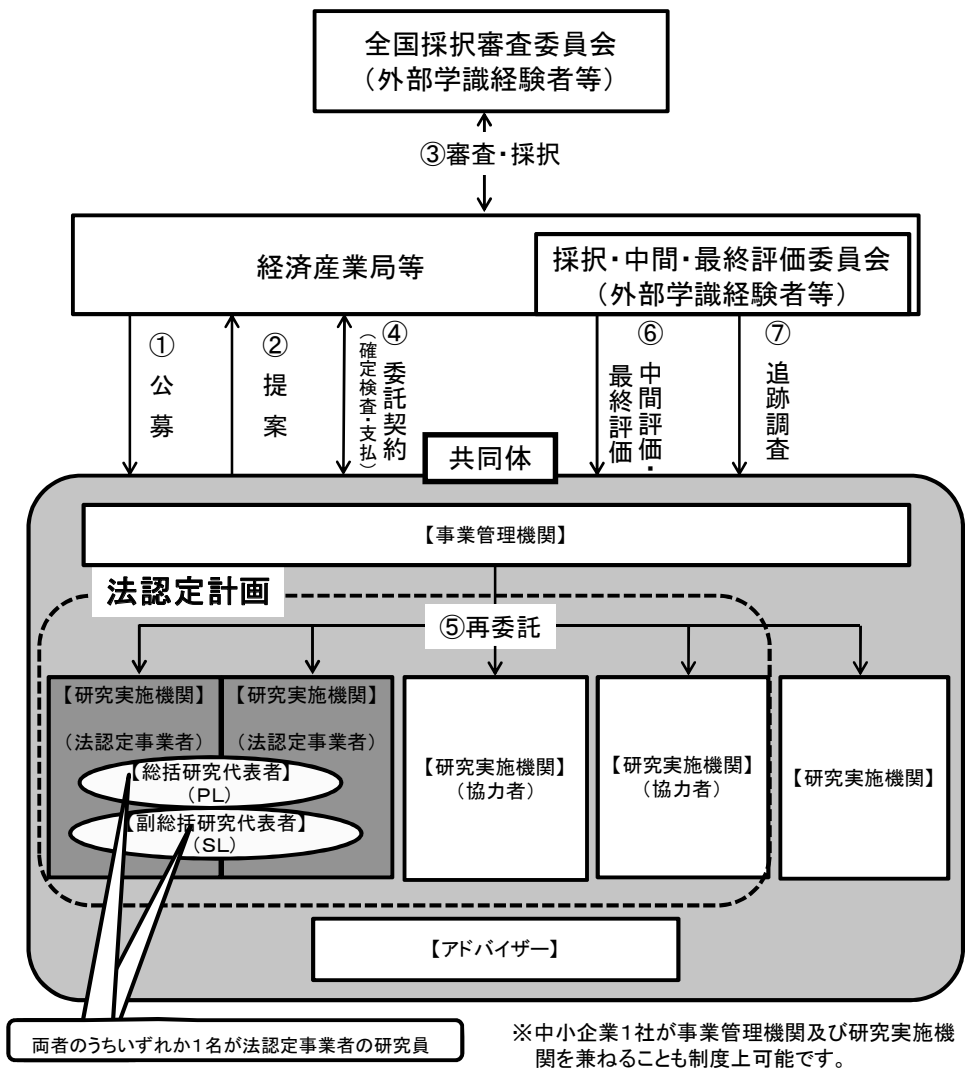
(a) 委託経費：研究開発、試作等にかかる経費（設備費、消耗品費、人件費等）

(b) 委託金額：【一般型】 初年度4,500万円以下／テーマ
 【小規模事業者型】 初年度2,300万円以下／テーマ

(c) 研究期間：2～3年

(d) 公募時期：平成25年4月22日～6月20日

図表 1-1-1 戦略的基盤技術高度化支援事業の仕組み



《問い合わせ先》 中小企業庁創業・技術課 ☎03-3501-1816（直通）

各経済産業局又は内閣府沖縄総合事務局

[2] 中小企業信用保険法の特例

中小ものづくり高度化法に基づく認定を受けた中小企業者が、特定研究開発等を実施するに当たって金融機関から融資を受ける際に、特例として信用保証協会が債務保証を行います。特例措置の内容は次のとおりです。

(ア) 普通保証、無担保保証、特別小口保証、売掛金債権担保保証の別枠化

普通保証、無担保保証、特別小口保証、売掛金債権担保保証に加えて、それぞれさらに別枠で同額の保証を受けることができます。

図表 1-1-2 特例措置による保証限度額の増加分

		【保証限度額】		【別 枠】
普 通 保 証	企業	2億円	+	2億円
	組合	4億円		4億円
無 担 保 保 証		8,000万円		8,000万円
特 別 小 口 保 証		1,250万円		1,250万円

(イ) 新事業開拓保証の限度枠拡大

		【保証限度額】		【限度額引き上げ】
新 事 業 開 拓 保 証	企業	2億円	→	3億円
	組合	4億円		6億円

《問い合わせ先》

(社) 全国信用保証協会連合会 ☎03-6823-1200

<http://www.zensinhoren.or.jp/>

[3] 中小企業投資育成株式会社法の特例

中小ものづくり高度化法に基づく認定を受けた事業を行うために、資本の額が3億円を超える株式会社の設立に際して、その株式を中小企業投資育成株式会社が引受けることが可能となります。

また、中小企業者のうち、資本の額が3億円を超える株式会社であっても、認定計画を実施するために発行する株式、新株予約券、新株予約券付社債等を中小企業投資育成株式会社が引受けることが可能となります。

《問い合わせ先》

東京中小企業投資育成株式会社（名古屋以東） ☎03-5469-1811（代表）

名古屋中小企業投資育成株式会社（愛知・岐阜・三重・富山・石川）

☎052-581-9541（代表）

大阪中小企業投資育成株式会社（名古屋以西・福井）

本社 ☎06-6459-1700（代表）

九州支社 ☎092-724-0651（代表）

[4] 特許料及び特許審査請求料の特例

中小ものづくり高度化法に基づく認定を受けた特定研究開発等の成果に係る発明（計画終了後2年以内に出願されたものに限る）及びその発明を実施するため

に特定研究開発等計画に従って承継した発明等について、中小企業が特許出願を行う際の「審査請求料」、「特許料（第1年～第10年）」を半額に軽減します。

図表 1-1-3 特許出願に要する経費は？



《問い合わせ先》 中小企業庁創業・技術課 ☎03-3501-1816（直通）
各地方経済産業局 特許室

[5] 日本政策金融公庫の低利融資＜企業活力強化資金＞

中小ものづくり高度化法に基づく認定を受け、ものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発等を行う中小企業者に対し、低利融資を行います。

(7) 対象者

(a) 中小ものづくり高度化法の認定を受けた特定研究開発等計画に基づき研究開発等に取り組むために資金を必要とする者であって、かつ、以下のいずれかの要件を満たす者

(取扱金融機関：日本政策金融公庫（中小企業事業）)

- i 最近の決算において、赤字又は債務超過である
- ii 最近における売上高、純利益又は売上高経常利益率が、前年同期又は2年前若しくは3年前の同期に比し減少している
- iii i や ii と同様に、困難な経営状況にあると認められる

(b) 中小ものづくり高度化法第2条第2項に規定する特定ものづくり基盤技術を活用した新製品・新技術の開発（既存技術の転用や隠れた価値の発掘（設計・デザイン、アイデアの活用等を含む））及び当該開発の成果に係る販路開拓等に取り組む者であって、次の i 及び ii から iv のいずれかの要件を満たす者

(取扱金融機関：日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）)

- i 技術的課題を明確にした新製品・新技術開発の内容及びその販路開拓等にかかる「ものづくり製品開発等計画書」を策定すること。

- ii 当該新製品・新技術に関する売上高が、貸付後5年以内に1.5倍以上に増加することが見込まれること。
- iii 会社の売上高経常利益率が、貸付後5年以内に直近の売上高経常利益率に比べ1.1倍以上増加することが見込まれること。
- iv 当該新製品・新技術に関して別表に掲げる補助金の交付決定を受ける予定の者又は過去5年以内に別表に掲げる補助金の交付決定を受けた事業を実施した者であること。

(イ) 融資限度額

(中小企業事業 (a)及び(b))

直接貸付 7億2,000万円、うち運転資金 2億5,000万円

代理貸付 1億2,000万円

(国民生活事業 (b))

直接貸付 7,200万円、うち運転資金 4,800万円

(ウ) 利率

(中小企業事業)

2億7,000万円まで (土地に係る資金を除く)

(a)の場合 特利③、(b)の場合 特利①

2億7,000万円超 基準金利

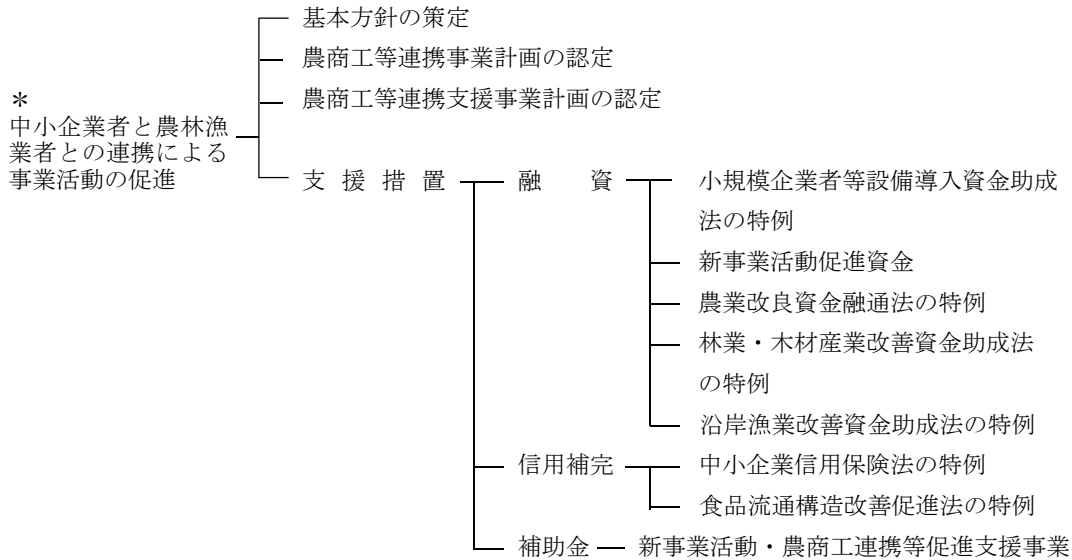
(国民生活事業)

特利① (ただし、土地に係る資金は、基準金利)

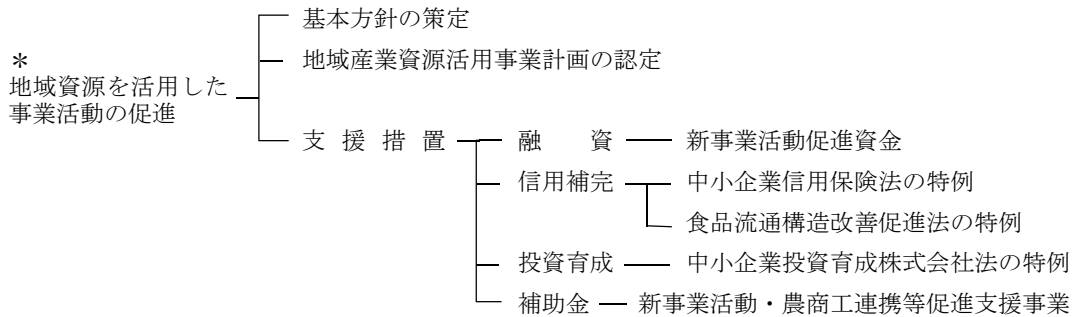
《問い合わせ先》日本政策金融公庫 (国民生活事業／中小企業事業)
事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505

第2章 新たな事業活動支援

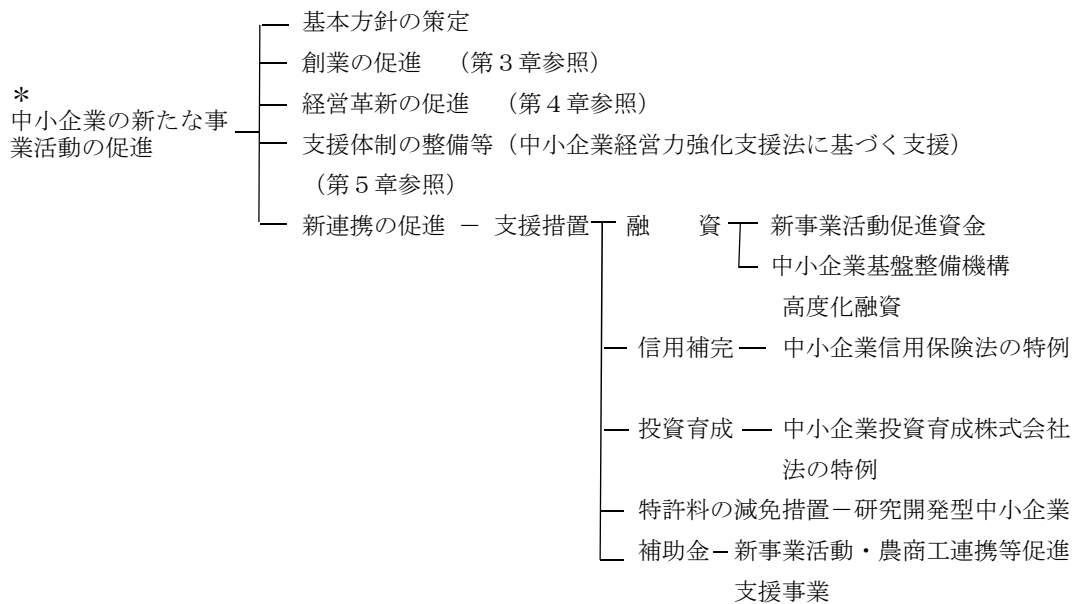
図表 1-2-1 「農工商等連携促進法」に基づく支援策の体系図



図表 1-2-2 「中小企業地域資源活用促進法」に基づく支援策の体系図



図表 1-2-3 「中小企業新事業促進法」に基づく支援策の体系図



第1節 農商工等連携に対する支援

中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品、新サービスの開発等を行う際、「農商工等連携促進法」に基づく支援の他、様々な支援を展開します。

1 「農商工等連携促進法」※に基づく事業計画への支援

※中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）

本法律では、地域経済の中核をなす中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るために、中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を総合的に支援します。

(1) 基本方針の策定

国は、農商工等連携事業の促進に関する事項等を内容とする基本方針を策定します。

(2) 農商工等連携事業計画の認定

農商工等連携促進法に基づいて、中小企業者と農林漁業者が有機的に連携して新商品・新サービスの開発等を行う「農商工等連携事業計画」を共同で作成し、国の認定を受けた場合は、次の支援を受けられます。

- [1] 新事業活動・農商工連携等促進支援事業（農商工等連携対策支援事業（事業化・市場化支援事業））（次項参照）
- [2] マーケティング等の専門家によるサポート支援（新事業創出支援事業）（26ページ参照）
- [3] 政府系金融機関による融資制度（26ページ参照）
- [4] 中小企業信用保険法の特例
認定を受けた中小企業者に、普通保険、無担保保険、特別小口保険及び流動資産担保保険等に特別枠を設け、保証限度額の拡大等を行います。
- [5] 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例
認定を受けた小規模企業者に対し、設備資金貸付の貸付割合を引き上げます。
- [6] 食品流通構造改善促進法の特例
食品の生産、製造、加工又は販売の事業を行う認定事業者が計画に基づいて事業を実施する場合は、必要な資金の借入に対し債務保証を受けられるなどの支援を講じます。
- [7] 農業改良資金融通法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例
(ア) 認定を受けた中小企業者が、農林漁業者の行う農業改良措置等を支援

するための措置に必要な資金について、当該中小企業者が農業改良資金等の貸付を受けられます。

- (イ) 認定を受けた中小企業者又は農林漁業者が当該計画に基づいて行う事業に必要な農業改良資金等の償還期間を10年から12年に、据置期間を3年から5年に延長します。

《問い合わせ先》 中小企業庁新事業促進課 ☎03-3501-1767（直通）
各経済産業局中小企業課等

（3）農商工等連携支援事業計画の認定

農商工等連携促進法に基づいて、一般社団・財団法人やNPO法人が、中小企業者と農林漁業者との連携を支援する「農商工等連携支援事業計画」を作成し、国の認定を受けた場合は、次の支援を受けられます。

- [1] 新事業活動・農商工連携等促進支援事業（農商工等連携対策支援事業（連携体構築支援事業（支援機関型）））（次項参照）

- [2] 中小企業信用保険法の特例

認定を受けた一般社団・財団法人やNPO法人を中小企業者とみなし、中小企業信用保険法を適用します。

《問い合わせ先》 中小企業庁新事業促進課 ☎03-3501-1767（直通）
各経済産業局中小企業課等

2 農商工等連携を活用した新たな事業創出及び販路開拓の取組に対する支援

（1）新事業活動・農商工連携等促進支援補助金

【事業化・市場化支援事業】

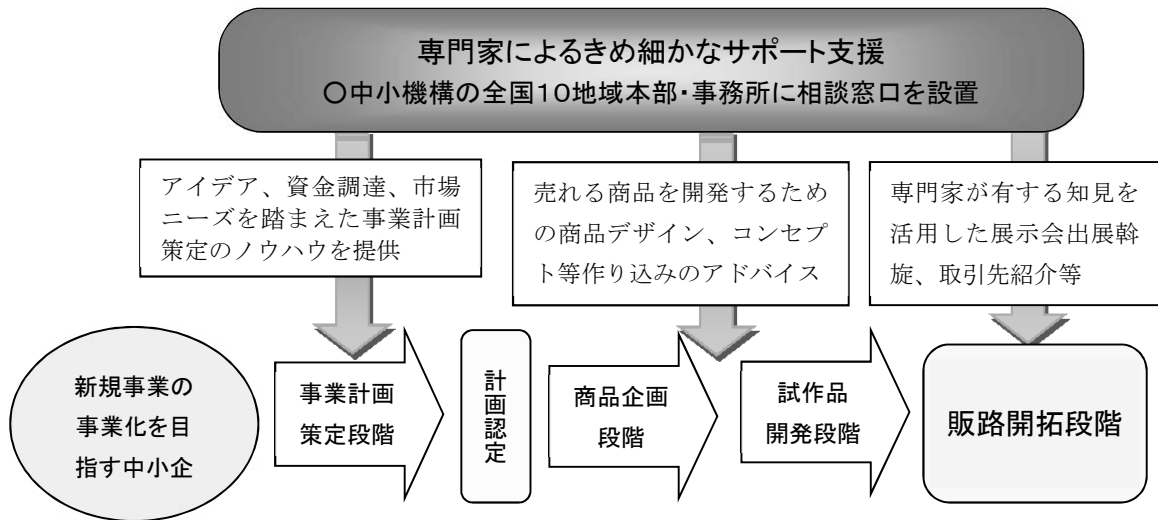
- [1] 対象者：「農商工等連携事業計画」の認定を受けた中小企業者
[2] 支援内容：中小企業者と農林漁業者が連携して行う試作品開発、展示会出展等に係る費用を補助。
[3] 補助率：2/3 以内（上限 3,000 万円）
（試作・開発を伴わない場合、上限 2,500 万円）

【連携体構築支援事業（支援機関型）】

- [1] 対象者：「農商工等連携支援事業計画」の認定を受けた一般社団・財団法人又はNPO法人
[2] 支援内容：中小企業者と農林漁業者との交流の機会の提供、連携して事業活動を行う中小企業者又は農林漁業者に対する指導・助言、その他の中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する事業に係る費用を補助。
[3] 補助率：2/3 以内（上限 2,000 万円）

《問い合わせ先》 中小企業庁新事業促進課 ☎03-3501-1767（直通）
各経済産業局中小企業課等

【支援の流れ】



[3] 支援専門家

製造業、商社、金融機関出身者、中小企業診断士をはじめとしたビジネスコンサルタントなど、様々なバックグラウンドの専門家を揃え、皆様のニーズにお応えします。

《問い合わせ先》 中小機構 新事業支援部 連携事業支援課
☎03-5470-1194 (直通)
中小企業庁新事業促進課 ☎03-3501-1767 (直通)

(4) 中小企業信用保険法の特例

認定を受けた中小企業者に、普通保険、無担保保険、特別小口保険及び売掛金債務担保保険の別枠を設ける等の措置を講じます。

3 農商工等連携を活用した新たな事業創出及び販路開拓等の取組に対するその他支援

(1) 農商工連携型地域中小企業応援ファンド

中小機構が資金提供を行い、都道府県、地域金融機関等と一体となって「農商工連携型地域中小企業応援ファンド」を組成し、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携した取組などに対し、シーズの発掘等に対する助成を行います。

[1] 支援の対象

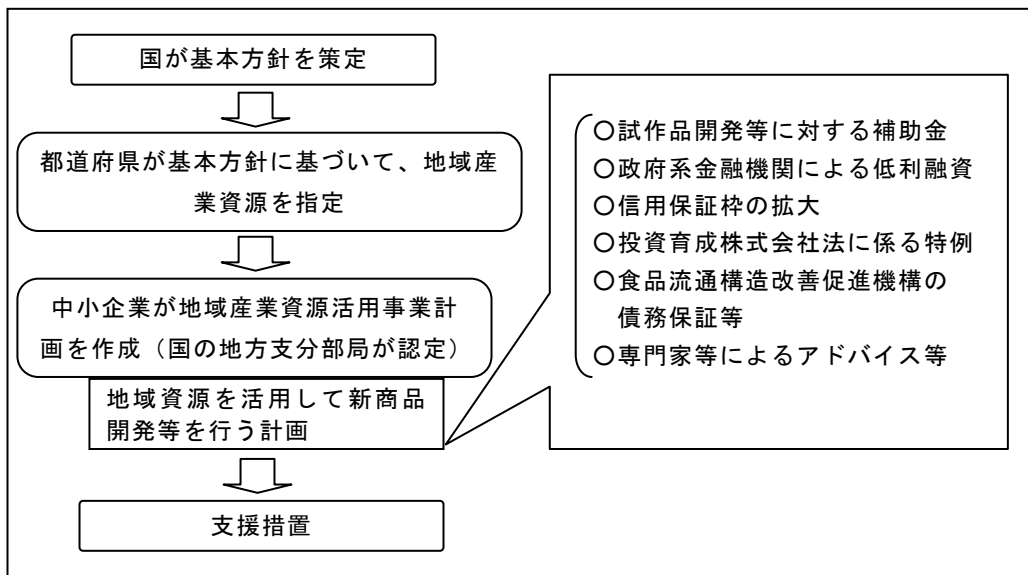
互いの経営資源を活用し、それぞれが工夫を凝らして新商品、新サービスの開拓等を行う中小企業者と農林漁業者の連携体など。

第2節 地域資源を活用した取組に対する支援

各地域の「強み」である産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等の地域資源を活用して新商品や新サービスの開発・市場化を行う中小企業者に対して、「中小企業地域資源活用促進法」に基づく支援の他、様々な支援を展開します。

1 「中小企業地域資源活用促進法」※に基づく支援

※中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）



（1）主務大臣による基本方針の策定

国は、地域資源に関する事項、地域資源を活用した事業に関する事項等を内容とする基本方針を策定します。

（2）都道府県により地域資源の内容を特定

都道府県は、当該都道府県における地域資源の内容を指定することができます。

- [1] 地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物又は鉱工業品
- [2] 当該鉱工業品の生産技術
- [3] 文化財、自然の風景地、温泉等の相当程度認識されている観光資源

（3）地域産業資源活用事業計画の認定

中小企業が地域産業資源（農林水産物、生産技術、観光資源）を活用した事業計画を策定し、その内容を国から認定を受けると、次の支援を受けられます。

- [1] 新事業活動・農商工連携等促進支援補助金（地域資源活用新事業展開支援事業）（次項参照）

- [2] マーケティング等の専門家によるサポート支援（新事業創出支援事業）（26ページ参照）
- [3] 政府系金融機関による融資制度（次項参照）
- [4] 中小企業信用保険法の特例
認定を受けた中小企業者に、普通保険、無担保保険、特別小口保険及び流動資産担保保険等に特別枠を設け、保証限度額の拡大等を行います。
- [5] 食品流通構造改善促進法の特例
食品の生産、製造、加工又は販売の事業を行う認定事業者が計画に基づいて事業を実施する場合は、必要な資金の借入に対し債務保証を受けられるなどの支援を講じます。
- [6] 中小企業投資育成株式会社の特例
地域産業資源活用事業を行うために、資本の額が3億円を超える株式会社の設立に際して、その株式を中小企業投資育成株式会社が引受けることにより資金調達を支援します。
また、中小企業者のうち、資本の額が3億円を超える株式会社が、地域産業資源活用事業を行うために発行する株式、新株予約券、新株予約券付社債を中小企業投資育成株式会社が引受けることにより、資金調達を支援します。

《問い合わせ先》

東京中小企業投資育成株式会社 <http://www.sbic.co.jp/>

☎03-5469-1811

名古屋中小企業投資育成株式会社 <http://www.sbic-cj.co.jp/>

☎052-581-9541

大阪中小企業投資育成株式会社 <http://www.sbic-wj.co.jp/>

本社☎06-6459-1700、九州支社☎092-724-0651

《問い合わせ先》 中小企業庁新事業促進課 ☎03-3501-1767（直通）
各経済産業局中小企業課等

2 地域資源を活用した新たな事業創出及び販路開拓等の取組に対する支援

中小企業者のうち、中小企業地域資源活用促進法に基づいて、地域の強みである地域資源を活用して新商品・新サービスの開発等を行う「地域産業資源活用事業計画」を作成し、国の認定を受けた者は、次の支援が受けられます。

（1）新事業活動・農商工連携等促進支援補助金

【地域資源活用新事業展開支援事業】

地域の優れた資源を活用した新商品、新サービスの開発・販路開拓等の取組に対して資金面での支援を行い、地域の中小企業等による売れる商品づくりや地域発のブランド構築の実現を目指します。

- [1] 対象者：中小企業地域資源活用促進法第6条第1項に基づく地域産業資源活用事業計画の認定を受けた中小企業者

- [2] 支援内容：地域資源を活用した新規性の高い新商品開発等の取組に対し、試作品開発、デザイン改良、展示会出展等に係る経費の一部を補助。
- [3] 補助率：2/3以内（上限3,000万円）

（2）新事業創出支援事業（26ページ参照）

（3）政府系金融機関による低利融資制度

- [1] 対象者：(ア)認定を受けた「地域資源活用事業計画」を実施する事業者
 (イ)法に基づき指定された地域資源を活用し、売上げの増加など一定の成果が見込める事業を実施する事業者（国民生活事業のみ）
- [2] 貸付限度額：日本政策金融公庫（中小企業事業）
 設備資金 7億2,000万円、うち運転資金 2億5,000万円
 日本政策金融公庫（国民生活事業）
 設備資金 7,200万円、うち運転資金 4,800万円
- [3] 利率：(ア)（中小企業事業）特利③、（国民生活事業）特利C
 (イ)（国民生活事業）特利①

《問い合わせ先》 中小企業庁新事業促進課 ☎03-3501-1767（直通）
 日本政策金融公庫（国民生活事業／中小企業事業）
 事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505
 沖縄振興開発金融公庫（融資相談室）☎098-941-1795

（4）中小企業信用保険法の特例

認定を受けた中小企業者に、普通保険、無担保保険、特別小口保険及び売掛金債務担保保険の別枠を設ける等の措置を講じます。

（5）中小企業投資育成株式会社法の特例

認定を受けた中小企業者の資本の額が3億円を超える場合においても、中小企業投資育成株式会社が投資事業等を実施することを可能にします。

3 その他の支援

（1）中小機構が主催する商談会等に対する出展（販路開拓支援事業）

取引機会の拡大やテストマーケティングを目的とし、百貨店、スーパー、商社等のバイヤー等と商談を行う展示・商談会を実施します。

- [1] 対象となる事業者
 優れた地域資源を活用した製品等を有する地域中小企業等
- [2] 支援策の内容
 中小機構が主催する地域資源を活用した製品等の展示・商談会の開催

《問い合わせ先》

中小機構新事業支援部販路開拓支援課 ☎03-5470-1525（直通）

中小企業庁新事業促進課 ☎03-3501-1767（直通）

（２） 地域中小企業応援ファンド

地域中小企業応援ファンドは、対象となる地域の中小企業者の成長段階に応じて「スタート・アップ応援型」と「チャレンジ企業応援型」の２種類のスキームがあり、地域の知恵と工夫を活かして、地域の多様な取組を支援します。

〔１〕 支援対象

（ア） スタート・アップ応援型ファンド

地域密着型の事業で、地域コミュニティへの貢献度が高い新たな事業への取組、地域資源を活用した初期段階の取組など、地域経済の活性化に資する中小企業の方など。

（イ） チャレンジ企業応援型ファンド

地域資源を活用するなどして創業又は経営の革新を図り、域外新市場への新事業展開に向けて株式公開などを指向する又は成長段階にある中小企業の方など。

〔２〕 支援内容

（ア） スタート・アップ応援型

ファンドを組成する都道府県に対して、中小企業基盤整備機構が必要な資金の一部を無利子で貸付け、都道府県を通じてファンド管理者に無利子貸付を行います。本ファンドの運用益を原資として、創業又は経営の革新を行おうとする中小企業等を対象に助成を行います。

なお、本ファンドは各都道府県の創意工夫により組成されるため、助成分野、対象、規模などは、各都道府県で異なります。

《問い合わせ先》

中小機構 地域経済振興部高度化事業推進課 ☎03-5470-1633

（参照URL：<http://www.smrj.go.jp/keiei/chikipg/fund/035669.html>）

（イ） チャレンジ企業応援型

民間の投資会社等が運営するファンドに対して、中小機構が出資（中小機構と地方自治体で合わせてファンド総額の1/2以内、一定の要件を満たせば7割まで）を行うことで、地域資源を活用した新たな事業に挑戦する中小企業への投資機会の拡大を図り、地域の活性化を図ります。

なお、ファンドを運営する事業会社の審査を通過すれば、ファンドによる株式取得などの資金供給と踏み込んだ経営支援を受けることができます。

《問い合わせ先》

中小機構 ファンド事業部ファンド企画課 ☎03-5470-1672

（参照URL：<http://www.smrj.go.jp/fund/gaiyo/026047.html>）

第3節 新連携に対する支援

2社以上の異なる分野の中小企業者が連携し、それぞれが持つ技術・ノウハウ等の「強み」を有効に組み合わせ、新商品、新サービスの開発等を行う際に、「中小企業新事業活動促進法」に基づく支援の他、様々な支援を展開します。

1 「中小企業新事業活動促進法（新連携の促進）」※に基づく事業計画への支援

※中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年3月31日法律第18号) 本法律は、中小企業の新たな事業活動を促進するため、(1)創業、(2)経営革新、(3)新連携の取組を支援するとともに、(4)これらの新たな事業活動の促進に資する事業環境基盤の充実を図るために、所要の措置を講じます。

このうち、新連携（中小企業新事業活動促進法では、「異分野連携新事業分野開拓」といいます）とは、その行う事業の分野を異にする2社以上の中小企業者が有機的に連携し、その経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいいます）を有効に組み合わせて、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることを指します。

(1) 主務大臣による基本方針の策定

国は、新連携に関する事項、新連携における連携に関する事項等を内容とする基本方針を策定します。

(2) 異分野連携新事業分野開拓計画の認定

中小企業新事業活動促進法に基づいて、2社以上の異分野の中小企業者（他に組合、大学、研究機関、大企業、NPOなどを含むことができます）が連携し、新商品、新サービスの開発等の新たな事業活動に取り組む「異分野連携新事業分野開拓計画」（以下「新連携計画」という）を共同で作成し、国の認定を受けた事業者に対して、次の支援を行います。

- [1] 新事業活動・農商工連携等促進支援事業（新連携支援事業）（次項参照）
- [2] マーケティング等の専門家によるサポート支援（新事業創出支援事業）
（26ページ参照）
- [3] 政府系金融機関による融資制度（次項参照）
- [4] 中小企業信用保険法の特例
認定を受けた中小企業者に、普通保険、無担保保険、特別小口保険及び売掛金債権担保保証等に特別枠を設け、保証限度額の拡大等を行います。
- [5] 中小企業投資育成株式会社の特例
新連携に係る事業を行うために、資本の額が3億円を超える株式会社の設立に際して、その株式を中小企業投資育成株式会社が引受けることにより資金調達を支援します。

また、中小企業者のうち、資本の額が3億円を超える株式会社が、新連携に係る事業を行うために発行する株式、新株予約券、新株予約券付社債を中小企業投資育成株式会社が引受けることにより、資金調達を支援します。

《問い合わせ先》

東京中小企業投資育成株式会社 <http://www.sbic.co.jp/>

☎03-5469-1811

名古屋中小企業投資育成株式会社 <http://www.sbic-cj.co.jp/>

☎052-581-9541

大阪中小企業投資育成株式会社 <http://www.sbic-wj.co.jp/>

本社☎06-6459-1700、九州支社☎092-724-0651

[6] 特許料減免措置

認定を受けた中小企業が実施する技術開発に伴う研究開発事業による成果について、特許出願（新連携計画開始から計画終了後2年以内に出願されたものに限る）を行う際の「審査請求料」、「特許料」（第1年～第10年）を半額に軽減します。

《問い合わせ先》特許庁総務部総務課 ☎03-3581-1101（内線2105）

[7] 中小企業基盤整備機構の高度化融資（次項参照）

2 新連携を活用した新たな事業創出及び販路開拓の取組に対する支援

(1) 新事業活動・農商工連携等促進支援補助金

【新連携支援事業】

新連携計画の認定を受けた連携体が、当該計画に従って行う事業の市場化に向けた取組を支援します。具体的には、認定計画に従って行う新商品開発（製品・サービス）に向けた実験・試作、連携体内の規程作成（工程管理マニュアル、共通システム構築等）、研究会開催、マーケティング調査等に要する経費を補助します。

[1] 補助率：2/3以内（1 認定事業計画あたり、上限3,000万円（下限100万円）
（試作・開発を伴わない場合、上限2,500万円）

[2] 対象：コア企業（2以上の異分野の中小企業で連携して新たな事業活動に取り組む方で、新連携計画の認定を受けた代表者）

《問い合わせ先》 中小企業庁新事業促進課 ☎03-3501-1767（直通）
各経済産業局中小企業課等

(2) 政府系金融機関による低利融資制度

[1] 対象者：「新連携計画」の認定を受けた事業者

[2] 貸付限度額：日本政策金融公庫（中小企業事業）

設備資金 7億2,000万円、うち運転資金 2億5,000万円

日本政策金融公庫（国民生活事業）

設備資金 7,200万円、うち運転資金 4,800万円

[3] 利率：（中小企業事業）特利③、（国民生活事業）特利C

《問い合わせ先》 中小企業庁新事業促進課 ☎03-3501-1767（直通）
 日本政策金融公庫（国民生活事業／中小企業事業）
 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

（３） 中小企業基盤整備機構の高度化融資

「新連携計画」の認定を受けた任意グループが行う新商品の生産、研究開発等に必要施設の整備に要する資金を、中小企業基盤整備機構から無利子で融資を受けることが可能です。

[1] 貸付対象者

次の要件のいずれにも該当する任意グループ

(ア) 構成員が4人以上

(イ) 構成員の2/3以上が、認定中小企業者

[2] 貸付対象資金：土地、建物、構築物、設備

[3] 貸付金利：無利子

[4] 貸付期間：20年以内（うち据置3年以内）

[5] 貸付割合：90%

《問い合わせ先》（独）中小企業基盤整備機構

地域経済振興部地域振興企画課 ☎03-5470-1528

（４） 新事業創出支援事業（26ページ参照）

（５） 中小企業信用保険法の特例

認定を受けた中小企業者に、普通保険、無担保保険、特別小口保険及び売掛金債務担保保険の別枠を設ける等の措置を講じます。

（６） 中小企業投資育成株式会社法の特例

認定を受けた中小企業者の資本の額が3億円を超える場合においても、中小企業投資育成株式会社が投資事業等を実施することを可能にします。

第4節 小規模事業者の新事業活動支援

小規模事業者において、女性や若者をはじめとした意欲ある経営者や従業員などが行う新事業活動を支援します。

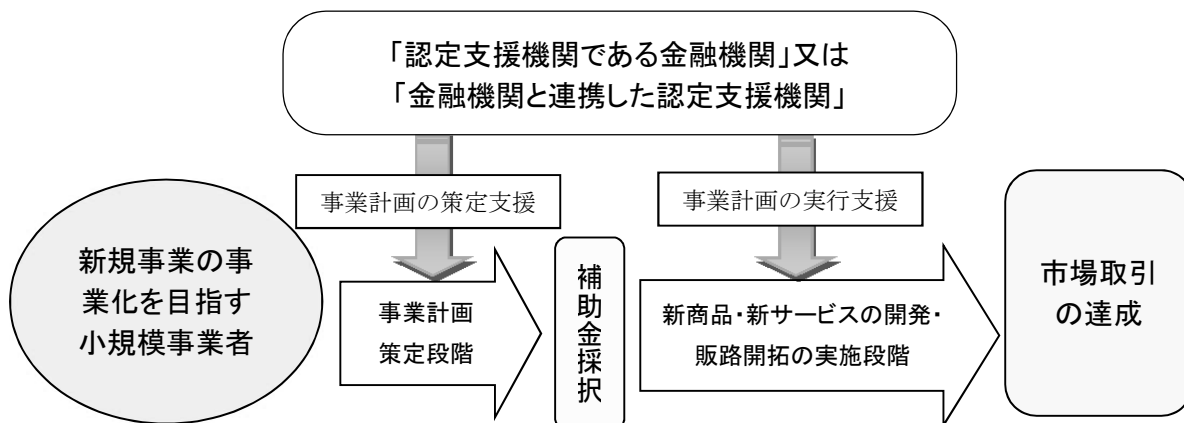
1. 小規模事業者活性化事業

小規模事業者が、女性や若手の経営者・従業員の感性やアイデア等を生かした新商品・新サービスを開発し、早期に市場取引を達成することが見込まれる取組を支援します。

- [1] 対象者：常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者
- [2] 対象事業：次のいずれかの事業を行うものであること
 - ①地域のニーズに対応した新商品・新サービスを通じて、小規模事業者が所在する地域を対象とした市場において、早期に市場取引を達成することが見込まれる事業活動
 - ②国内等で満たされていない特定のニーズに対応し、他の事業者が容易に取り組むことができない技術やノウハウに基づく新商品・新サービスを通じて、早期に市場取引を達成することが見込まれる事業活動
- [3] 支援内容：新商品・新サービスの開発等に要する費用の一部を補助（補助率：2/3以内、補助上限額：200万円）
- [4] 要件：事業計画の策定から実行まで「認定支援機関である金融機関」又は「金融機関と連携している認定支援機関」と協力して行う事業であること

《問い合わせ先》 中小企業庁新事業促進課 ☎03-3501-1767（直通）
各地方経済産業局

【支援の流れ】



第3章 創業・ベンチャー支援

第1節 中小企業新事業活動促進法による総合的支援

創業者及びベンチャー企業が行う創意工夫に満ちた事業活動を幅広く支援し、創業後の経営リスクに備えるための技術力・経営力の向上を図る。

1 最低資本金規制の特例

平成18年5月1日から施行されている会社法では、最低資本金規制が廃止され、特例制度によらなくとも資本金1円からの会社設立が可能となっています。従って、会社法の施行と同時に「最低資本金規制特例制度」は廃止されました。

既に本特例制度を利用して設立された確認会社につきましては、会社法施行後、以下の取扱いとなっていますのでご注意ください。

(1) 5年以内に規定の最低資本金に増資する又は組織変更する義務(特例の解散事由)について

特例を利用した確認会社は、会社法施行後、定款に記載されている「解散事由」を廃止する定款変更の登記申請を行うことにより、会社法施行前の最低資本金(株式会社：1,000万円、有限会社：300万円)に増資をしなくても会社を存続できるようになっています。

(定款及び登記に「解散事由」が記載されたままですと、設立から5年を経過した時点で解散となりますのでご注意ください。)

※定款変更の登記申請は、「会社設立の日から5年を経過する日」までの間に行ってください。

※定款に記載されている特例の「解散事由」を廃止する手続きについては、通常定款の変更に必要な株主総会の決議を要せず、取締役会等の決議で足りる、との経過措置が置かれています。(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第448条、第457条)

※解散事由の廃止による変更の登記については、登録免許税(3万円)[登録免許税法(別表第一)十九(一)ネ]が課税されます。詳しくは、お近くの法務局にお問い合わせ下さい。

※既に資本を最低資本金以上に増資している会社は、解散事由の廃止の登記がされているかご確認下さい。

(2) 特例で規定されている各経済産業局への届出義務について

会社法の施行に伴って、特例制度で規定されている各経済産業局への届出義務(変更届、計算書類、増資による卒業届など)も廃止されたため、各種書類の届出の必要はありません。

2 中小企業技術革新制度 [日本版SBI R制度]

(69ページ参照)

3 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備

高度技術工業集積地域開発促進法（テクノポリス法）、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（頭脳立地法）、新事業創出促進法等に基づく都道府県・政令市（以下、「都道府県等」という。）の主体的な取組の結果、地域に存在する産業支援機関が連携し、地域産業に対して地域産業資源を適時適切にワンストップで提供する総合的な支援体制が整備されつつあります。

本法では、こうした支援体制の整備に意欲をもって取り組む都道府県等に対する支援を通じて、個人や企業の新事業の創出をバックアップします。

都道府県等は、新事業創出に向け、地域産業資源を活用して行う事業環境を整備するために、事業環境整備構想を策定し、新事業支援体制（地域プラットフォーム）の整備と高度技術産学連携地域の活用等を推進します。

(1) 地域プラットフォームの整備

都道府県等は、各地域に存在する新事業支援機関（商工会議所、公設試験研究機関、金融機関、TLO等）を、中核的支援機関を中心にネットワーク化することにより、新たな事業活動を行う者に対して、創業から事業化までの各段階において、必要な人材育成、技術開発、資金供給、マーケティング支援等の各種支援策をワンストップで提供する新事業支援体制（地域プラットフォーム）を整備することができます。

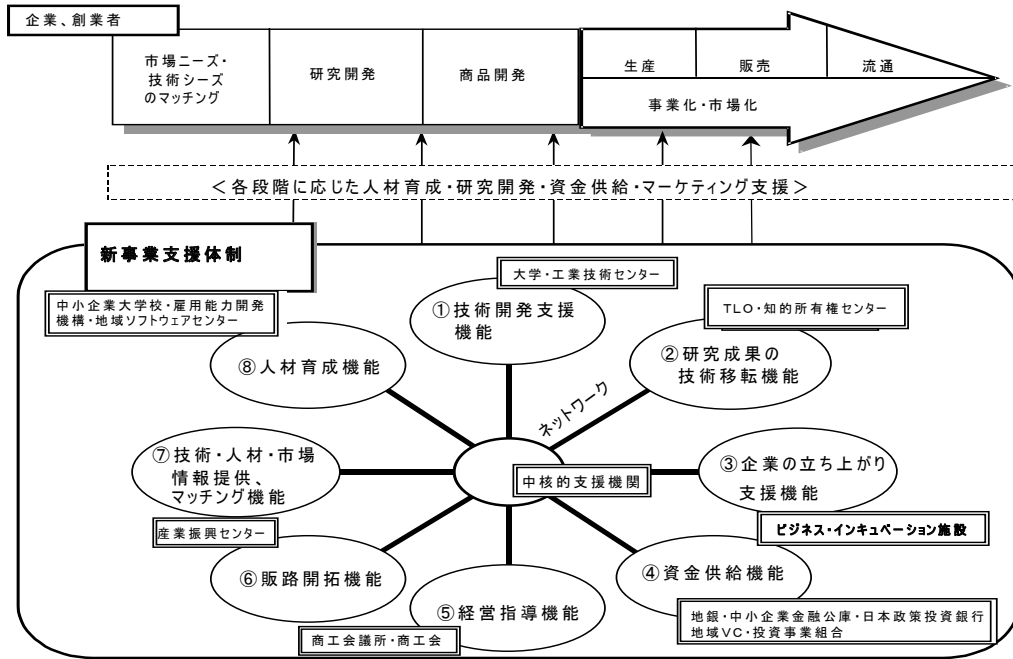
■小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸与機関の要件緩和の特例

小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸与機関が、中核的支援機関を兼ねる場合、同機関に対する都道府県の出資割合は、現行の全額出資から2分の1以上の出資に要件を緩和します。

(2) 高度技術産学連携地域の活用

都道府県等は、その区域内において、高度技術の研究開発等を行う事業者と大学その他の研究機関が集積し、相互に連携・交流することで新たな事業活動が促進される地域として、「高度技術産学連携地域」を設定することができます。同地域では、(独)中小企業基盤整備機構が、起業家育成施設（インキュベーション施設）等の整備を行い、企業の立ち上がり期を支援しています。

図表 1-3-1 新事業支援体制（地域プラットフォーム）の体系図



(3) その他

中小企業新事業活動促進法の施行に伴い、廃止された新事業創出促進法に基づく高度技術産業集積地域※においては、引き続き以下の支援を受けることができます。

※高度技術産業集積地域とは、

都道府県等の区域内のうち、高度技術の研究開発等を行う企業が集積している地域

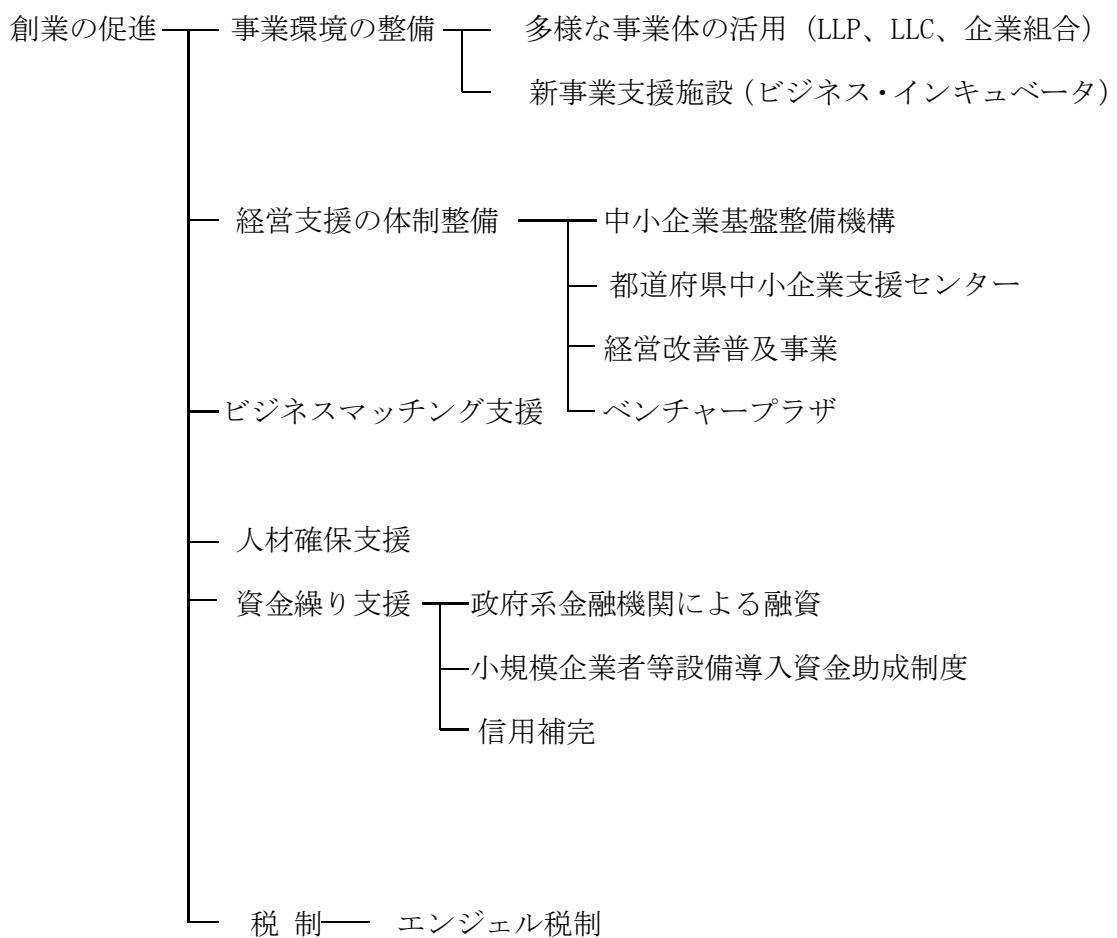
○ 中小企業信用保険法の特例

同意高度技術産業集積地域において、当該地域に蓄積された技術を事業化する者として市町村等により認定を受けた中小企業者に対し、中小企業信用保険法に規定する普通保険等の保険限度額について別枠を設定するとともに、てん補率の引き上げ、保険料率の引き下げの特例を実施します。

第2節 創業・ベンチャー支援

起業・創業をしようとする者や起業・創業まもない事業者等に対し、起業・創業に必要な知識・情報の習得支援から、販路開拓支援、融資、債務保証、助成等の資金支援等、様々な支援を展開します。

図表1-3-2 創業・ベンチャー支援対策の体系図



1 創業、起業のための支援

(1) 多様な事業体を活用した創業

[1] LLP（有限責任事業組合）

LLP（有限責任事業組合）は、新しい共同事業の組織として平成17年に創設された制度です。技術やビジネスアイデアを持つ個人が共同経営者としてパートナーシップを組む場合や、中小企業者同士の連携事業、中小企業と大企業の連携事業、産学連携事業など多様な活用が可能です。

- (特徴)
- (ア) 組合員全員が有限責任
 - (イ) 組織の内部ルールの設定が柔軟
 - (ウ) 構成員課税

《問い合わせ先》 経済産業省産業組織課 ☎03-3501-6521
 全国中小企業団体中央会 ☎03-3523-4901

[2] LLC（合同会社）

LLC（合同会社）は、新しい会社形態として平成18年に創設された制度です。合名会社や合資会社と同様に人的会社と呼ばれる組織形態で、人的な能力を活かした創業などで活用が可能です。

- (特徴) (LLPと同じ点)
- (ア) 社員（出資者）全員が有限責任
 - (イ) 組織の内部ルールの設定が柔軟

(LLPと異なる点)

- (ア) 法人格を有する
- (イ) 法人課税

《問い合わせ先》 全国中小企業団体中央会 ☎03-3523-4901

[3] 企業組合

企業組合は、事業者、勤労者、主婦、学生など個人の方々（4人以上）及び法人が組合員となって、自らの働く場を創造するための組織です。国や県の認可により法人格を取得でき、以下のようなメリットを受けることができます。

(メリット)

- (ア) 税制上の優遇措置を受けることができる。
- (イ) 組合員は、出資額以上の債務弁済の責任を負わない。
- (ウ) 出資額の多少に関係なく、議決権、選挙権は平等に与えられる。
- (エ) 事業に従事する組合員には、勤労者としての地域が与えられる。
- (オ) 営利を追求できる組織。
- (カ) 国や県の認可を受けるため、社会的信頼性を得ることができる。

《問い合わせ先》 全国中小企業団体中央会 ☎03-3523-4901

(2) 新事業支援施設（ビジネス・インキュベータ）による

創業・ベンチャー支援

創業や新製品・新技術の研究開発等を予定している中小企業者等を対象に、中小企業基盤整備機構等が運営する新事業支援施設（ビジネス・インキュベータ）を低廉な賃料で賃貸します。各施設には、インキュベーションマネージャーが常駐して

おり、経営・技術・法務等の入居者が抱える様々な課題について、相談・支援を行います。

《問い合わせ先》中小機構 新事業支援部

インキュベーション事業課 ☎ 03-5470-1574

インキュベーション施設管理課 ☎ 03-5470-1605

各地域本部・事務所（代表）

北海道 011-210-7470、東北 022-399-6111、関東 03-5470-1509

北陸 076-223-5761、中部 052-201-3003、近畿 06-6910-2235

中国 082-502-6300、四国 087-811-3330、九州 092-263-1500

沖縄 098-859-7566

2 経営支援体制

- (1) 独立行政法人 中小企業基盤整備機構（386ページ参照）
- (2) 都道府県等中小企業支援センター（386ページ参照）
- (3) 経営改善普及事業（199ページ参照）

3 ビジネスマッチング支援

○ ベンチャープラザ

革新的な新商品・新サービス等の提供に対して果敢に挑戦し、事業化・事業拡大にチャレンジする中小企業やベンチャー企業がビジネスプランをプレゼンテーションし、資金調達を支援する投資家等とのマッチングを図る場として、ベンチャープラザを開催しています。

※「ベンチャープラザ」は、中小企業基盤整備機構の登録商標です。

《問い合わせ先》

中小機構 新事業支援部 販路開拓支援課 ☎ 03-5470-1525（直通）

4 人材確保

中小企業労働力確保推進事業（100ページ参照）

5 資金繰り支援

【直接金融】

(1) ファンド出資事業

中小企業基盤整備機構が、中小企業やベンチャー企業等への投資支援や経営支援（ハンズオン支援）を目的とした、民間の投資会社等が運営するファンドに対

し出資を行います。中小企業やベンチャー企業は、ファンドを運営する投資会社等の審査を通過すると、資金提供や経営支援（ハンズオン支援）を受けることができます。

《問い合わせ先》

中小機構 ファンド事業部 ☎ 03-5470-1673（直通）

（２） 中小企業投資育成株式会社

中小企業投資育成株式会社が、中小企業の設立に際して株式、新株予約権、新株予約権付社債の引受け、コンサルティングを通じて自己資本の充実と健全な成長発展を支援します。

《問い合わせ先》

東京中小企業投資育成株式会社 ☎ 03-5469-1811

名古屋中小企業投資育成株式会社 ☎ 052-581-9541

大阪中小企業投資育成株式会社

本社 ☎06-6459-1700

九州支社 ☎092-724-0651

【融資制度】

（１） 新企業育成貸付

[1] 新事業育成資金

新しい技術の活用、特色ある財・サービスを提供するベンチャー企業を支援する制度です。新株予約権を日本公庫（中小企業事業）が取得して無担保で資金を供給する制度があります。

(ア) 貸付限度額：6億円（うち社債と新株予約権付貸付あわせて1億2,000万円）

(イ) 貸付期間：貸付15年（運転資金は7年）以内

（据置期間 5年以内〈運転資金は 2年以内〉）

社債及び新株予約権付貸付 7年以内

（新株予約権付貸付の据置期間2年以内）

(ウ) 貸付金利：貸付 貸付後5年目までは特別利率③、

6年目以降は基準利率+0.2%

社債 社債の利率

新株予約権付貸付 基準利率

※ お申込み企業が新たに発行する新株予約権を当公庫が取得し、必要な資金を無担保で供給する仕組み（新たに発行される普通社債の取得又は融資のいずれかによります）もあります。

(エ) 実施機関：日本政策金融公庫（中小企業事業）

事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505

[2] 新規開業支援資金

継続勤務年数等一定の要件を満たす方で、新たに開業する方または開業後おお

むね5年以内の方に対する融資制度です。

(ア) 貸付限度額：7,200万円（うち運転資金は4,800万円）

(イ) 貸付期間：15年以内（特に必要と認められる場合は20年以内）

（運転資金は5年以内で、特に必要と認められる場合には7年以内）

(ウ) 貸付金利：基準利率（特定の場合は特利③又は特利①）

※東日本大震災によって新たに事業を開始する際には、特例措置が用意されています。

(エ) 実施機関：日本政策金融公庫（国民生活事業）

事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505

[3] 女性、若者／シニア起業家支援資金

女性、若者及び高齢者起業家の視点を生かした事業の促進を図ることを目的とした制度です。

(ア) 貸付限度額：中小事業7億2,000万円（うち運転資金は2億5,000万円）

国民事業7,200万円（うち運転資金は4,800万円）

(イ) 貸付期間：15年以内（特に必要な場合は20年以内）

（運転資金は5年以内（特に必要と認められる場合は7年以内））

(ウ) 貸付金利：設備資金（土地に係る資金を除く。）は、

特利①（特定の場合は特利③）、運転資金は基準利率

※東日本大震災によって新たに事業を開始する際には、特例措置が用意されています。

(エ) 実施機関：日本政策金融公庫（中小企業事業/国民生活事業）

事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505

[4] 再チャレンジ支援融資（再挑戦支援資金）

一旦事業に失敗したことにより、努力する意欲はあるものの困難な状況に直面している方の再チャレンジを支援する融資制度です。

(ア) 貸付限度額：中小事業7億2,000万円（うち運転資金は2億5,000万円）

国民事業2,000万円

※東日本大震災によって廃業に至った事業者の方が、新たに事業を開始する際には、

中小事業 別枠3億円

国民事業 上乗せ6,000万円

が適用可能です。

(イ) 貸付期間：設備資金15年以内

（運転資金は5年以内（特に必要と認められる場合は7年以内））

(ウ) 貸付金利：基準金利

(エ) 実施機関：日本政策金融公庫（中小企業事業/国民生活事業）

事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505

[5] 新事業活動促進資金

中小企業が行う新製品・新サービスの開発等の事業について低利で融資する制度です。

(ア) 対象者：「経営革新計画」「新連携計画」「農商工等連携事業計画」「地域産業

資源活用事業計画」の認定を受けた事業者

- (イ) 貸付限度額：日本政策金融公庫（中小企業事業）
 設備資金 7億2,000万円、うち運転資金 2億5,000万円
 日本政策金融公庫（国民生活事業）
 設備資金 7,200万円、うち運転資金 4,800万円
- (ウ) 利率：特利③（又は特利C（国民生活事業））
 ※東日本大震災の特定被災区域で事業を行う際には、特例措置が用意されています。
 ≪問い合わせ先≫ 中小企業庁新事業促進課 ☎03-3501-1767(直通)
 日本政策金融公庫（国民生活事業／中小企業事業）
 事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505

（２）小規模企業者等設備導入資金助成制度（206ページ参照）

【1】設備資金貸付事業

貸与機関（各都道府県に設置されている公益財団法人）が小規模企業に対し、創業及び経営基盤の強化のために必要とする設備の導入を支援するため、必要資金の2分の1以内を無利子で貸し付ける制度です。

- (ア) 貸付限度額：原則4,000万円
 （創業後1年以上の創業者：6,000万円、産業活力再生特別措置法による認定ベンチャー企業等：6,000万円、貸付割合3分の2以内）
- (イ) 貸付期間：原則7年以内
- (ウ) 貸付金利：無利子
- (エ) 実施機関：貸与機関（公益財団法人）

【2】設備貸与事業

貸与機関が小規模企業に対し、創業及び経営基盤の強化のために必要とする設備を低利で割賦販売又はリースする制度です。

- (ア) 貸与限度額：原則8,000万円
- (イ) 貸付期間：原則7年以内
- (ウ) 利子等：割賦損料率 年3.0%以内
 保証金 10%以内
 月額リース料率 5年リース 1.8%程度
 3年リース 3.0%程度
- (エ) 実施機関：貸与機関（公益財団法人）

（３）小規模事業者経営改善資金（マル経）融資（204ページ参照）

（４）新創業融資制度

新たに創業する方等の事業計画（ビジネスプラン）を審査して、原則無担保・無保証人で融資する制度です。

- [1] 対象者：新たに創業する方、または創業してから税務申告を2期終えていない方で、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する方
 (ア) 雇用（パートを含む）創出を伴う事業を始める方
 (イ) 技術やサービス等に工夫を加え、多様なニーズに対応する事業を始める方
 (ウ) 勤務経験あるいは修得技能がある事業を始める方
- [2] 貸付限度額：1,500万円
- [3] 貸付条件：無担保・無保証人（法人代表者の保証も不要）
 事業開始前又は事業開始後で税務申告を終えていない場合、
 開業資金総額の1/3以上の自己資金が確認できること
- [4] 貸付期間：運転資金5年以内（特に必要と認められる場合は7年以内）〈措置期間6ヶ月以内〉、設備資金10年以内〈据置期間6ヶ月以内〉
- [5] 貸付金利：対象となる融資制度の貸付利率に1.65%を加えた率
- [6] 貸付機関：日本政策金融公庫（国民生活事業）
 事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505
 沖縄振興開発金融公庫 ☎098-941-1810

（5）中小企業経営力強化資金融資制度

創業又は経営多角化・事業転換等による新たな事業活動への挑戦を行う中小企業であって、認定支援機関の経営支援を受ける事業者を対象に融資する制度です。

- [1] 対象者：以下のいずれの要件も満たす者。
 (ア) 経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓（新規開業しようとする場合を含む。）を行おうとすること。
 (イ) 自ら事業計画の策定を行い、認定支援機関による指導及び助言を受けていること。
- [2] 貸付限度額：日本政策金融公庫（中小企業事業）
 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
 日本政策金融公庫（国民生活事業）
 7,200万円（うち運転資金4,800万円）
- [3] 貸付期間：設備資金15年以内〈据置期間2年以内〉、運転資金5年以内（特に必要な場合は7年以内）〈据置期間1年以内〉
- [4] 貸付金利：特別利率①（基準利率 -0.40%）
 貸付金額のうち1,500万円までは、無担保・無保証人であっても、
 上乗せ金利無しで貸付けが受けられます。（国民生活事業）
- [5] 貸付機関：日本政策金融公庫（国民生活事業／中小企業事業）
 事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505

【信用補完】

（１）新事業開拓保険に係る保証（294ページ参照）

新事業の開拓を行う中小企業に対して金融機関が融資を行う際に、信用保証協会がその借入債務について保証を行う制度です。

- [1] 保証限度額：2億円（組合4億円）
- [2] 保証割合：80%
- [3] 手続きの流れ：各地の信用保証協会にお申込み下さい。
- [4] 問い合わせ先：全国信用保証協会連合会 ☎03-6823-1200

（２）創業者等に対する保証（298ページ参照）

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」又は「産業活力再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に基づき、創業する者又は創業後5年未満の中小企業者等を支援するため、当該中小企業者等に対して金融機関が融資を行う際に、信用保証協会がその借入債務について保証を行う制度です。

- [1] 付保限度額：創業等関連分について1,500万円
創業関連分について1,000万円
ただし、一般分、創業等関連分（廃止前の新事業創出関連分を含む）及び創業関連分に係る無担保保険の合計額が8,000万円以下
- [2] 保証割合：100%
- [3] 手続きの流れ：各地の信用保証協会にお申込み下さい。
- [4] 問い合わせ先：全国信用保証協会連合会 ☎03-6823-1200

（３）再挑戦者に対する保証

「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に基づき、再挑戦者（廃業経験を有する創業者）となる中小企業者を支援するため、当該中小企業者に対して金融機関が行う融資を行う際に、信用保証協会がその借入債務について保証を行う制度です。

- [1] 付保限度額：1,000万円（創業関連分と同枠）
ただし、一般分、創業等関連分（廃止前の新事業創出関連分を含む）及び創業関連分（再挑戦支援保証含む）に係る無担保保険の合計額が8,000万円以下
- [2] 保証割合：100%
- [3] 手続きの流れ：各地に信用保証協会にお申込み下さい。
- [4] 問い合わせ先：全国信用保証協会連合会 ☎03-6823-1200

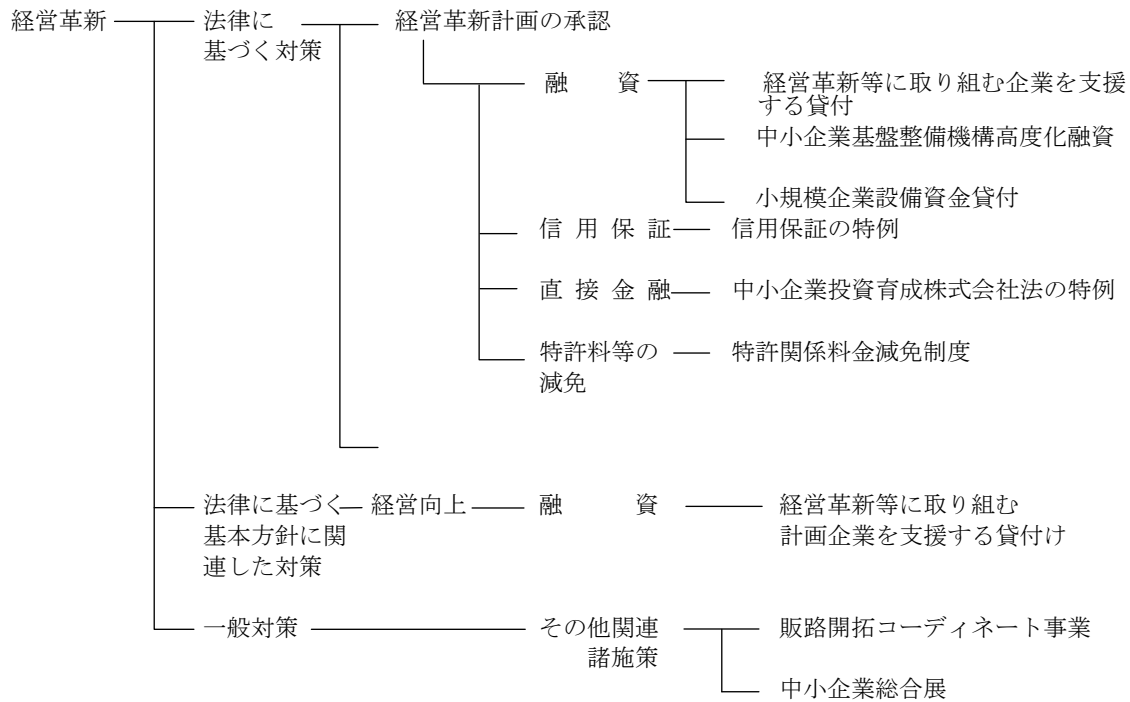
6 税制支援

ベンチャー企業投資促進税制（エンジェル税制）（338ページ参照）

一定の要件を満たすベンチャー企業に対して、個人投資家が投資を行った時点と、当該株式を譲渡等した時点において所得税の減税を受けることができます。

第4章 経営革新の支援

図表 1-4-1 中小企業の経営革新支援対策の体系図



* 中小企業新事業活動促進法（平成11年法律第18号）

昨今の我が国を取り巻く経済環境は、経済のグローバル化、消費構造の多様化、経済構造のサービス化、情報技術の進展等の大きな変化がみられます。その中で、中小企業においては、製品、サービスの高付加価値化、市場指向性の追求、企画提案型の経営戦略の追求等の今日的な経営課題に的確に対応することが重要となっています。

このため、経済的環境の変化に柔軟に対応して、中小企業が創意工夫を活かした新商品・新サービスの開発や新たな生産方式の導入などの新たな事業活動を通じて経営の相当程度の向上を図る等の経営革新を行おうとする個別の中小企業等への支援を、「中小企業新事業活動促進法」に基づき金融等により総合的に実施しています。

第1節 経営革新の支援

中小企業が今日的な経営課題に即応するために行う経営革新の取組に対して、全業種にわたり幅広く支援します。

1 経営革新のための事業に対する支援

個別の中小企業者、組合及び任意グループ等が、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動等の経営革新計画を作成し、国又は都道府県から「中小企業新事業活動促進法」（以下、「法」という。）に基づく経営革新計画の承認を受け、経営の向上を図るため、次のような支援策が利用できます。（ただし、支援を受けるためには、計画承認に加え、支援ごとに支援機関による個別の審査等を受ける必要があります。）

2 支援措置

(1) 融資

[1] 経営革新等に取り組む企業を支援する貸付

中小企業者が法に基づいて承認を受けた「経営革新計画」に従って行う経営革新事業に必要な設備資金、長期運転資金に対して、低利で融資を行います。

※保証人免除特例・保証人猶予特例（日本政策金融公庫（中小企業事業））

（250ページ 新事業活動促進資金 参照）

※第3者保証人特例（日本政策金融公庫（国民生活事業））

（265ページ 新事業活動促進資金 参照）

[2] 中小企業基盤整備機構高度化融資

法に基づいて承認を受けた「経営革新計画」に従い、中小企業者が共同して行う経営革新のための高度化事業について、経営革新の相当な効果が見込まれるなど一定の要件を満たす者に対しては長期無利子等の融資条件の優遇措置を行います。

[3] 小規模企業設備資金貸付制度の特例

法に基づく「経営革新計画」の承認を受けた中小企業者は、小規模企業設備資金貸付制度の特例措置が適用されます。

(2) 信用保証の特例

法に基づく承認を受けた「経営革新計画」に従って行う経営革新事業に必要な資金に係る債務の保証に関するものは、普通保証、無担保保証、無担保無保証人保証のそれぞれについて、保証限度額の別枠化があります。また、新事業開拓保証については、限度額の引上げ措置があります。

(3) 直接金融

中小企業投資育成株式会社法の特例

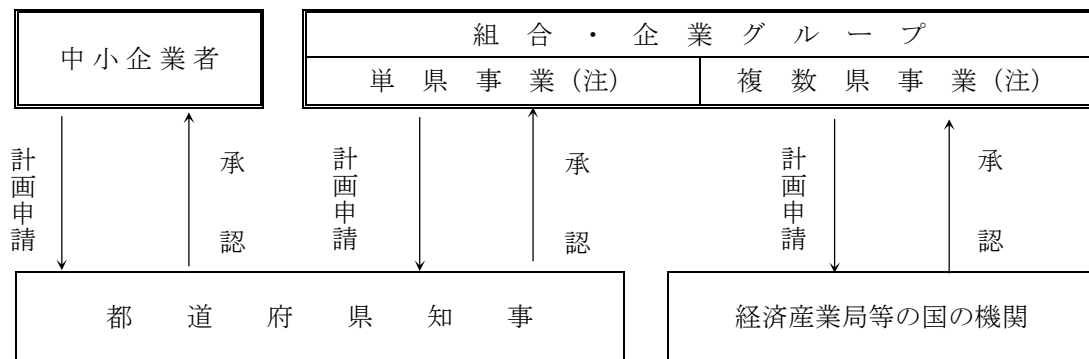
法に基づく承認を受けた「経営革新計画」に従って経営革新事業を行う中小企業者である資本金3億円超の企業においても、中小企業投資育成株式会社法の株式引受け等の対象になります。

(4) 特許料等の減免

特許関係料金減免制度

法に基づく承認を受けた「経営革新計画」に従って行う経営革新事業にかかる技術開発に関する研究開発事業を行った場合には、その事業により生じた特許の審査請求料と第1～3年分の特許料について1/2の減免措置を講じます。

図表 1-4-2 経営革新計画申請手続の方法



(注) 中小企業者、組合等が共同で経営革新を行う場合については、3名以内の代表者を複数選ぶことが可能であり、代表者が同一都道府県の事業者であれば都道府県知事、2名以上の都道府県の事業者であれば経済産業局等の国の機関が計画申請先となる。

《申請指導窓口》 各都道府県中小企業担当課・各経済産業局等

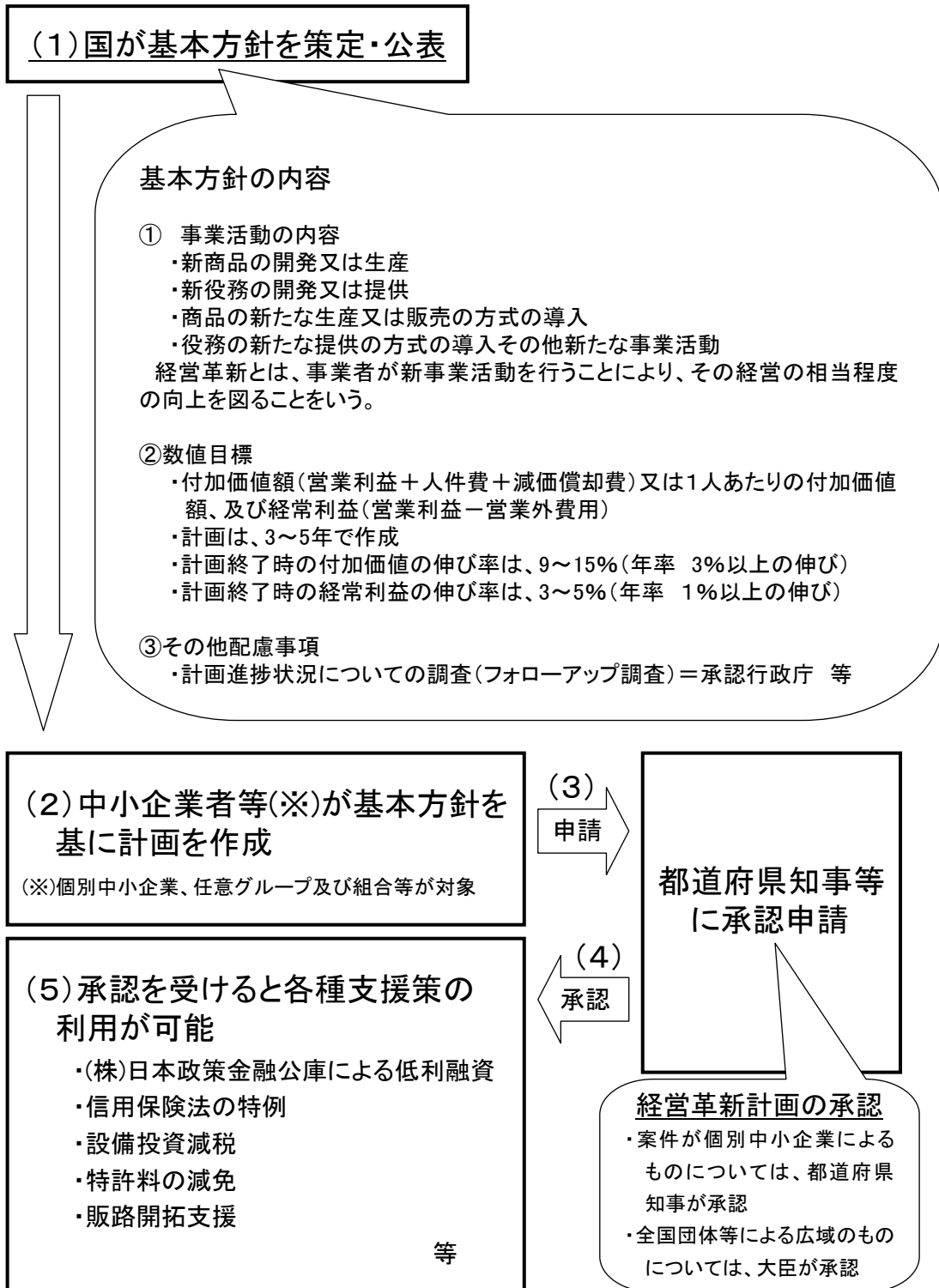
3 「経営向上計画」による経営革新のための事業に対する支援

個別の中小企業、組合等が法に基づく基本方針に定める新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うにあたり、「経営向上計画」を作成し、政府系金融機関が認めた事業を行う際の支援を次のように行います。

経営革新等に取り組む企業を支援する貸付（50ページ参照）

中小企業者が「経営向上計画」に従って行う経営革新のための事業に必要な設備資金、長期運転資金に対して、別枠で融資を行います。

図表 1-4-3 経営革新支援の体系図



第2節 その他の関連諸施策

1 販路開拓コーディネート事業

新商品・新サービスを持つ企業のマーケティング企画から、首都圏・近畿圏を舞台に想定市場の企業へのテストマーケティング活動までを支援し、新たな市場を開拓する支援を行います。

2 販路ナビゲーター創出支援事業

販路拡大を希望する中小企業者と専門家（販路ナビゲーター）のマッチングを行います。また、中小企業者の製品等の説明を受けた販路ナビゲーターが当該中小企業者に対して、製品等の評価及び販路候補先に係る情報を提供します。

3 中小企業総合展

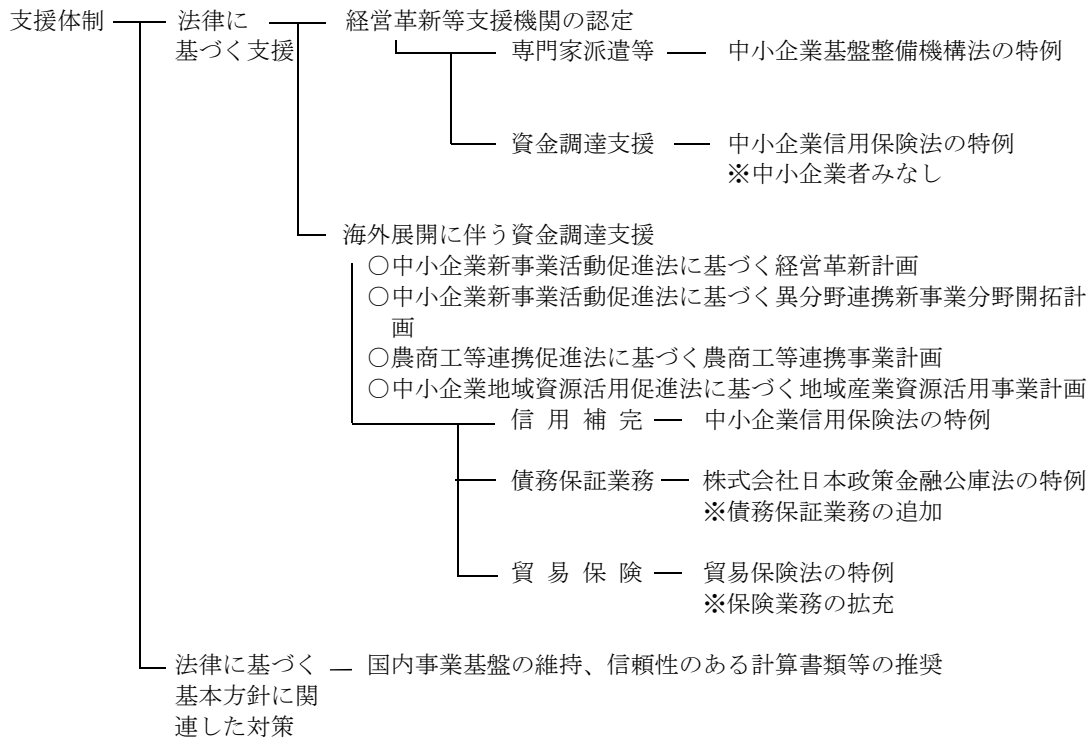
経営革新等に果敢に取り組む中小・ベンチャー企業が、自ら製造、開発した新製品、サービス、技術等を一堂に会し展示することにより、販路開拓、業務提携といった企業間取引のためのビジネスマッチングの場を提供します。

《問い合わせ先》

中小企業基盤整備機構 新事業支援部 販路開拓支援課 ☎03-5470-1525

第5章 経営力強化支援法に基づく支援

図表 1-5-1 中小企業経営力強化支援法に基づく支援の体系図



経営力強化

日本経済を足元から支える中小企業にとって厳しい状況が続いています。中小企業が直面する経営課題は、東日本大震災や円高の影響等もあり、グローバル化への対応、資金繰り対策や財務体質の強化、人材の確保、後継者の育成など複雑化、多様化しています。また、内需が減退する中で、中小企業が海外展開を行うにあたって中小企業の海外子会社の資金調達が困難になるなど資金面での問題が生じています。

このため、複雑化、多様化した中小企業を取り巻く経営課題に対して、財務・会計分野を中心に専門性の高い支援を行う体制を整備するとともに、中小企業の海外展開を促進し、中小企業の海外子会社の資金調達を円滑にするため、中小企業新事業活動促進法等の一部を改正する「中小企業経営力強化支援法」が平成24年6月21日に成立し、6月27日に公布されました。

第1節 支援事業の担い手の多様化・活性化

中小企業の支援事業を行う税務・金融及び企業の財務の専門的知識を有する者を認定し、その活動を後押しするための支援を行います。

経営力強化

1 支援事業の担い手の多様化・活性化に関する支援

中小企業の経営力の強化を図るため、既存の中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等の中小企業の支援事業を行う者の認定を通じ、中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現します。また、中小機構の専門家派遣等による協力や信用保証の付与による資金調達支援を通じ、支援事業を支援します。

2 支援措置

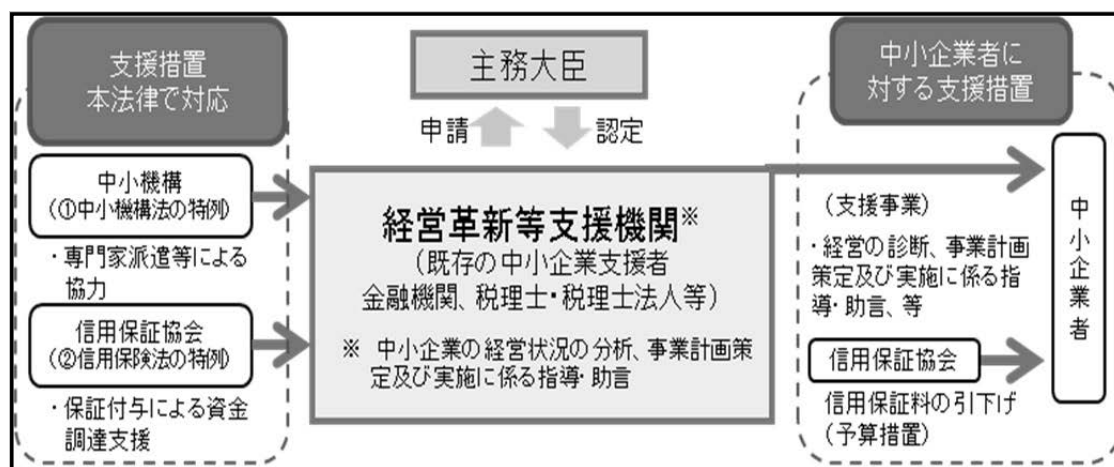
(1) 中小企業基盤整備機構の特例

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定経営革新等支援機関からの依頼に応じて、技術、知財管理、海外展開等をはじめ様々な分野について、メーカーや商社等の企業実務経験者等の専門家の派遣等による協力を行い、中小企業に対して専門性の高い支援を行います。

(2) 中小企業信用保険法の特例

中小企業性が高い一般社団法人、一般財団法人、NPO法人について、担保力・信用力等の運営基盤の脆弱性等を理由に、資金調達が困難になることが想定されることから、これらの者を中小企業信用保険法における中小企業者とみなし、資金調達の円滑化を図ります。

図表 1-5-2 支援事業の担い手の多様化・活性化の体系図



第2節 海外展開に伴う資金調達支援

中小企業の海外展開を促進するため、中小企業の海外子会社の資金調達を円滑化するための支援を行います。

経営力強化

1 海外展開に伴う資金調達に対する支援措置

中小企業新事業活動促進法、農商工等連携促進法、中小企業地域資源活用促進法に基づく承認又は認定を受けた計画に従って事業を行う中小企業者に対し、日本政策金融公庫の債務保証業務の追加及び日本貿易保険の保険業務の拡充により、中小企業の外国関係法人等（※）による海外現地金融機関からの現地通貨建て資金調達を支援します。また、中小企業信用保険の保険限度額を増額し、親子ローン等を通じた海外展開を支援します。

※外国関係法人等

外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であって、中小企業者又は組合等がその経営を実質的に支配していると認められるもの。

2 支援措置

（1）株式会社日本政策金融公庫法の特例

承認又は認定を受けた計画に従って事業を行う中小企業の海外子会社等に対する現地金融機関の長期貸付に対し、株式会社日本政策金融公庫が現地金融機関に信用状を発行することによる現地通貨建ての資金調達支援を行います。

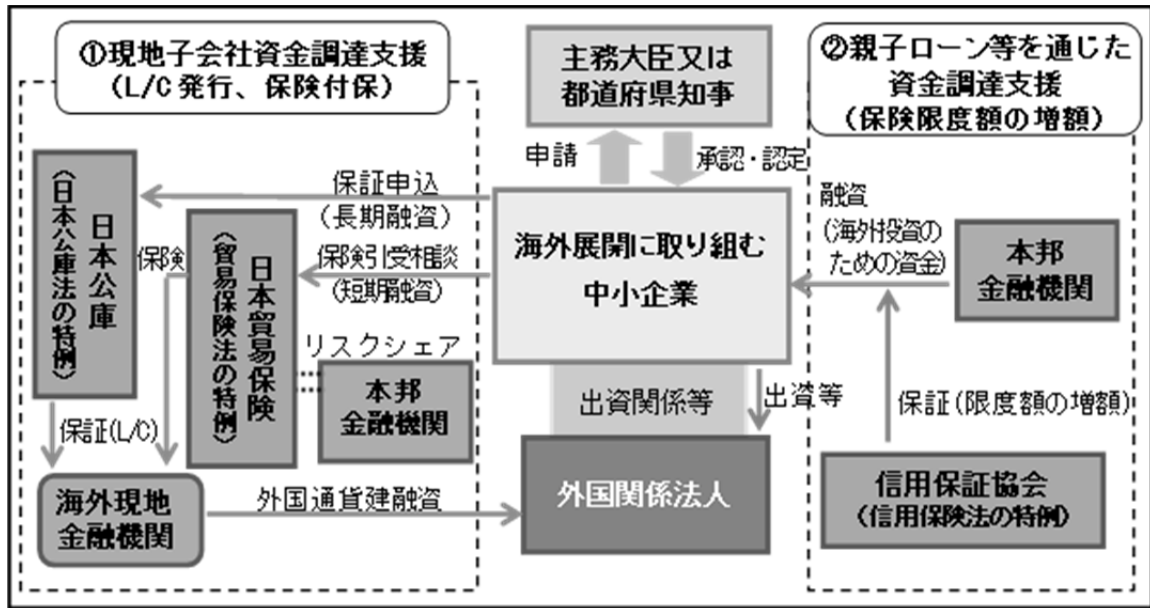
（2）貿易保険法の特例

承認又は認定を受けた計画に従って事業を行う中小企業の海外子会社等に対する現地金融機関の短期貸付に対し、独立行政法人日本貿易保険が海外事業資金貸付保険を引き受けることによる現地通貨建ての資金調達支援を行います。

（3）中小企業信用保険法の特例

承認又は認定を受けた計画に従って事業を行う中小企業が、国内金融機関から海外直接投資事業に要する資金の融資を受ける際に信用保証協会が債務保証を行う、海外投資関係保険の保険価額（限度額）を増額することにより、親子ローン等を通じた海外展開を支援します。

図表 1-5-3 海外展開に伴う資金調達支援の体系図



経営力強化

第6章 海外展開支援

我が国経済のグローバル化という環境変化に対応するため、我が国の多くの中小企業は、製品の輸出、海外直接投資による海外生産、部品・技術等経営資源の輸入、業務提携等のボーダーレスの国際化に取り組むことにより、経営の革新及び国際競争力の強化を図っているところであります。我が国企業を取り巻く経営環境は、世界的な産業構造の変化、国際競争の激化等により、ますます厳しくなるものと予想され、中小企業においてもこれらの経営環境変化に慎重かつ迅速に対応しなければならない状況にあります。

しかしながら、国際化に取り組む多くの中小企業にとって、こうした経営環境の変化に対応するための情報の収集・判断等を迅速に行うことは、資金・人材等の面から極めて困難な状況にあります。このような状況に対応するため、中小企業者の経営基盤の強化に資するような海外への事業展開を支援するための施策を用意しております。また、経済産業大臣を長として設置する「中小企業海外展開支援会議」（平成22年10月発足。農水省や金融機関等も参画）を設置し、平成23年6月に中小企業海外展開支援大綱を策定し、5つの重点課題（情報収集・提供、マーケティング、人材の育成・確保、資金調達、貿易投資環境の改善）に対し展示会出展支援やバイヤー招へいなどを実施しております。平成24年3月には、大綱を改正し、海外展開支援会議に新たな参加者（日弁連・JICAなど）を迎え、オールジャパンでの支援体制を強化しております。

第1節 海外進出の円滑化

海外への進出に関しての情報収集や専門家によるアドバイスをうけたり、人材育成面（海外の生産拠点や部品調達先等の技術力・管理能力の向上を図るための研修の実施・専門家派遣）、資金面（海外に於ける事業の開始又は拡大に必要な融資、補助金）からの支援を受けることができます。

1 海外展開支援

（1）（独）中小企業基盤整備機構（SMRJ）による支援

【1】国際化支援アドバイス

中小企業者の海外投資・国際取引・業務提携等を支援するため、海外ビジネスに関して豊富な実務経験・ノウハウを持つアドバイザーが、経営支援の観点から無料で何度でもご相談に応じます。

なお、国内で継続的にアドバイスを受けた企業が進出予定国・地域の現地調査を実施する際に、アドバイザーが同行し、現地において実践的なアドバイスを受けることも可能です。（一部有料）

○国際化支援アドバイス概要

<http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/advice/000219.html>

[2] 国際化展開ワークショップ等による情報提供

中小企業者を対象に、全国各地において都道府県中小企業支援センター・商工会議所等の中小企業支援機関、中小企業団体、地方銀行等と連携・協力し、ワークショップとして、中小企業の国際展開に関連する個別テーマを取り上げたセミナー形式での情報提供や、アドバイザーによる個別相談会を実施します。

○国際展開ワークショップ開催予定・実績

<http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/seminar/000222.html>

○国際化支援レポート

海外展開を検討または既に展開している中小企業者の経営情報ソースとして、海外事業の取組事例や実務情報、海外展開の留意点などを、インターネットを通じてご紹介します。

<http://www.smrj.go.jp/keiei/kokurepo/index.html>

[3] 実現可能性調査 (F/S) を通じた海外展開計画の策定支援

海外展開に向けた事業計画の実現可能性を調査するため、中小機構の専門家又は民間コンサルタントが国内での事前調査や海外現地調査への同行を通じて、計画策定を支援します。

<http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/fs/index.html>

(2) (独)日本貿易振興機構 (JETRO) による支援**[1] 貿易投資相談**

海外ビジネスを検討する際さまざまな段階で発生する実務面での疑問点について、各専門分野にて実務経験豊富なアドバイザーが個別にご相談にお応えします。

《問い合わせ先》 ジェトロ貿易投資相談窓口 ☎03-3582-5651

[2] ジェトロビジネスライブラリー

国際ビジネスの専門図書館です。ジェトロの海外事務所を通じて収集した世界各国の統計、会社・団体名簿、貿易・投資制度などの基礎的資料、関税率表などの実務に直結する資料等多岐にわたる資料を取り揃えています。各種データベースもご利用いただけます。

<http://www.jetro.go.jp/library/>

[3] 各国の経済情報、貿易・投資に関する最新情報データベース

世界各国・地域の経済情報、統計、投資・貿易制度情報などをデータベース化し、「ジェトロ海外情報ファイル(JETRO-FILE)」として、インターネット上で無料提供します。

<http://www.jetro.go.jp/world/>

[4] セミナーによる海外情報の提供

海外ビジネスに初めて取り組む中小企業に対して、海外の最新情報等を紹介するセミナーを国内各地で開催しています。セミナーの開催案内については、ジェトロホームページ「イベント情報」にて確認ください。

<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

[5] 海外展開(輸出・投資)促進ミッション派遣

中小企業の関心が高い海外市場に向けて、現地市場の視察、関係者との意見交換、ビジネスマッチング支援などを行うミッションを派遣します。参加者の募集案内については、ジェトロホームページ「イベント情報」にて確認ください。

<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

[6] 海外見本市・展示会への出展支援

ジェトロが主催・参加する海外展示会のジャパンプースへのご出展をサポートします。これにより、海外のバイヤーと商談することで具体的成果を伴った取組が可能です。(一部費用負担有り)

参加者募集についてはジェトロホームページ「イベント情報」にて確認ください。<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

また、ジェトロウェブサイトの「見本市・展示会データベース(J-messe)」では、世界の見本市・展示会開催情報を業種や開催地ごとに検索できるほか、世界の展示会場、見本市レポート、見本市月間ランキングなど、様々な見本市関連トピックスをご提供しています。

見本市・展示会データベース(J-messe)

<http://www.jetro.go.jp/j-messe/>

[7] 海外における法務、税務、労務等に関する個別相談、情報提供

東アジアや欧米の30事務所において、法律事務所・会計事務所等と契約し、現地法務・税務・労務知的財産に関する専門的な問題等について個別相談、セミナーを実施します。

[8] 海外アドバイザーによる相談サービス、情報提供

アジアを中心とする我が国企業の投資重点国に海外投資の専門家、主な経済連携協定国には、経済連携協定の専門家を派遣し、貿易及び投資・技術提携等の促進を支援するためのアドバイスやセミナー等を実施します。

[9] 中小企業知的財産権保護対策事業

海外ビジネスでの知的財産侵害リスクの回避方法や権利取得等に関する個別相談に応じるほか、海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業には、模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の調査を行い、その調査にかかる経費の一部を助成します。

[10] 海外ビジネスサポート・センター運営

海外進出準備のために短期の活動拠点が必要な日本企業に対して、タイ（バンコク）、フィリピン（マニラ）、インド（ニューデリー、ムンバイ、チェンナイ）、ベトナム（ハノイ）、ミャンマー（ヤンゴン）でオフィススペースとアドバイザー等によるコンサルティングサービスを提供します。

《問い合わせ先》ジェトロ進出企業支援課 ☎03-3582-5017

(3) (公益財団法人) 交流協会による支援**[1] 中小企業海外情報提供事業**

台湾に関する投資、貿易情報などを収集し、情報誌、ホームページ等への掲載やセミナーの開催等を提供します。

(日台ビジネスステーション HP アドレス)

<https://www.jptwbiz-j.jp/>

[2] 日台中小企業ビジネス・アライアンス促進事業

台湾企業との業務提携（ビジネス・アライアンス）を希望する中小企業の方を支援するため、台湾企業に関する情報提供、アドバイス実施、ビジネスマッチング交流会の開催等を行います。

《問い合わせ先》 交流協会 貿易経済部 03-5573-2600 (代表)

[3] 中小企業海外情報提供等専門家派遣事業

我が国中小企業の台湾とのビジネスを支援するため、交流協会台北事務所に設置している貿易相談室に専門家を派遣し、様々な情報提供を行っています。

《問い合わせ先》 交流協会台北事務所

貿易・投資アドバイザー（菊地裕）：週3日（月・水・金）

9:15～12:30、13:30～17:30

+886-2-2713-8000 (代表)

(4) 現地支援（中小企業海外展開現地支援プラットフォーム）

新興国における中小企業の海外ビジネス支援体制を強化するため、現地の官民支援機関と連携し支援ネットワークを構築するとともに、現地専門家等を通じて、現地で必要な情報提供やサービスの紹介、各支援機関への取次ぎ等を行います。

(5) 資金支援

[1] 海外展開資金貸付制度（日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）・沖縄振興開発金融公庫）

経済の構造的変化に適応するため、海外の地域における事業の開始等を図ろうとする中小企業の方を対象として融資を行います。

[2] 海外投資関係信用保証制度、特定信用状関連保証制度（信用保証協会）

各都道府県の信用保証協会において、中小企業の方が海外展開に要する資金を金融機関から借り入れる際の債務の保証を行います。

[3] 海外展開を行う中小企業の経営基盤強化事業（中小企業基盤整備機構）

中小機構が、他の投資会社とともに組成する投資事業有限責任組合を通じた投資により、海外展開を行う中小企業の資本増強を支援します。

[4] 特定信用状関連保証制度（信用保証協会）

海外子会社が現地の金融機関から融資を受ける際に、国内金融機関が当該現地金融機関に向けて発行する信用状に関し、国内金融機関に対して親会社（国内の中小企業）が負担する債務について、各都道府県の信用保証協会が債務保証を行います。

[5] 海外子会社等の資金調達支援

平成 24 年 8 月に施行された中小企業経営力強化支援法に基づき、新事業活動促進法等の承認又は認定を受けた中小企業に対し、現地金融機関に対する日本公庫による信用状発行及び日本貿易保険による海外事業資金貸付保険の引き受けにより海外子会社等の外貨建てでの資金調達支援をします。また、信用保証協会による海外投資関係保証の保証限度額を増額し、海外展開のための国内金融機関からの資金調達を支援します。

(6) 補助金

[1] JAPANブランド育成支援事業

- (ア) 対象者：商工会議所、商工会、組合、NPO法人、4 者以上の中小企業者からなる連携体等
- (イ) 支援内容：複数の中小企業が連携して行う海外展開に係る試作品開発、展示会出展等に要する費用を補助。
- (ウ) 補助率：定額（上限 200 万円）、2/3 以内（上限 2,000 万円）

[2] 中小企業・小規模事業者海外人材対策事業

事業実施者（地域の中小企業団体等）と大学等が連携し、留学生に向けた中小企業の魅力発信や中小企業に向けた留学生採用ノウハウの提供、中小企業と留学生のマッチング、外国人従業員の定着までを一貫して支援します。

また、大学4年生（10月以降）や卒業後就職活動を行っている未就職の外国人留学生に対し、日本の中小企業で働く上で必要な技能・技術・ノウハウを習得する機会を提供するため、中小企業で実施する職場実習（インターンシップ）を支援します。

《問い合わせ先》

全国中小企業団体中央会 労働政策部 ☎03-3523-4903

海外展開

[3] 中小サービス業等海外現地人材研修支援事業

海外においてサービス業等を営むため、現地人材の育成を行う中小企業者に対して、海外子会社等の現地人材を日本に招聘して行う研修及び中小企業者の従業員等を海外子会社等へ派遣して行う現地人材の研修等の実施を支援します。

《問い合わせ先》

（一財）海外産業人材育成協会（HIDA） ☎03-3549-3052

[4] 中小企業販売力強化支援モデル事業

中小企業者に国内外への販路や販路開拓サービスを提供する民間企業等の先進的な取り組みに対して経費の補助を行います。

《問い合わせ先》

全国商工会連合会 企業支援部 市場開拓支援課 ☎03-6268-0086

[5] 共同海外現地進出支援事業

単独では海外現地進出が困難である中小企業者が共同グループを形成して、リスク・コストを低減等した形で行う共同海外現地進出の取組を支援します。

《問い合わせ先》

全国商工会連合会 企業支援部 市場開拓支援課 ☎03-6268-0086

第2節 国際取引（輸出入）の円滑化

海外との取引・進出を検討されている中小企業の方々に、情報提供や海外販路開拓支援を行います。

海外展開

1 (独)中小企業基盤整備機構 (SMRJ) による支援

(1) 国内展示会海外バイヤーマッチング等支援事業

海外バイヤーが多く訪れることが見込まれる国内展示会へのブースを確保し、中小企業等の参加を支援します。

2 (独)日本貿易振興機構 (JETRO) による支援

(1) 中小企業海外見本市出展支援事業

ジェトロが主催・参加する海外展示会のジャパンプースへのご出展をサポートします。これにより、海外のバイヤーと商談することで具体的成果を伴った取組が可能です。（一部費用負担有り）

参加者募集についてはジェトロホームページ「イベント情報」にて確認ください。

<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

(2) 輸出有望案件支援サービス

優秀な製品を持っていながらこれまで輸出経験がない、あるいは輸出ビジネスを躊躇している中小企業を対象に、各分野の専門家が、お客様の製品・商品や会社の状況に合わせてマーケット・バイヤー情報の収集や海外見本市での商談サポート、最終的には契約締結までお手伝いします。

<http://www.jetro.go.jp/services/export/>

(3) 海外バイヤー招へいによる商談会開催

農林水産物・食品、機械・部品、環境・エネルギー、伝統産品、日用品、ファッション（アパレル・テキスタイル）等産業において、ジェトロは地方自治体や支援機関等と協力し、地元ニーズに基づき海外バイヤーを招へいし、商談会を開催します。海外市場に合わせた商品の開発・改良等に資する情報・アドバイスの提供等、自社製品の海外販路開拓の可能性を探り、事前の戦略を立てるプレマーケティングの機会を提供します。

(4) 海外展開コーディネーターによる輸出支援相談サービス

ジェトロが海外に配置する各分野の専門家（海外コーディネーター）が、お客様の海外ビジネス展開に関するお問い合わせについて、現地の感覚・目

線でお答えします。製品・商品の輸出可能性等についてお調べになりたい中小企業の皆様が対象です。

<http://www.jetro.go.jp/services/coordinator/>

(5) 海外アドバイザーによる相談サービス、情報提供 (61 ページ参照)

(6) 引き合い案件データベース (TTPP)

国際的なビジネスパートナー探しを支援するウェブサイトです。日本及び海外の企業が登録したビジネス案件を検索・閲覧いただけます。ユーザー登録すると、希望に合った相手企業の直接コンタクトできるほか、ご自身のビジネス案件もウェブ上で紹介することができます。自社製品の広報、取引企業探しにお役立ていただけます。

<http://www.jetro.go.jp/ttppoas/indexj.html>

(7) 地域間交流支援 (Regional Industry Tie-up Program:RIT) 事業

日本各地の中小企業の皆様がグループ単位で海外地域との間でビジネス交流を進め、商談することを支援いたします。商談の結果、輸出や技術提携、共同製品開発等が行われ、ひいては地域産業活性化に資することを目的としています。

<http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/export/rit/>

3 (独) 日本貿易保険による支援

(1) 中小企業輸出代金保険

中小企業の外国への輸出に伴う代金の回収不能による損失をてん補する保険であり、通常の貿易保険に比べて、申込手続の簡素化や迅速な保険金支払いといった有利な扱いを受けることができます。

2012年4月の商品改定により、保険料率の従来対比25%引下げ、引受金額の上限緩和等を実施し、中小企業の利便性をより一層向上しています。

(2) 金融機関との提携

日本貿易保険では本店（東京）、大阪支店にそれぞれお客様相談室を置き、中小企業からのご利用相談に対応するほか、商工中金、銀行、損保会社とも業務提携を行い、中小企業の利便性向上に努めております。

特に、東京・大阪以外の中小企業のために、地方銀行との間で、貿易保険の概要説明や申込書類の取次などを含めた業務提携を順次進めており、各地の中小企業に、お気軽にご利用頂けるような環境整備に取り組んでおります。

具体的な提携先は、NEXI ウェブサイトをご参照ください。

(3) バイヤー調査費用の無料化サービス

貿易保険のお申し込み前に行うバイヤー（海外の取引先）の与信審査に際し、ご利用者に実費負担いただく信用調査書取得費用について、中小企

業のご利用促進のために、1社当たり3バイヤーの調査まで無料とさせていただきます。

《問い合わせ先》

独立行政法人日本貿易保険

本店（東京）お客様相談室 電話番号：0120-672-094(直通)

大阪支店 お客様相談室 電話番号：0120-649-818(直通)

海外展開

4 （公益財団法人）交流協会による支援

（1）日台中小企業ビジネス・アライアンス促進事業（62ページ参照）

（2）日台電子商取引推進事業

日台間の電子商取引、決済等の実現と普及を支援します。

《問い合わせ先》 交流協会 貿易経済部 03-5573-2600（代表）

第7章 技術革新・IT化支援

第1節 技術面の支援

中小企業の技術開発支援として、中小企業新事業促進法に基づく支援をはじめ、研究開発資金の補助や公設試験研究機関等による技術面でのアドバイス、試験研究費の税額控除、知的財産への支援制度等を整備し、支援を展開しています。

技術革新・IT化

1 中小企業技術革新制度〔SBI R制度〕

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき、関係省庁による中小企業の研究開発のための補助金等（特定補助金等）について、その事業化までを一貫して支援する制度を設けています。

（1） 国等の研究開発予算の中小企業者等への支出の機会の増大

〔1〕 対象となる国等の研究開発予算

国や独立行政法人が行う研究開発予算の中から、「基本方針」に照らして適切な研究開発委託費や補助金等（「特定補助金等」※）として指定されたものが、本制度の対象となります。

※特定補助金等の一覧表は、中小企業庁のHPをご覧ください。
http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq07_sbir.htm

〔2〕 中小企業者等への特定補助金等の支出目標額等の策定

国は中小企業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るために、毎年度、特定補助金等の交付に関する支出の目標等の方針を閣議決定します。
（平成24年度の支出目標額は453億円（予算額））

〔3〕 特定補助金等による多様な技術開発支援

特定補助金等は多様で、対象分野は多岐にわたっており、フィージビリティ・スタディ段階から研究開発段階まで、幅広く支援します。

（2） 特定補助金等による研究開発成果の事業化支援

<特定補助金等を受けた中小企業への事業化支援>

〔1〕 特許料等の軽減

特定補助金等による研究開発に関連した特許出願については、申請に基づき、審査請求料の半額軽減措置、特許査定後の特許料第1年分から第10年分について半額軽減の措置を受けることができます。

<本制度・手続の詳細（申請様式、必要書類等）>
<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>
（「研究開発型中小企業」の項目をご覧ください。）

- 手続の詳細については軽減申請者の方が所在する経済産業局特許室、制度については下記お問い合わせ先までご連絡下さい。

【特定補助金等に関する軽減制度について】

経済産業省産業技術環境局産業技術政策課 ☎03-3501-1773

【SBIR・中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律について】

中小企業庁経営支援部創業・技術課 ☎03-3501-1816

【経営革新計画・異分野連携新事業分野開拓計画について】

中小企業庁経営支援部新事業促進課 ☎03-3501-1767

[2] 中小企業信用保険法の特例（新事業開拓保険制度）

特定補助金等の活用により、債務保証限度額が2億円から3億円に拡充されるなど債務保証枠の拡大や担保・第三者保証人が不要な特別枠の活用等の特例措置を受けられます。

[3] 中小企業投資育成株式会社法の特例

株式会社の設立や資本金調達について、資本金3億円を超える会社も中小企業投資育成株式会社からの投資対象となる特例措置を受けられます。

[4] 日本政策金融公庫の特別貸付制度

特定補助金等の交付を受けた中小企業者等は、新事業育成資金等の特別貸付制度の利用につき、貸付利率の優遇措置を受けられます。

[5] 入札参加機会の特例措置

特定補助金等の交付を受けて実施した研究開発に係る技術分野と特定補助金等の交付を受けた中小企業者は、参加しようとする入札物件に係る技術分野が同じであること、又は、入札物件と同等以上の仕様の物件を製造できることを自ら証明できれば、入札参加資格のランクや過去の納入実績にかかわらず、入札に参加することが可能となります。

[6] 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

産業活力再生特別措置法に基づく措置として、各都道府県の貸与機関が実施する小規模企業設備資金制度の貸付割合を1/2から2/3に拡充されます。（※平成27年度末までの措置）

[7] SBIR特設サイト

中小企業基盤整備機構が運営する、中小企業ビジネス支援サイト「J-Net 21」にSBIR特設サイトを開設しています。SBIR特設サイトでは、特定補助金等の交付を受けた中小企業者等に専用ページを設けており、研究開発成果やその事業化・商品化情報等を自由に掲載し、PRすることが可能です。

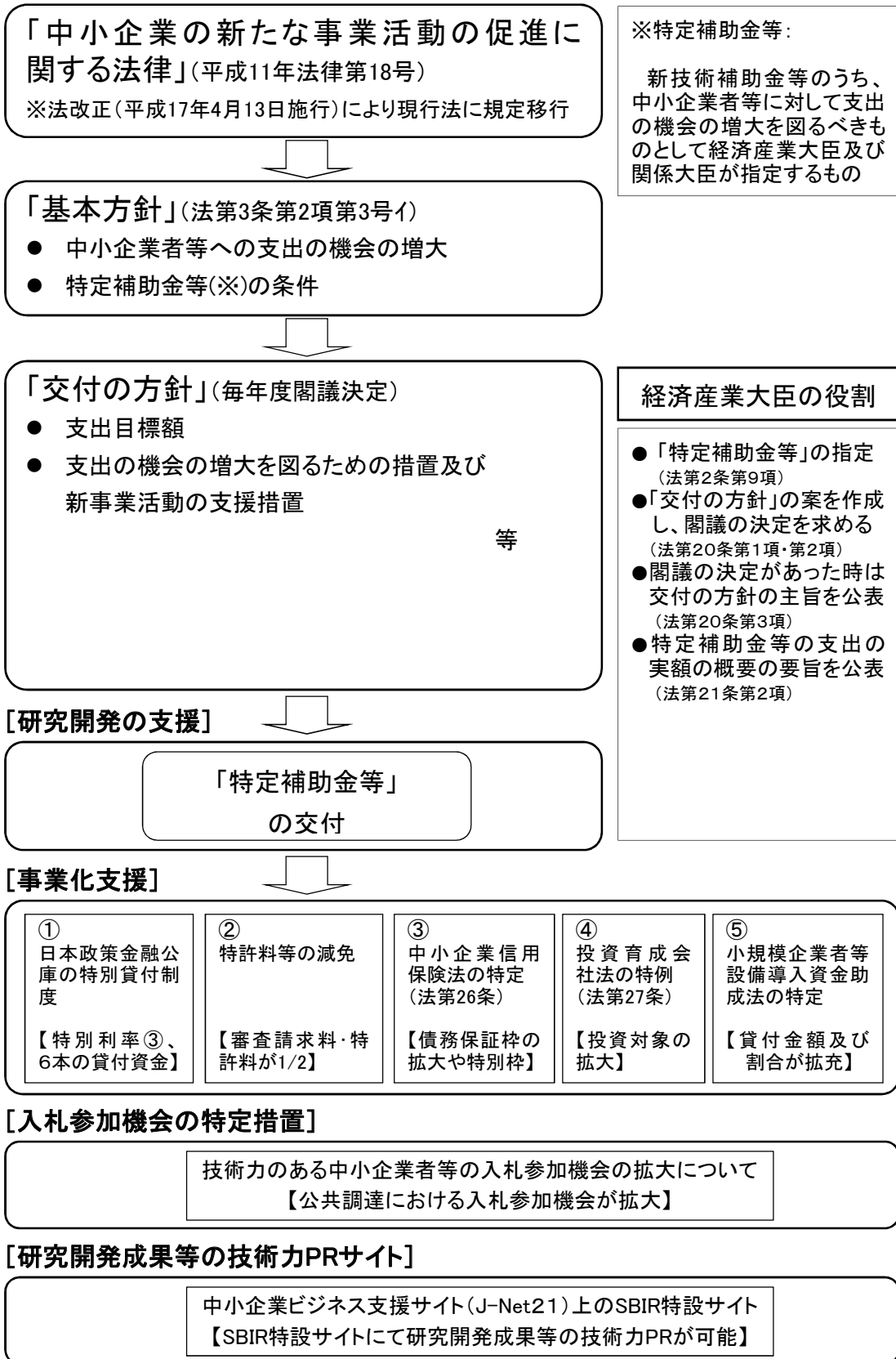
また、特定補助金等の公募情報や一覧、制度の詳しい内容、事業化に成功した企業のインタビュー等も掲載しています。

SBIR特設サイト <http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/index.html>

《問い合わせ先》

中小企業庁創業・技術課 ☎03-3501-1816（直通）

図表 1-7-1 中小企業技術革新制度[S B I R制度]のスキーム



2 技術力のある中小企業に対する研究開発支援

(1) 戦略的基盤技術高度化支援事業（17ページ参照）

中小ものづくり高度化法に基づき、鋳造、鍛造、切削加工、めっき等の特定ものづくり基盤技術（22技術）の高度化につながる、中小企業、ユーザー企業、研究機関等からなる共同研究体によって実施される研究開発から試作までの取組を支援します。

[1] 対象

中小ものづくり高度化法に基づく経済産業大臣の認定（同法第5条の変更認定を含む）を受けた特定研究開発等計画に基づき研究開発等を実施する中小企業者

[2] 支援内容

- (ア) 委託経費：研究開発から試作等にかかる経費（設備費、消耗品費、人件費等）
- (イ) 委託金額：【一般型】初年度4,500万円以下／テーマ
【小規模事業者型】初年度2,300万円以下／テーマ
- (ウ) 研究期間：2～3年
- (エ) 公募時期：平成25年4月22日～6月20日

《問い合わせ先》

中小企業庁創業・技術課 ☎03-3501-1816
各経済産業局又は内閣府沖縄総合事務局

(2) グローバル技術連携支援事業

厳しいグローバル競争に打ち克つため、複数の中小企業者等から構成される共同体が、オンリーワン技術の獲得や技術流出防止を図りながら海外展開を目指して取り組む試作開発とその成果に係る販路開拓について補助を行います。

[1] 対象

製造業や情報サービス業等の中小企業者を中心とした共同体

[2] 支援内容

- (ア) 補助対象経費：試作開発費（原材料費、機会装置費等）及び販路開拓費（マーケティング調査費等）
- (イ) 補助率：2/3以内（単年度上限2,000万円）
- (ウ) 期間：複数年度（最長3年度）にわたり補助事業を実施することが可能
- (エ) 公募時期：平成25年5月15日～6月20日

《問い合わせ先》 中小企業庁創業・技術課 ☎03-3501-1816（直通）
各経済産業局又は内閣府沖縄総合事務局

(3) 中小企業技術革新挑戦支援事業

中小企業者が自ら有している革新的技術を活用し、各府省で実施される中小企業向け技術開発事業（研究開発事業や実証研究事業）と連携し、当該事業の前段階として、各技術開発課題に関する探索研究・実証実験（F/S）を行う取組を支援します。

※平成25年度事業については、厚生労働省の「障害者自立支援機器等開発促進事業」と連携

[1] 対象

設定された開発対象テーマに対し、事業化を見据えた探索研究・実証実験（F/S）を行うことができる中小企業者

[2] 支援内容

(ア) 委託経費：探索研究・実証実験（F/S）にかかる経費
（機器設備費、消耗品費、人件費等）

(イ) 委託金額：300万円程度/件

(ウ) 委託期間：半年間程度

(エ) 公募時期：平成25年5月31日～6月20日

《問い合わせ先》

中小企業庁創業・技術課 ☎03-3501-1816

(4) 地域中小企業イノベーション創出補助事業

地域の中小企業を中心に、大学等（大学及び高等専門学校）、公的研究機関等が共同で実施する、実証研究（実用化技術の実証又は性能評価等）を支援します。

[1] 対象

- ・補助事業終了後、2年以内に「事業化」に結びつく実証研究であること。
- ・中小企業と大学・高専による産学連携体制で取り組む実証研究であること。
- ・事業化に必要な技術課題の解決に向けて、開発、試験または分析等を行い、実用化技術の製品化、製品の改良等を実施する実証研究であること。

[2] 支援内容

公募により実証研究テーマを募集し、採択テーマについて、その実施に必要な経費の一部を補助します。

事業期間：2年以内

補助率：補助対象経費の2/3以内

補助金額：300万円以上3,000万円以内

公募期間：平成25年4月22日～6月3日

《問い合わせ先》

経済産業省 産業技術環境局 大学連携推進室

☎03-3501-0075（直通）

各経済産業局産業技術課（※）、内閣府沖縄総合事務局地域経済課

※中国経済産業局次世代産業課、九州経済産業局技術企画課

(5) 課題解決型医療機器等開発事業

高度なものづくり技術（切削、精密加工、コーティング等）を有する中小企業と、医療現場のニーズ・課題を有する医療機関等とが連携した「医工連携」による医療機器の開発・改良について、臨床評価や実用化までの一貫した取組を支援します。

[1] 対象

我が国医療現場の課題を解決し、かつ、医療機器の実用化を促進し、医療機器産業強化に資する医療機器等の開発・改良に取り組む中小企業等

[2] 支援内容

- (ア) 委託金額：初年度8,000万円以下
- (イ) 研究開発期間：3年以内
- (ウ) 公募時期：平成25年3月29日～5月20日

《問い合わせ先》

経済産業省商務情報政策局ヘルスケア産業課医療・福祉機器産業室
☎03-3501-1562

(6) 福祉用具実用化開発推進事業

高齢者、心身障害者及び介護者の生活の質の向上を目的とした、優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発事業を対象に、開発に係る費用の助成制度があります。

《問い合わせ先》

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
バイオテクノロジー・医療技術部医療技術・デバイスグループ
☎044-520-5231

3 技術に関する助言等

公設試験研究機関による技術支援

都道府県等に設置されている公設試験研究機関は、地域中小企業者の技術支援の中核的機関として、中小企業者に直結した技術支援を行っています。

例えば、中小企業者が自己の製品の品質・性能の向上及び生産の合理化を図るためには、原材料の試験、製品の検査等が不可欠であり、中小企業者の依頼に応じて試験、分析、測定や技術相談・指導を実施しています。また、中小企業者単独では設置し難い試験設備を備え、中小企業者が自由に利用できるような開放試験室を設置しています（これらの支援策の利用については有料の場合があります）。

【支援内容】

[1] 技術相談

事業者が抱える工業技術等に関する課題についての質問、相談にお答えします。

[2] 実験室開放による試験装置や計測設備の利用

保有している各種機器・設備をお貸しします。

[3] 受託・共同研究および依頼試験・分析

事業者から委託を受け、または大学等との連携により、事業者が行う新製品・新技術開発等の事業化に必要な研究開発を実施します。

[4] その他、技術研修、講習会の実施、人材育成、技術情報の提供 等

公設試験研究機関の研究成果の普及や最新技術情報の提供等を行います。

※(独)産業技術総合研究所が提供している公設試一覧のページから、各機関のウェブサイトへアクセスすることができます。

全国公設試験研究機関リンク集

<http://unit.aist.go.jp/col/ci/wholesgk/link/kousetsushi/kousetsushi.htm>

《問い合わせ先》 ・ 公設試験研究機関
 ・ 都道府県商工担当課
 ・ 都道府県公設試験研究機関管理課
 ・ (独)産業技術総合研究所 イノベーション推進本部 産学官連携推進部 産学・地域連携室（技術相談窓口）

☎029-862-6201

4 税 制

中小企業者等が試験研究を実施した場合、税制の特別措置を受けることができます。

(1) 中小企業技術基盤強化税制（試験研究費総額に係る税額控除）

中小企業にとって、新技術・新製品の開発や新分野への進出のための投資は、将来の収益確保にとって重要であるため、試験研究費に対する税額控除制度が設けられています。

[1] 対象者

①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、同一の大規模法人（資本金の額又は出資金の額が1億円超又は資本金又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人超の法人）に、その発行済株式又は出資の総数又は総額の1/2以上を所有されている法人、及び複数の大規模法人に、その発行済株式又は出資の総数又は総額の2/3以上を所有されている法人を除きます。

②資本金又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

[2] 対象費用

試験研究を行うために要する、原材料費、人件費（専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る）、経費、その試験研究の一部として要する委託試験研究費、試験研究用資産の減価償却費など

[3] 控除額

試験研究費の総額の12%を税額控除（総額型）

【税額控除の上限】法人税額（所得税額）の20%（平成25年度・26年度は30%）
 【控除限度超過額の取扱】次年度にのみ繰り越しが可能。繰り越しの活用にあたっては、活用する年度の試験研究費が前年度を上回っていることが要件（平成21年度、22年度に生じる控除限度超過額については、24年度において、税額控除の対象とすることが可能。その場合の上限は総額型税額控除と併せて法人税額の30%）。

（２） 研究開発税制（上乘せ措置）

上記（１）中小企業技術基盤強化税制の措置と併せて、(ア)と(イ)のいずれかを選択し、平成25年度まで利用できます。

(ア) 増加型

試験研究費の増加額（直近3年分の平均を超えた分）の5%を税額控除（ただし、前2カ年度より当該年度の試験研究費が増えていること）

(イ) 高水準型

試験研究費の額が売上金額の10%を超える場合は、その超えた額に一定の割合（試験研究費割合（注）から10%を控除した割合に0.2を乗じた割合）を乗じた額を税額控除

【税額控除の上限】(ア)、(イ)とも総額型と別枠で法人税額（所得税額）の10%

（３） 研究開発税制（総額型）

上記（１）中小企業技術基盤強化税制の利用者以外の青色申告書を提出する事業者が活用できる制度です。当該事業者の試験研究費の総額に、試験研究費割合（※）に応じて一定率（8%～10%）を乗じた額を法人税額（所得税額）から控除します。ただし、税額控除額は法人税額（所得税額）の20%（平成25年度・26年度は30%）相当額を限度とします。

なお、試験研究費のうち、特別試験研究費（国の試験研究機関・試験研究独立行政法人・大学等・民間事業者との共同試験研究、国の試験研究機関・試験研究独立行政法人・大学等・特定中小企業者への委託試験研究及びその用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究に係る費用）がある場合には、当該特別試験研究費の額に対する控除率を12%（通常8%～10%）とします。

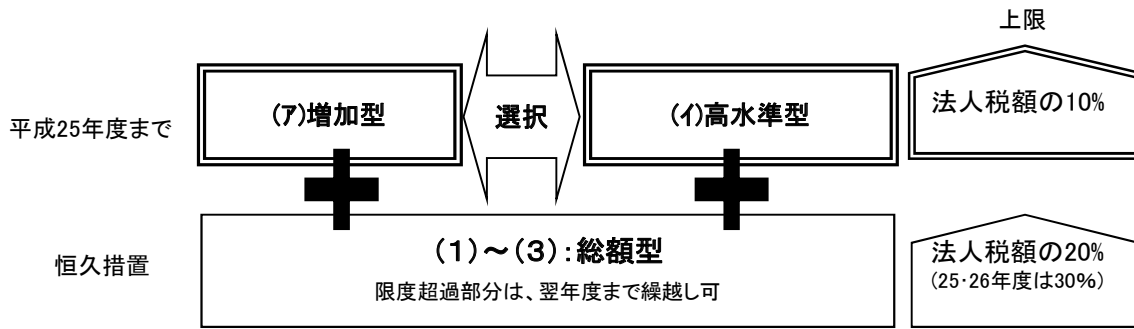
また、上記（１）中小企業技術基盤強化税制と同様に控除限度超過額を取扱うことが出来るとともに、上記（２）研究開発税制（上乘せ措置）も利用できます。

（※）試験研究費割合とは、当年度の試験研究費を平均売上金額（＝当年度に前3年を加えた計4年間の平均売上金額）で除したものとする。

（注）（１）～（３）の税額控除を利用するためには、確定申告時に税務署に提出する確定申告書に加えてその金額に関する明細書を提出します。この明細書は、各税務署に置いてあります。

〈問い合わせ先〉 国税局の税務相談室又は主要な税務署の税務相談室

図表 1-7-2 税制特別措置の概要



5 中小企業の知的財産支援

(1) 知財総合支援窓口（特許等取得活用支援事業）

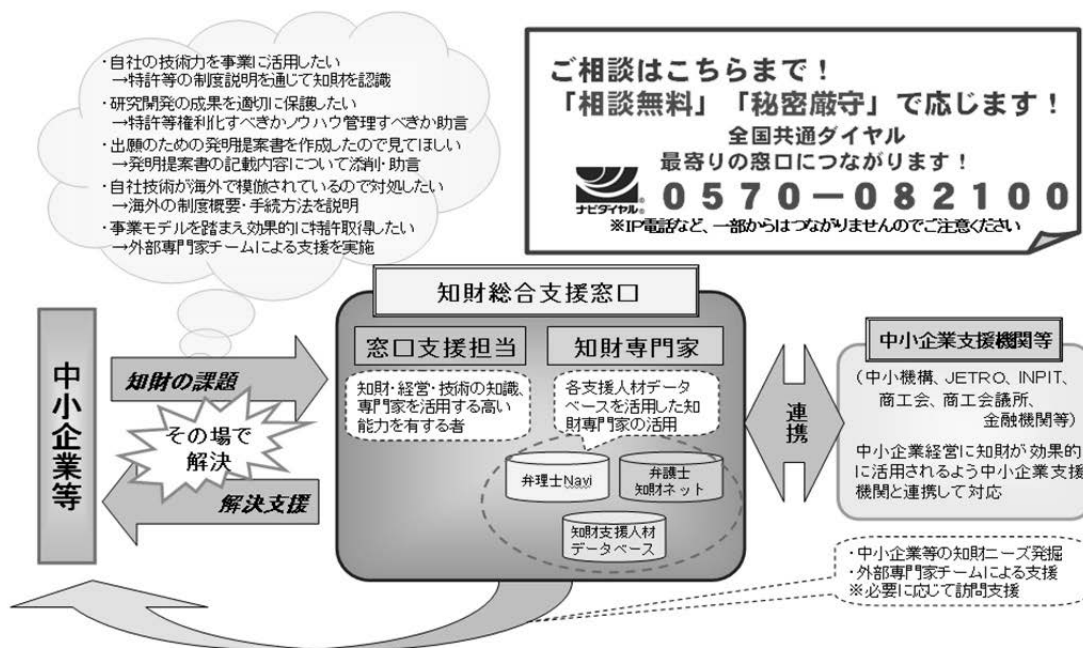
知財総合支援窓口配置された支援担当者が知的財産に関する課題等をその場で受け付け、アイデア段階から事業展開、海外展開までの様々な課題等に対して、関係する支援機関と連携して、効率的、網羅的にワンストップで解決を図ります。

また、専門性の高い課題等に対しては、弁理士や弁護士等の専門家を活用し、窓口の支援担当者との協働して解決を図ります。

【支援内容】

- [1] 当該窓口配置された支援担当者が課題等をその場で受け付け、アイデア段階から事業展開、海外展開までの課題等に対してワンストップで解決を図る。
- [2] 中小企業等の利用可能な知財支援策の紹介や、特許等の出願手続（電子出願用端末機器を利用した電子出願を含む）に関する説明を行う。
- [3] 専門性の高い課題等に対しては、弁理士や弁護士等の知財専門家を活用して窓口の支援担当者との協働して解決を図る。
- [4] 関係する支援機関やその機関の専門家と十分に連携し、効率的・網羅的に課題等の解決を図る。
- [5] 知的財産の意識が不十分のまま事業活動を行っている中小企業等に対する知的財産活用の重要性への“気づき”（意識）を醸成し、知的財産を事業展開に効果的につなげる支援を行い知的財産活用の促進を図る。

図表 1-7-3 知財総合支援窓口の事業概要



《問い合わせ先》 特許庁普及支援課 ☎03-3581-1101 (内線2107)
各経済産業局等特許室

(2) 中小企業知的財産権保護対策事業

(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)では、海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業に対し、現地で侵害調査を実施することにより、模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況などの情報を提供し、その侵害調査にかかった費用の一部を助成します。

- [1] 対象者：海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業
- [2] 助成内容：(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)が委託した外部調査機関の調査費用を対象とする。助成金額は調査費用の2/3以内(上限額300万円)
- [3] 申請先：(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)知的財産課
- [4] 申請受付期限：平成25年10月末

《問い合わせ先》 (独)日本貿易振興機構(ジェトロ)知的財産課
☎03-3582-5198

(3) 特許に関する支援(84ページ参照)

中小企業が、知的財産をより一層戦略的に活用できるよう、出願から権利取得後の活用まできめ細かな支援を展開します。

- [1] 産業財産権の普及・人材育成・相談に関する支援
- [2] 産業財産権情報の活用・出願手続等に関する支援
- [3] 産業財産権の審査請求に関する支援
- [4] 産業財産権の審査・審判に関する支援
- [5] 産業財産権の登録に関する支援
- [6] 産業財産権の活用に関する支援

第2節 IT化支援

平成25年6月14日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」に基づき、IT・データ利活用による高いサービスレベルや効率的な企業経営を推進し、ベンチャーを含む中小企業の競争力強化・活性化を目指します。

1 中小企業のIT化支援

技術革新・IT化

(1) IT活用に対する意識向上と人材の育成

[1] セミナー・研修の実施

(ア) 商工会、商工会議所によるパソコン研修

商工会、商工会議所は、保有するパソコン等の設備を活用して、中小・小規模事業者を対象にホームページ作成や電子商取引など企業経営に有用なIT活用についての実践研修を実施します。

《問い合わせ先》最寄りの商工会・商工会議所

(イ) ITコーディネータによる研修

ITを活用した経営革新や経営の向上・改善についての的確なアドバイスのできる人材を経済産業省推進資格「ITコーディネータ」として認定しております。ITコーディネータが中小企業のIT経営実践を支援する研修を実施します。

《問い合わせ先》ITコーディネータ協会 ☎03-6912-1081

<http://www.itc.or.jp/>

[2] 中小企業IT経営力大賞

優れたIT経営を実現し、かつ、他の中小企業がIT経営に取り組む際に参考となるような中小企業等の事例を発掘し、その中でも先進的な事例をIT経営実践認定企業・組織として認定します。更に、優れたものを、経済産業大臣等が表彰する「中小企業IT経営力大賞」を平成19年度に創設し、平成25年度は「中小企業IT経営力大賞2014」を実施します。

【主催】経済産業省

【共催】独立行政法人情報処理推進機構、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、特定非営利活動法人ITコーディネータ協会

【協力(予定)】独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社日本政策金融公庫、社団法人企業情報化協会、社団法人組込みシステム技術協会、社団法人コンピュータソフトウェア協会、社団法人情報サービス産業協会、一般社団法人全国地域情報産業団体連合会、社団法人中小企業診断協会、社団法人日本コンピュータシステム販売店協会、社団法人日本情報システム・ユーザー協会、財団法人日本情報処理開発協会

《募集期間》平成25年7月下旬頃より募集開始予定

《詳細・応募先》<http://www.it-keiei.go.jp/award/index.html>

《問い合わせ先》経済産業省商務情報政策局情報処理振興課 ☎03-3501-2646

(2) ITに関するアドバイス・コンサルティング

[1] 専門家派遣事業

都道府県等中小企業支援センターは、中小企業に対し、IT・経営革新に関する専門家を派遣します。

《問い合わせ先》都道府県等中小企業支援センター

[2] 戦略的CIO育成支援事業

経営戦略に基づくIT化計画の策定及びその実施に取り組む中小企業に対し、長期にわたって専門家を派遣し、きめ細かいアドバイスを行うとともに、中小企業におけるCIO候補者の育成を図ります。

《問い合わせ先》 中小機構 新事業支援部

創業・ベンチャー支援課 ☎03-5470-1564（直通）

[3] ITコーディネータによるアドバイス・コンサルティング

中小企業のIT経営実践に向けた相談を受け付け、経営課題をITで解決するために適切なアドバイスやサポートを行うITコーディネータを派遣します。

《問い合わせ先》特定非営利活動法人ITコーディネータ協会

☎03-6912-1081

<http://www.itc.or.jp/>

(3) ITシステム導入に対する支援

[1] 金 融

(ア) IT活用促進資金

中小企業における情報技術の普及変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報化投資の促進やデジタルコンテンツ事業の円滑な実施に必要な資金を貸し付けます。

(a) 貸付機関

日本政策金融公庫

(b) 資金使途

貸付対象者が情報化投資を構成する設備等を取得（改造、更新を含む。）するために必要な設備資金及び長期運転資金。

設備資金にはソフトウェア制作に係る開発費等資産計上される資産を含み、長期運転資金には以下の資金を含むものとします。

- i 設備等を賃借するために必要な資金
- ii ソフトウェアの取得、制作及び運用に必要な資金
- iii 情報技術（IT）の活用のための人材教育に必要な資金
- iv 情報技術（IT）の導入に関する診断・助言に必要な資金
- v デジタルコンテンツの制作、流通又は上映に必要な資金（ただし、先進性、新規性又は技術力の高いものに限る。）

(c) 貸付条件

利 率

- i 設備資金（土地に係る資金を除く。）…特別利率①
- ii iのうち基幹業務、電子商取引（電子入札含む。）、電子タグ及びデジタルコンテンツに情報技術（IT）を活用するもの（被制御設備、関

連建物・構築物を除く。) (平成25年3月31日までに貸付契約を行うものに限る。) 中小企業事業部門…特別利率② 国民生活事業部門…特別利率③

- iii 運転資金中、設備等賃借 (土地に係る資金を除く。)、ソフトウェアの取得・制作・運用、IT活用のための人材教育、IT導入に関する診断・助言に必要な資金…特別利率①
- iv 運転資金中、デジタルコンテンツの制作、流通又は上映に必要な資金 (ただし、先進性、新規性又は技術力の高いものに限る。) …基準利率
- v その他情報化投資に必要な資金 (中小企業者向け業務において、特別利率限度額が、i 及び ii の場合は2億7千万円を超える部分) …基準利率

(d) 貸付期間

- ・設備資金 15年以内
- ・運転資金 5年以内 (ただし、特に必要と認められる場合7年以内)

《問い合わせ先》 日本政策金融公庫 (国民生活事業/中小企業事業)

事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505

(イ) 小規模企業者等設備導入資金助成制度

小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備導入の促進を図ることを目的とした小規模企業者等設備導入資金助成制度により、情報関連機器 (プログラムを含む。) を導入するための設備資金を貸与機関 (各県に設置されている中小企業支援センター) が無利子で貸し付ける設備資金貸付事業や当該設備を貸与機関が代わって購入し設備貸与 (割賦販売・リース) をする設備貸与事業の2つの事業を実施しています。

《問い合わせ先》 都道府県等中小企業支援センター

(公財) 全国中小企業取引振興協会 ☎03-6228-3308

[2] 税 制

(ア) 中小企業投資促進税制

中小企業者等が一定の器具及び備品 (パソコン、デジタル複写機等) やソフトウェア等を購入、又はリース契約により事業の用に供した場合に特別償却又は税額控除を受けることができます。

対象者：青色申告書を提出する個人事業者又は資本金1億円以下の中小企業者等
対象設備：

(a) 機械・装置 (1台又は1基の取得価額が160万円以上)

(b) 特定の工具、器具及び備品

- ・電子計算機 (1台又は1基、あるいは同一種類の複数台の合計取得価額が120万円以上)

- ・デジタル複合機 (1台又は1基の取得価額が120万円以上)

- ・一定の測定工具及び検査工具並びに試験又は測定機器 (1台又は1基の取得価額が30万円以上のもので取得価額の合計が120万円以上)

(c) 一定のソフトウェア (合計の取得価額が70万円以上) 等

措置内容：投資に対する7%の税額控除又は30%の特別償却

(ただし、資本金が3千万円を超える法人は、特別償却のみ。)

[3] 商工会議所、商工会によるIT化支援

商工会議所、商工会は、パソコン、インターネットの導入を検討している中小企業を対象に、パソコン、インターネット接続、IT環境構築・利用説明サービス、アフターサービスなどを総合的に斡旋するとともに、ソフトウェアのサポートサービスを行っています。お近くの商工会議所、商工会にお問い合わせ下さい。

(参考) 日本商工会議所情報化推進部 ☎03-3283-7903

全国商工会連合会情報・能力開発課 ☎03-3503-1253

2 中小企業のIT化のための基盤整備

(1) IT推進のための情報提供

[1] 「e-中小企業庁&ネットワーク」の実施

中小企業庁は、中小企業支援機関との連携の下、メールマガジンを活用して、中小企業に対して最新の施策情報を直接提供することにより、より多くの中小企業に対し施策の広報を行います。

《問い合わせ先》中小企業庁広報室 ☎03-3501-1709

[2] 「J-Net21」によるワンストップ支援体制の充実

(独) 中小企業基盤整備機構は、中小企業に関する情報の総合的な管理・検索を可能とする中小企業専門のポータルサイト(J-Net21)を運営し、中小企業者及び中小企業支援担当者が必要な情報を容易かつ迅速に入手できるワンストップサービスとしての情報提供支援体制の充実を図ります。

《問い合わせ先》 中小機構 広報統括室・広報課 ☎03-5470-1519

<http://j-net21.smrj.go.jp/>

[3] インターネット利用下請企業情報提供事業

下請中小企業の販路拡大に資するため、各都道府県下請企業振興協会が、ホームページを作成し、親企業向けに情報提供を行います。

《問い合わせ先》中小企業庁取引課 ☎03-3501-1669

[4] ビジネス・マッチング・ステーション

取引あっせんの迅速化等を図るため、(公財)全国中小企業取引振興協会のホームページ上で、受注企業・発注企業の双方の方々が、企業情報、案件情報の入力や閲覧、希望条件に応じた企業の検索等ができるシステム(ビジネス・マッチング・ステーション)が利用可能となっております。

《問い合わせ先》

ホームページ：<http://www.biz-match-station.zenkyo.or.jp/>

3 クラウドコンピューティングの利活用促進

クラウドコンピューティング(以下クラウド)とは、ネットワークを通じてアプリケーションなどの情報処理サービスを、必要に応じて利用する形の情報処理の仕組みであり、従来のようにIT資産を「保有」するのではなく、使いたい分だけ「利用」する形態を言います。このクラウドを利用することによって、IT投資の負担軽減が図られるとともに、取引企業間で共通のクラウド環境が整備されることで市場の健全化が図られ、中業企業のIT経営が進展することが期待されています。

(1) 中小企業支援SaaS利用促進コンソーシアム(SPCS)による支援

商工団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）や情報産業団体、ITコーディネータ協会等を中心に、中小企業のクラウド(SaaS)利用を促進するためにコンソーシアムが結成され、中小企業に対して情報提供等を行います。

《問い合わせ先》中小企業支援SaaS利用促進コンソーシアム(SPCS)

☎03-3730-3203

<http://www.spcs.jp/>

第3節 産業財産権制度の利用

中小企業が、知的財産をより一層戦略的に活用できるよう、出願から権利取得後の活用に至るまで、きめ細かな中小企業支援を実施する。

1 産業財産権の普及・人材育成・相談に関する支援

(1) 知的財産権制度説明会（初心者向け・実務者向け・法改正）

これから知的財産権について学びたい方、企業等において新しく知財部門に配属された方など幅広い方々を対象として、知的財産権の概要を中心に、知的財産に関する支援策等を内容とした初心者向け説明会を開催しています。

また、企業等において知的財産権業務に携わっている方を対象に、特許・意匠・商標の審査基準や国際出願の手続等を内容とした実務者向け説明会を開催しています。

さらに、特許法等の改正の際には、最新の制度改正を内容とした説明会を開催しています。

《問い合わせ先》

（初心者向け）

特許庁普及支援課産業財産権専門官 ☎03-3581-1101（内線2340）

（実務者向け・法改正）

特許庁普及支援課地域調整班 ☎03-3581-1101（内線2107）

(2) 中小・ベンチャー企業等向けセミナー

各経済産業局等において、経営者、研究開発担当者等を対象に、地域の実情に合った知的財産権の戦略的な取得や権利活用の手法等についてのセミナー・講習会を開催しています。

《問い合わせ先》

各経済産業局等特許室

(3) 外国の産業財産権制度に関する説明会

国内中小・ベンチャー企業等を対象に、海外から産業財産権の専門家を講師として招へいし、産業財産権侵害対策も含む外国の産業財産権制度に関する説明会を開催しています。平成24年度は、米国、韓国、ブラジルをテーマとした説明会の開催を予定しています。

《問い合わせ先》

（社）発明協会アジア太平洋工業所有権センター外国相談室 ☎03-3503-3027

<http://www.iprsupport-jpo.go.jp/index.html>

(4) 外国の産業財産権侵害対策等に関する相談

国内中小・ベンチャー企業等を対象に、外国の産業財産権侵害及び制度に関する相談を受け付けています。また、相談内容に応じて弁理士・弁護士から構成される模倣被害アドバイザーによるアドバイスも行っています。

《問い合わせ先》

(社)発明協会アジア太平洋工業所有権センター外国相談室 ☎03-3503-3027
<http://www.iprsupport-jpo.go.jp/index.html>

(5) 産業財産権に関する相談

(独)工業所有権情報・研修館では、特許等の出願手続をはじめ、産業財産権に関する一般的な相談に応じています。

また、特許庁では「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに設置し中小企業等の知的財産に関する悩みや課題についてその場で解決を図るワンストップサービスを提供しています。

《問い合わせ先》

各経済産業局等特許室
 (独)工業所有権情報・研修館相談部 ☎03-3581-1101 内線2121～2123
 産業財産権相談サイト：<http://faq.inpit.go.jp/>
 知財総合支援窓口（全国47都道府県に設置しています）
 (77ページ参照)

(6) 産業財産権に関する制度や支援策の紹介

特許庁職員である「産業財産権専門官」が、中小企業への個別訪問や中小企業経営者や中小企業支援機関の職員等を対象としたセミナーへの講師派遣を通じて、地域・中小企業等への知的財産権制度及び各種支援策について普及啓発を行っています(旅費・謝金不要)。また、特許庁及び産業財産権制度に対する意見・要望を伺い、制度改善への提案を行っています。

《問い合わせ先》

特許庁普及支援課 産業財産権専門官 ☎03-3581-1101 (内線2340)
<http://www.jpo.go.jp/torikumi/chushou/chitekizaisan.htm>

(7) 「地域団体商標2012」



地域ブランドを適切に保護するために導入された地域団体商標制度を広く紹介するため、平成24年11月末までに地域団体商標として登録された519件の商品・サービスの特徴や権利者情報等を掲載した冊子「地域団体商標2012」を発行しました。本ブックレット中には、権利取得後のブランド管理及びブランド展開や効果などの活

用事例を紹介しています。また平成24年3月末までに登録査定及び拒絶査定された743件の登録要件に関する判断状況を分析した、審査分析を登録要件毎にポイントをまとめて掲載しています。

特許庁ホームページ（地域団体商標2012）

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/tiikibrand.htm
《問い合わせ先》

特許庁商標課 ☎03-3581-1101（内線2828）

2 産業財産権情報の活用・出願手続等に関する支援

（1）特許電子図書館（IPDL）

（独）工業所有権情報・研修館では、産業財産権に関する公報類、約9,300万件（平成25年3月末現在）を文献番号や各種分類、キーワード等により検索可能な形で提供するとともに、それぞれの出願の審査状況が簡単に確認できる審査経過情報等の産業財産権情報を提供しています。

特許電子図書館（IPDL）

<http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl>

《問い合わせ先》

IPDLヘルプデスク ☎03-5690-3500

（2）公報閲覧室

（独）工業所有権情報・研修館では、特許庁庁舎2階に公報閲覧室を設置し、産業財産権情報を提供しています。

公報閲覧室では、特許庁審査官が利用するものと同等の機能を有した高度な検索が可能な閲覧用機器及びCD/DVD-ROM公報閲覧用端末を設置しており、検索指導員による分類相談及び検索・閲覧に関する支援を行っています。

《問い合わせ先》

（独）工業所有権情報・研修館情報提供部 ☎03-3501-1101（内線3811）

（3）地域中小企業外国出願支援事業

地域の中小企業における戦略的な外国出願を促進するため、都道府県等中小企業支援センターを通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業の外国出願（特許、実用新案、意匠、商標）にかかる費用（外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費等）の一部を補助しています。平成25年度は40の都道府県等中小企業支援センターで実施を予定しております。

《問い合わせ先》

各都道府県等中小企業支援センター

※平成25年度の実施支援センターは以下の特許庁ホームページをご参照ください。

(http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/sesaku/shien_gaikokusyutugan.htm)

特許庁普及支援課 ☎03-3581-1101 (内線2145)

3 産業財産権の審査請求に関する支援

(1) 審査請求料の減免措置

一定の要件を満たす法人の方、研究開発型中小企業等の方について、審査請求料を半額に軽減することができます。

また、一定の要件を満たす個人の方は、要件に応じて審査請求料の免除又は半額軽減の措置を受けることができます。審査請求料の減免措置に関する詳細は、特許庁ホームページをご覧ください。

(<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>)

《問い合わせ先》

各経済産業局等特許室

特許庁普及支援課産業財産権専門官 ☎03-3581-1101 (内線2340)

特許庁総務課 ☎03-3581-1101 (内線2105)

4 産業財産権の審査・審判に関する支援

(1) 早期審査・早期審理

特許出願の場合、審査請求から最初の審査結果が通知されるまでの期間（審査順番待ち期間）は、平均20.1ヶ月となっております（2012年）、早期審査制度を利用することにより、審査順番待ち期間は、早期審査の申請から平均1.9ヶ月程度に短縮されています（2012年）。

特許出願人が中小企業や個人の方の場合、「早期審査に関する事情説明書」を提出していただくことにより、早期審査を申請することができます。

通常、事情説明書には、書誌事項のほか、早期審査を申請する事情、先行技術文献の開示及び対比説明などを記載する必要がありますが、中小企業や個人の方は、先行技術調査をあらためて行う必要はございません（早期審査の申請時に知っている文献を提示することで足りることとしています）。ただし、出願人に大企業が含まれる場合には、原則、先行技術調査が必要となりますのでご注意ください。

また、拒絶査定不服審判においても、審判請求人が中小企業や個人の方である場合、「早期審理に関する事情説明書※」を提出していただくことにより、通常に比べ早期に審理が行われます。特許の場合、申立がなされ審理可能となってから、平均3.3ヶ月（2012年）で結論が得られます。

※書式については特許庁ホームページのガイドラインをご参照ください。

意匠、商標にも早期審査・早期審理制度があります。ただし、特許の場合とは、早期審査・早期審理を受けられる要件が異なります。詳細は特許庁ホームページをご参照ください。

<特許の早期審査について>

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/v3souki.htm

<意匠の早期審査について>

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/isyou_soukisinri.htm

<商標の早期審査について>

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/shkouhou.htm

<早期審理について>

http://www.jpo.go.jp/sesaku/shinpan00.htm#shinpan_souki

《問い合わせ先》

[特 許] 特許庁調整課 ☎03-3581-1101 (内線3106)

[意 匠] 特許庁意匠課 ☎03-3581-1101 (内線2907)

[商 標] 特許庁商標課 ☎03-3581-1101 (内線2805)

[審 判] 特許庁審判課 ☎03-3581-1101 (内線5851)

(2) 面接審査・面接審理、出張面接審査等

出願人又はその代理人の方と、審査官又は審判官とが直接面接して、円滑に意思疎通を図ることで、よりの確な権利取得を支援しています。

特許庁で行う面接審査・面接審理のほか、全国各地に審査官又は審判官が出張して行う出張面接審査・地方面接審理、各地域で口頭審理を行う巡回審判、出願人自身の端末から参加可能なインターネットを経由したテレビ面接審査・面接審理があります。

《問い合わせ先》

[特 許] 特許庁調整課 ☎03-3581-1101 (内線3114)

[意 匠] 特許庁意匠課 ☎03-3581-1101 (内線2907)

[商 標] 特許庁商標課 ☎03-3581-1101 (内線2807)

[審 判] 特許庁審判課 ☎03-3581-1101 (内線5851)

5 産業財産権の登録に関する支援

(1) 特許料の減免措置

一定の要件を満たす法人の方、研究開発型中小企業等の方について、特許料（第1年分から第10年分）を半額に軽減することができます。

また、一定の要件を満たす個人の方は、要件に応じて特許料（第1年分から第10年分）の免除又は半額軽減の措置を受けることができます。

特許料の減免措置に関する詳細は、特許庁ホームページをご覧ください。

(<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>)

《問い合わせ先》

各経済産業局等特許室

特許庁普及支援課産業財産権専門官 ☎03-3581-1101（内線2340）

特許庁総務課 ☎03-3581-1101（内線2105）

6 産業財産権の活用に関する支援

（1）海外知的財産プロデューサー

民間企業での駐在経験（米国、欧州、中国、ASEAN）があり、海外での知財経験が豊富な知財のスペシャリストが、海外進出時の様々な知財リスク（情報流出等）についてのアドバイスを行うとともに、ビジネス展開に応じた知的財産の権利化（例えばどのような権利をどの地域で取得すべきか）や、取得した権利の活用方法等について支援します。（無料）

技術革新・IT化

《問い合わせ先》

（独）工業所有権情報・研修館活用促進部 ☎03-3581-1101（内線3823）

（2）開放特許情報データベース

企業、大学、公的研究機関等の開放特許（権利譲渡又は実施許諾の用意のある特許）に関する「ライセンス情報（譲渡含む）」や「ニーズ情報（導入希望情報）」をインターネット上で、無料で登録・検索できるデータベースを提供しております。

約40,000件（平成25年3月末現在）のライセンス情報が登録されているほか、特許電子図書館（IPDL）ともリンクしており、特許公報等をご覧いただくこともできます。

（<http://plidb.inpit.go.jp/PDDB/Service/PDDBSservice>）

《問い合わせ先》

（独）工業所有権情報・研修館活用促進部 ☎03-3581-1101（内線3823）

第8章 中小企業の再生支援

第1節 「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に基づく再生支援

全都道府県に設置した「中小企業再生支援協議会」を軸として、中小企業再生ファンドの活用など様々な施策を結集し、中小企業の再生に取り組みます。

我が国経済の活性化のためには、独自の技術やノウハウを持ち地域経済を支える中小企業が破綻に追い込まれることがないよう、円滑な再生を進めることが不可欠です。特に、経済危機以降、未だに中小企業を取り巻く経済環境は続いていることから、中小企業の再生の必要性・重要性は引き続き高いところにあります。

こうしたことを踏まえ、平成25年度においても、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に基づき全都道府県に設置した「中小企業再生支援協議会」を軸として、各関係機関と連携するとともに、中小企業再生ファンドの活用など様々な施策を結集し、中小企業の再生に取り組みます。

再生

1 中小企業再生支援指針

中小企業の事業再生支援を適切に支援するために、支援指針を定めています。

内容については、

- (1) 中小企業の活力の再生の支援に関する基本的事項
- (2) 中小企業の活力の再生の支援内容に関する事項
- (3) 中小企業の活力の再生の支援体制に関する事項
- (4) その他中小企業の活力の再生の支援に関し配慮すべき事項

について、具体的に定められています。

2 中小企業再生支援協議会

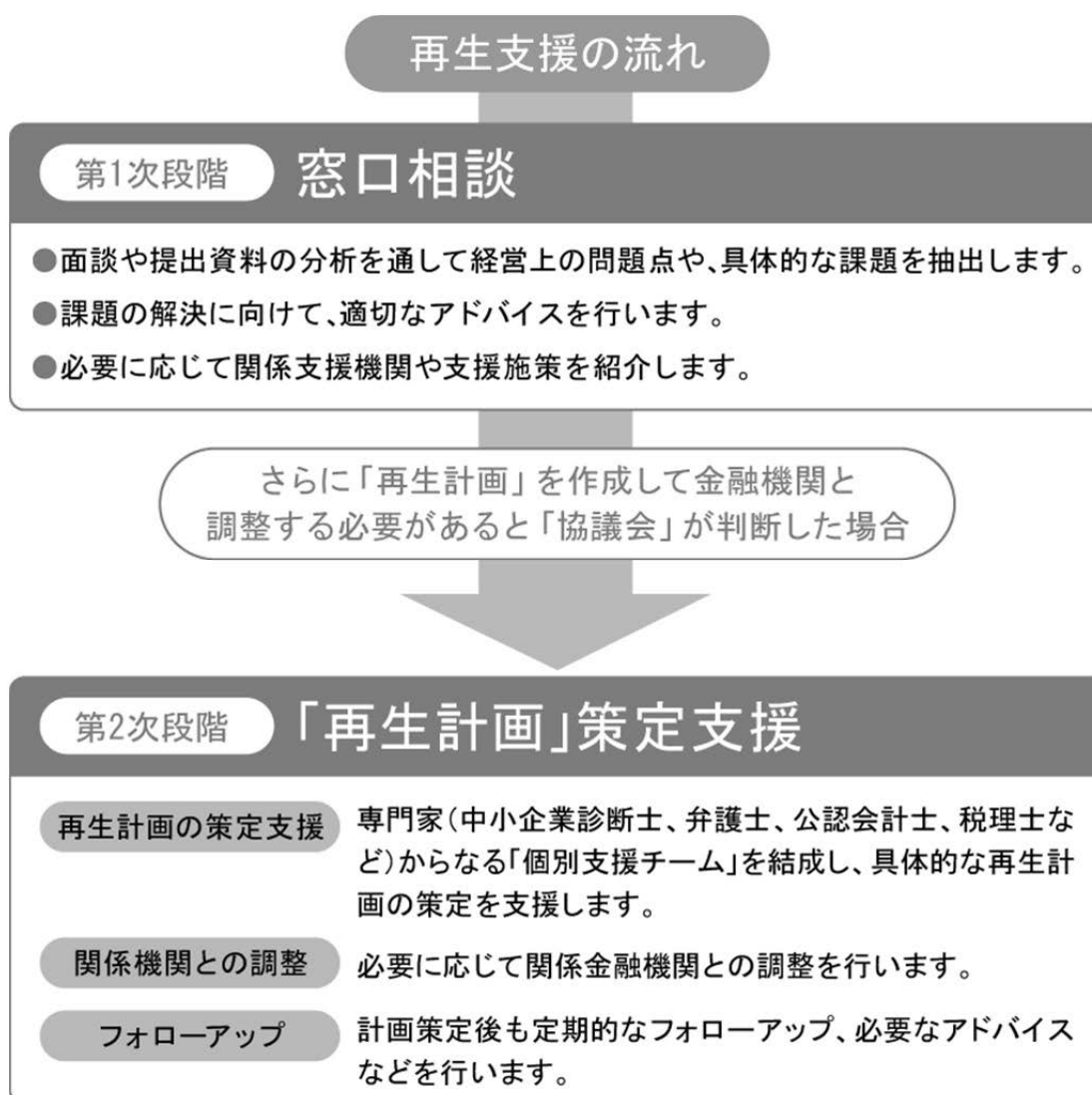
地域の関係者の協力を得て中小企業の再生を支援するため、各都道府県にそれぞれ1カ所、経済産業大臣が認定した商工会連合会、商工会議所又は中小企業支援センターに「中小企業再生支援協議会」を設置しております。

中小企業再生支援協議会には、企業再生に関する知識と経験を持つ専門家が常駐し、中小企業者の再生に関する相談に対して課題解決に向けた適切なアドバイスを実施いたします。

また、相談案件のうち、収益性はあるものの過剰な債務をかかえているため、抜本的な財務のリストラや経営改善が必要な企業について、個別支援チームを編成し、再生計画の策定を支援いたします。支援にあたっては、再生計画の作成への支援だけでなく、公正中立な立場で金融機関などの関係者間の調整もお手伝いします。

再生計画の実行に際しても、適切なアドバイス等計画実現に向けたフォローアップを行います。

図表 1-8-1 中小企業再生支援協議会の再生支援の流れ



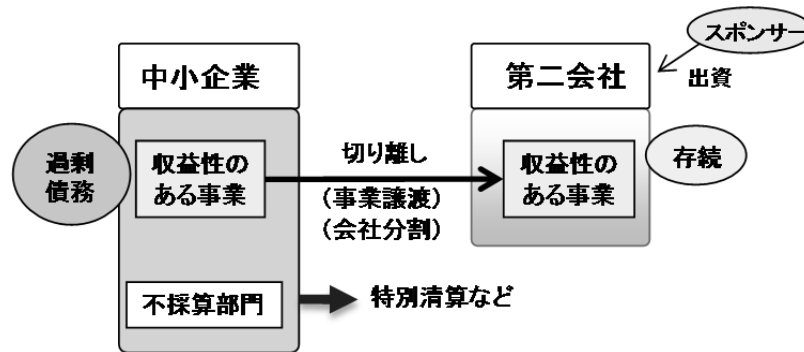
〈〈問い合わせ先〉〉 各経済産業局（沖縄総合事務局を含む）中小企業課
（関東経済産業局は中小企業金融課、九州経済産業局は中小企業金融室）

特別措置法に基づき、「第二会社方式」による「中小企業承継事業再生計画」(※)の認定制度を平成21年6月に創設しました。中小企業が第二会社方式による「中小企業承継事業再生計画」を作成し、その計画が一定の基準を満たせば、計画の認定を受けることができます。中小企業がこの認定を受けると、営業上必要な許認可等を承継できる特例、税負担の軽減措置、金融支援を活用し、事業再生に取り組むことができます。

※：中小企業が会社の分割又は事業の譲渡によりその事業の全部又は一部を他の事業者へ承継させるとともに、当該事業者が承継した事業について収支の改善その他の強化を図ることにより、当該事業の再生を図る計画。

(1) 第二会社方式とは

財務状況が悪化している中小企業の収益性のある事業を会社分割や事業譲渡により切り離し、他の事業者（第二会社）に承継させ、また、不採算部門は旧会社に残し、特別清算等を行うことにより事業の再生を図ります。この第二会社方式は中小企業の事業再生に有効な再生手法です。



(2) 対象となる中小企業者

過大な債務を抱え、事業の継続が困難となっているが、収益性のある事業を有している中小企業等が対象となります。認定には中小企業再生支援協議会等を通じた公正な債権者調整プロセスを通じ、金融機関の合意を得ることなど、一定の要件を満たすことが必要です。

(3) 認定による支援内容

中小企業承継事業再生計画の認定を受けると、次の3つの支援が受けられます。

[1] 営業上必要な許認可を承継

第二会社が営業上の許認可を取得する必要がある場合には、旧会社が保有する事業に係る許認可を第二会社が承継できます。

※承継の対象となる許可は、旅行営業の許可、一般建設業・特定建設業の許可、一般旅客自動車運送事業の許可、一般貨物自動車運送事業の許可、火薬類の製造・販売営業の許可、一般ガス事業・簡易ガス事業の許可、熱供給事業の許可です。

[2] 税負担の軽減措置

第二会社を設立した場合等の登記に係る登録免許税、第二会社に不動産を移転した場合に課される登録免許税が軽減されます。

[3] 金融支援

第二会社が必要とする事業を取得するための対価や設備資金など新規の資金調達が必要な場合、信用保証協会による別枠保証や政府系金融機関による特別貸付といった金融支援を受けられます。

※金融支援を受けるにあたっては、別途、各支援機関による審査があります。

(4) 計画の申請・認定に係る手続の流れ

計画の申請をする場合には、申請書の様式や添付書面について、経済産業局に事前の相談を行ってください。計画の申請には、中小企業再生支援協議会等を通じた公正な債権者調整プロセスを通じ、金融機関の合意を得ることが必要になります。

3 再生支援出資事業

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、**産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法**に基づき中小企業再生ファンドへの出資業務を行っております。本出資事業を活用し、これまでに34件の中小企業再生ファンドが組成され、現在18件が新規投資を行っています。

これらのファンドは、各地の中小企業再生支援協議会と連携し、事業再生を図ろうとする中小企業に対し、出資、融資、債権買取、社債取得などの投資を通じて支援します。

- ◇ 現在、新規投資を行っているファンド（平成25年6月1日現在）
- ◇ ぎふ中小企業支援ファンド
 - ◇ J A I C－事業再生2号ファンド（全国型）
 - ◇ 九州中小企業支援ファンド（九州全域）
 - ◇ うつくしま未来ファンド
 - ◇ いしかわ中小企業再生ファンド
 - ◇ ルネッサンスファイブ投資事業有限責任組合（全国型）
 - ◇ かながわ中小企業再生ファンド
 - ◇ おかやま企業再生ファンド
 - ◇ 茨城いきいき2号ファンド
 - ◇ とうきょう中小企業支援ファンド
 - ◇ 山陰中小企業支援3号投資事業有限責任組合
 - ◇ 千葉中小企業再生ファンド2号
 - ◇ 静岡中小企業支援4号投資事業有限責任組合
 - ◇ かがわ中小企業再生ファンド
 - ◇ 愛知中小企業再生2号ファンド
 - ◇ とやま中小企業再生支援ファンド
 - ◇ 信州みらい応援ファンド
 - ◇ おおいたPORTAファンド

〈問い合わせ先〉 各中小企業再生支援協議会
中小機構 ファンド事業部 ファンド審査第二課
(中小企業再生ファンド担当) ☎03-5470-1570(直通)

第2節 中小企業の再生資金の円滑化

中小企業が再生に取り組むため資金供給の確保は大変重要な課題でありこのため政府系金融機関や信用保証協会を通じ再生を図る中小企業者に対する金融支援策をご用意しております。

1 政府系金融機関による再生支援

(1) 企業再建・事業承継支援資金

経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている中小企業者であって、通常の融資制度では取り上げが困難なものに対し、企業再建計画の策定を前提に融資を行う制度です。

「限度額」 設備資金 7 億 2 千万円（うち長期運転資金 4 億 8 千万円）

「利率」 基準利率+0.3%（4.0%を上限とする）

「期間」 設備資金15年以内

（特に必要と認められる場合には20年以内）（うち据置期間 2 年以内）

長期運転資金 7 年以内

（特に必要と認められる場合には15年以内）（うち据置期間 1 年以内（特に必要と認められる場合には 2 年以内））

「担保・保証人」

原則として必要です。

ただし、一定の要件を満たす場合には、経営責任者のかたの保証を不要とする制度や担保の一部免除が受けられる制度があります（詳しくは窓口でご確認ください）。

「手続の流れ」

株式会社日本政策金融公庫中小企業事業本部の窓口にお申し込みください。

(2) 事業再生支援資金（DIPファイナンス）

[1] アーリーDIP

民事再生法の規定による再生手続開始の申し立て等を行い、認可決定前の中小企業者に対して政府系金融機関が融資を行う制度です。

[2] レイターDIP

法的債権手続き（民事再生法の規定による再生計画等の認可を受けた場合）や私的整理ガイドライン等により再建中の中小企業者に対して政府系金融機関が融資を行う制度です。

「限度額」 設備資金 7 億 2 千万円（うち長期運転資金 2 億 5 千万円）

「利率」 [1]について、基準金利+2.5%（4.0%を上限とする）

[2]について、基準金利+1.0%（4.0%を上限とする）

「期間」 [1]について 1 年（うち据置期間 1 年以内）

[2]について

設備資金10年以内（うち据置期間 2 年以内）

長期運転資金 5 年以内（うち据置期間 2 年以内）

「担保・保証人」原則として必要です。

ただし、一定の要件を満たす場合には、経営責任者のかたの保証を不要とする制度や担保の一部免除が受けられる（[1]）アーリーDIPを除く）制度があります（詳しくは窓口でご確認ください）。

「手続の流れ」

日本政策金融公庫中小企業事業本部の窓口にお申し込みください。

なお、上記は中小企業事業の貸付条件です。国民生活事業においては一部条件が異なります。

《問い合わせ先》 日本政策金融公庫（中小企業事業）
事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505

2 信用保証協会による再生支援

（1）事業再生保証制度（DIP保証）

民事再生法等の法的な再建手続きに取り組んでいる中小企業者を対象に金融機関が融資を行う際に信用保証協会が保証を行う制度です。

「限度額」 2億円

「保証料率」 2.2%

「期間」 10年以内

「担保保証人」

担保……必要に応じて徴求

保証人…法人代表者を除いては、原則として徴求しない。

「手続の流れ」

金融機関或いは各地の信用保証協会にお申込み下さい。

《問い合わせ先》全国信用保証協会連合会 ☎03-6823-1200

（2）事業再生円滑化関連保証制度（プレDIP保証）

事業再生に取り組んでいる中小企業者を対象に金融機関が融資を行う際に信用保証協会が保証を行う制度です。

「限度額」

普通保険にかかる保証は2億円、無担保保険にかかる保証は8,000万円、特別小口保険にかかる保証は1,250万円

「保証料率」

1.76%

ただし、特別小口保険の対象となる中小企業者については協会所定料率

「期間」

3年以内

「担保保証人」

担保……必要に応じて徴求。

保証人…法人代表者を除いては、原則として徴求しない。

「手続の流れ」

金融機関或いは各地の信用保証協会にお申込み下さい。

《問い合わせ先》全国信用保証協会連合会 ☎03-6823-1200

(3) 中小企業承継事業再生関連保証制度

優良な事業を存続させるため事業再生に取り組む中小企業者を対象に金融機関が融資を行う際に信用保証協会が保証を行う制度です。

「限度額」

普通保険にかかる保証は2億円、無担保保険にかかる保証は8,000万円、特別小口保険にかかる保証は1,250万円

「保証料率」

0.45%～1.90%

ただし、特別小口保険の対象となる中小企業者については協会所定料率

「期間」

10年以内

「担保保証人」

担保……必要に応じて徴求。

保証人…法人代表者を除いては、原則として徴求しない。

「手続の流れ」

金融機関或いは各地の信用保証協会にお申込み下さい。

《問い合わせ先》全国信用保証協会連合会 ☎03-6823-1200

再 生

第3節 経営進路形成支援

(独) 中小企業基盤整備機構は、中小企業ビジネス支援検索サイト (J-Net21) 上に、CRD (中小企業信用リスク情報データベース) 等を活用し、客観的な財務分析が行える「経営実態把握サポートサイト(経営自己診断システム)」を構築することで、中小企業が余計なコスト負担をかけずに、自社の経営状況を客観的に把握できる環境を整備していきます。

《問い合わせ先》 中小機構 経営基盤支援部

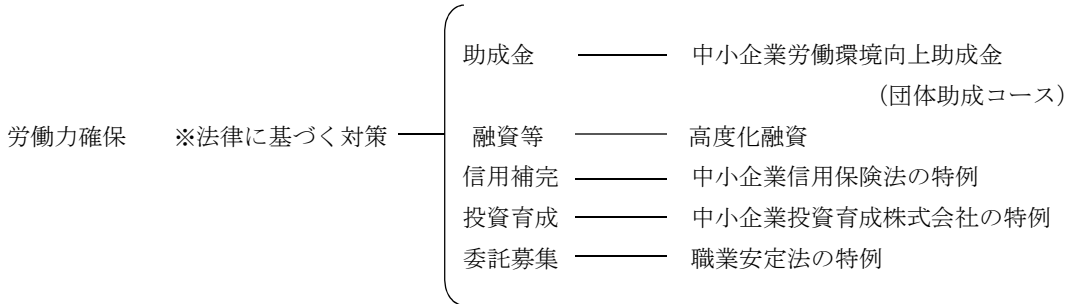
新事業支援企画課 ☎03-5470-1525

第9章 雇用・人材支援

第1節 労働対策

中小企業の労働力確保、雇用安定・職業能力開発等、勤務環境の改善について様々な面から支援を行います。

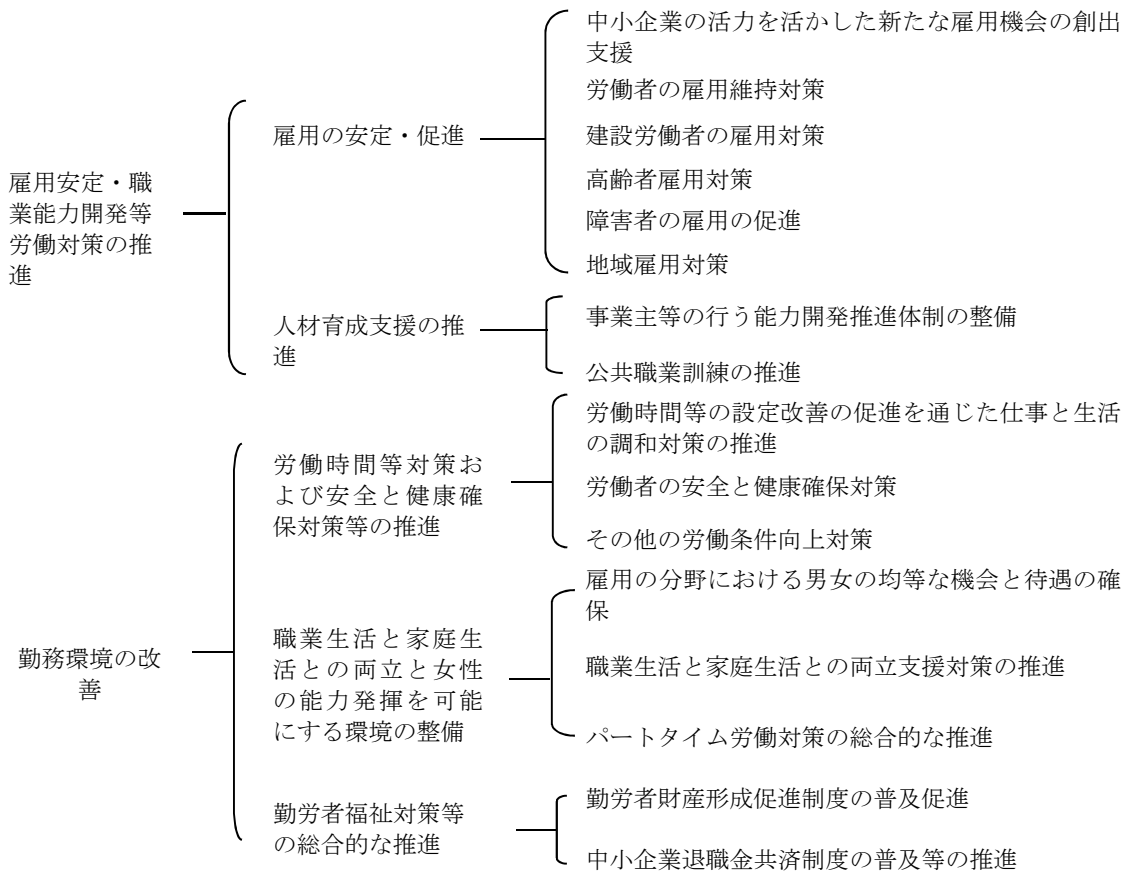
図表 1-9-1 労働対策の体系図



雇用・人材

※中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律

(中小企業労働力確保法) (平成3年法律第57号)



1 労働力確保

中小企業労働力確保法に基づく支援措置により労働力の確保に積極的に取り組む中小企業を支援するとともに、ベンチャー企業や新分野進出等を目指す中小企業が行う人材の確保・育成、魅力ある職場づくりの活動を支援していきます。

(1) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（中小企業労働力確保法）（平成30年法律第57号）の概要

中小企業労働力確保法とは、労働力の確保のために中小企業が行う労働時間の短縮、職場環境の改善や福利厚生制度の充実など雇用管理の改善の取組を促進するための法律で、平成30年に制定されました（経済産業省と厚生労働省の共管）。この法律に基づき、労働時間の短縮や職場環境の改善等の取組を促進するための助成金、低利融資などの様々な支援措置が設けられています。

その後、平成27年11月に本法律は一部改正され、経営管理者等の高度な人材の確保・育成を行う中小企業者の活動を支援するための措置が、平成30年12月の本法律の一部改正では、新分野進出等（創業又は異業種進出）を目指す個別中小企業者に対する人材の確保・育成、魅力ある職場づくりの活動を支援するための措置がさらに拡充されました。また、平成31年6月の本法律の一部改正において、青少年の良好な雇用機会の創出に資する改善計画を新たな類型として加え、併せて、改善計画の認定を受けた中小企業者が、所属する事業協同組合等に労働者の募集を委託する場合、募集受託者である組合等が厚生労働大臣に届出をすれば、募集委託者である中小企業者が自ら届出等を行うことは不要とする職業安定法の特例が追加されました。

[1] 改善計画

中小企業労働力確保法に基づく各種支援施策を利用するためには、職場としての魅力を向上させ、労働力を確保するために、(ア)労働時間等の設定の改善、(イ)男女の雇用機会均等の確保及び職業生活と家庭生活との両立支援、(ウ)職場環境の改善、(エ)福利厚生の充実、(オ)募集・採用の改善、(カ)教育訓練の充実、(キ)その他の雇用管理の改善を、今後どのように実施していくかについての計画（改善計画）を作成する必要があります。

[2] 改善計画の作成主体

改善計画を作成できる主体は以下のようになっています。

(7) 組合等

- (a) 企業組合
- (b) 協業組合
- (c) 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- (d) 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- (e) 商工組合及び商工組合連合会
- (f) 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- (g) 生活衛生同業組合（構成員の3分の2以上が5千万円（卸売業を主たる事業

とする事業者については、1億円)以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人)以下の従業員を使用する者であることが要件)

- (h) 酒造組合及び酒造組合連合会(直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であることが要件)
- (i) 酒販組合及び酒販組合連合会(直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5千万円(酒類卸売業者については、1億円)以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(酒類卸売業者については、100人)以下の従業員を使用する者であることが要件)
- (j) 一般社団法人で中小企業者を直接又は間接の構成員とするもの(当該構成員の3分の2以上が中小企業者であることが要件)

(4) 個別の中小企業者

- (a) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数300人以下の会社及び個人で、製造業、建設業、運輸業その他の業種((b)~(h)に該当する業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- (b) 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数100人以下の会社及び個人で、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (c) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数100人以下の会社及び個人で、サービス業((f)に該当する事業を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- (d) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数50人以下の会社及び個人で、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (e) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数900人以下の会社及び個人で、ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- (f) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数300人以下の会社及び個人で、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (g) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数200人以下の会社及び個人で、旅館業に属する事業を主たる事業として営むもの

[3] 改善計画の認定

組合等にあつては、構成中小企業者の労働力の確保を図るため又は実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する改善計画を、個別の中小企業者にあつては、経営管理者等の高度な人材の確保を図るための改善計画又は新分野進出等(創業又は異業種進出)に伴って実施することにより良好な雇用の機会の創出に資するため若しくは実

実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する改善計画を作成し、これをその主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出し、当該改善計画について適当である旨の認定を受けた場合、(2)の支援施策の要件を満たせば当該支援施策が受けられます。

[4] 認定の手続

- (ア) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善に係る措置に関する基本的な指針（基本指針）を経済産業大臣と厚生労働大臣が制定（平成3年8月15日告示、改正・平成7年11月1日告示、平成10年12月25日告示、改正・平成16年3月3日告示、改正・平成16年7月1日、改正・平成18年9月20日）
- (イ) 基本指針に基づき、事業協同組合等及び個別中小企業者が改善計画を作成（計画の内容）
- (a) 労働時間等の設定の改善（週休2日制の採用、省力化対策等）
 - (b) 男女の雇用機会均等の確保及び職業生活と家庭生活との両立支援（採用、昇進等における男女の均等取扱いを徹底、職場におけるセクシュアルハラスメントの防止等）
 - (c) 職場環境の改善（設備のレイアウトの工夫、空調整備、防振設備等導入等）
 - (d) 福利厚生の充実（社宅、食堂、保健施設等の設置、健康管理制度の充実等）
 - (e) 募集・採用の改善（共同会社説明会の実施等）
 - (f) 教育訓練の充実（体系的な教育訓練の開発・実施、有給教育訓練制度の導入等）
 - (g) その他の雇用管理の改善（人事管理制度の見直し等）
- (ウ) 都道府県担当窓口で改善計画認定申請書を提出
- (エ) 都道府県知事が認定
- (オ) 各種の支援措置の下で改善事業を実施

《指導窓口》 各都道府県
各都道府県労働局

《問い合わせ先》
厚生労働職業安定局雇用開発課 ☎03-3502-1718
中小企業庁経営支援課 ☎03-3501-1763

(2) 中小企業労働力確保法に基づく支援施策

対象者 { A : 認定組合等（「改善計画」の認定を受けた事業協同組合等）
B : 構成中小企業者（認定組合等の構成中小企業者）
C : 認定中小企業者（「改善計画」の認定を受けた個別中小企業者）

〈助成金等〉

中小企業労働環境向上助成金(団体助成コース) (対象者：A) 厚生労働省

健康、環境分野等に該当する事業を営む中小企業を構成員とする認定組合等が、改善計画に基づいて実施する以下の事業について、都道府県労働局が助成金を支給します。ただし、(ア)、(エ)の事業については必ず実施し、あわせて、少なくとも(イ)又は(ウ)のいずれかの事業を実施する必要があります。

(ア)年次計画策定・調査事業——雇用管理実態調査等

(イ)安定的雇用確保事業——募集・採用ガイドブック、共同会社説明会等

(ウ)職場定着事業——職業相談員の配置等

(エ)モデル事業普及活動事業——モデル事業所見学会等

助成額：支給限度額（組合等の規模により600から1,000万円／年）の範囲内で事業の実施に要した経費の3分の2相当額を1年間（1年延長可）

〈融資制度〉

高度化事業

高度化事業は、中小企業者の連携・共同化等を支援する制度で、事業協同組合等が行う工業団地の建設や共同施設の設置等に必要な資金を、独立行政法人中小企業基盤整備機構と都道府県が協調して長期・低利で融資するものです。

認定計画に基づき行われる高度化事業のうち、研修施設や従業員共同宿舍等の共同施設については、金利が無利子になります。

融資比率：80%以内

償還期間：20年以内で都道府県知事が認める期間

金利：1.10%又は無利子

〈その他〉

[1] 中小企業信用保険法の特例 (対象者：A、B、C)

改善事業を行うための資金を「信用保証協会」の保証を活用して民間金融機関から借りようとする場合、中小企業信用保険について次の特例措置があります。その結果として、その資金を民間金融機関から借り入れやすくなります。

(ア) 普通保険・無担保保険・特別小口保険の付保限度額の同額別枠設定

(イ) 普通保険のてん補率の引上げ（70%→80%）

(ウ) 保険料率の引下げ

普通保険 0.87%→0.41%

無担保保険 0.87%→0.29%

特別小口保険 0.40%→0.19%

申込窓口：信用保証協会の信用保証を取り扱う金融機関

[2] 中小企業投資育成株式会社法の特例 (対象者：B、C)

中小企業投資育成株式会社法は、中小企業者が発行する「株式等」を引き受けることにより、その中小企業がいずれ株式上場できるようになるまで育成することを目的とした「中小企業投資育成株式会社」について定めている法律です。

認定組合等の構成中小企業者、認定中小企業者は、改善事業を行うための資金を「株式等」の発行によって調達する場合、通常は対象外である資本金3億円超の中小企業であっても、特例的に「中小企業投資育成株式会社」による引受けの対象となります。

申込窓口：東京、大阪、名古屋の中小企業投資育成株式会社、
日本政策金融公庫の取次窓口

[3] 委託募集の特例（対象者：A、C）

委託募集とは、事業主が第三者に委託して労働者の募集を行わせることであり、職業安定法で原則的には禁止され、厚生労働大臣の許可を受けて行うことができることになっています。

しかし、認定組合等が構成中小企業者からの委託を受けて募集活動を行うときは、厚生労働大臣への「届出」により当該募集活動に従事することができます。
申込窓口：都道府県労働局

図表 1-9-2 中小企業労働力確保法の概要

(注) () は支援措置の実施機関、< > は支援措置の対象者を表します。(平成3年制定～平成25年現在)の概要

1. 目的

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のため、中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を促進することにより、中小企業の振興及びその労働者の職業の安定その他雇用の増進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2. 概要

(1) 基本方針の策定

厚生労働大臣及び経済産業大臣が、①中小企業における経営及び雇用の動向に関する事項、②中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置の内容、③その他中小企業者が雇用管理の改善に係る措置を行うに当たって配慮すべき重要事項について、ガイドラインとして基本方針を策定(関係行政機関の長と協議するとともに、労働政策審議会及び中小企業政策審議会に諮議 法第3条)

(2) 改善画の作成及び認定

基本方針に基づき、事業協同組合等(事業協同組合、協同組合連合会、商工組合、商売振興組合及びその連合会等)は、その構成員たる中小企業者の労働力の確保を図るためのもの又は事業者の職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資するもの又は事業者の職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資するものについての計画を、中小企業者改善事業であって、職業に必要の高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保を図るためのもの、新たな事業の分野への進出若しくは事業の開始(以下「開分野進出等」という。)に伴って実施することにより良好な雇用の機会の創出に資するもの又は事業者の職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資するものについての計画を作成し、これをその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に認定<法第4条>

3. 本法のスキーム

(予算等の支援措置)

融資
○高度化融資制度(中小機構)
<組合>
融資比率 80%
金利 0.6%
(平成23年度貸付決定分に適用)
又は無利子

(改善画等)

○事業協同組合等又は中小企業者が作成する改善画(法第4条)

1. 事業協同組合等がその構成員たる中小企業者の労働力の確保を図るためのもの又は事業者の職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資するもの又は事業者の職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資するものについての計画(改善画)を作成・申請
2. 中小企業者改善事業であって、職業に必要の高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保を図るためのもの、新たな事業の分野への進出若しくは事業の開始(以下「開分野進出等」という。)に伴って実施することにより良好な雇用の機会の創出に資するもの又は事業者の職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資するものについての計画を作成・申請

↓

都道府県知事の計画認定

↓

改善計画に基づく事業の実施

(中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置の内容)

- (1) 労働時間等の設定の改善(週木2日制の採用、省力化対策等)
- (2) 男女の雇用機会等の確保及び職業生活と家庭生活との両立支援(育児休業制度等両立支援のための措置等)
- (3) 職場環境の改善(「3k」の改善、作業方法の改善等)
- (4) 福利厚生の実施(住宅、託児所の整備、健康管理制度の実施等)
- (5) 募集・採用の改善(共同募集の実施等)
- (6) 教育訓練の実施(体系的な教育訓練の開発・実施、有給教育訓練制度の導入等)
- (7) その他の雇用管理の改善(組合)

- ・上記7項目の全部又は一部につき、構成員への指導、技術開発、設備リース事業、共同設備確保の設置等を実施(組合構成員)
- ・組合等の計画を個別に実施(中小企業者)
- ・上記の7項目の全部又は一部につき、設備投資の実施等により個々の実態に応じ、高度な人材確保のため又は開分野進出等若しくは経営革新に伴って実施することにより良好な雇用の機会の創出に資するため魅力ある職場づくりを実施

(法律上の支援措置)

助成金等
○雇用保険法に基づく助成(各都道府県労働局)
7. 中小企業労働環境向上助成金(団体助成コース) 助成金の支給<組合等>

事業資金調達円滑化(特例措置)
①中小企業信用保険法の特例(法第10条)
<組合等、構成員、個別中小企業者>
②中小企業投資育成株式会社法の特例(対象拡大)(法第12条)
<構成員、個別中小企業者>

募集規制の緩和
○職業安定法の特例(法第13条)

2 雇用安定・職業能力開発等

(1) 雇用の安定・促進

[1] 中小企業の雇用管理の改善等

中小企業が労働時間の短縮、職場環境の改善、福利厚生の実充、募集・採用の改善、教育訓練の実充、その他の雇用管理の改善を行い、魅力ある職場となるための取組を行う場合、中小企業労働力確保法に基づき、中小企業者の雇用管理の改善に係る(ア)、(イ)の施策を講じています。また、中小企業事業主が、働きやすい職場づくりに取り組んだ場合の支援措置として(ウ)の施策を講じています。

(ア) 中小企業労働環境向上助成金（団体助成コース）

中小企業労働力確保法に基づく雇用管理の改善計画の認定を受けた健康、環境分野等に該当する事業を営む中小企業を構成員とする事業協同組合等（以下「認定組合等」という）が構成中小企業者の労働時間の短縮、職場環境の改善、福利厚生の実充等の雇用管理の改善を図るために行う調査研究、指導、その他の事業などに対して、助成金を支給します。

(イ) 委託募集の特例

認定組合等が、構成中小企業者からの委託を受けて募集活動を行う場合は、厚生労働大臣への届出により実施することができます。

(ウ) 中小企業労働環境向上助成金（個別中小企業助成コース）

健康、環境分野等の事業を営む中小企業事業主が、雇用管理制度（評価・処遇制度、研修体系制度）を導入し、適切に実施した場合に、導入した制度に応じた定額（30万円または40万円）を支給します。

[2] 建設労働者の雇用改善等

建設業においては、重層的な下請構造の下に零細な事業主が多く存在し、雇用関係が不明確な労働者が多いことや、労働条件や福祉の面において全般的な立ち後れが見られること等、他産業と比べて大きな格差があることから、建設労働問題の改善のため、昭和51年に制定した「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に基づき、建設労働者の雇用管理の改善や技能の向上、職業生活上の環境の整備の推進等の建設労働対策を講じています。

建設労働者確保育成助成金

中小建設事業主等が建設労働者の教育訓練や若年労働者の入職・定着を促進する事業等を実施した場合に係る経費の一部を支給します。

〈問い合わせ先〉 都道府県労働局又はハローワーク

[3] 高齢者、障害者等の雇用促進

(ア) 高齢者の雇用就業対策

少子高齢化の急速な進行に伴い、今後労働力人口の減少が見込まれる中で、我が国の経済社会の活力を維持するためには、高い就労意欲を有する高齢者

がその知識・経験を活かし社会の支え手として活躍し続けることが重要な課題となっています。

高齢者雇用安定法に基づき、〈1〉65歳未満の定年の定めをしている事業主に対して、定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年の定め廃止のうちいずれかの措置（以下「高齢者雇用確保措置」という。）による年金支給開始年齢までの雇用機会の確保の義務化、〈2〉中高年齢者の再就職の促進に関する措置の拡充、〈3〉定年退職者等に対する臨時的かつ短期的な就業等の機会の確保に関する措置の充実等の施策が講じられ、高齢者が意欲と能力のある限り働き続けることができる環境の整備を推進しています。

なお、公的年金の支給開始年齢は、平成25年度には定額部分について65歳までの引き上げが完了し、報酬比例部分についても段階的な引き上げが開始されることから、雇用と年金を確実に接続させ、65歳までの希望者全員の雇用を確保する必要があるため、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止等を内容とする「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案」を平成24年通常国会に提出しました。改正法案成立後、平成25年4月1日からの円滑な施行に向けて周知徹底を図りました。

(a) 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保の推進

i. 公共職業安定所による事業主への指導

高齢者雇用安定法は、定年の廃止、定年の引き上げ、または継続雇用制度の導入による65歳までの高齢者雇用確保措置を事業主に義務付けており、当該措置を講じていない事業主に対しては公共職業安定所・都道府県労働局による指導等を行うとともに、改善がみられない場合には企業名の公表を行います。

ii. 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による相談援助等の実施

個別企業において継続雇用を行うために必要な条件整備（賃金・退職金制度、職場改善、職域開発に関すること、能力開発に関すること等）やその運用・定着を促進するため独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において、高齢者雇用アドバイザーによる事業主に対する相談援助、継続雇用推進インストラクターによる情報資料の収集・提供等の事業を行っています。

iii. 生涯現役で働き続けることができる企業の普及・啓発

生涯現役で働き続けることができる制度の導入のメリットや意義、制度を導入するにあたっての解決方法等の情報提供・援助をハローワークにおいて行うほか、地域において中核的な役割を担う企業をモデル企業に選定し、モデル企業における生涯現役で働き続けることができる雇用管理制度の導入に向けた取り組みを通じて生涯現役社会の実現に向けた地域の機運醸成を図っています。

iv. 高齢者の活用を促進するための企業に対する支援措置（高齢者雇用安定助成金）

平成25年度からは、企業における高齢者の活用を促進するため、高齢者の職域の拡大、作業環境の改善又は雇用管理制度の整備等を行う事業主を支援するとともに、定年を控えた高齢者で、その知識や経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、職業紹介事業者の紹介

により雇い入れる事業主を支援し、高年齢者の雇用の維持を図っています。

(b) 中高年齢者の再就職の援助・促進

i. 中高年齢者に対する再就職の促進

〈a〉 公共職業安定所等の紹介により、常用雇用に向けて中高年齢者を一定期間試行的に雇用する事業主に対して、トライアル雇用奨励金を支給することにより、中高年齢者の安定的な就職の実現を図っています。

〈b〉 55歳以上の就業意欲の高い高年齢者を円滑に就職に結びつけるため、事業主団体と公共職業安定機関との連携の下、高年齢者の居住する身近な地域において、雇用を前提とした技能講習・面接会等を一体的に行うシニアワークプログラムを実施しています。

〈c〉 ハローワーク等の紹介により高年齢者を雇い入れた事業主に対して、「特定求職者雇用開発助成金」を支給しています。

〈d〉 人材銀行において、専門的知識・技術を有する中高年齢者の再就職の促進と、中小企業等産業界の求める経営管理者、技術者等の充足を図るため、管理的、専門的・技術的職業を対象とした専門的な職業相談・紹介を行っています。

ii. 離職を余儀なくされる中高年齢者の再就職の援助を行う事業主等に対する指導・援助

高年齢者雇用安定法により、事業主は、事業主都合の解雇等又は、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定める場合において、その基準に該当しなかったことにより離職することが予定されている高年齢者等(45歳以上65歳未満)が希望する場合は、当該高年齢者等の希望を聴き、その職務の経歴や職業能力等キャリアシートを作成するに当たって参考となる事項や再就職援助措置等を記載した書面(求職活動支援書)を作成・交付しなければなりません。なお、高年齢者の再就職の促進に資するため、ジョブ・カード制度において中高年齢者など職業キャリアが長い人やこうした人を採用したい企業にとってより実用的な「職業キャリアが長い方向けのジョブ・カード」を設けており、求職活動支援書として利用することが可能となっています。

iii. 募集・採用時の年齢制限の禁止

ハローワークなどにおいて、募集・採用における年齢制限緩和に向けての指導・周知啓発を進めています。

(c) 高年齢者の多様な就業・社会参加の促進

高年齢者の多様な就業ニーズに対応し、定年退職後等において臨時・短期的又は軽易な就業を希望する高年齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した仕事を確保・提供し、高年齢者の多様な形態による就業機会の拡大・生きがいの創出・地域社会の活性化を図るシルバー人材センター事業の充実を図っており、適正、円滑な事業運営を推進しています。

(4) 障害者の雇用対策

障害者も障害のない人と同様、自分の能力や適性に応じて就労したいという希望を持っています。このため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下、「障害者雇用促進法」という。)に基づき、障害者の雇用の促進及び安定のための施策を講じています。

(a) 障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度による雇用の促進

障害者雇用促進法においては、民間事業主に対し、常時雇用する労働者数の法定雇用率（現行は2.0%）に相当する数以上の身体障害者又は知的障害者の雇用を義務付けています（障害者雇用率制度）。なお、精神障害者については、雇用義務の対象ではありませんが、雇用率に算定することができます。

また、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担を調整することなどを目的に、法定雇用率により雇用しなければならない障害者数を満たさない事業主から納付金（不足1人当たり5万円）を徴収し、雇用しなければならない数を超えて雇用している事業主に障害者雇用調整金（超過1人当たり2万7千円）を支給しています（障害者雇用納付金制度）。

(b) 障害者雇用の促進及び安定に向けた支援

ハローワークでは個々の障害特性に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施するとともに、各都道府県に1か所（そのほか支所5か所）設置している地域障害者職業センターでは、他の機関では支援が困難な障害者（精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者など）を中心に職業評価、就職に向けた準備支援、事業主に対する雇用管理上の助言・援助等の業務を行うほか、障害者の働く職場にジョブコーチを派遣し、職場の円滑な適応を図るための支援を行っています。

また、都道府県知事の指定により設置される障害者就業・生活支援センター（平成25年4月現在317か所）においては、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りながら就業と生活の両面にわたる相談支援を一体的に行っています。

(c) 事業主に対する援助

i. 障害者トライアル雇用事業

障害者雇用の経験が乏しいことなどにより、障害者の雇入れを躊躇している事業主と雇用・就労経験が乏しいことなどにより、就職に不安のある障害者を対象として、事業主が障害者を短期の試行雇用（トライアル雇用＝原則3か月）の形で受け入れることにより、その不安感等を除去し、以後の障害者雇用に取り組むきっかけ作りや就職を促進することを目的としています。

【1】障害者トライアル雇用奨励金

現在障害者を雇用しておらず、障害者雇用に関するノウハウが乏しい事業主に対しては、障害者トライアル雇用奨励金を支給し、その取組を促進しています。

(1) 対象事業主

障害者を受け入れることについての不安感等を除去し、以後の雇用に取り組むきっかけ作りを進めるためにトライアル雇用を行うことが効果的であると認められる事業主

(2) 支給額：月額4万円

(3) 受給手続

ア. トライアル雇用実施連絡票の提出

トライアル雇用に係る雇入れ日から2週間以内に「障害者トライアル雇用実施連絡票」を支給対象者の紹介を受けたハローワークに提出してください。

イ. 支給申請

トライアル雇用を終了した日の翌日から起算して2か月以内に「トライアル雇用結果報告書兼試行雇用奨励金支給申請書」に必要な書類を添えて、管轄のハローワークを経由して労働局に提出してください。

(4) 問い合わせ先：各都道府県労働局またはハローワーク

【2】障害者短時間トライアル雇用奨励金

直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者の求職者について、3か月から12か月の期間をかけながら常用雇用への移行を目指して試行雇用を行う事業主に対しては、障害者短時間トライアル雇用奨励金を支給し、その取組を促進しています。

(1) 対象事業主

就職が困難な障害者であって、ただちに週20時間以上勤務による就職は困難であるものの、一定期間の短時間トライアル雇用により、常用雇用に移行し就業する可能性があり、短時間トライアル雇用の実施が適当であるとハローワーク所長が認める精神障害者または発達障害者を雇用する事業主

(2) 支給額：月額2万円

(3) 受給手続

ア. トライアル雇用実施連絡票の提出

トライアル雇用に係る雇入れ日から2週間以内に「障害者トライアル雇用実施連絡票」を支給対象者の紹介を受けたハローワークに提出してください。

イ. 支給申請

短時間トライアル雇用を開始してから6か月を経過した日または短時間トライアル雇用を終了した日の翌日から起算して2か月以内（支給申請期間）に「トライアル雇用結果報告書兼試行雇用奨励金支給申請書」に必要な書類を添えて、管轄のハローワークを経由して労働局に提出してください。

(4) 問い合わせ先：各都道府県労働局またはハローワーク

ii. ハローワーク等の紹介により障害者を雇い入れた事業主に対して、「特定求職者雇用開発助成金」（中小企業で最大240万円）を支給しています

iii. 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金

発達障害者及び難病のある方の雇用を促進するため、これらの方を新たに雇用した事業主に対する助成を行います。

(1) 対象事業主

障害者手帳を所持していない発達障害・難病のある方(※)をハローワークまたは地方運輸局の紹介により一般被保険者として新たに雇用する事業主

※ 発達障害の場合は、発達障害者支援法第2条に規定する発達障害者(自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する方)が対象。

難病の場合は、厚生労働省が実施する難治性疾患克服研究事業のうち、臨床調査研究分野の対象疾患または進行性筋萎縮症(筋ジストロフィー)が対象。

(2) 支給額

助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期(第1期、第2期、第3期)といい、支給対象期に分けて支給します。

対象労働者	企業規模	支給額				支給回数
		第1期	第2期	第3期	支給総額	
短時間労働者以外の者	大企業	25万円	25万円		50万円	2回
	中小企業	45万円	45万円	45万円	135万円	3回
短時間労働者(※)	大企業	15万円	15万円		30万円	2回
	中小企業	30万円	30万円	30万円	90万円	3回

※ 週当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満の者

(3) 問い合わせ先：各都道府県労働局またはハローワーク

iv. 精神障害者等雇用安定奨励金

【1】精神障害者安定奨励金

精神障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るため、精神障害者を新たに雇い入れるとともに、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対して助成されます。

- (1) 対象事業主
精神障害者を雇い入れるとともに、カウンセリング体制の整備等の精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主
- (2) 支給額
本奨励金の支給額は、助成対象となる取組みに要した費用のうち、次に示す対象経費の1/2相当額です。
- ア. 精神障害者を支援する専門家の活用の対象経費
対象期間において精神障害者支援専門家に支払われた賃金
精神障害者支援専門家を委嘱した場合は、その委嘱に要する経費
- イ. 精神障害者を支援する専門家の養成の対象経費
履修者が養成課程の履修に要した費用
- ウ. 精神障害に関する社内理解の促進奨励金の対象経費
精神障害者支援講習に要した費用
- エ. ピアサポート体制の整備の対象経費
※精神障害に関する社内理解の促進に係る支給額とピアサポート体制の整備に係る支給額はそれぞれ25万円を上限とし、全ての取組に係る支給額は総額で100万円を上限とします。
- (3) 受給手続
申請書類等を、支給対象期ごとに、それぞれの支給対象期の末日の翌日から起算して2ヶ月以内に、事業所を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出します。
- (4) 問い合わせ先：各都道府県労働局またはハローワーク

【2】 重度知的・精神障害者職場支援奨励金

重度知的障害者または精神障害者を雇い入れるとともに、その業務に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置する事業主に対して助成するものであり、重度知的障害者や精神障害者の雇用を促進するとともに、職場定着を図ることを目的としています。

(1) 対象事業主

重度知的障害者又は精神障害者(以下「対象障害者」)を一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の業務に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置する事業主

(2) 支給額

対象労働者数に応じて、6か月ごとに最大2年間にわたって支給

対象労働者	企業規模	支給額
短時間労働者 以外の者	大企業	対象労働者1人あたり 月額3万円
	中小企業	対象労働者1人あたり 月額4万円
短時間労働者	大企業	対象労働者1人あたり 月額1万5千円
	中小企業	対象労働者1人あたり 月額2万円

※ 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。

※ 同じ月内に配置する職場支援員1人が支援する対象障害者の上限は3人とします。

(3) 受給手続き

計画書等を「対象労働者の雇入れ日」または「職場支援員の配置日」のいずれか遅い日から3か月以内に、支給申請書を支給対象期の末日の翌日から1か月以内に、事業所を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出します。

(4) 問い合わせ先：各都道府県労働局またはハローワーク

v. 障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）

障害者雇用の経験のない事業主が初めて障害者を雇用し、法定雇用率を達成する場合に、奨励金を支給します。

(1) 対象事業主

過去3年間に障害者の雇用経験のない一定規模の事業主であって、ハローワーク又は地方運輸局の紹介により、障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を一般被保険者として雇い入れた事業主

(2) 支給額：120万円

(3) 受給手続

支給対象期間（※）の末日の翌日から起算して2か月以内に、障害者初回雇用奨励金支給申請書に必要書類を添付して、障害者を雇い入れた事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出してください。

※ 支給対象期間は、障害者の雇い入れ完了日（1人目の障害者を雇用した日の翌日から起算して3か月後の日までの間に当該雇い入れる障害者の数が障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上となった日。賃金締切日が定められている場合は雇入れ完了日の直後の賃金締切日の翌日）から6か月後

(4) 問い合わせ先：各都道府県労働局またはハローワーク

vi. 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金

障害者を多数雇い入れる事業所を設立し、施設等の設置を行った中小企業に対し、助成金を支給します。

(1) 対象事業主

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者を、①常用労働者として、新規に10人以上雇用し、②対象障害者の全常用労働者に占める割合が2/10以上となる事業所について、地域の障害者雇用の促進に資する取組等に関する計画を提出した一定規模（※）の事業主であって、対象障害者のための事業施設等に要した費用が3,000万円以上となる事業主。

※雇用する常用労働者数（障害者雇用促進法第43条第1項に規定する労働者をいう。）が300人以下である企業

(2) 支給額：2,000万円（※）

※対象障害者を15人以上雇用し、かつ、4,500万円以上の費用を要した場合は3,000万円となります。

(3) 受給手続

ア. 受給資格認定申請書及び事業計画書を作成し、労働局又はハローワークに提出してください。

イ. 受給資格の認定を受けた日から6か月以内に、提出した事業計画書に沿った対象障害者の雇入れ及び施設等の設置を実施した後、労働局又はハローワークに支給申請を行ってください。

(4) 問い合わせ先：各都道府県労働局またはハローワーク

vii. 事業主が障害者の雇用にあたって施設・設備の整備等や雇用管理を行う場合に、これらの事業主に対して障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金を支給しています。

問い合わせ先：(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構

viii. 障害者雇用事業所に対する税制上の優遇措置を講じています。(331ページ参照)

(d) 改正障害者雇用促進法の施行

平成20年12月に改正障害者雇用促進法が成立し、平成21年4月から段階的に施行されています。平成22年7月からは、<1>障害者雇用納付金制度（納付金の徴収及び調整金の支給）の中小企業への適用範囲の拡大（常時雇用する労働者が200人超の企業が対象）、<2>短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）を雇用義務の対象に追加することが行われています。

また、平成27年4月からは常時雇用する労働者数が100人超の企業に障害者雇用納付金制度の対象が拡大されます。

(2) その他の雇用対策等**(7) 現下の雇用失業情勢に対応した雇用対策**

現下の雇用失業情勢については、平成25年4月には完全失業率が4.1%、有効求人倍率が0.89倍と一部に厳しさが見られるものの緩やかに持ち直している。こうした状況にスピード感をもって対応するため、

(a) 雇用の改善の動きが弱い地域に重点化した雇用対策の実施

(b) フリーター等の正規雇用化の推進等、若者の雇用・生活の安定と働く意欲の向上に向けた施策の推進

(c) ハローワークにおける正社員就職増大対策の推進や、求人充足サービスの

拡充・強化

- (d) 雇用・福祉・教育の連携による就労支援の強化等、障害者雇用対策の推進などに積極的に取り組んでいます。

(イ) 非正規雇用対策

平成25年度から、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、これらの取組を実施した事業主に対して包括的に助成（正規雇用への転換、人材育成、処遇改善など）する「キャリアアップ助成金」を支給しています。

- (a) 正規雇用等転換コース：有期契約労働者等を正規雇用等に転換する場合、中小企業で1人当たり最大40万円（母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、中小企業で1人当たり最大50万円）
- (b) 人材育成コース：有期契約労働者等に一定の職業訓練を実施した場合、中小企業で、OJT 1人1時間当たり700円、OFF-JT 1人1時間当たり800円＋1人当たり訓練経費上限20万円まで
- (c) 処遇改善コース：すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを改定し、3%以上増額させた場合、中小企業で1人当たり1万円（「職務評価」の手法を活用した場合、中小企業で1事業所当たり10万円上乗せ）
- (d) 健康管理コース：有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を規定し、延べ4人以上実施した場合、中小企業で1事業所当たり40万円
- (e) 短時間正社員コース：短時間正社員制度を規定し、①雇用する労働者を短時間正社員に転換し、又は、②短時間正社員を新規で雇い入れた場合、中小企業で1人当たり20万円（母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、中小企業で1人当たり30万円）
- (f) 短時間労働者の週所定労働時間延長コース：週所定労働時間25時間未満の有期契約労働者等を週所定労働時間30時間以上に延長した場合、中小企業で1人当たり10万円

(ウ) 若年者雇用対策

一定の労務管理体制が整備されており、若者（35歳未満）を採用・育成するため、ハローワークに求人を提出し、通常の求人情報よりも詳細な就職関連情報を積極的に公表する中小企業を「若者応援企業」として、若者とのマッチング等を重点的に行います。

【対象となる方】

次の(a)から(g)までの基準（宣言基準）を全て満たす中小企業であれば、「若者応援企業」を宣言することができます。

- (a) 学卒求人など、若者対象のいわゆる「正社員求人」をハローワークに提出すること
- (b) 「若者応援企業宣言」の事業目的に賛同していること
- (c) 以下の就職関連情報を開示していること
- i. 社内教育、キャリアアップ制度等
 - ii. 過去3年度分の新卒者の採用実績及び定着状況
 - iii. 過去3年度分の新卒者以外の正規雇用労働者（35歳未満）の採用実績と定着状況
 - iv. 前年度の有給休暇及び育児休業の実績

- v. 前年度の所定外労働時間（月平均）の実績
- (d) 労働関係法令違反を行っていないこと
- (e) 事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
- (f) 新規学卒者の採用内定取消を行っていないこと
- (g) 都道府県労働局・ハローワークで扱っている助成金の不支給措置を受けていないこと

【支援内容】

「若者応援企業宣言」をすることで、以下の支援やメリットがあります。

- (a) 就職面接会などで重点的にマッチング支援
就職面接会などの開催についてハローワークから積極的にご案内しますので、若者を採用する機会が増え、より適した人材の採用が期待されます。
- (b) 会社の魅力をアピール
都道府県労働局のホームページで就職関連情報を公表しますので、魅力を広くアピールすることができます。
- (c) 「若者応援企業」の名称を使用することができます
「若者応援企業」の名称を一定期間使用することができ、若者の採用・育成に積極的であることを広くアピールすることができます。
- (d) 若者の職場定着が期待できます
詳細な就職関連情報を公表しますので、職場環境・雰囲気・業務内容などがイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できます。

【手続き】

「若者応援企業宣言」までの流れ

- (a) 求人提出：ハローワークに学卒求人・一般求人を提出（※期間の定めがなく、所定労働時間が通常の労働者を同程度のいわゆる正社員求人の提出が必要です。）
- (b) 「宣言基準」の確認：事業目的に賛同していること、就職関連情報を開示していること、労働関係法令違反を行っていないこと 他（※宣言書などによって「宣言基準」を確認させていただきます。）
- (c) 若者応援企業宣言：「若者応援企業」求人として公開。都道府県労働局のホームページに「若者応援宣言企業」として企業名や就職関連情報を掲載します。宣言された日から原則、その事業年度末まで「若者応援企業」の名称を使用できます。

《問い合わせ先》 都道府県労働局又はハローワーク

(I) 地域雇用対策

地域雇用開発促進法に基づく雇用情勢の特に厳しい地域である雇用開発促進地域において、雇用開発に取り組み、事業所の設置・整備を行い、併せて地域求職者を雇い入れた事業主に対して、設置・整備費及び雇い入れ人数に応じて一定額を助成する地域雇用開発奨励金を支給しています。

また、沖縄県において、若年者にとって魅力的で、地域の特性を活かした雇用機会の創出を図り、若年者を雇い入れた事業主に対して、沖縄若年者雇用促

進奨励金を支給しています。

一方、人材の地方就職を促進する取組として、東京及び大阪の2カ所のハローワークに設置している地方就職支援コーナーにおいて、首都圏等在住者に対し就職希望地域の生活関連情報等の提供を行うとともに、きめ細かな相談援助や職業紹介を行っています。

(オ) 雇用保険制度

雇用保険は、〈a〉労働者が失業した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にするなどその就職を促進することを目的とする失業等給付と、〈b〉労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする雇用保険二事業（雇用安定事業及び能力開発事業）を併せた、雇用に関する総合的機能を有する制度です。

雇用保険においては、原則として労働者が雇用される事業は、業種及び規模のいかんを問わずすべて適用事業となり、また、適用事業に雇用される労働者は原則としてすべて被保険者となります。平成25年3月末現在の適用事業所は206万カ所（被保険者数3,891万人）です。

また、以下の雇用保険二事業においては、事業主に対して主として次のような給付金等が支給されます。なお、これらの給付金は中小企業について、その支給額等において特に配慮を加えたものとなっています。

- i. 雇用安定事業 雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金、労働移動支援助成金等
- ii. 能力開発事業 キャリア形成促進助成金等

(カ) 外国人雇用対策

我が国の外国人雇用対策の基本的な考え方に沿って、外国人労働者、および事業主に対して、以下の取組を行っています。

(a) 外国人求職者に対する支援

外国人が多数来所する公共職業安定所に通訳及び相談員を配置し、外国人求職者に対するきめこまやかな職業相談等を行っています。また、東京・愛知・大阪の外国人雇用サービスセンター、および福岡新卒応援ハローワークを中心に、我が国で就職を希望する留学生や専門的・技術的分野の外国人労働者を対象とした職業相談等を行っています。さらに、日系人集住地域のハローワークにおいて、日系人就職促進ナビゲーターによる担当者制の個別支援や職業ガイダンスの実施・個別職業意識啓発指導により日系人の子弟の不就労の解消を促進しています。

(b) 事業主に対する啓発指導

外国人を雇い入れた事業主には、外国人労働者の雇い入れ、および離職の際にハローワークに届け出を行う義務があります。また、「外国人指針」や労働・社会保険関係の法令に基づく適正な雇用管理が求められます。これらが事業主において適切に実施されるように「外国人雇用管理セミナー」の開催や、「外国人雇用管理アドバイザー」による専門的な雇用管理相談等により、事業主への啓発指導、雇用管理改善指導等を推進しています。

(3) 人材育成

技術革新の進展、産業・就業構造の変化の中で、これらの経済社会の変化に即応して労働者の職業能力を開発・向上することが重要になっていますが、中小企業事業主等に対して次のような施策を行っています。

[1] 事業主等の行う職業能力開発

(7) 認定職業訓練に対する援助

事業主やその団体等が行う職業訓練の内容が厚生労働省令に定める訓練基準に適合している場合には、都道府県知事に申請し、その旨の認定を受けることができます。この認定を受けた職業訓練は、認定職業訓練と呼ばれています。

認定職業訓練を行っている中小企業事業主又は中小企業事業主団体、若しくは職業訓練法人等に対しては、次のような助成を行っています。

(a) 認定職業訓練の実施に必要な経費（運営費）の補助

対象経費の2/3を上限（国1/3 県1/3）

(b) 都道府県、市町村、中小企業事業主又は中小企業事業主団体、若しくは職業訓練法人等が、認定職業訓練のための施設を設置する場合の経費（施設費）の補助

対象経費の2/3を上限（国1/3 県1/3）

(c) 都道府県、市町村、中小企業事業主又は中小企業事業主団体、若しくは職業訓練法人等が、認定職業訓練に必要な機械器具等を購入する場合の経費（設備費）の補助

対象経費の2/3を上限（国1/3 県1/3）

なお、職業訓練法人は、共同で認定職業訓練を行う団体に法人格を与えることにより職業訓練の充実、発展と永続性のある健全な運営がなされることを目的に設けられた制度です。

(d) 広域団体認定訓練助成金

中小企業の事業主団体等が3都道府県以上の労働者を対象として広域的な認定職業訓練を実施する場合に、その運営に要する費用の一部について広域団体認定訓練助成金を支給しています。

対象経費の1/2を上限（全国団体2/3）

(イ) キャリア形成促進助成金

企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、その雇用する労働者を対象として、職業訓練などを段階的かつ体系的に実施する中小企業事業主に対して訓練に要する経費と訓練期間中に支払った賃金の一部を助成するもので、政策課題対応型訓練及び一般型訓練の2種類があります。

支給内容

《政策課題対応型訓練》

(a) 若年人材育成コース

雇用契約締結後5年以内かつ35歳未満の若年労働者に職業訓練を受けさせる場合、経費助成として訓練に要した経費の1/2及び賃金助成として受講者1人1時間当たり800円

(b) 成長分野等人材育成コース

雇用する労働者に対して、成長が期待できる健康、環境等の重点分野の業務を行う従業員を育成するための職業訓練を受けさせる場合、経費助成として訓練に要した経費の1/2及び賃金助成として受講者1人1時間当たり800円

(c) グローバル人材育成コース

海外事業の実施に当たって、海外関連業務を行う従業員を育成するための職業訓練を雇用する労働者に対して受けさせる場合、経費助成として訓練に要した経費の1/2及び賃金助成として受講者1人1時間当たり800円

(d) 熟練技能育成・承継コース

熟練技能者の指導力強化や熟練技能者による技能承継のための職業訓練、認定職業訓練を受けさせる場合、経費助成として訓練に要した経費の1/2及び賃金助成として受講者1人1時間当たり800円

(e) 認定実習併用職業訓練コース

新たに雇い入れた労働者又は既に雇用されている短時間等労働者に対して、認定実習併用職業訓練を受けさせる場合、Off-JTについては経費助成として訓練に要した経費の1/2及び賃金助成として受講者1人1時間当たり800円、OJTについては実施助成として受講者1人1時間当たり600円

(f) 自発的職業能力開発コース

就業規則又は労働協約に定めるところにより、雇用する労働者が自発的に受講する教育訓練、職業能力検定、キャリア・コンサルティングに対して必要な経費の負担又は職業能力開発休暇の付与を行う場合、経費助成として訓練に要した経費の1/2及び賃金助成として受講者1人1時間当たり800円

《一般型訓練》

雇用する労働者に、職務に関連した専門的な知識および技能を習得させることを内容とする職業訓練（政策課題対応型訓練のaからf以外の訓練）を受けさせた場合、経費助成として訓練に要した経費の1/3及び賃金助成として受講者1人1時間当たり400円

[2] 公共職業訓練

国及び都道府県は、中小企業労働者、離転職者、学卒者、障害者等の職業能力の開発、向上を図るため、公共職業能力開発施設を設置してこれらの者に対し職業訓練等を行っています。

公共職業能力開発施設には、職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、及び障害者職業能力開発校の5種類があり、中小企業労働者、離転職者、学卒者、障害者等に対して職業訓練を行うほか、事業主等に対して職業訓練の実施に関する助言、指導、指導員の派遣その他の援助を行っています。

公共職業能力開発施設は、現在全国に261設置されており、平成25年度においては合計約31万人（委託訓練を含む）を対象に職業訓練を実施することとしています。これら公共職業能力開発施設においては、技術革新の進展や高齢化、

サービス経済化等の環境変化に対応して、IT関連の職業訓練や中高年齢者等に適した職種の訓練を実施するなど、企業や労働者のニーズに合った訓練の実施に努めるとともに、企業や労働者に対し、職業能力開発に関する情報提供、相談援助等を行っています。

《問い合わせ先》 高齢・障害・求職者雇用支援機構の各都道府県職業訓練支援センター
各都道府県職業能力開発主管課

(4) 勤労意欲の向上

[1] 新規開業支援貸付制度

中小企業で働く従業員等の新規開業を支援するため、「新規開業支援貸付制度」を日本政策金融公庫（国民生活事業）の行う特別貸付制度として設けています。この制度は、従業員等が新規開業する際に必要な資金を、有利な条件で貸し付ける制度で、貸付対象者は次の要件が必要です。

(ア) 貸付条件

- (a) 貸付利率 基準利率（特定の場合特利③）
- (b) 貸付限度 7,200万円（うち運転資金は4,800万円）
- (c) 貸付期間 15年（運転資金7年）以内

(イ) 資格

現に雇用されている中小企業と同一の事業を新規に営もうとする者で次に掲げる者等

- (a) 現に雇用されている企業に継続して6年以上雇用されている者
- (b) 現に雇用されている企業と同一の業種に通算して10年以上雇用されている者
- (c) 大学又は高等専門学校等（修業年限3年以上のもの）において修得した技能等と密接に関連した職種に継続して5年以上勤務した者であって、当該職種と同一の業種の事業を新たに営もうとする者

《問い合わせ先》 日本政策金融公庫（国民生活事業）
事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505

3 勤務環境の改善

(1) 労働時間・年次有給休暇・賃金・安全と健康確保対策

労働時間、年次有給休暇、賃金、労働者の安全と健康確保対策については、労働基準法や最低賃金法、労働安全衛生法で労働条件の最低基準が定められており、これを遵守しなければなりません。法的責任は事業主が果たす必要がありますが、さらなる労働条件の向上に取り組む企業等に対して、以下のような支援を行っています。

なお、労働基準関係法令についてご不明な点がございましたら、所轄の労働基準監督署（全国321カ所に設置）へお気軽にお尋ねください。

《労働基準監督署の連絡先》

各労働基準監督署の連絡先は、厚生労働省都道府県労働局のHPをご参照ください。

[1] 労働時間・年次有給休暇

労働時間や年次有給休暇については、政労使をメンバーとする「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を踏まえ、仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の見直しを進めています。

労働基準法においては、労働時間は1日8時間・週40時間までを原則とし、それを超えて労働させる場合には、事業主は、労使協定を行政官庁へ届け出るほか、割増賃金を支払うこと等が規定されています。また、事業主は、労働者の勤続年数等に応じた年次有給休暇を与えなければなりません。

これら法定基準を遵守することはもちろんですが、厚生労働省では、事業主や団体が、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等に取り組むに当たって参考とすべき事項を定めた「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針）の周知・啓発を図っているほか、以下のとおり、中小企業の事業主や団体を積極的に支援しています。

(7) 労働時間等設定改善推進助成金

労働時間等の設定の改善（長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等）に団体として取り組む中小企業団体に対して支給します。

助成額は、1団体当たり限度額150万円です。なお、20代後半から30代の労働者に係る労働時間等の設定の改善に重点的に取り組んだ場合は150万円を上乗せして支給します。

(4) 職場意識改善助成金

職場意識改善に係る2ヶ年の計画（職場意識改善計画）を作成し、この計画に基づく措置を効果的に実施した中小企業の事業主に対して支給します。

初年度については、労働時間等の設定の改善の取組を効果的に実施した場合に50万円（年次有給休暇の計画的付与制度の導入など、制度面にまで踏み込んで改善を実施した場合には、さらに50万円）を支給します。

2年度目については、1年度目より効果的に取組を実施した場合に50万円（2ヶ年度にわたり顕著な成果を上げた場合には、さらに50万円）を支給します。

[2] 賃金

賃金については、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定めることとされており、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。地域別最低賃金は、全国加重平均で時間額749円です（平成24年度末現在）。また、労働基準法において、1日8時間を超えて、または週40時間を超えて労働した場合、休日及び深夜に労働した場合には、それぞれ通常の賃金額の25%（休日は35%）以上の率で計算した割増賃金を支払うことが規定されています。なお、平成22年4月1日に施行された改正労働基準法では、1ヶ月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が50%以上に引き上げられました。ただし、中小企業については、この改正内容の適用は当分の間猶予されています。仮にこれらの基準より低い賃金額や割増賃金率を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額や法定割増賃金率と同じ定めをしたものとみなされます。

また、賃金の支払の確保等に関する法律では、退職手当制度を設けている事業

主は、一部の場合を除き、退職手当の支払に充てるべき額のうち一定の額について保全措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

厚生労働省では、事業主に対しては、退職金の支払や賃金制度の構築について、また労働者に対しては、企業倒産による未払賃金の立替払について、以下の通り、支援等を行っています。

(7) 中小企業退職金共済制度

(133ページ) をご覧ください。

(イ) 賃金・退職金制度の整備改善

都道府県労働局では中小企業に対し、労使の賃金・退職金制度改善ニーズに応え、賃金・退職金関連情報の提供や必要な指導・援助を行っています。

(ウ) 未払賃金の立替払事業

企業の倒産により賃金の支払を受けられないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を国が事業主に代わって立替払しています。

(a) 立替払の要件

破産手続開始決定を受ける等法律上の倒産事由に該当した企業（中小企業にあっては、事実上の倒産状態にあることについて、労働基準監督署長の認定があった場合を含む。）を一定の期間内に退職した労働者の一定の範囲の定期賃金及び退職手当の一部又は全部が未払となっていることが要件です。

(b) 立替払の額

対象となる未払賃金額の100分の80の額を立替払することとなります。ただし、退職労働者の退職時の年齢に応じて、この未払賃金額に限度（30歳未満110万円、30歳以上45歳未満220万円、45歳以上370万円）があります。また未払となっている金額が2万円に満たないときは立替払の対象となりません。

(c) 請求手続

退職労働者が、未払賃金等について、裁判所若しくは破産管財人等の証明又は労働基準監督署長の確認を得た上、独立行政法人労働者健康福祉機構に立替払を請求する必要があります。

(イ) 最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業への支援事業

最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業への支援のため、厚生労働省は経済産業省と連携し、以下の支援を実施しています。

(a) 全国的支援策：ワン・ストップ&無料の相談支援体制を整備（最低賃金引上げに向けた中小企業相談支援事業）

生産性の向上等の経営改善に取り組む中小企業の労働条件管理などのご相談などについて、中小企業庁が実施する支援事業と連携して、ワン・ストップで対応する相談窓口を開設しています。

(b) 業種別支援策：最低賃金引上げの影響が大きい業種の賃金底上げのための取組を支援（業種別団体助成金）

全国規模の業界団体による接客研修や、共同購入などのコスト削減の実験的取組などへの助成をします。（1団体の上限2,000万円）

(c) 地域別支援策：最低賃金の引上げによって大きな影響を受ける地域（最低賃金額が720円以下の道県）の賃金水準の底上げを支援

事業場内の最も低い時間給を、計画的に800円以上に引き上げる中小企業に対して、就業規則の作成、労働能率の増進に資する設備・機器の導入、研修等の実施に係る経費の1/2（上限100万円）を助成します。

[3] 労働者の安全と健康確保対策（労働災害防止対策）

労働者の安全と健康の確保については、労働安全衛生法により、事業者が実施しなければならない措置（例：健康診断の実施、機械・設備の安全対策、化学物質を使用する際の換気装置の設置）が規定されています。

厚生労働省では、平成24年度においては以下のような各種助成制度等により、事業者の行う労働災害防止の基盤と環境を整備する努力を側面から援助しています。

(7) 災害多発業種中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修の実施

対象者：重篤な労働災害を発生させるなど労働災害防止を図るために総合的な改善措置を講ずる必要がある中小規模事業場

内容：専門家による危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）等の診断、改善指導を行います。

手続き：対象となる事業場集団の選定は都道府県労働局が行っております。

時期等：7月までに対象となる事業場集団を選定し、当該事業場集団との日程調整の上、適宜診断・改善指導を行います。

《問い合わせ先》安全衛生部安全課 ☎03-3595-3225（直通）

(イ) 中小事業場向け労働安全衛生マネジメントシステム普及推進事業

対象者：重篤な労働災害を発生させるなど労働災害防止を図るために総合的な改善措置を講ずる必要がある中小規模事業場

内容：中小規模事業場向け労働安全衛生マネジメントシステム導入マニュアルを作成し、当該マニュアルを用いて労働安全衛生マネジメントシステム導入を支援するためのセミナーを開催します。

手続き：全国7ブロックにおいて、製造業関係の業界団体の協力を得つつ中小規模事業場の管理者を参集することとしています。

時期等：セミナーは1～2月に開催予定です。

《問い合わせ先》安全衛生部安全課 ☎03-3595-3225（直通）

(ウ) 特例メリット制

中小規模事業場が労働者の安全又は衛生を確保するための措置に取り組んだ場合（具体的には労働安全衛生マネジメントシステムを実施した場合）、メリット制による労災保険率の増減幅を拡大する特例制度を設けています。

(エ) 地域産業保健センター

対象者：労働者数が50人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く人

内容：地域の医療機関等や事業場訪問により、健康相談の実施等の産業保健サービスの提供を行います。

手続き：各サービスの利用にあたっては、地域産業保健センターへの事前の申込みが必要です。

時期等：通年

《問い合わせ先》安全衛生部労働衛生課 ☎03-3502-6755（直通）

(オ) メンタルヘルス対策支援センター事業

対象者：職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業場

内容：全国47都道府県にメンタルヘルス対策支援センターを設置し、メンタルヘルスに関する相談対応、専門家による個別事業場への訪問支援等により、メンタルヘルス不調の未然防止から職場復帰に至るまで事業者が取り組むメンタルヘルス対策を総合的に支援しています。

手続き：訪問支援を希望する場合には、メンタルヘルス対策支援センターへの事前の申込みが必要です。

時期等：通年

《問い合わせ先》安全衛生部労働衛生課 ☎03-3502-6755（直通）

(カ) メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

対象者：職場のメンタルヘルスに取り組む事業者、産業保健スタッフや労働者及びその家族

内容：厚生労働省ホームページに、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)を設置し、事業者、産業保健スタッフ、労働者やその家族に対してメンタルヘルスに関する様々な情報を提供しています。

手続き：特になし

時期等：通年

《問い合わせ先》安全衛生部労働衛生課 ☎03-3502-6755（直通）

(キ) 職場における受動喫煙防止対策に関する各種支援事業

対象者：職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業場

内容：職場における受動喫煙防止対策に取り組む事業者を支援するため、以下のA～Cの支援を実施しています。

※詳細は

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>をご覧ください。

A 職場の受動喫煙防止対策の行い方、喫煙室の新設や改修等、技術的な内容についての専門家による電話相談、実地指導（無料）

B 職場におけるたばこ煙濃度、喫煙室の換気の状態を把握するための測定機器の貸出（測定機器の送料のみ負担）

C 喫煙室の設置に係る費用の一部助成（中小企業事業主のみ対象、助成率1/2、最大200万円）

手続き：a 直接、相談ダイヤル（050-3537-0777）に電話

b FAX又はインターネットによる申込み（申込用紙等はURLを参照）、その後、測定機器の送料の振込

c 都道府県労働局健康安全課（健康課）へ申請（詳細は都道府県労働局へお尋ねください。）

時期等：通年

《問い合わせ先》安全衛生部労働衛生課環境改善室 ☎03-3502-6756（直通）

[4] その他

新規起業事業場就業環境整備事業

新規起業事業場や、成長分野へ進出・業態変更を行う企業においては、長時間労働の抑制のための労働時間管理や時間外・休日労働協定の締結、労働時間の適正把握をはじめとした、望ましい労働時間制度を整備するための情報やノウハウを十分に有しておらず、また、労働災害を防止するための基本的な安全対策や健康確保の知識が欠如していることが多いことから、長時間労働及び労働災害の発生、労働時間をはじめとした労働条件等をめぐるトラブルが懸念されるところです。

このため、労務管理や安全衛生管理に係る基本的な知識や理解が不足しているこうした事業場に対し、基本的な労務管理や安全衛生管理の要点に関するセミナーを実施するとともに、なるべく早い段階で、労働時間制度や安全衛生体制に係る管理・諸手続についての専門家を派遣し、普及指導を行うことにより、労働時間制度等の整備及び労働時間管理の適正化を図り長時間労働を抑制するとともに、安全衛生体制の確立や労働者の健康確保が図られるよう、適正な職場環境形成のための支援を行っており、平成25年度においては、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会に委託して実施しています。

(2) 労災保険制度

この制度は、政府が管掌しており、業務上の事由又は通勤による労働者の傷病等に対し、必要な保険給付を行う等するものです。その費用は、原則として事業主の負担する保険料によってまかなわれています。

また、一定の中小事業主及びその家族従事者等については、特別加入制度が設けられています。

[1] 特別加入制度とは

労災保険は本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外の方のうち、その業務の実態、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方に対して特別に任意加入を認めているのが、特別加入制度です。

[2] 中小事業主とは

加入対象となる中小事業主は、業種及び労働者数により定められており、金融業、保険業、不動産業、小売業においては労働者数50人以下、卸売業、サービス業においては労働者数100人以下、それ以外の業種においては労働者数300人以下の規模の中小事業主が対象となります。

[3] 給付の種類

特別加入者が業務災害又は通勤災害により被災した場合には、療養（補償）給付、休業（補償）給付、障害（補償）給付、傷病（補償）年金、遺族（補償）給付、葬祭料（葬祭給付）、介護（補償）給付が支給されます。

[4] 加入手続

中小事業主に該当する方が特別加入を希望する場合には、労働保険事務組合を通じて所轄の労働基準監督署長を経由し、都道府県労働局長に「特別加入申請書（中小事業主等）」を提出します。

※ただし、雇用する労働者について保険関係が成立していることが必要です。

(3) 多様な個性や能力を発揮し、少子・高齢化社会を支える基盤づくり

[1] 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

(7) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策

労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することが中小企業の発展にとっても重要な課題となっています。

男女雇用機会均等法（以下「均等法」といいます）では、性別による差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアルハラスメント対策、母性健康管理措置等について規定しています。都道府県労働局雇用均等室（以下「雇用均等室」といいます）では、職場において均等法が十分理解され法律が守られるよう事業主に対し周知啓発、指導を行うとともに、法律に関する相談に応じ、労働者と事業主の間の紛争を迅速に解決するため、労働局長による紛争解決の援助及び機会均等調停会議による調停を行っています。

「均等法のあらまし」（パンフレット）

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/danjokintou/danjyokoyou.html>

また、募集・採用における男女の均等な機会の確保を図るため、企業の採用担当者等を対象に、均等法に沿った男女均等な選考ルールの徹底を図るための啓発指導を行っています。

「男女均等な採用選考ルール」（パンフレット）

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/saiyou/>

(4) 女性労働者が能力発揮しやすい環境整備の促進

女性労働者がその能力を十分に発揮して充実した職業生活を送ることができるようにするためには、雇用の場において、制度上の男女均等が確保されるだけでなく、男女労働者の間に事実上生じている差を解消するための企業の自主的かつ積極的取組（ポジティブ・アクション）を促進することが不可欠です。均等法では、ポジティブ・アクションの促進について、企業がそれぞれの状況に応じて具体的に取り組むことができるよう、国は相談その他の援助を行うことができるとされています。

(a) 企業に対するポジティブ・アクションの取組促進の働きかけと「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」を活用した情報開示促進

ポジティブ・アクションの一層の促進を図るため、企業に対する取組促進の直接的な働きかけやポジティブ・アクション情報ポータルサイト

（<http://www.positiveaction.jp/>）を活用した女性の活躍状況の情報開示を促進しています。ポジティブ・アクション情報ポータルサイトでは、ポ

ジティブ・アクションについて個別企業の取組を閲覧・検索できる「ポジティブ・アクション応援サイト」

(<http://www.positiveaction.jp/pa/index.php>) や、女性の活躍推進に取り組んでいる、あるいはこれから取組を進めていこうとする企業の経営トップがメッセージを掲載している「女性の活躍推進宣言コーナー」

(<http://www.positiveaction.jp/declaration/>) 等により、ポジティブ・アクションに関する総合的な情報提供を行っています。

(b) 「見える化」支援ツールによる男女間格差の改善

男女間賃金格差の縮小に向けて、平成22年8月末に作成した、実態調査票等の実践的な支援ツールを盛り込んだ「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/seisaku09/>) の普及・活用を図るとともに、男女間格差が生じる要因の「見える化」を図る業種別支援ツールを作成することで、業種によって企業を取り巻く環境や雇用環境が異なるなかでも、個々の企業における格差の実態把握と取組の必要性について「気づき」を促進し、労使一体となってポジティブ・アクションに取り組もうとする気運の醸成を図っています。

(c) ポジティブ・アクション導入マニュアルの活用

中小企業を対象とした「ポジティブ・アクション実践的導入マニュアル～中堅・中小企業の経営者のための女性社員の戦力化～」

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/koyoukintou/2012/02/15-01.html>) を作成し、中小企業経営者の皆さんが一層の男女労働者間の格差の解消や女性社員の戦力化のため、ポジティブ・アクションを推進できるよう支援しています。

(d) メンター制度導入・ロールモデル普及マニュアルの普及及び活用促進

平成24年度においては、「メンター制度導入・ロールモデル普及マニュアル」(<http://www.mhlw.go.jp/topics/koyoukintou/2013/03/07-01.html>) を作成し、女性労働者が就業を継続していけるような環境づくりを支援しています。

(e) 女性の活躍促進に積極的に取り組む企業への助成金支給額加算制度の実施(ポジティブ・アクション加算)

平成25年度より、中小企業が、ポジティブ・アクションとして女性の採用拡大、職域拡大、管理職登用等の数値目標を「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」の「女性活躍推進宣言コーナー」で宣言し、当該数値目標を達成した場合に「中小企業両立支援助成金」の支給額を5万円上乗せする助成金の支給額加算制度を実施しています。

(f) 「均等・両立推進企業表彰」の実施

ポジティブ・アクションを積極的に推進している企業を、公募により「均等・両立推進企業表彰」として表彰しています。

(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html>)

(g) 「女性の活躍推進協議会」の開催

企業が自ら主体的にポジティブ・アクションに取り組むことを促す仕組みとして、行政と経営者団体が連携し、「女性の活躍推進協議会」を開催しています。同協議会は、ポジティブ・アクションに取り組むきっかけが

つかめない企業や、一步が踏み出せないでいる企業を後押しするメッセージを集めた「企業向けメッセージ集」と将来のキャリアビジョンが描けず不安を抱える女性や、昇進に向けたチャレンジを躊躇している女性の背中を押すメッセージを集めた「女性社員向けヒント集」を作成し、厚生労働省ホームページ上のサイトで公表しています。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/koyoukintou/2012/03/30-01.html>)

(h) 機会均等推進責任者の選任

各事業所におけるポジティブ・アクションの取組を促進するため、人事労務管理の方針の決定に携わる方を、女性が能力発揮しやすい職場環境を整備する役割を担う機会均等推進責任者として選任していただくよう勧めています。

(ウ) 職場におけるセクシュアルハラスメント対策のための取組

職場におけるセクシュアルハラスメントは働く人の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、働く人が安心して働き続けることや能力を十分に発揮することの妨げにもなります。それはまた、企業にとっても、職場秩序の乱れや業務への支障に繋がり、社会的評価に影響を与えかねない問題です。

均等法においては、事業主は、職場におけるセクシュアルハラスメント対策として雇用管理上必要な措置を講じなければならないことが規定されています。具体的には、[a]事業主の方針の明確化及びその周知・啓発、[b]相談（苦情を含む）に応じ適切に対応するために必要な体制の整備、[c]事後の迅速かつ適切な対応、[d]相談者等のプライバシー保護、相談したことや事実関係の確認に協力したことなどを理由として不利益取扱いを行ってはならない旨の定め4項目であり、事業主は必ず措置を講じなければなりません。

雇用均等室は、事業主に対して、均等法の周知徹底を図るとともに、職場におけるセクシュアルハラスメント対策のために必要な措置を講ずるよう指導を行っているほか、職場におけるセクシュアルハラスメントに関する労働者や事業主からの相談に適切に対応しています。

「事業主の皆さん 職場のセクシュアルハラスメント対策はあなたの義務です!!!」(パンフレット)

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/danjokintou/kigyou01.html>

(I) 母性健康管理について

事業主の義務である母性健康管理の措置について、事業主、女性労働者、産業医等産業保健スタッフ、医師等へ法令及び指針の趣旨、内容の周知徹底を図るとともに、医師の指導事項を事業主に的確に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用を促しています。

さらに、企業や働く女性に対して母性健康管理に関する情報を支援するサイト「妊娠・出産をサポートする女性にやさしい職場づくりナビ

(<http://www.bosei-navi.go.jp/>)」を開設し、制度の周知を図っています。

[2] 職業生活と家庭生活の両立支援対策の総合的・体系的推進

(7) 仕事と家庭との両立のための制度の一層の定着促進

少子化が急速に進行する中で、仕事と子育ての両立の負担を軽減することは、社会経済の活力を維持していく上でも重要かつ喫緊の課題です。このため、労

働者の仕事と家庭との両立を支援するため、改正育児・介護休業法に基づく仕事と育児・介護との両立のための諸規定が企業において適正に整備され、制度として定着するよう周知・徹底を図っています。また、都道府県労働局雇用均等室では、労働者からの相談への対応や、制度の普及・定着を図るための指導等を実施しています。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき、企業等において、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等に関する「一般事業主行動計画」の策定、都道府県労働局への届出、公表及び従業員への周知が従業員101人以上の企業に義務付けられており、都道府県労働局雇用均等室では実施が適切に行われるよう、周知啓発、指導を行っています。

図表 1-9-3 (育児・介護休業法の改正について)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要

少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備する。

1 子育て期間中の働き方の見直し

- 3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。
- 子の看護休暇制度を拡充する(小学校就学前の子が、1人であれば年5日(現行どおり)、2人以上であれば年10日)。

2 父親も子育てができる働き方の実現

- 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月(現行1歳)までの間に、1年間育児休業を取得可能とする(パパ・ママ育休プラス)。
- 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
- 配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。
※ これらにあわせ、育児休業給付についても所要の改正

3 仕事と介護の両立支援

- 介護のための短期の休暇制度を創設する(要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日)。

4 実効性の確保

- 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。
- 勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。

【施行期日】平成22年6月30日(ただし、一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については平成24年7月1日)4のうち、調停については平成22年4月1日、その他は平成21年9月30日。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>

(イ) 仕事と家庭を両立しやすい環境整備の支援(助成金)

仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備に取り組む事業主等のために両立支援助成金(中小企業両立支援助成金)を支給しています。

(a) 中小企業両立支援助成金

i. 代替要員確保コース

育児休業取得者の代替要因を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給

支給対象労働者1人あたり15万円

ii. 休業中能力アップコース

育児・介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、これらの労働

者の能力開発及び向上を図るための職場復帰プログラムを実施した中小企業事業主・主として中小企業事業主により構成される事業主団体に支給
支給対象労働者 1人あたり最大21万円

iii. 継続就業支援コース

初めて育児休業が終了した者が平成23年10月1日以降に出た中小企業事業主（常時雇用する労働者が100人以下）で、休業取得者を原職等に復帰させ、1年以上継続して雇用した事業主であって、育児休業制度等労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修等を実施する事業主に支給

支給対象労働者 1人目40万円

2～5人目 15万円

iv. 期間雇用者継続就業支援コース

期間雇用者と正社員が同等の要件で利用できる育児休業制度、育児短時間勤務制度を就業規則等に規定し、期間雇用者の育児休業取得者を原職又は原職等に復帰させ、6カ月以上継続して雇用した中小企業事業主であって、育児休業制度等労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修を実施する中小企業事業主に支給

支給対象労働者 1人目40万円

2～5人目 15万円

「通常の労働者として復帰させた場合の加算」に該当した場合、1人目10万円、2～5人目5万円を加算

i、ii及びivについては、「女性の活躍促進の目標を達成した場合の加算」に該当した場合、1事業主あたり5万円を加算

<申請方法>

都道府県労働局雇用均等室に、支給申請日までに各コースに係る支給申請書類と必要書類を提出

※ この他、詳細な支給要件等が定められていますので、詳しくは都道府県労働局雇用均等室へお問い合わせください。

雇用均等室の連絡先はこちら

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/>

※ 企業規模を問わない助成金も支給しています。詳しくは次の厚生労働省のホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/

(ウ) 仕事と家庭の両立支援のための啓発・広報

(a) 「イクメンプロジェクト」

育児休業の取得を希望する男性は約3割いるのに対し、実際の育児休業の取得率は1.89%（平成24年度）となっています。また、男性の家事・育児関連時間は、他の先進国と比べても最低水準であり、そのことが子どもを持つことや妻の就業継続に対して悪影響を及ぼしています。

こうした背景から、平成22年6月17日に「イクメンプロジェクト」を

発足し、「イクメンプロジェクト」サイト (<http://www.ikumen-project.jp/>) を開設しました。

本プロジェクトは、働く男性が、育児をより積極的にすることや、育児休業を取得することができるよう、社会の気運を高めることを目的としたものです。「イクメン宣言」や「イクメンサポーター宣言」、「イクメンの星」の公募など、参加型のプロジェクトであり、多くの人を巻き込んで気運の醸成を図ることとしています。

公式サイトでは、イクメンサポーター企業が社内で行っている、従業員の仕事と子育ての両立をサポートする取組を登録することもできます。

(b) 両立支援のひろば

両立支援のひろば (<http://www.ryouritsu.jp/>) においても、事業主及び労働者向けに「こんなときは？」Q&A集をはじめとした仕事と家庭の両立に関する情報を提供しています。

(c). ベストプラクティス集

企業の両立支援の進捗状況に応じた取組のポイントと様々な企業の具体的な取組事例をまとめた「ベストプラクティス集」（中小企業における両立支援のためのアイディア集、仕事と介護の両立支援推進のためのアイディア集）による効果的・効率的な情報提供を行っています。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu_shien/

(イ) 育児・介護等のために退職した者に対する再就職支援（マザーズハローワーク事業）

平成25年度においては、全国にマザーズハローワーク（13か所）及びマザーズコーナー（設置予定を含む164か所）を設置し、子育て女性等に対するきめ細かな就職支援を実施しています。

(<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/mother.html>)

(オ) ファミリー・フレンドリー企業の普及促進

企業における仕事と家庭の両立のしやすさを示す「両立指標」の活用等によりファミリー・フレンドリー企業に向けた企業の自主的な取組を促進するとともに、「均等・両立推進企業表彰」においてファミリー・フレンドリー企業表彰することで一層の普及促進を図っています。

[3] パートタイム労働対策等の推進

近年、パートタイム労働者は増加し、平成24年には1,436万人と、雇用者総数の約26.8%にも達しています。また、従来のような補助的な業務ではなく、役職に就くなど職場において基幹的役割を果たす者も増加しており、パートタイム労働者は我が国の経済社会に欠くことのできない存在となっています。

しかしながら、パートタイム労働者の待遇がその働きに見合ったものになっていない場合もあり、正社員との不合理な待遇の格差を解消し、働き・貢献に見合った公正な待遇を確保することが課題となっています。

このため、パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができ

る雇用環境を整備するため、働き方の実態に応じた通常の労働者との均等・均衡待遇の確保や通常の労働者への転換の推進等を内容とする改正パートタイム労働法が、2008（平成20）年4月1日から施行されています。

また、パートタイム労働者等の正社員との均衡待遇や正社員転換等に取り組む事業主に対して、キャリアアップ助成金を支給しています（均衡待遇・正社員化推進奨励金は平成24年度で廃止）。

さらに、「短時間正社員制度」は、育児や介護をはじめ様々な制約によって就業の継続ができなかった人や就業の機会を得られなかった人にとって、自らのライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方を実現する制度として、また、企業にとっては、人材の定着や組織の活性化等に効果が見込める人事制度として、その普及や定着が期待されています。

厚生労働省では、効果的な短時間正社員制度の導入・定着を促進するために、導入マニュアルの配布や、短時間正社員制度導入支援ナビ（<http://tanjikan.mhlw.go.jp/>）の運営等により、制度の概要や導入事例などに関する情報を提供しているほか、制度を導入した事業主に対して助成金の支給等を行っています。

（４） 勤労者福祉対策

〔1〕 勤労者財産形成促進制度

この制度は、勤労者財産形成促進法に基づき、勤労者が退職後の生活の安定、住宅の取得、その他の資産形成を目的として貯蓄を行い、事業主及び国がそれを援助する（事業主：給与天引きの実施、給付金等による貯蓄援助、国：貯蓄の非課税）制度です。

（ア） 財形貯蓄制度

- ・ 用途を限定しない一般財形貯蓄（利子等課税）
- ・ 60歳以降の年金支払を目的とする財形年金貯蓄
- ・ 住宅の取得、増改築等を目的とする財形住宅貯蓄

財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄を合わせて元利550万円（生保等の扱う財形年金貯蓄については払込みベースで385万円）まで利子等非課税となっています。

（イ） 事務代行制度

中小企業の事業主が、貯蓄貯蓄に係る事務を、構成員となっている法人である事業主団体（事務代行団体）に委託することができます。

（ウ） 財形給付金・基金制度

財形貯蓄を行っている勤労者のために、事業主が金銭を拠出（基金制度については、基金経由）し、一定期間運用後に勤労者にその元利合計である財形（基金）給付金を支払うものです。

（エ） 財形持家融資制度

自ら住宅を建設、購入、改良しようとする勤労者に対し、独立行政法人勤労者退職金共済機構等が必要な資金の貸付け（財形貯蓄残高の10倍に相当する額（4,000万円を限度）の範囲内）を行っています。

《問い合わせ先》厚生労働省労働基準局勤労者生活課 ☎03-3595-3187(直通)

[2] 中小企業退職金共済制度

この制度は、中小企業で働く従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的として、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業者（※）について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって設けられた退職金制度です。

（※）常用労働者数300人（卸売・サービス業は100人、小売業は50人）以下又は資本金等が3億円（卸売業は1億円、サービス業は5,000万円）以下の事業主

(7) 一般の中小企業退職金共済制度

主に常用労働者を対象として、中小企業者が独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）と従業員ごとに退職金共済契約を結びます。

各人について毎月一定額（※）の掛金を納付することにより、従業員が退職した場合に、所定の金額（掛金月額と掛金納付月数に応じた金額）の退職金が、機構から直接その従業員に対し支払われます。

なお、事業主との間に使用従属関係が認められる同居の親族についても、「従業員」として本制度に加入できます（平成23年1月1日から）。

（※）5,000円（短時間労働者は2,000円）から3万円までの間で選択可能。

(4) 特定業種退職金共済制度

厚生労働大臣が指定する業種（※1）の中小企業者が、期間を定めて雇用する労働者（期間雇用者）を対象として、機構と特定業種退職金共済契約を結びます。

その期間雇用者の退職金共済手帳に、雇用日数に応じて所定の日額（※2）の共済証紙を貼付して掛金を納付することにより、その期間雇用者がその業界から退職した場合等に、所定の金額（掛金日額と掛金納付月数に応じた金額）の退職金が、機構から直接その期間労働者に対し支払われます。

（※1）現在の指定業種：建設業、清酒製造業及び林業

（※2）建設業310円、清酒製造業300円、林業460円

(ウ) その他

掛金の一部を国が助成します。

また、掛金については、全額事業主の損金又は必要経費とされ、退職金を一時金で受け取る場合には退職所得控除が認められるなど、税法上の優遇措置が講じられています。

《問い合わせ先》

独立行政法人勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部	☎03-6907-1234
建設業退職金共済事業本部	☎03-6731-2831
清酒製造業退職金共済事業本部	☎03-6731-2887
林業退職金共済事業本部	☎03-6731-2887

[3] 勤労青少年福祉対策

勤労青少年福祉対策は、「勤労青少年ホーム」（以下、「ホーム」という）を中心として行っています。

ホームには、講習室や軽運動室、音楽室等の施設が備えられており、各種教

養講座、ボランティア講座、クラブ活動、専門の職員による生活相談や職業に関する相談、指導等勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行っています。

なお、ホームは、全国に335ヵ所設置（平成25年4月1日現在）されています。

《問い合わせ先》 厚生労働省職業能力開発局キャリア形成支援室

☎03-3502-8931（直通）

[4] 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及

ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、裁判员休暇等、労働者の個々の事情に対応した休暇制度の普及促進を図っています。

《問い合わせ先》 厚生労働省労働基準局労働条件政策課

☎03-3595-3183(ダイヤルイン)

4 その他の関連諸施策

中小企業・小規模事業者のための人材対策事業

中小企業・小規模事業者の人材確保を支援するため、中小企業・小規模事業者人材対策事業を実施しています。具体的には、新卒者等の未就職者に対し、職場実習（いわゆるインターンシップ）を通じて中小企業・小規模事業者の事業現場で働く技能等を取得する機会を提供する事業（『新卒者就職応援プロジェクト』）や、育児等で一度退職し、再就職を希望する女性等に対し、職場実習を通じて職場経験のブランクを埋める機会を提供する事業（『中小企業新戦力発掘プロジェクト』）を実施しています。

また、地域の中小企業支援機関と大学等が連携し、中小企業・小規模事業者と学生の日常的に顔が見える関係構築から両者のマッチング、新卒者等の採用・定着までを一貫して支援する事業（『地域中小企業の人材確保・定着支援事業』）を実施しています。

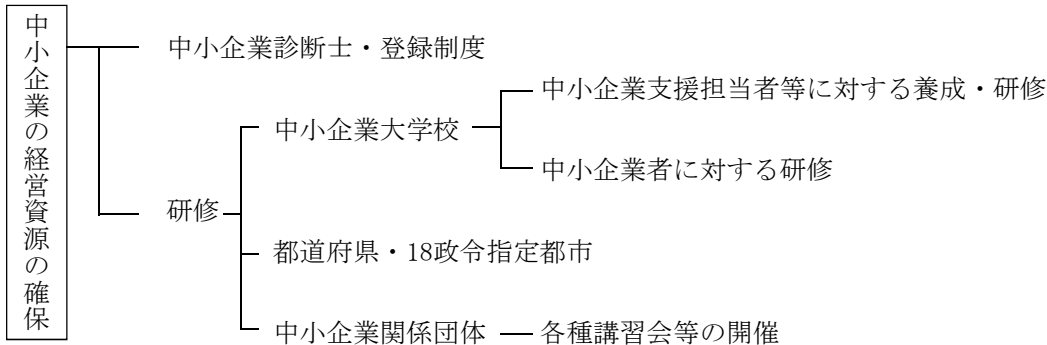
《問い合わせ先》 中小企業庁経営支援課 ☎03-3501-1763

(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/koyou/jinzai.htm>)

第2節 人材育成等

中小企業の経営資源の1つである「人材」を確保する支援策として、中小企業診断士制度、自社の人材育成や経営能力向上等を目指す中小企業向け研修、緊急を要する課題を抱えた中小企業を身近で支援する中小企業支援担当者向け研修等があります。

図表 1-9-4 人材育成支援対策の体系図



雇用・人材

1 中小企業診断士の試験・登録制度

中小企業の経営革新等の促進を図るためには、中小企業がその経営資源に関し適切な経営診断を受ける機会を確保することが重要であり、経営診断に従事する者の確保と能力の向上を図る必要があります。このため、経済産業省では、平成12年に中小企業指導法（昭和38年）を改正し、中小企業支援法とするとともに、それまでの公的診断に従事するために必要な知識を有する者として試験に合格する等一定の要件をみたす者を中小企業診断士として登録してきた制度を大幅に見直しました。

この中で、中小企業診断士は、従来の公的診断に従事する者だけでなく、民間のコンサルタントを含めて、中小企業を全社的視点から経営について診断・助言を行うものとし、中小企業の利益の最大化を図るために、行政、専門家との橋渡し役となる能力を認定・登録する制度に変更しました（平成13年度の試験等から実施）。

中小企業診断士の登録は有効期間が5年間とされており、有効期間内に一定の研修を受けることや実務の実施等一定の要件を満たすことにより、登録が更新されます。平成25年4月1日現在、登録されている中小企業診断士数は21,937人となっています。

これら中小企業診断士制度に関する法的位置付けが変更され、国家試験受験者、養成課程受講希望者は着実に増加するとともに、中小企業診断士に対するニーズは、新たな政策課題である中小企業の再生支援を担う再生支援協議会への参加や、地域金融機関が推進するリレーションシップバンキングへの積極的な関与が期待されるなど、社会的・政策的ニーズがともに高まってきています。このため、平成16年4月の中小企業政策審議会において、社会的・政策的ニーズに即した制度への見直しと、より一層の中小企業診断士の質的向上を図るため、(1)中小企業診断士の総数の拡大、(2)中小企業診断士の質と信頼性の確保・向上という視点から診断士制度の見直しの答申がなされました。この制度改正は、平成18年度より施行されています。

見直しの主要なポイントは、(1)中小企業診断士試験第一次試験について、受験し

易いものとするため、科目合格制を導入する。(2)併せて第一次試験を共通一次化し、中小企業基盤整備機構が実施する養成課程や登録養成機関が実施する登録養成課程の受講資格とする。(3)養成課程・登録養成課程については、中小企業診断士として必要な実践能力付与重視型のコースに変更する。(4)登録される中小企業診断士の更新登録要件について、実務に従事することを重視する内容とする。(5)当面、中小企業の経営診断に従事しないため、更新登録が困難となった者が、将来、中小企業の経営診断に従事する者として活躍することが可能となる仕組みを新たに整備するなどです。

また、中小企業診断士試験については、近年の受験者申込者数が2万人を超えていることや試験業務の効率化等の状況を踏まえ、平成24年度に実施する試験から受験手数料の引き下げを行いました。引き下げ後の受験手数料は次のとおりです。

第一次試験 13,000円 (引き下げ前14,400円)

第二次試験 17,200円 (引き下げ前17,900円)

なお、中小企業診断士試験については、経済産業大臣が指定した法人(指定試験機関)：一般社団法人中小企業診断協会(〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-11 銀松ビル ☎03-3563-0851 URL: <http://www.j-smeca.jp/>)が実施しています。

《問い合わせ先》中小企業庁経営支援課 ☎03-3501-1763

2 研修事業

(1) 中小企業大学校による人材養成・研修

中小企業の経営に関し、幅広い知識に基づき助言を行う者の養成や中小企業者及びその従業員が必要な知識や手法を学び、その経営及び技術に関する能力を向上させることが経営環境の変化に的確に対応し得る総合的な経営力を強化していくためには重要である。そこで、中小企業基盤整備機構中小企業大学校(旭川校、仙台校、三条校、東京校、瀬戸校、関西校、広島校、直方校及び人吉校)では、中小企業診断士の養成課程(東京校のみ)と、中小企業の経営者等並びに都道府県等及び都道府県支援センター等の中小企業支援担当者等に対して高度で専門的な各種研修を行うこととしています。

[1] 中小企業支援担当者等研修

中小企業支援を強力に推進するためには、優秀な支援担当者を数多く確保する必要があります。このため、中小企業大学校では、国の支援を受けて、中小企業支援担当者等の養成及び研修の事業を行っています。

中小企業支援担当者等研修について、平成17年度からは、従来の中小企業支援機関別の研修体系を廃止し、研修内容について支援能力の付与レベル別に基づき、専門、上級に改編し、支援能力の段階に応じた計画的な受講を可能とするとともに、現下の政策課題をより多く研修テーマに盛り込むなど、受講機会の拡大と中小企業施策の多様化・高度化に対応した研修としました。

この中小企業支援担当者等研修には、以下の特長があげられます。

(ア) 職務経験によって分類した対象レベル別の到達目標の設定

(イ) 分野別の研修テーマの設定

(中小企業施策普及、地域経済活性化、中小企業の経営支援など、個々の職

員の支援能力の向上と能力開発に資するテーマの設定)

[2] 中小企業者に対する研修

中小企業大学校が行う中小企業の経営者、後継者及び管理者に対する研修については、中小企業のソフトな経営資源の充実とりわけ人材育成による経営課題解決能力の向上を図ることによって、経営環境の変化に的確に対応し得る総合的な経営力を強化していくことが今後の重要な課題であることから、平成24年度においても、研修コースの充実と受講者の利便性の向上を図り、高度で専門的な研修を引き続き実施します。

特に、中小企業庁が作成した中小企業の財務の透明性を向上するため、中小企業の経営特性に対応した会計のあり方、仕組みの普及と習得のための「中小企業会計啓発・普及セミナー」を、各地の中小企業支援機関等と連携し、実施していくこととしています。

雇用・人材

《申込先》研修を受けようとする場合は、中小企業大学校でそれぞれ申込みを受け付けています。

なお、中小企業大学校等の研修に従業員等を派遣した場合には、「キャリア形成促進助成金」により、受講料や受講期間中に支払った賃金の一部について補助を受けることができます。(該当要件や助成金の種類、支援内容、申請手続については、各都道府県労働局へお問い合わせください。)

第10章 取引・官公需支援、事業分野の調整

第1節 取引の適正化

「下請代金支払遅延等防止法」は、下請取引の適正化・下請事業者の利益保護を図るものです。公正取引委員会及び中小企業庁は、親事業者がこの法律を遵守しているかどうか調査を行い、違反事業者に対しては、同法を遵守するよう求めています。なお、建設工事の請負は、別途「建設業法」が適用されます。

1 不公正取引の是正

取引適正化等

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、私的独占、不当な取引制限（カルテル）、不公正な取引方法等を禁止し、事業者が各自の創意と工夫に基づいて自由な事業活動を営むことができる環境等の整備を図ることを目的としています。中小企業施策の観点からみた場合には、独占禁止法は、大企業による不当な拘束・圧迫から中小企業を守り、中小企業が、その特色を十分に発揮した自主的な経済活動を営めるようにする役割を果たしており、このような施策によって維持・促進される公正かつ自由な競争によって良質・低廉な商品やサービスの提供が可能となることが期待されています。

我が国経済において中小企業の果たす役割は大きく、その適正な事業活動の機会と自主性が阻害されないようにすることは、技術革新を促し、活力ある経済社会を構築するために極めて重要であり、そのために独占禁止法を今後とも厳正に運用していく必要があります。

(2) 独占禁止法等の役割

独占禁止法で規制される行為のうち主なものに、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法があります。

私的独占とは、事業者が他の事業者の事業活動を排除・支配することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することであり、また、不当な取引制限とは、事業者が他の事業者と共同して価格・数量等を決定することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することです。事業者が、このような行為により市場支配力を形成し、価格の引上げや生産数量の制限を自由に行うようになると、市場メカニズムが損なわれるため、私的独占や不当な取引制限に対しては、厳しい規制が行われていますが、こうした規制は、関連する中小企業が、大きな不利益を被ることを防ぐことにもなります。

不公正な取引方法とは、自由な競争を減殺する行為や、競争の基盤を侵害するような行為であり、法律で定められているものと、公正取引委員会が指定しているものがあります。具体的には、取引拒絶、差別的取扱い、不当廉売、再販売価格の

拘束、優越的地位の濫用等があります。

不公正な取引方法のうち、下請事業者に対する下請代金の支払遅延、買ったとき等の優越的地位の濫用行為については、その迅速かつ効率的な排除の観点から、特に独占禁止法の補完法である下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という）で規制されます。

なお、下請代金法は、従来物品の製造と修理についての下請取引についてのみ適用されてきましたが、平成 15 年の改正により、平成 16 年 4 月からはサービス分野に係る下請取引も同法により規制されています。

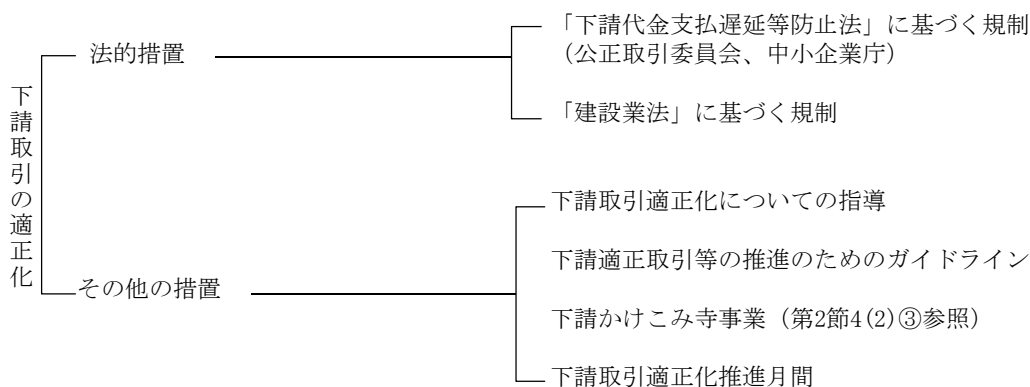
このような規制は、大企業と中小企業とが同じ基盤の上に立って、公正な競争を行うため、重要な役割を果たしています。

《問い合わせ先》 公正取引委員会事務総局官房総務課広報係 ☎03-3581-5471

2 下請取引の適正化

取引適正化等

図表 1-10-1 下請取引適正化対策の体系図



(1) 下請代金法（昭和31年法律第120号）

下請事業者は、親事業者から規格やデザインなどの指定を伴う製造、加工又は修理の委託を受けて事業活動を行っており、しかも親事業者に対する取引依存度が高いことから、しばしば親事業者から不利な取引条件を強いられることがあります。下請代金の支払遅延、下請代金の減額、買ったとき、返品等がその例です。そこで国は、下請取引の適正化を図るため、昭和 31 年に下請代金法を制定施行し、親事業者の不公正な取引行為を規制してきています。下請代金法は、制定以来、物品の製造委託と修理委託を対象とする法体系を採ってきましたが、経済のソフト化・サービス化の流れを受けて、平成 15 年に法改正が行われました。これにより、平成 16 年 4 月 1 日以降は、ソフトウェアやテレビ番組等の情報成果物の作成委託及び運送やビルメンテナンス等の役務の提供委託も、新たに下請代金法の対象となりました。また、本法の運用に当たっては、公正取引委員会及び中小企業庁が、親事業者、下請事業者に対する書面調査及び下請事業者からの申告などに基づいて、下請取引の実態について立入検査等を行う等調査した上で、その結果、違反事実の確認された親事業者に対しては、事態の是正を行うよう指導するほか、下請事業者が受ける不利益が重大であると認められる事案については、公正取引委員会が勧告の措置を採ることとなります。

[1] 適用範囲

- (ア) 本法においては、次に掲げる行為を行う場合、委託者を「親事業者」、受託者を「下請事業者」とし、親事業者を規制の対象としています（図表1-10-2参照）。
- (a) 資本金又は出資の総額（以下「資本金」という）が3億円を超える法人たる事業者が、個人又は資本金3億円以下の法人たる事業者に製造委託・修理委託、政令で定める情報成果物作成委託・役務提供委託（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）をする場合
- (b) 資本金1,000万円を超え3億円以下の法人たる事業者が、個人又は資本金1,000万円以下の法人たる事業者に製造委託・修理委託、政令で定める情報成果物作成委託・役務提供委託（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）をする場合
- (c) 資本金5,000万円を超える法人たる事業者が、個人又は資本金5,000万円以下の法人たる事業者に情報成果物作成委託・役務提供委託（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く）をする場合
- (d) 資本金1,000万円を超え5,000万円以下の法人たる事業者が、個人又は資本金1,000万円以下の法人たる事業者に情報成果物作成委託・役務提供委託（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く）をする場合
- (イ) 上記の場合における「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」及び「役務提供委託」とは、次のとおりです。
- (a) 製造委託とは、事業者（製造業者のほか、商社や大規模小売業者など販売業者も含まれます。以下同じ）が他の事業者（その半製品、部品、附属品、原材料及びこれらの製造に用いる金型を含む。以下同じ）の製造（加工を含む。以下同じ）を規格、品質、性能、形状、デザイン、ブランドなどを指定して依頼することをいいます。製造委託には、次の4類型があります。
- （第1類型） 物品の販売を業として行っている事業者が、その物品の製造を他の事業者（個人又は法人）に委託すること
- （第2類型） 物品の製造を業として請け負っている事業者が、その物品の製造を他の事業者（個人又は法人）に委託すること
- （第3類型） 物品の修理を業として行っている事業者が、その物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者（個人又は法人）に委託すること
- （第4類型） 自ら使用又は消費する物品の製造を業として行っている事業者が、その物品の製造を他の事業者（個人又は法人）に委託すること
- (b) 修理委託とは、物品の修理を業として請け負う事業者（例えば自動車修理業者）がその修理の行為の全部又は一部を他の事業者（個人又は法人）に依頼すること及びその使用する物品の修理を自ら行う（すなわち自社内に修理部門を

持って自分で修理している) 場合に、その修理の一部を下請事業者に依頼することをいいます。修理委託には、次の2類型があります。

- (第1類型) 物品の修理を業として請け負っている事業者が、その修理行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること
- (第2類型) 自ら使用する物品の修理を業として行っている事業者が、その物品の修理行為の一部を他の事業者へ委託すること

(c) 情報成果物作成委託とは、事業者が他の事業者へ情報成果物(プログラム、放送番組、デザイン等) 自体の作成又は当該情報成果物を構成することとなる情報成果物の作成を依頼することをいいます。情報成果物作成委託は、次の3類型があります。

- (第1類型) 情報成果物を業として提供している事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合
- (第2類型) 情報成果物の作成を業として請け負っている事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合
- (第3類型) 自ら使用する情報成果物の作成を業として行っている場合に、その作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合

(d) 役務提供委託とは、事業者が他の事業者へ役務(運送、ビルメンテナンス等) の提供を依頼することをいいます。役務提供委託には次の類型があります。

- (類型) 役務の提供を業として行っている事業者が、その提供行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合

[2] 親事業者の義務

親事業者には、4つの義務が課せられています。

(ア) 書面を交付する義務

親事業者は、発注に際して次の具体的記載事項をすべて記載している書面(3条書面) を直ちに下請事業者へ交付しなければなりません。

- (a) 親事業者及び下請事業者の名称(番号、記号等による記載も可)
- (b) 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- (c) 下請事業者の給付の内容(委託の内容が分かるよう、明確に記載する。)
- (d) 下請事業者の給付を受領する期日(役務提供委託の場合は、役務が提供される期日又は期間)
- (e) 下請事業者の給付を受領する場所
- (f) 下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
- (g) 下請代金の額(具体的な金額を記載する必要があるが、算定方法による記載も可)

- (h) 下請代金の支払期日
 - (i) 手形を交付する場合は、その手形の金額(支払比率でも可)と手形の満期
 - (j) 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
 - (k) 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日
 - (l) 原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日、決済方法
- (イ) 下請代金の支払期日を定める義務
- 親事業者は、下請事業者との合意の下に、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査するかどうかを問わず、下請代金の支払期日を、物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日）から起算して 60 日以内でできる限り短い期間内で定めなければなりません。
- なお、支払期日を定めなかった場合は、製品等を受領した日が、支払期日と定められたものとみなされます。また、60 日を超える日を支払期日と定めた場合であっても、60 日目が支払期日と定められたものとみなされます。
- (ウ) 書類の作成・保存義務
- 親事業者は、下請事業者に対し製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした場合は給付の内容、下請代金の額等について記載した書類（5 条書類）を作成し 2 年間保存しなければなりません。
- (エ) 遅延利息の支払義務
- 親事業者は、下請代金を支払期日までに支払わなかったときは、下請事業者に対し、物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日）から起算して 60 日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年率 14.6%を乗じた額の遅延利息を支払わなければなりません。

[3] 親事業者の禁止行為

親事業者には、次の 11 項目の禁止行為が課せられています。

- (ア) 受領拒否の禁止
 - 注文した物品等の受領を拒むこと。
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止
 - 下請代金を受領後 60 日以内に定められた支払期日までに支払わないこと。
- (ウ) 下請代金の減額の禁止
 - 発注時に決定した下請代金を減額すること。
- (エ) 返品 of 禁止
 - 受け取った物を返品すること。
- (オ) 買ったたきの禁止
 - 類似品等の価格又は市価に比べて著しく低い下請代金を不当に定めること。
- (カ) 購入・利用強制の禁止
 - 親事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること。
- (キ) 報復措置の禁止

下請事業者が親事業者の不正な行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由としてその下請事業者に対して、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすること。

(ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に相殺したり支払わせたりすること。

(ケ) 割引困難な手形の交付の禁止

一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。

(コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止

下請事業者から金銭、労務の提供等をさせること。

(カ) 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止

費用を負担せずに注文内容を変更し、又は受領後にやり直しをさせること。

[4] 実効確保のための措置

この法律の実効を確保するため、次のような措置が講じられることになっています。

(ア) 報告の徴収及び検査

公正取引委員会及び中小企業庁長官は、親事業者又は下請事業者に対して、必要に応じ下請取引の報告を求め又は検査を行うことができます。

(イ) 中小企業庁長官の請求

中小企業庁長官は、親事業者の禁止事項に違反している場合、公正取引委員会に対し下請代金法の規定に従い適当な措置をとるよう請求することができます。

(ウ) 勧告及び公表

公正取引委員会は、親事業者が禁止事項に違反している場合は、すみやかに違反行為の是正について勧告するとともに、勧告した場合は原則として公表することとしています。

(エ) 罰則

親事業者の書面交付義務の違反、書類作成保存の義務の違反、虚偽の報告及び検査の拒否に対しては、罰則の適用があります。

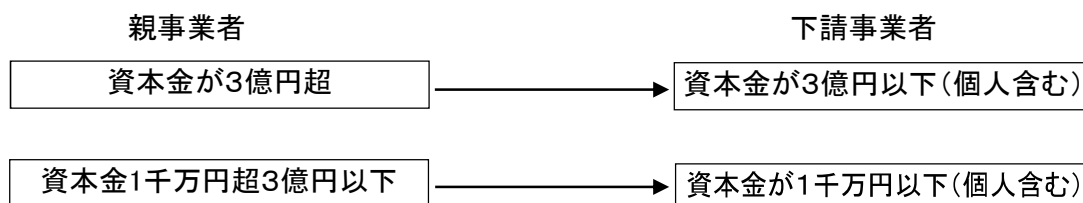
〈相談窓口〉 公正取引委員会事務総局及び各地方事務所等
中小企業庁、各経済産業局及び沖縄総合事務局

図表 1-10-2 下請代金支払遅延等防止法の概要

1 目的 下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

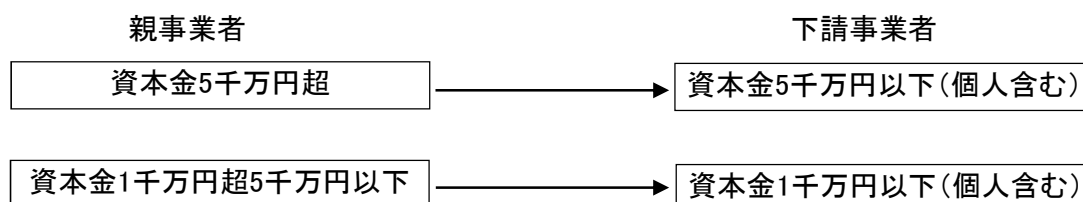
2 親事業者、下請事業者の定義

- (1) 物品の製造・修理委託、政令で定める情報成果物作成委託・役務提供委託
 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの)



(2) 情報成果物作成委託・役務提供委託

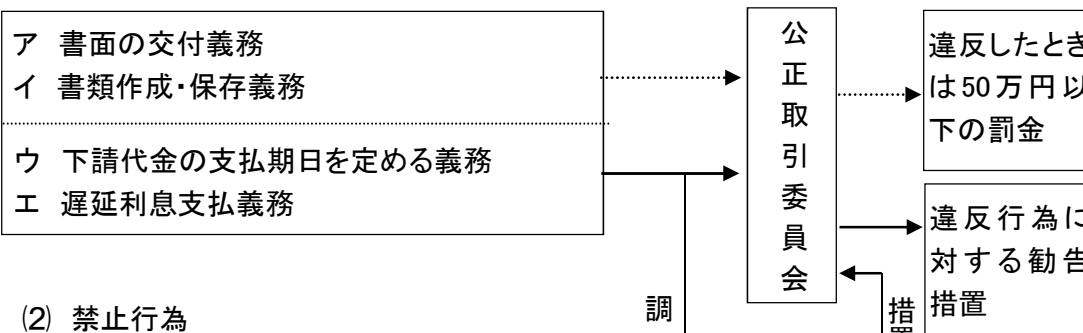
- (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く)



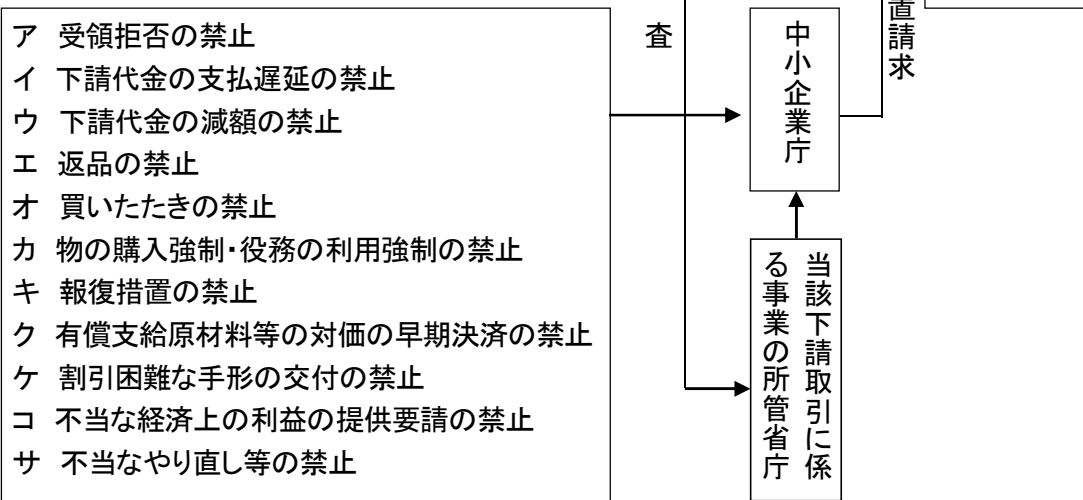
取引適正化等

3 親事業者の義務及び禁止行為並びに調査権及び排除措置

(1) 義務



(2) 禁止行為



図表 1-10-3 下請代金支払遅延等防止法の施行状況

項目	年度		20	21	22	23	24
	年度		20	21	22	23	24
公正取引委員会 が行ったもの	調査事業者数（書面）		194,411	237,347	248,212	251,162	252,823
	措置件数	勸告	15	15	15	18	16
		指導	2,949	3,590	4,226	4,326	4,550
		計	2,964	3,605	4,241	4,344	4,566
中小企業庁 が行ったもの	調査事業所数（書面）		202,153	229,388	249,639	250,167	269,864
	検査数		1,117	1,052	1,234	1,319	1,158
	措置件数	公取への措置請求	4	2	4	4	1
		改善指導	1,000	975	1,139	1,190	1,035
		計	1,004	977	1,143	1,194	1,036

(注) 「公正取引委員会が行ったもの」の数値は、すべて企業ベース。

態様	年度		20	21	22	23	24
	年度		20	21	22	23	24
実体規定関係	受領拒否		15	13	29	16	10
	支払遅延		405	404	465	408	396
	下請代金の減額		279	282	394	366	312
	返品		18	18	28	19	21
	買ったたき		48	48	54	37	31
	購入・利用強制		0	6	11	8	6
	報復措置		0	0	0	0	0
	有償材の早期決済		23	21	40	27	32
	長期手形交付		39	41	127	118	90
	利益要請		5	14	7	10	11
	やり直し		4	12	5	15	9
手続規定関係	書面不備・未交付		999	856	1,097	1,110	960
	書類未保存		642	767	962	957	837

(中小企業庁分)

(2) 建設業法

建設工事の下請契約は、注文生産という建設工事の特性からして、元請負人に有利な規定が置かれる傾向がみられます。このため、この片務性を是正し、下請負人の保護を図る必要があります。そこで国は、建設業法の改正（昭和47年4月1日施行）により元請・下請間の不公正な取引行為を規制することとしました。

また、本法の運用に当たっては、国土交通省、都道府県及び中小企業庁において、同法第42条及び第42条の2に基づき、下請負人の保護に関する規定の違反事実が確認された元請負人については、公正取引委員会に対し、独占禁止法の規定に従い、適当な措置をとるべきことを求めることができることとしています。

[1] 適用範囲

- (ア) 「下請契約」とは、建設工事(注1)を他の者から請け負った建設業(注2)を営む者と他の建設業を営む者との間で、当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいいます。(建設業法第2条第4項)
- (イ) 「元請負人」とは、下請契約における注文者で建設業者(注3)であるものをいいます。「下請負人」とは、下請契約における請負人をいいます。
 - (注1)「建設工事」とは、土木建築に関する工事で建設業法第2条別表第1の上欄に掲げるものをいいます。
 - (注2)「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。
 - (注3)「建設業者」とは、建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者をいいます。

[2] 元請負人の遵守事項等

元請負人と下請負人との間の取引について、元請負人に課されている義務は、次のとおりです。

- (ア) 不当に低い請負代金の禁止（建設業法第19条の3）

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする下請契約を締結してはなりません。
- (イ) 不当な使用資材等の購入強制の禁止（建設業法第19条の4）

注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはなりません。
- (ウ) 下請代金の支払（建設業法第24条の3）

元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請負人に対し、当該元請人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から1ヶ月以内で、かつ、出来る限り短い期間内に支払わなければならない。
- (エ) 検査及び引渡し（建設業法第24条の4）

元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けた日から20日以内で、かつ、出来る限り短い期間内に、その完成を確認するための

検査を完了しなければなりません。また、検査により完成を確認した後、下請負人から工事目的物の引渡しの申出があった場合には、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合を除き、直ちに引渡しを受けなければなりません。

(オ) 特定建設業者の下請代金の支払期日等（建設業法第24条の5）

特定建設業者（注）が元請負人となった場合の下請代金は、下請負人から工事目的物の引渡申出のあった日（ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がなされている場合においては、その一定の日）から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において支払わなければなりません。また、特定建設業者が元請負人となった場合の下請代金の支払において、支払期日までに一般の金融機関による割引困難と認められる手形を交付してはなりません。

(注)「特定建設業者」発注者から直接請け負う1件の建設工事につき、下請代金の合計額が3,000万円以上となる下請契約（建築一式工事については、4,500万円以上）を締結して施工しようとする者は特定建設業の許可を受けなければならないことになっています。

[3] 実効確保のための措置

この法律の実効を確保するため、次のような措置が講じられることになっています。

(ア) 報告の徴収及び検査（建設業法第31条、第42条の2第1項）

国土交通大臣は建設業を営む全ての者に対して、また都道府県知事は当該都道府県の区域内で建設業を営む者に対して、特に必要と認めるとき、報告徴収又は立入検査をすることができます。

中小企業庁長官は、中小企業者である下請負人の利益を保護するため特に必要と認めるとき、元請負人若しくは下請負人に対して、報告徴収又は立入検査をすることができます。

(イ) 建設業を営む者又は建設業者団体に対する指導、助言及び勧告（建設業法41条）

国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業を営む者又は建設業者団体に対し、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行うことができます。

(ウ) 公正取引委員会への措置請求（建設業法第42条、第42条の2第3項）

国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が建設業法第19条の3などの下請保護規定に違反している事実があり、その事実が独占禁止法第19条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適当な措置を採るべきことを求めることができます。また、中小企業庁長官は、建設業法第42条の2第1項の規定に基づき報告徴収又は立入検査を行った結果、同法第19条の3などの下請保護規定に違反している事実があり、その事実が独占禁止法第19条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適当な措置を採るべきことを求めることができます。

(エ) 罰則（法第 52 条）

虚偽の報告及び検査の拒否に対しては、罰則の適用があります。

《相談窓口》 国土交通省土地・建設産業局建設業課 ☎03-5253-8111

(3) その他の下請取引の適正化のための措置

[1] 下請取引の適正化についての指導

下請取引の適正化を推進するため、機会あるごとに下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法に基づく振興基準等の趣旨の徹底を図っています。特に年末の金融の繁忙期には毎年親事業者、親事業者団体等に対し経済産業大臣及び公正取引委員会委員長の連名で通達を発し、その徹底を図っています。

[2] 下請取引適正化推進月間

下請代金支払遅延等防止法に基づく親事業者の遵守事項及び下請中小企業振興法に基づく振興基準のより一層の周知徹底を図るため、昭和54年度から毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、公正取引委員会と共同で、親事業者等に対し意識向上を図っています。

[3] 下請取引改善講習会

受発注企業が適正な下請取引を行うためには、その外注担当者等が、下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法等について十分理解していることが必要です。

このため、受発注企業の外注担当者等を対象に、下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法等の周知徹底を図るための「下請取引改善講習会」を実施しています。

[4] 下請適正取引等の推進のためのガイドライン

大企業の生産性向上による収益性向上を中小企業へも波及させることを目指し、各業界の特性に応じたベストプラクティス事例（理想的な良い取引関係）や、下請法等で問題となりうる行為、望ましくない取引慣行を記載したガイドラインです。素形材、自動車、産業機械・航空機等、繊維、情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、広告、建設業、トラック運送業、建材・住宅設備産業、放送コンテンツ制作分野、鉄鋼、化学、紙・紙加工品、印刷、アニメーション制作業の計16業種について策定されています。

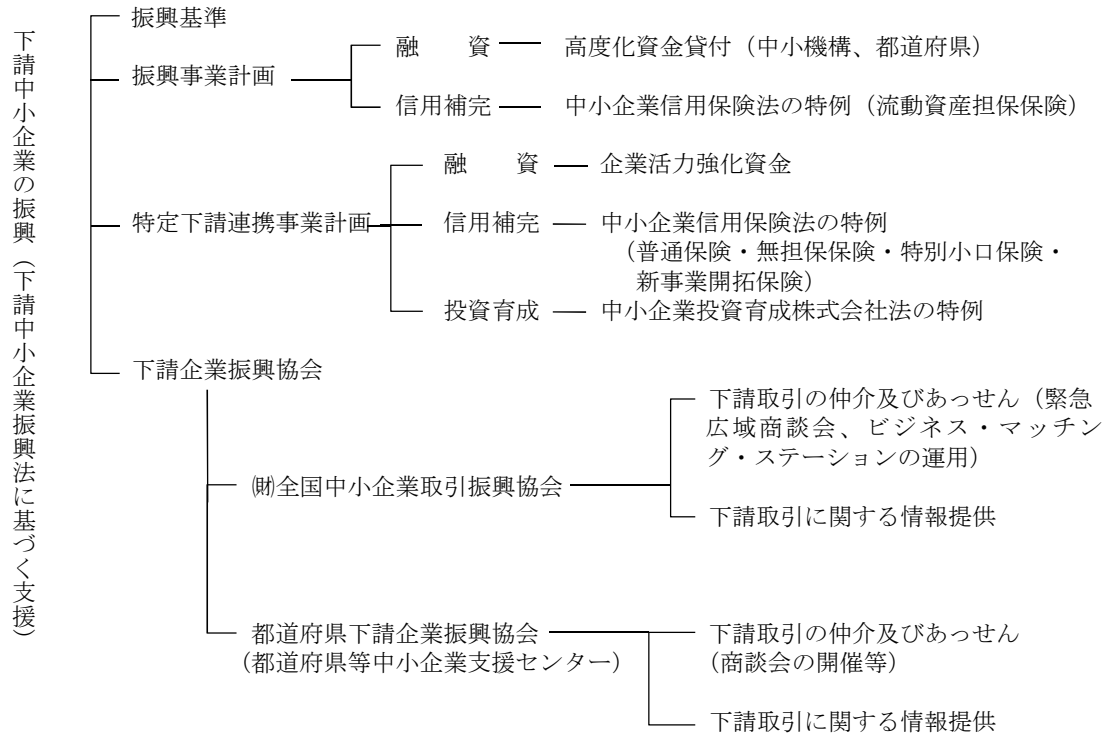
また、受発注企業の外注担当者等を対象に、下請ガイドラインの周知徹底を図るための説明会を実施しています。

《問い合わせ先》 中小企業庁取引課 ☎03-3501-1669

第2節 下請中小企業の振興

下請中小企業の経営基盤の強化を効率的に促進し、下請取引のあっせん等を推進することにより、下請中小企業の振興のための支援策を講じています。

図表1-10-4 下請中小企業振興対策の体系図



取引適正化等

下請中小企業の振興対策（下請中小企業振興法に基づく支援）

下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）は、次の4つの柱からなっています。

- 振興基準による望ましい下請取引の確立
- 振興事業計画による支援
- 特定下請連携事業計画による支援
- 下請企業振興協会による下請取引のあっせん等

1 振興基準

(1) 振興基準の策定・公表

国は、下請中小企業の振興を図るため、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準である振興基準を策定・公表することになっています。

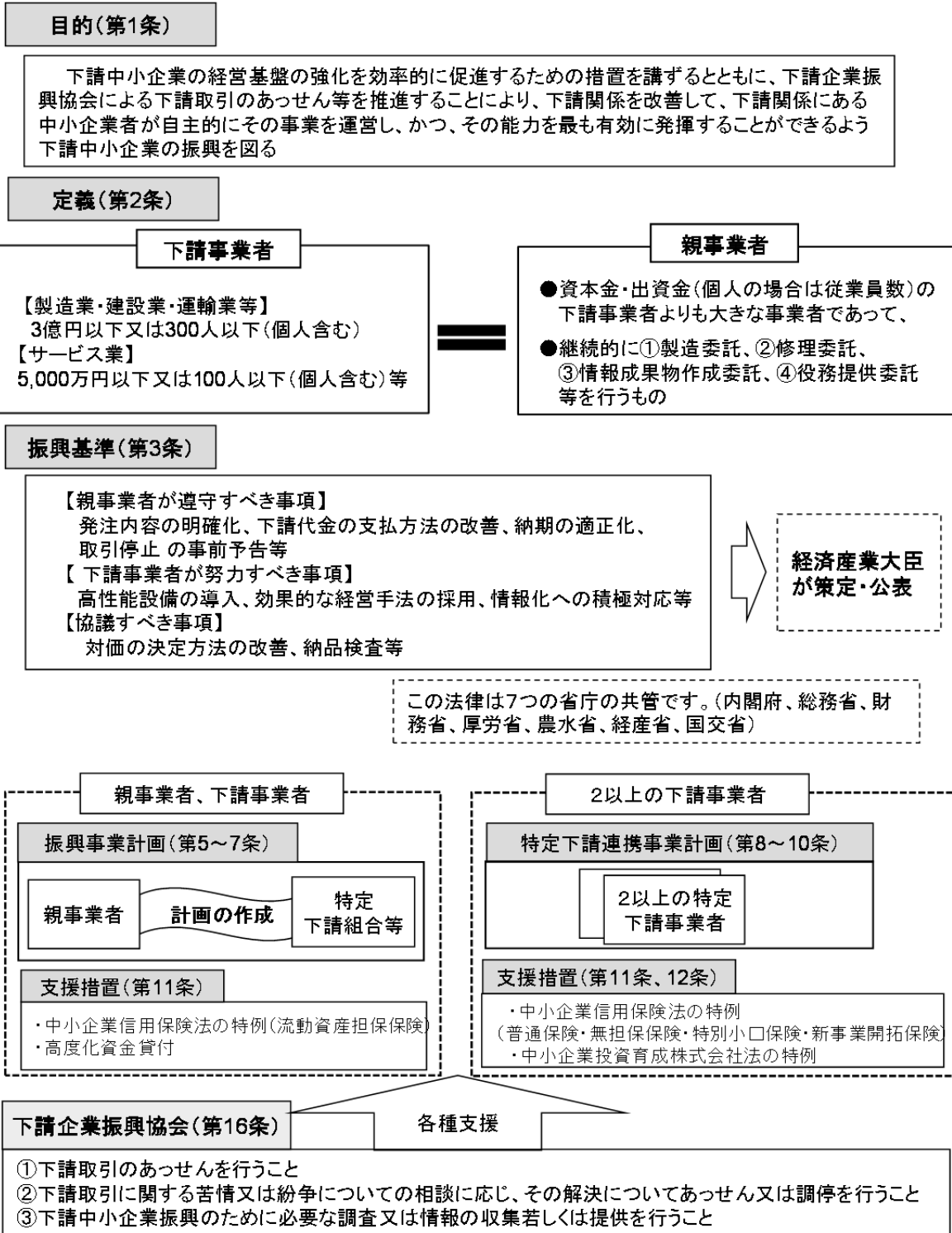
(2) 振興基準の性格

振興基準は、下請中小企業の振興を図るため、下請事業者と親事業者の間における望ましい関係のありかたに関するガイドラインを示したものです。

振興基準には、下請事業者の努力に関する事項及び親事業者の協力に関する事

項が規定されており、下請事業者、親事業者がそれぞれの能力、立場で自発的に準拠することが期待されます。

図表 1-10-5 下請中小企業振興法の体系図



取引適正化等

(3) 振興基準の主な内容〔平25年6月現在〕

[1] 生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の改善に関する事項

下請事業者は、魅力ある職場づくり及び技術向上の要請等に対応した設備投資又は技術開発等を実施するため、生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質（以下「製品の品質等」という。）の向上に努め、親事業者は、必要な協力を努めるものとします。

[2] 発注分野の明確化及び発注方法の改善

(ア) 発注分野の明確化、長期発注計画の提示及び発注契約の長期化

親事業者は、相当期間における下請事業者に対する発注分野を定め、下請事業者に明示するとともに、長期発注計画の提示及び発注契約期間の長期化に努めるものとします。

(イ) 発注の安定化等

親事業者は、発注量の平準化等に努めるとともに、発注計画についての事前の情報提供及びその精度の向上等を通して、下請中小企業の計画的生産、生産平準化に協力するものとします。

(ウ) 納期、納入頻度の適正化等

納期、納入頻度は、下請中小企業の労働時間短縮が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとします。また、親事業者は、下請中小企業の労働時間短縮の妨げとなる週末発注・週初納入、発注内容の変更等について抑制を図るものとします。

(エ) 発注の手続事務の円滑化等

親事業者は、下請中小企業の労働時間短縮のため、下請事業者の要請に応じて、生産・配送システムの見直し等の取組を共同して行うものとします。

(オ) 設計・仕様書等の明確化による発注内容の明確化等

親事業者は、不当なやり直しが生じないように、設計図、仕様書等の内容を明確化することにより発注内容の明確化に努めるものとします。また、親事業者は、既に発注した物品等に係る設計、仕様等を変更しようとするときは、下請事業者に損失を与えることとならないよう十分に配慮するものとします。

(カ) 取引停止の予告等

親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者との取引を停止し、又は大幅に取引を減少しようとする場合には、下請事業者の経営に著しい影響を与えないよう配慮し、相当の猶予期間をもって予告するものとします。

[3] 施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

(ア) 施設又は設備の導入

下請事業者は、生産性の向上及び製品の品質等の改善、労働時間短縮、高齢者の有効活用等を図るため、施設又は設備の導入及び配置等の改善に努め、親事業者は、協力を行うものとします。

(イ) 技術の向上

下請事業者は、設計技術、品質管理技術及び現場作業技術の向上等に努め、親事業者は、下請事業者の技術の向上及び技術開発について協力するとともに、

可能な範囲内で知的財産を提供するものとします。また、下請事業者が開発した技術の成果の帰属につき下請事業者の適正な利益に十分配慮するものとします。さらに、技術・ノウハウ等については、その帰属につき契約書での明確化に努めるとともに、機密保持契約の締結、対価の考え方の明確化に努めるものとします。

(ウ) 経営管理等の改善

下請事業者は、経営管理及び人事・労務管理の改善に努め、親事業者は、協力を行うものとします。

(エ) 事業の共同化

下請事業者は、人材・労働力確保の円滑化、福利厚生施設の整備、海外進出の円滑化等のため、他事業者との共同化を積極的に実施するものとします。

(オ) 情報化への積極的対応

下請事業者は、電子受発注等への積極的な対応が必要です。また、親事業者は、下請事業者の情報化への対応の円滑化のために協力を行うものとします。

[4] 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

(ア) 対価の決定の方法の改善

取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、市価の動向等の要素を考慮し、合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとします。その際、物品等の知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価等についても十分考慮するものとします。

(イ) 下請代金の支払方法の改善

親事業者は、下請代金の支払を、物品等の受領後できる限り速やかに現金で、少なくとも賃金に相当する金額は全額現金で支払うものとします。

[5] 下請事業者の連携の推進に関する事項

下請事業者は、事業の共同化等の効率的な推進及び親事業者との円滑な関係の確立のため、組織化等の連携を積極的に進めるものとします。

[6] その他下請中小企業の振興のために必要な事項

(ア) 一般的留意事項

下請事業者及び親事業者は、国又は地方公共団体の施策の積極的な活用等を図るものとします。親事業者は、下請企業振興協会による下請取引のあっせんへの協力等に努めるほか、休日カレンダーの作成等により、業種や地域の特性を踏まえつつ、事業所間、又は親企業相互の休日の調整を進めていくものとします。また、親事業者は、下請事業者が売掛債権を担保等として資金調達できるよう、売掛債権の譲渡承諾に努めるものとします。さらに、知的財産権等の取扱いに関し、下請事業者及び親事業者は契約書の締結及び契約内容の明確化に努めるほか、下請事業者は、自己の所有する知的財産の管理保護に努め、親事業者は下請事業者の知的財産権等の取扱いに十分配慮するものとします。

(イ) 最近の経済環境の変化に伴う留意点

下請事業者は親事業者の海外進出の進展等の動きを踏まえ、取引の可能性の幅の拡大等に努めるものとします。また、親事業者は、事業所の集約化等に伴

う移転、閉鎖、内製化等の事業再編について下請事業者に情報を提供しつつ、下請事業者の製品多角化、新規親事業者の開拓等の対応に対して、支援等を行うものとしします。

(4) 振興基準の改正

振興基準は、昭和46年3月12日に策定・公表され、その後の経済情勢の変化等を踏まえ、昭和61年、平成3年及び平成15年に改正されています。また、平成25年6月に成立した小規模企業活性化法による改正後の下請中小企業振興法に基づき、振興基準の改正を行う予定です。

2 振興事業計画制度

この制度は、下請事業者で構成している事業協同組合その他の団体（政省令で定める基準に従った定款又は規約を有しているもの）が、親事業者の協力を得て、下請事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の措置、技術の向上、事業の共同化等の事業について振興事業計画を作成し、国の承認を受けたものについて、その円滑な達成に必要な金融上の助成措置等を講ずることとしています。

(1) 支援措置

[1] 高度化資金事業（独立行政法人中小企業基盤整備機構、都道府県）

振興事業計画に基づき実施する、新製品・技術開発などの事業の用に供する施設を設置する事業において、必要な資金の貸付を行います。

[2] 中小企業信用保険法の特例

下請事業者が承認を受けた計画に基づき事業を行うために必要な資金について、流動資産債権担保保険の特例として、付保限度額の別枠化、保険料率の引き下げ等の優遇措置を講じています。

3 特定下請連携事業計画制度

2以上の特定下請事業者（※）が、有機的に連携し、新製品の開発や新たな生産方式の導入等の新事業活動を行うことにより、既存の親事業者以外の者との取引を開始・拡大することで、特定の親事業者への依存の状態の改善を図る「特定下請連携事業計画」を作成し、国の認定を受けたものについて、金融上の助成措置等を講ずることとしています。

※特定下請事業者とは、「下請事業者のうち、その行う事業活動についてその相当部分が長期にわたり特定の親事業者との下請取引に依存して行われている状態として経済産業省令で定めるものにあるもの」をいいます。

(1) 支援措置

[1] 下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金（平成25年度予算事業） 【下請中小企業自立化基盤構築事業】

特定下請事業者が認定を受けた特定下請連携事業計画に基づき事業を行うために必要な経費を一部補助することにより、取引先の多様化を図り、下請小規模

事業者等の振興と経営の安定に寄与することを目的としています。

(ア) 支援内容：メンバー相互の経営・技術のノウハウを活用して行う、下請構造からの自立化のための取組に対し、連携体構築に係るソフト事業、共同受注用の生産工程管理システムの構築・設備導入・展示会出展等の費用を補助します。

(イ) 補助率：2/3以内（上限2,000万円（下限100万円））

《問い合わせ先》 中小企業庁取引課 ☎03-3501-1669
各経済産業局中小企業課

[2] 日本政策金融公庫による低利融資制度（企業活力強化資金）

(ア) 対象者：「特定下請連携事業計画」の認定を受けた連携体を構築する者

(イ) 支援内容：日本政策金融公庫（中小企業事業）
設備資金 7億2,000万円、うち長期運転資金2億5,000万円
日本政策金融公庫（国民生活事業）
設備資金 7,200万円、うち運転資金 4,800万円

(ウ) 利率：基準利率ただし2億7,000万円を限度として特利③（中小企業事業）
特利③（国民生活事業）

《問い合わせ先》 中小企業庁取引課 ☎03-3501-1669
日本政策金融公庫（中小企業事業／国民生活事業）
事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505

取引適正化等

[3] 中小企業信用保険法の特例

特定下請事業者が認定を受けた特定下請連携事業計画（認定特定下請連携事業）に基づき事業を行うために必要な資金について、普通保険、無担保保険、特別小口保険の限度額の別枠化、保険料率の引き下げ等の措置を講じています。また、新事業開拓保険の限度額の引上げの措置を講じています。

[4] 中小企業投資育成株式会社法の特例

特定下請連携事業を行うために、資本の額が3億円を超える株式会社の設立に際して、その株式を中小企業投資育成株式会社が引受けることにより、資金調達を支援します。

また、中小企業者のうち、資本金の額が3億円を超える株式会社が、認定特定下請連携事業を行うために発行する株式、新株予約権、新株予約権付社債を中小企業投資育成株式会社が引受けることにより、資金調達を支援します。

《問い合わせ先》

東京中小企業投資育成株式会社 ☎03-5469-1811
名古屋中小企業投資育成株式会社 ☎052-581-9541
大阪中小企業投資育成株式会社 本社☎06-6459-1700
九州支社☎092-724-0651

4 下請企業振興協会等

(1) (公財)全国中小企業取引振興協会

(公財)全国中小企業取引振興協会（以下「全取協」という。）は、都道府県下請企業振興協会（以下「下請企業振興協会」という。）の中核機関として、広域的かつ組

織的な取引のあっせん事業の総合調整、国の中小企業施策と連動した下請取引あっせんに関する情報提供及び下請中小企業振興のために必要な調査、情報の収集・提供等を行っています。

また、中小企業の取引先拡大、販路拡大等を支援するため、インターネットが持つ迅速性と下請企業振興協会によるきめ細かな取引あっせん機能を融合したビジネス・マッチング・ステーション (<http://biz-match-station.zenkyo.or.jp/>) の運用を行っています。

平成20年4月から、全取協は「下請かけこみ寺本部」として、全国の下請企業振興協会と連携して、中小企業からの様々な相談等に対応しています。

(2) 下請企業振興協会（都道府県等中小企業支援センター）

下請企業振興協会は、下請取引の円滑化を図ることによって、下請中小企業を振興しようとする一般財団法人（公益財団法人）であり、各都道府県に設立されています。下請企業振興協会は、次の業務を行っています。

[1] 下請取引のあっせん

下請企業振興協会の中心的業務は、下請取引のあっせんです。この業務は、受発注企業からの申出を受けて、県内及び県外から適切な事業者を探して、その取引が成立するようあっせんを行うものです。

インターネットを活用したビジネス・マッチング・ステーションの運営を連携して行っています。

また、取引あっせんに役立つ事業として、下請中小企業の販路開拓のための広域商談会等を行っています。

[2] 下請中小企業振興のための情報の収集及び提供

下請事業者への各種情報提供や、発注企業等に対する下請中小企業の情報提供等を行っています。

《問い合わせ先》 全国中小企業取引振興協会 ☎03-5541-6688

URL <http://zenkyo.or.jp/>

各都道府県下請企業取引振興協会

URL <http://zenkyo.or.jp/association/index.htm>

[3] 「下請かけこみ寺」事業

「下請かけこみ寺」では、中小企業の取引に関する様々な悩みに対して、相談員や400名を超える弁護士による無料相談を実施するなど親身な相談対応を行うとともに、裁判外紛争解決手続（ADR）を活用した迅速・簡便な紛争解決を実施しています。実施主体は、「下請かけこみ寺本部」と全国の下請企業振興協会です。全国からフリーダイヤルで相談が可能です。（☎0120-418-618）

《問い合わせ先》 下請かけこみ寺本部 ☎03-5541-6655

下請かけこみ寺

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kakekomi-tera.htm>

5 その他の支援

(1) 下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金

(平成25年度予算事業)

【下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業】

本制度は、親事業者の生産拠点が閉鎖・縮小された、又は閉鎖・縮小が予定されている影響により売上げが減少する下請小規模事業者等が、新分野の需要を開拓するために必要な経費を一部補助することにより、取引先の多様化を図り、下請小規模事業者等の振興と経営の安定に寄与することを目的としています。

- [1] 対象者：下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号。）第2条第4項に規定する下請事業者又はその共同体（任意グループ、事業協同組合）
- [2] 支援内容：親事業者の生産拠点が閉鎖・縮小された、または閉鎖・縮小が予定されている影響により売上げが減少する下請小規模事業者等が行う、新分野への進出等による取引先の多様化のための試作・開発、展示会出展等の費用の一部を補助します。
- [3] 補助率：2/3以内（上限500万円（下限100万円））

〈問い合わせ先〉 中小企業庁取引課 ☎03-3501-1669

各経済産業局中小企業課

取引適正化等

図表 1-10-6 下請企業振興協会の概要

1. 性格等

- ・下請取引のあっせん等を通じ、下請中小企業の振興を図ることを目的とする機関。
- ・各都道府県協会及び全国協会を設置(合計48協会、昭和40年から54年にかけて逐次設置。都道府県によっては「中小企業振興公社」等名称が異なる。)
- ・一般財団法人(公益財団法人)(下請中小企業振興法に関連規定。)

2. 事業内容

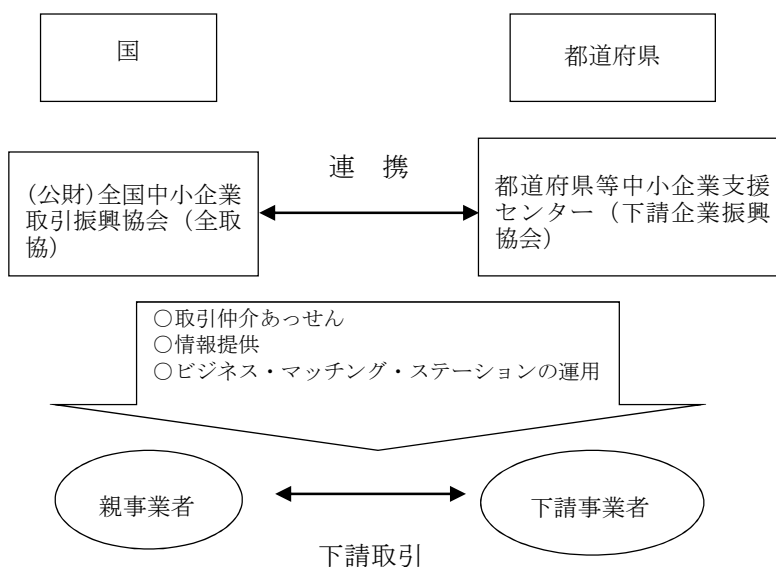
- [1]下請取引の仲介・あっせん
- [2]取引に関する苦情・紛争等の処理、相談・指導等
- [3]下請中小企業振興のための情報収集・提供、調査・研究等

3. 体制 (平成25年度)

	全取協	下請企業振興協会	合 計
指導員・指導補助員	8人	208人	216人
専門調査員等	47人	128人	47人
合 計	55人	336人	391人

4. 国庫補助 (平成25年度)

全取協 49百万円



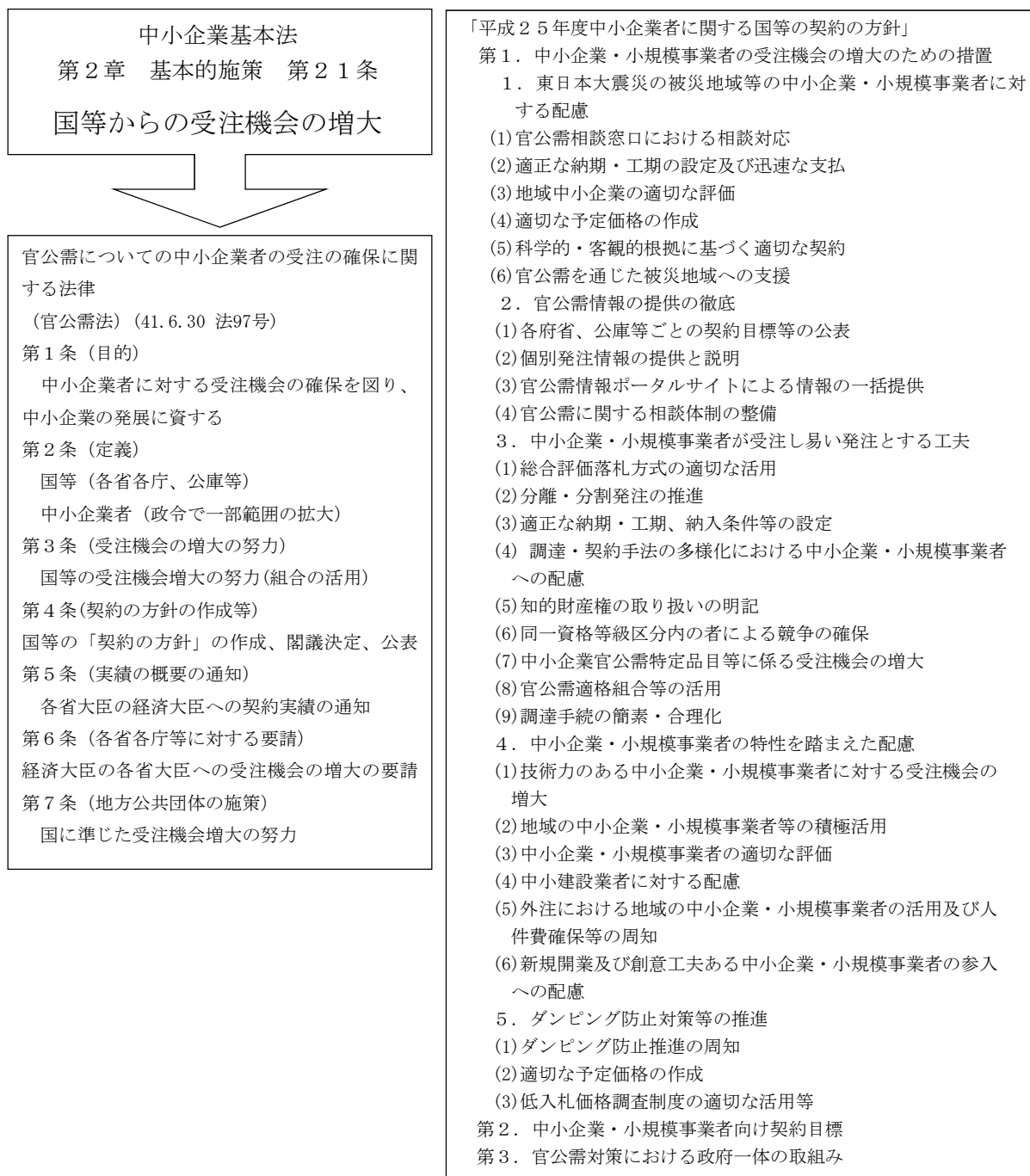
取引適正化等

第3節 国等からの受注機会の増大

官公庁などからの発注における中小企業・小規模事業者の受注機会を増やすため、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(官公需法)に基づき、各種の支援を行っています。

官公需確保対策

図表1-10-7 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(官公需法)(昭和41年法律第97号)の体系図



(注) 1 官公需法第2条第2項の政令で定めるものは、次のとおりです（平成25年4月1日現在）。

- (1) 独立行政法人国立公文書館等 100法人
- (2) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人 90法人
- (3) 日本司法支援センター
- (4) 日本私立学校振興・共済事業団
- (5) 沖縄振興開発金融公庫
- (6) 日本年金機構及び日本中央競馬会

1 中小企業・小規模事業者の受注機会の増大の推進

官公需の発注に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年法律第97号）（以下「官公需法」という）に基づき、「中小企業者に関する国等の契約の方針」（以下「国等の契約の方針」という）に沿って、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のために各種の具体的措置が講じられています。また、これに関連し以下の事業等を行っています。

（1）官公需契約の方針の決定

中小企業者の受注機会の増大を図るため、「官公需法」に基づき、毎年度「国等の契約の方針」を閣議決定し、公表することとなっています。

（2）官公需適格組合の証明

中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）は、発注機関において事業協同組合等をより容易に活用できるようにするため、官公需適格組合の証明を行っています（平成25年3月末現在の証明組合数800）。証明は、(ア)物品の納入、製造の請負又は役務の提供、(イ)工事の請負の別に、各都道府県中小企業団体中央会の事実確認を受けて経済産業局に申請することになります。経済産業局及び沖縄総合事務局では、(ア)共同事業の協調性・円滑性、(イ)官公需の受注に関する熱心度、(ウ)共同受注体制、(エ)経理的基礎等を審査（工事の請負については「官公需適格組合審査諮問委員会」において）し、経済産業局長及び沖縄総合事務局長はその旨の証明を行います。

なお、国等の契約の方針では、官公需適格組合に対する競争参加資格審査における格付けについては、組合の点数に審査対象組合員の点数を加算又は平均するという総合点数の算定方法に関する特例を一層活用するよう努めるものとしています。

（3）発注情報の提供

国等の発注情報については、各府省、独立行政法人等のホームページにおいて情報収集ができます。

なお、「官公需ポータルサイト」では、国、独立行政法人等、地方公共団体がインターネット上で提供している発注情報を、中小企業・小規模事業者の方が簡易に一括して検索・閲覧することができます。

「官公需ポータルサイト」URL <http://kankouju.go.jp/>

≪各種問い合わせ先≫ 中小企業庁取引課 **☎**03-3501-1669
 各経済産業局（沖縄総合事務局）中小企業課
 全国中小企業団体中央会 **☎** 03-3523-4902
 都道府県中小企業団体中央会

2 中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための主な措置

平成25年度の国等の契約の方針のポイントは以下のとおりです。

(1) 原材料価格等の上昇により影響を受ける中小企業・小規模事業者への配慮

燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等についての発注における配慮

- ・最新の実勢価格や需給の状況等を考慮して予定価格を作成するよう努める。
- ・商品等を種類ごとに分離又は契約期間を一定期間ごとに分割するなど、分離・分割発注するよう努める。

(2) 官公需における物件等の価値の適正な評価への配慮

調達対象の物件等の価値を適切に評価することにより、中小企業・小規模事業者による受注機会の確保を図る。具体的には次の3点。

- ・価格以外の品質や機能を評価する入札制度である「総合評価落札方式」の適切な活用
- ・品質・機能の水準等を明確にする発注仕様書の作成
- ・価格以外の要素の適切な評価

(3) 新規開業及び創意工夫ある中小企業・小規模事業者への配慮等

① 女性や青年を含む新規開業者及び中小企業・小規模事業者が取り組む創意工夫の積極的活用を図る。具体的には次のとおり。

- ・中小企業庁が新規開業や創意工夫に係る事例集を取りまとめ、公表。
- ・各発注官署は、当該事例集を参考に、次のように対応。

当該事例集における創意工夫を参考にしつつ、発注者が求める品質・機能水準を盛り込んだ発注仕様書の作成及び入札参加資格設定に際し下位等級者の参加が可能となるような弾力的運用に努める。

② 国等の食堂の運営受託者等に対して、東日本大震災被災地域の食材等を積極的に利用する取組を奨励するよう努める。

3 官公需契約の手続

(1) 資格審査に関する公示

各省庁等の調達機関では、建設工事等については、原則として2年に1回1～2月ごろ、翌年度その調達機関で行う競争契約参加資格審査の受付について、おおむね次の事項を内容とする公示を行います。

(ア)競争契約に参加させないことができる者、(イ)資格等級の区分、(ウ)資格審査事項、(エ)資格等級の決定方法、(オ)資格等級決定通知方法、(カ)提出書類、(キ)申請の時期及び方法（随時、申請の受付を行っていますが、これに係る情報は、中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するようにしていますが、十分この公示については留意しておく必要があります。）

なお、国の物品の製造、物品の販売、役務の提供等（公共事業を除く。）の競争契約の参加資格（全省庁統一資格）の取得については、3年に1回公示されま。各省各庁の申請窓口のいずれか1カ所に申請すれば、各省各庁の全調達機関に共通して有効な統一資格となっています。

(2) 資格審査申請書の提出

官公庁の競争契約に参加を希望する者は、前記公示等に従って資格審査申請書を提出することとなります。なお、この申請書の提出に当たっては、おおむね次の添付書類が要求されます。

物品製造等の場合は、

- ・ 営業経歴書
- ・ 登記事項証明書の写し
- ・ 財務諸表
- ・ 納税証明書の写し 等

建設工事等の場合は、

- ・ 営業所一覧表
- ・ 工事経歴書
- ・ 総合評定値通知書の写し
- ・ 建設業許可申請書の写し
- ・ 納税証明書の写し 等

測量・建設コンサルタント等の場合は、

- ・ 測量等実績調書
- ・ 技術者経歴書
- ・ 営業所一覧表
- ・ 登記事項証明書の写し
- ・ 財務諸表
- ・ 納税証明書の写し 等

詳しくは、各発注機関の官公需相談窓口にお尋ねください。

(3) 資格の取得

資格審査申請書の提出があれば、調達機関は申請者ごとに資格等級の審査を行います。この場合、申請者が破産者等で契約に参加させることができないとされている者、過去に官公需契約の履行に当たり不正な行為をした等のために契約に参加させることができないとされている者を除き、いずれかの等級に格付けされます。資格者名簿に登録された者は、取得資格の区分に応じた官公需の競争入札に参加し得ることとなります。

(4) 契約参加

一般競争については、資格を有するすべての者が競争に参加できますが、指名競争の場合には、当該調達機関から指名を受けた者のみの競争となり、調達機関では、資格者名簿の中から参加できる者を指名します。

(5) 契約書又は請書の作成

契約の相手方となったときは、軽微な契約を除き、当該契約書又は請書を作成します。

《問い合わせ先》 各省庁等契約担当部局

(6) 相談・申請窓口

各地の中小企業団体中央会及び各発注機関の官公需相談窓口

図表1-10-8 国等の中小企業・小規模事業者向け官公需の年度別目標・実績額の推移

(単位:億円、%)

年度	目標			実績		
	官公需総額	中小企業・小規模事業者向け目標額	比率	官公需総額	中小企業・小規模事業者向け実績額	比率
41	18,850	5,050	26.8	18,850	4,891	25.9
42	21,925	6,260	28.5	21,925	5,939	27.1
43	23,038	7,040	30.5	24,300	6,681	27.4
44	27,100	8,630	31.8	25,680	7,436	28.8
45	30,043	9,400	31.3	27,775	7,648	27.5
46	34,580	10,400	30.1	36,726	9,181	25.0
47	41,016	11,000	26.8	41,138	9,980	24.3
48	49,806	13,400	26.9	44,200	12,260	27.7
49	51,352	14,740	28.7	53,510	16,200	30.3
50	62,652	20,620	32.9	62,027	20,202	32.6
51	68,682	23,350	34.0	63,620	21,606	34.0
52	75,694	26,610	35.2	76,520	26,029	34.0
53	82,552	29,341	35.5	83,982	29,391	35.0
54	87,734	31,728	36.2	89,218	31,458	35.3
55	94,734	34,571	36.5	94,931	34,476	36.3
56	105,820	38,980	36.8	101,690	37,716	37.1
57	105,370	39,180	37.2	101,628	37,587	37.0
58	101,060	37,670	37.3	102,772	37,386	36.4
59	99,050	37,000	37.4	99,310	36,578	36.8
60	80,690	31,840	39.5	83,189	32,736	39.4
61	82,230	32,740	39.8	86,943	33,914	39.0
62	81,300	32,330	39.8	86,754	34,351	39.6
63	88,430	35,280	39.9	87,869	34,851	39.7
元	95,210	37,980	39.9	95,352	36,832	38.6
2	100,960	40,150	39.8	100,010	37,442	37.4
3	104,130	41,400	39.8	104,292	38,943	37.3
4	111,240	44,340	39.9	118,756	44,712	37.7
5	116,950	46,660	39.9	129,991	50,346	38.7
6	122,190	48,700	39.9	114,971	44,302	38.5
7	127,980	51,060	39.9	138,610	52,578	37.9
8	128,960	51,500	39.9	125,245	49,594	39.6
9	129,320	51,590	39.9	121,632	49,726	40.9
10	118,670	49,060	41.3	134,574	55,897	41.5
11	120,660	50,150	41.6	134,712	57,318	42.5
12	120,650	53,170	44.1	128,611	57,204	44.5
13	117,140	52,820	45.1	122,245	55,145	45.1
14	111,580	50,380	45.2	116,376	53,650	46.1
15	106,940	48,450	45.3	104,625	48,658	46.5
16	98,484	45,023	45.7	99,850	46,524	46.6
17	93,032	43,441	46.7	88,078	41,286	46.9
18	82,121	39,346	47.9	86,559	41,152	47.5
19	84,560	42,406	50.1	87,601	41,906	47.8
20	82,651	42,132	51.0	90,334	41,652	46.1
21	99,239	51,993	52.4	78,921	41,932	53.1
22	68,796	38,656	56.2	61,600	32,265	52.4
23	67,467	37,915	56.2	68,791	36,256	52.7
24	68,052	38,312	56.3	71,181	38,067	53.5
25	74,068	41,902	56.6	-	-	-

取引適正化等

〔参考〕 地方公共団体の中小企業・小規模事業者向け官公需の年度別実績額の推移

(単位:億円、%)

年 度	実		績
	官公需総額	中小企業・小規模 事業者向け実績額	比 率
47	28,854	19,429	67.3
48	38,872	25,542	65.7
49	52,709	35,276	66.9
50	55,251	37,454	67.8
51	64,306	45,963	71.5
52	80,111	56,838	70.9
53	91,395	67,823	74.2
54	99,844	71,510	71.6
55	106,198	76,828	72.3
56	123,819	92,237	74.5
57	127,496	94,517	74.1
58	114,202	84,655	74.1
59	115,120	85,477	74.3
60	116,538	86,704	74.4
61	123,364	90,469	73.3
62	137,900	99,098	71.9
63	140,658	100,774	71.6
元	155,582	109,795	70.6
2	169,357	117,304	69.3
3	197,756	128,866	65.2
4	222,027	152,537	68.7
5	226,137	158,605	70.1
6	218,327	149,248	68.4
7	235,242	161,988	68.9
8	220,716	151,702	68.7
9	208,525	144,748	69.4
10	211,989	150,489	71.0
11	191,252	137,781	72.0
12	184,727	136,076	73.7
13	186,273	133,791	71.8
14	155,014	114,114	73.6
15	144,402	109,083	75.5
16	136,059	101,511	74.6
17	132,904	98,879	74.4
18	131,018	99,422	75.9
19	122,899	92,696	75.4
20	122,353	92,027	75.2
21	129,881	98,635	75.9
22	117,726	88,909	75.5
23	127,332	92,610	72.7

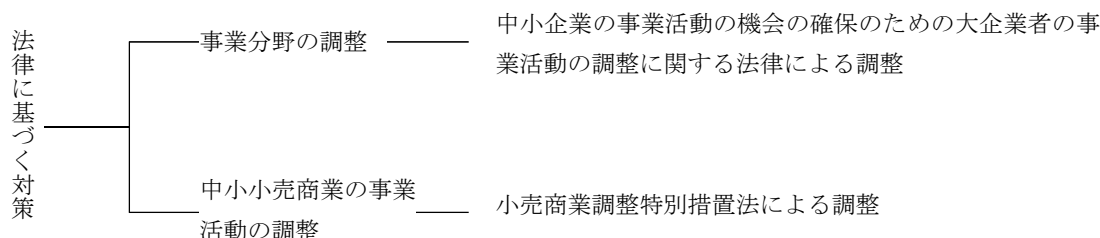
取引適正化等

(注) 地方公共団体の契約実績は、都道府県及び人口10万人以上の市を対象としています。

第4節 事業分野の調整

大企業者の事業の開始又は拡大によって、中小企業者の経営の安定に著しい悪影響を及ぼす事態が発生するおそれのある場合に、大企業者の事業活動を調整することにより、中小企業の事業活動の機会を適正に確保するものです。

図表1-10-9 事業分野調整対策の体系図



取引適正化等

1 事業分野の調整対策

中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（分野調整法）（昭和52年法律第74号）

大企業者の事業の開始又は拡大によって、相当数の中小企業者の経営の安定に著しい悪影響を及ぼす事態が発生するおそれのある場合に一般消費者、関連事業者等の利益の保護に配慮しつつ、大企業者の事業活動を調整するとともに、中小企業団体に対し近代化・事業の共同化等を指導することにより中小企業の事業活動の機会が適正に確保されるようにするために、「分野調整法」があります。

分野調整に係る紛争問題を円滑に処理するため、分野調整に係る情報収集等の体制の整備を図り、紛争の実態を迅速かつ的確に把握した上、指導等を行う（中小企業調整官の活用）とともに、農林関連業種及び生活衛生関係営業に関する分野調整問題についても、農林水産省（地方農政局を含む）及び厚生労働省において処理体制が整備されています。

（1）法律の概要

本法は、中小企業団体の申出により、中小企業者の経営の安定に悪影響を及ぼすおそれのある大企業者の事業の開始又は拡大の計画に関し、主務大臣（すなわち大企業者の進出先事業を所管している大臣）が一般消費者等の利益の保護に配慮しつつ、中小企業政策審議会（中小企業分野等調整分科会）の意見を聴いて勧告すること（違反については、公表又は命令）により、大企業者の事業活動を調整するとともに、中小企業団体の近代化・事業の共同化等を指導し、中小企業の事業活動の機会を適正に確保しようとするものです。

（2）法律の適用対象

[1] 中小企業者と大企業者の定義

(ア) 「中小企業者」の範囲は、中小企業基本法の定義と同一です。

(イ) 「大企業者」とは、

- (a) 前記の中小企業者以外の事業者（会社及び個人に限る）と、
- (b) 前記(a)の大企業者がその経営を実質的に支配する中小企業者（いわゆる大企業のダミー）です。
大企業のダミーとは、具体的には特定の大企業と次のような関係にある中小企業者です。
 - i 単独の大企業が支配している関係
 - 〈a〉 当該企業の資本金の2分の1以上を大企業者が単独で所有している場合
 - 〈b〉 大企業者の派遣する役員又は職員（兼任者のみ）が当該企業の役員のうち2分の1以上を占めている場合
 - 〈c〉 総株主又は総社員の議決権の4分の1以上2分の1未満に相当する議決権を有し、かつ、その者が有するその会社の議決権がその者以外のいずれの一の者が有するその会社の議決権をも下回ってない場合であって、主務大臣が審査して「実質的支配が可能」と認めた場合
なお、前記の-a-、-b-及び-c-に準ずる孫会社もダミーとして扱うこととしています。（法第2条、施行規則第2条）
 - ii 複数の大企業が支配している関係
 - 〈a〉 当該企業の資本金の2分の1以上を2以上の大企業が所有していて主務大臣が審査して「実質的支配が可能」と認めた場合
 - 〈b〉 2以上の大企業の派遣する役員又は職員（兼任者のみ）が併せて当該企業の役員のうち2分の1以上を占めていて主務大臣が審査して「実質的支配が可能」と認めた場合

[2] 調査及び調整の申出ができる中小企業団体

本法は、相当数の中小企業者の利益を代表し得る中小企業団体（法律及び政令により一定の要件を満たしているものに限られます。例えば商工組合、一定の要件を満たす事業協同組合及び社団法人等）から調査の申出、調整の申出が行われた場合にのみ適用されます。

本法によって申出資格を与えられている団体（法第5条）としては、

- (ア) 同業者団体であること
- (イ) 団体の構成員の大部分が中小企業者であること

の2つが法律で明記されています。その他の要件は、政令において定めており、次のとおりです。

- (ウ) 商工組合又は生活衛生同業組合であること（以上いずれも連合会を含む）
- (エ) 事業協同組合（同連合会）、事業協同小組合及び水産加工業協同組合（同連合会）若しくは一般社団法人であって次の要件を満たしていること
 - (a) 事業協同組合（同連合会）、事業協同小組合及び水産加工業協同組合（同連合会）の場合
 - i 定款に定める地区が一の都道府県の区域以上であること。ただし、特定の県内において組合の資格事業を営む中小企業者の事業活動の相当部分が一部の地域に集中している場合（いわゆる産地産業的なもの）には、その産地つまり県内の一部の地域（市町村又は特別区以上）をその組合の地区としているものも対象としていること

- ii その地区において同業の中小企業者のおおむね3分の1以上が加入していること
- (b) 一般社団法人の場合

[3] 中小企業政策審議会（中小企業分野等調整分科会）（以下「審議会」という）への付議

中小企業団体から調整の申出があった場合には、主務大臣は、本法第13条の報告徴収権限等を活用し、申出に係る大企業者の進出の実態把握やその申出中小企業団体についての資料の提供、説明、自発的に得られる立入調査等を行い、その結果、本法に基づく調整勧告が必要と認められる案件については、審議会に付議します。

審議会は、主務大臣により付議された案件について申出団体、進出大企業者、一般消費者、関連事業者その他利害関係者の意見を聴いて主務大臣が採るべき調整措置の内容に関し、主務大臣に答申します。

[4] 調整勧告

主務大臣は、審議会の答申を得たときは、これを尊重して大企業者に対し、**<ア>**事業の開始又は拡大の時期の繰下げ、**<イ>**事業規模の縮小を内容とする調整勧告を行うことができます。（法第7条）

[5] 公表及び命令

主務大臣は、調整勧告を受けた大企業者が勧告に従わないときは、その旨を公表することができます。また、公表された後においてなお正当な理由なく、勧告に係る措置を採らず中小企業者の相当部分の事業の継続が著しく困難となるおそれが認められる場合には、審議会の意見を聴いて勧告事項の遵守を大企業者に命じることができます。（法第7条第3項及び法第11条）

[6] 一時停止勧告

主務大臣は、大企業者の進出が既成事実化してしまい、調整勧告に係る措置を採らせることが著しく困難となると見込まれる場合には審議会の意見を聴いて、調整勧告前の応急の措置として進出の一時停止（現状凍結）を勧告することができます。

この一時停止勧告は当初6ヵ月以内の期間内で行われ、延長する必要がある場合においても6ヵ月を超えない期間内で行うこととなっています。（法第9条）

[7] 調査の申出

本法による調査の申出制度は、調整の申出を行うための前提要件ではなく、前述の中小企業団体が、大企業者の進出計画について、的確な情報等を入手し難い場合が少なくないために、調整の申出の適切なタイミングを失し、進出の既成事実化が懸念される場合を念頭に置いて設けられたものです。

この申出（団体の地区が都道府県区域内のものは、知事を経由）を受けた主務大臣は、対象となった大企業者に対し、次の事項について調査を行い、その

調査結果の内容を申出中小企業団体に通知します。(法第5条)

- (7) 計画に係る事業の開始又は拡大の時期
- (4) 計画に係る事業の規模
- (ウ) 計画に係る事業の目的物たる物品の種類又は目的たる役務の内容
- (エ) 計画に係る事業所の所在地と前記(ウ)の物品又は役務の主たる供給地域

(3) 中小企業者への指導

主務大臣は、調整勧告を行ったときは、審議会の意見を聴いて、申出をした中小企業団体に對し、中小企業者の競争力の強化及び一般消費者の利益の増進のために、中小企業者が講ずべき設備の近代化、技術の向上、事業の共同化その他のその事業活動の改善のための方策を示して必要な指導を行います。(法第10条)

(4) 法律の適用除外業種

本法において、適用除外業種となっているのは、小売業（ただし、飲食店業を除く）と次に掲げる業種です。(法第14条、施行令第2条)

- [1] 金融商品取引法に規定する第一種金融商品取引業
 - [2] 保険業法の適用を受ける保険業
 - [3] 酒税法の適用を受ける酒類の製造業及び卸売業
 - [4] ガス事業法に規定するガス事業
 - [5] 内航海運業法の適用を受ける内航海運業等
 - [6] 造船法に規定する施設を用いて行う船舶の製造又は修繕の事業
 - [7] 鉄道事業法に規定する鉄道事業（貨物運送に係るものに限る）
 - [8] 軌道法の適用を受ける運輸事業
- 道路運送法に規定する自動車道事業、一般乗用旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業並びに貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業

取引適正化等

(5) 申出窓口

- [1] 申出中小企業団体の地区が都道府県区域外のものはその業種を担当する各省庁
- [2] 申出中小企業団体の地区が都道府県区域内のものは各都道府県の業種担当課

2 中小小売商業の事業活動の調整対策

小売商とその他の事業者との事業活動の調整（小売商業調整特別措置法〈昭和34年法律第155号〉）

本法では、小売商の事業活動の機会を適正に確保するとともに、小売商業の正常な秩序を阻害する要因を除去して国民経済の健全な発展を図るため、購買会事業に対する規制、小売市場の許可、中小小売商とそれ以外の者との紛争についてのあっせん又は調停・勧告、中小小売商団体と大企業者との間の紛争についての調査・調整勧告・調整命令等について定めています。

(1) 小売商とその他の事業者との事業活動の調整

- [1] 購買会事業者に対する規制（法第2条）

この規制は、事業者がその従業員（従業員と同一世帯に属する者を含む）に生活必需品等を販売する購買会事業を営むに当たり、従業員以外の者に同様の購買を行わせることによって、中小小売商の事業活動に対して影響を与え、その利益を著しく阻害するとき、これを禁止することにより、中小小売商業の事業活動の機会の適正な確保を図ろうというものです。

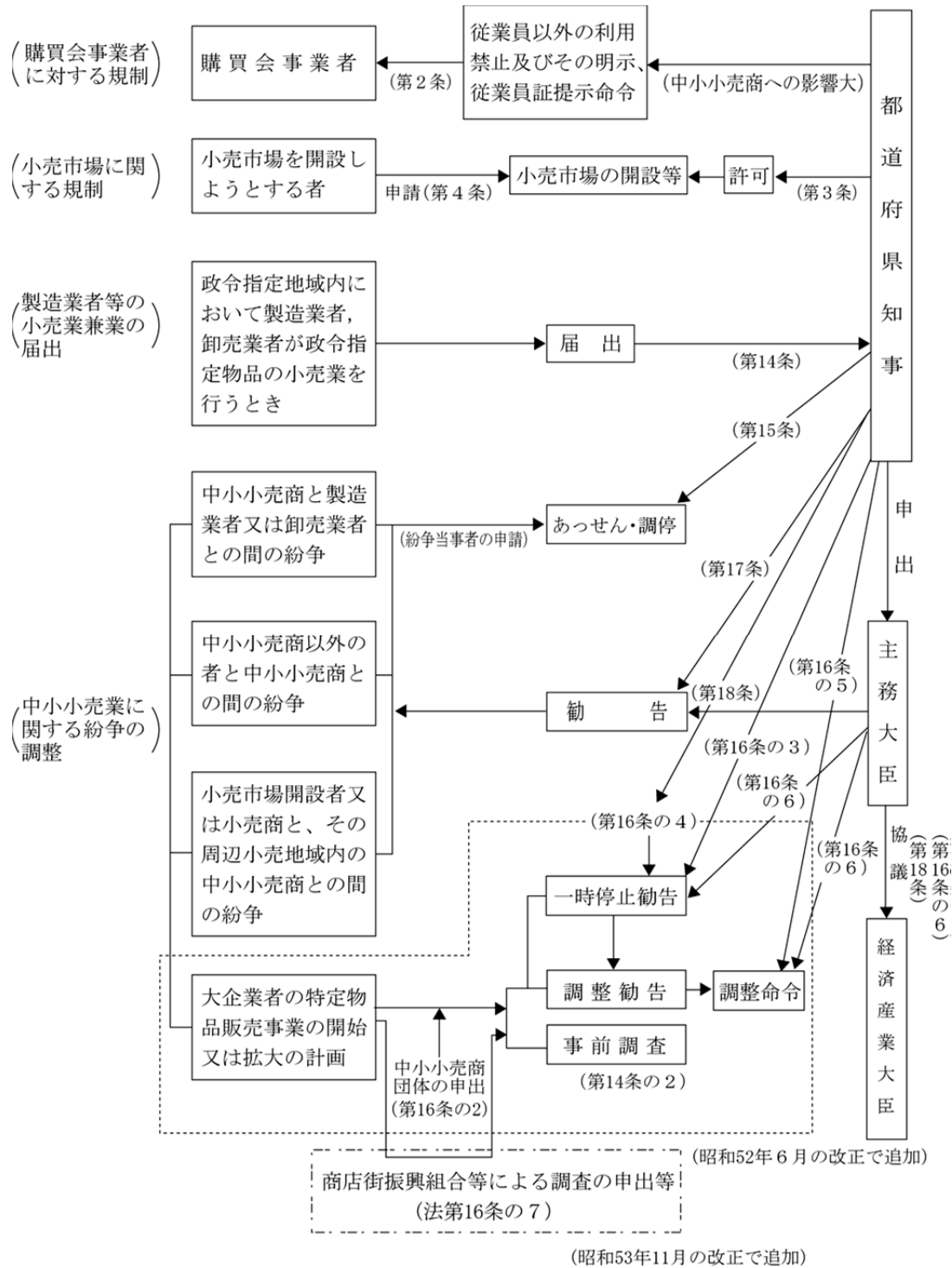
[2] 小売市場の許可（法第3条）

小売市場相互間又は小売市場と周辺の小売商との間における過度な競争を防止するとともに、小売市場内のテナントの保護を図るため、政令指定地域では小売市場を許可制としています。

現在、政令で指定されている市は、図表1-10-11とおりです。

なお、小売市場とは、**<a>**1つの建物であって、****10以上の小売商が入居し、**<c>**そのうち政令指定物品（現在、野菜と生鮮魚介類）を販売するものが含まれ、かつ、**<d>**建物内の店舗面積の大部分が、50㎡未満に区分されているものと定義されています。

図表 1-10-10 小売商業調整特別措置法の体系図



取引適正化等

図表1-10-11 小売市場の許可に係る政令指定市

都道府県	指定市	都道府県	指定市
北海道 神奈川県 石川県 愛知県 京都府 大阪府	札幌市、旭川市 横浜市 金沢市 名古屋市 京都市 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市	大阪府 兵庫県 和歌山県 福岡県 熊本県	河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市 和歌山市 福岡市、北九州市 熊本市

(2) 中小小売商に関する紛争の調整

[1] あっせん又は調停（法第15条）・勧告（法第17、18条）

- (ア) 都道府県知事は、紛争当事者双方又は一方からの申請に基づいて物品の流通秩序の適正を期するため必要があると認めるときは、あっせん又は調停を行います（なお、調停は公益を代表する者及び当該紛争事業の学識経験者である調停員が行います）。
- (a) 一般消費者に対する販売事業に関し、同種の物品を販売する小売兼業の製造業者、卸売業者と中小小売商との紛争
- (b) 一般消費者に対する販売事業に関し、中小小売商以外の者と中小小売商との紛争
- (c) 小売市場における小売商等とその周辺地域内の中小小売商との紛争
- (イ) 知事は、これらの紛争について物品の流通秩序の適正を期するため特に必要があると認められるときは、当事者に対して勧告することができます。
- (ウ) 主務大臣は、これらの紛争について、都道府県知事からの申出があった場合において、物品の流通秩序の適正を期するため特に必要があると認めるときは、当事者に対して勧告することができます。
- (エ) 主務大臣は、(ウ)の勧告をしようとするときは、経済産業大臣に協議することとなっています。

[2] 調査（法第14条の2）・調整（法第16条の2）の申出

大企業者が特定物品販売事業（一般消費者に対する特定の物品の販売事業）について新たに事業を開始し、又は拡大しようとする場合において、一定の中小小売商団体の申出により、大企業者の事業について必要な調査、調整を行うことができます。

(ア) 調査の申出

大企業者の進出計画により、構成員たる相当数の中小小売商の経営の安定に悪影響を及ぼすおそれがあるときには、一定の中小小売商団体は、知事に対し、その計画の内容を調査するよう申し出ることができます。知事は、申出に相当の理由があると認めるときには調査を行い、結果を申出団体に通知します。

(イ) 調整の申出

一定の中小小売商団体は大企業者の進出により構成員たる相当数の中小小売商の経営の安定に著しい悪影響を与えるおそれがあると認めるときは、知事に勧告するよう申し出ることができます。

(ウ) 申出団体の資格

(ア)及び(イ)の申出をすることができる中小小売商団体とは、(a)中小小売商で組織されている業種別組合、(b)商店街振興組合及び同連合会、事業協同組合又は協同組合連合会であって、政令で定める一定の要件（加入率、地区等）を満たすものです。

[3] 勧告・命令

(ア) 調整勧告

知事は、[2] (イ)の申出があったときで、当該事態の発生を回避することが困難で、かつ、当該事態の発生を回避することにより中小小売商の事業活動の機会を適正に確保する必要があると認められるときは、事業の開始若しくは拡大の時期の繰下げ又は事業規模の縮小を勧告することができます。また、勧告違反は公表することができます。

(イ) 一時停止勧告

知事は、事態が急を要するときは6ヵ月（さらに6ヵ月まで延長できます）以内の期間を定め計画実施の一時停止を勧告することができます。

(ウ) 調整命令

知事は、(ア)の勧告に従わなかった旨の公表後も大企業者が措置を執らない場合で、団体の構成員たる中小小売商の相当部分の事業の継続が著しく困難となるおそれがあるときは、勧告に従うよう命令することができます。違反は300万円以下の罰金です。

(エ) 主務大臣の調整措置

主務大臣は、知事から申出があった場合で、必要と認められるときは、(ア)～(ウ)の措置を自ら採ることもできます。

[4] 消費生活協同組合・農業協同組合等と中小小売商との事業活動の調整

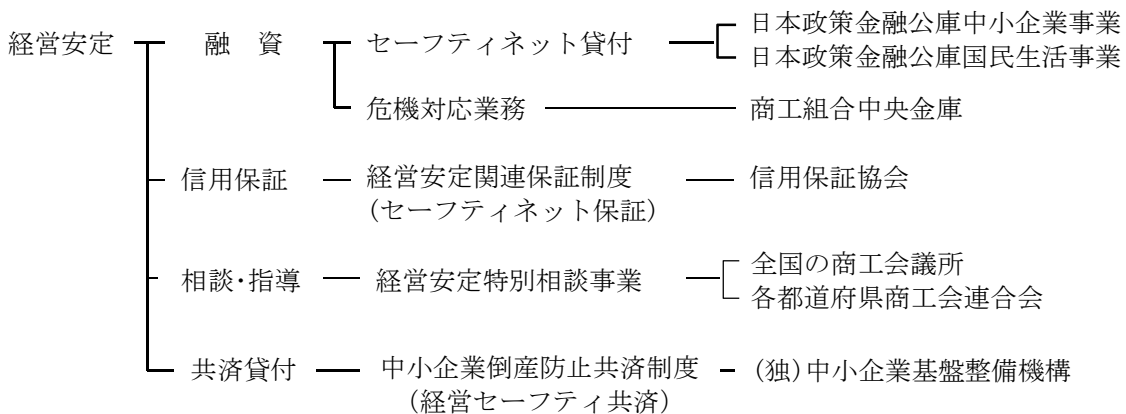
消費生活協同組合、農業協同組合（以下「生協・農協」という）は、その組合員の生活に必要な物資の供給を第一義目的としており、本来営利を目的としたものではないので、小売商業調整特別措置法による調整対象には原則としてなっていませんが、生協・農協の行う生活物資供給事業については、厚生労働省、農林水産省において各協同組合法の趣旨に則り、従来の通達の徹底を図るとともに、店舗の設置及び運営の適正化の指導、法の許容する範囲を超えた員外利用の防止等の措置が講じられています。

第11章 経営安定支援

第1節 経営安定対策

中小企業の経営安定の施策として、経営安定特別相談室の設置による相談、指導の受付や、取引先企業の倒産による連鎖倒産などを未然に防止するための融資、保証、共済貸付制度があります。

図表 1-11-1 経営安定対策の体系図



経営安定

中小企業の経営安定のための施策として、セーフティネット貸付・セーフティネット保証があります。また、全国の商工会議所等に「経営安定特別相談室」を設置して、企業経営者、弁護士、税理士などが相談、指導等を行う経営安定特別相談事業や、取引先企業の倒産による連鎖倒産などを未然に防止するための中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）といった連鎖倒産防止対策があります。

1 経営安定関連事業

(1) セーフティネット貸付

この制度は、経済環境の変化、金融機関との取引状況の変化、関連企業の倒産等により、資金繰り困難をきたしているが、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる中小企業者に対して、株式会社日本政策金融公庫が貸し付けを行う制度です。平成26年3月末まで利用できます。

[1] 経営環境変化対応資金

社会的、経済的環境の変化（企業の大型倒産、原材料価格の急騰など）の影響により一時的に売上高や利益が減少しているものの、中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方

【貸付限度額】 中小事業：7億2千万円
国民事業：4千8百万円

- 【貸付利率】 基準利率（中小企業事業については、上限利率3.0%）
- 【貸付期間】 設備資金 15年以内（うち据置期間3年以内）
 運転資金 8年以内（うち据置期間3年以内）
- 【保証条件】 国民生活事業：第三者保証人等を不要とする融資が利用可能

[2] 金融環境変化対応資金

金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしているものの、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる方

- 【貸付限度額】 中小事業：別枠3億円
 国民事業：別枠4千万円
- 【貸付利率】 基準利率（中小企業事業については、上限利率3.0%）
- 【貸付期間】 設備資金 15年以内（うち据置期間3年以内）
 運転資金 8年以内（うち据置期間3年以内）
- 【保証条件】 中小企業事業
 ：経営者本人の個人保証を不要とする制度が利用可能
 国民生活事業
 ：第三者保証人等を不要とする融資が利用可能

[3] 取引企業倒産対応資金

関連企業の倒産により、資金繰りに困難をきたしている方

- 【貸付限度額】 中小事業：別枠1億5千万円
 国民事業：別枠3千万円
- 【貸付利率】 基準利率
- 【貸付期間】 運転資金 8年以内（うち据置期間3年以内）※
- 【保証条件】 中小企業事業
 ：経営者本人の個人保証を不要とする制度が利用可能
 国民生活事業
 ：第三者保証人等を不要とする融資が利用可能

≪問い合わせ先≫ 日本政策金融公庫（国民生活事業／中小企業事業）
 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

（2）危機対応円滑化支援業務（商工組合中央金庫）

国際的な金融秩序の混乱等といった国が危機対応業務を行うことが必要と認定した危機において、対象なる中小企業者の資金繰りを支援するため、指定金融機関である商工組合中央金庫において、日本政策金融公庫（中小企業事業）のセーフティネット貸付と同様の融資制度を用意しています。

基本的な貸付条件等は、日本政策金融公庫の経営環境変化対応資金等に準じたものとなっておりますが、詳細は、最寄りの商工組合中央金庫各店舗までお問い合わせ下さい。

（3）経営安定関連保証制度（セーフティネット保証）

中小企業信用保険法に基づき、取引先企業の倒産・事業活動の制限、自然災害、

不況業種、取引先金融機関の破綻、金融機関の経営の合理化等により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度です。制度を利用するためには次の要件等について、事業所の所在地を管轄する市町村長又は特別区長の認定が必要です。

(注) 市町村長等の認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

[1] 大型倒産の発生により影響を受けている中小企業者

- (ア) 指定事業者に対して 50 万円以上売掛金債権等を有している中小企業者
- (イ) 指定事業者に対し 50 万円未満の売掛金債権等しか有していないが、当該指定事業者との取引規模が 20%以上である中小企業者

[2] 取引先企業の事業活動の制限により影響を受けている中小企業者

- (ア) 指定事業者と直接取引を行っており、総取引規模のうち指定事業者との取引規模が 20%以上で、事業活動の制限を受けた後、3 か月間の売上高等が前年同期比マイナス 20%以上の見込みである中小企業者
- (イ) 指定事業者と間接的な取引を行っており、総取引規模に占める当該指定事業者関連の取引規模の割合が 20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後、3 か月間の売上高等が前年同期比マイナス 20%以上の見込みである中小企業者
- (ウ) (ア)(イ)のほか、指定地域内に 1 年以上継続して事業を行っていると同時に、当該事業活動の制限を受けた後の 3 か月間の売上高等が前年同期比マイナス 20%以上の見込みである中小企業者

※上記(ア)～(ウ)においては、平成 14 年 3 月 18 日から平成 25 年 9 月 30 日までに認定申請を行う場合、「当該事業活動の制限を受けた後、3 か月間の売上高等が前年同期比マイナス 10%の見込みでること」とする。

[3] 事故等の突発的災害により影響を受けている中小企業者

指定地域内において、1 年間以上継続して指定業種に属する事業を行っており、指定災害等に起因して、その事業に係る災害等の影響を受けた後、3 か月間の売上高等が前年同期比マイナス 20%以上の見込みである中小企業者

[4] 自然災害等の突発的災害により影響を受けている中小企業者

指定地域内において、1 年間以上継続して事業を行っており、指定災害等に起因して、その事業に係る災害等の影響を受けた後、3 か月間の売上高等が前年同期比マイナス 20%以上の見込みである中小企業者

[5] 全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者

以下のいずれかの要件を満たす中小企業者

- (ア) 指定業種に属する事業を行っており、最近 3 か月間の売上高等が前年同期比 10%以上減少の中小企業者

※ただし、その申請者が平成23年4月1日から平成25年9月30日までに認定申請を行う場合、「最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少」とする。

- (イ) 指定業種に属する事業を行っており、原油価格の上昇により、製品の製造等に係る売上原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないため、最近3ヶ月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っている中小企業者
- (ウ) 指定業種に属する事業を行っており、円高の影響により、原則として最近1ヶ月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少する見込みの中小企業者。

[6] 金融機関の破綻により影響を受けている中小企業者

破綻金融機関と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっている中小企業者

[7] 金融機関の経営合理化により影響を受けている中小企業者

経営の相当程度の合理化を実施している指定金融機関と金融取引を行っており、当該指定金融機関からの借入金残高が総借入金残高に占める割合が10%以上であり、また、当該指定金融機関からの直近の借入残高が前年同期比マイナス10%以上で、さらに、金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少している中小企業者

[8] 整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち再生可能性がある者と判断される者

金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少し、また、適切な事業再生計画を作成し、さらに、RCCに対する債務について返済条件の変更を受けている中小企業者

《支援内容》

上記対象者に対し、保証限度額の別枠化を図る制度です。

(ア) 保証限度額

(一般保証限度額)		(別枠保証限度額)	
・普通保証	2億円	・普通保証	2億円
・無担保保証	8,000万円	・無担保保証	8,000万円
・無担保無保証人保証	1,250万円	・無担保無保証人保証	1,250万円

(イ) 保証料

おおむね1.0%以内で、信用保証協会ごと及び信用保証制度ごとに定められています。

《問い合わせ先》 (一社)全国信用保証協会連合会
各都道府県等の信用保証協会

(4) 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）

[1] 中小企業倒産防止共済法（昭和52年法律第84号）

取引先企業の倒産によって売掛金債権等の回収が困難となり、自らも連鎖倒産等に陥る事態を防止しようとする中小企業者が、掛金を積み立て、その積み立てた掛金の額に応じ、共済金の貸付けを受けることができる中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）の運営等について定めている法律です。

[2] 制度の概要

中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業の倒産の影響を受けて、連鎖倒産や著しい経営難に陥るなどの事態を防止するための共済制度です。

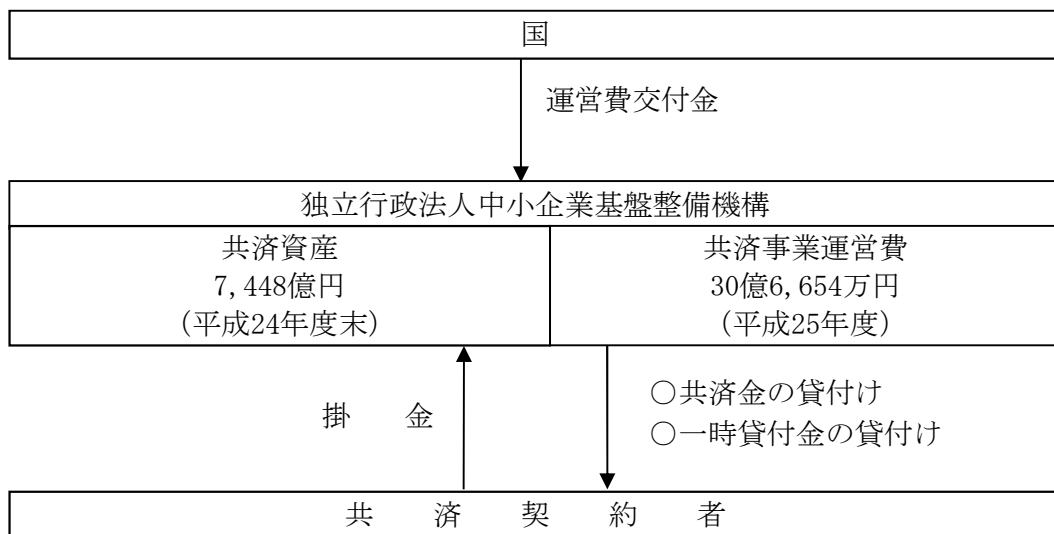
6月以上掛金を納付している共済契約者は、万一、取引先企業の倒産により、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合に、回収が困難となった売掛金債権等の額と納付した掛金の10倍に相当する額とのいずれか少ない額の範囲内（最高8,000万円まで）で、無担保、無保証人、無利子で共済金の貸付けが受けられます。ただし、貸付けを受けた場合はその貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金から控除されます。

なお、共済金の貸付事由として、これまでの破産法、民事再生法等の法的整理の申立てがされること、又は手形取引に係る銀行取引停止処分がされることに加え、弁護士又は認定司法書士が債務者の代理人となり、債権者（共済契約者）に対し支払停止する等の通知を发出している場合、所謂、私的整理の一部も対象となります

本制度は、昭和53年4月に発足し、中小機構により国からの運営費交付金で運営されています。現在の共済契約者は約33万社（平成25年3月末現在）で、これまでの累計で約27万社に1兆8千億円の貸付けを行い、中小企業者の連鎖倒産防止の資金繰り支援として有効に機能してきています。

加入の申込みについては、お近くの金融機関、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等の取扱窓口で承っております。また、詳細のお問い合わせについては、中小機構へお尋ね下さい。

図表 1-11-2 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）の体系図



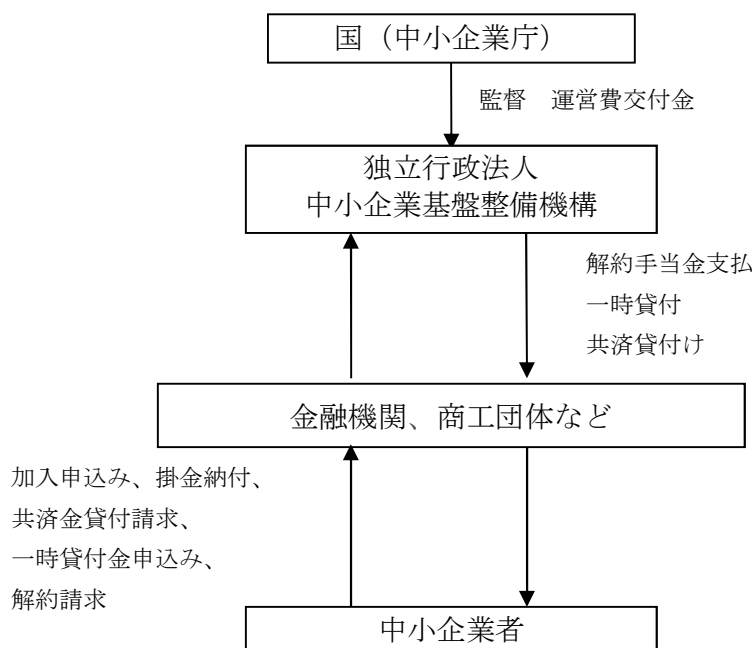
図表 1-11-3 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）の内容

<p>加 入 資 格</p>	<p>1年以上継続して事業を行っている次に掲げる中小企業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、建設業、運輸業等 従業員300人以下又は資本金3億円以下の会社又は個人 ・卸売業 従業員100人以下又は資本金1億円以下の会社又は個人 ・サービス業 従業員100人以下又は資本金5千万円以下の会社又は個人 ・小売業 従業員50人以下又は資本金5千万円以下の会社又は個人 ・企業組合及び協業組合 その他、ゴム製品製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業は別途規程があります。
<p>掛 金</p>	<p>月額5千円～20万円（5千円単位） （掛金の増額、前納可、40月掛金を納付した場合掛止め可、掛金積立限度額800万円）</p>
<p>経営安定</p> <p>共済金の貸付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付事由：掛金納付月数が6月以上ある加入者について、取引先が倒産し、売掛金債権等の回収困難が生じたときに共済金の貸付けを行います。 （注）「倒産」とは、次のいずれかの事態が生じることをいいます。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 破産、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始の申立て 2) 銀行取引停止処分を受けること 3) 私的整理の一部（弁護士又は認定司法書士が債権者の代理人となり、債権者に支払停止通知を发出していること） 4) 甚大な災害の発生により（東日本大震災の被災等）受け取った手形の不渡り処分が猶予（災害不渡り）されていること 5) 特定非常災害（東日本大震災の被災等）により取引先事業者の代表者等が死亡又は行方不明等となっている場合に、弁護士等によって支払を停止する旨の通知がなされていること ・貸付条件：無担保、無保証、無利子 ・償還方法：貸付額に応じて5年～7年（据置期間6ヵ月を含む）で、毎月均等償還（償還を怠ると年14.6%の違約金を徴収します） 貸付額5,000万円未満：償還期間5年 貸付額5,000万円以上6,500万円未満：償還期間6年 貸付額6,500万円以上8,000万円以下：償還期間7年 ・貸付限度額：回収が困難となった売掛金債権等の額と掛金総額の10倍に相当する額のいずれか少ない額（上限額8,000万円） ・その他：共済金の貸付けを受けた場合は、貸付金額の10分の1に相当する額が掛金総額から控除されます。
<p>掛 金 の 税 法 上 の 取 扱 い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人：必要経費扱い ・法人：損金扱い

<p>解 約</p>	<p>本共済契約の解約には以下の3つがあります。</p> <p>1) 任意解約 いつでも共済契約を解約できます。</p> <p>2) 機構解約 12月以上の掛金の滞納又は不正行為の場合、解約となります。</p> <p>3) みなし解約 死亡、会社の解散又は事業の全部を譲渡した場合は解約となります（契約が承継された場合は解約にはなりません）。</p> <p>解約時には、掛金を12月以上納付している場合に限り、解約手当金をお支払いします。</p> <p>この手当金は掛金の75～100%の範囲内です。掛金納付期間が40月以上の場合の任意解約又はみなし解約の場合のみ100%となります。</p> <p>不正行為の場合は解約手当金はお支払いいたしません。</p>
<p>一時貸付制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付事由：事業資金（設備資金、運転資金）が必要なとき ・貸付限度額：解約手当金の95%の範囲内 ・貸付利率：年0.9% ・貸付期間：12月 ・担保、保証人：不要 ・償還方法：期限一括償還（償還を怠ると年14.6%の違約金を徴収します）

経営安定

図表 1-11-4 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）の事務処理図



経営安定

図表 1-11-5 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）の状況

(ア) 制度の加入状況

年 度	加 入 件 数	解 除 件 数	在 籍 件 数
昭和53～63	337,956	44,014	293,942
平成元	70,134	14,391	349,685
2	41,943	20,096	371,532
3	53,821	22,895	402,458
4	71,639	28,254	445,843
5	51,446	34,150	463,139
6	43,966	35,704	471,401
7	37,107	35,571	472,937
8	35,605	37,546	470,996
9	32,652	38,600	465,048
10	27,779	40,851	451,976
11	19,299	41,255	430,020
12	18,224	43,168	405,076
13	16,174	43,631	377,619
14	16,263	41,055	352,827
15	16,076	34,476	334,427
16	13,856	26,530	321,753
17	13,545	25,655	309,643
18	15,004	24,214	300,433
19	16,982	24,407	293,009
20	26,923	26,773	293,158
21	30,497	27,884	295,771
22	31,372	24,549	302,594
23	33,728	21,935	314,387

24	39,978	19,902	334,463
計	1,111,969	777,506	

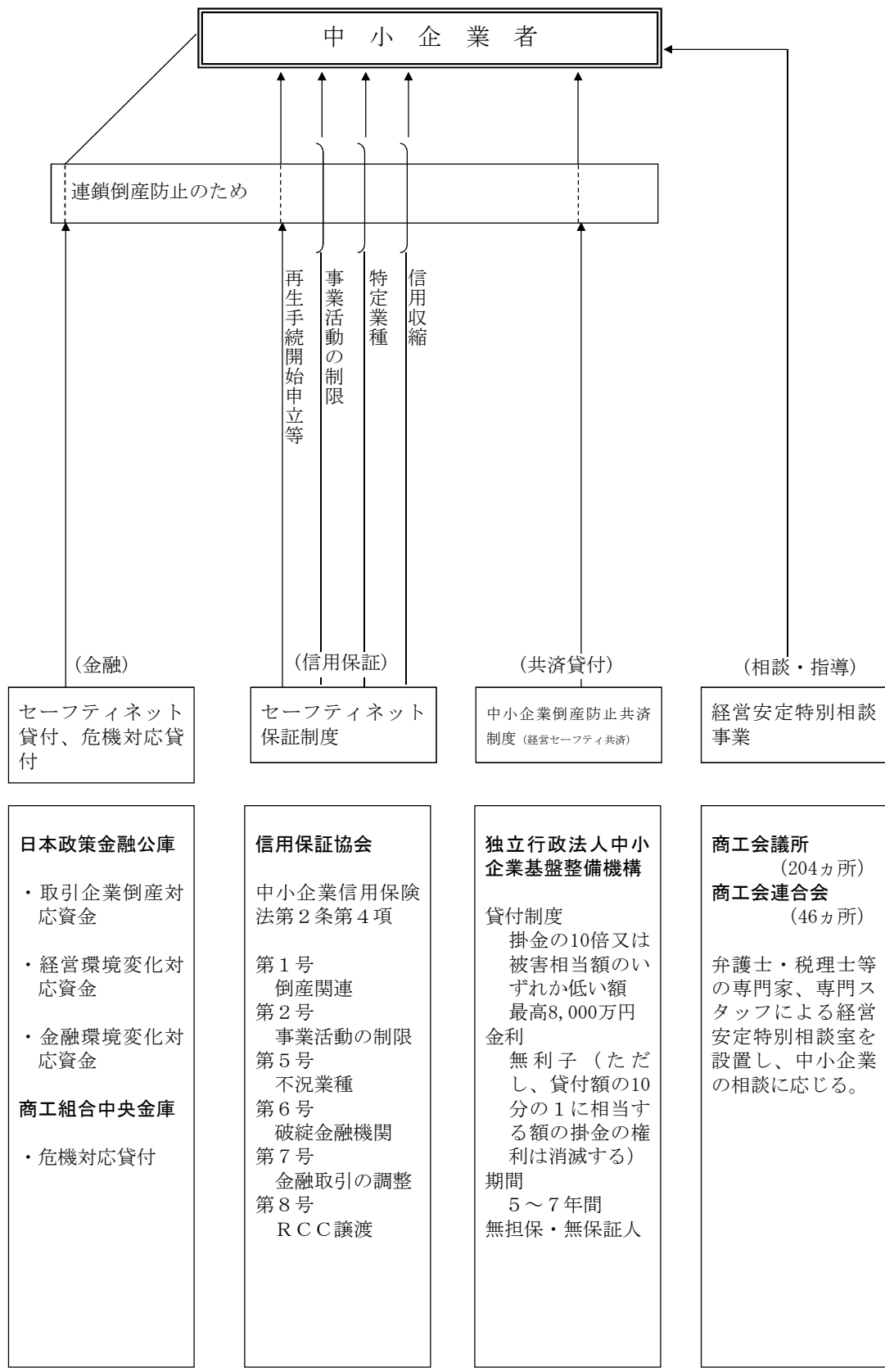
(イ) 共済金貸付状況

年 度	件 数	金 額 (百万円)
昭和53～63	69,106	347,379
平成元	3,811	26,038
2	3,911	31,049
3	7,194	59,605
4	10,868	86,012
5	13,421	101,333
6	13,169	94,556
7	13,905	99,076
8	10,619	76,358
9	15,852	119,693
10	17,079	126,208
11	9,893	72,632
12	12,346	87,765
13	14,967	110,685
14	12,218	88,255
15	8,048	56,911
16	4,738	34,880
17	3,901	29,985
18	3,288	25,945
19	3,584	29,691
20	5,391	48,671
21	4,116	34,151
22	2,476	19,455
23	2,183	16,733
24	1,716	13,999
計	267,800	1,837,065

経営安定

図表 1-11-6 経営安定対策の体系図

経営安定



2 経営安定特別相談事業

(1) 経営安定特別相談室の設置

中小企業が経営の悪化、不渡手形等により経営の危機に直面した場合、経営判断に必要な情報あるいは資金調達力が乏しいため被害を深めて倒産する事例が見られます。このような倒産は、従業員はもとより取引先や債権者にも多大な影響を及ぼすなど社会的混乱は極めて大きいものがあります。

こうした中小企業の経営危機の問題の円滑な解決に資するものとして、商工会議所と都道府県商工会連合会に「経営安定特別相談室」（平成25年2月現在248ヶ所）が設置され、中小企業者からの相談に応ずる体制が整備されております。経営安定特別相談室では、当該地域経済において信望があり、経済事情、中小企業政策などについて精通している企業経営者、弁護士、税理士などの方々やその他の専門スタッフによって、経営が困難な状況にある中小企業者の相談に応じるなど、次のような内容の業務を行います。

- [1] 経営が困難な状況にある中小企業者からの相談・指導
 - (ア) 当該中小企業者の財務内容等の把握
 - (イ) 当面決済すべき手形の処理方法
 - (ウ) 倒産関係法令(民事再生法等)を活用して再建を図ろうとする中小企業者への相談・指導
 - (エ) 債権者・銀行等への協力依頼
 - (オ) その他(事業転換等)
- [2] 倒産情報(月別倒産件数、企業名、関連企業、要因等)の入手
- [3] 地域内中小企業を主たる対象として行う経営安定事業の普及のための懇談会の開催
- [4] 大型倒産の発生等に伴い倒産のおそれのある中小企業を対象とした緊急対策会の開催
- [5] 経済環境の変化のために、特に問題を抱える業種の企業を対象とした懇談会の開催
- [6] 行政庁等関係機関との連絡・調整のための会議の開催
- [7] 中小企業倒産防止共済制度、中小企業信用保険法に基づく経営安定関連保証制度、セーフティネット貸付制度の推進その他中小企業の経営安定に必要な事業
- [8] 日本商工会議所、全国商工会連合会による経営安定特別相談事業の推進

経営安定特別相談事業の円滑な実施を図るため、日本商工会議所及び全国商工会連合会では、経営安定特別相談室の設置されている商工会議所及び都道府県商工会連合会との連絡・調整を行うほか、次のような事業を行い、本事業の充実に努めています。

 - (ア) 相談事業の円滑な推進のための広報事業の実施
 - (イ) 相談事業を実施する商工会議所等のための講習会・研究会の開催
 - (ウ) 商工調停士会の開催
 - (エ) 相談事例集等の作成
 - (オ) 相談事業関連情報データベースの作成
 - (カ) 休廃業等調査の実施

経営安定

図表 1-11-7 経営安定特別相談室設置箇所一覧表

都道府県設置数	商 工 会 議 所	商工会 連合会
北海道 (17)	札幌、小樽、室蘭、釧路、稚内、根室、紋別、旭川、苫小牧、帯広、北見、江別、 名寄、夕張、芦別、網走	北海道
青 森 (4)	青森、八戸、弘前	青森県
岩 手 (9)	盛岡、釜石、大船渡、奥州、宮古、一関、花巻、北上	岩手県
宮 城 (3)	石巻、仙台	宮城県
秋 田 (7)	秋田、大館、横手、能代、湯沢、大曲	秋田県
山 形 (5)	山形、酒田、米沢、鶴岡	山形県
福 島 (5)	郡山、いわき、会津若松、福島	福島県
茨 城 (8)	水戸、土浦、日立、ひたちなか、古河、結城、石岡	茨城県
栃 木 (3)	宇都宮、足利	栃木県
群 馬 (7)	高崎、前橋、桐生、伊勢崎、太田、館林	群馬県
埼 玉 (5)	さいたま、川越、草加、春日部	埼玉県
千 葉 (10)	千葉、市川、松戸、習志野、船橋、柏、八千代、野田、浦安	千葉県
東 京 (2)	東京	東京都
神奈川 (6)	横浜、川崎、相模原、大和、藤沢	神奈川県
新 潟 (7)	新潟、長岡、上越、三条、五泉、加茂	新潟県
長 野 (6)	松本、長野、上田、諏訪、佐久	長野県
山 梨 (3)	甲府、富士吉田	山梨県
静 岡 (10)	浜松、沼津、富士、静岡、磐田、藤枝、三島、焼津、富士宮	静岡県
愛 知 (8)	瀬戸、名古屋、一宮、岡崎、半田、常滑、豊田	愛知県
岐 阜 (5)	岐阜、多治見、関、各務原	岐阜県
三 重 (3)	津、四日市	三重県
富 山 (5)	富山、高岡、氷見、魚津	富山県
石 川 (7)	金沢、七尾、小松、加賀、輪島、珠洲	石川県

経営安定

都道府県設置数	商 工 会 議 所	商工会 連合会
福 井 (3)	福井、敦賀	福井県
滋 賀 (2)	滋賀県商工会議所連合会	滋賀県
京 都 (6)	京都、舞鶴、宇治、福知山、城陽	京都府
大 阪 (7)	大阪、東大阪、堺、守口門真、岸和田、北大阪	大阪府
奈 良 (1)		奈良県
和歌山 (2)	和歌山	和歌山県
兵 庫 (4)	神戸、相生、西宮	兵庫県
鳥 取 (4)	鳥取、境港、米子	鳥取県
島 根 (5)	松江、出雲、益田、大田	島根県
山 口 (10)	宇部、下関、徳山、岩国、防府、山口、萩、長門、柳井	山口県
広 島 (14)	広島、呉、三原、尾道、因島、福山、大竹、三次、府中、竹原、東広島、庄原、廿日市	広島県
岡 山 (7)	岡山、倉敷、津山、玉野、備前、井原	岡山県
徳 島 (4)	徳島、阿南、鳴門	徳島県
香 川 (3)	高松、丸亀	香川県
愛 媛 (1)		愛媛県
高 知 (2)	高知	高知県
福 岡 (6)	北九州、大牟田、福岡、久留米、飯塚	福岡県
佐 賀 (1)		佐賀県
長 崎 (5)	長崎、佐世保、諫早、島原	長崎県
熊 本 (2)	荒尾	熊本県
大 分 (4)	大分、佐伯、日田	大分県
宮 崎 (1)		宮崎県
鹿児島 (5)	鹿児島、川内、奄美大島、出水	鹿児島県
沖 縄 (4)	那覇、沖縄、浦添	沖縄県
合計 (248)	201	47

図表 1-11-8 経営安定特別相談事業の実績

(1) 業種別受付件数の推移

業種 \ 年度	20	21	22	23	24
製造業	902	710	520	512	536
卸売業	260	170	160	182	174
小売業	629	457	478	483	488
サービス業	559	465	474	543	516
建設業	818	518	493	461	371
運輸業	85	62	63	51	56
その他	77	81	59	59	77
計	3,330	2,463	2,247	2,291	2,218

(2) 危機回避案件の処理方法

項目 \ 年度	20	21	22	23	24
金融あっせん	1,004	472	331	353	272
受注あっせん	5	7	8	15	19
事業転換	31	30	23	32	38
債権者の支援	123	126	64	110	88
その他	1,299	1,740	1,363	1,301	1,360
計	2,462	2,375	1,789	1,811	1,777

(注) 処理方法には重複を含む。

図表 1-11-9 企業倒産状況

(1) 規模別倒産状況

(単位：件、億円)

区分		年				
		20	21	22	23	24
件数	全体	15,646	15,480	13,321	12,734	12,124
	中小企業	15,523	15,395	13,246	12,687	12,077
負債金額	全体	122,920	69,300	71,607	35,929	38,346
	中小企業	61,576	60,894	41,620	32,998	29,762

(2) 要因別倒産件数構成比

(単位：%)

要因	年				
	20	21	22	23	24
放漫経営	6.3	5.3	3.9	3.4	3.7
連鎖倒産	7.7	6.5	5.8	4.6	5.0
不況型倒産	76.0	79.3	83.0	67.8	64.2
資金繰り難	15.0	13.1	10.8	9.0	8.8

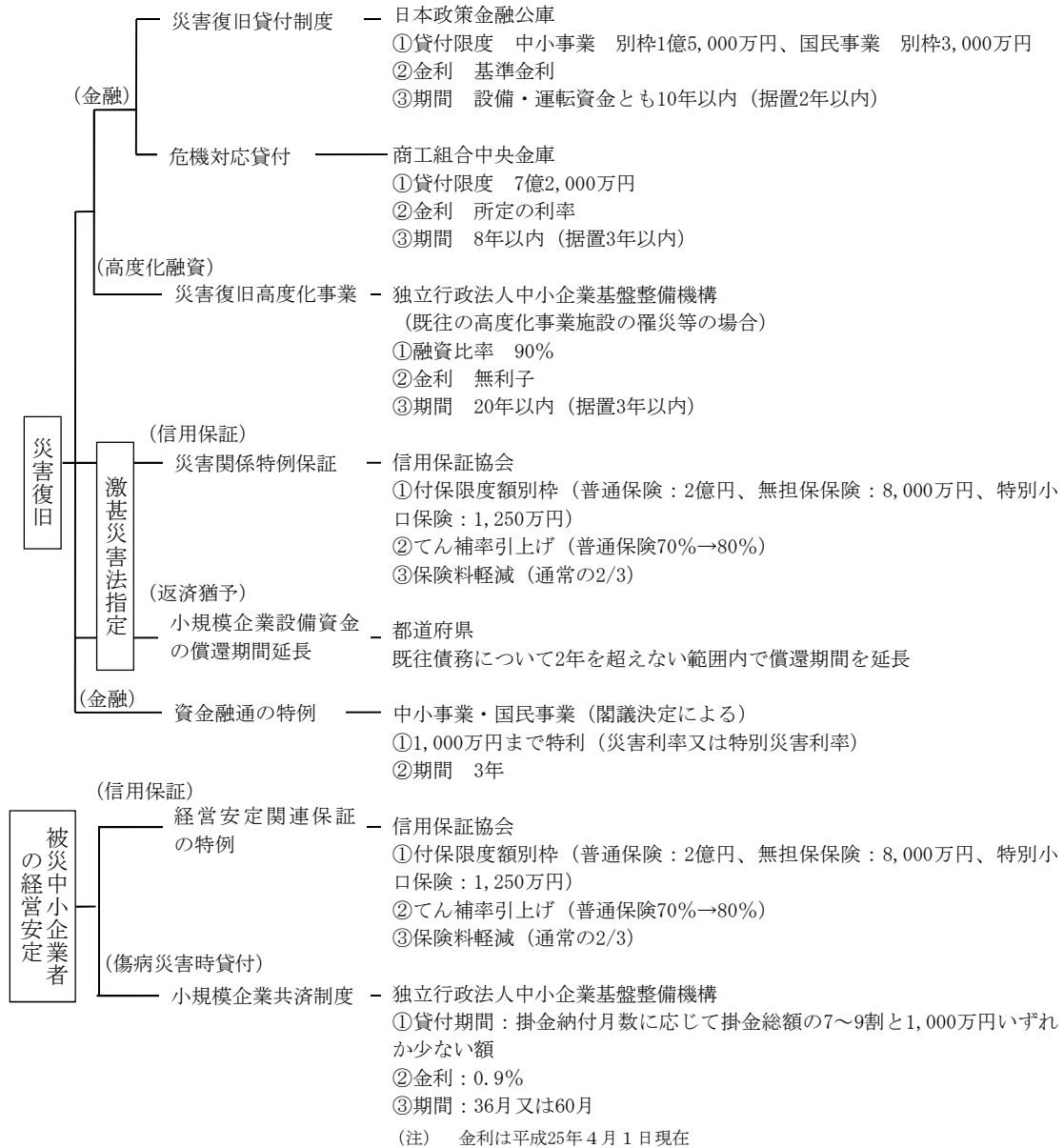
第2節 災害対策

中小企業者が大規模な自然災害等により被害を受けた場合、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫による融資などさまざまな支援措置が行われます。

また、被災時等の緊急時においても中核事業の継続・早期復旧し、企業の存続を図るための準備をするためのBCP(事業継続計画)の策定を支援しています。

中小企業者が台風・豪雨等の大規模な災害により被害を受けた場合、災害復旧貸付等が適用されます。また、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚災害法」という。)により「激甚災害」として指定される場合には、被災中小企業者の援助のため種々の特別措置が講じられます。

図表1-11-10 災害対策の体系図



経営安定

1 災害発生における援助措置

大規模災害の発生後、災害救助法の適用等を踏まえ、全商工会議所、都道府県商工会联合会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、中小企業基盤整備機構支部等に相談窓口を設置し、災害に係る相談に応じるとともに、日本政策金融公庫による「災害復旧貸付」の適用や、融資条件につき実情に応じ弾力的措置をとるとともに、手続の迅速化（災害貸付の優先取扱い等）を図ることとしております。

また、中小企業信用保険法の指定基準を満たす場合には、経済産業大臣の指定（官報告示）により、一般の保証枠とは別枠で保証が受けられるとともに、保険料等の軽減等の特例措置を行います。

2 「激甚災害」の場合における援助措置

発生した災害が激甚災害に該当する場合には、当該災害を激甚災害とすること及びこれに対して適用すべき措置を、その都度政令で定めることになっております。

激甚災害に該当するか否かは、災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議において決定された激甚災害指定基準、又は局地激甚災害指定基準に基づき判断されます。中小企業関係の基準は次のとおりです。

(1) 激甚災害指定基準・・・昭和37年中央防災会議決定

- [1] 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ）のおおむね0.2%を超える災害
- [2] 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね0.06%を超える災害であり、かつ、1の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%を超える都道府県又はその中小企業関係被害額が1,400億円を超える都道府県が1以上あるもの

(2) 局地激甚災害指定基準・・・昭和43年中央防災会議決定

当該災害が激甚災害指定基準に該当しない場合であって、当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村（当該被害額が1,000万円未満のものを除く）が1以上である災害

ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。

(3) 援助措置の内容

- [1] 中小企業信用保険法の特例として、災害関係保証については普通保険、無担保保険及び特別小口保険について付保限度額を別枠として設け、普通保険のてん補率を100分の70から100分の80に引き上げ、保険料率を通常のもののおおむね3分の2に引き下げます（激甚災害法第12条）。
- [2] 小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく設備導入資金の既往債務に係る

償還期間を、2年を超えない範囲で延長します（激甚災害法第13条）。

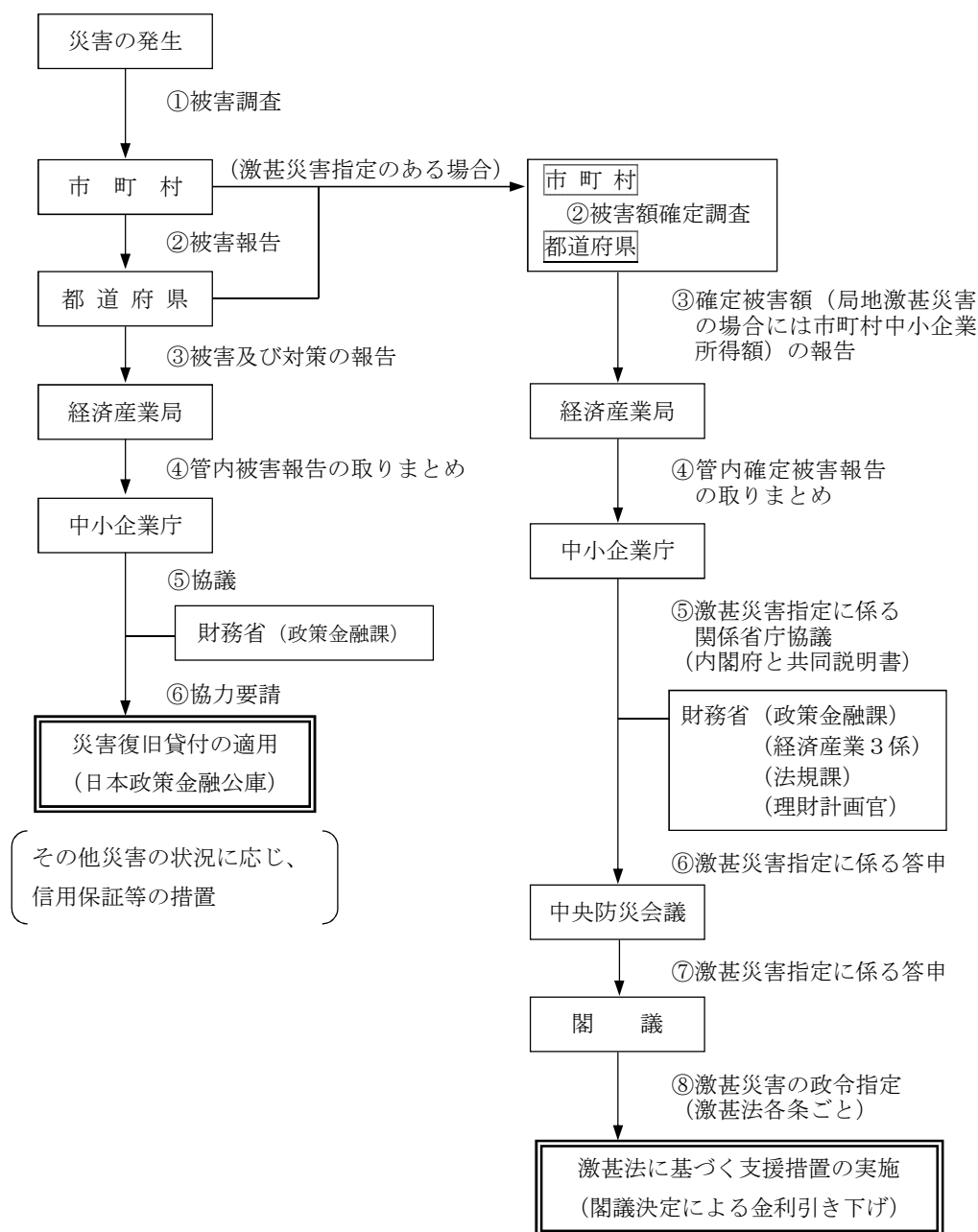
[3] 都道府県が共同施設の災害復旧事業につき4分の3以上の経費補助を行った場合、国が予算の範囲で都道府県にその3分の2を補助します（激甚災害法第14条）。

[4] 別途閣議決定により、日本政策金融公庫において中小企業者等の災害に係る再建資金を低利（災害利率、ただし特別被害者（注）にあつては特別災害利率）で融資します。

（注）特別被害者とは、事業用資産の7割以上又は事業収入の1割以上の被害を受けた者（市町村長等の証明が必要）。

ただし、市中金利が3%を下回っている場合は、別の運用による。

図表 1-11-11 災害対策フローチャート



経営安定

3 中小企業のBCP策定運用の推進

BCP（事業継続計画）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、あらかじめ行うべき活動や事業継続のための手法を決め、文書化しておく計画のことです。

中小企業庁では、中小企業の特性或実情を踏まえ、BCPの策定や継続的な運用をしていただくために、2006年2月、「中小企業BCP策定運用指針」を作成しました。また、2012年4月、東日本大震災の経験等を踏まえ、中小企業自らが経営の一環として、より容易にBCPを策定・運用できる環境を整備する観点から、改訂しました。

この指針は、BCPを策定するために必要な様式を含め、ホームページで公開しております。是非、中小企業BCP策定運用指針のホームページをご活用下さい。

<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>

また、BCPを策定する上で参考となる事例（中小企業の事業継続計画（BCP）＜災害対応事例からみるポイント＞）についても情報を掲載しております。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/index.html>

4 防災施設整備融資制度

中小企業BCP策定運用指針にのっとり、自ら策定したBCP（事業継続計画）に基づいて、防災に資する施設等の整備を行う中小企業の方は、同計画に基づく施設整備に必要な資金の融資が受けられます。

日本政策金融公庫（中小企業事業）

【貸付限度額】 7億2千万円

【貸付利率】 基準利率（ただし、2億7千万円を限度として、地方公共団体の防災業務計画等に則り、地域と連携した場合は特別利率②、それ以外は特別利率③）

【貸付期間】 20年以内（うち据置期間2年以内）

【担保・保証条件】 経営者本人の個人保証を不要とする制度を利用することができます。

【ご利用方法】 ・申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。

・必要書類については各機関にご相談下さい。

日本政策金融公庫（国民生活事業）

【貸付限度額】 7千2百万円

【貸付利率】 特別利率②（ただし、地方公共団体の防災業務計画等に則り、地域と連携又は自社以外と共同の場合は特別利率③）

【貸付期間】 20年以内（うち据置期間2年以内）

【担保・保証条件】 経営者本人の個人保証を不要とする制度を利用することができます。

【ご利用方法】 ・申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。

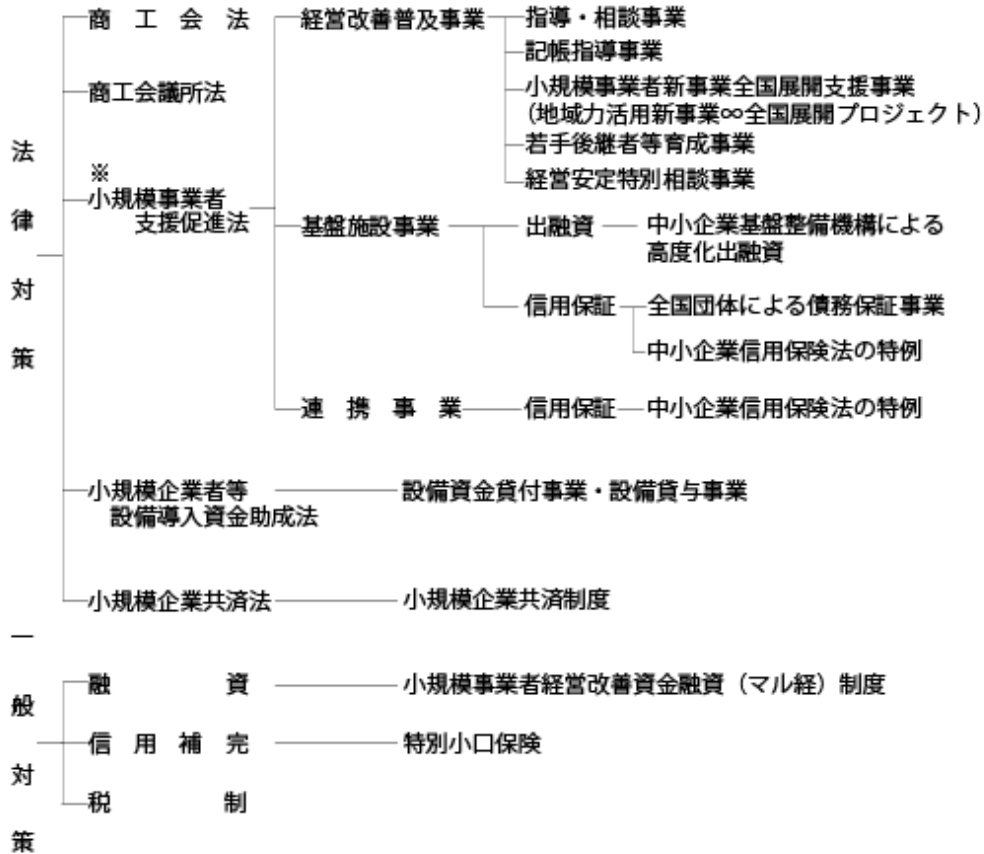
・必要書類については各機関にご相談下さい。

《問い合わせ先》 日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）
事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

経営安定

第12章 小規模企業支援

図表 1-12-1 小規模企業対策の体系図



小規模企業

※商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律

第1節 商工会・商工会議所等を通じた支援

小規模事業者支援促進法等に基づき、商工会や商工会議所等を通じて小規模事業者に対する経営普及事業等を実施。

小規模事業者は全中小企業の事業所の約87%、全中小企業の従業員の約26%を占める等、地域経済の要として、地元資源や技術の活用、雇用の場の提供など地元に着目した活動を通じて、地域社会に大きな役割を果たすとともに、日本経済の発展に大きく貢献しています。

その一方で、小規模事業者は、以下のような経営上の問題点を抱えています。

- (1) 事業主自身が労働に従事している場合が多く、調査企画部門が著しく弱いために、環境の変化や市場の動向等に関する情報を十分に収集し、処理する能力に欠けていること
- (2) 家計と営業の未分離なものが多く、経営内容を的確に把握することが困難で、金融申込みや税務申告に支障を生じるなど、経営近代化を遅らせる原因となっていること
- (3) 資本蓄積が不十分であり、信用力や資金調達力が弱いこと
- (4) 設備資金の調達難などから、設備の近代化を始めとして一般的に事業の近代化が立ち遅れていること
- (5) 個人企業が多く、企業の発展、衰退が一個人に強く依存し、経営が不安定になること
- (6) 特定の取引先に対する依存度が高いこと

このため、従来から小規模事業施策においては、小規模事業者が相寄り相集まって共同で事業を行うことにより、生産性を高めることができるよう、各種施策を講じてきました。

中でも、小規模事業対策の中核的実施機関である商工会・商工会議所は、小規模事業者の経営の改善発達を図るため個別企業への相談・指導を中心とした経営改善普及事業を50年余りにわたって実施しており、小規模事業者の実態に精通しています。

近年、技術革新や情報化の進展などを背景とした経営資源の高度化、消費者ニーズの変化、税制改革、環境問題など、小規模事業者を取り巻く社会経済環境は大きく変化しており、それに伴い、小規模事業者の支援ニーズも創業、経営革新、ITなど多様化・高度化しています。

今後の小規模企業支援においては、このような多様化・高度化するニーズに的確に対応していくことが必要となっています。

1 商工会・商工会議所

商工会・商工会議所は、それぞれ「商工会法」「商工会議所法」に基づき設立された認可法人です。全国で、商工会は主に町村地域に1,679ヵ所、商工会議所は主に市地域に514ヵ所設立されています。商工会、商工会議所は、商工業の総合的な改善発達を図り、併せて社会一般の福祉の増進に資することを目的とした、「地域

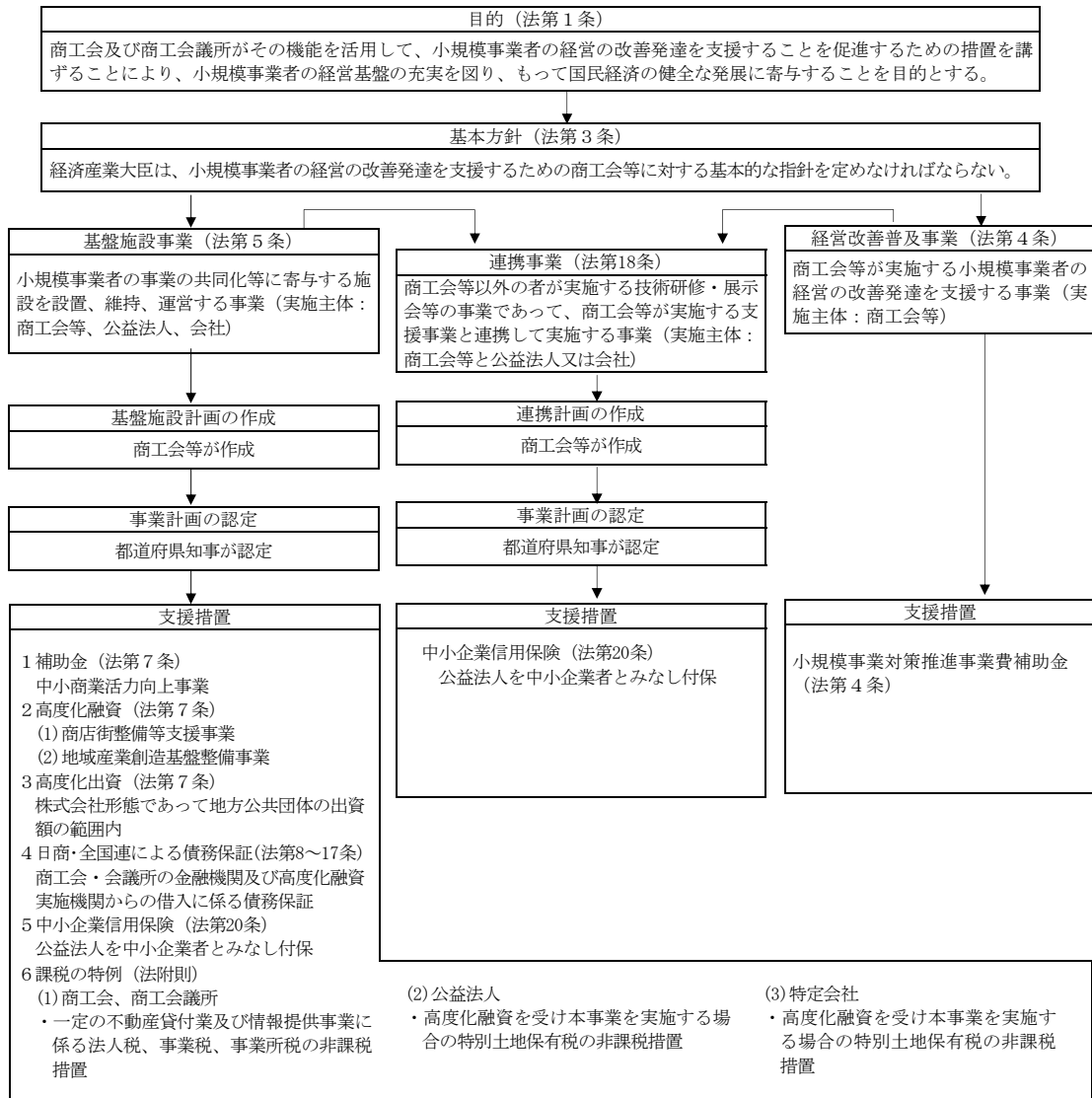
の総合経済団体」です。

商工会、商工会議所は商工会法、商工会議所法ができる以前より、地域の商工業者の集まりである民間団体として小規模事業者に対する指導業務を行っていた経緯にかんがみ、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模事業者支援促進法）」において、小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（経営改善普及事業）を実施する「指導団体」として位置付けられています。

商工会、商工会議所は、経営改善普及事業の他にも、商工業に関する施設の設置・運用（基盤施設事業）、商工業に関する調査研究、講習会・講演会・展示会等の開催、意見の公表や国会や行政庁への意見具申、共済事業を始めとした社会一般の福祉の増進等、地域経済の活性化のための様々な事業を実施しています。

(1) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 (小規模事業者支援促進法) (平成5年法律第51号)

図表 1-12-2 小規模事業者支援促進法の体系図



[1] 活用する場合の諸手続等の方法

事業計画の認定等については、都道府県の商工行政担当課に提出することになります。

[2] 指導・相談窓口

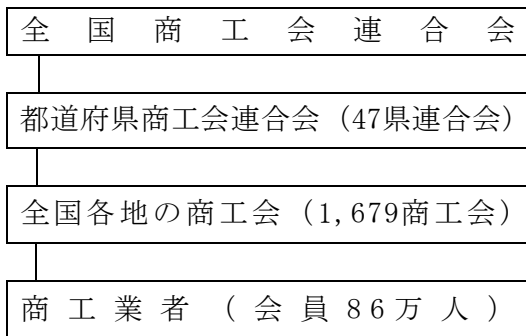
中小企業庁経営支援課
各経済産業局（沖縄総合事務局を含む）中小企業担当課
各都道府県中小企業行政担当課

(2) 商工会・商工会議所の概要

商工会の概要

[1] 根拠法:商工会法（昭和35年法律第89号）

[2] 組織及び会員（平成25年4月1日現在）



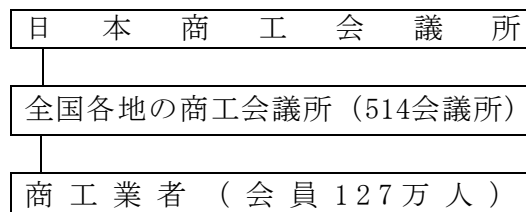
[3] 商工会の主な事業

- (ア) 小規模事業者に対する金融、税務、経理、経営、労働、取引等の相談指導等（いわゆる経営改善普及事業）
- (イ) 商工業に関する施設の設置、運用（基盤施設事業）
- (ロ) 商工業に関する調査研究、情報・資料の収集等
- (ハ) 商工業に関する講習会、講演会、展示会等の開催
- (ニ) 意見の公表、国会や行政庁への意見具申
- (ホ) 社会一般の福祉の増進
- (ヘ) その他

商工会議所の概要

[1] 根拠法:商工会議所法（昭和28年法律第143号）

[2] 組織及び会員（平成25年4月1日現在）



[3] 商工会議所の主な事業

- (ア) 小規模事業者に対する金融、税務、経理、経営、労働、取引等の相談・指導等（いわゆる経営改善普及事業）
- (イ) 商工業に関する施設の設置、運用（基盤施設事業）
- (ウ) 意見の公表、国会や行政庁への意見具申
- (エ) 商工業に関する調査研究、情報・資料の収集等
- (オ) 商品の証明・検査、輸出品の原産地証明の実施
- (カ) 商工業に関する講習会、講演会、展示会等の開催
- (キ) 商工業に関する技術又は技能の普及又は検定
- (ク) 社会一般の福祉の増進
- (ケ) その他

図表 1-12-3 平成 23 年度経営改善普及事業の実績（商工会・商工会議所）

（単位：件）

	経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	その他	合計
合計	139,359	1,591,907	82,351	637,623	679,599	573,998	79,883	17,312	1,191,161	4,993,193

小規模企業

2 経営改善普及事業

商工会、商工会議所は、経営改善普及事業として、経営指導員等を設置し、小規模事業者に対する個別相談・指導を実施し、また、税理士会とも協力して税務に関する指導を実施しています。一方、近年地域経済の活性化と小規模事業者の経営の改善発達を一体的に行っていく必要があること、産業構造の変化、技術革新の進展に伴い経営資源が高度化していること、小規模事業者が持ち前の機動性を発揮して事業を展開することが必要となっていること等により、経営改善普及事業も個別の相談・指導を中心とした体系から地域振興事業の実施、専門指導体制の整備、後継者育成等の人材能力開発の推進、創業や経営革新、新事業展開に関する支援等をも含めた多面的な体系へ変化しています。

（1）経営指導員等による相談・指導

小規模事業者の経営や技術の改善、向上を促進するため、各市町村にある商工会や商工会議所に経営指導員が置かれ、小規模事業者の経営相談、経営指導等に当たっています。経営指導員は、小規模事業者がその経営において必要な金融、税務、労働、取引、経理、その他あらゆる分野にわたってきめ細かく相談に応じ、指導を行います。

また、通常の相談に対し、高度かつ専門的な問題、業種別の問題あるいは広域的な問題等に対応するため、都道府県商工会連合会に広域指導センターが、商工会議所の内部に専門センターが設置されており、専門経営指導員や嘱託専門指導員が具体的な相談に応じています。

さらに、技術・経営に関する分野の知識や技能を持つ専門家を都道府県商工会連合会等に登録し、小規模事業者等からの要請に応じこれらの専門家を派遣する事業も併せて実施しています（エキスパートバンク）。

一方、経営指導員が小規模事業者の相談に応じるためには、新たな経営管

理手法や、施策情報等を習得する必要があります。このため、商工会、商工会議所の経営指導員等を対象に全国統一のカリキュラムによるWEB上での継続的な研修を実施し、経営指導員等の資質向上を図っています。

(2) 記帳指導

小規模事業者には、経営と家計が未分離なものが多く、企業として最低限必要な帳簿を作成していないものが多くみられますが、記帳は小規模事業対策として行われる金融面や税制面の施策を受ける基礎となるばかりでなく、小規模事業者の経営改善の前提です。このため、従来から企業記帳を専門的に指導する記帳専任職員及び記帳指導員を商工会、商工会議所に配置しています。これら記帳専任職員等は、小規模事業者の記帳を指導するばかりでなく、必要に応じて企業のための記帳事務の代行も行います。

また、小規模事業者の記帳の合理化を図るなどの目的で、記帳の機械化を推進し、インターネットを利用したASP型の財務管理システム「ネットde記帳」の導入を支援しています。これは、インターネット環境を備えたパソコンであれば、どこからでもアクセス・記帳ができる財務管理システムで、経理作業が容易に行えるとともに、入力データをもとに仕訳帳や決算報告書の作成ができるシステムです。

(3) 相談・指導以外の主な経営改善普及事業

経営指導員等の相談・指導以外にも、地域振興・販路開拓・創業支援等を図るため、商工会、商工会議所を通じ、次のような支援を実施しています。

[1] 小規模事業者新事業全国展開支援事業（地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト）

地域の資源を活用した新たな製品の開発や全国的な販路開拓、観光開発といった、地域の産品や魅力を全国に発信し、人々を惹き付けようとする取組等に対して幅広い支援を行っています。

具体的には、商工会・商工会議所等が地域の小規模事業者等と協力して行う新製品の開発や観光資源の開発、全国展開へ向けた情報発信などの取組に対する支援や全国的な商談展示会の開催などによるマッチング支援を行います。

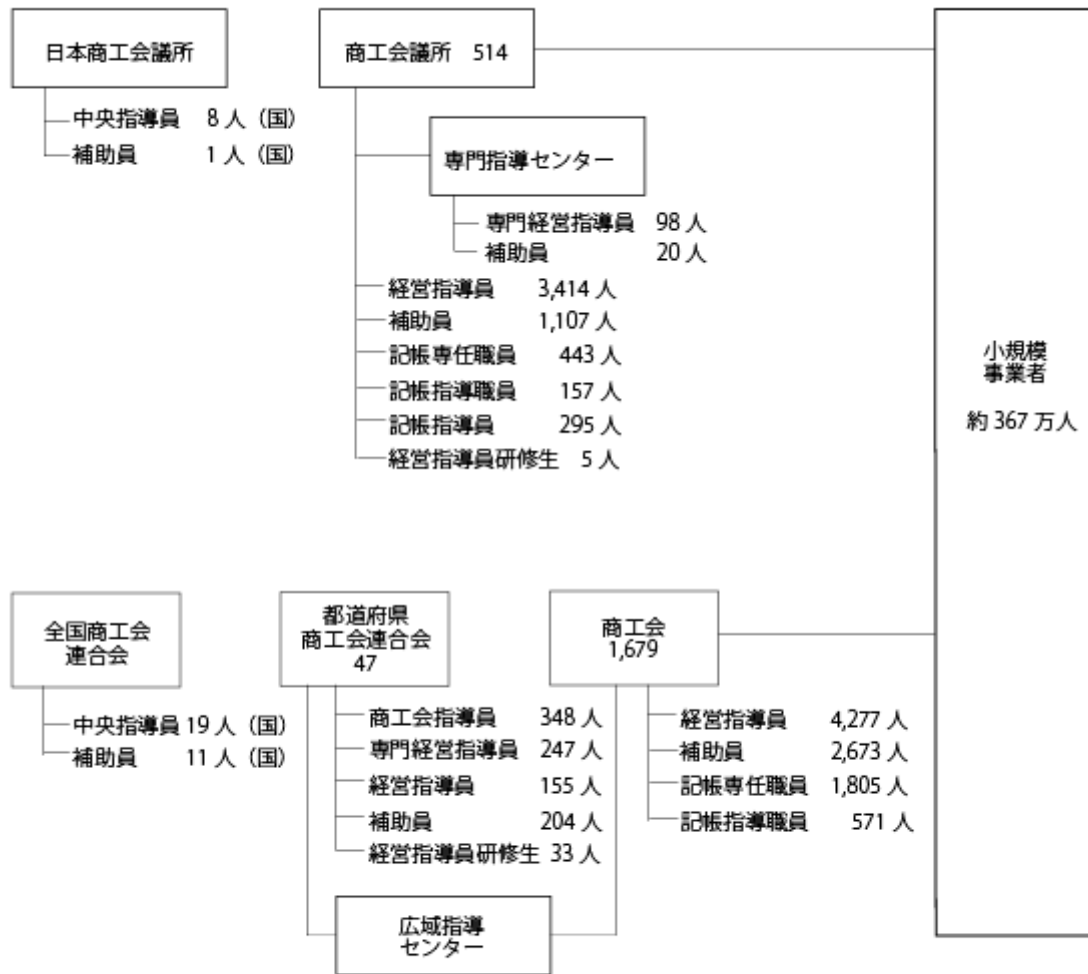
[2] 若手後継者等育成事業

商工会、商工会議所においては、小規模事業に従事する青年・女性層や若手後継者を対象にその資質向上を図るための研修会等の開催や調査研究等を実施しています。

[3] 経営安定特別相談事業（185ページ参照）

全国の商工会議所及び都道府県商工会連合会に「経営安定特別相談室」を設置して中小企業者からの相談に応じています。

図表 1-12-4 小規模事業者に対する指導体制（平成24年度）



小規模企業

注1) (国)は国庫補助対象
 注2) 商工会等の数字は平成24年4月1日現在
 注3) 小規模事業者数は、総務省「平成21年経済センサス基礎本調査」の小規模企業数

3 基盤施設事業

小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業を従前にも増して推進するために、平成5年に「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模事業者支援促進法）」を制定しました。この中で、高い公益性を有する地域の総合経済団体であって、長年にわたり経営改善普及事業の実績を通じて小規模事業者の実態に精通している商工会・商工会議所を、小規模事業者の経営の改善発達を総合的に支援する主体として位置付け、これらによる事業の共同化等に寄与する施設を設置する事業（基盤施設事業）等に対して、支援措置を講じております。

基盤施設事業は、直接的に小規模事業者の経営基盤たる施設の近代化を促進するとともに、事業の集団化、共同化等による経営の効率化、近代化の促進について小

規模事業者が経験的学習を積む機会を提供することにより、その経営能力を向上させ、併せて地域商工業の総合的な改善発達に寄与することを目的とした事業です。事業内容は、小規模事業者の事業の集団化、共同化等に寄与する施設を商工会等が自ら又は商工会等の指導及び助言を受ける者（会社、公益法人を想定）が設置・運営する事業で、具体的な施設は、次のとおりです。

- (1) 共同工場、共同店舗等の小規模事業者の事業活動の場となる施設
- (2) 展示場、研修施設等の小規模事業者の事業活動を支援する施設
- (3) 多目的ホール、駐車場等の小規模事業者の集客力向上に資する施設

なお、「小規模事業者支援促進法」の認定を受けた基盤施設計画に基づいて基盤施設事業を実施する際に、次のような各種支援措置が受けられます。

さらに、商工会等が行う小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（経営改善普及事業又は基盤施設事業）と連携して実施される、小規模事業者の技術の向上、新たな事業分野の開拓等に寄与する事業を、連携計画に基づいて商工会等以外のものが実施する際にも、中小企業信用保険法の特例措置（297ページ参照）が受けられます。

（１）補 助 金

中小商業活力向上事業費補助金（365ページ参照）

商工会、商工会議所等又は公益法人が認定基盤施設計画に従って、中心市街地以外の地域において、一体となつて行う少子高齢化、環境保全、安全・安心・防犯・防災等の国家的政策課題と調和した商業活性化への取組に対し、その経費の一部を補助します。

（２）金融上の支援措置

[1] 高度化融資（233ページ参照）

商工会、商工会議所又は第3セクター（公益法人・株式会社）が認定基盤施設計画に従って以下の基盤施設事業を実施する場合、中小企業基盤整備機構の無利子融資の対象となります。

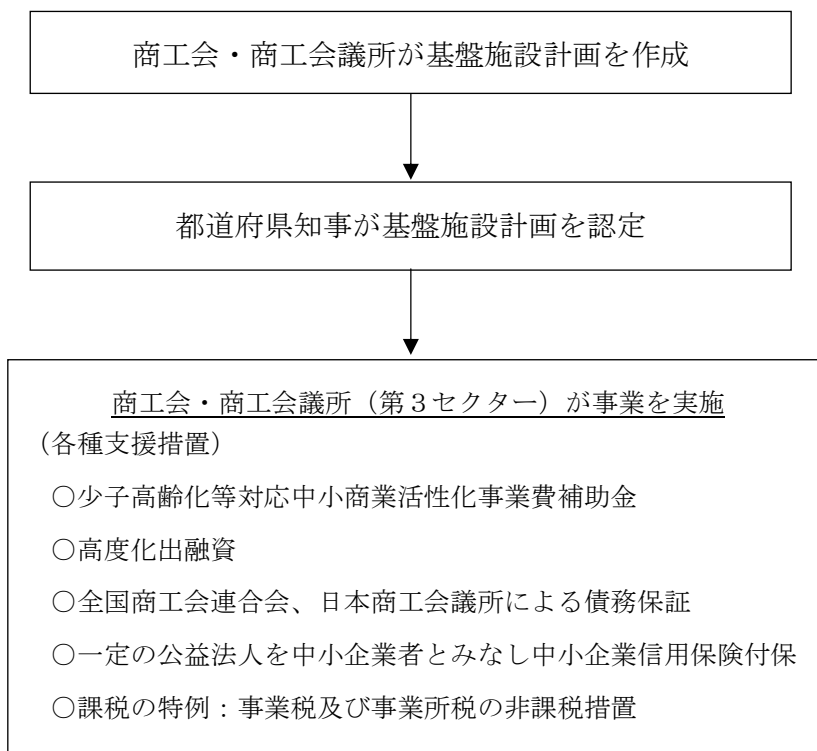
(ア) 商店街整備等支援事業

商店街の活性化を図るための施設又はこれらの施設と併せてショッピングセンター型の商業店舗を設置・運営する事業

(イ) 地域産業創造基盤整備事業

地域の産業おこしの基盤となる施設の設備・運営を行う事業

図表 1-12-5 基盤施設事業の体系図



小規模企業

[2] 債務保証

商工会若しくは都道府県商工会連合会又は商工会議所が、認定基盤施設計画に従って実施する基盤施設事業に必要な設備資金を民間金融機関及び高度化融資実施機関から借り入れる場合に、当該借入れに係る債務を、それぞれ全国商工会連合会・日本商工会議所が保証します。

[3] 中小企業信用保険法の特例

認定基盤施設計画又は認定連携計画に従って、基盤施設事業又は連携事業を実施する一定の公益法人を中小企業信用保険法上の中小企業者とみなして、当該公益法人の行う基盤施設事業又は連携事業の実施に必要な資金の借入れを保険の対象とします。

(3) 税制上の支援措置

[1] 法人税、事業税、事業所税の非課税

商工会等の非収益事業所得については、非課税となっています。収益事業所得についても、商工会等が以下の事業を実施する場合は、収益事業の範囲から除外され、法人税、事業税、事業所税が非課税になります。

(認定基盤施設事業を実施する場合であって、)

- (ア) 共同店舗、共同工場を設置し、小規模事業者到低廉な料金で賃貸する事業
(不動産貸付業)

- (イ) 新たな特産品開発、販路開拓等に関する情報を、データベース等を通じて情報提供する事業（無体財産権の提供等）

[2] 特別土地保有税の非課税

第3セクターが高度化融資を受けて認定基盤施設事業を実施する場合、その事業の用に供する土地に対しては、特別土地保有税が非課税になります。

図表 1-12-6 税制上の支援措置

税の種類 \ 実施主体	商工会等自ら事業を実施	財団形態の第3セクターが事業を実施	会社形態の第3セクターが事業を実施
法人税	○	×	×
事業税	○	×	×
事業所税	○	×	×
特別土地保有税	×	○	○

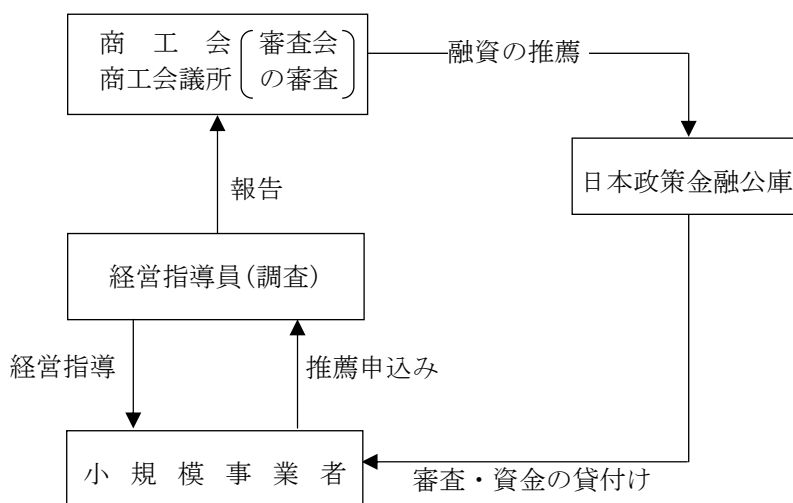
○：非課税措置

4 小規模事業者経営改善資金融資（マル経）制度

中小企業のうち特に小規模事業者は、経営内容が不安定であること、担保・信用力が乏しいこと等の理由から事業の生命線ともいえるべき金融確保の面で極めて困難な立場に置かれています。

本制度は、こうした状況に鑑み、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行い、もって小規模事業者の経営改善を図るべく、昭和48年に制定されたものです。

図表 1-12-7 マル経制度の体系図



(1) 貸付対象者

- [1] 商工業者であって、常時使用する従業員が商業・サービス業にあつては5人以下、製造業その他にあつては20人以下の会社・個人事業主
- [2] 原則として6ヵ月以前から、経営指導を受けている者であつて、経営指導員による経営指導に基づく設備、施設の近代化・販売方法の改善、その他の経営又は技術の改善のために必要な資金を借り入れようとする者であること（指導期間の短縮ができる場合があります。）。
- [3] 最近1年以上同一会議所等の地区内で事業を行っている者であること（ただし、他の会議所等の地区から移転の場合は営業期間を通算できる）。
- [4] 所得税、法人税、事業税又は都道府県民税若しくは市町村民税（均等割を含む）について、納期限の到来している当該義務納税額（延納又は納税猶予に係る税額を除く）を、原則としてすべて完納している者。
- [5] 商工業者であり、かつ日本政策金融公庫の非融資対象業種等に属していない者。

(2) 貸付条件

- [1] 貸付限度額：1,500万円
 - [2] 貸付金利：平成25年8月9日現在1.75%
（日本政策金融公庫の基準金利－0.3%）
 - [3] 貸付期間：設備資金10年以内（うち据置2年以内）、運転資金7年以内
（うち据置1年以内）
 - [4] 担保等：無担保・無保証人
- ※東日本大震災により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者の方（特定被災区域に所在する者に限る。）には、別枠1,000万（貸付後3年間更に0.9%の金利引き下げ）の措置あり。

(3) 問い合わせ先

主たる事業所の所在する地区の商工会、商工会議所、日本政策金融公庫各支店。
沖縄振興開発金融公庫本・支店。

第2節 小規模企業の設備投資支援

小規模企業者等設備導入資金制度は、都道府県の中小企業支援センター(貸与機関)が小規模企業者等に資金貸付や割賦販売・リースを行い、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備導入の支援を行っています。

小規模事業者は全中小企業の事業所の87.2%、全中小企業の従業員の32.2%を占める等、地域経済の要として、地元資源や技術の活用、雇用の場の提供など地元に着した活動を通じて、地域社会に大きな役割を果たすとともに、日本経済の発展に大きく貢献しております。

しかし、一方で小規模事業者は、以下のような経営上の問題点を抱えています。

- (1) 事業主自身が労働に従事している場合が多く、調査企画部門が著しく弱いために、環境の変化や市場の動向等に関する情報を十分に収集し、処理する能力に欠けていること
- (2) 家計と営業の未分離なものが多く、経営内容を的確に把握することが困難で、金融申込みや税務申告に支障を生じるなど、経営近代化を遅らせる原因となっていること
- (3) 資本蓄積が不十分であり、信用力や資金調達力が弱いこと
- (4) 設備資金の調達難などから、設備の近代化を始めとして一般的に事業の近代化が立ち遅れていること
- (5) 個人企業が多く、企業の発展、衰退が一個人に強く依存し、経営が不安定になること
- (6) 特定の取引先に対する依存度が高いこと

このため、従来から小規模事業施策においては、小規模事業者が相寄り相集まって共同で事業を行うことにより、生産性を高めることができるよう、各種施策を講じてきました。

中でも、小規模事業対策の中核的実施機関である商工会・商工会議所は、小規模事業者の経営の改善発達を図るため個別企業への相談・指導を中心とした経営改善普及事業を40年余りにわたって実施しており、小規模事業者の実態に精通しています。

近年、技術革新や情報化の進展などを背景とした経営資源の高度化、消費者ニーズの変化、税制改革、環境問題など、小規模事業者を取り巻く社会経済環境は大きく変化しており、それに伴い、小規模事業者の支援ニーズも創業、経営革新、ITなど多様化・高度化しています。

今後の小規模企業支援においては、このような多様化・高度化するニーズに的確に対応していくことが必要となっています。

1 小規模企業者等設備導入資金制度の概要

小規模企業は、創業を行ったり、生産性の向上等の経営基盤の強化を図るための設備投資を行う上で、大企業や中堅企業と比較して一般に信用力や資金調達力が脆弱であることから、設備導入を希望してもその実施が困難な状況にあります。

したがって、このような小規模企業者及び創業者の経営基盤の強化に必要な設備導入の促進を図ることを目的として、小規模企業者等設備導入資金制度を設け、設備資金貸付事業及び設備貸与事業の2つの事業を実施しています。

本制度の要件の概要は、次の表のとおりです。

図表 1-12-8 小規模企業設備資金制度の概要

	設備資金貸付事業	設備貸与事業	
		割賦事業	リース事業
対象者	小規模企業者等（注1）及び創業者（注2）		
貸付・貸与 限度額	4,000万円（所要資金の1/2以内） ※ 創業者・企業者の特例 (1) 創業後1年以上の創業者 貸付限度額6,000万円（所要資金の1/2以内） (2) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法による中小企業経営資源活用計画又は新事業活動促進法による経営革新計画認定企業者並びに中小企業技術革新制度において特定補助金の交付を受けた企業者 (3) 農商工法の認定農商工等連携事業計画や企業立地法の承認企業立地計画及び承認事業高度化計画に従って設備の導入等を行う場合 (4) 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の認定商店街活性化事業計画に従って設備を導入する場合 <上記（2）～（4）> 貸付限度額6,000万円（所要資金の2/3以内）	8,000万円	
利子等	無利子	割賦損料率：3%以下 保証金：10%以下	月額リース料率 （3年リースは約3.0%程度 5年リースは約1.8%程度）
償還期間等	7年以内（公害防止施設は12年以内）		
担保・保証人	保証人又は物的担保が必要	原則として保証人が必要。担保が必要となる場合もある。	

小規模企業

（注1） 小規模企業者等とは、次に掲げる者をいう。

- 〈1〉 小規模企業者（常時使用する従業員数が20人〈商業・サービス業の場合は5人〉以下の事業者）
- 〈2〉 常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人（小規模企業者を除く）のうち次の要件を満たすもの
 - ・銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行からの借入金残高が4.2億円以下であること
 - ・直近3事業年度の経常利益の平均額が3,500万円以下であること

- ・大企業者からの出資等の割合が単独で3分の1を超えていないこと
- (注2) 創業者とは、次に掲げる者のうち小規模企業者等に該当する者をいう
- 〈1〉 1月(会社を設立する場合は2月)以内に創業する具体的計画を持っている者
 - 〈2〉 創業後5年以内の者

2 設備資金貸付事業及び設備貸与事業の概要

(1) 設備資金貸付事業

設備資金貸付事業は、貸与機関(各都道府県に設置されている都道府県等中小企業支援センター)が小規模企業の方に対して、創業及び経営基盤の強化に必要な設備を導入するための設備資金を無利子で貸し付ける事業です。その内容は次のとおりとなっています。

[1] 貸付対象者

貸付対象となるのは、小規模企業者等又は創業者であって、次に掲げる要件を満たす方となります。

- (ア) 対象設備の導入に係る資金を銀行等の一般の金融機関から融通を受けることが困難であり、かつ、貸付金の償還の見込みが確実と認められること。
- (イ) 当該会計年度に設備貸与事業を既に利用している者又は同時に利用する者にあつては、設備資金貸付事業の貸付額の上限に対する利用額の割合と設備貸与事業の貸与額の上限に対する利用額の割合との合計が100%を上回らないこと。
- (ウ) 性風俗関連特殊営業に該当する業種、その他公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと認められる業種、その他特別の理由により対象とすることが適当でないと各都道府県知事が認める業種に関する事業のための設備導入でないこと。

[2] 貸付対象設備

貸付対象設備は、次に掲げる設備となります。ただし、土地及び建物(小売業等の店舗の内装工事及び外装工事を除く)、賃貸用の物品等その他特別の理由により対象とすることが適当でないと各都道府県知事が認める設備は対象となりません。

- (ア) 創業者の事業を行うために必要がある設備
- (イ) 小規模企業者等の経営基盤の強化を図るために新たに導入する必要がある設備であつて、次のいずれかに該当するもの
 - (a) その設備を導入することにより企業の付加価値額又は従業員1人当たりの付加価値額が一定以上向上すると見込まれるもの
 - (b) 公害防止等設備として定められた設備

[3] 貸付金額及び貸付割合

一の借主当たりの貸付金額は50万円以上4,000万円以下で、貸付割合は2分の1以内となります。ただし、創業者については、創業後1年を経過した創業

者の貸付金額は50万円以上6,000万円以下、それ以外の創業者の貸付金額は25万円以上4,000万円以下となり、また、以下の①～④については、貸付金額は66万円以上6,000万円以下で貸付割合は3分の2以内となります。

- ①産業活力再生特別措置法の認定中小企業経営資源活用計画に従って設備の導入をする者又は、新事業活動促進法による経営革新計画認定企業者並びに、中小企業技術革新制度において特定補助金の交付を受けた企業者
- ②企業立地の促進等による産業集積の形成及び活性化に関する法律の承認企業者
- ③中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律による農工商等連携事業計画の認定企業者
- ④商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の承認企業者

[4] 貸付利率及び償還期間

資金の貸付けは無利子で、償還期間は7年以内（公害防止施設にあっては、12年以内）となり、据置期間1年以内の年賦、半年賦又は月賦均等償還となります。

[5] 担保又は保証人

貸付けを受けるためには、連帯保証人又は物的担保（抵当権、譲渡担保等）が必要となります。

（2） 設備貸与事業

設備貸与事業は、小規模企業の方が創業及び経営基盤の強化のために必要とする設備について、貸与機関が、その方に代わって購入し、その方に設備貸与（割賦販売・リース）をする事業です。その内容は次のとおりとなっています。

[1] 貸与対象者

貸与対象となるのは、小規模企業者等又は創業者であって、次に掲げる要件を満たす方となります。

- (ア) 対象設備の導入に係る資金を銀行等の一般の金融機関から融通を受けることが困難であり、かつ、賦払割賦料及びリース料の支払の見込みが確実と認められること。
- (イ) 当該年度に設備資金貸付事業を既に利用している者又は同時に利用する者にあつては、設備資金貸付事業の貸付額の上限に対する利用額の割合と設備貸与事業の貸与額の上限に対する利用額の割合との合計が100%を上回らないこと。
- (ウ) 性風俗関連特殊営業に該当する業種、その他公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないとして認められる業種、その他特別の理由により対象とすることが適当でないとして各都道府県知事が認める業種に関する事業のための設備導入でないこと。

[2] 貸与対象設備

設備貸与の対象設備は、次に掲げる設備となります。ただし、土地及び建物、賃貸用の物品等その他特別の理由により対象とすることが適当でない各都道府県知事が認める設備は対象となりません。

- (ア) 創業者の事業を行うために必要がある設備
- (イ) 小規模企業者等の経営基盤の強化を図るために新たに導入する必要がある設備であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) その設備を導入することにより企業の付加価値額又は従業員1人当たりの付加価値額が一定以上向上すると見込まれるもの
 - (b) 公害防止等設備として定められた設備

なお、一の者に設備貸与をする設備の価格の合計額は、100万円以上8,000万円以下となります。

[3] 賦払割賦・リース料

割賦に関する賦払割賦料は、貸与設備の購入価格について据置期間1年以内の年賦、半年賦又は月賦により支払い、賦払期間中は貸与設備の購入価格の未払相当額に対して年率3.0%以下程度の利率による割賦損料（実質金利）を加算して支払うこととなります。

リースに関するリース料は、リース期間中貸与設備の購入価格に対してリース期間ごとに定めた月額リース料率（年1～3%程度）を乗じて得た額を支払うこととなります。

[4] 賦払・リース期間

割賦に関する賦払期間は、7年以内（公害防止施設にあつては、12年以内）となります。

リースに関するリース期間は、原則3年以上7年以内の範囲で貸与設備の耐用年数により定められることとなります。

[5] 保証金及び保証人

割賦については、原則として賦払割賦料の10分の1の額以内の額の保証金を支払うことが必要となります（リースの場合は必要ありません）。

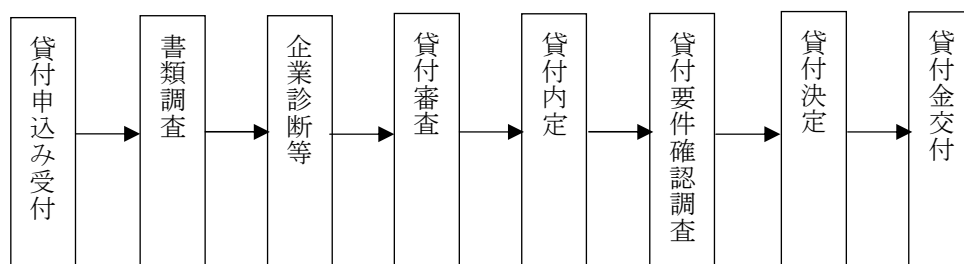
また、割賦及びリースについては、原則として保証人が必要となり、場合によっては担保が必要となることもあります。

3 貸付・貸与申請手続等

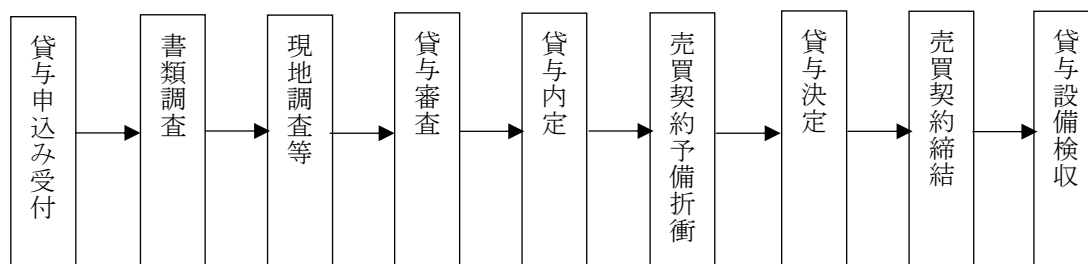
各都道府県の貸与機関において申請の受付を行い、書類調査及び企業診断、実地調査等を実施した上で貸付・貸与決定が行われます。

具体的な手続方法等については、各県の貸与機関により多少異なります。

(1) 設備資金貸付事業の資金貸付けまでの手順



(2) 設備貸与事業の設備貸与までの手順



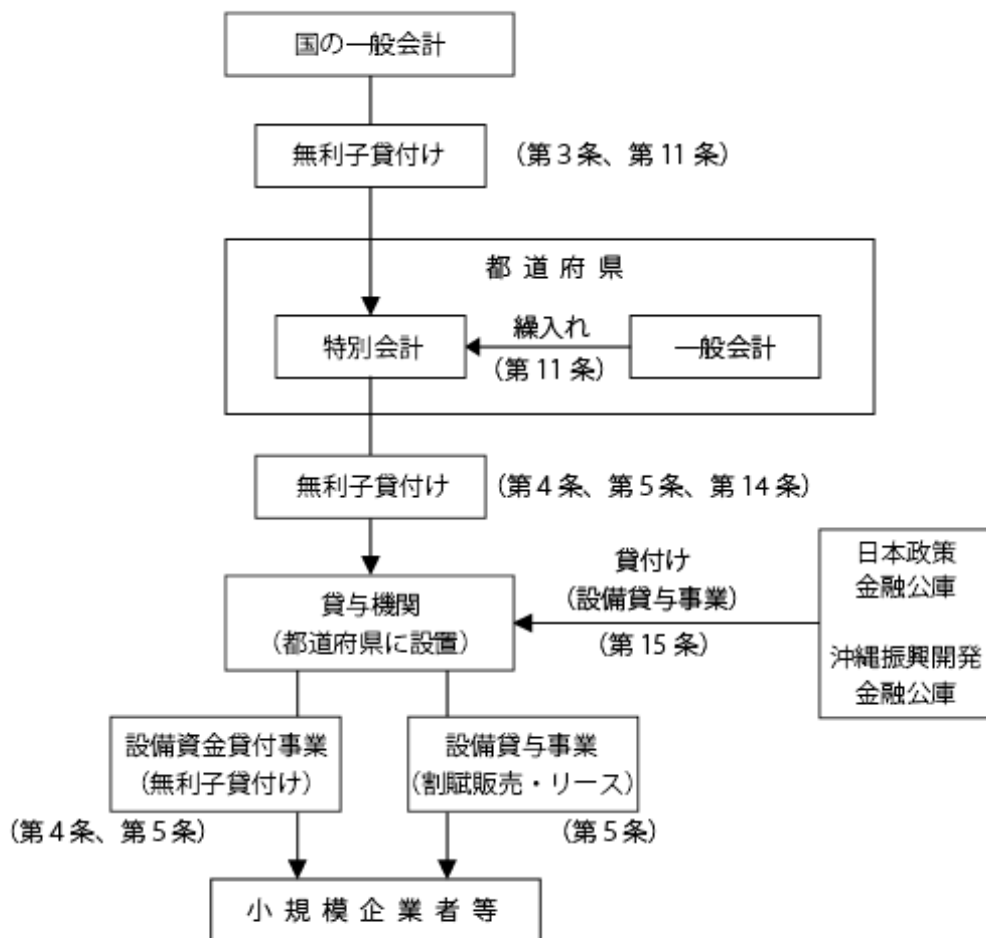
※ 売買契約とは、貸与機関とディーラー等との貸与設備の売買に関するものをいう。

小規模企業

4 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）

小規模企業者等設備導入資金助成法は、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するための資金の貸付けを行う都道府県に対し、国が必要な助成を行うことにより、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与することを目的とし、各都道府県の貸与機関に対する小規模企業者等設備導入資金貸付事業並びに貸与機関の行う設備資金貸付事業及び設備貸与事業について定める法律です。

図表 1-12-9 小規模企業者等設備導入資金助成法の体系図



第3節 小規模企業共済制度

小規模企業の経営者が廃業や退職に備え生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておくための共済制度

小規模企業共済制度の概要

(1) 小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）

小規模企業者は経営基盤が脆弱であり、経営環境の変化の影響を受けやすいため、中小企業の中でも特に高い事業リスクを抱えています。将来において小規模企業者が退職、廃業等に遭遇した場合に、その後の生活の安定や事業の再建などのための資金をあらかじめ準備しておくことが必要となります。そのための共済制度としての小規模企業共済制度の運営等について定めている法律です。

(2) 制度の概要

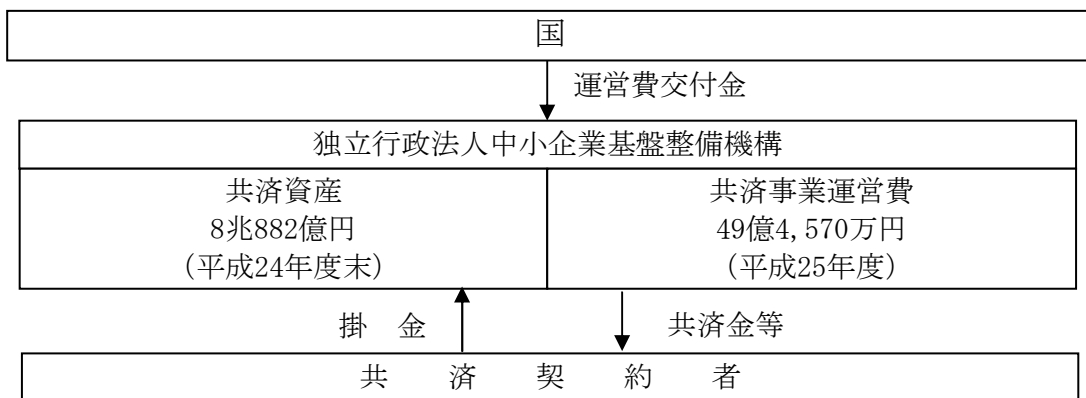
小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者が廃業や引退に備える制度であり、いわば小規模企業者のための退職金制度です。共済契約者が中小機構に掛金を納付し、中小機構がこれらの掛金を運用した上で、事業の廃止等があった際に共済金等を給付する制度です。昭和40年に制度が創設され、平成25年3月末の在籍者は約122万人となっており、全国の小規模企業の約4割の方が加入されています。

なお、平成23年1月1日からは、これまでの加入対象者に加え、新たに個人事業主の配偶者や後継者などの「共同経営者」も加入できるようになりました。

加入のお申込みについては、お近くの金融機関、協同組合、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、青色申告会等が取扱窓口となっています。また、詳細のお問い合わせにつきましては中小機構にお尋ね下さい。

小規模企業

図表 1-12-10 小規模企業共済制度の体系図



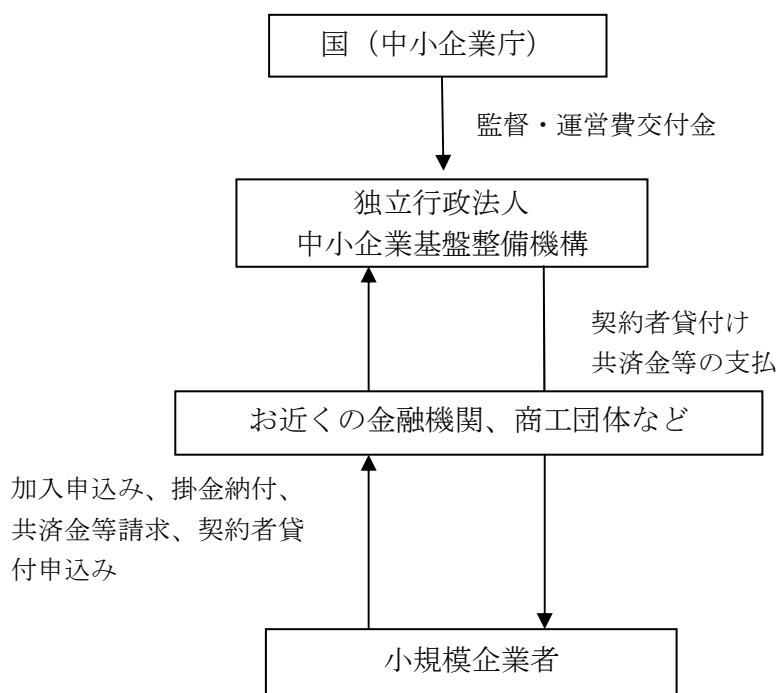
図表 1-12-11 小規模企業共済制度の内容

加入資格	常時使用する従業員が 20 人(商業・サービス業は 5 人)以下の ・個人事業主 ・会社、企業組合、協業組合及び農業の経営を行う農事組合法人の役員 ・個人事業の共同経営者			
掛 金	月額 1,000 円～7 万円(500 円刻み)			
共済事由等	A 共済事由	・個人事業の廃止(死亡等を含む) ・会社等の解散により役員を辞めたとき ・共同経営者が携わる個人事業の廃止 ・共同経営者の死亡等による事業の廃止		
	B 共済事由	・会社等役員の疾病、負傷による退職(死亡を含む) ・高齢給付(65 歳以上で掛金納付期間 15 年以上の者)		
	準共済事由	・会社へ組織変更して、役員にならない ・配偶者又は子に事業の全部を譲渡 ・会社等役員の任意退職		
	解約事由	・12 月以上の掛金滞納 ・会社へ組織変更して、小規模企業の役員になる ・任意解約		
共済金等の額の例(掛金月額 1,000 円の場合) (単位:千円)				
掛金納付年数	10 年	15 年	20 年	30 年
掛 金 合 計	120	180	240	360
A 共 済 金	129	201	279	435
B 共 済 金	126	194	266	421
準 共 済 金	120	180	242	383
解約手当金	102	167	240	378
・準共済金は、掛金合計額に満たない時は掛金合計額となります。 ・解約手当金は掛金納付期間に応じ掛金の 80%から 120%の範囲となります。掛金納付月数が 240 月(20 年)未満での受取額は、掛金合計額を下回ります。				
共済金の分割支給	・条 件：A 共済事由又は B 共済事由であること(共済契約者の死亡の場合を除く)。共済金の一部を分割して受け取ることもできます。共済事由発生日の年齢が満 60 歳以上 支給対象共済金の額が 300 万円以上 (一部の分割を希望する場合は 330 万円) ・支給期間：10 年又は 15 年 ・支給時期：毎年 2 月、5 月、8 月、11 月の 4 回			
税法上の扱い	・掛 金：全額所得控除扱い ・共 済 金：退職所得扱い(解約手当金については、みなし解約〈準共済〉及び 65 歳以上の任意解約以外は、一時所得扱い) 分割共済金は、公的年金等の雑所得扱いです。			
契約者貸付制度	[一般貸付] 簡易迅速に、事業資金又は事業に関連する資金を貸し付けるものです。 ・貸付限度額：掛金総額に掛金納付月数に応じて 7～9 割を乗じて得た額(10 万円以上で 5 万円の倍数となる額)と 1,000 万円のいずれか少ない額 ・貸付利率：年利 1.5% ・貸付期間：6 月、12 月、24 月(105 万円以上)、36 月(305 万円以上)又は 60 月(505 万円以上) ・償還方法：期限一括償還(24 月、36 月又は 60 月の場合は、半年割賦の元金均等割賦償還) ・担保、保証人：不要 [傷病災害時貸付]			

小規模企業

<p>契約者貸付制度</p>	<p>一定期間の入院又は災害等により経営の安定に支障を生じた際に必要な資金を貸し付けるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額：掛金総額に掛金納付月数に応じて7～9割を乗じて得た額 (50万円以上で5万円の倍数となる額)と1,000万円の いずれか少ない額 ・貸付利率：年利0.9% ・貸付期間：36月又は60月 ・償還方法：半年割賦の元金均等割賦償還 ・担保、保証人：不要 <p>〔創業転業時・新規事業展開等貸付〕</p> <p>新規開業・転業を行う際に必要な資金、本人の事業の多角化、後継者の新規開業又は事業多角化資金を貸し付けるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額：掛金総額に掛金納付月数に応じて7～9割を乗じて得た額 (50万円以上で5万円の倍数となる額)と1,000万円の いずれか少ない額 ・貸付利率：年利0.9% ・貸付期間：36月又は60月 ・償還方法：半年割賦の元金均等割賦償還 ・担保、保証人：不要 <p>〔福祉対応貸付〕</p> <p>自宅や事業所のバリアフリー化、福祉機器購入のための資金を貸し付けるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額：掛金総額に掛金納付月数に応じて7～9割を乗じて得た額 (50万円以上で5万円の倍数となる額)と1,000万円の いずれか少ない額 ・貸付利率：年利0.9% ・貸付期間：36月又は60月 ・償還方法：半年割賦の元金均等割賦償還 ・担保、保証人：不要 <p>〔緊急経営安定貸付〕</p> <p>経済的環境の変化等に起因した一時的な業況悪化により経営の安定に支障を生じた際に必要な資金を貸し付けるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額：掛金総額に掛金納付月数に応じて7～9割を乗じて得た額 (50万円以上で5万円の倍数となる額)と1,000万円の いずれか少ない額 ・貸付利率：年利0.9% ・貸付期間：36月又は60月 ・償還方法：半年割賦の元金均等割賦償還 ・担保、保証人：不要 <p>〔事業継承貸付〕</p> <p>事業継承（事業用資産又は株式等の取得）に要する際に必要な資金を貸し付けるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額：掛金総額に掛金納付月数に応じて7～9割を乗じて得た額 (50万円以上で5万円の倍数となる額)と1,000万円の いずれか少ない額 ・貸付利率：年利0.9% ・貸付期間：36月又は60月 ・償還方法：半年割賦の元金均等割賦償還 ・担保、保証人：不要 <p>※ 複数の貸付を利用される場合は、上限は1,500万円となります。</p>
----------------	---

図表 1-12-12 小規模企業共済制度の事務処理図



小規模企業

図表 1-12-13 小規模企業共済制度の加入状況

(単位：件)

年 度	加入人数	脱退人数	在籍人数
昭和40～63	1,761,637	555,297	1,206,340
平成元	124,198	45,237	1,285,301
2	104,739	47,892	1,342,148
3	118,415	51,160	1,409,403
4	117,757	58,292	1,468,868
5	96,340	65,953	1,499,255
6	76,839	73,834	1,502,260
7	67,064	79,524	1,489,800
8	67,281	74,469	1,482,612
9	68,880	75,571	1,475,921
10	57,945	80,257	1,453,609
11	52,895	91,286	1,415,218
12	51,310	83,199	1,383,329
13	47,530	83,252	1,347,607
14	48,394	81,780	1,314,221
15	51,207	85,109	1,280,319
16	53,093	69,685	1,263,727
17	58,681	65,665	1,256,743
18	58,412	65,415	1,249,740
19	59,176	66,225	1,242,691
20	55,005	71,372	1,226,324
21	53,390	70,787	1,208,927
22	64,389	64,171	1,209,145
23	70,719	62,767	1,217,097
24	64,372	64,459	
計	3,449,668	2,232,658	

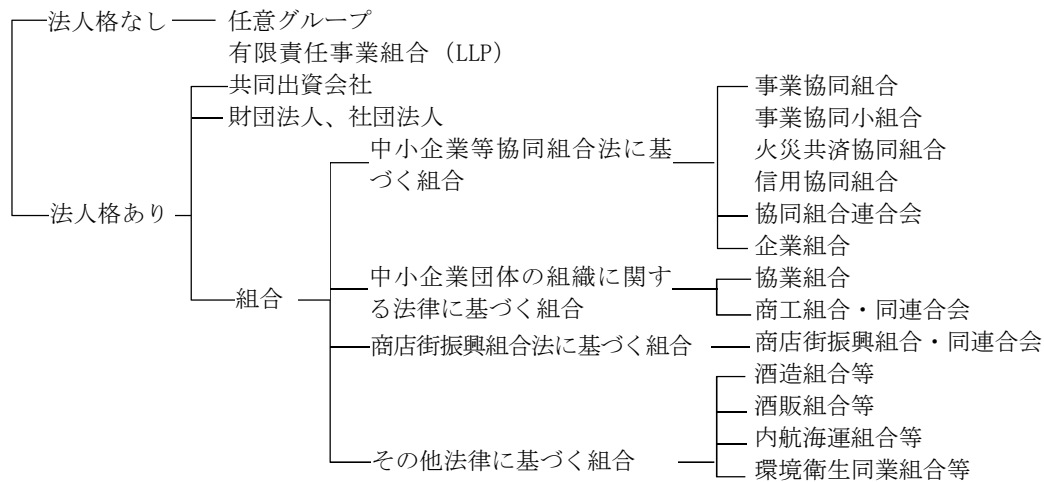
第13章 連携・共同化の推進

第1節 中小企業連携組織対策

中小企業は一般に規模の過小性、技術力の低さ、信用力の弱さ等によって不利な立場に立たされている場合が多く、そのため、同業者などが相寄り集まって組織化することは、生産性の向上を図り、価値実現力を高め、あるいは対外交渉力の強化を図るための有効な方策の1つであるといえます。この中小企業の組織化を図るための手段としては、中小企業組合、共同出資会社による会社、任意グループ等の手段があり、参加する中小企業者の目的に合った組織を選択し、活用する必要があります。

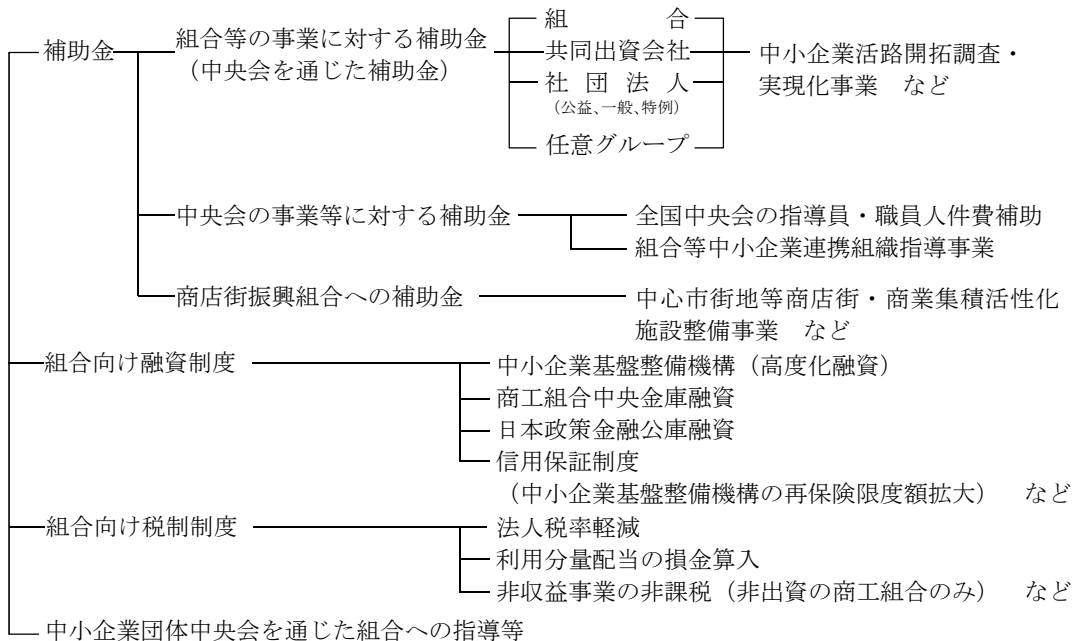
図表 1-13-1 中小企業連携組織対策の体系図

(1) 中小企業者の団体の組織形態



連携・共同化

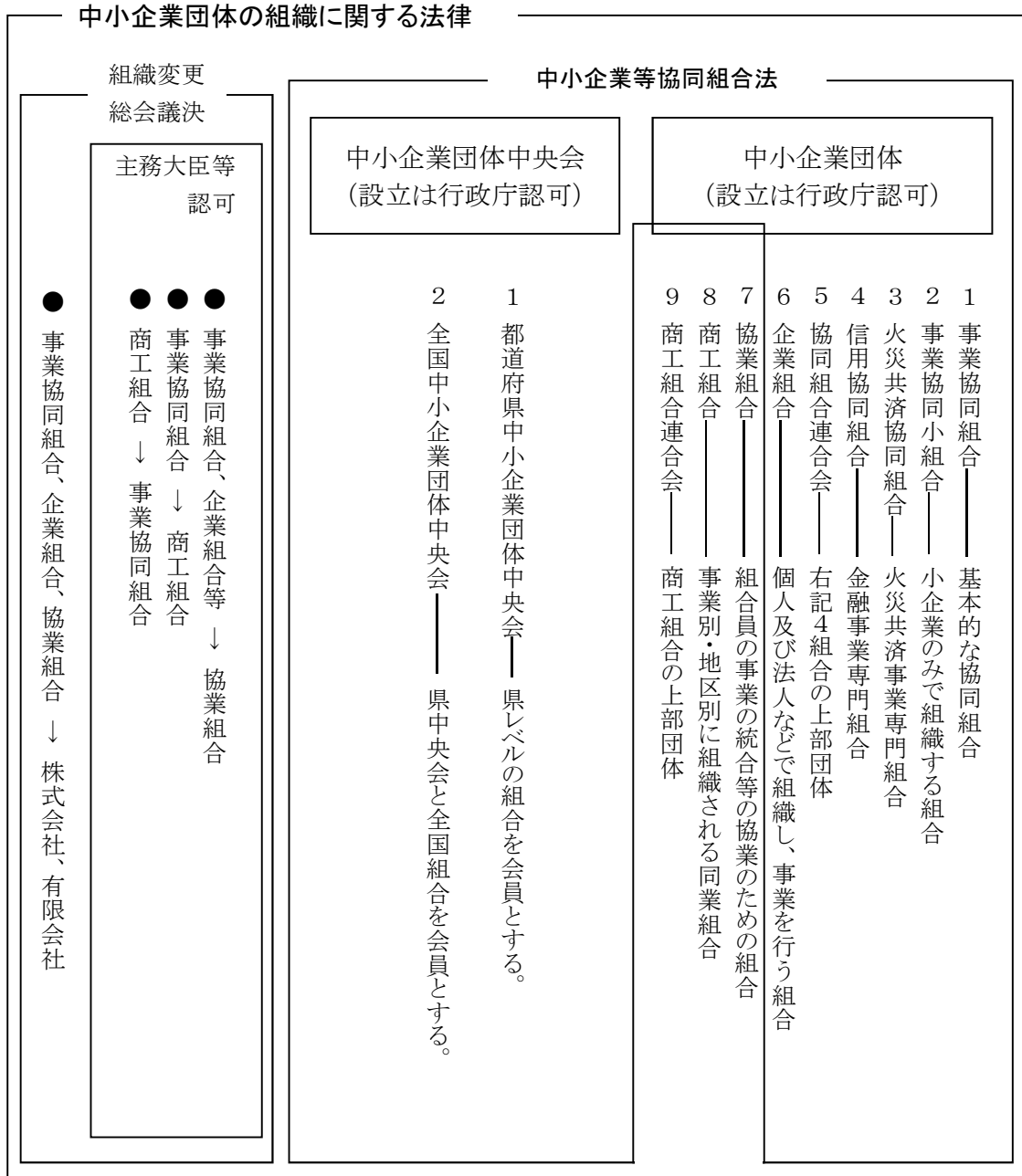
(2) 組合等に関する支援制度



図表 1-13-2 組合法関係の体系図

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）

中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）



連携・共同化

1 組合制度

(1) 中小企業等協同組合法に基づく組合制度

中小企業等協同組合制度は、昭和24年度に制定された「中小企業等協同組合法」に基づくもので、中小規模の事業者、勤労者などが、組織化し、相互扶助の精神に基づき、協同して事業に取り組むことによって、技術・情報・人材等お互いの不足する経営資源の相互補完を図るための制度です。

この中小企業等協同組合は、事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合の6種類に分かれ、それぞれの機能・目的に応じて積極的に活動することにより、中小企業の成長発展に大きく寄与しています。

[1] 事業協同組合

(7) 目的と事業

事業協同組合は、協同組合の中で最も代表的・一般的な組合で協同組合原則に基づき運営され、組合員である中小企業者が行う事業に関して、次の事業を行うことにより、中小企業者の経営の合理化と取引条件の改善を図るものです。

- (a) 共同生産、共同加工、共同購入、共同販売、共同運送、共同保管、共同受注、共同研究等の共同事業（いわゆる「共同経済事業」）
- (b) 組合員のための福利厚生に関する事業、組合員に対する事業資金の貸付け、組合員の事業に関する債務の保証、組合員の分野進出の円滑化を図るための事業、組合員の経済的地位の改善のために必要な団体協約の締結等の共同事業、組合員のための保険会社等の業務の代理又は事務の代行

(4) 組合員となる資格

事業協同組合の組合員となれる者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業、その他の事業を行う小規模の事業者（注）であって、組合の定款で定めたものです。

（注）ここでいう小規模の事業者とは、原則として資本の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）を超えない法人たる事業者、又は常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）を超えない事業者をいいます。

なお、この資本等の額又は従業員数に係るいずれかの要件に該当する事業者をもって組織する事業協同組合、火災共済協同組合、信用協同組合は、独占禁止法第22条第1号の要件を備える組合とみなされ、不公正な取引方法を用いる場合又は不当に対価を引き上げることとなる場合を除き、同法の適用が除外されることとなっています。

(7) 設立要件

- (a) 事業協同組合を設立するに当たっては、組合員になろうとする者4人以上が発起人になることが必要です。
- (b) 出資総額、組合の地区等については一般には特に制限はありませんが、共済事業を行う特定共済組合（組合員数が1,000人を超える大規模な共済事業を行う組合）は1,000万円、再共済等を行う特定共済組合は3,000万円以上の出資金額を必要とします。

- (c) 設立に当たっては、定款に定められる組合員の行う事業の所管行政庁の認可を受ける必要があります。

[2] 事業協同小組合

- (7) **目的と事業** 主として事業者自身の勤労によって事業を行っているような小規模の事業者のための組織で、事業協同組合とほとんど同様の事業を行います。
- (4) **組合員となる資格** 組合員となれる者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業、その他の事業を行う事業者であって、おおむね常時使用する従業員の数が5人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については2人）を超えないもので、組合の定款で定めるものです。
- (ウ) **設立要件** 事業協同組合の場合と同様です。

[3] 火災共済協同組合

- (7) **目的と事業** 組合員等が火災、破裂、爆発、落雷、風災、ひょう災、雪災等の偶然な事故により被る財産上の損害を補償し組合員の事業の安定を図るための組合で、その主たる事業は、組合員等が前記事故により、その財産に損害を受けた場合において、その損害をうめるための共済事業です。

- (4) **種類** 火災共済協同組合には、次の2種類があります。

- (a) すべての業種に属する小規模の事業者によって組織される1又は2以上の都道府県を単位地区とするもの
- (b) 1つの業種に属する小規模の事業者によって組織される全国を単位地区とするもの

- (ウ) **組合員となる資格** 組合員となれる者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業、その他省令で定める事業（「農業、林業、水産業以外の事業」をいう）を行う小規模の事業者（その地区が全国にわたる組合にあっては、これらの事業者のうち、定款で定める1つの業種に属する事業を行うもの）（注）です。

（注）ここでいう小規模の事業者も、事業協同組合の小規模の事業者と同様です。

- (イ) **共済契約の種類** 火災共済協同組合の行う火災共済契約の種類は、簡易火災共済契約（火災のみを共済事故とするもの）、普通火災共済契約Ⅱ（火災に加えて、破裂、爆発、落雷を共済事故とするもの）、普通火災共済契約（火災に加えて、破裂、爆発、落雷、風災、雪災、ひょう災及び省令で定める共済事項の一部を共済事故とするもの）及び総合火災共済契約（火災に加えて、省令に定める共済事故のすべてを共済事故とするもの）の4種類となっています。

- (オ) **設立要件**

- (a) 火災共済協同組合を設立するに当たっては、1,000人以上の組合員を有し、出資の総額が1,000万円以上である必要があります。（火災共済協同組合連合会は5,000万円以上。）
- (b) 都道府県の区域を地区とする火災共済協同組合は、他の都道府県の区域を地区とする火災共済協同組合の地区と重複するものであってはならず、また、全国を地区とする火災共済協同組合は、業種別に1組合とされています。

(c) 設立に当たっては、所管行政庁の認可を受けなければなりません。業種組合及び連合会については、主務大臣（経済産業大臣及び金融庁長官）の認可を受けなければなりません。

（注）平成26年4月1日より火災共済共同組合の類型はなくなり事業協同組合に統合されます。

[4] 信用協同組合

(7) **目的と事業** 組合組織による中小企業専門金融機関で、中小企業者、勤労者等の相互扶助を目的とするもので、事業としては組合員に対する預金の受入れ及び資金の貸付け等のほか、為替取引、有価証券の売買・貸付け、有価証券・貴金属その他の物品の保護預り等の金融事業を行います。

(イ) **種類** 信用協同組合には、次の3種類があります。

- (a) 一定区域内の住民を構成員とする地域組合
- (b) 特定の職場に勤める人がつくる職域組合
- (c) 特定の業種に属する同業者がつくる業種組合

(ウ) **組合員となる資格** 組合員となれる者は、次のうち組合の定款で定めるものです。

- (a) 組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業、その他の事業を行う小規模の事業者
- (b) 組合の地区内に住所又は居所を有する者
- (c) 組合の地区内において勤労に従事する者

(エ) **設立要件** 信用協同組合は、組合員の数が300人以上、出資金1,000万円以上（東京都の特別区の存する地域又は金融庁長官が指定する人口50万人以上の市に主たる事務所を有する信用協同組合については2,000万円以上）でなければ設立することができません。

(オ) **監督及び規制** 信用協同組合は、金融事業を行いますので、協同組合法上の一般的監督を受けるほか、「協同組合による金融事業に関する法律」に基づき、金融事業者としての規制を受けています。

[5] 協同組合連合会

(7) **目的と事業** 協同組合連合会は、協同組合（企業組合を除く）の連合体であり、協同組合が単独で行うよりも、大きな効果が期待できるような共同事業（例えば共同宣伝・共同広告等）を行って、その会員である協同組合及び組合員の経済的地位の向上を図ることを目的としています。

なお、火災共済協同組合連合会は、会員である火災共済協同組合が火災共済事業を行うことによって負う共済責任の再共済事業、会員と連帯して共済責任を負担する事業を行うものです。

(イ) **会員となる資格** 協同組合連合会の会員となれる者は、次のもののうち、連合会の定款で定めるものです。

- (a) 連合会の地区の全部又は一部を地区とする組合（企業組合を除く）
- (b) 連合会の地区の全部若しくは一部を地区として他の法律（農業協同組合法等）に基づいて設立された協同組合

(ウ) **設立要件**

- (a) 連合会を設立するに当たっては、その会員になろうとする2以上の組合が発起人になることが必要です。

- (b) 出資総額、地区等については、一般には特に制限はありませんが、信用協同組合連合会については1億円以上の、特定共済組合連合会は3,000万円以上の出資金額を必要とします。また、火災共済協同組合連合会については5,000万円以上の出資金額を必要とし、その数は全国を通じて1組合に限定されています。
- (c) 設立に当たっては、地区が2都道府県以上にまたがる連合会で全国区域でないものは、当該事業を所管する各省の地方支分局の長、全国区域の連合会は当該事業を所管する各省の大臣の認可を受けなければなりません。

[6] 企業組合

(7) 性格

- (a) この組合は、独特の協同組合の形態であり、その組合員は自己の資本と労働力とのすべてを組合に投入し、企業組合自体が1個の企業体として事業を行うものです。
- (b) したがって組合員は、組合の経営に参画するとともに、原則として組合の事業に従事して報酬を受ける勤労者的存在となるものです。このように、この組合の活動は、外見からは会社に類似していますが、内部的には協同組合の原則によって運営されます。
- (c) このような企業組合は、小規模事業者が企業合同により、その経営単位を拡大して、経済的地位を向上するための組織として、利用されるとともに、創業・新事業挑戦のための多様なパートナーシップ組織として利用されているものです。

(イ) **事業** 企業組合が行う事業は、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業、その他組合の定款で定める事業です。

(ウ) **組合員となる資格** 企業組合の組合員となれる者は、組合の定款で定める個人及び法人などです。

(イ) 設立要件（事業従事義務）

- (a) 企業組合の組合員の2分の1以上は、組合の行う事業に従事しなければなりません。
- (b) 企業組合の行う事業に従事する者の3分の1以上は、組合員でなければなりません。

(注) 以上の根拠法規：中小企業等協同組合法

：協同組合による金融事業に関する法律

《問い合わせ先》全国及び都道府県中小企業団体中央会

(2) 中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合制度

[1] 協業組合

(7) **目的** 協業組合は、組合員の生産、販売その他の事業活動についての協業を図ることにより、企業規模の適正化による生産性の向上等を効率的に推進し、その共同の利益を増進することを目的としています。

(イ) 事業

- (a) 協業の対象事業

- (b) (a)の事業に関連する事業
- (c) (a)、(b)の事業に附帯する事業

(ウ) **組合員となる資格** 協業組合の組合員となれる者は、中小企業者及び定款で定めた中小企業者以外の者であって、加入の際に定款で定める事業の全部又は一部を営む者です。この場合、中小企業者以外の者は、協業組合の総組合員の4分の1を超えてはなりません。

(エ) **設立要件**

- (a) 協業組合を設立するに当たっては、組合員になろうとする者4人以上が発起人になることが必要であり、また、定款に定められる事業の所管行政庁の認可を受けることが必要です。
- (b) 出資総額、組合の地区等については特に制限はありません。

(オ) **出資制限**

- (a) 1組合員の出資口数は、出資総口数の50%以上となつてはいけません。
- (b) 中小企業者以外の者の出資総口数は、出資総口数全体の50%以上となつてはいけません。

(カ) **議決権** 各組合員平等が原則ですが、定款で定めれば組合員に平等割りで分配される議決権のほか、その議決権の総数を超えない範囲で、出資割りの議決権を設けることができます。

(キ) **競業禁止義務** 組合の事業と実質的に競争関係にあるような事業は、原則としてこれを行うことができません。

(ク) **配当** 剰余金の配当は、定款に別段の定めがあるときのほか、出資に応じて行うものとします。

(ケ) **持分の譲渡し** 組合員は定款で定めるところにより総会の承認を得なければ持分を譲り渡すことができません。また、死亡した組合員の相続人に持分を譲渡するとき及び生存する組合員が推定相続人の1人に持分を譲渡するときの被相続人は組合員となる資格を有します。

(コ) **組織変更** 事業協同組合、事業協同小組合又は企業組合は、総組合員の一致による総会の議決を経て、その組織を変更して協業組合になることができます。

(注) 以上の根拠法規：中小企業団体の組織に関する法律

[2] 商工組合

商工組合制度は、昭和32年に制定された「中小企業団体の組織に関する法律」に基づくもので、業界全体の中小企業者を代表して、その事業の改善発達を図ることを目的とする同業組合制度としての性格を持っています。

(7) **目的** 中小企業者が協同して次の事業を行うことにより、その営む事業の改善発達を図るとともに、国民経済の健全な発展に資することを目的とします。

(1) **事業** 商工組合の行う事業は、次のとおりです。

- (a) 指導等事業 組合の当該業界に関する指導、教育、情報又は資料の収集、調査研究
- (b) 共同経済事業（出資組合に限る）

(注) 商工組合には、出資組合と非出資組合とがあり、出資組合は共同生産、共同加工、共同販売、共同購入、共同保管、組合員に対する事業資金の貸付け等の共同経済事業も併せて行うことができま

す（なお、出資組合である商工組合と事業協同組合とは、相互に組織変更することができます）。

- (ウ) 組合員となる資格** 商工組合の組合員となる者は、次のとおりです。
- (a) その地区内において組合の定款で定める資格事業を営む中小企業者
 - (b) 組合の定款で定めているときは、その地区内において資格事業を営む中小企業者以外の者、事業協同組合、企業組合等を含めることができます。
- (イ) 設立要件** 商工組合は、上述のとおり、その業種全体の改善発達を図ることを目的とするものですから、設立に当たっては次のような要件があります。
- (a) 原則として1又は2以上の都道府県の区域を地区とする場合に限り、設立することができます。
 - (b) 同業種については、1地区1組合とされ、地区重複は禁止されます。
 - (c) 設立に当たっては、その地域内の同業者の2分の1以上が組合員になることが必要です。
 - (d) 中小企業者以外の者を加入させる場合は、さらに次の要件があります。
 - 〈ア〉 全国における事業活動の相当部分（生産、販売、その他の取扱額のおおむね2分の1程度）が中小企業者によって行われている事業を組合員の資格事業とすること
 - 〈イ〉 その地区における組合員としての資格を有する者の3分の2以上が中小企業者であり、かつ、総組合員の3分の2以上が中小企業者であること
 - (e) 設立に当たって、組合員になろうとする4人以上の中小企業者が発起人となることが必要であり、また、主務大臣の認可を受けなければなりません。

[3] 商工組合連合会

- (7) 目的** 商工組合の連合体であり、会員である商工組合又は商工組合連合会の行う事業の総合的な事業を行うことにより、中小企業者が営む事業の改善発達を図るとともに、国民経済の健全な発展に資することを目的とします。
- (イ) 事業** 商工組合連合会の事業は商工組合の行う事業とほぼ同様です。
- (ウ) 会員となる資格** 資格事業の種類の一部又は全部が同一である商工組合（商店街組合を除く）又は商工組合連合会
- (イ) 設立要件** 商工組合連合会は、会員としての資格を有する商工組合又は商工組合連合会の3分の2以上が会員となるものでなければ設立することはできません。

[4] 組合から株式会社への組織変更

中小企業が創業、新事業展開、経営革新を円滑に進めるため、お互いの経営資源を補完し、連携していくことが重要であり、事業の成長段階に応じ、多様な連携組織形態を選択し、柔軟な経済活動を可能にする必要があります。

このため、平成12年の法改正により組合を活用した研究開発成果の事業化や、組合形態での創業や新事業展開、経営革新の事業をさらに大きく成長させることができるように、中小企業組合（事業協同組合、企業組合、協業組合）から株式会社への組織変更が可能となりました。

この本改正により、組合の事業を継続し会社組織を設立する際、以下の問題点が解消されました。

- (7) 解散・設立手続きが煩雑な上、事業活動が数ヵ月停止
- (4) 組合の資産を会社に引き継ぐコストが大

(3) 組合設立の手続き (228ページ参照)

組合を設立しようとする場合には、発起人4人以上（協同組合連合会、商工組合連合会は2組合以上）が設立に必要な書類を添えて、認可を受ける行政庁に申請しなければなりません。

なお、具体的な手続きについては、中小企業団体中央会において詳しく指導しています。

[1] 認可を受ける行政庁

組合設立の認可など組合に関する行政事務を取り扱う行政庁は、組合員の資格事業によって異なりますが、原則として、組合の地区が1都道府県内にある場合には、その管轄都道府県知事、地区が2都道府県以上にまたがる組合や連合会、酒類の製造・販売業などを組合員の資格事業とする組合にあっては、それぞれ当該事業を所管する各省の大臣又は地方支分部局の長となっています。

[2] 申請書類の提出

申請書類は、行政庁（都道府県にあっては商工関係担当課、各省又は地方支分部局にあっては、業所管の担当課）に提出しなければなりません。

[3] 指導窓口

中小企業団体中央会

連携・共同化

図表 1-13-3 現行組合制度の概要一覧

組合の種類	組合の内容	事業協同組合 (事業協同小組合)	企業組合	協業組合
(1) 目的		組合員への直接の奉仕、組合員の経営合理化及び経済活動の機会の確保	組合員への直接の奉仕、組合員の経営合理化	事業規模の適正化による生産性向上、共同利益の増進
(2) 性格		人的結合体	人的結合体	人的、物的結合体
(3) 事業		組合員の事業に関する共同経済事業、資金の貸付け、福利厚生、債務保証、その他	定款に掲げる事業（商業、工業、鉱業、サービス業、その他）	協業の対象事業、関連事業、附帯事業
(4) 設立		行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可
(5) 設立要件		4人以上の事業者	4人以上の個人	4人以上の事業者
(6) 組合員資格		地区内の小規模の事業者	個人及び法人など	中小企業者及び定款で定めるときは4分の1以内の中小企業者以外の者（相続人以外にも推定相続人について特例を認める）
(7) 責任		有限責任	有限責任	有限責任
(8) 発起人数		4人以上	4人以上	4人以上

(9) 加入	自由	自由	組合の加入の承諾
(10) 任意退	自由	自由	持分譲渡による
(11) 組合員割合	ない	全従業員の3分の1以上が組合員	ない
(12) 従事割合	ない	全組合員の2分の1以上が組合事業に従事	ない
(13) 出資限度	100分の25（合併、脱退の場合100分の35）	100分の25（脱退の場合100分の35）	100分の50未満
(14) 議決権	1人1票	1人1票	平等（ただし出資比例の議決権も認める）
(15) 員外利用	原則として組合員（共済事業を行う組合にあっては、親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する小規模事業者を含む）の利用分量の100分の20まで	ない	ない
(16) 配当	利用分量配当又は出資配当（1割まで）	従事分量配当又は出資配当（2割まで）	定款で定める場合を除き出資配当
(17) 組織変更	協業組合へ 株式会社へ 商工組合へ	協業組合へ 株式会社へ	株式会社へ
(18) 根拠法規	中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合法	中小企業団体の組織に関する法律
(19) 認可を受ける行政庁	(1) 地区が1都道府県の場合は都道府県知事 (2) 地区が2都道府県以上は経済産業局等地方支分部局の長 (3) 全国は所管大臣	主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事	(1) 主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事 (2) 2都道府県以上に事務所を有するときは経済産業局等地方支分部局の長

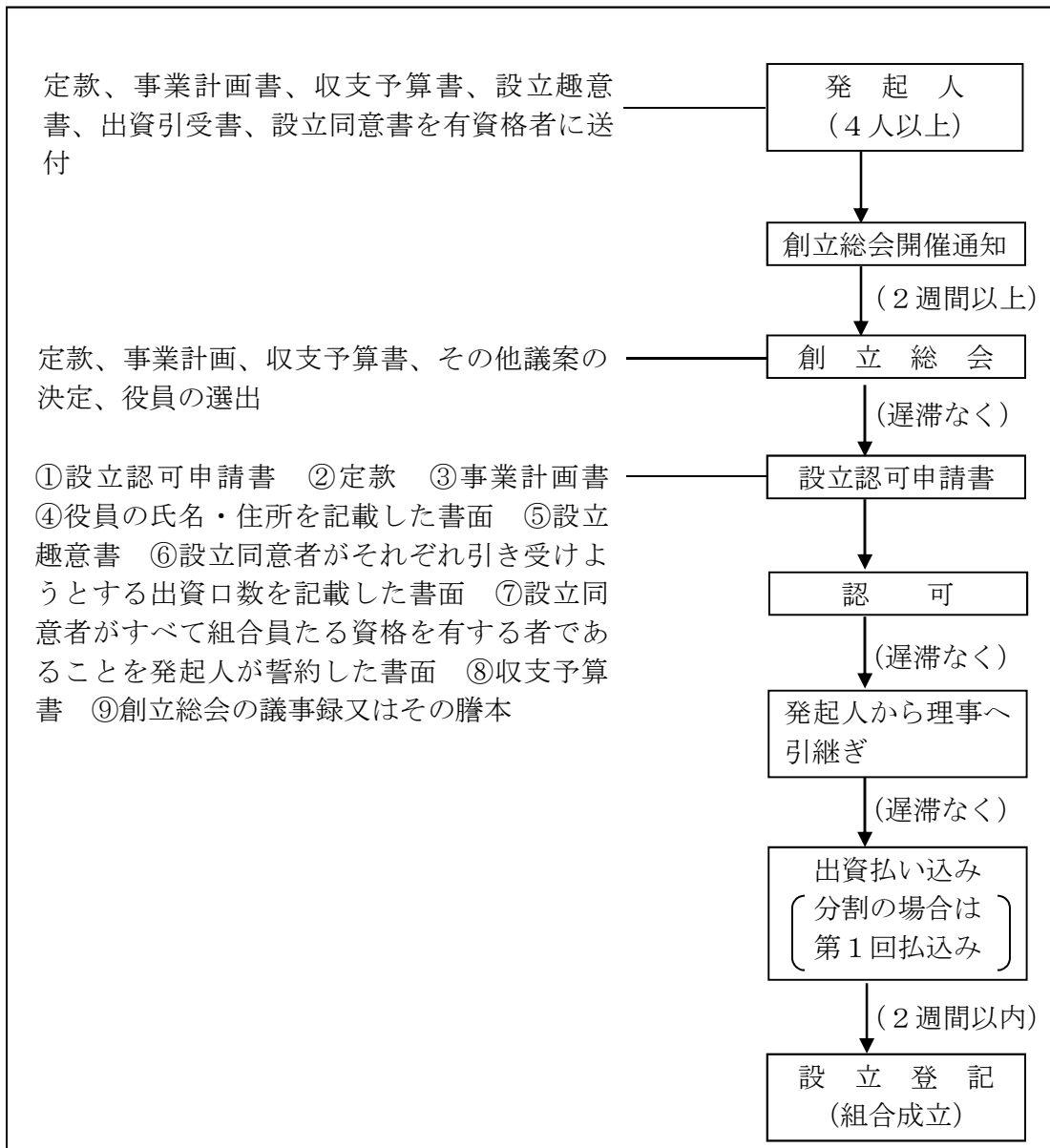
連携・共同化

商工組合	火災共済協同組合	信用協同組合	商店街振興組合
資格事業の改善発達、経営の安定合理化	火災等による財産補償	資金の貸付け、預金の受入れ	組合員への直接奉仕 組合員の経営合理化 商店街地域の環境整備
人的結合体	人的結合体	人的結合体	人的結合体
指導教育事業、共同経済事業（出資組合のみ）、その他	組合員の火災等による損害補てんのための共済	組合員に対する資金の貸付け、預金、定期積金の受入れ等	組合員の事業に関する商店街の環境整備事業、共同経済事業
行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可
地区内で資格事業を行うものの2分の1以上が加入すること	1,000人以上が加入すること、出資額1,000万円以上（連合会は5,000万円以上）	300人以上が加入すること、出資金1,000万円以上（東京都のほか金融庁長官の指定する人口50万人以上の市は2,000万円以上）	30人以上が近接してその事業を営むこと
地区内において資格事業を営む中小企業者、定款に定めれば3分の1未満の中小企業者以外の者	地区内において商業、工業、運送業等（農業、林業、水産業を除く）を行う小規模の事業者（業種別のもののみ全国組合を設立可能。）	地区内において定款で定める小規模の事業者又は地区内に住所を有する者、勤労者	地区内で小売業又はサービス業を営む者、定款で定めたときはこれ以外の者

有限責任	有限責任	有限責任	有限責任
4人以上	4人以上	4人以上	7人以上
自由	自由	自由	自由
自由	自由	自由	自由
ない	ない	ない	ない
ない	ない	ない	ない
100分の25（合併、脱退の場合100分の35）	100分の25（合併、脱退の場合100分の35）	100分の10	100分の25
1人1票	1人1票	1人1票	1人1票
原則として組合員の利用分量の100分の20まで	組合員（親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する小規模事業者を含む）の利用分量の100分の20まで	原則として100分の20まで	組合員の利用分量の100分の20まで
利用分量配当又は出資配当（1割まで）	利用分量配当又は出資配当（1割まで）	利用分量配当又は出資配当（1割まで）	利用分量配当又は出資配当（1割まで）
事業協同組合へ（出資組合のみ）			
中小企業団体の組織に関する法律	中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合法	商店街振興組合法
(1) 地区が1都道府県の場合は都道府県知事 (2) 地区が2都道府県以上は経済産業局等地方支分部局の長 (3) 全国は所管大臣	(1) 都道府県知事 (2) 全国は内閣総理大臣（金融庁長官）と経済産業大臣の共管	(1) 地区が1都道府県の場合は都道府県知事 (2) 地区が2都道府県以上は財務局長 (3) 全国は内閣総理大臣（金融庁長官）	(1) 地区が1の市又は特別区の場合は市又は特別区の長 (2) 地区が市又は特別区を超える場合は都道府県知事

連携・共同化

図表 1-13-4 組合設立手続一覧表



連携・共同化

図表 1-13-5 組合数の推移

年月	組合の種類	事業協同組合	事業協同小組合	火災共済組合	協同組合	信用協同組合	協同組合連合会	企業組合	協業組合	商工組合及び商工組合連合会	商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
63年 "		38,732	19	44	437	799	2,514	1,488	1,869 (72)	2,301 (86)	
元年 "		38,356	24	44	418	798	2,461	1,459	1,874 (74)	2,342 (88)	
2年 "		38,491	25	44	414	806	2,477	1,441	1,868 (74)	2,402 (101)	
3年 "		38,303	25	44	407	818	2,403	1,441	1,820 (69)	2,472 (108)	
4年 "		38,488	26	44	397	818	2,344	1,421	1,832 (69)	2,547 (111)	
5年 "		38,949	23	44	393	819	2,337	1,407	1,811 (69)	2,646 (112)	
6年 "		39,074	23	44	383	828	2,286	1,386	1,805 (69)	2,715 (113)	
7年 "		39,229	23	44	373	830	2,253	1,393	1,786 (69)	2,759 (116)	
8年 "		39,627	23	44	369	828	2,248	1,390	1,781 (69)	2,787 (115)	
9年 "		39,655	21	44	363	828	2,152	1,375	1,760 (69)	2,773 (117)	
10年 "		39,525	21	44	351	822	2,092	1,357	1,725 (68)	2,749 (119)	
11年 "		39,593	19	44	322	818	2,074	1,337	1,691 (65)	2,752 (119)	
12年 "		39,312	16	44	291	809	1,978	1,342	1,667 (66)	2,749 (119)	
13年 "		39,448	16	44	280	812	2,006	1,319	1,629 (61)	2,750 (119)	
14年 "		39,419	15	44	247	812	2,064	1,283	1,604 (61)	2,747 (120)	
15年 "		38,942	14	44	191	803	2,109	1,247	1,571 (60)	2,746 (118)	
16年 "		38,734	13	44	181	794	2,234	1,231	1,555 (58)	2,742 (119)	
17年 "		38,520	13	44	175	790	2,368	1,209	1,531 (56)	2,736 (119)	
18年 "		38,080	13	44	172	783	2,469	1,191	1,499 (54)	2,732 (119)	
19年 "		37,758	13	44	168	778	2,512	1,154	1,461 (54)	2,720 (119)	
20年 "		37,543	13	42	164	770	2,510	1,132	1,449 (54)	2,710 (118)	
21年 "		32,384	6	42	160	705	2,016	939	1,338 (52)	2,705 (118)	
22年 "		31,706	5	42	158	690	1,978	910	1,319 (52)	2,692 (116)	
23年 "		31,211	5	42	158	692	1,945	892	1,302 (52)	2,681 (116)	
24年 "		30,574	5	42	158	686	1,908	866	1,292 (52)	2,672 (116)	

資料：中小企業庁及び全国中小企業団体中央会調べ

- (注) 1 ()内はそれぞれの連合会の数で内数である。
 2 平成24年3月末現在の数値(平成24年3月末は速報)
 3 昭和56年10月1日、昭和59年10月1日、昭和62年10月1日、平成2年10月1日及び平成5年10月1日、平成8年10月1日、平成11年10月1日、平成14年10月1日、平成17年10月1日及び平成20年10月1日を基準日として休眠組合の整理を行った
 4 協同組合連合会の中には、火災共済協同組合連合会1及び信用協同組合連合会1が含まれている。

(注) 以上の根拠法規：中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法
 ≪問い合わせ先≫ 全国及び都道府県中小企業団体中央会

(4) 商店街振興組合法に基づく組合制度

商店街振興組合、同連合会は、「商店街振興組合法」に基づくもので、商店街が形成されている地域において、小売商業又はサービス業に属する事業その他の事業を営む者及び定款で定めた者のための組織であって、共同経済事業や環境整備事業を行うことを目的とするものです。

[1] 事業 商店街振興組合及び同連合会の事業の主なものは、次のとおりです。

- (ア) 仕入れ、保管、運送、宣伝、チケットと商品券の発行等の共同経済事業
- (イ) アーケード、駐車場の設置等の環境整備事業（組合に限る）
- (ウ) 組合に対する指導・連絡（同連合会に限る）

[2] 組合員となる資格 商店街振興組合の組合員となれる者は、次のとおりです。

- (ア) その地区内において、小売商業又はサービス業に属する事業その他の事業を営む者
- (イ) 組合の定款で定める(ア)以外の者（同連合会の場合は、その地区の一部を地区とする組合であって、定款で定めるもの）

[3] 設立要件

- (ア) この組合は、一種の地域組合ともいべき性格の組織で、組合員としての資格を有する者の3分の2以上が組合員となり、かつ、総組合員の2分の1以上が小売商業又はサービス業に属する事業を営む者でなければ設立することができません（同連合会の場合は、会員となる資格を有する組合の2分の1以上が会員となるのでなければ設立できません）。
- (イ) 組合の地区の重複は禁止され、1地区に1組合しか設立できません。
- (ウ) 商店街振興組合を設立するに当たっては、組合員になろうとする7人以上の者が、また、商店街振興組合連合会を設立するに当たっては、会員になろうとする2以上の組合が発起人になることが必要であり、さらに、行政庁の認可を受けなければなりません。

（注）以上の根拠法規：商店街振興組合法

《問い合わせ先》 全国及び都道府県商店街振興組合連合会

(5) その他の法律に基づく組合制度

その他の法律に基づく組合としては次のものがあります。

[1] 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づくもの

- ・ 酒造組合・同連合会・同中央会……（全国組織）
- ・ 酒販組合・同連合会・同中央会……（全国組織）

[2] 内航海運組合法に基づくもの

- ・ 内航海運組合・同連合会

[3] 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律に基づくもの

- ・ 環境衛生同業組合・環境衛生同業小組合・同連合会（全国組織）

2 中小企業連携組織の推進に対する助成

(1) 組合等中小企業連携組織指導事業

複数の中小企業が連携組織を設けたとしても、必ずしもあらゆる面で必要な経営資源を満たすことができず、また、個々のメンバーが共通の経営上の課題を有しており、当該課題については組織内で解決不能なケースも存在します。このため、中小企業団体中央会の指導員が、組合等の中小企業連携組織の求めに応じ専門家を活用しつつ、その組織の抱える様々な問題について指導・講習会を実施する事業に対して助成することとしています。

- ・補助率 6/10
- ・交付先 全国中央会

(2) 中小企業活路開拓調査・実現化事業

中小企業者が経済的・社会的環境の変化に対応するため、新たな活路の開拓、単独では解決困難な諸問題、その他中小企業の発展に寄与するテーマ等について、中小企業組合、社団法人、共同出資会社、任意グループなどが、これを改善するための取組を協同で行う事業に対して助成することとしています。

- ・補助率 6/10
- ・交付先 全国中央会→組合等

《問い合わせ先》 全国中小企業団体中央会及び都道府県中小企業団体中央会

連携・共同化

3 中小企業団体中央会

中小企業団体中央会は、昭和30年7月「中小企業等協同組合法」の改正により中小企業等協同組合中央会として誕生し、昭和33年4月「中小企業団体の組織に関する法律」の施行に伴い中小企業団体中央会と名称を変更して現在に至っています。

中央会は、47都道府県中小企業団体中央会と、その上部団体としての全国中小企業団体中央会とがあり、次のような事業を行っています。

(1) 組合等の指導事業

事業協同組合、事業協同組合連合会、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の設立、管理、事業運営、解散、合併、官公庁への諸手続等についての指導、連絡、情報の提供、事務の代行等を行うほか、各種指導資料の作成、中小企業組合とその組合員たる中小企業等が相互に交流する場の提供、組合の特定問題（労働、協業化、下請、地域・保安等）に関する懇談会・研究会の開催、会計・税務・法律等のテーマ別指導及び組合指導コンサルタント（中小企業診断士・中小企業組合士等）による実地指導、商業・サービス業の組織化を推進するための研究会・現地集団指導等を行って

います。さらに、組合のみならず共同出資会社、公益法人及び任意グループ等多様な形態の組織化を幅広く指導していくため、指導対象の拡大を円滑に進めるべく、これらの形態の組織化の実態把握及び適切な指導方法の確立を図っています。

また、全国中小企業団体中央会においては、組合等の役職員の能力向上を図るため、中小企業組合検定試験（中小企業組合士）の実施等を行っています。

（２） 組合等の人材養成事業

中小企業が新しい活路を開拓していくためには、有能な人材を確保する必要があります。このため、組合等の組織及び運営並びに組織化指導事業に関して、組合役職員の啓蒙と理解の増進を図るための組合管理者等講習会の開催、今後の中小企業を担う青年経営者等の資質の向上を図るとともに、こうした青年経営者等の活力と創意工夫を活用した組合活動を促進するための青年部講習会・研究会を開催しています。

（３） 組合等に関する調査研究事業

組合等に対する組織化指導を適切に行うためには、中小企業の直面する諸問題について調査及び研究を常時行い、その実態を把握しなければなりません。このため、地域内の中小企業における労働事情を的確に把握し、労働指導、労務管理上の参考とするための調査及び各中小企業団体中央会が組織化指導を行っていく上で重要度の高いテーマについての調査・研究、中小企業の景況並びに経済動向等に関する情報を定期的に収集するための中小企業景況調査を行っています。

（４） 組合等への情報提供事業

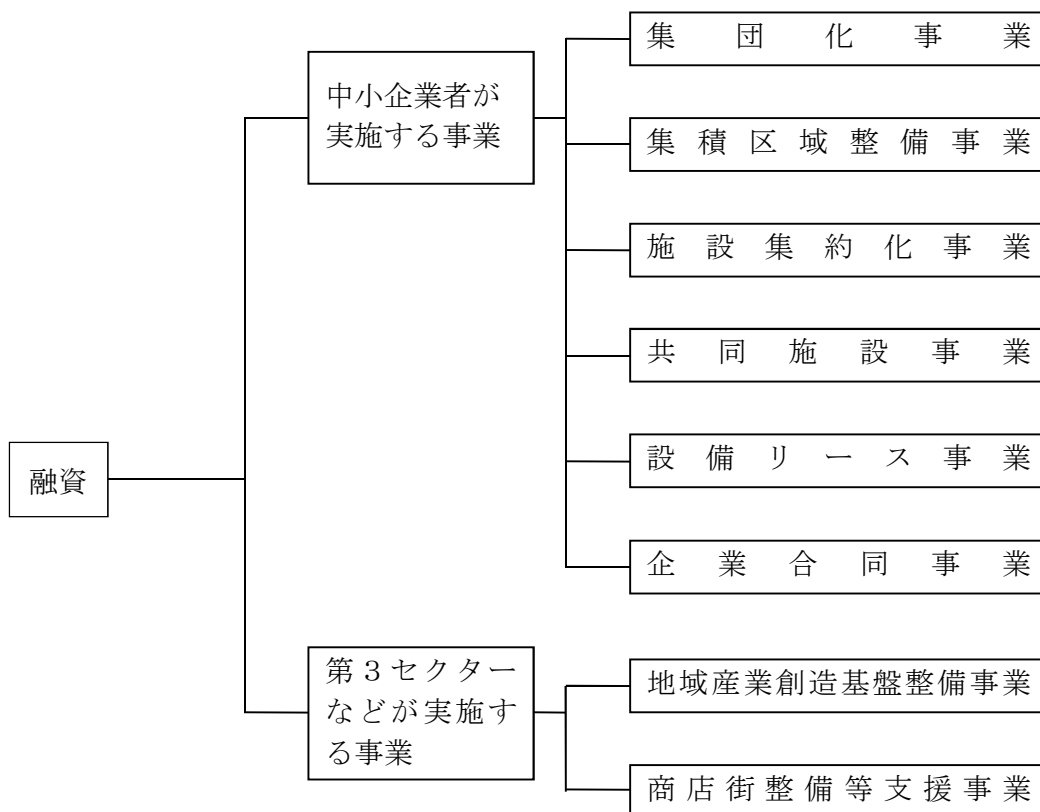
組合及び組合員が厳しい経済環境の変化に対応していくためには、組合運営及び企業経営等に必要な各種の情報を的確に把握し、分かりやすい形で組合及び組合員に対し周知徹底させることが必要不可欠です。このため、組合運営の活発化、活性化を図っていくため、国の各種施策を活用し成功した事例、組合運営の模範事例及び各種重要施策の内容等の情報を収集・加工した組合活性化情報の提供、今後の中小企業に要請されている新技術開発、情報化への対応等のうち、組合で行うことが効果的な共同事業について、先進的組合のノウハウを円滑に他の組合へ移転仲介して活性化を促進するための資料収集加工及び中小企業に対する官公需に関する情報の収集・提供を行っています。

〈問い合わせ先〉全国中小企業団体中央会及び都道府県中小企業団体中央会

第2節 高度化事業

都道府県(又は中小企業基盤整備機構)から、中小企業者が共同で事業環境の改善や経営基盤の強化に取り組む場合に必要となる設備資金を、事業計画に対するアドバイスを受けた上で、長期・低利(又は無利子)で貸付を受けることができます。

図表 1-13-6 高度化事業の体系図



連携・共同化

高度化事業は、中小企業者が共同して経営基盤の強化や事業環境の改善を図るために、工場団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や、街づくり会社が商店街を整備するなど地方公共団体と地元産業界が協力して地域の中小企業者を支援する事業に必要な資金を、都道府県と中小企業基盤整備機構が財源を出し合い、事業計画等に対するアドバイスを行いながら、長期・低利で融資する事業です。

中小企業者が市街地に散在する工場や店舗などを集団で移転するため、公害問題などのない適地に工場団地や卸団地を建設する集団化事業、商店街の活性化を図るため、店舗の改装とアーケードの整備などを行う集積区域整備事業などが代表的な高度化事業です。これらの事業は、単に中小企業者の体質強化を図るだけでなく、公害対策、都市過密対策にも貢献しています。

1 高度化事業の変遷

- (1) 昭和22年から「中小企業協同組合共同施設費補助金」により国から中小企業者に対して補助金（補助率：1/3）を交付していました。
- (2) 昭和31年から「中小企業振興資金助成法」に基づき国から都道府県に対して補助金（補助率：1/4）を交付し、都道府県から中小企業者に対しては融資（融資比率：1/2、金利：無利子）していました。
- (3) 昭和38年から「中小企業近代化資金等助成法」及び「中小企業高度化資金融通特別会計法」に基づき、国の特別会計から都道府県に対して融資（融資比率：1/4）し、都道府県から中小企業者に対して融資（融資比率：1/2、金利：無利子）していました。
- (4) 昭和42年からは、中小企業振興事業団の設立により、中小企業振興事業団から都道府県に対して融資（融資比率：40%）し、都道府県から中小企業者に対して融資（融資比率：65%又は80%、金利：2.2%又は無利子）していました。
- (5) 昭和44年には、中小企業振興事業団から都道府県に対する融資比率を42%又は40%に、都道府県から中小企業者への融資の金利を2.7%又は無利子に改正しました。
- (6) 平成13年には、市場金利に連動型の金利体系を導入しました。
- (7) 平成16年7月には、中小企業総合事業団他2機関の業務統合により、独立行政法人中小企業基盤整備機構が発足し、高度化事業は、同機構に引き継がれました。
(注) 中小企業振興事業団は、昭和55年に中小企業事業団、平成11年に中小企業総合事業団に組織変更されました。
- (8) 平成23年8月からは、総合特別区域法の施行に伴い、総合特別区域法の認定を受けた市町村（特別区を含む。）からも、貸付を受けることができるようになりました。

2 事業の種類

高度化事業には、(1)中小企業者が事業協同組合などを設立して共同・連携して経営基盤の強化などに取り組む事業と、(2)地方公共団体と地元産業界が協力して設立する第3セクター(株式会社、公益法人)などが、当該地域の中小企業者や起業家を支援するための施設を整備する事業があります。2つの事業には主に下記の事業があります。

なお、これらの他に、経営革新計画、下請振興事業計画、異分野連携新事業分野開拓計画、総合効率化計画に従って実施するグループ事業もあります。

(1) 中小企業者が行う事業

(以下の事業は、いずれも中小企業者単独ではなく、事業協同組合などを設立して共同で取り組む必要があります。)

[1] 集団化事業

市街地の中に散在する中小企業者は、事業用地の取得難、騒音、ばい煙等の公害発生、従業員の確保難、交通混雑等の問題を抱えているのが実情です。このため、これらの中小企業者が、適地に1つの団地や建物を建設して集団で移転し、抜本的な体質改善を図る事業です。

[2] 集積区域整備事業

小売商業、卸売業又は製造業を中心として自然発生的に形成された商店街若しくは工場街等又は工場・店舗等の集団化された区域は、店舗、事業場及び工場の狭隘化又は老朽化、駐車場の未整備、道路の狭隘化等による交通難、防災等様々な問題を抱えているのが実情です。

こうした問題を解消し、小売商業若しくは卸売業の本来の機能である流通機能又は製造業等の生産活動機能の健全な発展を図るため、当該区域の店舗、事業場又は工場その他の施設を改造又は新設するとともに、共同して道路の拡幅、緑化施設及びアーケード・カラー舗装等の設置、共同配送施設及び共同駐車場の設置による地域環境の整備を行う事業です。

[3] 施設集約化事業

中小小売商業者が共同で入居するショッピングセンターを建設したり、中小製造業者が生産工程を統合し共同で使用する工場を建設したりするなど、共同で利用する1つの建物を設置・運営する事業です。

[4] 共同施設事業

中小卸売業者が在庫管理、配送の効率化を図るために共同で利用する物流センターを設置したり、商店街が顧客吸引力を高めるためにアーケードや駐車場を設置するなど、中小企業者が共同で利用する施設を設置する事業です。

[5] 設備リース事業

中小企業者が個々に導入することが難しい最新鋭の設備を組合が一括して購入し、組合員に買取予約付で賃貸する事業です。

[6] 企業合同事業

特別の法律の規定に基づく承認や認定を受けた中小企業者が相互に合併したり、出資会社を設立して、事業の集約化、事業転換、研究開発の成果の利用を図る事業です。

(2) 第3セクター等が行う事業

地方公共団体と地元産業界が協力して設立する第3セクター（株式会社、公益法人）、商工会などが、地元の中小企業者や起業家を支援する施設を設置・運営する事業です。

[1] 地域産業創造基盤整備事業

地域産業の振興を図るため、第3セクターなどが、地域の中小企業者や起業家が利用する技術開発センターやインキュベーター（起業化支援センター）を設置・運営し、地域の中小企業の新商品、新技術の開発などを支援する事業です。

[2] 商店街整備等支援事業

商店街の活性化、集客力の向上を図るため、第3セクターなどが、多目的ホール、スポーツ施設、駐車場などのコミュニティ施設を整備し、又はこれらの施設とあわせてショッピングセンターを整備・運営する事業です。

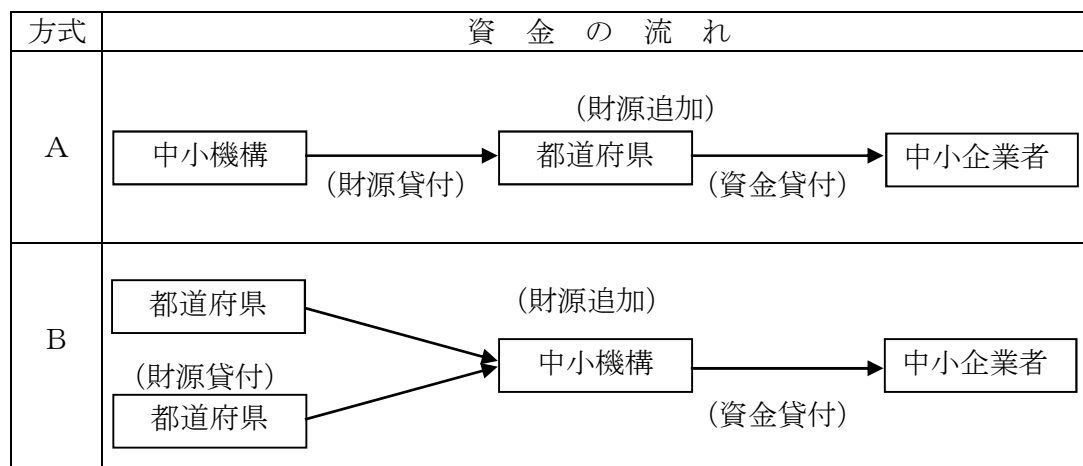
3 診断の実施

事業を実施しようとする中小企業者は、計画が具体化する初期の段階から高度化事業計画の作成に関し都道府県から助言を受ける必要があります。また、作成した高度化事業計画については、都道府県が診断を実施します。診断では、当該高度化事業計画の妥当性についてあらゆる見地から検討が行われ、問題がある場合には、中小企業者は計画の修正を行います。また、診断・助言は、貸付後も随時行われます。

なお、中小企業新事業活動促進法の認定異分野連携新事業分野開拓計画に基づく高度化事業については、都道府県と中小企業基盤整備機構が協力して診断・助言を行うこととしています。

4 資金の流れ

高度化融資の貸付方法には、A方式とB方式があります。A方式は、1つの都道府県内で行われる事業に対する貸付方法で、都道府県が中小企業者に貸付を行います。B方式は、原則として、2つ以上の都道府県にまたがる広域の事業に対して貸付方法で、中小企業基盤整備機構が貸付を行います。



5 貸付対象施設

建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地、設備

6 貸付条件

- ・金利：0.85%（平成25年度貸付利率）、特別な法律に基づく事業などは無利子
- ・貸付割合：原則として80%以内
- ・貸付期間：20年以内（うち据置期間3年以内）
- ・償還方法：年賦又は半年賦
- ・担保・保証人：都道府県又は中小企業基盤整備機構の規程により徴求

7 各種税制の特別措置

高度化事業の実施に必要な資金負担軽減のため、税制上の特別措置が認められています。

第3節 有限責任事業組合（LLP）

有限責任事業組合（LLP）は、参加する組合員が個性や能力を発揮しながら共同事業を行うことができる新しい組織形態です。

1 共同事業のための新しい事業体制度の創設

海外では、ベンチャー企業や中小企業の連携、高い専門性を有する個人同士の連携による共同事業を振興するため、LLP（Limited Liability Partnership：有限責任事業組合）やLLC（Limited Liability Company：有限責任会社）という事業体制度が整備されており、大きな効果を上げています。

これらの事業体は、株式会社のように出資者が有限責任であると同時に、組合（パートナーシップ）のように内部組織が柔軟に設定でき（内部自治）、かつ、事業体に課税されず構成員に直接課税される（構成員課税）という特徴を有しております。そこで、平成17年8月に「有限責任事業組合契約に関する法律（LLP法）」を制定し、3つの特徴を持つ、共同事業のための新たな事業体制度を創設しました。

2 有限責任事業組合の内容

（1）有限責任事業組合（LLP）の特徴

[1] 組合員の責任の範囲

組合員が出資の価額の範囲までしか事業上の責任を負わない、有限責任制です。

[2] 組合事業の運営方法

組織の内部ルールが法律によって詳細に定められているのではなく、組合契約書によって組織構造を柔軟に設定でき、また組合員の組合事業への貢献度に応じて、出資比率とは異なる損益や権限（議決権）の分配が可能となります。

[3] 構成員課税

組合事業から発生する利益は、LLP自体にではなく、損益分配割合に従って各組合員に帰属する利益に課税されます。

（2）LLP設立・運営の要件

[1] 組合契約書の作成

組合の基本事項を契約書に記載し、全員で署名又は記名・押印します。

※記載が義務づけられる基本事項

組合の名称、事業内容、事務所の所在地、組合員の氏名・名称・住所、出資の目的と価額、契約の効力発生の日・存続期間、事業年度（また、この他、組合員の合意により、例えば、解散事由などを記載することも可能です。）

[2] 組合契約の登記

LLPは、組合契約書の作成と組合員の出資の払込みの後に、LLP契約の登記をすることで設立の手続きが完了します。

登記事項：名称、事業内容、組合員の氏名・名称・住所、事務所の所在場所、存続期間等

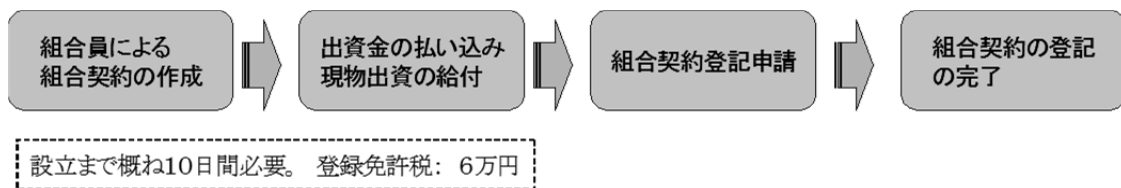
[3] 開示義務

- (ア) 「有限責任事業組合」という名称を表示する義務があります。(これは、契約書等正式な書面の場合の義務で、例えば名刺や看板などで「LLP」という略称を使うことは可能です。)
- (イ) 債権者保護の観点から、損益計算書、貸借対照表等を作成し、債権者の求めに応じて開示する義務や組合財産の分配規制などの規制があります。

[4] 共同事業要件

LLPの全組合員は事業上の意思決定と業務執行への参加が義務づけられています。(なお、業務執行を組合員間で分担することは可能です。)

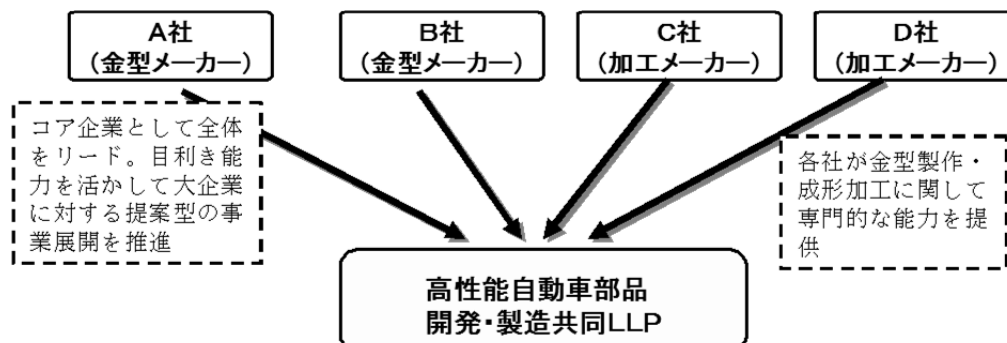
(3) 組合設立の流れ



連携・共同化

図表 1-13-7 有限責任事業組合のイメージ[1]

(想定例 中小企業の連携 金型メーカーと成形加工メーカーの連携)



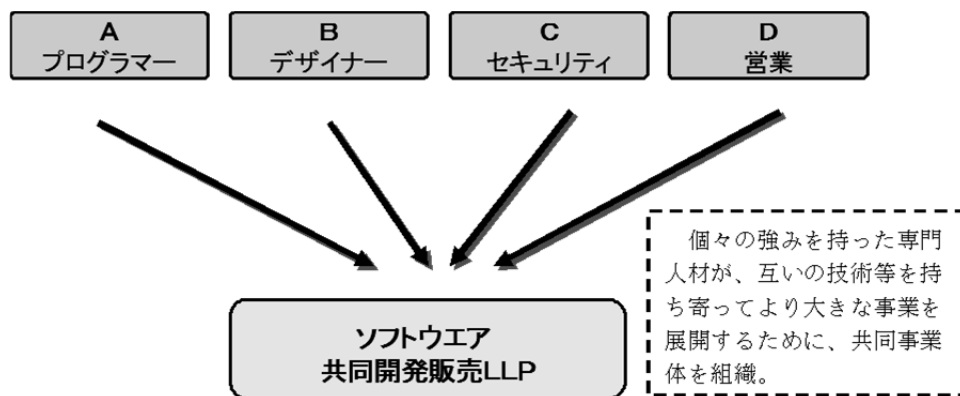
高い技術力と目利き能力を持つ金型メーカーA社、3次元CADを使い高度な設計のできる金型メーカーB社、エンジニアリングプラスチックの材料技術に詳しい加工メーカーC社、多様な材料の成形加工技術を有するD社が、共同で高性能自動車部品を開発・製造する。

(LLPを活用するメリット)

- ・ 組合事業から発生するリスク（債務）に対して、各々が出資の価額の範囲で責任を負う。
- ・ 開発への貢献の大きい企業に、出資比率以上の多くの議決権と利益分配を与えることができる。
- ・ 取締役会などの設置が不要。
- ・ 開発投資による損失を、各組合員の所得と通算できる。
- ・ 利益が出れば、LLP自体ではなく、損益分配割合に従って各組合員に帰属する利益に課税される。

図表 1-13-8 有限責任事業組合のイメージ[2]

(想定例 個人による共同事業 ソフトウェアの専門人材集団)



プログラミングやグラフィックデザイン、セキュリティ、営業等の分野で専門的な能力を有する専門人材が集まって、ソフトウェアの共同開発販売事業をする。

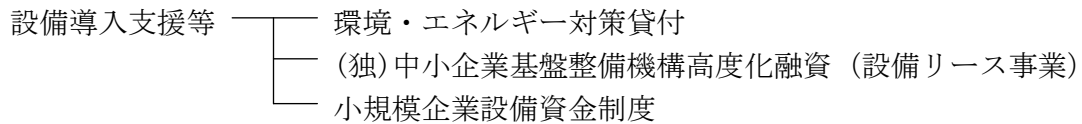
(LLPを活用するメリット)

- ・ 組合員の貢献にあわせて組合員間で出資比率に拘わらず議決権と損益分配割合を柔軟に設定できる。
- ・ 組合事業から発生するリスク（債務）に対して、各々が出資の価額の範囲で責任を負う。
- ・ 取締役会などの設置が不要。
- ・ 構成員課税となるため、損失が出れば、各組合員の所得と通算できる。
- ・ 利益が出れば、LLP自体ではなく、損益分配割合に従って各組合員に帰属する利益に課税される。

《問い合わせ先》 経済産業省産業組織課 ☎03-3501-6521（直通）

第14章 エネルギー・環境対策

図表 1-14-1 エネルギー・環境対策の体系図



設備導入支援等

1 融資制度

(1) 環境・エネルギー対策貸付

中小企業の省エネルギー及び公害防止等の環境対策に関する融資があります。
日本政策金融公庫 (中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫
取扱機関：日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫

(2) (独) 中小企業基盤整備機構高度化融資

設備リース (235ページ参照)

(3) 小規模企業設備資金制度 (206ページ参照)

小規模企業の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入を促進するため、貸与機関の事業として、当該設備の取得に要する費用を無利子で貸付ける設備資金貸付事業を行うとともに、当該設備を小規模企業に代わって購入し割賦販売及びリースする設備貸与事業を行います。

なお、省エネ・リサイクル支援法 (※) に定める特定設備のうち一部については、小規模企業者設備導入資金助成法施行規則別表第1において、経営基盤強化に必要な設備と同等に扱われています。

(※) 正式には、「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」(平成5年法律第18号)

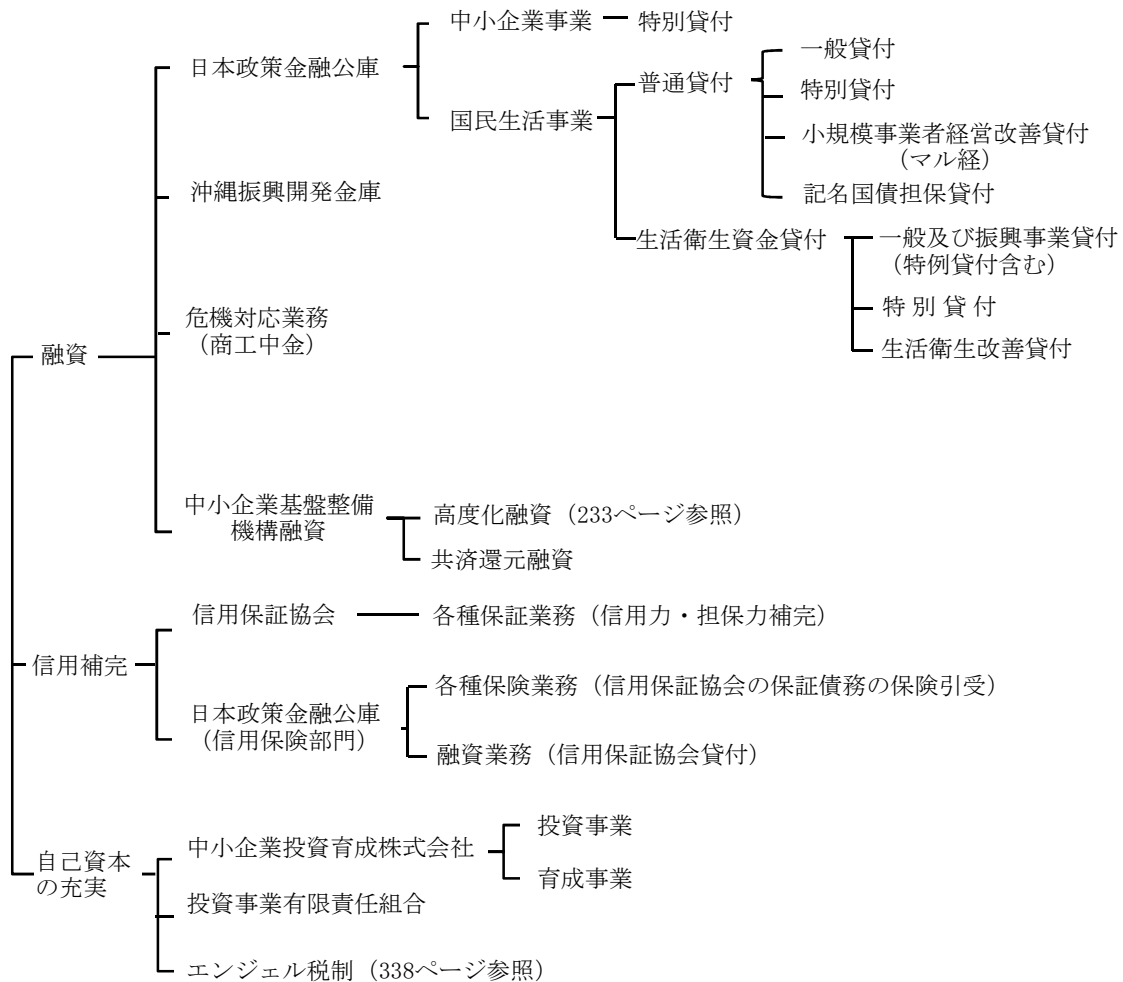
第2編 金融サポート



「金融」を示すベクトルは同心線です。上部から底辺に向かうにつれて大きくなっていく線が、支えることや、安定した基盤を意味しています。金融面でのサポートを中小企業庁が行うという事を中央上部の丸オブジェクトで表現しています。

第1章 資金供給の円滑化・多様化

図表2-1-1 金融対策の体系図



資金供給

第1節 政策金融

政府系金融機関等(株式会社日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、沖縄振興開発金融公庫)による融資を行っております。

概要

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)は、平成20年10月1日に国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行(国際金融等業務)を統合し設立した政府100%出資の政策金融機関(※)です。

日本公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨とし、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリスト若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的としています。日本公庫は、以下の取組などを行うことで利用者の方々の利便性の維持・向上を図ります。

- ・統合した各機関のノウハウの共有等により、政策金融手法の高度化といった共通の課題について連携した取組を行います。また、経営コンサルティング、ビジネスマッチングなど、従来の垣根を越えた幅広いサービスの提供に努めます。
- ・国内金融業務について、主要な支店において新公庫のすべての金融サービスを提供し、また、全支店においてすべての分野の融資制度に関する情報提供体制を整備します。

(※) 株式会社国際協力銀行法(平成23年5月2日公布・施行)に基づき、平成24年4月1日、日本公庫の国際部門であった国際協力銀行(JBIC)が分離しました。

日本公庫の業務

日本公庫には、旧国民生活金融公庫の業務(教育貸付の貸付対象範囲については縮小)、旧農林漁業金融公庫の業務(大企業向け等の食品産業貸付については廃止)、旧中小企業金融公庫の業務(融資については一般貸付を廃止し、中小企業に関する重要な施策の目的に従って行われるものに限定)が承継されています。また、危機対応円滑化業務(内外の経済・金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融)が創設されました。

1 株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業

中小企業事業では、中小企業の成長・発展を促進するため、一般の金融機関から供給を受けにくい設備資金や長期運転資金を中小企業者に融資しています。貸付けには、貸付けの方法によって直接貸付と代理貸付とに分かれます。また、資金用途別には、設備資金と長期運転資金に分かれます。

(1) 貸付けの対象

- [1] 製造業、建設業、運輸業など：資本金3億円以下の会社又は従業員300人以下の会社及び個人
 - [2] 卸売業：資本金1億円以下の会社又は従業員100人以下の会社及び個人
 - [3] 小売業飲食店：資本金5,000万円以下の会社又は従業員50人以下の会社及び個人
 - [4] サービス業：資本金5,000万円以下の会社又は従業員100人以下の会社及び個人
- ただし、政令で定める業種については、上記の基準にかかわらず下表のとおりの特例があります。

図表2-1-2 政令による特例

種 別	資 本 金	従 業 員
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

なお、以下の業種については、融資等の対象になりません。（詳しくは窓口等でご確認ください）

農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、不動産業のうち住宅及び住宅用の土地の賃貸業、医療、福祉（保健衛生を除く）、非営利団体、一部の風俗営業、公序良俗に反するもの、投機的なもの など

資金供給

(2) 貸付けの条件

[1] 資金使途

- (ア) 設備資金：企業合理化等に資する事業用資産の取得に必要な資金等
- (イ) 長期運転資金：資本構成是正資金、増加運転資金等

[2] 貸付限度額（1貸付先当たり）：各融資制度の限度内。複数の制度を利用する場合は原則として12億円以内。

[3] 貸付利率：融資制度ごとに借入期間などに応じて設定

[4] 貸付期間：融資制度ごとに設定。最長 設備20年、運転15年。

[5] 返済方法：据置期間後、原則として元金均等割賦返済

[6] 担保・保証人：担保の有無・種類については相談のうえ決定。経営責任者の保証人が必要。ただし、直接貸付において一定の要件を満たす場合には、経営責任者の保証を不要とする制度（保証人特例制度）があります。

○保証人特例制度

(a) 保証人免除特例

(対 象) 直接貸付を利用する方

(内 容) 貸付けにあたり、経営責任者の個人保証を免除することができます。また、既往貸付についても保証を免除することができます。

(利 率) 保証人免除を受けた貸付けについては、0.3%を上乗せ(その他条件等) 上記以外の貸付条件は、各貸付で定められています。また、公庫が適切と認める財務制限条項(純資産額の維持等)を含む特約の締結が必要です。

(b) 保証人猶予特例

(対 象) 直接貸付のうち特別貸付を利用する方

(内 容) 貸付けにあたり、経営責任者の個人保証を猶予することができます。また、既往貸付についても保証を猶予することができます。

(利 率) 保証人猶予を受けた貸付けについては、0.1%を上乗せ(その他条件等) 上記以外の貸付条件は、各貸付で定められています。また、公庫が適切と認める特約(四半期ごとの経営状況の報告等)の締結が必要です。

(3) 貸付方法

[1] 直接貸付：日本公庫の本・支店の中小企業事業窓口で借入れの申込みを受け付け、公庫で直接調査の上、融資する方法

[2] 代理貸付：全国の代理店(都市銀行、地方銀行、信託銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用組合等)の窓口から融資する方法
代理店は借入申込みの受付、貸付けの決定、資金の交付、回収等の業務を日本公庫に代わって行っています。

図表 2-1-3 中小企業事業の特別貸付制度一覧表

貸付制度名	貸付対象及び資金使途	貸付条件		
		主な利率	貸付期間(()は据置)	貸付限度
新企業育成貸付	新事業育成資金 新規性、成長性が認められる新たな事業を行う中小企業者であって、事業を始めて7年以内など一定の要件を満たすもの 設備資金、長期運転資金	貸付後5年目までは特別利率③ 6年目以降は基準利率+0.2%など 社債の利率及び新株予約権付貸付の利率 基準利率	設備15年(5年)以内 運転7年(2年)以内 社債及び新株予約権付貸付による資金供給を受ける場合は7年以内	(直)6億円 社債及び新株予約権付貸付 上記範囲内で1億2,000万円(ただし、社債・新株予約権付貸付と合わせて、1億2,000万円)
	女性、若者、若者／シニア起業家支援資金 女性、若年者(30歳未満)又は高齢者(55歳以上)であり、かつ、新規開業して概ね5年以内のもの 設備資金、長期運転資金	2億7,000万円まで特別利率① *技術・ノウハウ等に新規性がみられる事業であって、一定の製品化及び売上が見込めるもの 特別利率③ 2億7,000万円超 基準利率	設備20年(2年)以内 運転7年(1年)以内	(直) 7億2,000万円 うち運転 2億5,000万円 (代) 1億2,000万円
	再チャレンジ支援融資(再挑戦支援資金) 次の①～③の要件をすべて満たす者で、かつ、新たに開業するもの又は開業後概ね5年以内のもの ①廃業歴等を有する個人又は廃業歴等を有する経営者が営む法人等であること ②廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等であること ③廃業の理由・事情がやむを得ないものであること 設備資金、長期運転資金 *東日本大震災によって廃業に至った事業者の方が、新たに事業を開始する際には、特例措置が用意されています。	基準利率 *1億円を限度に貸付後3年間基準利率-1.4%、4年目以降又は1億円を超え3億円を限度とする貸付について基準利率-0.5%	設備15年(3年)以内 運転7年(1年)以内 *設備20年(5年)以内、運転15年(5年)以内	(直) 7億2,000万円 うち運転 2億5,000万円 *別枠3億円

資金供給

貸付制度名	貸付対象及び資金使途	貸付条件		
		主な利率	貸付期間(()は据置)	貸付限度
新企業育成貸付 新事業活動促進資金	<p>①中小企業新事業活動促進法に基づき経営革新計画の承認を受けたもの</p> <p>②中小企業新事業活動促進法に基づく新たな事業活動の促進の関する基本方針に定める新事業活動を行うものであって、2年間で4%以上の付加価値額の伸び率が見込まれるもの</p> <p>③中小企業新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画(新連携計画、農商工等連携事業計画)の認定を受けたプロジェクトに係る契約関係による責任主体が確立された連携体を構成するもの</p> <p>④中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づく地域産業資源活用事業計画の認定を受けたもの</p> <p>⑤上記①～④に該当しないものであって、第二創業(経営多角化、事業転換)を図るもの又は第二創業後概ね5年以内のもの</p> <p>設備資金、長期運転資金</p>	<p>①～④(②を除く)2億7,000万円まで特別利率</p> <p>③2億7,000万円超 基準利率</p> <p>② 基準利率</p> <p>⑤(イ)特定被災区域において第二創業を図る方の場合、2億7,000万円を限度として、基準利率-0.5%</p> <p>(ロ)(イ)に掲げるものを除き、新たに第二創業を図る方の場合、2億7,000万円を限度として、特別利率①2億7,000万円超 基準利率</p> <p>【注】 新企業育成貸付(中小企業経営力強化資金を除く)については、雇用の維持または雇用の拡大を図る場合、それぞれの利率から0.2%を控除。</p>	<p>設備 20年(2年)以内 運転 7年(3年)以内</p>	<p>(直) 7億2,000万円 (貸付対象①～④に限り組合14億4,000万円～24億円) うち運転 2億5,000万円</p> <p>(代) 1億2,000万円</p>

貸付制度名	貸付対象及び資金用途	貸付条件		
		主な利率	貸付期間(()は据置)	貸付限度
新企業育成貸付 中小企業経営力強化資金	次のすべてに当てはまる方 1. 経営革新または異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓（新規開業を行う場合を含む。）を行おうとする方 2. 自ら事業計画の策定を行い、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に定める認定経営革新等支援機関による指導および助言を受けている方 設備資金、長期運転資金	2億7,000万円まで特別利率① 2億7,000万円超基準利率	設備 15年(2年)以内 運転 7年(1年)以内	(直) 7億2,000万円 うち運転 2億5,000万円
企業活力強化貸付 企業活力強化資金	①卸売業、小売業、飲食店及びサービス業のいずれかの事業を営む者又はこれらの者を構成員とする事業協同組合等 ②中心市街地関連地域において卸売業、小売業、飲食店又はサービス業のいずれかの事業を営むもの ③中小小売商業振興法に規定する商店街整備等支援計画の認定を受けた事業を実施する特定会社並びに中心市街地の活性化に関する法律に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の認定に基づき、中小小売商業高度化事業を実施する特定会社及び特定商業施設等整備事業を実施するもの ④中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に基づき、経済産業大臣から特定研究開発等計画の認定を受けたもので、一定の要件に該当するもの ⑤特定ものづくり基盤技術を活用した新製品・新技術の開発及び当該開発の成果に係る販路開拓等に取り組み、ものづくり製品等開発計画を策定するもの 設備資金、長期運転資金	①、⑤ 2億7,000万円まで特別利率① 2億7,000万円超基準利率 ②、③ 2億7,000万円まで特別利率② 2億7,000万円超基準利率 ④ 2億7,000万円まで特別利率③ 2億7,000万円超基準利率	設備 20年(2年)以内 運転 7年(1年)以内	(直) 7億2,000万円 (貸付対象④に限り組合14億4,000万円～24億円) うち運転 2億5,000万円 (代) 1億2,000万円

資金供給

貸付制度名	貸付対象及び資金使途	貸付条件		
		主な利率	貸付期間(()は据置)	貸付限度
企業活力強化貸付	IT活用促進資金 ①情報技術(IT)を活用した効果的な企業内業務改善及び企業内の情報交換等業務の高度化を行うもの ②他企業、消費者等との間でネットワーク上の取引及び情報の受発信を行うもの ③企業内業務の情報技術(IT)の水準を取引先等企業外の情報技術(IT)の水準に合わせようとするもの ④情報技術(IT)の活用により、業務方法、業務内容等の経営革新を図ろうとするもの ⑤デジタルコンテンツの制作、流通又は上映を行うことにより効果的な業務改善及び情報交換等の業務の高度化を行うもの ⑥以上①から⑤を組み合わせる等、情報技術等を高度に活用するもの 設備資金、長期運転資金	(設備資金) 2億7,000万円まで特別利率① *(基幹業務、電子商取引(電子入札を含む)、電子タグ及びデジタルコンテンツに情報技術(IT)を活用するもので、一定の設備については、特別利率②) 2億7,000万円超基準利率 (長期運転資金)設備等の貸貸するために必要な資金等について、2億5,000万円まで特別利率① その他の長期運転資金基準利率	設備 15年(2年)以内 運転 7年(1年)以内	(直) 7億2,000万円うち運転 2億5,000万円 (代) 1億2,000万円
	海外展開資金 経済の構造的変化に適応するために海外展開をすることが経営上必要であり、次のすべてに当てはまるもの (1)開始又は拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること (2)本邦内において、事業活動拠点(本社)が存続すること (3)経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするものであり、次の①～④のいずれかであること ①取引先の海外進出に伴い、海外展開をすること ②原材料の供給事情により、海外進出をすること ③労働力不足により、海外進出をすること ④国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開をすること 設備資金、長期運転資金 *海外企業に対する出資金を資金使途とするものについては、海外展開型劣後ローン特例の適用が可能です。	基準利率 貸付後5年以内の海外展開事業の原価償却前売上高経常利益率が5%を超える見込みで、かつ本邦内の従業員が減少していないことが見込まれ、公庫への遵守義務を果たす場合、2億7,000万円まで、特別利率② 2億7,000万円超基準利率 *海外展開型劣後ローン利率	設備 15年(3年)以内 運転 7年(2年)以内 *7年、10年又は15年(一括償還型)	(直) 7億2,000万円うち運転、 2億5,000万円 (代) 1億2,000万円 *一貸付当たり2億円

資金供給

貸付制度名	貸付対象及び資金使途	貸付条件			
		主な利率	貸付期間(()は据置)	貸付限度	
企業活力強化貸付	地域活性化・雇用促進資金	次のいずれかの地域において一定の雇用創出効果等が見込まれる設備投資を行うもの ①過疎地域、半島地域、離島地域、振興山村、特別豪雪地帯等において3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行うもの ②過疎地域を含む広域市町村圏内の非過疎市町村又は過疎地域に隣接する非過疎市町村において3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行うもの ③製造業、新聞業、出版業、道路貨物運輸業、倉庫業、こん包業、又は卸売業を営むもので、農村地域工業等導入地区において3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行うもの ④上記以外の地域(雇用創出効果が2名以下の場合は上記地域を含む)において2名以上(特定業種、従業員20人以下の企業、又は女性、若年者(30歳未満)若しくは高齢者(60歳以上)を雇用する場合は1名以上)の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行うもの	貸付対象①～③ 設備 2億7,000万円まで *①、③ 特別利率③ *② 特別利率② 2億7,000万円超 5億4,000万円まで 特別利率① 5億4,000万円超 基準利率 運転 特別利率① 貸付対象④ 設備 2億7,000万円まで特別利率① 2億7,000万円超 基準利率 運転 基準利率	貸付対象①～④ 設備 15年(2年)以内 運転 7年(1年)以内	(直)設備 7億2,000万円 (貸付対象①～③及び⑥、⑦に限り組合14億4,000万円～24億円) うち運転 2億5,000万円 (代)設備・運転 1億2,000万円

資金供給

資金供給

<p>企業活力強化貸付</p>	<p>⑤2名以上（特定業種、従業員20名以下の企業、女性、若年者（30歳未満）もしくは高齢者（60歳以上）を雇用する場合または特定被災区域で雇用を行う場合は1名以上）の雇用を行う方、または雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金に係る実施計画の届出が受理された方 ⑥国又は地方公共団体によって造成された工業等団地に立地するもの ⑦企業立地促進法に基づく基本計画で定められた集積区域において、承認を受けた「企業立地計画」又は「事業高度化計画」に従って企業立地又は事業高度化への取組を行うもの及び行おうとするもの ⑧企業立地促進法に基づく基本計画で定められた集積区域において、同基本計画で定める指定集積業種に属する事業を行うもの及び行おうとするもの ⑨地方公共団体が推進する施策に基づき地域活性化に取り組み、かつ地域活性化に資するものとして地方公共団体が認める事業を行うもの ⑩地域雇用開発促進法に基づく実践型地域雇用創造事業における雇用拡大メニューまたは人材育成メニューを受講し、同事業における雇用創出実践メニューで開発した商品・ノウハウ等を活用して創業または新事業の開拓を行おうとする方であって、新たに3名以上（特定業種、従業員20名以下の企業、女性、若年者（30歳未満）もしくは高齢者（60歳以上）を雇用する場合、または特定被災区域で雇用する場合は2名以上）の雇用を行う方</p> <p>設備資金、長期運転資金</p>	<p>貸付対象⑤ 特別利率① ただし、特定被災区域において雇用調整助成金等にかかる実施計画の届出が受理された方については、特別利率② 貸付対象⑥ 基準利率 貸付対象⑦ 設備 2億7,000万円まで 特別利率③ 2億7,000万円超 基準利率 運転 基準利率 貸付対象⑧ 基準利率 貸付対象⑨ 2億7,000万円まで地方公共団体の支援措置に応じた期間特別利率① 上記期間以降 基準利率 2億7,000万円超 基準利率 貸付対象⑩ 2億7,000万円まで特別利率②-0.2% 2億7,000万円超 基準利率</p>	<p>貸付対象⑤ 7年(1年)以内 貸付対象⑥ 設備 20年(1年)以内 貸付対象⑦、⑧、⑨ 設備 20年(2年)以内 運転 7年(1年)以内 貸付対象⑩ 設備 15年(2年)以内 運転 7年(1年)以内</p>		
<p>企業活力強化貸付</p>	<p>中小企業会計活用強化資金</p>	<p>次の全ての要件を満たすもの (1)「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」を完全に適用している又は完全に適用する予定であること。 (2)財務改善の為に経営計画書を作成すること</p>	<p>特別利率①</p>	<p>設備 15年(2年)以内 運転 7年(2年)以内</p>	<p>(直)設備 7億2,000万円 うち運転 2億5,000万円 (代)設備・運転 1億2,000万円</p>

貸付制度名	貸付対象及び資金使途	貸付条件		
		主な利率	貸付期間(()は据置)	貸付限度
環境・エネルギー対策貸付	<p>環境・エネルギー対策資金</p> <p>(1) 特定の非化石エネルギー設備や省エネルギー設備を設置するもの ① 非化石エネルギー関連 ② 省エネルギー関連</p> <p>(2) 特定の産業公害防止施設等を設置するもの（公害防止対策関係） ① 大気汚染防止法関連 ② アスベスト対策関連 ③ 水質汚濁防止法関連 ④ 廃棄物処理・排出抑制・有効利用関連 ⑤ 建設機械、NOx・PM法 ⑥ 低炭素建築物関連</p> <p>設備資金、運転資金</p>	<p>基準利率 特別利率① 特別利率② 特別利率③ 特代エネ利率 特省エネ利率B</p>	<p>設備 15年(2年)以内 運転 7年(2年)以内 (→運転の取扱いは、一部に限る)</p>	<p>(直)設備 7億2,000万円 うち運転 2億5,000万円 (代)設備・運転 1億2,000万円</p>
	<p>社会環境対応施設整備資金</p> <p>①放送法第2条第1項第22号に定める特定地上基幹放送事業者のうちテレビジョン放送を行う者又は共聴施設管理者 ②自ら策定したBCPに基づき、防災に資する施設等の整備を行うもの</p> <p>設備資金</p>	<p>① 基準利率 2億7,000万円まで特別利率① ② 2億7,000万円まで特別利率② (一定の要件を満たす場合は特別利率③) 2億7,000万円超 基準利率</p>	<p>貸付対象① 運転 7年(2年)以内 貸付対象② 設備 15年(2年)以内</p>	<p>(直)設備 7億2,000万円 (代)設備 1億2,000万円</p>
セーフティネット貸付	<p>経営環境変化対応資金</p> <p>社会的、経済的環境の変化等外的要因により、最近の決算期における売上高が前期または前々期に比し5%以上減少しているなど、一時的に、売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれるもの</p> <p>設備資金・長期運転資金</p>	<p>基準利率 一定の要件を満たす場合、 基準利率-0.6% (最大) (上限3%)</p>	<p>設備 15年(3年)以内 運転 8年(3年)以内</p>	<p>(直)設備・運転 一般貸付を含めず 7億2,000万円</p>

資金供給

	金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしているが、中長期的には資金繰りが改善し経営の安定が見込まれるもので、取引金融機関が行政庁から業務停止命令（一部業務停止命令を含む。）を受けた等に該当するもの 設備資金、金融機関との取引状況の変化に伴い必要となる長期運転資金	基準利率 (上限3%)		(直)別枠3億円
セーフティネット貸付	取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産に伴い、経営に困難をきたしているもので、倒産した企業に対して、営業債権等を50万円以上有しているものなど 関連企業の倒産に伴い緊急に必要な長期運転資金	基準利率 倒産対策利率A 倒産対策利率B	運転8年(3年)以内	(直・代わらせて) 運転 別枠 1億5,000万円
企業再生貸付	事業再生支援資金	①民事再生法の規定による再生手続開始の申立てなどを行い認可決定前のもので、一定の要件に合致するもの (アーリーDIP) ②民事再生法に基づく再生計画の認可決定などをうけ、一定の要件に合致するもの (レイターDIP) 事業の再生を行うために必要な設備資金、長期運転資金	貸付対象① 基準利率+2.5% (上限4%) 貸付対象② 基準利率+1.0% (上限4%)	貸付対象① 1年(1年以内) 貸付対象② 設備 10年(2年)以内 運転 5年(2年)以内	(直)設備 7億2,000万円 うち運転 2億5,000万円

<p>企業再建・事業承継支援資金</p>	<p>①経営改善、経営再建に取り組む必要があり、特定の要件に合致するもの ②倒産した企業、経営難の状態にある企業から事業を承継するもの ③安定的な経営権の確保により事業の継続を図るもので、一定の要件に該当するもの ④中小企業経営承継円滑化法の認定を受けた中小企業の代表者</p> <p>設備資金、長期運転資金</p>	<p>貸付対象① 基準利率+0.3% (上限4%) *特定の要件に合致する場合2億7,000万円を限度に特別利率③+0.3% (上限4%)</p> <p>貸付対象② 基準利率 (上限4%) *一定の要件を満たす場合2億7,000万円を限度に特別利率①(上限4%)</p> <p>貸付対象③、④ 基準利率 2億7,000万円限度に特別利率①(上限4%)</p>	<p>貸付対象① 設備 20年(2年)以内 運転 15年(2年)以内</p> <p>貸付対象②、③、④ 設備 15年(2年)以内 運転 7年(2年)以内</p>	<p>(直)設備 7億2,000万円 うち運転 4億8,000万円</p>
<p>災害復旧貸付</p>	<p>別に指定された災害により被害を受けたもの</p> <p>設備資金、長期運転資金</p>	<p>基準利率 ただし特別利率については別途閣議により決定</p>	<p>設備 10年(2年)以内 運転 10年(2年)以内</p>	<p>(直)設備・運転別枠 1億5,000万円 (組合 4億5,000万円) (代)設備・運転別枠7,500万円 (組合 2億5,000万円)</p>

《東日本大震災復興特別貸付制度》

東日本大震災により被害を受けた中小企業者の再建復興を図るため、事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を長期・低利で融資する新たな制度

(対象者)

特定被災区域内において事業所を有し事業活動を行う事業者で、次のいずれかに該当する者

①直接被害者

- ・地震、津波等により直接被害を受けた方（市区町村等の罹災証明が必要（写しで可、事後提出可））
- ・原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域（以下「警戒区域等」）内の方（納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要（写しで可、事後提出可））

②間接被害者

- ・直接被害者（大企業含む）の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たす方（直接被害者（取引先）の罹災証明（写しで可、事後提出可）又は被害証明書が必要（被害証明書を利用する場合、被害証明申請書に必要事項（取引企業の被害状況や当該企業との取引依存度、売上額等の減少率等）を記載の上、ご提出ください）

→ 具体的な要件は、直接被害者との取引依存度が2割以上の中小企業者等で、

- i) 借入申込後3ヶ月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して15%以上減少すると見込まれる、又は、
- ii) 借入申込直前2ヶ月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して10%以上減少した方となります。

③ その他の方

- ・ その他、震災の影響により、業況が悪化している方。

(制度概要)

利用対象者	貸付限度額・貸付期間・据置期間	貸付金利
①直接被害者	貸付限度額 3億円(別枠) 貸付期間 最大20年(設備)、15年(運転) 据置期間 最大5年	・ 基準利率-0.5% ・ ただし貸出後3年間・1億円までは、基準利率-1.4%
②間接被害者	貸付限度額 3億円(別枠) 貸付期間 最大15年(設備、運転) 据置期間 最大3年	・ 基準利率-0.5%(最大)(*1) ・ ただし貸出後3年間・3,000万円までは、基準利率-1.4%(最大)(*2)。
③その他の方	貸付限度額 7.2億円(別枠) 貸付期間 最大15年(設備)、8年(運転) 据置期間 最大3年	期間限定なく、基準利率-0.5%(最大)(*1)。

*1 売上等減少で▲0.3%、雇用の維持・拡大で▲0.2%。

*2 ▲0.9%は自動的に適用。さらに、*1の引下げが可能。

*3 上記①・②の貸付限度額は、双方合算して上記の限度額となります。

<震災対応型資本性劣後ローン>

東日本大震災復興特別貸付制度における特例制度として、自己資本が毀損した中小企業者の皆さんなどを対象に、資本性を有する長期資金(一括償還型)を提供する制度

(対象者)

東日本大震災復興特別貸付制度の対象となる方

(特例制度の内容)

貸付限度額：1貸付あたり7.2億円

貸付利率：成功払い型(毎年の事業実績に基づく成功判定の結果により0.40%又は3.60%)

貸付期間：10年(期限一括償還)

担保・保証人：無担保・無保証人

*本資金は、金融検査上自己資本とみなしうる資本性劣後ローンとなります。

<<設備資金貸付利率特例制度>>

東日本大震災や急激な円高により景気が悪化している経済状況の下で、長期の設備投資を行う中小企業者に対して、金利負担を軽減することにより投資を促進することを目的とする制度

(対象者)

特別貸付制度（注）による設備資金であって、特定被災区域において雇用の維持又は雇用の拡大が見込まれる設備資金をご利用される方

（注）一部ご利用いただけない制度もあります

(特例制度の内容)

利用限度	適用する特別貸付制度の貸付限度額
利率	適用する特別貸付制度に定める利率から0.5%を控除
適用期間	適用した融資制度に定めるご返済期間
その他	事業の用に使用されない土地の取得については、本制度の対象外 上記以外の貸付条件は、各特別貸付制度で定められています。

＜＜問い合わせ＞＞ 日本政策金融公庫（中小企業事業）

事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

(4) 申込みから資金交付に至る手続

[融資相談]

企業規模、業種、資金使途などを聞き取り、日本公庫貸付の対象性の確認

↓

[資料依頼]

事業経歴、決算書類、今次計画の内容、担保関係書類等の資料提出を依頼

↓

[申込受付]

上記資料の提出を受けた上で、受付可能かどうかの判断を行う

↓

[審査]

本社・工場等の実地調査、担保物件の現地確認等

↓

[貸付決定]

貸付金額、貸付期間等貸付条件を含め、融資の決定

↓

[貸付契約]

金銭消費貸借契約、抵当権設定契約、質権設定契約等

↓

[抵当権設定等]

抵当権設定登記の完了等

↓

[資金交付]

原則として、債務者（貸付先）の預金口座への送金

↓

[使途の確認等]

資金使途及び支払の確認。貸付先から工事完成報告書の提出を受ける

<申込窓口>

日本政策金融公庫（中小企業事業部） 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

資金供給

2 株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業

国民生活事業では、小企業の方への小口事業資金融資をはじめ、教育資金融資、恩給や共済年金などを担保とする融資など国民生活に密着した幅広い融資を行っています。貸付けには、普通貸付、生活衛生資金貸付、恩給担保貸付及び教育資金貸付があり、さらに貸付けの方法によって直接貸付と代理貸付とに分かれます。

[1] 普通貸付：

事業資金供給の主体であり、日本公庫の全貸付けの約 80%を占めています。

なお、この貸付けには、一般貸付及び小規模事業者経営改善資金貸付（マル経融資）のほか、特別貸付（図表 2-1-4）があります。このうち小規模事業者経営改善資金貸付（マル経融資）は、商工会等の経営指導を受けた小規模事業者に対し、無担保、無保証人で貸付けを行う制度です。

[2] 生活衛生資金貸付：

一般貸付、振興事業貸付、特例貸付、災害貸付（生活衛生資金貸付）、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（生活衛生改善貸付）及び生活衛生特別貸付（図表 2-1-5）があります。このうち、生活衛生改善貸付は、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けた小規模事業者に対し、無担保、無保証人で経営改善を行うために必要な資金の貸付けを行う制度です。

[3] 恩給担保貸付：恩給等の受給権を担保とする貸付けです。

[4] 教育資金貸付：教育に必要な資金の貸付けを行う制度です。

(1) 貸付けの対象

[1] 一般貸付：一部の奢侈遊興的な業種等を除いてほとんどすべての業種の方

[2] 小規模事業者経営改善資金貸付（マル経）：常時使用する従業員が 20 人以下（商業・サービス業の場合 5 人以下）の方で、商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会会長の推薦を受けた方

[3] 生活衛生資金貸付：生活衛生関係営業者（飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、浴場業及びクリーニング業（業種により、資本金額及び従業員数に制限がある））及びこれらの業を営む者で組織する組合等 なお、生活衛生改善貸付における貸付けの対象は、原則として当該営業の属する業種に係る生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた者であって、常時使用する従業員の数が 5 人以下の会社及び個人

(2) 資金の使途

設備資金及び運転資金について融資します。

(3) 貸付けの条件

[1] 一般貸付

(ア) 貸付限度（1 貸付先当たり）：4,800 万円以内（代理貸付は 2,400 万円以内）、特定設備資金については 7,200 万円以内

(イ) 貸付利率：基準利率

(ウ) 貸付期間：設備資金 原則 10 年以内、特定設備資金については 20 年以内
運転資金 原則 5 年以内（特に必要な場合は 7 年以内）

- (エ) 据置期間：設備資金2年以内、運転資金6ヵ月以内(必要な場合は1年以内)
- (オ) 保証人：お客さまの希望に応じて相談させていただきます。
- (カ) 担保：お客さまの希望に応じて相談させていただきます。

[2] 生活衛生資金貸付

(ア) 貸付限度

(a) 生活衛生関係業者（会社及び個人）

- ・ 一般貸付：原則7,200万円以内
- ・ 振興事業貸付：設備資金原則1億5,000万円以内（業種によって異なります）運転資金 原則5,700万円以内（業種によって異なります）
- ・ 特例貸付：一般貸付又は振興事業貸付の貸付限度に3,000万円を上乗せした金額
- ・ 災害貸付(生活衛生資金貸付)：一般貸付又は振興事業貸付限度額に1災害につき、3,000万円を上乗せした金額（生活衛生同業組合等については、上乗せ金額は5,000万円）
- ・ 生活衛生改善貸付：1,000万円（平成26年3月31日までは1,500万円）

(b) 組合等

原則として生活衛生同業組合は1億5,000万円以内、同連合会は、3億円以内、その他の組合は5,000万円以内

(イ) 貸付利率：基準利率等

(ロ) 貸付期間：一般貸付は13年以内（業種・資金用途等により異なります）

振興事業貸付の設備資金は18年以内、特別な場合は20年以内
運転資金は5年以内、必要に応じて7年以内
特例貸付は15年以内（資金用途等により異なります）
災害貸付（生活衛生資金貸付）の設備資金は原則10年以内（共同購入運転資金は5年以内）
生活衛生改善貸付のうち設備資金は7年以内、運転資金は5年以内（平成26年3月31日までは設備資金は10年以内、運転資金は7年以内）

(ハ) 据置期間：一般貸付は1年以内（貸付期間が7年を超えるものは2年以内）

振興事業貸付の設備資金は2年以内 運転資金は6ヵ月以内、必要に応じて1年以内
特例貸付は1年以内（資金用途等により異なります）
災害貸付（生活衛生資金貸付）の設備資金は2年以内（共同購入運転資金は6ヵ月以内）
生活衛生改善貸付は6ヵ月以内（平成26年3月31日までは設備資金は2年以内、運転資金は1年以内）

(ニ) 保証人：原則として1名以上必要

（生活衛生改善貸付については担保及び保証人を徴しません）

(ヒ) 担保：日本公庫が必要と認めた場合には徴します。

[3] 第三者保証人等を不要とする融資

第三者の方の保証や担保（不動産・有価証券等）などの提供を不要とする融資を希望の方に対し、原則として、法人の方は無担保・代表者の方のみの保証、個人の方は無担保・無保証人とする融資です。

(ア) 対象者：次のすべての要件に該当する方

- (a) 税務申告を2期以上行っていること
- (b) 原則として、所得税等を完納していること
- (イ) 貸付限度：4,800万円
- (ウ) 貸付利率：普通貸付（一般貸付）、特別貸付、生活衛生資金貸付（生活衛生改善貸付を除く）で適用される利率+0.65%（注）
（注）建築物のアスベスト除去などを行うために、環境・エネルギー対策資金（環境・エネルギー対策貸付）又は防災・環境対策資金（環境対策関連貸付（運転資金を除く。））をご利用いただく場合、0.65%の上乗せ利率が免除されます。
- (エ) 貸付期間：設備資金10年以内
運転資金5年以内（特に必要な場合は7年以内）
- (オ) 据置期間：設備資金2年以内 運転資金1年以内
- (カ) 貸付条件：原則として、法人営業の方は、代表者のみの保証、個人の方は、無保証人の取扱となります。ただし、次の方には連帯保証をお願いすることがあります。
 - ・実質的な経営者である方
 - ・後継を予定されている方
 - ・営業（許可）名義人の方

（４）貸付方法

- [1] 申込方法：日本公庫の支店又は代理店の窓口で借入申込書と添付書類を整えて申し込むこととなります。
- [2] 決定通知：申込書に基づき審査を行い、貸付けが適当と判断された場合には、貸付決定通知と貸付けに必要な書類が送付されます。これらの書類が整ったところで貸付契約が結ばれ、貸付けが実行されます。

図表 2-1-4 国民生活事業の特別貸付等制度一覧表

貸付制度名	貸付対象及び資金使途	貸付条件		
		主な利率	貸付期間(()は据置)	貸付限度
新企業育成貸付	<p>新規開業支援資金</p> <p>次のいずれかに該当される者 ①現在勤務している企業と同じ業種の事業を始める者であって、次のいずれかに該当する者 (a)現在勤務する企業に継続して6年以上勤務する者 (b)現在勤務する企業と同じ業種に通算して6年以上勤務する者 ②大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して2年以上勤務する者で、その職種と密接に関連した業種の事業を始める者 ③技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業を始める者 ④雇用の創出を伴う事業を始める者 ⑤①～④のいずれかを満たして新規開業しておおむね5年以内の者</p> <p>設備資金、運転資金</p> <p>*東日本大震災によって新たに事業を開始する際には、特例措置が用意されています。</p>	<p>基準利率</p> <p>*事業の拡大が見込まれるものの、黒字化に至っていない者で一定の要件に該当する者の設備資金・運転資金 特利A</p> <p>*技術・ノウハウ等に新規性がみられる者で、一定の要件を満たす者の設備資金 特利C</p> <p>*独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合から出資を受けた者の設備資金・運転資金 特利A</p> <p>*東日本大震災の影響により離職し、新たに事業を営もうとする者又は営んでいる者 1,000万円を限度に貸付後3年間基準利率-1.4%、4年目以降基準利率-0.5 特定被災区域において新たに事業を営もうとする者又は営んでいる者 1,000万円を限度に基準利率-0.5% ※一定の要件を満たす場合、適用する利率-0.2%</p>	<p>設備 20年(3年)以内 運転 7年(1年)以内</p> <p>*設備7年(6カ月)以内、運転5年(6カ月)以内</p>	<p>(直)設備 7,200万円 うち運転 4,800万円</p>

資金供給

貸付制度名	貸付対象及び資金使途	貸付条件		
		主な利率	貸付期間(()は据置)	貸付限度
新企業育成貸付 女性・若者／シニア 起業家支援資金	<p>女性又は30歳未満又は55歳以上の者であつて、新規開業して概ね5年以内の者</p> <p>設備資金、運転資金</p> <p>*東日本大震災によって新たに事業を開始する際には、特例措置が用意されています。</p>	<p>設備資金(土地取得資金を除く) 特利A *技術・ノウハウ等に新規性がみられる者で、一定の要件を満たす者 特利C</p> <p>運転資金及び土地取得資金 基準利率</p> <p>*東日本大震災の影響により離職し、特定被災区域において新たに事業を営もうとする者又は営んでいる者 1,000万円を限度に貸付後3年間基準利率-1.4%、4年目以降基準利率-0.5</p> <p>特定被災区域において新たに事業を営もうとする者又は営んでいる者 1,000万円を限度に基準利率-0.5%</p> <p>※一定の要件を満たす場合、適用する利率-0.2%</p>	<p>設備 20年(2年)以内 運転 7年(1年)以内</p> <p>*設備7年(6カ月)以内、運転5年(6カ月)以内</p>	<p>(直)設備 7,200万円 うち運転 4,800万円</p>

資金供給

貸付制度名	貸付対象及び資金使途	貸付条件			
		主な利率	貸付期間(()は据置)	貸付限度	
新企業育成貸付	再挑戦支援資金	<p>次の①～③の要件をすべて満たす者であつて、新規開業するもの又は新規開業して概ね5年以内の者</p> <p>①廃業歴等を有する個人又は廃業歴等を有する経営者が営む法人等であること</p> <p>②廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等であること</p> <p>③廃業の理由・事情がやむを得ないもの等であること</p> <p>*東日本大震災によって廃業に至った事業者の方が、新たに事業を開始する際には、特例措置が用意されています。</p>	<p>基準利率</p> <p>*3,000万円を限度に貸付後3年間基準利率－1.4%、4年目以降又は3,000万円を超え6,000万円を限度とする貸付について基準利率－0.5%</p> <p>※一定の要件を満たす場合、適用する利率－0.2%</p>	<p>設備 15年(3年)以内</p> <p>運転 7年(1年)以内</p> <p>*設備20年(5年)以内、運転15年(5年)以内</p>	<p>(直) 2,000万円</p> <p>*上乗せ 6,000万円</p>
	新事業活動促進資金	<p>①中小企業新事業活動促進法に基づき承認を受けた経営革新計画を実施する者</p> <p>②中小企業新事業活動促進法に基づき認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画（新連携）を実施する者</p> <p>③中小企業地域産業資源活用促進法に基づき認定を受けた地域産業資源活用事業計画を実施する者</p> <p>④中小企業地域産業資源活用促進法に基づき指定された地域産業資源を活用し、売上の増加等一定の成果が見込める事業を行う者</p> <p>⑤技術・ノウハウ等に新規性が見られる事業を行う者</p> <p>⑥前①～⑤に該当しない者であつて、新たに経営多角化、事業転換を図るもの又は経営多角化、事業転換後概ね5年以内の者</p> <p>設備資金、運転資金</p>	<p>①～③ 特利C</p> <p>④ 特利A</p> <p>⑤ 基準利率、特利B</p> <p>⑥ 基準利率、特利A</p> <p>特定被災区域において新たに第二創業を図る者</p> <p>1,000万円を限度に基準利率－0.5%</p> <p>※一定の要件を満たす場合、適用する利率－0.2%</p>	<p>設備 20年(2年)以内</p> <p>運転 7年(3年)以内</p>	<p>(直) 設備 7,200万円</p> <p>うち運転 4,800万円</p>

資金供給

貸付制度名	貸付対象及び資金使途	貸付条件		
		主な利率	貸付期間()は据置	貸付限度
企業活力強化貸付 企業活力強化資金	<p>1 商業振興関連</p> <p>(1) 卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業（旅行業を含む）のいずれかの業種の事業を営む者又はこれらの者を構成員とする事業協同組合等</p> <p>(2) 特定の要件に該当する中心市街地関連地域において卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する者</p> <p>① 中小小売商業振興法第4条第6項に規定する商店街整備等支援計画の認定を受けた事業を実施する特定会社</p> <p>② 中心市街地活性化法第40条第4項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の認定に基づき、次のいずれかの事業を実施する方(ただし(ア)の事業を実施する方は特定会社に限ります。)</p> <p>(ア) 中心市街地活性化法第7条第7項第7号に定める中小小売商業高度化事業</p> <p>(イ) 中心市街地活性化法第7条第8項に定める特定商業施設等整備事業</p> <p>2 ものづくり製品開発関連</p> <p>中小ものづくり高度化法第2条第2項に規定する特定ものづくり基盤技術を活用した新製品・新技術の開発及び当該開発の成果にかかる販路開拓等に取り組む方であって、次のすべての要件を満たす方</p> <p>(1) 技術的課題を明確にした新製品・新技術開発の内容およびその販路開拓等にかかるものづくり製品開発等計画書を策定すること</p> <p>(2)</p> <p>① 当該新製品・新技術に関する売上高が、融資から5年後の決算が終了するまでの間に直近の当該売上高の1.5倍以上に増加することが見込まれること</p> <p>② 当該企業の売上高経常利益率が、貸付後5年以内に直近の売上高経常利益率に比べ1.1倍以上増加することが見込まれること</p> <p>③ 当該製品・新技術に関して、次のいずれかの補助金の交付決定を受ける予定の者又は過去5年以内に交付決定を受けて事業を実施した者であること</p> <p>(ア) ものづくり中小企業製品開発等支援事業</p> <p>(イ) グローバル技術連携・創業支援事業</p> <p>(ウ) グローバル技術連携支援事業</p> <p>(エ) ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金</p> <p>設備資金、運転資金</p>	<p>1 (1)</p> <p>基準利率</p> <p>特利A</p> <p>特利B</p> <p>特利C</p> <p>1 (2)</p> <p>特利C</p> <p>1 (3)</p> <p>特利B</p> <p>2</p> <p>基準利率</p> <p>特利A</p> <p>特利B</p>	<p>設備</p> <p>20年(2年)以内</p> <p>運転</p> <p>7年(1年)以内</p>	<p>(直) 設備</p> <p>7,200万円</p> <p>うち運転</p> <p>4,800万円</p>

貸付制度名	貸付対象及び資金使途	貸付条件		
		主な利率	貸付期間(()は据置)	貸付限度
IT活用促進資金 企業活力強化貸付 地域活性化・雇用促進資金	①情報技術(IT)を活用した効果的な企業内業務改善及び企業内の情報交換等業務の高度化を行う者 ②他企業、消費者等との間でネットワーク上の取引及び情報の受発信を行う者 ③企業内業務の情報技術(IT)の水準を取引先等企業外の情報技術(IT)の水準に合わせようとする者 ④情報技術(IT)の活用により、業務方法、業務内容等の経営革新を図ろうとする者 ⑤デジタルコンテンツの制作、流通又は上映を行うことにより効果的な業務改善及び情報交換等業務の高度化を行う者 ⑥以上①から⑤を組み合わせる等、情報技術(IT)等を高度に活用する者 設備資金、運転資金	基準利率 特利A 特利C	設備 15年(2年)以内 運転 7年(1年)以内	(直)設備 7,200万円 うち運転 4,800万円
	1 企業立地促進関連 (1)企業立地促進法に基づく基本計画で定められた集積区域において、承認を受けた「企業立地計画」または「事業高度化計画」に従って企業立地または事業高度化への取組を行う者 (2)企業立地促進法に基づく基本計画で定められた集積区域において、同基本計画で定める指定集積業種に属する事業を行う者 2 事業展開関連 新たに1名以上(従業員21名以上の企業にあっては2名以上)の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う者 3 地方公共団体関連 地方公共団体が推進する施策に基づき、地域活性化に取り組み、かつ、地域活性化に資するものとして地方公共団体が認める事業を行う者 4 地域雇用開発促進法第10条に基づく実践型地域雇用創造事業における雇用拡大メニュー又は人材育成メニューを受講し、同事業における雇用創出実践メニューで開発した商品・ノウハウ等を活用して創業又は新事業の開拓を行おうとする者であって、新たに3名以上(中小企業信用保険法の特定期業種に該当する場合、従業員20名以下の企業の場合又は女性、若年者(30歳未満)若しくは高齢者(60歳以上)を雇用する場合は2名以上)の雇用を行う者 設備資金、運転資金	1、4に該当する者 特利A 1(2)に該当する者 基準利率 1の(1)に該当する者 基準利率、特利0 2に該当する者 特利A、特利B 3に該当する者 特利A 4に該当する者 特利Q	設備15年以内 (ただし、2、5に該当する者は、特に必要な場合20年以内) (2年) 運転7年(1年)以内	(直)設備 7,200万円 うち運転 4,800万円

資金供給

貸付制度名	貸付対象及び資金使途	貸付条件		
		主な利率	貸付期間()は据置	貸付限度
新創業融資制度	次のいずれかに該当する者 ①雇用の創出を伴う事業を新たに営もうとする者 ②新たな市場の創出や既存市場の活性化等が見込まれる者であって、技術の応用又は財・サービスに独自性を加味することにより多様なニーズに対応する事業を新たに営もうとする者 ③①又は②のいずれかにより新規開業して税務申告を2期終えていない者 設備資金、運転資金	対象となる貸付制度の利率 +1.65%	設備 10年(6ヵ月)以内 運転 7年(6ヵ月)以内	(直) 1,500万円
中小企業会計関連融資制度	一部の制度を除く普通貸付を利用する者で、「中小企業の会計」を適用する者	各貸付制度に規定する貸付利率 -0.2%	各貸付制度に規定する機関	各貸付制度に規定する貸付限度
生鮮食品等小売業近代化貸付	①食料品小売業者(青果、魚介類、米穀、酒類、乳類、茶、パン・菓子、料理品) ②食品製造小売業者 ③総合食料品小売業者(スーパー、コンビニエンスストア等) ④花き小売業者 ⑤上記のものを構成員とする事業協同組合等 ⑥企業組合及び協業組合であって、①～④までに掲げる事業を営む者 ⑦①～⑥に掲げる者であって、中心市街地の活性化に関する法律第9条に基づき市町村が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた基本計画に定められた中心市街地(改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第6条に基づき市町村が作成する基本計画に定められた中心市街地を含む。)において営業を営むもの *東日本大震災によって新たに事業を開始する際には、特例措置が用意されています 設備資金、運転資金	基準利率 特利A 特利B 特利C *東日本大震災の影響により離職し、特定被災区域において新たに事業を営もうとする者又は営んでいる者 1,000万円を限度に貸付後3年間基準利率-1.4%、4年目以降基準利率-0.5 特定被災区域において新たに事業を営もうとする者又は営んでいる者 1,000万円を限度に基準利率-0.5% ※一定の要件を満たす場合、適用する利率-0.2%	設備 原則13年(2年)以内 (新規開業支援設備資金等は原則15年(3年)以内) 運転 5年(1年)以内	(直)設備 7,200万円 (事業協同組合等は1億1,000万円) 運転 4,800万円

資金供給

貸付制度名		貸付対象及び資金使途	貸付条件		
			主な利率	貸付期間(()は据置)	貸付限度
環境・エネルギー対策貸付	環境・エネルギー対策資金	1 非化石エネルギーを使用するために必要な設備を設置する者 2 一定の省エネルギー効果のある設備を設置する者又は特定高性能エネルギー消費設備の導入などを行う者 3 ばい煙、揮発性有機化合物など大気汚染の原因となる特定物質を排出する者またはアスベストの飛散防止などを行う者 4 汚水、廃液など水質汚濁の原因となる特定物質を排出する者 5 超低騒音型、低振動型又は排出ガス対策型建設機械並びに特定特殊自動車等を取得する者（リース・レンタル事業者を含む。） 6 低公害車を取得する者、又は低公害車を取得しリースする者 7 自動車NOx・PM法の規制に伴い排出基準非適合車を排出基準適合車に買い換える者、排出基準適合車を取得しリースする者、又は排出基準非適合車にNOx・PM低減装置を装着させる者 8 産業廃棄物をリサイクルするための設備等を導入する者 9 産業廃棄物を生じる者、または産業廃棄物の処理を行う者 10 都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する低炭素建築物の新築等を行う者 設備資金、運転資金	特利A、C 特利B、J 特利B、C 特利B、C 基準利率 特利B、C 特利B 特利A、C 特利B、C 特利B、C 特利B	設備 15年(2年)以内 運転 7年(2年)以内	(直) 設備 7,200万円 うち運転 4,800万円
	社会環境対応施設整備資金	1 放送法第2条第1項第22号に定める特定地上基幹放送事業者のうちテレビジョン放送を行う者又は共聴施設管理者 2 自ら策定したBCPに基づき、防災に資する施設等の整備を行う者 設備資金、運転資金	特別利率A 特利B、C	運転 7年(2年)以内 設備 20年(2年)以内 運転 7年(2年)以内	(直) 設備 7,200万円 うち運転 4,800万円
セーフティネット貸付	経営環境変化対応資金	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、最近の決算期における売上高が前期又は前々期に比し5%以上減少しているなど、一時的に、売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる者 設備資金、運転資金	基準利率 一定の要件を満たす場合、 基準利率-0.6% (最大)	設備 15年(3年)以内 運転 8年(3年)以内	(直) 設備・運転 一般貸付を 含めず4,800 万円

資金供給

貸付制度名		貸付対象及び資金使途	貸付条件		
			主な利率	貸付期間(()は据置)	貸付限度
セーフティネット貸付	金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしているが、中長期的には資金繰りが改善し経営の安定が見込まれる者で、取引金融機関が行政庁から業務停止命令（一部業務停止命令を含む。）を受けた等に該当する者 設備資金、金融機関との取引状況の変化に伴い必要となる運転資金	基準利率		(直) 運転別枠 4,000万円
	取引企業倒産対応資金	取引企業などの倒産に伴い、経営に困難をきたしている者で、一定の要件に該当する者 売掛債権の回収困難、売上減少などのため緊急に必要な運転資金及び関連企業の倒産の影響により、企業の運営上一時的に必要な運転資金	基準利率	運転 8年(3年)以内	(直・代) 運転別枠 3,000万円

貸付制度名	貸付対象及び資金使途	貸付条件		
		主な利率	貸付期間(()は据置)	貸付限度
企業再生貸付	企業再生・事業承継支援資金 1 企業再建関連 中小企業再生支援協議会または株式会社整理回収機構（RCC）の関与のもとで企業の再建を図る者 2 第二会社方式再建関連 産業活力再生特別措置法に基づく認定（変更認定を含む。）を受けた中小企業承継事業再生計画に従って事業の再生を図る者 3 民間金融機関連携関連 次のいずれにも該当する者 (1) 現状の厳しい経済・金融環境下で過剰債務の状況に陥っていること。 (2) 相応の債務償還能力が認められ、かつ、適切な企業再建計画が策定され、既往債務について金融機関の協力が得られる等関係者による支援体制が構築されており、自助努力により企業再建が見込まれること。 (3) 公庫が貸付後も継続的に企業再建に対する経営指導を行うことにより、円滑な企業再建の遂行が認められること。 4 レイターDIP関連（民事再生法に基づく再生計画の認可などを受けた者） 5 事業承継関連 (1) 安定的な経営権の確保により、事業の継続を図る者であって、次のいずれかに該当する者 ① 親族内に後継者が不在であるなどにより事業継続が困難となっている者から事業の譲渡、株式の譲渡、合併などにより事業を承継する者 ② 株主の者などから自己株式および事業用資産の取得などを行う法人 ③ 事業用資産の取得などを行う個人事業主の後継者 (2) 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた中小企業者の代表者 設備資金・運転資金	貸付対象1、3 基準利率	設備 15年(2年)以内 運転 7年(2年)以内 (一部は15年以内)	(直) 設備 7,200万円 うち運転 4,800万円
		貸付対象2 特利C		
		貸付対象4 特利Z		
		貸付対象5 特利A		

資金供給

《東日本大震災復興特別貸付制度》

東日本大震災により被害を受けた中小企業者の再建復興を図るため、事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を長期・低利で融資する新たな制度

(対象者)

特定被災区域内において事業所を有し事業活動を行う事業者で、次のいずれかに該当する者

①直接被害者

- ・地震、津波等により直接被害を受けた方（市区町村等の罹災証明が必要（写しで可、事後提出可））
- ・原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域（以下「警戒区域等」）内の方（納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要（写しで可、事後提出可））

②間接被害者

- ・直接被害者（大企業含む）の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たす方（直接被害者（取引先）の罹災証明（写して可、事後提出可）又は被害証明書が必要（被害証明書を利用する場合、被害証明申請書に必要事項（取引企業の被害状況や当該企業との取引依存度、売上額等の減少率等）を記載の上、ご提出ください）

→ 具体的な要件は、直接被害者との取引依存度が2割以上の中小企業者等で、

- i) 借入申込後3ヶ月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して15%以上減少すると見込まれる、又は、
- ii) 借入申込直前2ヶ月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して10%以上減少した方となります。

③ その他の方

- ・その他、震災の影響により、業況が悪化している方。

（特例制度の内容）

利用対象者	貸付限度額・貸付期間・据置期間	貸付金利
①直接被害者	貸付限度額 6,000万円(上乗せ) 貸付期間 最大20年(設備)、15年(運転) 据置期間 最大5年	・基準利率-0.5% ・ただし貸出後3年間・3,000万円までは、基準利率-1.4%
②間接被害者	貸付限度額 6,000万円(上乗せ) 貸付期間 最大15年(設備、運転) 据置期間 最大3年	・基準利率-0.5% (最大) (*1) ・ただし貸出後3年間・3,000万円までは、基準利率-1.4% (最大) (*2)。
③その他の方	貸付限度額 4,800万円(別枠) 貸付期間 最大15年(設備)、8年(運転) 据置期間 最大3年	期間限定なく、基準利率-0.5% (最大) (*1)。

*1 売上等減少で▲0.3%、雇用の維持・拡大で▲0.2%。

*2 ▲0.9%は自動的に適用。さらに、*1の引下げが可能。

*3 上記①・②の貸付限度額は、双方合算して上記の限度額となります。

《設備資金貸付利率特例制度》

東日本大震災や急激な円高により景気が悪化している経済状況の下で、長期の設備投資を行う中小企業者に対して、金利負担を軽減することにより投資を促進することを目的とする制度

（対象者）

特定被災区域内において、雇用の維持又は拡大が見込まれる設備投資のための資金の貸付を受けるもの。一部利用できない貸付制度もあります。

（特例制度の内容）

利用限度	適用する特別貸付制度の貸付限度額
利率	適用する特別貸付制度に定める利率から0.5%を控除

適用期間	適用する特別貸付制度の融資期間
その他	事業の用に使用されない土地の取得については、本制度の対象外
	上記以外の貸付条件は、各特別貸付制度で定められています。

《問い合わせ先》

日本政策金融公庫（国民生活事業） 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

図表 2-1-5 国民生活事業の生活衛生資金貸付（特別貸付）制度一覧表

貸付制度名	貸付対象及び資金使途	貸付条件		
		主な利率	貸付期間(()は据置)	貸付限度
衛生環境激変対策特別貸付	<p>生活衛生関係の事業を営む者であって、感染症又は食中毒の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障をきたしている者と認められる者であって、一定の要件を満たす者</p> <p>衛生水準の維持向上に著しい支障を来している生活衛生関係事業者の経営を安定させるために必要な運転資金</p>	<p>運転資金 基準利率 特利C</p>	<p>運転 7年(1年)以内 取扱期間は、主務省から貸付の発動の指示があった日から6ヵ月目の末日まで</p>	<p>(直・代) 衛生環境の激変事由ごとに別枠 1,000万円</p>
生活衛生関係営業セーフティネット貸付	<p>振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合及び同小組合の組合員であって、社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来しているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれるもの</p> <p>運転資金</p> <p>経営環境変化対応資金</p>	<p>運転資金 基準利率 一定の要件を満たす場合、 基準利率-0.6% (最大)</p>	<p>運転 8年(3年)以内</p>	<p>(直) 別枠 5,700万円 *特別利率や貸付限度額の拡充 (「振興事業貸付(運転資金)と合わせて5,700万円」から「5,700万円」に拡充)などの取扱は、平成26年3月31日まで</p>
	<p>振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合及び同小組合の組合員であって、金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難を来しているが、中長期的には資金繰りが改善し経営の安定が見込まれるもの</p> <p>金融機関との取引状況の変化に伴い必要とする運転資金</p> <p>金融環境変化対応資金</p>	<p>運転資金 基準利率</p>	<p>運転 8年(3年)以内</p>	<p>(直) 別枠 4,000万円 *特別利率や貸付限度額の拡充 (「別枠3,000万円」から「別枠4,000万円」に拡充)などの取扱は、平成26年3月31日まで</p>

資金供給

貸付制度名	貸付対象及び資金用途	貸付条件		
		主な利率	貸付期間()は据置	貸付限度
生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付	震災直接被害関連 東日本大震災により被害を受けた生活衛生関係の事業を営む者であって、地震・津波等により直接被害を受けた者及び原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた者（注） 被災によって生じた損害を復旧するために必要な設備資金・運転資金	設備資金・運転資金 基準利率 被害証明書等の提出がある場合、 基準利率—0.5% （当初3年間は3,000万円まで基準利率—1.4%）	設備 20年(5年)以内 運転 15年(5年)以内	(直・代) 一般貸付、振興事業設備貸付及び特例貸付の貸付限度額に上乗せ 6,000万円
	震災間接被害関連 東日本大震災により被害を受けた生活衛生関係の事業を営む者であって、直接被害者（大企業を含む）の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた者（注） 被災によって生じた損害を復旧するために必要な設備資金	設備資金・運転資金 基準利率 被害証明書等の提出がある場合、 基準利率—0.5% （当初3年間は3,000万円まで基準利率—最大1.4%）	設備・運転 15年(3年)以内	(直・代) 一般貸付、振興事業設備貸付及び特例貸付の貸付限度額に上乗せ 6,000万円
	震災セーフティネット関連 振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合及び同小組合の組合員であって、その他東日本大震災により売上等が減少し、資金繰りに支障を来している者又は支障をきたすおそれのある者（風評被害等による影響を含む。）であり、かつ、中長期的に業況の回復が見込まれる者（注） 災害に伴う社会的要因等により必要とする運転資金	運転資金 基準利率 一定の要件を満たす場合、 基準利率—0.5% （最大）	運転 8年(3年)	(直) 別枠5,700万円

(注) 特定被災区域に事業所を有し事業活動を行うものに限る。

資金供給

図表 2-1-6 国民生活事業の生活衛生資金貸付（特例貸付）制度一覧表

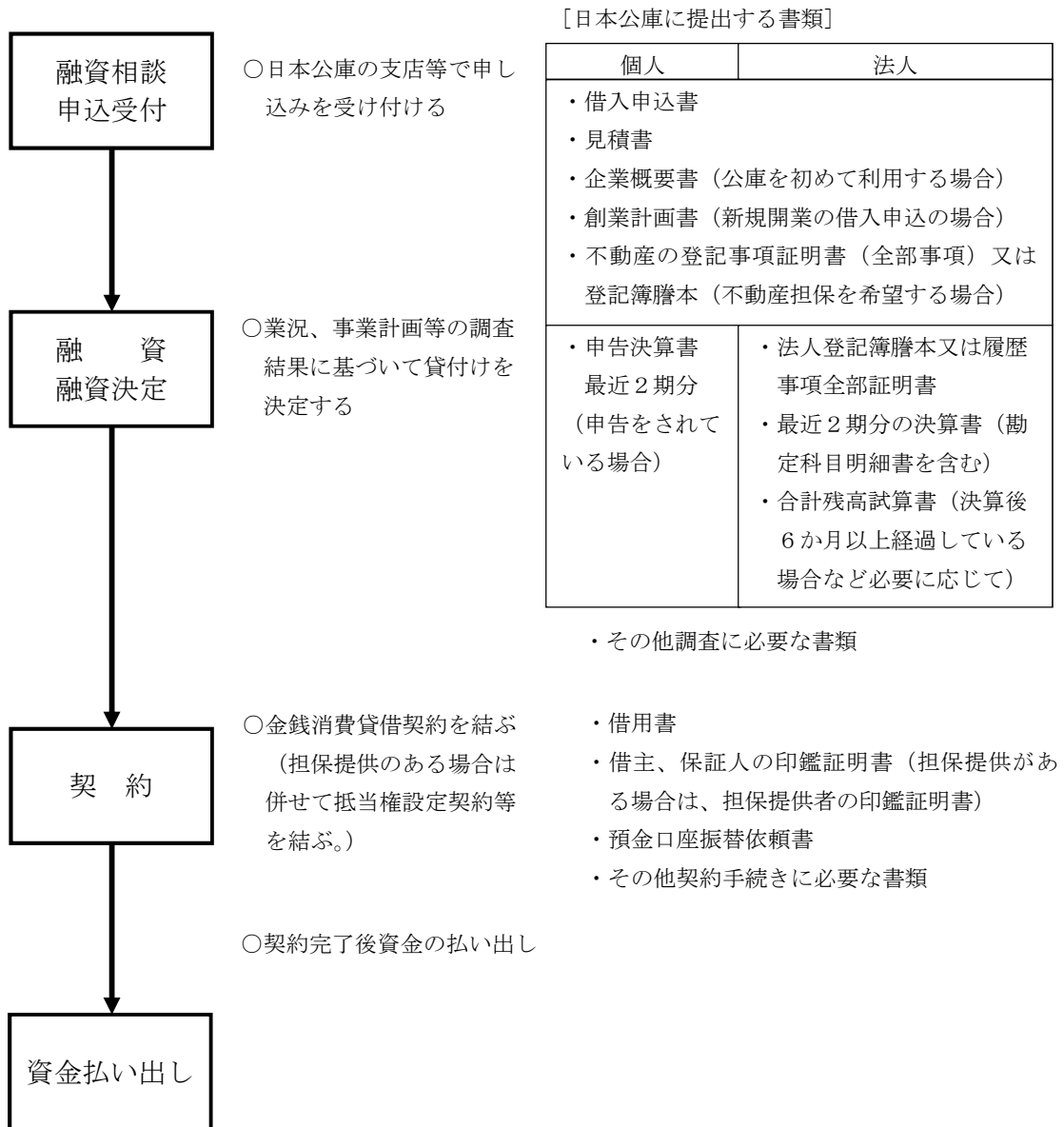
貸付制度名		貸付対象及び資金用途	貸付条件		
			主な利率	貸付期間(()は据置)	貸付限度
事業安定等施設貸付	雇用安定資金	生活衛生関係の事業を営む者であって、従来に比べて事業所全体で新たに2人以上（特定業種に該当する場合又は従業員20人以下の生活衛生関係業者の場合は1人以上）の人材確保が見込まれる者 設備資金	設備資金 特利A、B	設備 15年(2年)以内 振興計画に基づくものは18年(2年)以内	(直・代) 一般貸付又は振興事業貸付の貸付限度額に上乗せ3,000万円
	防災・環境対策資金	・生活衛生関係の事業を営む者であって、消防設備等の整備、アスベストの除去等及び事業継続計画（BCP）に基づき、耐震改修するために必要な設備資金 ・振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合及び同小組合の組合員であって、アスベストの除去等及び耐震診断に要する運転資金 設備資金、運転資金	設備資金 特利B、C、E 運転資金 基準利率	設備 15年(2年)以内 振興計画に基づくものは18年(2年)以内 運転 7年(1年)以内	(直・代) 一般貸付又は振興事業貸付の貸付限度額に上乗せ3,000万円 (上乗せ限度額は設備資金と運転資金の通算で3,000万円)
健康・福祉増進貸付	福祉増進資金	生活衛生関係の事業を営む者であって、生活衛生営業指導センター（生活衛生同業組合等においては厚生労働省）から「福祉増進関連事業施設等」である旨の証明を受けた者 設備資金	設備資金 特利B、C (土地取得資金は、基準利率)	設備 15年(2年)以内 振興計画に基づくものは18年(2年)以内	(直・代) 一般貸付又は振興事業貸付の貸付限度額に上乗せ3,000万円 (上乗せ限度額は廃止された受動喫煙防止資金と通算で3,000万円)
	受動喫煙防止資金	生活衛生関係の事業を営む者であって、店舗など多数の人が利用する施設において、受動喫煙を防止するために必要な施設・設備を整備する者 設備資金	設備資金 特利B、C	設備 15年(2年)以内 振興計画に基づくものは18年(2年)以内	(直・代) 健康・福祉増進貸付(福祉増進資金)と合わせて3,000万円

《問い合わせ先》

日本政策金融公庫（国民生活事業） 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

(5) 融資手続

図表2-1-7 融資手続の体系図



資金供給

3 株式会社商工組合中央金庫

株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という）は、株式会社商工組合中央金庫法（平成 19 年法律 74 号）に基づき、中小企業等協同組合のほか主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るため必要な業務を営むことを目的としています。

昭和 11 年に設立された商工組合中央金庫が平成 20 年 10 月 1 日に株式会社に転換しました。商工中金の資本金は、政府と民間である中小企業団体及びその構成員の出資金から成り立っています。資本金のほか預金の受入れ及び債券の発行、また危機対応業務の貸付の原資としての日本政策金融公庫からの借入などによって貸出資金源を賄っています。平成 25 年 3 月末現在の資本金は 2,186 億円で、うち政府が 1,016 億円分の株式を保有しています。商工中金の金融機能を維持するため、また、危機対応業務を円滑に実施するため、自己資本の充実や財務内容の健全性確保に資するものとして、特別準備金 4,008 億円、危機対応準備金 1,500 億円を計上しています。

商工中金は本店のほか全国各地に支店（ニューヨーク支店を含む）92、出張所 8、事務所（香港・上海・バンコク事務所）3、計 104 店舗（平成 25 年 3 月末現在）を持っています。このほか、小口資金の利用希望者のため、信用組合等を代理店として貸出業務を委託しています。

（1）貸付けの対象

商工中金に株主資格のある団体のうち、実際に株式を保有した団体（組合）とその構成員（組合員）及び一定の要件に該当する者（員外）に限られます。また、風俗営業に関する業務を行うもの、及び射幸心をそそるサービス等の提供を行うものは、原則対象外です。

（2）貸出の種類及び資金の使途

一般的な貸出には証書貸付、手形割引、手形貸付及び当座貸越があり、資金使途は、設備資金及び運転資金です。また、各種国の施策に沿った貸付制度、成長戦略支援制度等を創設しています。（図表 2-1-8、2-1-9）

さらに、災害や経済環境の著しい悪化時には日本政策金融公庫の信用供与などを受けて、中小企業、中堅企業の金融の円滑化を図る危機対応業務を実施しています。（図表 2-1-10）

（3）貸付けの条件

- [1] 貸付期間：原則として設備資金 15 年（うち据置期間 2 年）以内
運転資金 10 年（うち据置期間 2 年）以内
- [2] 返済方法：分割返済または期限一時返済
- [3] 担保・保証人：必要に応じて徴収

（4）貸付方法

申込みは、商工中金の本・支店の窓口又は貸付業務を委託している信用組合等の窓口で受け付けています。申込書類に基づき調査（書面審査と実地調査）を行い、その結果適当と認められた場合、貸付けが決定されます。

図表 2-1-8 商工組合中央金庫が創設している貸付制度

	貸付制度名称	貸付対象	原則となる貸付期間（ ）は据置
セーフティネット	海外現地法人に対するセーフティネット支援貸付	国際的な金融秩序の混乱により一時的に業況または資金繰りの悪化をきたしているが、中長期的には業況が回復し発展が見込まれる海外子会社	設備15年(2年)以内 運転7年(1年)以内
	独自のセーフティネット貸付	①売上・利益の減少、取引条件の悪化により、資金繰りに困難をきたしている方 ②金融機関との取引条件により、資金繰りに困難をきたしている方 ③取引企業の倒産により、経営に困難をきたしている方 ④円高・災害等（特別相談窓口の危機事象）により、経営に困難をきたしている方 ⑤危機対応業務貸出の返済反復が必要な方	設備15年(1年)以内 運転5年(1年)以内
創業・革新への支援	新事業育成資金	技術的水準が高い、または製品・サービスに特色を有するなどの新たな事業を行う中小企業者で、商工中金の新事業審査委員会で新規性を認定した中小企業者	設備15年(5年)以内 運転7年(2年)以内
	再チャレンジ支援貸付	過去に事業に失敗した経歴のある経営者で、再度事業経営にチャレンジするため新たに開業する事業者または開業後概ね5年以内のもの	設備15年(3年)以内 運転7年(1年)以内
	新事業振興貸付	創業しようとする、又は創業7年以内の事業者であって、商工中金の成長戦略企業認定委員会で新規性・成長性を認定した中小企業者	設備15年(2年)以内 運転10年(2年)以内
	スピンオフ等創業貸付	新事業創出のための目利き・支援人材育成等事業で、事業計画の作成等の支援を受けた事業者であって、商工中金の成長戦略企業認定委員会で新規性・成長性を認定した中小企業者 ※事前に定めた誓約事（コベナンツ）に違反した場合以外に保証が発生しない仕組み（停止条件付連帯保証）を創設	設備15年(5年)以内 運転10年(5年)以内
革新への支援	新事業活動促進資金	①経営革新計画の承認を受けた中小企業者 ②経営向上計画について商工中金の承認を受けた中小企業者 ③産業活力再生特別措置法に基づき経営資源再活用計画の認定を受けた中小企業者 ④中小企業新事業活動促進法に基づく特定業種に属する、または、同法に基づく経営基盤強化計画に従って事業を行う中小企業者 ⑤新連携計画の認定を受けた中小企業者 ⑥第二創業（経営多角化、事業転換）を図る中小企業者	設備15年(2年)以内 運転5年(1年)以内
	IT活用促進資金	情報技術の普及変化に対応した情報化投資を行う中小企業	設備15年(2年)以内 運転5年(1年)以内
	海外展開資金	業種、売上等一定の要件を満たし、海外展開を行う中小企業	設備15年(2年)以内
	雇用促進資金	事業の拡大等により当該事業所全体で新たに原則2人以上の人材確保が見込まれる中小企業	設備15年(2年)以内 運転5年(2年)以内
	省エネルギー促進無担保貸出制度	財団法人省エネルギーセンター、地方公共団体、ESCO事業者などの省エネ診断などに基づく省エネ投資を行う事業者	設備5年(6ヶ月)以内 運転5年(6ヶ月)以内
	環境配慮型経営支援貸付	環境配慮型経営にかかる第三者認証（ISO14000、エコアクション21、グリーン経営認証など）を取得した事業者	設備20年(3年)以内

資金供給

	貸付制度名称	貸付対象	原則となる貸付期間（（ ）は据置）
	再生可能エネルギー推進支援貸付	再生可能エネルギー源を用いて発電された電気の売電を行う事業者	設備20年(3年)以内 運転10年(3年)以内
	ものづくり支援資金	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に基づき、経済産業大臣から特定研究開発計画の認定を受けた中小企業者	設備15年(2年)以内 運転5年(1年)以内
	地域資源農工商連携支援資金	①中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、経済産業大臣から地域産業資源活用事業計画の認定を受けた中小企業者 ②中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づき、農工商等連携事業計画の認定を受けた中小企業者 ③地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づき、総合化事業計画及び研究開発・成果利用事業計画の認定を受けた中小企業者	設備15年(2年)以内 運転5年(1年)以内
	企業立地促進資金	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、都道府県知事から企業立地計画又は事業高度化計画の承認を受けた中小企業者	設備15年(2年)以内 運転5年(1年)以内
再生への支援	事業再生緊急支援資金	法的再建手続開始決定から認可決定までの再生事業者の方で、かつ手続申立時点で当金庫と貸出取引のある事業者	運転1年未満
	事業再生安定化支援資金	法的再建手続の認可決定から手続終了までの再生事業者	設備15年(2年)以内 運転10年(2年)以内
	事業再生促進支援資金	再生事業者、再生事業者に準ずる事業者等から、営業譲渡等により事業承継する事業者	設備15年(2年)以内
	企業再建支援貸出制度	再生事業者、または過剰債務を抱えているが自らのリストラ努力により再建を図ろうとする当金庫と貸出取引（申込時点）のある事業者で、妥当な経営改善計画等により、企業再建が見込まれる事業者	設備15年(2年)以内 運転10年(2年)以内
その他	事業承継支援貸付	①後継者不在等により事業の継続が困難な方からの事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により事業を承継する新設及び既存の事業者 ②事業を継続させていくために株主等から自己株式等を取得される事業者 ③事業を継続させていくために株式等の取得等を行う後継者（原則として安定経営権（概ね50%超）を持つ後継者が対象） ④円滑な事業承継に取り組まれる事業者	設備15年(2年)以内 運転10年(2年)以内
	防災対策支援貸出	① 中小企業「BCP策定運用指針」等BCPを策定し、発生時に備えた事前対策に取り組まれる事業者 ② 地震、台風及び豪雨等の自然災害に対する防災対策に積極的に取り組まれる事業者	設備15年(2年)以内 運転10年(2年)以内

《問い合わせ先》 商工組合中央金庫本・支店

図表 2-1-9 成長戦略支援制度等の概要

<成長戦略支援制度>

成長戦略分野とは

「新成長戦略」 (閣議決定)	1. グリーンイノベーションによる環境・エネルギー大国戦略 2. ライフイノベーションによる健康大国戦略 3. アジア経済戦略 4. 観光立国・地域活性化戦略 5. 科学・技術・情報通信立国戦略 6. 雇用・人材戦略 7. 金融戦略
「産業構造ビジョン 2010」	1. インフラ関連・システム輸出 2. 環境・エネルギー課題解決産業 3. 文化産業立国 4. 医療・介護・健康・子育てサービス 5. 先端分野
「日本銀行」成長基盤 強化にむけた取組み	1. 研究開発 2. 起業 3. 事業再編 4. アジア諸国等における投資・事業展開 5. 大学・研究機関における科学・技術研究 6. 社会インフラ整備・高度化 7. 環境・エネルギー事業 8. 資源・エネルギー事業 9. 医療・介護・健康関連 10. 高齢者向け事業 11. コンテンツ・クリエイティブ事業 12. 観光事業 13. 地域再生・都市再生事業 14. 農林水産業・農商工連携事業 15. 住宅ストック化支援事業 16. 防災対策事業 17. 雇用支援・人材育成事業 18. 保育・育児事業

融資制度の概要

貸付対象			
経営資源を成長分野へ投下し持続的発展を目指すため、成長戦略計画を策定した事業者であって、当該計画について商工中金の承認を受けた事業者 ※事前に定めた誓約事（コベナンツ）に違反した場合以外に保証が発生しない仕組み（停止条件付連帯保証）を創設			
貸付商品	適用イメージ	貸付期間	貸付利率
成長戦略 支援制度① (上限5億円 以内)	主として土地・建物等償還期間の長い大型設備資金、増加運転資金	設備 : 15年(2年)以内 運転 : 7年(2年)以内	当初3年間 : 特別利率 3年経過後 : 長期プライムレート+ α
成長戦略 支援制度① (上限5億円 以内)	主として動産投資等償還期間が比較的短い設備資金等 その他、償還期間の長い大型大型設備資金	5年以内	(固定金利) 商工中金が定める 円円スワップレート をベースとしたレート+ α
		設備 : 15年(2年)以内 運転 : 7年(2年)以内	(変動金利) T I B O R + α
その他	長期プライムレート、短期プライムレート等をベースにした商品 等	設備 : 15年(2年)以内 運転 : 10年(2年)以内	商工中金所定の利率 (一定の優遇を行う場合あり)

資金供給

<再生支援プログラム>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工中金がこれまで培ってきた事業再生のノウハウをパッケージ化し、経営改善計画の策定からその達成まで、一貫した総合的サポートを行うべく創設。 ・ 地域金融機関等と協調して行う新規融資や条件変更にかかる支援制度を創設し、より一層積極的に対応。
--

図表 2-1-10 危機対応業務の概要

中小企業等向け危機対応業務の概要

【東日本大震災復興特別貸付】

東日本大震災災害復旧資金		東日本大震災セーフティネット資金	
対象者	事業所、事業用資産、生産設備、在庫等に被害を受けた方、原子力発電所事故に係る警戒区域等内の方 いわゆる「直接被害者」	直接被害者と相応の取引（販売・仕入）があり、その影響で売上が減少している方 いわゆる「間接被害者」	震災により売上減少等の影響がある方（風評被害等を受けたいわゆる「二次被害者」）に加え、直接被害者・間接被害者も対象
資金使途	既存事業設備の復旧等のために必要な設備資金 在庫品の損壊・流失の補てん、生産・営業設備の補修等により必要となる運転資金 等		電力不足や風評被害など、いわゆる二次被害を受けたことにより売上減少等に対応するための設備資金、運転資金
適用利率（注1）	短期資金：短期プライムレート 長期資金：基準利率	同左	商工中金所定の利率
利子補給（注2）	当初3年間（1億円まで）： 1.4%（注3） 4年目以降又は1億円超（3億円まで）：0.5%（注3）	当初3年間（3千万円まで）： 1.4%（注4） 4年目以降又は3千万円超（3億円まで）：0.5%（注4）	最大0.5%（注5）
貸出機関（据置期間）	設備：20年（5年）以内 運転：15年（5年）以内	設備：15年（3年）以内 運転：15年（3年）以内	設備15年（3年）以内 運転8年（3年）以内
貸出限度（注6）	残高：3億円以内（組合は、残高9億円以内）		残高：7億2千万円以内

【経営環境変化対応資金（円高・デフレ等）】

対象者	円高・デフレ等の社会的、経済的要因により、売上等が減少している方
資金使途	経営基盤の強化を図るために必要な
適用利率	商工中金所定の利率
利子補給（注2）	最大0.6%（※7）
貸出期間	設備：15年（3年）以内 運転：8年（3年）以内
貸出限度（注6）	残高：7億2千万円以内

（注1）短期プライムレートは1.475%、基準利率（期間5年の場合）は1.60%（平成25年6月12日現在）

（注2）各資金の利子補給率は、決定中小企業の場合の数値を記載してあります。返済日には、適用利率に基づく金利をお支払い頂き、後日、日本公庫から商工中金に利子補給金が入金された後、商工中金が利子補給金をお支払いすることとなります。利子補給の元高（貸出額の累計）限度は、一部日本公庫、日本投資銀行等との合算運用となります。

（注3）利子補給を受けるためには罹災証明書等が必要です。最寄りの市区町村に発行手続きをご確認下さい。

（注4）当初3年間（3千万円まで）は、0.9%が自動適用されます。さらに、売上高等減少の要件を満たす方は0.3%、雇用の維持・拡大の要件を満たす方は0.2%の利子補給となります。利子補給を受けるためには被害証明書が必要です。被害証明書は商工中金を受付窓口として各地の経済産業局で発行されます。

（注5）貸出期間や限度の範囲内で期間や金額の上限の定めなく、売上高等減少の要件を満たす方は0.3%、雇用の維持・拡大の要件を満たす方は0.2%の利子補給となります。

（注6）貸出残高の限度については、日本政策投資銀行等の貸出残高と合算となります。また別途、元高は日本政策投資銀行等との合算で20億円以内となります。

(注7) 運転資金については、貸出期間や限度の範囲内で期間や金額の上限の定めなく、商工中金又は経営革新等支援機関の経営指導を受けて「経営改善計画」を策定される方であって、一定の指標を満たす方は0.4%、雇用の維持・拡大の要件を満たす方は0.2%の利子補給となります。

中堅企業向け危機対応業務の概要

【東日本大震災関連資金】

対象者	震災による被害を受けた方、又は震災の影響を受け一時的に業況等が悪化した方
資金用途	既存事業設備の復旧等のために必要な設備資金、震災にかかる運転資金
適用利率	商工中金の所定利率（売上高等減少、雇用の維持・拡大等の要件により最大0.5%の利子補給）
貸出期間	設備：20年以内（据置3年以内）、運転：15年以内（据置3年以内）
貸出限度	定めなし（ただし損害担保付貸出については元高20億円以内（日本政策投資銀行等との合算））

【円高対策関連資金】

対象者	円高に伴う景況悪化により一時的に業況等が悪化した方
資金用途	事業に必要な設備資金、運転資金（長期資金）
適用利率	商工中金の所定利率（設備資金の場合は当初2年間0.5%の利子補給）
貸出期間	設備：20年以内（据置5年以内）、運転：15年以内（据置5年以内）
貸出限度	定めなし（ただし損害担保付貸出については元高20億円以内（日本政策投資銀行等との合算））

※東日本大震災以外の災害、原油・原材料の高騰等の事案に対しても危機対応業務を実施しています。

《問い合わせ先》 商工組合中央金庫本・支店

資金供給

図表 2-1-11 政府系中小企業金融機関等の貸出残高

(単位：億円)

(注) 中小企業事業は日本公庫貸付ベース、国民生活事業は普通貸付ベース

機関 年度	日本公庫中小企業事業(旧中小企業金融公庫)	日本公庫国民生活事業(旧国民生活金融公庫)	商工組合中央金庫	合計
5年度	91,339	82,775	118,478	292,593
6年度	87,894	85,528	118,130	291,552
7年度	76,838	83,139	117,192	277,169
8年度	71,462	81,797	114,269	267,529
9年度	71,166	83,670	113,264	268,100
10年度	74,027	87,389	113,780	275,196
11年度	75,399	88,502	111,693	275,594
12年度	75,417	87,157	108,865	271,439
13年度	75,096	85,374	105,392	265,863
14年度	75,126	82,164	100,903	258,194
15年度	75,573	79,931	98,244	253,749
16年度	74,721	75,831	95,888	246,440
17年度	70,378	70,887	94,276	235,541
18年度	64,386	65,511	93,552	223,449
19年度	57,997	61,837	91,149	210,983
20年度	56,268	59,849	91,612	207,729
21年度	61,707	60,396	94,556	216,659
22年度	64,283	60,989	95,202	220,474
23年度	64,322	60,543	96,269	221,134
24年度	64,531	60,296	95,490	220,317

資金供給

4 沖縄振興開発金融公庫

沖縄振興開発金融公庫（以下「沖縄公庫」という。）は、沖縄における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励するとともに、沖縄の中小企業者等に対する資金で、一般の金融機関が供給困難なものを供給し、もって沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的として昭和 47 年 5 月に設立された全額政府出資の金融機関です。

(1) 業務の内容

- [1] 沖縄公庫は、沖縄のみを対象地域とした唯一の総合政策金融機関であり、本土における株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構及び独立行政法人福祉医療機構（社会福祉貸付を除く）（以下「本土機関」という。）に相当する業務を一元的に行っています。また、沖縄における新事業の創出を促進するため、沖縄振興特別措置法に基づく特例業務として沖縄において新たに事業を開始しようとする者等に対する出資を行っています。
- [2] 沖縄公庫の資金種目については、それぞれ対応する本土機関に準じて定められ、おおむね同一となっていますが、貸付利率等貸付条件については沖縄の経済、社会情勢を十分勘案して決定されています。なお、「中小企業資金」についての貸付条件は次のとおりです。

(2) 中小企業資金

資金供給

- [1] 貸付対象：沖縄において事業を行う中小企業者
- [2] 貸付限度：各貸付制度の限度内 複数の制度を利用する場合は原則として 12 億円以内
- [3] 貸付利率：貸付制度ごとに借入期間などに応じて設定
- [4] 貸付期間：貸付制度ごとに設定 最長 設備 20 年、運転 15 年
- [5] その他：担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。保証人（経営責任者のかた）が必要です。ただし、一定の要件をみたす場合には、経営責任者の個人保証を免除又は猶予する制度もあります。

(3) 貸付方法

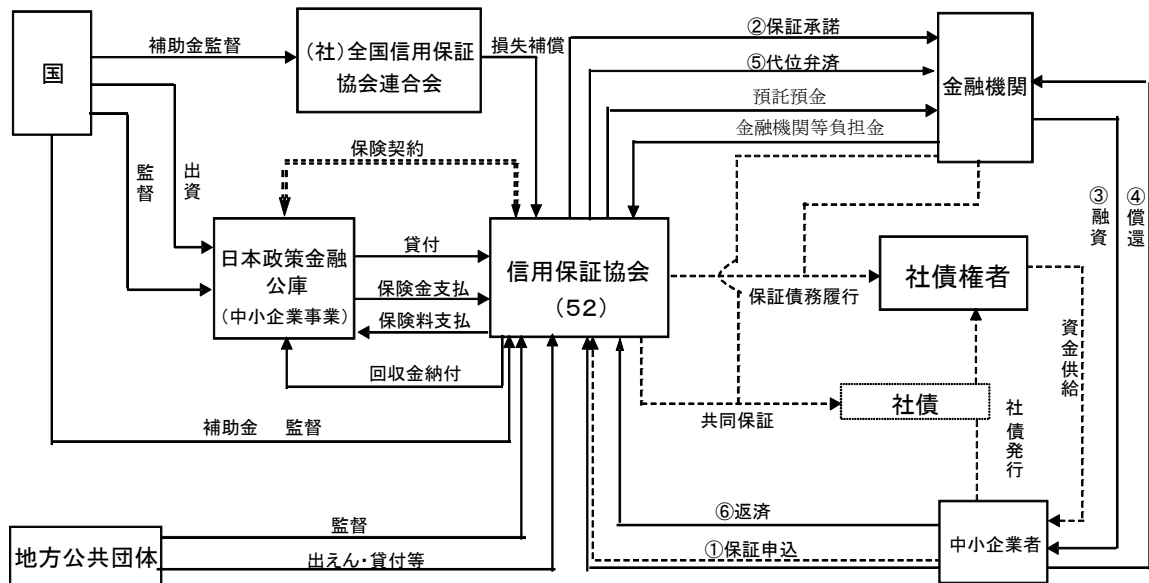
- [1] 申込方法：沖縄公庫の本・支店又は代理店の窓口で融資相談を行い、その結果、貸付対象に該当すると判断された場合、申し込むことになります。
- [2] 貸付けの決定等：申込書類に基づき審査を行い、貸付けが適当と判断された場合、貸付けに必要な書類が整ったところで貸付契約が結ばれ、貸付けが実施されます。

《問い合わせ先》 沖縄振興開発金融公庫本・支店
<http://www.okinawakouko.go.jp/>

第2節 信用補完

金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が信用保証を付すことにより、資金調達を
行いやすくします。

図表2-1-12 中小企業信用補完制度の体系図



(注 1) ①～④は保証申込から償還まで、⑤、⑥は事故による代位弁済から回収まで
(注 2) …は社債保証のフロー

《問い合わせ先》 都道府県及び関係市の信用保証協会
都道府県及び市町村の金融担当課
市町村にある商工会・商工会議所

1 信用保証協会

信用保証協会は、中小企業が事業資金を金融機関から借り入れる場合にその借入債務を保証することにより、担保力や信用力が不足している中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にすること等を目的として設立された信用保証協会法に基づく法人（内閣総理大臣、経済産業大臣及び都道府県知事等が監督）です。

信用保証協会は、各都道府県にそれぞれ1協会が設けられているほか、横浜、川崎、名古屋、岐阜及び大阪の5つの市にもそれぞれ1協会が設けられており、全国に52の協会があります。

信用保証協会の運営は、主として信用保証料と協会資産の運用益によって行われていますが、国及び地方公共団体も財政援助を行って信用保証協会の業務運営の円滑化と経営基盤の強化に努めています。

(1) 保証の対象

保証の対象となる中小企業者等は、協会の事業区域（都道府県単位の協会ではその都道府県、市単位の協会ではその市の区域）内において、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う中小規模の事業者及びその組合等です。

(2) 保証の条件

[1] 保証限度額

中小企業者が、金融機関から事業資金を借り入れる際に利用できる保証の最高限度額は、具体的には各信用保証協会の業務方法書によって定められています。通常の場合、信用保証協会の保証限度額は、中小企業信用保険法で定める保険限度額に準じて、図表 2-1-13のとおりになっています。

また、中小企業の将来の資金需要に応え迅速な資金調達を支援することを目的に、あらかじめ金融機関及び信用保証協会の審査を受け、将来の保証付き融資の予約を行う予約保証制度があります。

さらに、破綻金融機関等と金融取引を行っていたために、金融機関からの円滑な資金調達に支障が生じている中堅事業者に対して、破綻金融機関等関連特別保証及び破綻金融機関等関連特別無担保保証があります。

[2] 保証料

個々の中小企業者の経営状態に応じて0.45%～1.90%の範囲で9段階に分かれており、一般保証制度の平均的な保証料率は1.15%となっています。

[3] 保証人及び担保

保証に際しては、必要に応じて保証人、担保を徴求する場合があります。

なお、原則として経営者以外の第三者を保証人として徴求しないこととしています。

図表 2-1-13 主な保証の種類別保証限度額 (平成25年6月1日現在)

保証種類		個人・法人	組合等
普通 (一般) 保証		2億円	4億円
無担保保証		8,000万円	8,000万円
特別小口保証		1,250万円	1,250万円
別枠保証限度額 保険特例に係る保証	公害防止保証	5,000万円	1億円
	エネルギー対策保証	2億円	4億円
	海外投資関係保証	2億円	4億円
	新事業開拓保証	2億円	4億円
	特定社債保証	4億5,000万円 (注1)	
	流動資産担保保証	2億円	2億円
	事業再生保証	2億円	2億円
	特定支払契約保証	10億円 (注2)	10億円 (注2)
	災害関係保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	経営安定関連保証	2億8,000万円 (注3)	4億8,000万円
	労働力確保関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	中小小売商業関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	地域伝統芸能等関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	流通業務総合効率化関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	中心市街地商業等活性化関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	創業等関連保証	1,500万円 (注4)	
	特定新技術事業活動関連保証	3億円 (注5)	6億円 (注5)
	経営革新関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	経営革新関連保証 (海外投資関係保険・新事業開拓保険分)	3億円 (注6)	6億円 (注6)
	創業関連保証	1,000万円 (注7)	
	中小企業経営資源活用関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	経営資源活用関連保証 (新事業開拓保険分)	3億円 (注5)	6億円 (注5)
	周辺地域整備関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	周辺地域整備関連保証 (新事業開拓保険分)	3億円 (注5)	6億円 (注5)
	下請振興関連保証	2億円	2億円
	異分野連携新事業分野開拓関連保証	4億8,000万円	6億8,000万円
	異分野連携新事業分野開拓関連保証 (海外投資関係保険・新事業開拓保険分)	4億円 (注6)	6億円 (注6)
	特定研究開発等関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	特定研究開発等関連保証 (新事業開拓保険分)	3億円 (注5)	6億円 (注5)
	地域産業集積関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	地域産業資源活用事業関連保証	4億8,000万円	6億8,000万円
	地域産業資源活用事業関連保証 (海外投信関係保険・新事業開拓保険分)	4億円 (注6)	6億円 (注6)
	事業再生円滑化関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
特定信用状関連保証	2億円	4億円	
農商工等連携事業関連保証	4億8,000万円	6億8,000万円	
農商工等連携事業関連保証 (海外投信関係保険・新事業開拓保険分)	4億円 (注6)	6億円 (注6)	
経営承継事業関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円	
中小企業承継事業再生関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円	
商店街活性化事業関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円	
東日本大震災復興緊急保証	2億8,000万円	4億8,000万円	

(注1) 普通保証 (経営安定関連特例分を除く)、無担保保証 (経営安定関連特例分を除く)、及び本保証分の合計は5億円以下

(注2) 普通保証 (経営安定関連特例分を除く)、無担保保証 (経営安定関連特例分を除く)、特定社債保証及び本保証分の合計は10億円

(注3) 法第2条第4項第6号に該当する特定中小企業者に係るものについては、3億8,000万円
無担保保証及び平成13年3月31日までに受けた法2条第3項第6号に該当する特定中小企業者 (同号以外に該当することの認定を受けた者を除く) に係る経営安定関連保証 (無担保分) の合計は1億円以下

(注4) 無担保保証、創業関連保証及び本保証分の合計は8,000万円以下

(注5) 新事業開拓保証と新事業開拓保険に係る他の特例保証を含む。

(注6) 海外投資関係保険分は、海外投資関係保証と海外投資関係保険に係る他の特例保証を含み、新事業開拓保険分は、新事業開拓保証と新事業開拓保険に係る他の特例保証を含む。

(注7) 無担保保証、創業等関連保証及び本保証分の合計は8,000万円以下

資金供給

さらに、公益法人を中小企業者としてみならず特例として、商店街整備等支援関連保証、伝統的工芸品支援関連保証、小規模事業者支援関連保証、中心市街地商業等活性化支援関連保証、経営革新等支援関連保証、農商工等連携支援関連保証及び商店街活性化支援関連保証がある。

(3) 保証の申込み

保証の申込みには、貸付け等を受けようとする金融機関を通じて行うか、信用保証協会（支所、支店等を設置している協会が多い）に対し直接申し込むかの2つの方法があります。利用者は取引の実情に応じ、そのいずれかの窓口で「信用保証委託申込書」を提出します。

なお、このほか商工会、商工会議所、都道府県又は市町村の商工担当課においても保証のあっせんを行っている場合があります。

(4) 代位弁済と回収

信用保証協会の保証付きで金融機関から貸付け等を受けた中小企業者がその債務を履行できなくなったときは、信用保証協会は、金融機関からの請求により中小企業者に代わって保証債務を履行（代位弁済）します。信用保証協会が金融機関への代位弁済を行った後は、信用保証協会に求償権が発生し、信用保証協会が中小企業者から債権の回収を行います。

なお、信用保証協会は、債権の一部について債権回収会社（サービサー）に委託して回収を行っています。

資金供給

(5) 保証と保険の関係

信用保証協会は、金融機関に対して負った保証債務について日本政策金融公庫と保険契約を締結し、信用保証協会が金融機関に代位弁済した場合、基本的に、その代位弁済額の70%又は80%が保険金として日本政策金融公庫から信用保証協会に支払われることになっています。信用保証協会は中小企業者から債権を回収した場合、支払われた保険金の割合に応じて日本政策金融公庫へ回収金を納付します。

(6) 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）

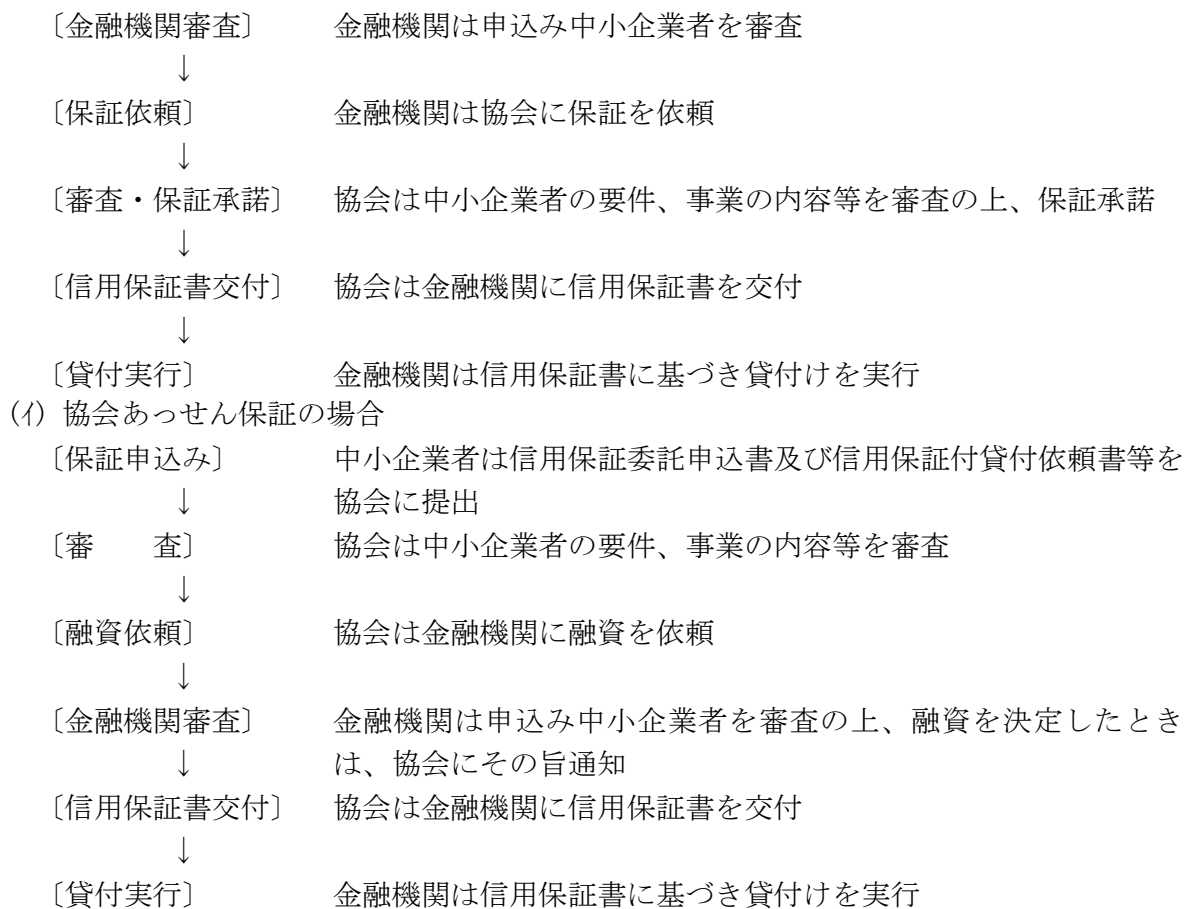
[1] 概要

信用保証協会の設立、管理、業務、監督等について規定することにより、信用保証制度を確立し、中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的とする法律です。

[2] 信用保証協会の保証手続

(ア) 金融機関経由保証の場合

〔融資・保証申込み〕 中小企業者は融資申込書と同時に信用保証委託申込書等を金融機関に提出
↓



[3] 申込窓口

各金融機関及び各信用保証協会

2 日本政策金融公庫

日本政策金融公庫は全額政府出資の機関で、中小企業に対する事業資金の融通の円滑化を図るため、中小企業信用保険法に基づいて信用保証協会の保証債務についての保険業務を行っています。その業務の内容は次のとおりです。

(1) 保険業務の概要

日本政策金融公庫は、信用保証協会との間に包括保険契約を締結しており、信用保証協会が中小企業の借入債務又は中小企業の発行する社債に係る債務を保証した場合、あらかじめ定めた要件を満たすものについては、自動的に保険関係が成立することになります。

日本政策金融公庫は、信用保証協会から保険料を徴収し、信用保証協会が中小企業の債務を代位弁済したときは、これを保険事故として、信用保証協会に対し、主として代位弁済額の70%又は80%を保険金として支払います。

(2) 信用保険の種類

[1] 一般関係保険

信用保険には、(ア)普通保険、(イ)無担保保険、(ウ)特別小口（無担保・無保証人）保険、(エ)流動資産担保保険、(オ)公害防止保険、(カ)エネルギー対策保険、(キ)海外投資関係保険、(ク)新事業開拓保険、(ケ)事業再生保険、(コ)特定社債保険、(ク)特定支払契約保険の11種類があります。

[2] 特例関係保険

このほか、「連鎖倒産の防止」を図るための保険特例措置や次の法律に基づく保険特例措置があります。

- (ア) 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」
- (イ) 「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」
- (ウ) 「中小小売商業振興法」
- (エ) 「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」
- (オ) 「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」
- (カ) 「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」
- (キ) 「中心市街地の活性化に関する法律」
- (ク) 「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」
- (ケ) 「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」
- (コ) 「発電用施設周辺地域整備法」
- (ク) 「下請中小企業振興法」
- (シ) 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」
- (ス) 「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」
- (セ) 「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」
- (ソ) 「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」
- (タ) 「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」
- (チ) 「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」

- (ツ) 「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」
 (テ) 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」

(3) 信用保険の条件

保険条件は、図表 2-1-14 保険制度一覧のとおりです。

(4) 国の支援

国は、保険業務が適切に行われ、中小企業に対する事業資金の融通が円滑に促進されるよう、日本政策金融公庫に対し財政援助を行っています。平成24年度（当初）は、保険業務のための985億円が出資されました。

[1] 一般関係保険条件

図表 2-1-14 保険制度一覧

条件 種類		対象企業者	対象資金及び前提条件	付保限度額	てん補率	保険料率 (年率)
普通	中小企業者	資本（出資）金額3億円（小売業・サービス業5,000万円、卸売業1億円）以下の会社、常時使用する従業員300人（小売業50人、卸売業・サービス業100人、旅館業等は政令で定める人数）以下の会社及び個人、中小企業等協同組合等であって特定事業を行うもの	事業資金	2億円 (組合4億円)	70%	0.25%から1.69% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.21%から1.44%)
			事業資金であって、担保（保証人の保証を除く）を提供させない保証	8,000万円	80%	0.25%から1.69% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.21%から1.44%)
特別小口	小規模企業者	常時使用する従業員20人（商業・サービス業5人）以下の会社及び個人、事業協同小組合等であって特定事業を行い省令に定める要件（注1）を備えているもの	事業資金であって、担保（保証人の保証を含む）を提供させない保証	1,250万円 (他種保険を利用した場合は無担保保険に変更される)	80%	0.4% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.34%)
流動資産担保	中小企業者	普通保険・無担保保険の欄参照	事業資金であって、流動資産（法人である場合にあっては、必要に応じ当該法人の代表者である保証人の保証を含む）のみを担保として提供させる保証	2億円	80%	0.46%

条件 種類	対象企業者	対象資金及び前提条件	付保限度額	てん補率	保険料率 (年率)
公害防止	中小企業者	普通保険・無担保保険の欄参照 1 公害防止施設の設置の費用 2 工場又は事業場の公害防止のためにする移転の費用 3 公害防止事業費事業者負担法第5条に規定する事業者負担金の納付に要する費用 4 その他経済産業大臣が定める費用（告示において、土壌汚染状況調査に必要な費用、汚染の除去等の措置に必要な費用、請求を受けた汚染の除去等の措置に要した費用を対象としている）	5,000万円 (組合1億円)	80%	0.97%
エネルギー対策	中小企業者	普通保険・無担保保険の欄参照 エネルギーの使用の合理化に資する施設又は非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用	2億円 (組合4億円)	80%	0.97%
海外投資関係	中小企業者	普通保険・無担保保険の欄参照 1 その法人に対する出資割合が10%以上となる場合(100%子会社の出資と合算して10%以上となる場合を含む)の当該法人に対する出資に要する資金 2 その法人に対する出資割合が10%以上である場合(100%子会社の出資と合算して10%以上である場合を含む)の当該法人に対する出資又は貸付けに要する資金 3 永続的な関係(役員の派遣、長期にわたる原材料の供給又は製品の売買、重要な製造技術の提供)がある外国法人に対する出資又は貸付けに要する資金 4 外国における支店、工場等の設置又は拡張に要する資金 5 その他経済産業大臣が定める資金(告示において、海外直接投資の事業に必要な従業員教育費用及び調査費用に充てる資金で、事業との関連があるものを対象としている)	2億円 (組合4億円)	80%	0.97%

資金供給

条件 種類		対象企業者	対象資金及び前提条件	付保限度額	てん補率	保険料率 (年率)
新事業開拓	中小企業者	普通保険・無担保保険の欄参照	<p>中小企業者による当該中小企業者の信用保証協会に対する保証の委託の申込みの日において、その商品、その提供する役務の内容若しくは提供の手段等が中小企業において広く普及していない事業若しくは申込日に中小企業において広く企業化されていない技術を用いた事業である旨の公庫若しくは保証協会の認定を受けた事業の開拓又は需要の開拓に要する次の各号に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 試験研究、商品の試作及び役務の試行に係る費用 2 施設の試作及び設置の費用 3 市場の調査及び開拓に係る費用 4 その他経済産業大臣が定める費用（告示において、技術及び経営に関する知識の導入に係る費用及び当該導入に係る指導の費用、人件費及び人材養成の費用、原材料購入の費用を対象としている） 	2億円 (組合4億円)	80%	0.97% (担保 (保証人の保証を除く)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%)
	事業再生	中小企業者	<p>普通保険・無担保保険の対象事業者のうち、民事再生手続又は会社更生手続の申立から計画認可の決定が確定した後3年を経過していないもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原材料の購入のための費用 2 商品の仕入れのための費用 3 商品の生産に係る労務費及び経費 4 設備の増設、改良又は補修等のための費用 5 販売費及び一般管理費 6 借入金利息の弁済のための費用 7 金銭債権の弁済のための費用 	2億円	80%	1.69%

資金供給

条件 種類	対象企業者	対象資金及び前提条件	付保限度額	てん補率	保険料率 (年率)
特定社債	中小企業者 資本金額3億円（小売業・サービス業5,000万円、卸売業1億円）以下又は常時使用する従業員300人（小売業50人、卸売業・サービス業100人、旅館業等は政令で定める人数）以下の会社であって特定事業を行い省令に定める要件（注2）を備えているもの	事業資金	4億5,000万円 ただし、普通保険（経営安定関連特例分を除く）、無担保保険（経営安定関連特例分を除く）及び特定社債保険の合計額が5億円以下	80%	0.25%から1.69%
特定支払契約	普通保険・無担保保険の欄参照	特定支払債務 （中小企業者の特定支払契約に基づき金融機関等に対して支払うべき債務のうち当該金融機関等が事業者に対して金銭を支払った場合において当該中小企業者が支払うもの）	10億円 ただし、普通保険（経営安定関連特例分を除く。）、無担保保険（経営安定関連特例分を除く。）、特定社債保険及び特定支払契約保険の合計額が10億円以下	70%	0.25%から1.69%

[2] 特例関係保険条件

資金供給

条件 特例	対象企業者	根拠法	対象資金 及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険 料率（年率）
災害関係	政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者	「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）	○再建資金 ○普通・無担保・特別小口について限度額別枠	80%	普通：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%） 無担保：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%） 特別小口：0.19% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.15%）

資金供給

条件 特例	対象企業者	根拠法	対象資金 及び付保限度	てん 補率	適用種別及び保 険 料率（年率）
経営安定関連	取引先の倒産、関連事業者の事業活動の制限、災害その他の突発的に生じた事由、経済事情の変動、取引金融機関の破綻又は経営の合理化、整理回収機構又は産業再生機構への貸付債権の譲渡等により経営の安定に支障を生じている中小企業者	「中小企業信用保険法」（昭和25年法律第264号）	○経営安定資金 ○普通・無担保・特別小口について限度額別枠 （注3、4）	80% （注5）	普通：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%） 無担保：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%） 特別小口：0.19% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.15%）
労働力確保関連	雇用管理の改善計画について都道府県知事の認定を受けた中小企業者、組合等及びその構成員たる中小企業者であって、その改善計画に従って改善事業を実施するもの	「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用のための雇用管理の改善の促進に関する法律」（平成3年法律第57号）	○雇用管理改善事業資金 ○普通・無担保・特別小口について限度額別枠	80%	普通：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%） 無担保：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%） 特別小口：0.19% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.15%）
中小小売商業関連	商店街整備、店舗集団化、共同店舗等整備、電子計算機利用経営管理及び連鎖化を行う中小企業者であって、経済産業大臣等の認定を受けた高度化事業計画に従って高度化事業を実施するもの	「中小小売商業振興法」（昭和48年法律第101号）	○高度化事業資金 ○普通・無担保・特別小口について限度額別枠	80%	普通：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%） 無担保：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%） 特別小口：0.19% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.15%）
商店街整備等支援関連	中小小売商業者の経営の近代化を支援する公益法人であって、経済産業大臣の認定を受けた商店街整備等支援計画に従って商店街整備等支援事業を実施するもの。		○商店街整備等支援事業資金 ○普通：2億円 無担保：8,000万円	普通 70% 無担 保 80%	普通・無担保：0.97% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.82%）
伝統的工芸品支援関連	伝統的工芸品産業の振興を支援する公益法人であって、経済産業大臣の認定を受けた支援計画に従って伝統的工芸品産業の振興を支援する事業を実施するもの	「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」（昭和49年法律第57号）	○伝統的工芸品産業振興支援事業資金 ○普通：2億円 無担保：8,000万円	普通 70% 無担 保 80%	普通・無担保：0.97% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.82%）

条件 特例	対象企業者	根拠法	対象資金 及び付保限度	てん 補率	適用種別及び保 険 料率（年率）
地域伝統芸能等関連	地域伝統芸能等の特徴を活用した製品の製造業等であって、観光・商工業の振興のために実施される行事に関連して行われるもののうち経済産業省令で定める事業を実施する中小企業者	「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」（平成4年法律第88号）	○地域伝統芸能等活用事業資金 ○普通・無担保・特別小口について限度額別枠	80%	普通：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%） 無担保：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%） 特別小口：0.19% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.15%）
小規模事業者支援関連	小規模事業者の経営の改善発達を支援する公益法人であって、経済産業大臣の認定を受けた基盤施設計画又は連携計画に従って基盤施設事業又は連携事業を実施するもの	「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」（平成5年法律第51号）	○基盤施設事業、連携事業資金 普通：2億円 無担保：8,000万円	普通 70% 無担 保 80%	普通・無担保：0.97% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.82%）
中心市街地商業等活性化関連	認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画に従って中小小売商業高度化事業を実施する中小企業者並びに都市型新事業の用に供する施設を整備する事業（特定会社又は公益法人が当該事業を実施する場合は、当該特定会社又は当該公益法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業に限る。）を実施する中小企業者、特定会社及び公益法人	「中心市街地の活性化に関する法律」（平成10年法律第92号）	○中小小売商業高度化事業資金、都市型新事業施設整備事業資金 ○普通・無担保・特別小口について限度額別枠 ただし、公益法人については、普通2億円、無担保8,000万円	80%	普通：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%） 無担保：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%） 特別小口：0.19% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.15%）
中心市街地商業等活性化支援関連	特定会社及び公益法人であって、認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画に従って中小小売商業高度化支援等事業（当該特定会社又は当該公益法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業を除く）を実施するもの		○中心市街地商業等活性化支援資金 ○普通：4億円 無担保：1億6,000万円 ただし、一般分（特定会社）及び中心市街地商業等活性化関連特例分（特定会社、公益法人）を含む	80%	普通：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%） 無担保：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%）

資金供給

条件 特例	対象企業者	根拠法	対象資金 及び付保限度	てん 補率	適用種別及び保 険 料率（年率）
創業等 関連	事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画又は、2月以内に新たに会社を設立する具体的な計画を有するもの及び会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立する具体的な計画を有するもの並びに事業を開始した日又は設立の日以後5年未満の中小企業者	「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」（平成11年法律第18号）	○創業者の事業開始資金又は新規中小企業者の事業実施資金 ○無担保1,500万円（無担保・無保証人枠） ただし、一般分、創業関連分及び本特例分（廃止前の新事業創出関連分を含む）に係る無担保保険の合計額が8,000万円以下	80%	無担保：0.4% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.34%）
経営革新 関連	承認を受けた経営革新計画に従って新事業活動を行うことにより経営の相当程度の向上を図る中小企業者	「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」（平成11年法律第18号）	○経営革新事業資金 ○普通・無担保・特別小口について限度額別枠 ○海外投資関係・新事業開拓保険：3億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む	80%	普通：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%） 無担保：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%） 特別小口：0.19% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.15%） 海外投資関係：0.97% 新事業開拓：0.97% （担保<保証人の保証を除く>を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%）

条件 特例	対象企業者	根拠法	対象資金 及び付保限度	てん 補率	適用種別及び保 険 料率（年率）
異分野連携新事業分野開拓関連	認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野の事業者が有機的に連携し、その経営資源を有効に組み合わせて新事業分野の開拓を図る中小企業者	「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」（平成11年法律第18号）	○異分野連携新事業分野開拓資金 ○普通・無担保・特別小口・流動資産担保について限度額別枠 ○海外投資関係・新事業開拓：4億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む	80%	普通：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%） 無担保：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%） 特別小口：0.19% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.15%） 流動資産担保：0.29% 海外投資関係：0.97% 新事業開拓：0.97% （担保<保証人の保証を除く>を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%）
特定新技術事業活動関連	特定補助金等に係る成果を利用した事業活動を行う中小企業者	「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」（平成11年法律第18号）	○特定補助金等成果利用事業資金 ○新事業開拓：3億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む	80%	新事業開拓：0.97% （担保<保証人の保証を除く>を提供させない保証であってその合計額が7,000万円以下の場合0.6%。ただし、担保（保証人<法人の代表者を除く>の保証を含む）を提供させない保証であってその合計額は2,000万円以下の場合1.0%）
経営革新等支援関連	認定経営革新支援機関として主務大臣の認定を受けた公益法人又は特定非営利法人であって、経営革新等支援業務を実施するもの		○経営革新等支援業務資金 ○普通：2億円 無担保：8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保：0.97% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.82%）

資金供給

条件 特例	対象企業者	根拠法	対象資金 及び付保限度	てん 補率	適用種別及び保 険 料率（年率）
創業 関連 （注6）	創業を行おうとする個人並びに創業を行った個人及び創業を行ったことにより設立された会社であって事業を開始した日又は会社を設立した日以後5年を経過していない中小企業者	「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」（平成11年法律第131号）	○創業等事業資金 ○無担保1,000万円 ただし、一般分、創業等関連分（廃止前の新事業創出関連分を含む）及び本特例分に係る無担保保険の合計額が8,000万円以下	80%	無担保：0.29% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.25%）
特定信用状 関連	外国法人と経営を実質的に支配していると認められる関係を有する中小企業者		○特定信用状発行契約に基づく債務（外国関係法人の借入金であって、当該中小企業者の事業の振興に必要な資金に係るものに限る。） ○普通保険について限度額別枠	80%	普通：0.25%から1.69% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.21%から1.44%）
中小企業 経営資源 活用 関連	認定を受けた経営資源活用新事業計画に従って現に有する経営資源を新たな方法で有効に活用し、又は新たな経営資源を有効に活用することにより、新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等の新たな事業の開拓を行う中小企業者（特別措置法第27条の規定によりみなされた者を含む）	「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」（平成11年法律第131号）	○経営資源活用新事業資金 ○普通・無担保・特別小口について限度額別枠 ○新事業開拓：3億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む	80%	普通：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%） 無担保：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%） 特別小口：0.19% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.15%） 新事業開拓： 0.97% （担保<保証人の保証を除く>を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%）
再生 特定 中小 企業 支援 関連	認定支援機関として経済産業大臣の認定を受けた者であって、特定中小企業再生支援事業を実施するもの		○特定中小企業再生支援事業資金 ○普通：2億円 無担保： 8,000万円	普通 70% 無担 保 80%	普通・無担保： 0.97% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.82%）

条件 特例	対象企業者	根拠法	対象資金 及び付保限度	てん 補率	適用種別及び保 険 料率（年率）
事業再生円滑化関連	特定認証紛争解決手続により、又は認定支援機関の支援を受けて事業再生を図る中小企業者		○事業再生資金 ○普通・無担保・特別小口について限度額別枠	80%	普通：1.69% （手形割引特殊・ 当座貸越特殊 1.44%） 無担保：1.69% （手形割引特殊・ 当座貸越特殊 1.44%） 特別小口：0.4% （手形割引特殊・ 当座貸越特殊 0.34%）
中小企業承継事業再生関連	認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従って中小企業承継事業再生を行う中小企業者（承継事業者（認定中小企業承継事業再生計画に従って設立される法人を除く。）に限る。）		○中小企業承継事業再生資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	普通 70% 無担 保 80% 特 別 小 口 80%	普通・無担保： 0.25%から 1.69% （手形割引特殊・ 当座貸越特殊 0.21%から 1.44%） 特別小口：0.4% （手形割引特殊 当座貸越特殊 0.34%）
周辺地域整備関連	主務大臣の同意を得た利便性向上等事業計画に基づく事業を行う者として都道府県知事の認定を受けた中小企業者	「発電用施設周辺地域整備法」（昭和49年法律第78号）	○周辺地域整備事業資金 ○普通・無担保・特別小口について限度額別枠 ○新事業開拓：3億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む	普 通 70% 無 担 保 80% 特 別 小 口 80% 新 事 業 開 拓 80%	普通・無担保： 0.97% （手形割引特殊・ 当座貸越特殊 0.82%） 特別小口：0.4% （手形割引特殊・ 当座貸越特殊 0.34%） 新事業開拓： 0.97% （担保<保証人の保証を除く。> を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%）
下請振興関連	主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する下請事業者たる中小企業者	「下請中小企業振興法」（昭和45年法律第145号）	○振興事業資金 ○流動資産担保について限度額別枠	80%	流動資産担保： 0.29%

資金供給

条件 特例	対象企業者	根拠法	対象資金 及び付保限度	てん 補率	適用種別及び保 険 料率（年率）
流通業務総合効率化関連	認定を受けた総合効率化計画に記載された特定流通業務施設を中核として、流通業務の総合化を図るとともに、流通業務の効率化を図る事業（当該事業の用に供する特定流通業務施設の整備を行う事業を含む）であって、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資する事業を行う中小企業者	「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（平成17年法律第85号）	○流通業務総合効率化事業資金 ○普通・無担保・特別小口について限度額別枠	80%	普通：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%） 無担保：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%） 特別小口：0.19% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.15%）
特定研究開発等関連	認定を受けた特定研究開発等計画に従って、特定ものづくり基盤技術の高度化を図る中小企業者	「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」（平成18年法律第33号）	○特定研究開発等資金 ○普通・無担保・特別小口について限度額別枠 ○新事業開拓：3億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む	80%	普通：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%） 無担保：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%） 特別小口：0.19% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.15%） 新事業開拓： 0.97% （担保<保証人の保証を除く>を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%）
地域産業集積関連	承認を受けた企業立地計画に従って、同意集積区域において企業立地を行う中小企業者又は承認を受けた事業高度化計画に従って、同意集積区域において事業高度化を行う中小企業者	「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」（平成19年法律第40号）	○企業立地資金又は事業高度化資金 ○普通・無担保・特別小口について限度額別枠	80%	普通：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%） 無担保：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%） 特別小口：0.19% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.15%）

資金供給

条件 特例	対象企業者	根拠法	対象資金 及び付保限度	てん 補率	適用種別及び保 険 料率（年率）
地域産業資源活用事業関連	認定を受けた地域産業資源活用事業計画に従って地域産業資源活用事業を行う中小企業者	「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」（平成19年法律第39号）	○地域産業資源活用事業資金 ○普通・無担保・特別小口・流動資産担保について限度額別枠 ○海外投資関係・新事業開拓保険：3億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む	80%	普通：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%） 無担保：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%） 特別小口：0.19% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.15%） 海外投資関係：0.97% 新事業開拓：0.97% （担保<保証人の保証を除く>を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%）
農商工等連携事業関連	認定を受けた農商工等連携事業計画に従って農商工等連携事業を行う中小企業者	「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」（平成20年法律第38号）	○農商工等連携事業資金 ○普通・無担保・特別小口・流動資産担保について限度額別枠 ○海外投資関係・新事業開拓保険：4億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む	80%	普通：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%） 無担保：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%） 特別小口：0.19% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.15%） 流動資産担保：0.29% 海外投資関係：0.97% 新事業開拓：0.97% （担保（保証人の保証を除く。）を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%）

資金供給

条件 特例	対象企業者	根拠法	対象資金 及び付保限度	てん 補率	適用種別及び保 険 料率（年率）
農 商 工 等 連 携 支 援 関 連	公益法人又は特定非営利活動法人であって、認定を受けた農商工等連携支援事業計画に従って農商工等連携支援事業を行うもの		○農商工等連携支援資金 ○普通保険：2億円 無担保保険：8,000万円	普通 70% 無担 保 80%	普通・無担保： 0.97% (手形割引特殊・ 当座貸越特殊 0.82%)
経 営 承 継 関 連	経営の承継に伴い事業活動の継続に支障が生じていることについて、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（平成20年法律第33号）	○経営承継資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	普通 70% 無担 保 80% 特別 小口 80%	普通・無担保： 0.25%から1.69% (手形割引特殊・ 当座貸越特殊 0.21%から 1.44%) 特別小口 0.4% (手形割引特殊・ 当座貸越特殊 0.34%)
商 店 街 活 性 化 事 業 関 連	認定を受けた証券体活性化事業計画に従って商店街活性化事業を行う商店街振興組合等又はその組合員若しくは所属員である中小企業者	「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」（平成21年法律第80号）	○商店街活性化事業資金 ○普通・無担保・小口保険について限度額別枠	80%	普通：0.41% (手形割引特殊・ 当座貸越特殊 0.35%) 無担保：0.41% (手形割引特殊・ 当座貸越特殊 0.35%) 特別小口：0.19% (手形割引特殊・ 当座貸越特殊 0.15%)
商 店 街 活 性 化 支 援 関 連	公益法人又は特定非営利活動法人であって、認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化支援事業を行うもの		○商店街活性化支援事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担 保 80%	普通・無担保： 0.97% (手形割引特殊・ 当座貸越特殊 0.82%)

資金供給

条件 特例	対象企業者	根拠法	対象資金 及び付保限度	てん 補率	適用種別及び保 険 料率（年率）
東 日 本 大 震 災 復 興 緊 急	政令で定める特定被災区域内に事業所を有する中小企業者であって、東日本大震災により著しい被害を受けたもので政令で定めるもの	「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号） なお、障害者、老年者、寡婦については、納税要件が緩和されている。	○再建その他の経営安定資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ただし、災害関係特例分（東日本大震災に係るものに限る。）、経営安定関連特例分及び本特例分と合算で、普通保険4億円（組合8億円）、無担保保険1億6,000万円、特別小口保険2,500万円	90%	普通・無担保：0.41% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.35%） 特別小口：0.19% （手形割引特殊・当座貸越特殊0.15%）

- (注) 1 特別小口保険の省令要件
- 1年以上引き続き同一都道府県の区域内において同一業種に属する事業を行っていること。
 - 過去1年間において納期が到来した源泉徴収による所得税以外の所得税（法人の場合は法人税）、事業税又は住民税の所得割（法人の場合は法人税割）のいずれかの税額を完納していること。
- 2 特定社債保険の省令要件
- 以下の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当すること。
- (1) 純資産額が5千万円以上3億円未満であって、以下のイ又はロのいずれかに該当すること及びハ又はニのいずれかに該当すること。
- イ 自己資本比率が100分の20以上であること。
 - ロ 純資産倍率が100分の200以上であること。
 - ハ 使用総資本事業利益率が100分の10以上であること。
 - ニ インタレスト・カバレッジ・レシオが100分の200以上であること。
- (2) 純資産額が3億円以上5億円未満であって、以下のイ又はロのいずれかに該当すること及びハ又はニのいずれかに該当すること。
- イ 自己資本比率が100分の20以上であること。
 - ロ 純資産倍率が100分の150以上であること。
 - ハ 使用総資本事業利益率が100分の10以上であること。
 - ニ インタレスト・カバレッジ・レシオが100分の150以上であること。
- (3) 純資産額が5億円以上であって、以下のイ又はロのいずれかに該当すること及びハ又はニのいずれかに該当すること。
- イ 自己資本比率が100分の15以上であること。
 - ロ 純資産倍率が100分の150以上であること。
 - ハ 使用総資本事業利益率が100分の5以上であること。
 - ニ インタレスト・カバレッジ・レシオが100分の100以上であること。
- 3 経営安定関連（法第2条第3項第6号に該当する特定中小企業者に係るものに限る）に係る普通保険の別枠限度額は、3億円である。
- 4 経営安定関連保証（「中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律」（平成12年法律第136号）による改正前の法第2条第3項第6号（以下「旧第6号」という）に該当する特定中小企業者に係るものに限る）を受けた中小企業者に係る一般分及び経営安定関連分に係る無担保保険の付保限度額は、合算で1億円である（ただし、経営安定関連（法第2条第3項各号（旧第6号を除く））に係る無担保保険を併用している中小企業者を除く）
- 5 経営安定関連（法第2条第3項第6号に該当する特定中小企業者に係るものに限る）に係るてん補率は、90%である。
- 6 創業関連（産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）第33条第3項に該当する創業者に係るてん補率は、90%である。

(5) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）

[1] 概要

中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者の債務の保証について、日本政策金融公庫と信用保証協会との間の各種の保険制度を定めている法律です。

[2] 主な内容

- (ア) 日本政策金融公庫と信用保証協会との間の保険契約（普通保険、無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険、特定社債保険）
- (イ) 保険料、保険金、求償、回収金の納付、交付金、契約の解除等
- (ウ) 経営安定関連保証の特例

表 2 - 1 - 15 信用補完関係実績

年度	機関	信用保証協会保証実績		日本政策金融公庫保険引受実績	
		保証承諾額	引受件数	引受額	
10		28兆9,666億円	206万件	26兆6,581億円	
11		18兆7,776億円	152万件	17兆 831億円	
12		19兆6,335億円	153万件	18兆 513億円	
13		13兆2,258億円	121万件	12兆1,999億円	
14		14兆 427億円	123万件	12兆8,537億円	
15		15兆1,965億円	130万件	14兆2,786億円	
16		13兆1,629億円	115万件	12兆3,106億円	
17		12兆9,802億円	112万件	12兆5,524億円	
18		13兆6,591億円	118万件	13兆4,440億円	
19		13兆 273億円	110万件	12兆8,654億円	
20		19兆5,811億円	128万件	18兆6,629億円	
21		16兆6,252億円	114万件	16兆1,164億円	
22		14兆1,723億円	96万件	13兆4,399億円	
23		11兆5,533億円	84万件	11兆1,313億円	
24		9兆7,518億円	74万件	9兆3,662億円	

第2章 自己資本の充実

第1節 中小企業投資育成株式会社

中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法に基づき、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、中小企業に対する投資等の事業を行うことを目的として、昭和38年11月に東京、名古屋及び大阪に設立された投資業務を実施する政策実施機関です。

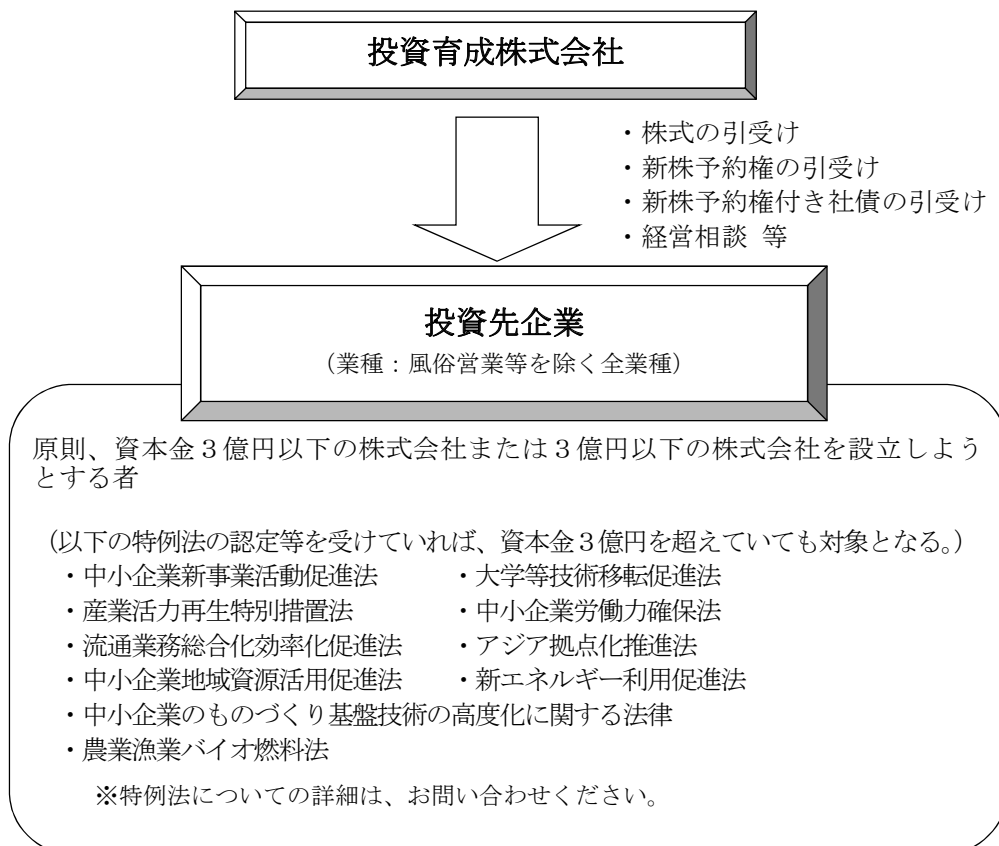
1 投資事業

(1) 投資の対象

原則として、資本金の額が3億円以下の株式会社である中小企業または資本金の額が3億円以下の株式会社を設立する者が対象となります。

基本的に業種は問いませんが、公序良俗に反する事業や投機的な事業を行う企業は支援対象外となります。

図表2-2-1 中小企業投資育成株式会社による一般投資体系図



自己資本

2 育成事業（コンサルテーション事業）

中小企業投資育成株式会社は、株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を保有している投資先企業からの依頼に応じて、効果的育成が図られるよう経営管理又は技術の状況に応じ適切な指導を行います。

(1) 経営相談

経営分析、後継者育成、資本政策等の経営全般に関するアドバイス、企業間の紹介、あっせん、各種情報の提供等を行う。

(2) 経営権安定化

長期安定株主として協力し、分散した株主構成の改善など、より一層安定した経営体制作りを支援する。

(3) 事業承継支援

長期安定株主として、次世代の経営者への経営体制をバックアップする。また豊富なメニューで後継者育成等も支援する。

(4) 株式上場支援

中立的な立場から、資本政策の立案や内部管理体制の整備など株式上場準備を支援する。

(5) ビジネスマッチング

会員相互の交流と研鑽のため、国内外における社長会・若手経営者の会など、投資先企業経営者等が会するセミナー・勉強会や交流会の開催により、相互啓発・異業種交流の場を提供する。

(6) 人材育成支援

テーマ別、階層別に多様な研修を提供することにより、計画的な人材育成・教育を実施する。

(7) 情報提供

各種の研究会、出版事業を通じた経営情報の調査・提供等を実施する。

(8) 問い合わせ先

東京中小企業投資育成株式会社 <http://www.sbic.co.jp/>

☎03-5469-1811

名古屋中小企業投資育成株式会社 <http://www.sbic-cj.co.jp/>

☎052-581-9541

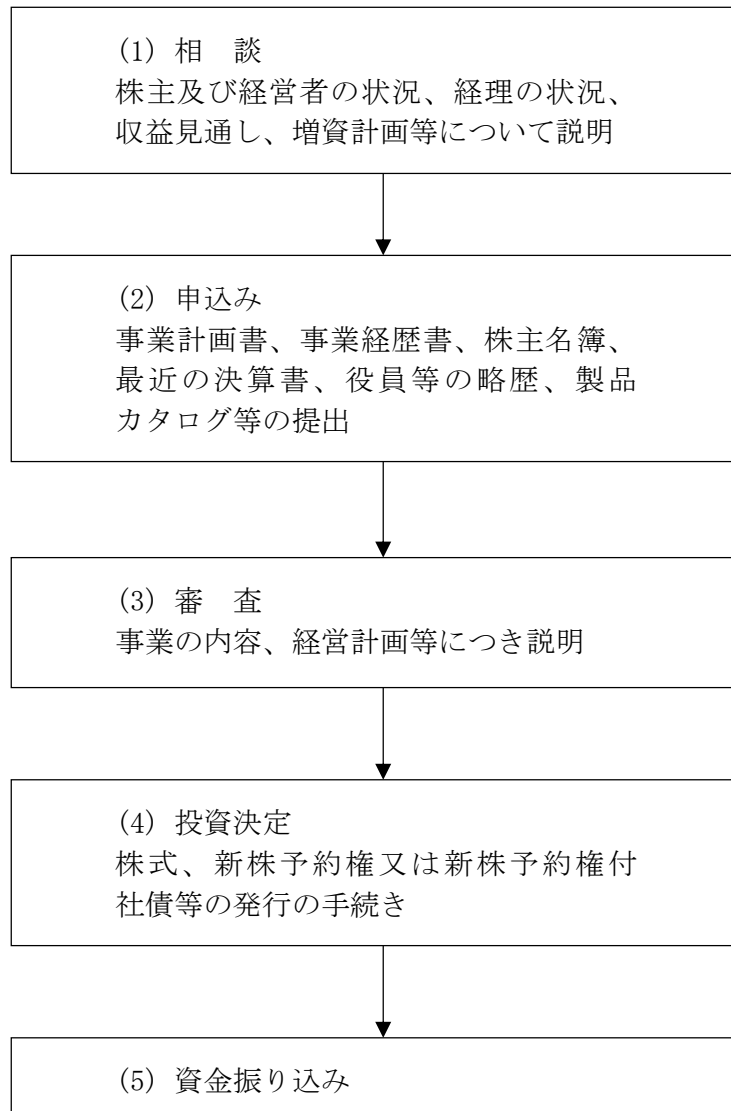
大阪中小企業投資育成株式会社 <http://www.sbic-wj.co.jp/>

本社☎06-6459-1700、九州支社☎092-724-0651

3 申込手続体系図

図表 2-2-2 申込手続の体系図

<増資等の場合>



自己資本

第2節 投資事業有限責任組合

投資事業有限責任組合（LPS）は、業務を執行する無限責任組合員と有限責任組合員が出資を行い、その出資金を基にして、共同で、中小、ベンチャー企業等への投資事業を営む組合です。

1 ベンチャー企業への資金供給円滑化のための環境整備

創業期の中小ベンチャー企業は、その過小資本が理由で資金調達が困難になっており、担保なしのリスクマネーの供給体制の整備が必要です。

このため、従来民法上の組合として組成されてきた投資事業組合について、非業務執行組合員の有限責任の法的担保、第三者の予見可能性確保のための新たな登記制度の創設等を内容とする「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」が平成10年11月から施行され、多様な投資家による中小ベンチャー企業へのスムーズな資金供給のための仕組みが整いました。

その後、二度にわたり法律が改正されました。具体的には、(1)匿名組合契約に基づく出資持分等の取得や、(2)投資先企業の中小企業要件を撤廃するとともに、出資先企業に対する融資や債権の取得について、組合の事業として行うことが可能となりました。その結果、経営革新や事業再生・事業再編に取り組む企業に対しても、組合による資金供給の仕組みが整備されることとなりました。

また、証券取引法（金融商品取引法）の改正によって投資事業有限責任組合契約に基づく権利についての、不公正な取引の禁止、投資リスクの説明義務等の一般的な投資家保護ルールや、無限責任組合員の事業に関する業規制が導入されています。

2 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）

(1) 法律制定の目的

従来、未公開の中小・ベンチャー企業に対する投資を行っている投資事業組合は、一般的に民法上の組合として設立されてきましたが、組合業務の執行に携わらない組合員までが出資額を超えて責任を負わされるリスク（無限責任）が存在していました。

本法は、業務執行を行わない組合員が負う責任を出資額にとどめること（有限責任）を法的に担保する「投資事業有限責任組合」の制度を創設することにより、幅広い投資家層による中小・ベンチャー企業等への資金供給を促進するものです。

(2) 法律の要旨

[1] 目的

中小・ベンチャー企業等の事業者への資金供給の円滑化

[2] 事業範囲

- (ア) 株式会社の株式、新株予約権、企業組合の持分、金銭債権、信託受益権、匿名組合契約に基づく出資持分、知的財産権等の取得・保有
- (イ) 投資先の企業への経営アドバイス等

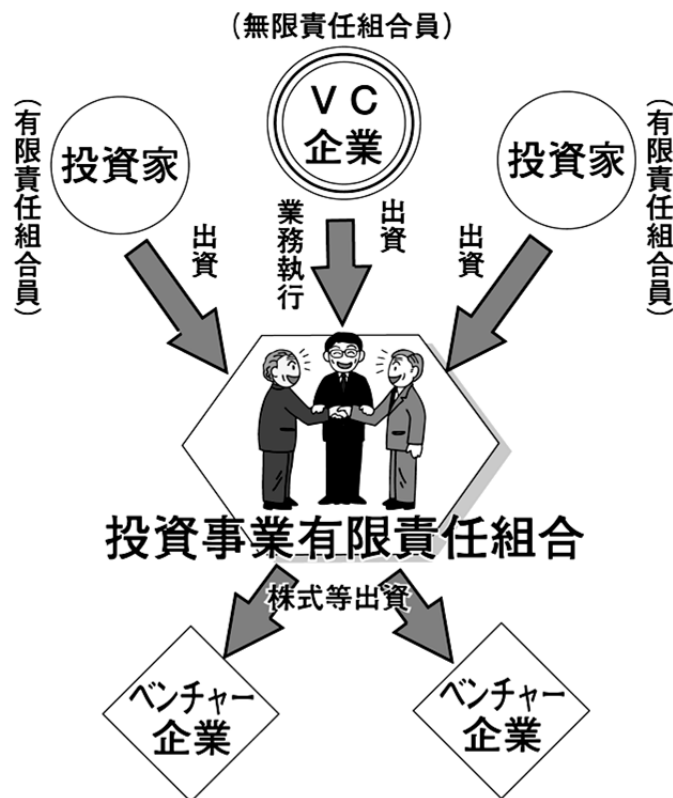
[3] 投資家(組合員)の保護

- (ア) 有限責任性の確保 (有限責任組合員に限る)
- (イ) 財務諸表、業務報告書の開示
- (ウ) 財務諸表等の外部監査 等

[4] 債権者保護

- (ア) 有限責任組合としての予見可能性を確保 (登記、名称使用制限)
- (イ) 責任財産充実のための措置 (債務超過の際の財産分配の禁止) 等

図表 2-2-3 投資事業組合イメージ図



自己資本

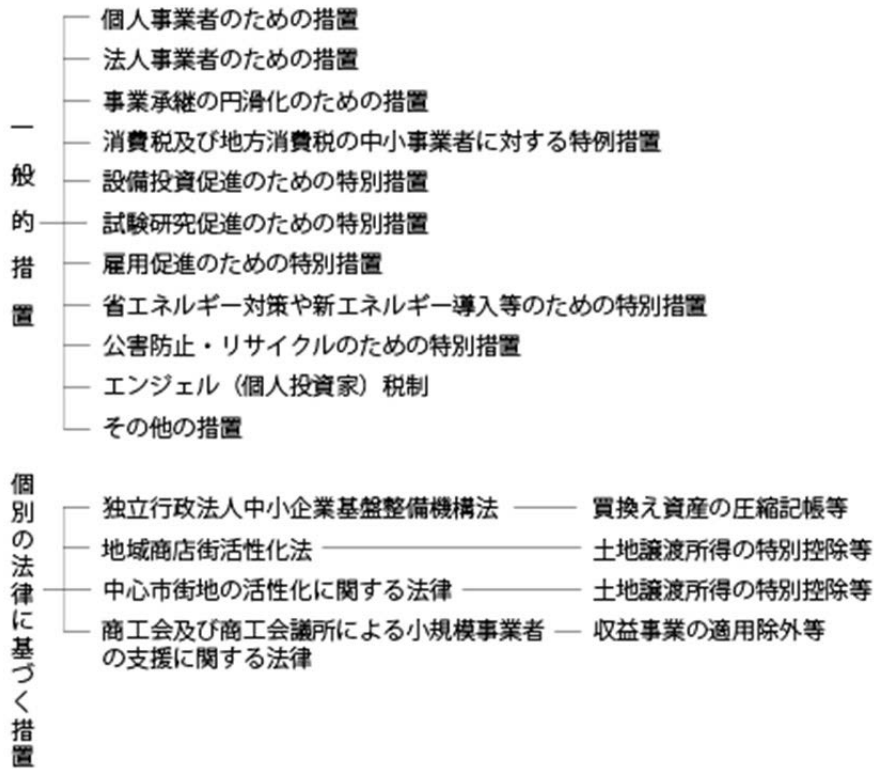
第3編 財務サポート



「財務」を示すベクトルを金融と逆の同心線、バランスを意味しています。税制上の支援など、財務面でのサポートを中小企業庁が行うという事を中央部の丸オブジェクトで表現しています。

第1章 中小企業関連税制

図表3-1-1 税制対策の体系図(中小企業関連)



第1節 一般的措置

中小企業等の方は、設備投資を行った場合や円滑な事業承継のため等、税制上様々な特別措置を受けることができます。

1 個人事業者のための措置

個人事業者については、所得税において基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、青色申告特別控除、小規模企業共済掛金控除等の所得控除のほか、事業専従者給与（控除）制度により税負担の軽減が行われています。（配偶者特別控除のうち上乗せ部分については、平成16年分から廃止されています（住民税は平成17年分から廃止）。地方税においても、住民税及び事業税の専従者給与（控除）、事業税の事業主控除等個人事業者を対象とした特別の制度が採り入れられています。

(1) 所得控除等

個人事業者については、所得税等において図表3-1-2のような税負担の軽減が行われています。

図表3-1-2 所得控除等の一覧

		国 税		地 方 税	
		所 得 税		個人住民税	個人事業税
所得控除	基礎控除	38万円	33万円	/	
	配偶者控除	38万円	33万円		
	配偶者特別控除	最高38万円	最高33万円		
	扶養控除	38万円	33万円		
	老人扶養控除	48万円	38万円		
	同居の老親扶養控除	58万円	45万円		
青色申告特別控除		65 (10) 万円			
青色事業専従者給与		いわゆる完全給与（労務の対価としての相当額）			
白色事業専従者控除 （配偶者の場合）		50万円 (86万円)	50万円 (86万円)	50万円 (86万円)	
事業主控除				290万円	

- (注) 1 住民税は道府県民税（都民税）及び市町村民税（特別区民税）です。
 2 配偶者特別控除は、配偶者の合計所得金額が38万円超76万円未満の場合に限られます。
 3 根拠条文

	所 得 税 法	地 方 税 法
所 得 控 除	83条、83条の2、84条、86条、41条の16（租特法）	34条、314条の2
青色申告特別控除	25条の2（租特法）	32条、313条
青色事業専従者給与	57条	32条、72条の49の8、313条
白色事業専従者控除	57条	32条、72条の49の8、313条
事業主控除	—	72条の49の10

(2) 青色申告事業専従者の完全給与制等（所得税、住民税、事業税）

青色申告者の家族専従者については、家族専従者に対する支払給与の金額が、その労務の対価として相当であると認められるときは、全額必要経費に算入できます。

なお、白色申告者の専従者については、所得税は50万円（配偶者の場合86万円）、地方税についても住民税、事業税とも50万円（配偶者の場合86万円）の定額控除が認められます。（所得税法第57条、地方税法第32条、第72条の49の8、第313条）

(3) 青色申告特別控除

[1] 個人の青色申告者で、所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者は、その所得から年 65 万円又は事業所得・不動産所得の合計額のいずれか低い額が控除されます。

[2] 上記以外の青色申告者については、年 10 万円又は事業所得・不動産所得の合計額のいずれか低い額が控除されます。（租税特別措置法第 25 条の 2）

(4) 個人事業税の事業主控除

個人事業主の税負担を軽減するため、個人の事業の所得の計算上、年290万円を控除することが認められています。（地方税法第72条の49の10）

(5) 小規模企業共済等掛金控除（所得税、住民税）

小規模企業共済制度の掛金に対しては、小規模企業共済等掛金控除により、掛金全額（最高年 84 万円）の所得控除が認められています。（所得税法第 75 条、地方税法第 34 条、第 314 条の 2）

(6) 小規模企業共済制度に基づき支給される共済金等の取扱い

小規模企業共済制度の共済契約に基づき一括で支給される共済金は退職所得扱いとなり、例えば掛金納付期間が30年の場合、1,500万円が退職所得控除として共済金から控除されます。

（所得税法施行令第72条）

また、平成元年から支給できることとなった分割共済金は雑所得扱いとして、公的年金等控除の対象となっています。（所得税法施行令第82条の2）

なお、解約手当金のうち、任意解約であって共済契約者が65歳以上である場合に支給される解約手当金及びみなし解約の場合に支給される解約手当金も共済金と同様に退職所得扱いとなります。（所得税法施行令第72条）

2 法人事業者のための措置

中小規模の法人事業者については、法人税において軽減税率等の措置があり、地方税においても法人事業税の軽減税率の適用、法人住民税の均等割軽減等の措置があります。

(1) 法人税の軽減税率

中小法人等（資本金1億円以下の普通法人、公益法人、協同組合等）については、図表 3-1-3 の税率が適用されます。

図表 3-1-3 法人税率

公益法人及び協同組合等 (注1)		普通法人	
年所得800万円以下の部分	15% (※)	資本金1億円超の法人	25.5%
年所得800万円超の部分	19% (注2)	資本金1億円以下の法人	15% (※)
		年所得800万円以下の部分	15% (※)
		年所得800万円超の部分	25.5%

(注1) 協同組合等＝中小企業等協同組合、商工組合等の各種組合（企業組合及び協業組合を除く）

(注2) 特定の地域に居住する協同組合等であって、主として物品供給事業を行うものうち、その物品供給事業に係る収入が総収入の50%を超え、組合員数が50万人以上で、かつ、店舗による売上高が1,000億円以上の大規模のものについては、所得のうち年10億円を超える金額に係る法人税率は22%となります。（租税特別措置法第68条）

(※) 15%の税率は、平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用されます。

（租税特別措置法第42条の3の2）なお、法人税法本則の税率は、19%となっています。

(※) 東日本大震災の復興財源を確保するため、「復興特別法人税」として平成24年4月1日から3年間、法人税額に10%の税率が課されることとなります。

(2) 欠損金の繰越控除、繰戻還付

[1] 欠損金の繰越控除

中小法人等の所得の計算上損金が生じた場合、翌年度から9年間は、所得の額からその欠損金の額を損金に算入する形で、順次繰り越して控除することができます。（法人税法第57条）

[2] 欠損金の繰戻還付

中小法人等について、当期の欠損と前年の所得を通算し、前年に納付した法人税の還付を受けることができます。（租税特別措置法第66条の13）

(3) 交際費の損金算入

交際費については、法人税では一般に損金算入が認められていませんが、中小法人等に対しては、定額控除限度額800万円までの全額の損金算入が認められています。（租税特別措置法第61条の4）

(4) 中小企業等の貸倒引当金の特例

中小法人等が貸倒引当金の繰入れを行う場合には、法人税法に定める繰入れ限度額の12%割増の繰入れが認められます。

$$\text{中小法人等の貸倒引当金の繰り入れ限度額} = \left\{ \begin{array}{l} \text{期末の金銭債権の} \\ \text{帳簿価格の合計額} \end{array} \times \left[\begin{array}{l} \text{(注1)} \\ \text{法定繰入率} \end{array} \text{ 又は } \begin{array}{l} \text{(注2)} \\ \text{貸し倒れの実績率} \end{array} \right] \right\} \times \frac{112}{100}$$

(注) 1 法定繰入率

卸売及び小売業 (割賦販売小売業を除く)	$\frac{10}{1,000}$	金融及び保険業	$\frac{3}{1,000}$
割賦販売小売業	$\frac{13}{1,000}$	その他の事業	$\frac{6}{1,000}$
製造業	$\frac{8}{1,000}$		

2 貸倒れの実績率

貸倒れの実績率とは、次の(ア)の金額のうちに(イ)の金額の占める割合をいいます。

(ア) 法人の当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度終了のときにおける金銭債権の帳簿価額の合計額を当該各事業年度の数で除して計算した金額

(イ) (ア)の各事業年度における金銭債権の貸倒れによる損失の額の合計額に12を乗じて、これを当該各事業年度の月数の合計数で除して計算した金額

(法人税法第52条、租税特別措置法第57条の10)

(5) 事業税の標準税率

法人事業税の標準税率は、所得区分により、図表3-1-4のように定められています。(地方税法第72条の24の7)

なお、平成20年度税制改正において、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の税率の引き下げを行うとともに(下表の括弧内の税率)、地方法人特別税を創設し、その収入額を地方法人特別譲与税として都道府県に譲与することとされました。なお、各法人の法人事業税と地方法人特別税を合わせた税負担は、これまでと変わりません。

図表3-1-4 法人事業税の標準税率

所得区分	普通法人 (資本金又は出資金額が1億円以下)、公益法人等	
		協同組合、信用金庫等
年所得400万円以下の金額	5.0% (2.7%)	5.0% (2.7%)
年所得400万円超800万円以下の金額	7.3% (4.0%)	6.6% (3.6%)
年所得800万円を超える金額	9.6% (5.3%)	6.6% (3.6%) (注)

() ないの税率は平成20年10月1日以後に開始する事業年度より適用されます。

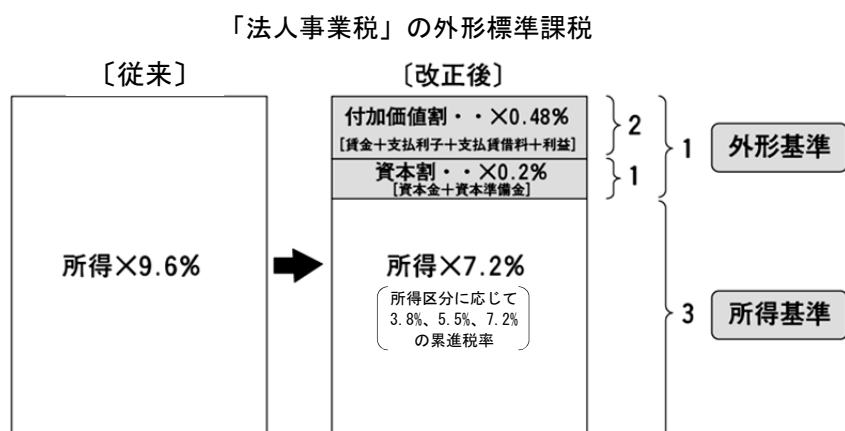
(注)

特定の地域に居住する協同組合等であって、主として物品供給事業を行うもののうち当該物品供給事業に係る収入が総収入の50%を超え、組合員数が50万人以上で、かつ、店舗による売上高が1,000億円以上の大規模のものについては、所得のうち、年10億円を超える金額に係る事業税の標準税率は7.9% (4.3%) となります。(地方税法附則第9条の2)

※ 法人事業税については、平成16年度から、外形標準課税が導入されましたが、資本金1億円以下の中小法人等は、対象から除外されています。(地方税法第72条の2) なお、資本金1億円を超える一般法人に係る外形標準課税の概要については、以下のとおりです。

- ・法人事業税の税率を9.6%から7.2%に引下げ。
- ・代わりに1/4部分について、外形標準課税を導入。(付加価値割：資本割＝2：1)
「付加価値割」：報酬給与額＋純支払利子額＋純支払賃借料＋単年度損益
「資本割」：資本金＋資本準備金
- ・「付加価値割」については、賃金が一定割合を越える企業の課税ベースを圧縮。
(地方税法第72条の20)
- ・「資本割」については、事業に比して資本が大きな企業に配慮。
(地方税法第72条の21)

- (ア) 課税ベースから持株会社の子会社株式を除外。
 (イ) 資本金等が1千億円を超える企業については、資本金等規模に応じて課税ベースを圧縮。



※地方法人特別税の課税標準及び税率は以下のとおりです。なお、地方法人特別税は国税と位置づけられますが、税金の賦課徴収については法人事業税と合わせて都道府県が行うこととされており、納税義務者は法人事業税の納税義務者と同一です。

課税標準	税率
外形標準課税の対象となる法人の所得割額	148%
外形標準課税の対象外の法人の所得割額	81%
収入金額によって課税される法人の収入割額	81%

(7) 法人住民税の均等割額の軽減

法人住民税の均等割額（年額）は、法人の資本等の区分により、図表3-1-5のように定められています。

図表3-1-5 法人住民税の均等割額
 （地方税法第52条、第312条）

資本金の金額の区分	市 町 村 民 税		都道府県民税 標準税率
	従業員数	標準税率（注）	
50億円超の法人	50人超	300万円	80万円
	50人以下	41万円	
10億円超で50億円以下の法人	50人超	175万円	54万円
	50人以下	41万円	
1億円超で10億円以下の法人	50人超	40万円	13万円
	50人以下	16万円	
1,000万円超で1億円以下の法人	50人超	15万円	5万円
	50人以下	13万円	
1,000万円以下の法人	50人超	12万円	2万円
	50人以下	5万円	

（注）制限税率は標準税率の1.2倍です。（地方税法第51条）

3 事業承継の円滑化のための措置

(1) 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7）

後継者である受贈者が、贈与により、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を親族（先代経営者）から全部又は一定以上取得し、その会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等（贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済完全議決権株式等の総数の3分の2に達するまでの部分に限る。）に対応する贈与税の全額の納税が猶予されます。

本特例は、平成21年4月1日以後に行われた贈与について適用を受けることができます。

<制度の概要>

特例の対象となる株式等	次に掲げる株式等（株式又は出資）であること ・議決権の制限がないこと ・株式等が上場されていないこと 等		
特例の対象となる贈与及び株式等の数	特例の対象となる株式等の数は、次のa、b、cの数を基に下表の区分の場合に応じた数が限度となる。なお、この特例の適用を受けるためには、後継者は下表のイに該当する場合は限度数（a）の全部、ロに該当する場合は限度数（ $c \times 2 \div 3 - b$ ）以上の数の株式等を先代経営者から贈与により取得する必要がある。 「a」・・・先代経営者（贈与者）が贈与直前に保有する非上場株式等の数 「b」・・・後継者（受贈者）が贈与前から保有する非上場株式等の数 「c」・・・贈与直前の発行済株式等の総数		
	区分	特例の対象となる非上場株式等の限度数	
	イ	$a + b < c \times 2 \div 3$ の場合	先代経営者が贈与直前に保有する非上場株式等の数（a）
	ロ	$a + b \geq c \times 2 \div 3$ の場合	発行済株式等（議決権に制限のないものに限る）の総数の3分の2から後継者が贈与前から保有する非上場株式等の数を控除した数（ $c \times 2 \div 3 - b$ ）
贈与者（先代経営者）の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の代表権を有していたこと ・贈与の時に会社役員でないこと ・贈与の直前において、贈与者（先代経営者）と同族関係者で発行済議決権株式等の総数の50%超を保有し、かつ、同族内（後継者を除く）で筆頭株主であったこと 等 		
後継者（受贈者）の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・贈与者（先代経営者）の親族であること ・贈与の時に会社役員でないこと ・贈与の時に20歳以上であり、かつ、役員就任から3年以上経過していること ・贈与の時に受贈者（後継者）と同族関係者で発行済議決権株式等の総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族内で筆頭株主となること 等 		
会社の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく経済産業大臣の認定を受けた中小企業者であること ・非上場会社であること 		

一・（ 預りし・一冊書及（まも

一）あなただに老の

要件	こと ・相続開始の時ににおいて、後継者と同族関係者で発行済議決権株式等の総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族内で筆頭株主であること 等
会社の要件	・「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく経済産業大臣の認定を受けた中小企業者であること ・非上場会社であること ・資産管理会社に該当しないこと (注)「資産管理会社」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が帳簿価額の総額の70%以上の会社やこれらの特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社をいう(ただし、実質的に事業を行っているものについては一定の除外規定あり)。 ・常時使用する従業員が1人以上であること 等
手続等	相続税の申告期限までに、本特例の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要がある。 (注) 特例の適用を受ける非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされる。

(3) 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4）

贈与税の納税猶予（租特法第70の7）の適用を受けた非上場株式等（「特例受贈非上場株式等」）の贈与者が死亡した場合には、受贈者が当該特例受贈非上場株式等を相続又は遺贈により取得したものとみなされ、贈与時の価額により他の相続財産と合算して相続税の計算を行うこととなります（租特法第70の7の3）。この際、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく経済産業大臣の切替確認を受け、一定の要件（相続税の納税猶予の特例（租特法第70の7の2）の要件のうち一定のもの）を満たす場合には、そのみなされた非上場株式等（特例受贈非上場株式等の贈与の直前に後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済完全議決権株式等の総数の3分の2に達するまでの部分に限る。）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

(4) 取引相場のない株式の評価方法

世代の交替期を迎えた中小企業の円滑な事業承継を図るため、取引相場のない株式の評価方法は、次のようにその会社の規模に応じて異なっています。

[1] 小会社の株式の評価方法

原則として、純資産価額方式で評価されますが、純資産価額方式と類似業種比準方式との併用方式（いずれも50%）を選択できます。

(注) 純資産価額方式……会社の有する各資産を時価で評価し、これを基礎として1株当たりの価値を評価する方式

類似業種比準方式……類似業種の上場株価を重要な評価要素とし、評価に当たっては、さらに類似業種の配当金額、利益金額、純資産価額を評価要素として評価会社の比準価額を求める方式

併用方式の選択により、小会社の株式についても、類似業種に比準する形で、企業の収益性が評価額に反映されます。

[2] 中会社の株式の評価方法

次の算式による純資産価額方式と類似業種比準方式の併用方式で評価されます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{類似業種} \\ \hline \text{比準価額} \\ \hline \end{array} \times L + \begin{array}{|c|} \hline \text{1株当たりの純資産価額} \\ \text{(相続税評価額によって} \\ \text{計算した金額)} \\ \hline \end{array} \times (1 - L)$$

類似業種比準方式の適用割合（L）は、中会社をその規模の大きさによりさらに3区分し、そのうち小さな規模の会社については60%、中規模の会社については75%、大きな規模の会社については90%となっています。純資産価額方式による評価を選択することもできます。

[3] 大会社の株式の評価方法

類似業種比準方式により評価されますが、純資産価額方式による評価を選択することもできます。

[4] 類似業種比準方式の適用方法

(ア) 類似業種の適用

類似業種の業種分類は、小分類、中分類及び大分類があり、小分類の業種がないときは中分類の業種を適用することが原則ですが、小分類の業種については中分類を、中分類の業種については大分類の業種をそれぞれ選択することも認められます。

これにより、類似業種について幅のある選択が可能となり、事業内容が多岐にわたる中小企業のそれぞれの実態により即した評価が図られます（例えば、小分類よりも中分類の方が比準価額が低い場合には、中分類の比準価額を選択できます）。

(イ) 類似業種の適用株価

類似業種の比準株価は、相続開始の日の属する月以前3カ月間の各月の平均株価のうち、最も低い価額を適用することとなっていますが、前年の類似業種比準株価の平均値が、前記の比準株価を下回る場合には、前年の比準株価の平均値を選択できます。

これにより、類似業種の上場株価の一時的な変動による影響が緩和され、安定した評価が図られます。

また、会社法の下で活用の幅が広がった種類株式のうち、以下のとおり評価方法が明確化しています。

(a) 配当優先の無議決権株式

同族株主が相続により取得した株式について、原則として、議決権の有無を考慮せずに評価しますが、当該株式を取得した同族株主全員の同意などを条件として、原則的評価方法により評価した価格から5%を評価減し、その評価減した分を議決権株式の評価額に加算する評価方法を選択することができます。

(b) 社債類似株式

次の条件を満たす社債に類似した特色を有する種類株式は、社債に準じて評価（発行価額に基づく評価）します。

- ・優先配当
- ・無議決権
- ・一定期間後に発行会社が発行価額で償還

- ・ 残余財産分配は発行価額を上限
 - ・ 普通株式等への転換権なし
- (c) 拒否権付株式
普通株式と同様に評価します。

図表 3-1-6 評価方法

← 非 上 場 会 社 の 株 式 →						
(個人事業者)	(小 会 社)	(中 会 社)			(大 会 社)	(上場企業)
		(小)	(中)	(大)		
(純 資 産 価 額 について、八〇%の評価減 小規模宅地(四〇〇㎡以内)に 適用)	純 資 産 価 額 (類似業種の比準価額の五〇% 又は 類似業種比準価額)	(同右)	(同右)	(類似業種の比準 価額の六〇%)	(類似業種の比準価額の七〇%)	上 場 株 価
		(60%)	(75%)	(90%)		
	純資産価額	純資産価額	(同左)	(同左)		
	(50%)	(40%)	(25%)	(10%)		

図表 3-1-7 非上場会社の大・中・小会社の判定基準

- 1 従業員数が100人以上の会社は、大会社とする。
- 2 従業員数が100人未満の会社は、次による。

○卸売業

取引金額 総資産価額・ 従業員数	～2億円未満	2億円以上 ～25億円未満	25億円以上 ～50億円未満	50億円以上 ～80億円未満	80億円 以上
～7,000万円未満 又は5人以下	小会社				
・7,000万円以上 ～7億円未満 (5人以下を除く)		中会社「小」 (L=0.60)			
・7億円以上 ～14億円未満 (30人以下を除く)			中会社「中」 (L=0.75)		
・14億円以上 ～20億円未満 (50人以下を除く)				中会社「大」 (L=0.90)	
・20億円以上 (50人以下を除く)					大会社

○小売・サービス業

取引金額 総資産価額・ 従業員数	6,000万 円未満	6,000万円以上 ～6億円未満	6億円以上 ～12億円未満	12億円以上 ～20億円未満	20億円 以上
～4,000万円未満 又は5人以下	小会社				
・4,000万円以上 ～4億円未満 (5人以下を除く)		中会社「小」 (L=0.60)			
・4億円以上 ～7億円未満 (30人以下を除く)			中会社「中」 (L=0.75)		
・7億円以上 ～10億円未満 (50人以下を除く)				中会社「大」 (L=0.90)	
・10億円以上 (50人以下を除く)					大会社

○上記以外の業種

取引金額 総資産価額・ 従業員数	8,000万 円未満	8,000万円以上 ～7億円未満	7億円以上 ～14億円未満	14億円以上 ～20億円未満	20億円 以上
～5,000万円未満 又は5人以下	小会社				
・5,000万円以上 ～4億円未満 (5人以下を除く)		中会社「小」 (L=0.60)			
・4億円以上 ～7億円未満 (30人以下を除く)			中会社「中」 (L=0.75)		
・7億円以上 ～10億円未満 (50人以下を除く)				中会社「大」 (L=0.90)	
・10億円以上 (50人以下を除く)					大会社

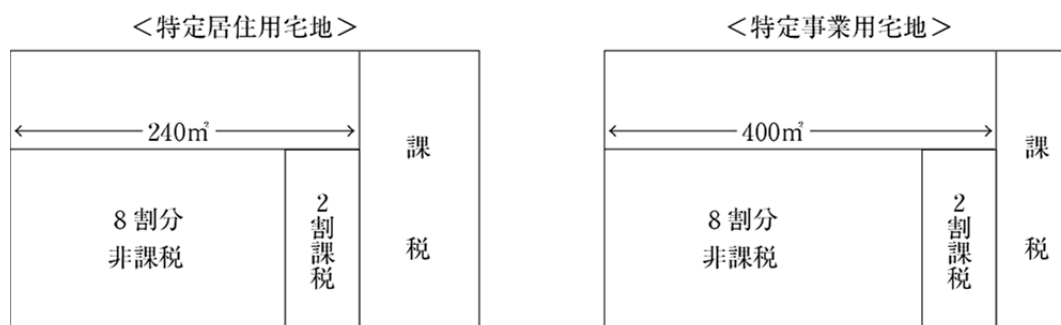
(注) 1 「総資産価額」は、課税時期の直前期末における総資産価額(簿価ベース)による

2 「取引金額」は、課税時期の直前期末以前1年間における取引金額による。

(5) 小規模宅地等の特例 (租税特別措置法第69条の4)

被相続人等の個人事業や居住に用いていた宅地等で建築物等の敷地の用に供されているものを相続人等が相続又は遺贈により承継した場合において、特定事業用宅地等の面積の400㎡まで、課税対象となる宅地等の評価額が80%減額されます。

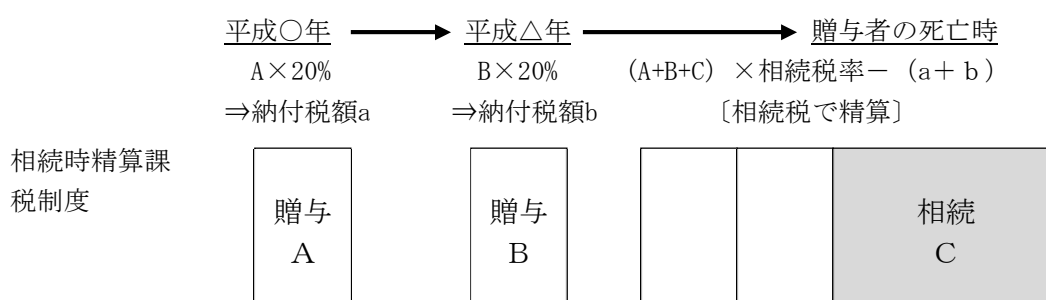
また、特定居住用宅地等についても、面積の240㎡まで、同様に宅地の評価額が80%減額されます。



(6) 相続時精算課税制度

生前贈与を受けた者について、相続時に、それまでの贈与財産と相続財産とを合算して計算した相続税額から、既に支払った贈与税相当額を控除することにより、贈与税と相続税との間の精算を行う制度です。本制度は通常の歴年課税との選択制となります。

- ・ 贈与者 満65歳以上の親
- ・ 受贈者 満20歳以上の子である推定相続人（代襲相続人を含む）
- ・ 贈与税率 一律20%（相続税額を超えて納付した贈与税は還付（相続税で精算））
- ・ 特別控除額 限度額2,500万円までの贈与について複数年にわたり利用できる



(注) この図はイメージであることから、基礎控除等は省略している。

(7) 相続税の延納の利子税

相続税を延納する場合には、利子税が課されますが、相続財産に占める不動産、特定同族会社株式等の割合に応じて利子税率は以下のようになっています。

不動産・特定同族会社株式等の割合	利子税率
50%以上	2.1%
50%未満	3.5%

(日本銀行が定める基準割引率が0.3%の場合)

(8) 相続株式(非上場株式)をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例

非上場株式の相続人が相続税の申告期限後3年以内に当該株式をその発行会社に譲渡した場合、みなし配当課税(最高50%の累進)ではなく、譲渡益課税(一律20%)となります。(租税特別措置法第9条の7)

4 消費税及び地方消費税の中小事業者に対する特例措置

(1) 事業者免税点制度

前々年(事業年度)の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、納税義務が免除されます。ただし、前年から6ヶ月の間に課税売上高が1,000万円を超える事業者については、事業者免税点制度は適用できません。また、事業者免税点制度の適用に際しては、上記の課税売上高の金額に代えて所得税法に規定する給与等の支払額の金額を用いることができます。(消費税法第9条)

(2) 簡易課税制度

前々年(事業年度)の課税売上高が5,000万円以下の場合には、選択により、売上げに係る消費税額にみなし仕入れ率を乗じた金額を仕入れに係る消費税額とすることができます。(消費税法第37条)

みなし仕入れ率	卸売業	90%
	小売業	80%
	製造業等	70%
	その他の事業	60%
	サービス業、運輸・通信業、不動産業	50%

(3) 仕入税額控除の95%基準

課税売上割合(注1)が95%以上の場合、計算の簡便化のため、仕入税額の全額を控除することができます。ただし、その課税期間中の課税売上高が5億円を超える事業者については適用できません。(消費税法第30条)

(注1)

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{その課税期間中の国内における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額}}{\text{その課税期間中の国内における資産の譲渡等の対価の額の合計額}}$$

5 設備投資促進のための特別措置

中小企業の設備投資を促進し、中小企業の生産性向上のため、国は税制面においても各種の特別措置を講じています。

(1) 中小企業投資促進税制

中小企業者等がその製作後事業の用に供されたことのない、いわゆる新規資産を取得し又は製作して指定事業の用に供した場合には、特別償却又は税額控除を行うことができます。

[1] 適用対象者

青色申告書を提出する中小企業者（注1）又は農業協同組合等（注2）

（注1）中小企業者とは、(ア) 個人の場合は、常時使用する従業員の数が1,000人以下、(イ) 法人の場合は、資本若しくは出資の金額が1億円以下の法人、又は資本若しくは出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員が1,000人以下の法人をいいます。

（注2）農業協同組合等には中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び同連合会が含まれます。

[2] 指定事業

製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業、サービス業（物品賃貸業、娯楽業〈映画業を除く〉）及び性風俗関連特殊営業を除く。

[3] 対象設備

(ア) 機械・装置

(イ) 以下の要件に該当する特定の工具、器具及び備品

事務処理の能率化等に資する「電子計算機」又は「デジタル複合機」
製品の品質管理の向上に資する「測定工具及び検査工具」又は「試験又は測定機器」

(ウ) 一定のソフトウェア

(エ) 普通貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）

(オ) 内航船舶（ただし、取得価格の75%が対象）

（注）機械・装置は1設備160万円以上

電子計算機は複数台合計が120万円以上

デジタル複合機は1台あたりの取得価格が120万円以上

測定工具及び検査工具、試験又は測定機器は1台30万円以上かつ複数台合計が120万円以上

ソフトウェアは複数基合計70万円以上

[4] 措置の内容

取得価額の30%を初年度に特別償却することができます。なお、資本金3,000万円以下の中小企業者等及び農業協同組合等は取得価額の7%の税額控除（注1、注2）を選択することが可能です。

（注1）税額控除は、当期税額の20%を限度とし、控除限度超過額については、1年間の繰越しができます。

（注2）平成20年4月1日以後に締結するリース契約については、所有権移転外ファイナンス・リース取引についても資産の売買取引として取り扱われることに伴い、税額控除の適用対象となっています（特別償却の適用はあ

りません)。なお、従来の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「リース税額控除」は、平成20年3月31日以前に締結したリース契約に係るものについてのみ適用可能です(リース税額控除の廃止に伴う経過措置)。リース設備の取得価額の判定は、リース契約の期間内において支払うべき費用の総額(リース費用総額)によります。

[5] 期 間

平成26年3月31日までに行われる設備投資(租税特別措置法第10条の3、第42条の6、同法施行令第5条の5、第27条の6)

(2) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度

中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合に、取得価額の合計額が300万円に達するまでの全額の損金算入を行うことができます。

[1] 適用対象者

青色申告書を提出する中小企業者等

[2] 対象となる資産

取得価額が30万円未満の減価償却資産

[3] 措置の内容

取得価額の全額を損金算入できます。ただし、対象となる資産の取得価額の合計額は年間300万円が上限となります。

[4] 期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

(3) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

中小企業者等が、認定経営革新等支援機関等の経営改善指導等を受けて、その製作後事業の用に供されたことのない器具備品又は建設附属設備を取得し又は製作もしくは建設し指定事業の用に供した場合には、特別償却又は税額控除を行うことができます。

[1] 適用対象者

認定経営革新等支援機関等の経営改善指導等を受けた青色申告書を提出する中小企業者(注1)又は農業協同組合等(注2)

(注1)中小企業者とは、(ア)個人の場合は、常時使用する従業員の数が1,000人以下、(イ)法人の場合は、資本若しくは出資の金額が1億円以下の法人、又は資本若しくは出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員が1,000人以下の法人をいいます。

(注2)農業協同組合等には中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び同連合会、商店街振興組合が含まれます。

[2] 指定事業

卸売業、小売業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業、飲食店業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業、サービス業(教育・学習支援業、映画業、協同組合、他に分類されないサービス業(廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業・労働者派遣業、その他の事業サービス業))、農業、林業、漁業

[3] 対象となる資産

一の取得価額が 60 万円以上の一定の建物附属設備、一台又は一基の取得価額が 30 万円以上の一定の器具及び備品

[4] 措置の内容

取得価額の30%を初年度に特別償却することができます。なお、資本金3,000万円以下の中小企業者等及び農業協同組合等（以下、特定中小企業者等という。）は取得価額の7%の税額控除（注1、2）を選択することが可能です。（注1）税額控除は、当期税額の20%を限度とし、控除限度超過額については、1年間の繰越しができます。

（注2）リース契約については、所有権移転外ファイナンス・リース取引についても資産の売買取引として取り扱われるため、税額控除の適用対象となっています（特別償却の適用はありません）。リース設備の取得価額の判定は、リース契約の期間内において支払うべき費用の総額（リース費用総額）によります。

[5] 期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

6 試験研究促進のための特別措置

[1] 中小企業技術基盤強化税制（75 ペー

- ・風俗営業等を営む事業主ではないこと。

[2] 措置の内容

[1]の要件を満たす事業主は、雇用保険一般被保険者の増加人数1人当たり40万円の税額控除を受けることができます。

ただし、当期の法人税額または所得税額の10%（中小企業者等は20%）が限度になります。

[3] 手続の流れ

- (ア) 事業年度開始後2か月以内に、納税地を管轄するハローワークに雇用促進計画を提出。
- (イ) 事業年度終了後2か月以内に、納税地を管轄するハローワークに雇用促進計画の達成状況の確認を求める。
- (ウ) 達成状況の確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告。

【留意事項】

雇用促進計画は、本社・本店が、すべての雇用保険適用事業所分（連結納税制度を適用している法人の場合は、連結子法人を含む）をまとめて提出してください。

[4] 適用期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度（個人事業主の場合は、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの暦年）

[5] 詳細情報

厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/koyousokushinzei.html>

(2) 子育てサポート企業に対する税制優遇制度

[1] 対象者

くるみん税制の対象となる企業の要件は以下のとおりです。

(ア) 個人事業主の場合

平成24年1月1日から平成26年12月31日までに、次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定を受け、かつ、青色申告書を提出している個人事業主

(イ) 法人の場合

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に開始するいずれかの事業年度において、次世代法の認定に基づく認定を受け、かつ、青色申告書を提出している法人

(ウ) 連結決算を行っている法人

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に開始するいずれかの連結事業年度において、次世代法に基づく認定を受け、かつ、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人

※ 過去に認定を受けたことのある企業でも、上記期間内に新たに認定を受けた場合には対象となります。

※ 期間内に複数回認定を受けた場合には、最初の認定についてのみ対象となります。

[2] 対象設備

以下の(ア)に当てはまり、かつ、(イ)又は(ウ)に当てはまる建物及びその附属設備が割増償却の対象となります。

- (ア) 次世代法の認定を受けた日を含む事業年度終了日において、認定を受けた企業が所有し、その事業のために使用している建物及びその附属設備
- (イ) 認定を受ける対象となった一般事業主行動計画（行動計画）の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に、認定を受けた企業が取得した建物及びその附属設備で、その建設からその企業が取得するまでの間、事業用として使用されたことのないもの
- (ウ) 認定を受ける対象となった行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に認定を受けた企業が新築、増改築した建物及びその附属設備

- ※ 所有権が移転しないリース取引により取得したものを除きます。
- ※ 増改築の場合は、増改築のための工事を行ったことによって所有することとなった建物等の部分に限ります。

[3] 措置の内容

認定を受けた企業は、対象となる建物及びその附属設備について、対象となる1年度に限り、普通償却限度額の32%の割増償却ができます。

[4] 手続の流れ

割増償却は、次世代法に基づく認定を受けた際に交付される「基準適合一般事業主認定通知書」の写し等を添えて、税務署に申告してください。

- ※ 割増償却について、詳しくは税務署までお問い合わせください。

(3) 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却

[1] 適用要件

青色申告書を提出する事業主であり、かつ、以下のいずれかの要件を満たす事業主

- (ア) 従業員数に占める障害者数の割合が50%以上（※1）
- (イ) 雇用している障害者数が20人以上（※1）であり、かつ、従業員数に占める障害者数の割合が25%以上（※1）
- (ウ) 法定雇用率を達成している事業主で、基準雇用障害者数が20人以上（※2）であり、かつ、基準雇用障害者数に占める重度障害者の割合（※3）数の割合が50%以上（※2）

※1 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人とカウント（ダブルカウント）とし、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人とカウントします。

※2 基準雇用障害者数とは、ダブルカウントなしの障害者数の合計をいい、重度障害者数の割合とは、基準雇用障害者数に占めるダブルカウントなしの重度障害者数の割合をいいます。この場合、短時間労働者は1人を0.5カウントします。

※3 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者をいいます。

[2] 措置の内容

先述した(ア)～(ウ)のいずれかの適用要件を満たす事業主が減価償却を行う際、その事業年度又はその前の5年以内に開始した各事業年度に取得・製作・建設した機械装置、工場用建物及びその附属設備並びに一定の車両運搬

具については、普通償却限度額の 24%（工場用建物及びその附属設備は 32%）の割増償却ができる。

[3] 適用期間

平成 26 年 3 月 31 日までの期間内に始まるいずれかの事業年度（※）

（※）個人事業主の場合は平成 26 年 12 月 31 日までの各年

(4) 障害者の「働く場」への発注促進税制

[1] 適用要件

青色申告書を提出する事業主であり、かつ、障害者の「働く場」への発注額が前年より増加している事業主

[2] 措置の内容

事業主が特例子会社や重度障害者多数雇用事業所、就労継続支援事業所等の障害者の「働く場」への発注金額を前年度より増加させた場合、当該発注金額の増加額に応じて、事業主が有する固定資産（現事業年度を含む 3 年以内に取得した資産）を割り増しして償却することができる。

[3] 適用期間

平成 20 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

（※）個人事業主の場合は平成 21 年 1 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日

(5) 障害者を多数雇用する事業所に係る不動産取得税・固定資産税の課税の特例

[1] 適用要件

以下の要件をすべて満たす事業主

- (ア) 障害者雇用割合が 50%以上、かつ、20 人以上障害者を雇用（※ 1）
- (イ) 「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」又は「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」を受給し、事業用施設（作業の用に供するものに限る。）を取得（※ 2）

※ 1 短時間労働者を除く重度障害者は 1 人を 2 人とカウントとし、重度以外の障害者である短時間労働者は 1 人を 0.5 人とカウントします。

※ 2 障害者の雇用の促進等に関する法律第 49 条第 1 項第 6 号の「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」及び雇用保険法施行規則第 118 条の 3 第 1 項の「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」をいう。

[2] 措置の内容

(ア) 不動産取得税

平成 27 年 3 月 31 日までの間に取得し、引き続き 3 年以上事業の用に供する事業用施設については、当該税額から取得価額の 10 分の 1 に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。

(イ) 固定資産税

平成 27 年 3 月 31 日までの間に取得した、事業用家屋（取得から当初 5 年度分に限る。）については、課税標準となるべき価額の 6 分の 1 に相当する額に税率及び障害者雇用割合を乗じて得た額を税額から減額する。

[3] 適用期間

平成 27 年 3 月 31 日までの間

8 省エネルギー対策や新エネルギー導入等のための特別措置

省エネルギー対策や新エネルギー導入等に対する設備投資を推進するため、金融上の助成措置に加えて、税制面においても税額控除制度等の優遇措置が講じられています。

(1) エネルギー環境負荷低減推進設備投資促進税制（グリーン投資減税）

省エネ効果、CO₂削減効果の高い設備に対する投資を促進し、低炭素社会の構築に向けた成長につなげることを目的にした「エネルギー環境負荷低減推進設備投資促進税制」が平成23年6月30日から実施されています。

[1] 対象者

青色申告書を提出する個人又は法人

[2] 対象設備（企業規模にかかわらず利用可能）

新エネルギー利用設備等（太陽光発電設備、風力発電設備等）

熱電併給型動力発生装置（コージェネレーション設備）

二酸化炭素排出抑制設備等*（LED、蓄電池、ハイブリッド建設機械、電気自動車等）

エネルギー使用制御設備（PC、可変風量制御装置等）

*対象設備がグリーン投資減税設備の同等かそれ以上であることを証明する制度を御利用いただけます。

[3] 措置の内容

初年度に取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除（当期税額の20%を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができます。また、中小企業者等（（5）（1）[1]（注）青色申告書を提出する中小企業者又は農業協同組合等）以外は税額控除を選択することはできません。）

太陽光発電設備及び風力発電設備については、平成24年5月29日から平成27年3月31日までの間に、固定価格買取制度の認定を受けた設備であって、かつ、一定の規模以上の設備を取得した場合に限り、初年即時償却ができます。

[4] 適用期間

平成23年6月30日から平成28年3月31日まで（太陽光発電設備、風力発電設備以外）

平成24年5月29日から平成27年3月31日まで（太陽光発電設備、風力発電設備）

（租税特別措置法第10条の2の2、第42条の5、同法施行令第5条の4、第27条の5）

[5] 詳細情報

資源エネルギー庁ホームページをご覧ください。

<http://www.enecho.meti.go.jp/greensite/green/index.html>

9 公害防止・リサイクルのための特別措置

(1) 一般公害防止用設備の特別償却

公害その他これに準ずる公共の災害防止に資する機械その他の設備のうち、財務大臣が指定する新規の機械その他の設備を指定した期間内に取得し、事業の用に供した場合、事業の用に供した事業年度において、普通償却限度額のほか、以下のような特別償却ができます。（租税特別措置法第11条、第43条、同法施行令第5条の10、第28条）

[1] 対象者

青色申告書を提出する法人又は個人

[2] 対象設備

特別償却の対象となる設備は、財務省告示により、次のものが指定されています。

機械装置：指定物質回収設備（中小企業者等が新增設をする指定物質の回収の用に供される装置を含むドライクリーニング機に限る）

(注) 1. 制度の対象となるために一定の性能要件の具備を必要とする場合があります。

2. 平成24年度税制改正により、公害防止用設備の特別償却制度について、PCB汚染物等無害化処理用設備及び石綿含有廃棄物等無害化処理用設備を対象から除外しています。

[3] 措置の内容

初年度に取得価額の8%の特別償却

[4] 適用期間

平成26年3月31日まで

(2) 公害防止施設の耐用年数

公害防止施設の耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第五「公害防止用減価償却資産の耐用年数表」において、構築物は18年、機械装置は5年の耐用年数に定められています。

（所得税法施行令第129条、法人税法施行令第56条、減価償却資産の耐用年数等に関する財務省令）

(3) 固定資産税の軽減

[1] 次に掲げる施設又は設備のうち、平成26年3月31日（(オ)に掲げるものにあつては平成27年3月）までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価額の3分の1（(イ)(ウ)(カ)に掲げるものにあつては2分の1、(オ)に掲げるものにあつては4分の3又は3分の2～6分の5内で市町村の条例で定める割合）の額に軽減されます。（地方税法附則第15条第2項）

(ア) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設（総務省令で定めるもの）

(イ) 大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出等される指定物質の排出抑制施設（総務省令で定めるもの）

- (ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場（総務省令で定めるもの）
- (エ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設（総務省令で定めるもの）
- (オ) 下水道法第 12 条第 1 項又は第 12 条の 11 第 1 項に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設（総務省令で定めるもの）
- (カ) 土壌汚染対策法第 2 条第 1 項に規定する特定有害物質による汚染を除去するための施設（総務省令で定めるもの）

(4) 事業所税の特例

事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理等その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で、次に掲げるもののうち [1] ～ [5] については、資産割に係る事業所税の課税標準となるべき価額は 4 分の 1 の額に、[6] については、資産割に係る事業所税の課税標準となるべき価額は 4 分の 1 及び従業者割に係る事業所税の課税標準となるべき価額は 2 分の 1 の額に軽減されます。（地方税法第 701 条の 41 第 1 項第 3 号及び第 4 号、同法施行令第 56 条の 53 及び第 56 条の 53 の 2、同法施行規則第 24 条の 11）

- [1] 水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設又は同条第 3 項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法第 12 条第 1 項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設（総務省令で定めるもの）
- [2] 大気汚染防止法第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第 5 項に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される同条第 4 項に規定する揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設（総務省令で定めるもの）
- [3] 大気汚染防止法附則第 9 項に規定する指定物質排出施設から排出等される指定物質の排出抑制施設（総務省令で定めるもの）
- [4] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設及び同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設（総務省令で定めるもの）
- [5] ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設（総務省令で定めるもの）
- [6] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項若しくは第 6 項若しくは第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項の規定による許可又は同法第 15 条の 4 の 2 第 1 項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業等の用に供する施設

10 エンジェル税制

一定の要件を満たすベンチャー企業に対して、個人投資家が投資を行った時点と、当該株式を譲渡等した時点において、所得税の減税を受けることができる制度です。また、民法組合・投資事業有限責任組合経由の投資やグリーンシート銘柄への投資についても本税制の対象となります。

(1) 対象となるベンチャー企業・個人投資家の要件

【対象となるベンチャー企業の要件】

- [1] 創業（設立）10年未満※1の中小企業者であること
- [2] 新規性要件※2を満たすこと
- [3] 外部（特定の株主グループ以外）からの投資を1/6以上取り入れている会社であること
- [4] 大規模法人（資本金1億円超等）及び当該大規模法人と特殊の関係（子会社等）にある法人の所有に属さないこと
- [5] 未登録・未上場の株式会社で、風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと

【対象となる個人投資家の要件】

- [1] 金銭の払込により、対象となる企業の株式を取得していること
- [2] 投資先ベンチャー企業が同族会社※3である場合には、持株割合等が大きいものから第3位までの株主グループの持株割合等を順に加算し、その割合がはじめて50%超になる時における株主グループに属していないこと

※1 下記「措置の内容」の内、優遇措置Aの対象となるのは創業（設立）3年未満のベンチャー企業となります。

※2 新規性要件については、ベンチャー企業の設定経過年数で異なりますので、詳細は次のURLをご覧ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/angel/subject/index.html>

※3 同族会社とは、その会社の3人以下の株主（及びその親族やその関係会社等）が、当該企業の株式又は議決権を50%超保有している会社を指します。

(2) 措置の内容

【対象となるベンチャー企業へ投資した年に受けられる所得税減税】

※以下のAとBの優遇措置のいずれかを選択できます。

優遇措置A

(ベンチャー企業への投資額－2,000円)を、その年の総所得金額から控除
※控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方

優遇措置B

ベンチャー企業への投資額全額を、その年の他の株式譲渡益から控除
※控除対象となる投資額の上限なし

【対象となるベンチャー企業株式を売却した年に受けられる所得税減税（売却損失が発生した場合）】

未上場ベンチャー企業株式の譲渡等により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算（相殺）できるだけでなく、その年に通算（相殺）しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算（相殺）することができます。

- ※ ベンチャー企業が上場しないまま、破産、解散等をして株式の価値がなくなった場合にも、同様に翌年以降3年にわたって損失の繰越ができます。
- ※ ベンチャー企業へ投資した年に上記優遇措置Aまたは優遇措置Bを受けた場合には、その控除対象金額を取得金額から差し引いて売却損失を計算します。

(3) 手続の流れ

- [1] ベンチャー企業が各地域の経済産業局に申請を行います。
- [2] 経済産業局より確認書の発行を受けたベンチャー企業は、個人投資家に確定申告で必要な書類を交付します。
- [3] 個人投資家は確定申告書に加えてベンチャー企業より交付された書類を添付し確定申告を行います。

(4) 申請時期

申請はいつでも可能です。また、郵送による申請や、事前相談も可能です。確認に必要な期間は原則1ヶ月以内です（通常の場合は2週間程度で確認可能）。

《問い合わせ先》

エンジェル税制利用相談窓口：各経済産業局（下記URL参照）

<http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/angel/contact/index.html>

制度全般に関するお問い合わせ：経済産業省新規産業室 03-3501-1569（直通）

1.1 その他の措置

(1) 中小企業倒産防止共済掛金の損金（経費）算入

取引先の倒産によって中小企業の連鎖倒産等を防止することを目的とした中小企業倒産防止共済法では、共済契約者が積み立てる掛金について損金（個人企業の場合は必要経費）算入が認められています。（租税特別措置法第28条第1項第2号、第66条の11第1項第2号、第68条の95）

(2) 中小企業退職金共済掛金等の損金（経費）算入

中小企業が従業員の退職給付金の原資に充てるため、一定の要件に該当する掛金（注）を拠出したときは、これを損金（個人企業の場合は必要経費）に算入します。

（注）一定の要件に該当する掛金とは、勤労者退職金共済機構又は特定退職金共済団体に対する退職金共済掛金をいう。

（法人税法施行令第135条、所得税法施行令第64条）

(3) 生命共済掛金の生命保険料控除への算入

共済事業を行う特定共済組合又は特定共済組合連合会と締結した生命共済に係る契約に基づいて支払った掛金については、生命保険料控除として、掛金の一定額について、所得控除が認められています。（所得税法第76条、同法施行令第210条）

(4) 商工組合中央金庫の抵当権の設定登記等に係る登録免許税の軽減

平成27年9月30日までの間に、商工組合中央金庫がその業務に係る債権を担保するために受ける抵当権（企業担保権を含む）の設定の登記又は登録についての登録免許税の税率は1,000分の3（通常1,000分の4）に軽減されます。（租税特別措置法附則第132条第7項）また、東日本大震災の被災者を対象として行

われる貸付等を担保するために受ける抵当権の設定の登記又は登録については、平成 28 年 3 月 31 日までの間、1,000 分の 2 等に軽減されます。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 41 条の 4）

（５） 信用保証協会の抵当権の設定登記等に係る登録免許税の軽減

平成 27 年 3 月 31 日までの間に、信用保証協会がその業務に係る債権を担保するために受ける抵当権（企業担保権を含む）の設定の登記又は登録についての登録免許税の税率は 1,000 分の 1.5（通常 1,000 分の 4）に軽減されます。（租税特別措置法第 78 条第 1 項）

（６） 信用保証協会に対する負担金の損金（経費）算入

信用保証協会に対し、その業務に係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、その支出した金額は、当該事業年度の所得金額の計算上、損金又は必要経費に算入されます。（租税特別措置法第 28 条、第 66 条の 11、同法施行令第 18 条の 4、第 39 条の 22）

1 2 税制に関する窓口及び相談機関

（１） 国税に関する窓口及び相談機関

国税庁及び全国 12 の国税局（事務所）に税務相談所が設置されており、国税に関する質問又は相談に応じています。苦情の申出や質問には別に決まった手続や形式はなく、口頭でも、手紙や電話でも、差し支えありません。このほか、各地の商工会議所や市町村役場などの協力によって、定期的又は臨時的に巡回相談所が開設され、国税一般についての相談に応じています。

（２） 地方税に関する窓口及び相談機関

都道府県や市町村には、その規模の大小に応じて、それぞれ税務部（課）を設け、税の相談に応じています。また、その出先機関として地方事務所又は税務事務所を設けて一部の事務を分掌しています。

（３） 商工会・商工会議所

商工会・商工会議所においては、地区内の小規模事業者の経営の改善を図るため、自ら税務相談に応じるほか、税務専門家を招いて講習会、研究会などの方法により、その指導業務を行っています。また、地元の青色申告会、法人会と協調して、最寄りの税務当局との間で懇談会などを開催し、税に関する情報交換の場を通じてその指導を行っています。

また、申告納付制度を円滑に運営するため、青色申告会、税理士会の協力を得て、地区内の小規模事業者が本来行うべき記帳から決算申告までの指導等も行っていきます。

第2節 個別の法律に基づく措置

1 独立行政法人中小企業基盤整備機構法関係の措置

(1) 団地造成事業のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

この制度は、事業協同組合等が独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づき高度化資金の貸付けを受けて造成する団地等で一定の要件を満たすものために土地等が買い取られる場合、土地等を譲渡した者の譲渡所得から1,500万円を特別控除するものです。

[1] 特別控除の対象となる団地造成事業の要件

- (ア) 処分予定価額が、土地の取得及び造成に要する費用、分譲に要する費用、当該事業に要する一般管理費並びにこれらの費用に充てるための借入金の利子の額の見積額の合計額以下であること
- (イ) 当該事業が都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであること
- (ウ) 事業協同組合等が高度化資金の融資を受けて造成事業を行うものであること
- (エ) 以上の要件に該当するものとして都道府県知事が指定したものであること

[2] 適用対象者[1]の要件に該当する事業協同組合等に土地等を譲渡した者

(租税特別措置法第34条の2、第65条の4)

(2) 固定資産税の課税標準の特例

事業協同組合等が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づき高度化資金の貸付けを受けて取得する共同利用に供する機械及び装置(1台又は1基330万円以上で取得価額の合計が500万円以上となるものに限る)に係る固定資産税の課税標準は、価格の2分の1に3年間軽減されます。(地方税法第349条の3第4項・同法施行令第52条の2の2)

(3) 事業所税の非課税

独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づき高度化資金の貸付けを受けて取得した高度化事業の用に供する工場、店舗等の施設に対する事業所税は非課税になります。
(地方税法第701条の34)

税 制

2 地域商店街活性化法関係の措置

土地等譲渡所得の特別控除(地域商店街活性化法関係)

個人又は法人の有する土地等が、本法の認定を受けた商店街活性化事業計画又は商店街活性化支援事業計画に基づく事業の用に供するため、商店街振興組合等に買い取られる場合、当該土地等の譲渡所得から、1,500万円が特別控除されます。(租税特別措置法第34条の2、第65条の4、同法施行令第22条の8、第39条の5)

3 中心市街地の活性化に関する法律関係の措置

土地等譲渡所得の特別控除

個人又は法人の有する土地等が、本法に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供するため、商店街振興組合や商工会議所等に買い取られる場合、当該土地等の譲渡所得から、1,500万円が特別控除されます。

(租税特別措置法第34条の2、第65条の4、同法施行令第22条の8、第39条の5)

4 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律関係の措置

商工会・商工会議所が行う支援事業に対する法人税の特例措置

商工会、商工会議所が法の認定を受けた事業計画に従って行う地域の小規模事業者に対する基盤施設事業（小規模事業者の事業の共同化等に寄与する施設を設置する事業）について、商工会、商工会議所等が自ら行う一定の事業（不動産貸付業及び情報提供事業）については法人税法の収益事業から除外されます。（法人税法施行令第5条）

第2章 中小企業の会計

中小企業の会計ルールの普及に向けた取組

中小企業庁では、中小企業の財務諸表の質の向上を信用力向上のための重要な政策課題と位置付けて、中小企業の会計ルールの普及、啓発に努めております。

中小企業が、担保や保証に過度に頼らずに資金調達を行い、また、新たな取引先の信頼を確保するためには、財務諸表の質の向上が重要です。こうした観点から、中小企業庁では、平成14年6月に中小企業にふさわしく、また、過重とならない望ましい会計のあり方を検討し、「中小企業の会計に関する研究会報告書」を作成、公表しました。

これを引き継ぐものとして、平成17年8月に日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会の民間4団体が、「中小企業の会計に関する指針（以下、「中小指針」という。）」を策定、公表しました。その後、平成18年4月には会社法施行等に対応する改正、平成19年4月、平成20年5月、平成21年4月、平成22年4月、平成23年7月には企業会計基準の見直しを踏まえた改正を行い、中小企業庁も、法務省、金融庁とともに、指針の策定、改正にオブザーバーとして参加し、検討をサポートしました。

また、平成24年2月に公表された中小企業の実態に即した新たな会計ルールである「中小企業の会計に関する基本要領（以下、「中小会計要領」という。）」の検討に当たっては、金融庁とともに共同事務局を務め、策定主体である「中小企業の会計に関する検討会」をサポートしました。

また、中小企業庁は、従来から中小企業の会計ルールの普及、啓発に努めており、具体的には、以下のような取組を行っております。

1 リーフレット・パンフレットの作成・配布

「中小会計要領」を紹介するリーフレットや、「中小会計要領」や「中小指針」の内容を分かりやすく解説したパンフレットをそれぞれ作成・配布しています。これらのリーフレットやパンフレットは中小企業庁のホームページから無料でダウンロードや郵送のご請求ができます。

(<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/index.htm>)

2 中小企業経営者や経理担当者等に対するセミナーの実施

中小企業基盤整備機構等において、中小企業経営者や経理担当者等に対し、財務・管理会計の理解が深まる「会計啓発・普及セミナー」などを実施しています。

3 信用保証協会の割引制度及び金融機関の融資商品

信用保証協会では、平成25年4月から、「中小会計要領」を適用して財務諸表を作成したことを税理士（もしくは税理士法人）又は公認会計士が確認した中小企業に対して、保証料率を0.1%割引する制度を開始しました。

また、日本政策金融公庫（国民生活事業）でも「中小会計要領」や「中小指針」を適用する中小企業に対して、貸付利率を0.2%引き下げする制度を取り扱っています。

日本政策金融公庫（中小企業事業）では、「中小会計要領」や「中小指針」を適用した計算書類の作成及び期中における資金計画管理等の会計活用を目指す中小企業に対し、優遇利率（基準利率－0.4%）で貸付を行う融資制度を取り扱っています。

第3章 中小企業の事業承継

第1節 中小企業の事業承継を取りまく現状

中小企業の事業承継の円滑化は、雇用確保や地域経済に資するものとして大変重要です。特に、近年、中小企業の経営者の高齢化が進んでおり、事業承継の円滑化は喫緊の政策課題となっております。

1 中小企業の事業承継について

中小企業は、地域経済の活力を維持するとともに、雇用全体の維持・拡大を支えるなど、我が国経済の基盤を形成する存在であり、その事業を次世代へと円滑に承継していくことが極めて重要な課題であります。しかし、多くの中小企業においては、実質的に所有と経営が一致しており、経営の承継に伴って、(1)民法上の遺留分による制約、(2)資金調達の困難性、(3)相続税・贈与税負担といった様々な課題が発生しております。

(1) 遺留分*による制約

後継者が安定的に経営を行っていくためには、先代経営者が保有する自社株式や事業用資産を後継者が円滑に承継することが重要です。しかし、後継者に安定的な経営を行わせるために自社株式等の全部を後継者に承継させようとしても、後継者以外の相続人の遺留分減殺請求権の行使によって、自社株式等が分散するおそれがあります。

※遺留分とは、相続人の生活の安定や最低限度の相続人間の公平を確保するために、兄弟姉妹及びその子以外の相続人が有する最低限の相続の権利。

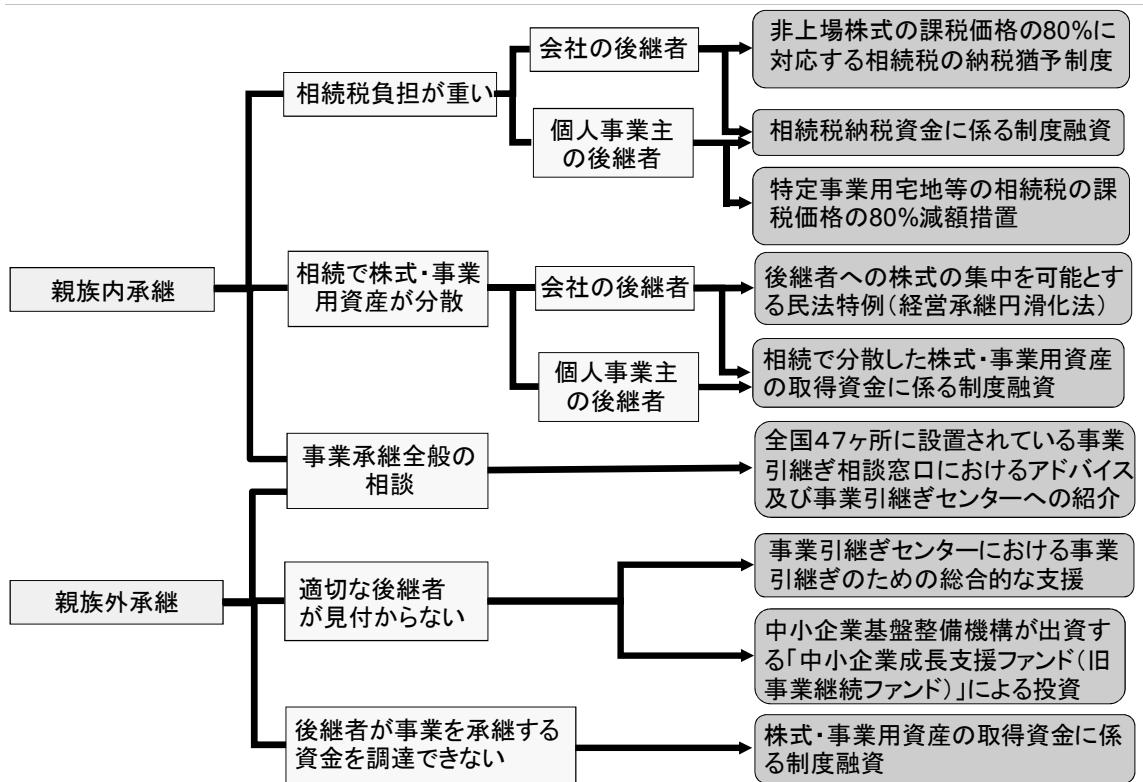
(2) 事業承継時の資金調達の困難性

事業承継に際しては、経営者の交代に伴い金融機関に対する信用力の低下が生じる可能性が高いとともに、後継者や会社による自社株式の取得等の場面において、様々な資金ニーズが生じることとなります。

(3) 事業承継に際しての贈与税・相続税負担

先代経営者の相続開始に伴い、自社株式や事業用資産を相続した後継者に多額の相続税が課せられる可能性があり、後継者が納税資金としての現預金を十分に保持していないケースがあります。また、仮に納税資金に見合うだけの現預金がある場合であっても、中小企業経営者の多くは会社の債務について個人保証しており、相続税の負担は中小企業経営者にとって、事業承継の大きな障害と言えます。また、相続のみならず、計画的な生前贈与も事業承継には重要であります。この贈与税の負担についても大きな障害となっております。

図表 3-3-1 事業承継施策の体系図



第2節 事業承継円滑化のための施策

中小企業の事業承継円滑化に向けて以下のとおり総合的支援策に取り組んでおります。

1. 「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の成立

前節の問題に対応するため、平成20年5月に事業承継円滑化のための総合的支援策の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下、経営承継円滑化法）」が成立、同年10月1日から施行されました（民法の特例に関する規定は平成21年3月1日から施行）。そして、平成21年の通常国会に税法の一部改正案が提出され、経営承継円滑化法における経済産業大臣の認定を受けた中小企業の株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度が創設されました。

《参照先》中小企業庁ホームページ（「トップページ」→「財務サポート」→「事業承継」）

・事業承継のページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>

・経営承継円滑化法申請マニュアル

http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2008/080917shokei_manual.htm

（1）相続税及び贈与税の納税猶予制度

平成21年度税制改正において、非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度を創設。本法律の省令（「経営承継円滑化法施行規則」）において、事業承継税制の適用のベースとなる要件を規定。（詳細は上記の中小企業庁ホームページを参照）

（2）遺留分に関する民法の特例

一定の要件を満たす中小企業者（非上場会社）の後継者が、先代経営者の生前に、先代経営者の遺留分権利者全員との間で、次の[1]又は[2]を内容とする合意をし、所要の手續（経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可）を経ることによって、遺留分に関する民法の規定にかかわらず、当該合意の効力が発生します。

[1] 後継者が先代経営者からの贈与等により取得した自社の株式又は持分（以下、「株式等」という。）について、遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと。

[2] 後継者が先代経営者からの贈与等により取得した株式等について、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を合意の時における価額（弁護士、公認会計士、税理士等の証明が必要）とすること。

これらの特例の適用を受けることにより、先代経営者の相続開始後に後継者が取得した株式等に対して遺留分減殺請求が行われ、当該株式等が分散することによって中小企業の経営が不安定化するリスクを未然に防止することが可能となります。（詳細は上記の中小企業庁ホームページを参照）

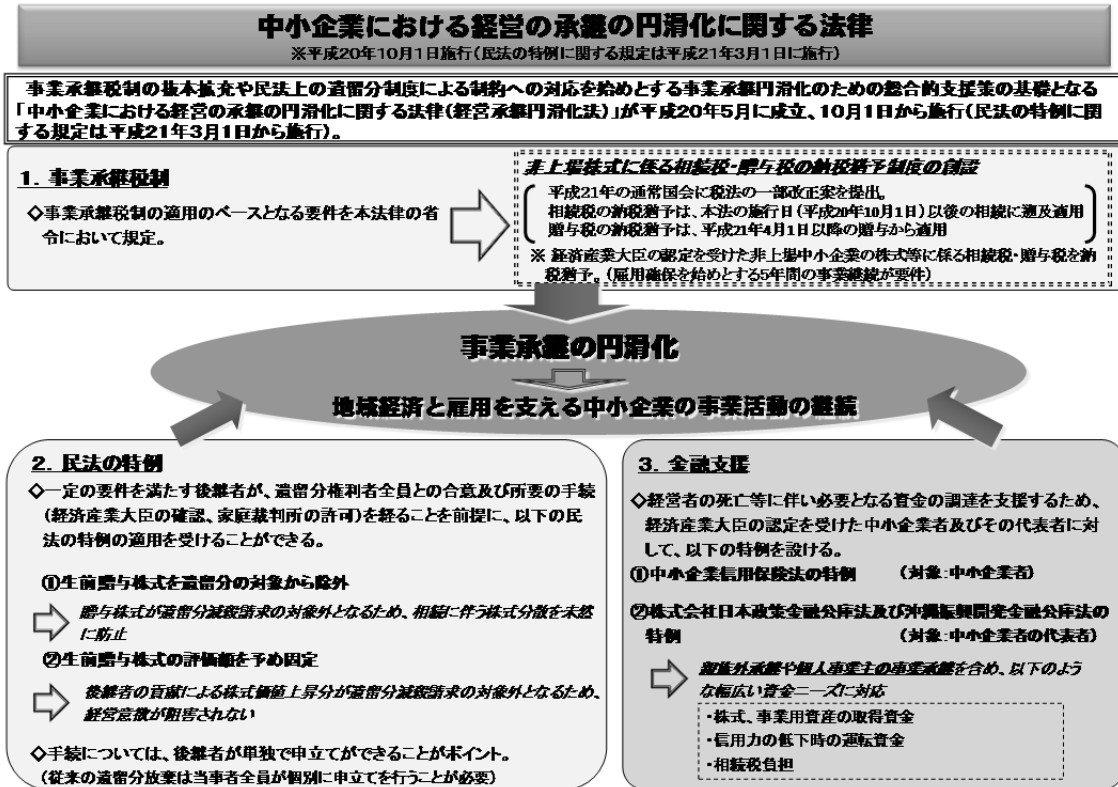
(3) 金融支援

代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じていると認められる中小企業者が、経済産業大臣の認定を受けた場合において、以下の支援措置を講じます。

- [1] 当該中小企業者の資金の借入れに関し、中小企業信用保険法に規定する普通保険（2億円）、無担保保険（8,000万円）、特別小口保険（1,250万円）をそれぞれ別枠化とすることが可能です。
- [2] 当該中小企業者の代表者に対して、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が必要な資金の貸付けを可能とします。（法人としての中小企業者又は個人事業主等は本特例がなくとも株式会社日本政策金融公庫等から融資を受けることが可能です。）

これらの支援措置により、親族外承継（MBO・EBO）や個人事業主の事業承継を含め、法人・個人事業主、親族内外を問わず、事業承継に際しての幅広い資金ニーズに対応することが可能となります。（詳細は上記の中小企業庁ホームページを参照）

図表 3-3-2 経営承継円滑化法の概要



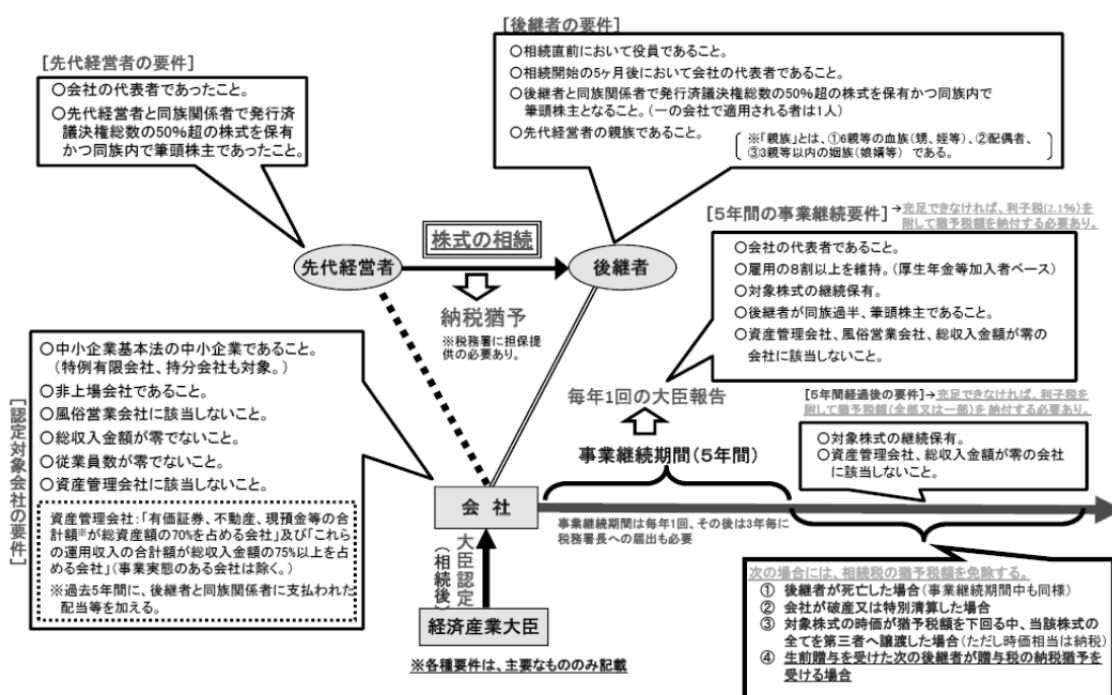
事業承継

2 事業承継に関する税制

(1) 非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例

後継者である相続人等が、相続等（相続又は遺贈をいう。）により、「経営承継円滑化法」に基づき経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を被相続人（先代経営者）から取得し、その会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等（相続等の前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済完全議決権株式等の総数の3分の2に達するまでの部分に限る。）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

図表 3-3-3 相続税の納税猶予制度の概要



事業承継

(2) 相続税の納税猶予制度の基本的な手続及び適用要件の概要

【基本的な手続の流れ】

[1] 相続開始後＝経済産業大臣の認定

「経営承継円滑化法」に基づき、会社の要件、後継者（相続人等）の要件、先代経営者（被相続人）の要件を満たしていることについての「経済産業大臣の認定」（注）を受けることが必要です。

（注）相続開始後8カ月以内に各地域の経済産業局へ申請を行う必要があります。

[2] 認定取得後～相続税の申告期限まで＝申告書の作成・提出

この特例の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

(注) 相続があったことを知った日(通常は被相続人が死亡した日)の翌日から10カ月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に相続税の申告をする必要があります。特例の適用を受ける非上場株式等のすべてを担保として提供した場合には、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

【適用要件の概要】

[1] 先代経営者（被相続人）の要件

- (ア) 会社の代表者であったこと
- (イ) 先代経営者と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、その同族関係者内で筆頭株主であったこと 等

[2] 後継者（相続人）の要件

- (ア) 先代経営者の親族であること
 - (注) 「親族」の範囲は、(1)6親等内の血族、(2)配偶者、(3)3親等内の姻族です。
- (イ) 相続開始の直前において対象会社の役員であったこと
- (ウ) 後継者と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、その同族関係者内で筆頭株主となること（1つの会社で納税猶予の適用を受けられる者は1人）
- (エ) 相続のあった日の翌日から5カ月を経過する日に会社の代表者であること 等

[3] 対象会社の要件

- (ア) 中小企業基本法の中小企業であること（特例有限会社、持分会社も対象）
- (イ) 非上場会社であること
- (ウ) 資産管理会社に該当しないこと
 - (注) 「資産管理会社」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が総資産の帳簿価額の総額の70%以上の会社やこれらの特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社をいいます（ただし一定の事業実態のある会社は除かれます）。
- (エ) 従業員数が1名以上であること 等
 - (注) 対象会社又はそれと支配関係がある法人が、外国会社（対象会社の特別子会社に該当するものに限る）の株式等を有する場合にあっては5名以上です。

[4] 経済産業大臣の認定

上記の各要件に該当しているか否か審査の上、経済産業大臣が認定をします。認定の申請は「相続開始の日の翌日から8カ月を経過する日」までに各地域の経済産業局に対して行います。

(注) 相続税の納税猶予の適用を受けるためには、認定時に交付される「認定書」とその他の必要書類を添付して、税務署に相続税の申告を行う必要があります。

[5] 事業継続期間（5年間）の要件

相続税の申告期限から5年間、事業を継続する必要があります。

- (ア) 認定を受けた会社の代表者であること
- (イ) 雇用（従業員数）の8割以上を維持すること
 - (注) 「従業員数」は、厚生年金保険及び健康保険加入者をベースに判定します。
- (ウ) 相続した対象株式を保有していること 等
 - (注) 組織再編（合併、株式交換等）を行った場合においても、実質的に事業の継続がなされているものとして一定の要件を満たす場合には、認定は継続されます。

・事業継続期間中は毎年1回、報告基準日（相続税の申告期限から1年を経過するごとの日）の翌日から3カ月以内に経済産業局に対して所定の報告書を提出する必要があります。また、税務署に対しても別途「継続届出書」の提出が必要となっています（事業継続期間中は毎年1回、期間経過後は3年に1回となります）。

[6] その後（事業継続期間の経過後）の取扱い

納税猶予の対象株式を継続保有等していれば、納税猶予は継続されます。また、次の場合には、猶予されている相続税の全部又は一部の納付が免除されま
す（税務署に一定の申請等を行う必要があります）。

- (ア) 当該経営者（後継者）が死亡した場合
- (イ) 会社が破産又は特別清算した場合
- (ウ) 対象株式の時価が猶予税額を下回る中、当該株式の全部の譲渡を行った場合（ただし、その時価を超える猶予税額のみ免除）
- (エ) 次の後継者に対象株式を贈与し、その後継者が取得した株式につき「贈与税の納税猶予の特例」の適用を受ける場合

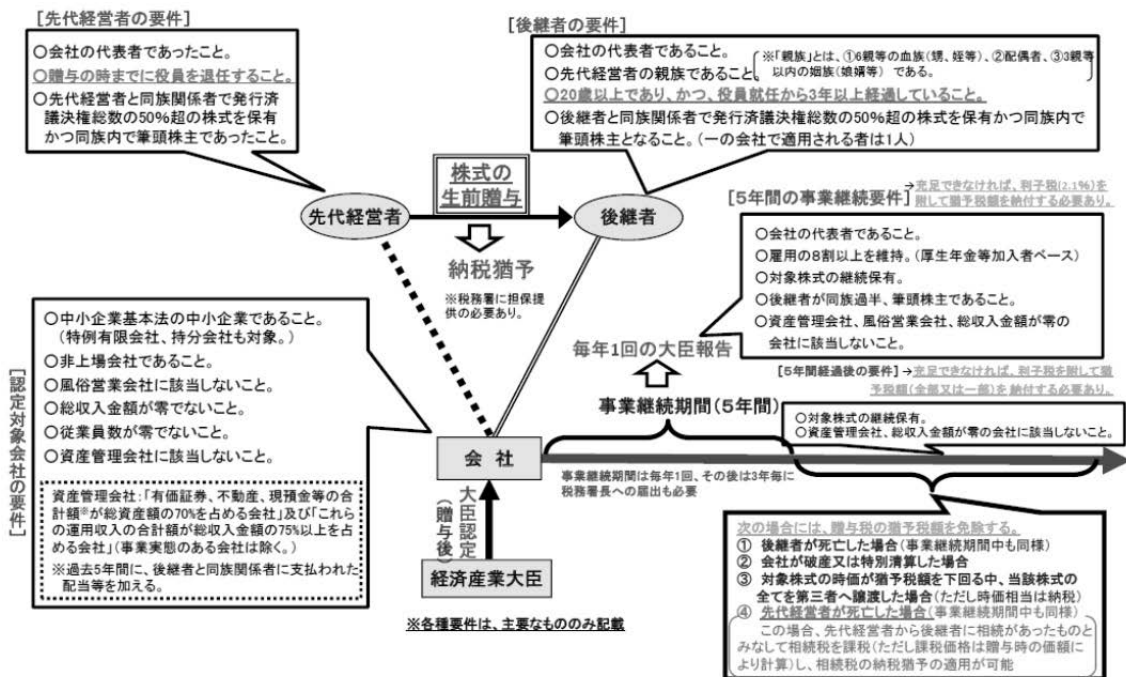
※手続等の詳細は中小企業庁ホームページにある「経営承継円滑化法申請マニュアル」をご覧ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2008/080917shokei_manual.htm

(3) 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例

後継者である受贈者が、贈与により、「経営承継円滑化法」に基づき経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を親族（先代経営者）から全部又は一定以上取得し、その会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等（贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済完全議決権株式等の総数の3分の2に達するまでの部分に限る。）に対応する贈与税の全額の納税が猶予されます。

図表3-3-4 贈与税の納税猶予制度の概要



(4) 贈与税の納税猶予制度の基本的な手続及び適用要件の概要

【基本的な手続の流れ】

[1] 贈与後＝経済産業大臣の認定

この特例の適用を受けるためには、贈与により、先代経営者である贈与者から、全部又は一定以上の非上場株式等を取得する必要があります。贈与を受けた後、「経営承継円滑化法」に基づき会社の要件、後継者（受贈者）の要件、先代経営者（贈与者）の要件を満たしていることについての「経済産業大臣の認定」（注）を受けてください。

(注) 贈与を受けた年の翌年の1月15日までに各地域の経済産業局へ申請を行う必要があります。

[2] 認定取得後～贈与税の申告期限まで

この特例の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書及び一定の書類を税務

署へ提出するとともに、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

(注) 贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、受贈者の住所地の所轄税務署に贈与税の申告をする必要があります。特例の適用を受ける非上場株式等のすべてを担保として提供した場合には、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。なお、担保の提供方法などについては、税務署にお尋ねください。

【適用要件の概要】

[1] 先代経営者（贈与者）の要件

- ・会社の代表者であったこと
- ・役員を退任すること
- ・先代経営者と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、その同族関係者内で筆頭株主であったこと 等

[2] 後継者（受贈者）の要件

- ・先代経営者の親族であること
(注)「親族」の範囲は、(1)6親等内の血族、(2)配偶者、(3)3親等内の姻族です。
- ・会社の代表者であること
- ・20歳以上であり、かつ、役員就任から3年以上経過していること
- ・後継者と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、その同族関係者内で筆頭株主となること（1つの会社で納税猶予の適用を受けられる者は1人） 等

[3] 対象会社の要件

- ・中小企業基本法の中小企業であること（特例有限会社、持分会社も対象）
- ・非上場会社であること
- ・資産管理会社に該当しないこと
(注)「資産管理会社」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が総資産の帳簿価額の総額の70%以上の会社やこれらの特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社をいいます（ただし一定の事業実態のある会社は除かれます）。
- ・従業員数が1名以上であること 等
(注)対象会社又はそれと支配関係がある法人が、外国会社（対象会社の特別子会社に該当するものに限る）の株式等を有する場合にあつては5名以上です。

[4] 経済産業大臣の認定

上記の各要件に該当しているか否かを審査の上、経済産業大臣が認定をします。認定の申請は「贈与を受けた年の翌年の1月15日」までに各地域の経済産業局に対して行います。

(注) 贈与税の納税猶予の適用を受けるためには、認定時に交付される「認定書」とその他の必要書類を添付して、税務署に贈与税の申告を行う必要があります。

[5] 事業継続期間（5年間）の要件

贈与税の申告期限から5年間、事業を継続する必要があります。具体的には以下のとおりです。

- (ア) 認定を受けた会社の代表者であること
- (イ) 雇用（従業員数）の8割以上を維持すること
(注)「従業員数」は、厚生年金保険及び健康保険加入者をベースに判定します。

(ウ) 贈与を受けた対象株式を保有していること 等

(注) 組織再編(合併、株式交換等)を行った場合においても、実質的に事業の継続がなされているものとして一定の要件を満たす場合には、認定は継続されます。

- ・事業継続期間中は毎年1回、報告基準日(贈与税の申告期限から1年を経過するごとの日)の翌日から3カ月以内に経済産業局に所定の報告書を提出する必要があります。また、税務署に対しても別途「継続届出書」の提出が必要となっています(事業継続期間中は毎年1回、期間経過後は3年に1回となります)。

[6] その後(事業継続期間の経過後)の取扱い

納税猶予の対象株式を継続保有していれば、納税猶予は継続されます。また、贈与税の猶予税額の免除要件は、相続税の猶予税額の免除要件に加えて、「先代経営者(贈与者)の死亡」が含まれています。

(注) 「先代経営者(贈与者)」が死亡した場合には、先代経営者から後継者に当該株式の相続があったものとみなされて、相続税が課税されます(ただし、株式の相続税評価額は贈与時の価額により計算)。

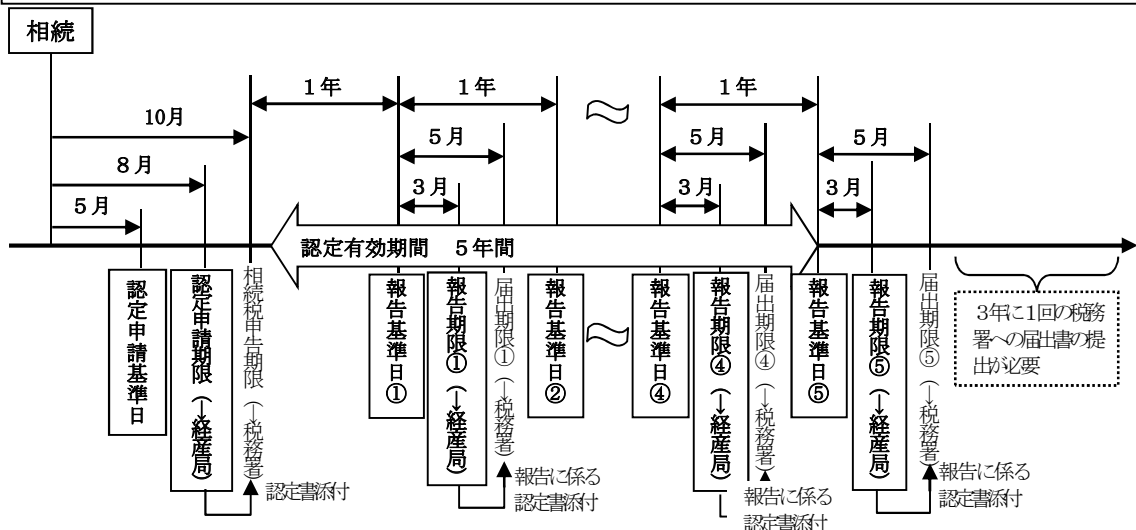
なお、この際、「経済産業大臣の切替確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、相続によって取得したとみなされた当該株式について相続税の納税猶予の適用を受けることが可能です。

※ 手続等の詳細は中小企業庁ホームページにある「経営承継円滑化法申請マニュアル」をご覧ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2008/080917shokei_manual.htm

図表 3-3-5 相続税の納税猶予を受けるための基本的手続

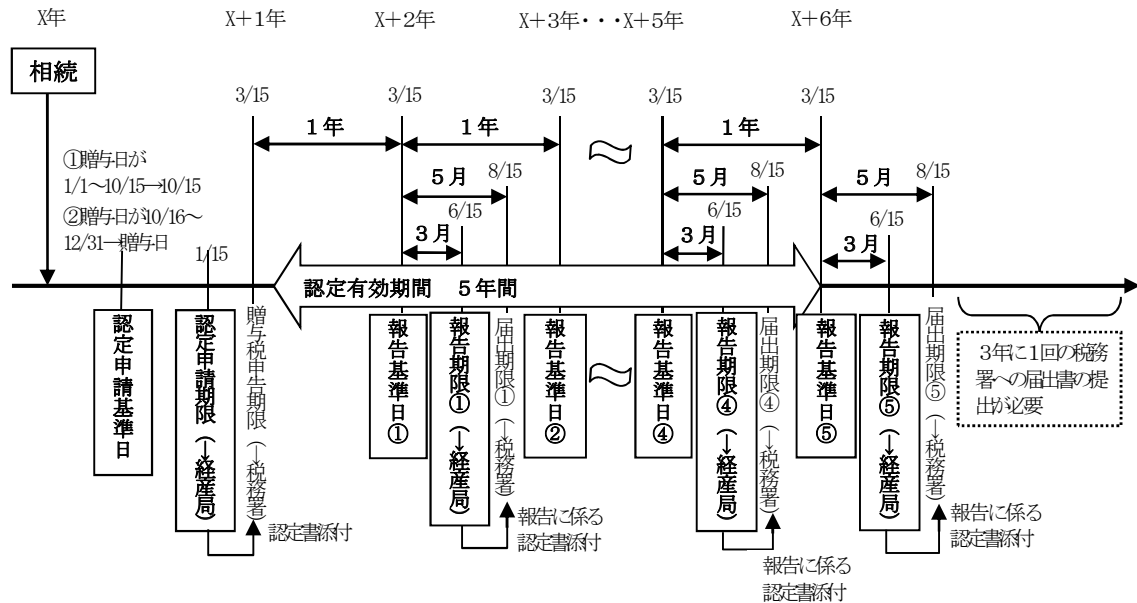
- 相続開始の日の8月を経過する日が、経済産業局への認定の申請期限。
- 認定申請基準日(相続開始の日の5月を経過する日)以後、後継者が代表者であること、「会社が資産保有型会社でないこと」等を判定。
- 相続税の納税猶予の適用を受けるためには、認定時ご交付された認定書とその他の必要書類を添付して、相続税の申告を行うことが必要。
- 事業継続期間(認定の有効期間)は、相続税申告期限から5年間。この間は、報告基準日(申告期限から1年を経過するごとの日)を基準とした事業継続の状況等についての報告書を、報告基準日の翌日から3月以内に経済産業局に提出。
この報告時ご交付される「要件ご該当する旨」の確認書とその他の必要書類を添付して、報告基準日から5月以内に税務署に届出書を提出することが必要。
- 5年間の事業継続期間の経過後は、3年に1回、税務署への届出書とその他の必要書類の提出が必要。ただし、経済産業局への報告は必要なし。



事業承継

図表 3-3-6 贈与税の納税猶予を受けるための基本的手続

- 贈与の日の属する年の翌年の1月15日が、総務省への認定の申請期限
- 認定申請基準日（贈与の日が1月1日～10月15日の場合は10月15日、贈与の日が10月15日～12月31日の場合はその贈与の日）以後、「会社が営業呆有型会社等でないこと」等を判定
- 贈与税の納税猶予の適用を受けるためには、認定時で交付された認定書とその他の必要書類を添付して、贈与税の申告を行うことが必要
- 事業継続期間（認定の有効期間）は、贈与税申告期限（すなわち3月15日）から5年間。この間は毎年3月15日（報告基準日）を基準とした事業継続の状況等についての報告書を、報告基準日の翌日から3月以内（6月15日まで）に総務省へ提出。
この報告時で交付される「要中該当する旨」の確認書とその他の必要書類を添付して、報告基準日から5月以内（8月15日まで）に税務署へ届出書を提出することが必要
- 5年間の事業継続期間の経過後は、3年に1回、税務署への届出書とその他の必要書類の提出が必要。ただし、総務省への報告は不要。



(5) その他の事業承継に関する税制

詳しくは第1章「中小企業関連税制」、または、「上手に使おう！中小企業税制33問33答」*を参照してください。事業承継をスムーズに行うための税制等について、次のようなものがあります（前述含む）。特に相続税の負担の有無や額を予め押さえておくと、事業承継計画が立てやすくなります。

* 「上手に使おう 中小企業税制33問33答」

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

- ・ 暦年課税制度
- ・ 相続時精算課税制度
- ・ 非上場株式等についての相続税の納税猶予制度(前述)
- ・ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度(前述)
- ・ 小規模宅地等を相続する場合の特例措置
- ・ 取引相場のない株式の評価方法
- ・ 種類株式の評価方法
- ・ 自社株のみなし配当課税の特例
- ・ 相続税の延納・物納

3 中小企業の事業引継ぎ支援体制の整備

中小企業の事業引継ぎ^(注)支援体制の整備を行うため、平成23年7月1日から、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づき47都道府県に設置されている認定支援機関において、中小企業の事業の存続について相談に対応する「事業引継ぎ相談窓口」が設置されました。

「事業引継ぎ相談窓口」では、事業の存続に悩みを抱える中小企業の方の相談を受けるとし、その相談する中小企業の状況に応じ、事業引継ぎ、再生、廃業、事業承継等適切なアドバイスをを行います。

その上で、事業引継ぎを中小企業が希望し、事業引継ぎの見込みが高いと思われる場合には、認定支援機関に設置される「事業引継ぎ支援センター」（北海道、宮城、東京、静岡、愛知、大阪、愛媛、福岡の計8箇所）に設置済み。今後支援体制が整った地域から順次立ち上げ予定）へ中小企業の相談内容をつなぎ、センターで専門家が具体的な事業の引継ぎへの支援を行います。

なお、相談に来る中小企業の方の相談内容が漏洩することのないよう、相談に当たる認定支援機関の役職員には守秘義務を課しています。

(注)「事業引継ぎ」とは、後継者不在などで事業活動を継続できない企業が、事業を他の企業に売却し、事業を引き継いでいただくことです。

《問い合わせ先》各都道府県に設置されている「事業引継ぎ相談窓口」まで

4 制度融資

法人・個人事業主、親族内承継・親族外承継を問わず、事業承継に際してのあらゆる資金ニーズに応えるため、中小法人の自社株式や事業用資産等の取得資金や後継者不在等の企業をM&A等により取得するための資金、後継者個人による経営安定化のための資金等に係る融資制度を取り扱っています。

《問い合わせ先》 日本政策金融公庫（国民生活事業／中小企業事業）
事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

5 中小企業成長支援ファンド

民間の投資会社等が運営する投資ファンドに対して、中小企業基盤整備機構が出資（ファンド総額の1/2以内）を行うことで、ファンドの組成を促進し、新事業展開、転業、事業の再編、承継等により新たな成長・発展を目指す中小企業者を幅広く支援しています。

個別企業への投資は、各ファンドを運営する投資会社等が行います。

《問い合わせ先》中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 TEL 03-5470-1672

第4編 商業・物流サポート



「商業・地域」を示すベクトルは楕円を形作る循環線で表現。商業地域内の活性化は、人々が心をあわせ、お互いに働きかけを行うことが重要です。中小企業が商業や地域の活性化を支援する役割に位置することを中心においた丸オブジェクトで表現しています。

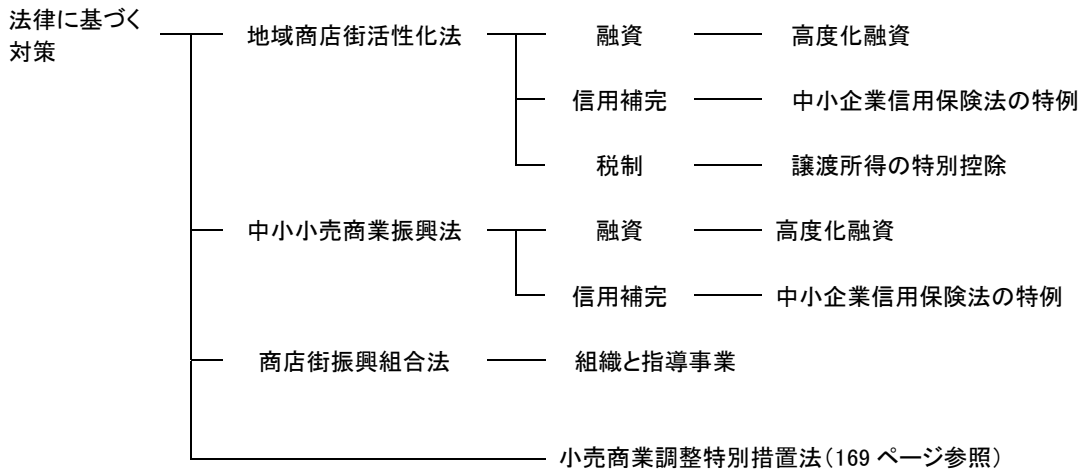
第4編 商業・物流サポート

第1節 中小商業の振興

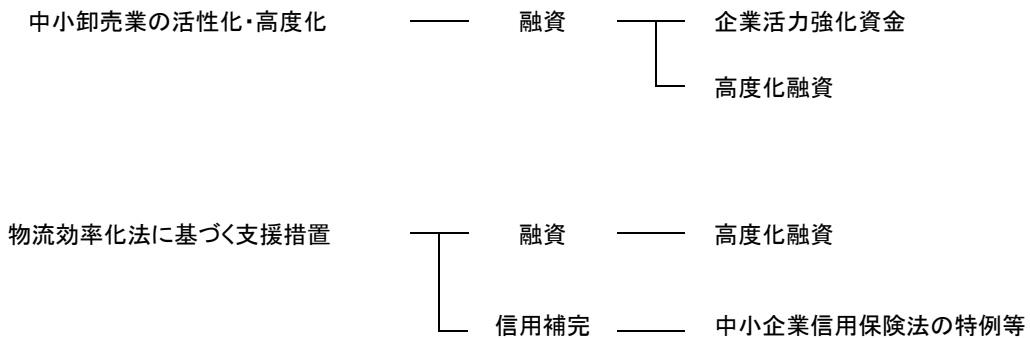
全国の中小事業者・商店街振興組合等が行う様々な事業について、補助金や融資等による支援を受けることができます。

図表4-1-1 中小商業振興対策の体系図

中小小売業振興対策



中小卸売業振興・物流効率化対策



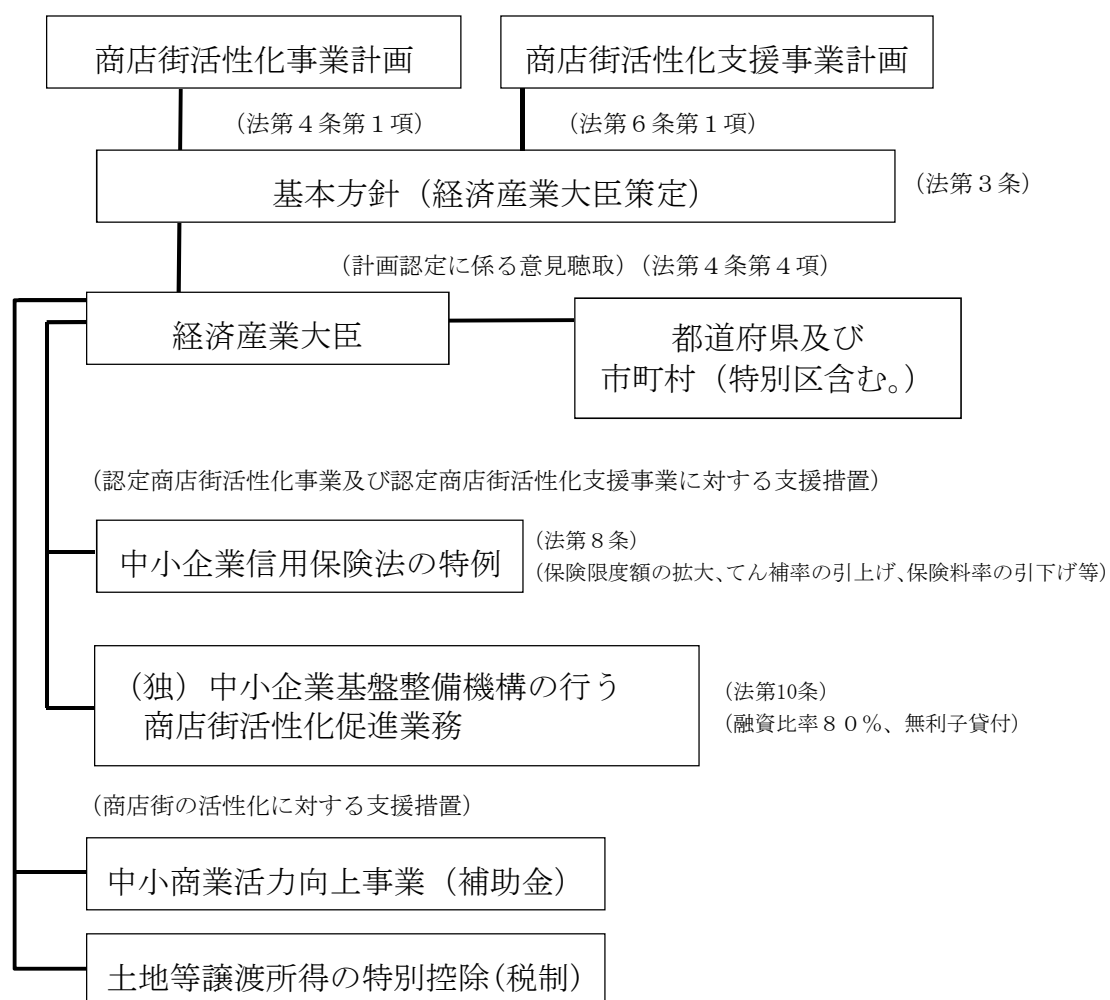
1 「地域商店街活性化法※」に基づく支援

※商店街の活性化ための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律
(平成 21 年法律第 80 号)

(1) 地域商店街活性化法

本法律は、商店街が我が国経済の活力の維持及び強化並びに国民生活の向上にとって重要な役割を果たしていることにかんがみ、中小小売商業及び中小サービス業の振興並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与してきた商店街の活力が低下していることを踏まえ、商店街への来訪者の増加を通じた中小小売商業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図るために商店街振興組合等が行う地域住民の需要に応じた事業活動について、特別の措置等を定めることにより、商店街の活性化を図ることを目的としたものです。

図表 4-1-2 地域商店街活性化法の体系図



商 業

[1] 商店街活性化事業計画の認定

地域商店街活性化法に基づいて、商店街振興組合等が地域住民のニーズに応じて行う商品の販売やサービスの提供、イベントの実施等を行う「商店街活性化事業計画」を作成し、国の認定を受けた商店街振興組合等に対して次の支援を行います。

(7) 中小企業信用保険法の特例

認定を受けた商店街振興組合等又はその組合員等に、普通保険、無担保保険、特別小口保険に特別枠を設け、保証限度額の拡大等を行います。

(4) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商店街活性化促進業務

認定を受けた商店街活性化事業に必要な資金を都道府県又は市町村（特別区を含む。）が商店街振興組合等に対して無利子貸付けする場合に独立行政法人中小企業基盤整備機構がその資金の一部を負担します。

[2] 商店街活性化支援事業計画の認定

地域商店街活性化法に基づいて、一般社団法人、一般財団法人及びNPO法人が、商店街振興組合等を支援する「商店街活性化支援事業計画」を作成し、認定を受けた事業者に対して、次の支援を行います。

(7) 中小企業信用保険法の特例

認定を受けた一般社団法人、一般財団法人やNPO法人を中小企業とみなし、中小企業信用保険法を適用します。

(4) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商店街活性化促進業務

認定を受けた商店街活性化支援事業に必要な資金を都道府県又は市町村（特別区を含む。）が一般社団法人、一般財団法人及びNPO法人に対して無利子貸付けする場合に独立行政法人中小企業基盤整備機構がその資金の一部を負担します。

(2) その他の支援策

[1] 中小商業活力向上補助金（地域中小商業支援事業）

認定を受けた商店街活性化事業又は商店街活性化支援事業を商店街振興組合等が行う際に、中小商業活力向上補助金の補助率を1/2から2/3に引き上げて支援します。

（365 ページ参照）

[2] 土地等譲渡所得の特別控除

個人または法人の有する土地等が、認定を受けた商店街活性化事業計画又は商店街活性化支援事業計画に基づく事業の用に供するため、商店街振興組合等により買取られる場合、当該土地等の譲渡所得から、1,500万円を上限に特別控除が受けられます。（租税特別措置法第34条の2、第65条の4、同法施行令第22条の8、第39条の5）

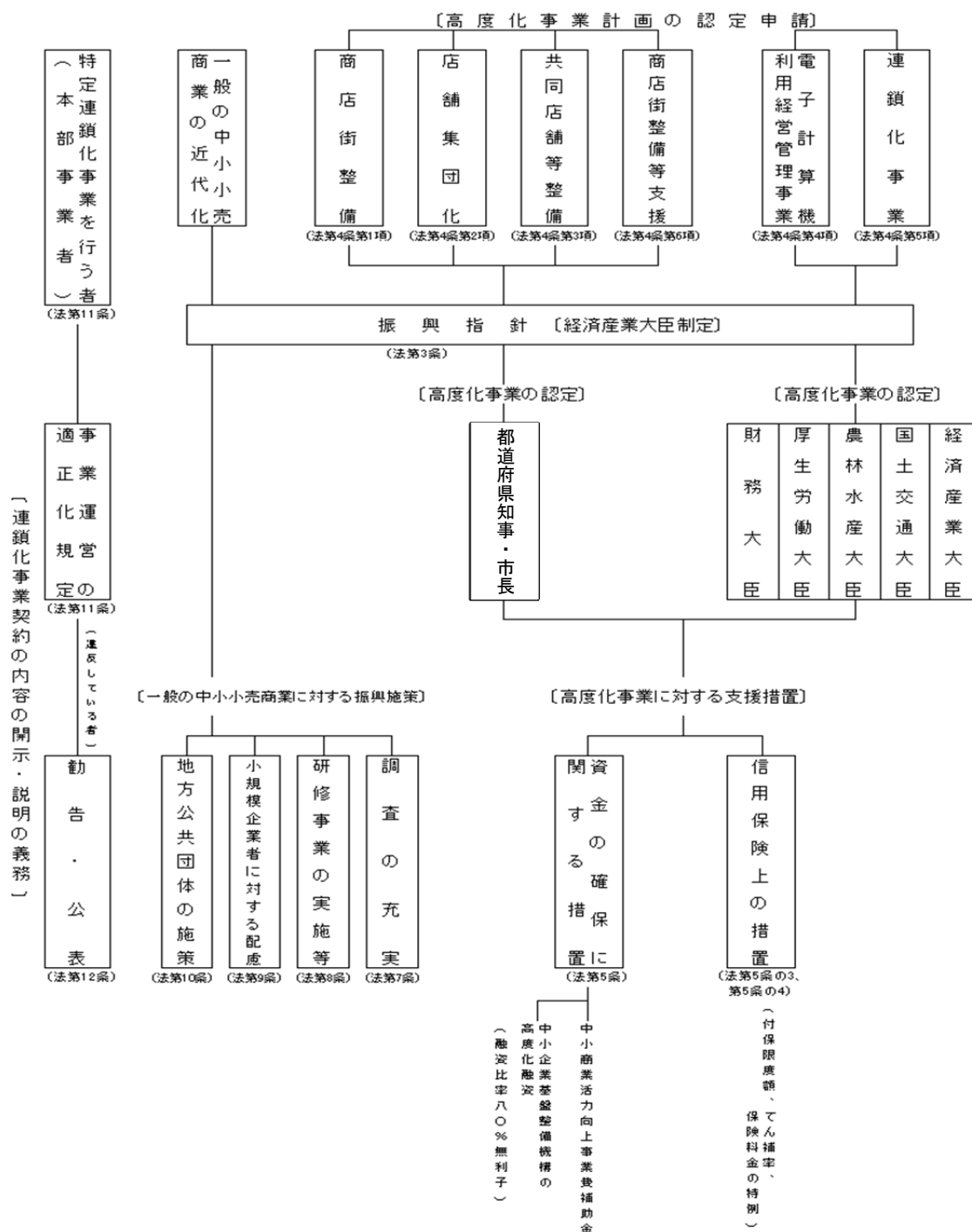
〈問い合わせ先〉中小企業庁商業課 TEL 03-3501-1929（直通）
経済産業局等

2 中小小売商業の振興

(1) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）

本法は、商店街の整備、店舗の集団化、共同店舗等の整備等の事業の実施を円滑にし、中小小売商業者の経営の近代化を促進すること等により、中小小売商業の振興を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としたものです。

図表4-1-3 中小小売商業振興法の体系図



商 業

[1] 中小小売商業振興法に基づく認定制度

中小小売商業者の組合や会社などは、中小小売商業振興法第4条に基づき商店街の整備、店舗の集団化、共同店舗等整備、電子計算機利用経営管理、連鎖化事業（ボランティア・チェーン及びフランチャイズ・チェーン）又は商店街整備等支援について「高度化事業計画」を作成し、都道府県知事又は市長（電子計算機利用経営管理及び連鎖化事業については主務大臣）の認定を受けることができます。

《問い合わせ先》 各都道府県及び市の中小企業担当課又は各経済産業局の商業振興室等

また、認定を受けた計画に従って行われる高度化事業に対しては、次のような支援を受けることができます。

(ア) 商店街等の活性化に向けたハード整備事業への支援（365 ページ参照）

(イ) 中小企業基盤整備機構の高度化融資（235 ページ参照）

中小小売商業の経営形態の近代化・合理化を図るために中小小売商業者等を構成員とする組合等が行う、商店街のアーケード、カラー舗装等の整備事業や共同店舗の設置事業に対し、また、商店街を消費者にとって魅力あるものとするために商店街組合等が出資又は出捐し設立されたまちづくり会社が行う、商業基盤施設や商業施設の整備事業に対し、中小企業基盤整備機構は、都道府県とともに長期・低利の融資を行っています。

また、厳しい経営環境に直面している商店街の活性化を一層推進するため、中小企業が商店街又はその隣接地域に公共的施設を含む個店集積体を作り、これを核として商店街の活性化を行う事業（商店街パティオ事業）や、空き店舗を活用して、商店街の核となるような部分的な改造等を行う事業（空き店舗活用事業）に対しても融資を行っています。

図表 4-1-4 中小小売商業振興法の認定に基づく高度化融資制度

中小小売商業振興法の認定に基づく高度化事業計画の種類	対応する中小企業基盤整備機構の高度化融資の種類
商店街整備計画	
商店街改造事業	集積区域整備事業
共同施設事業	共同施設事業
店舗集団化計画	集団化事業
共同店舗等整備計画	施設集約化事業
電子計算機利用経営管理計画	経営改革事業
連鎖化事業計画	連鎖化事業
商店街整備等支援計画	商店街整備等支援事業

(ウ) 信用補完制度

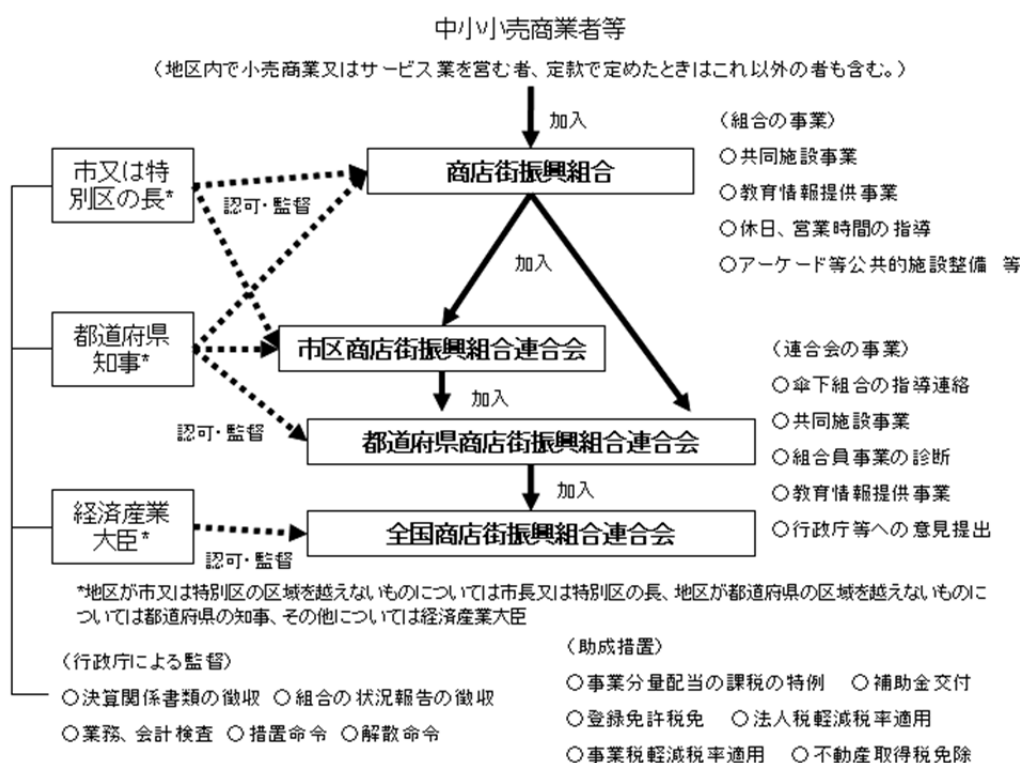
中小小売商業振興法の認定を受けた高度化事業に関連して必要な資金を市中借入れする際に、信用保証協会の信用保証を受けるものについて、保証限度額

の別枠化等の措置を講じています。また、商店街整備等支援計画を実施する公益法人を一般保証の対象とします。

(2) 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）

本法は、商店街が形成されている地域で、小売商業、サービス業、その他の事業を営む者が協同して地域の環境の整備改善事業や共同経済事業を行い、構成員の健全な発展に寄与するとともに、公共の福祉の増進に資することを目的としています。

図表 4-1-5 商店街振興組合法の体系図



[1] 商店街振興組合活動・指導事業の実施

商店街を取り巻く環境変化に対応してその活性化を図っていくため、全国商店街振興組合連合会及び都道府県商店街振興組合連合会が行う下記の事業に対して必要な資金を補助しています。

交付先：全国商店街振興組合連合会

補助率：国 6 / 10

(ア) 都道府県商店街振興組合連合会等に対する研修事業

都道府県商店街振興組合連合会の役職員、商店街の青年部、女性部等に対し、商店街振興組合の組織化、財務、税務、活性化方策等に係る研修会等を開催。

《問い合わせ先》 全国商店街振興組合連合会 TEL 03-3553-9300

(3) 商店街等の活性化に向けた総合的な支援

[1] 地域中小商業支援事業

① 中小商業活力向上事業

商店街等が地域コミュニティの担い手として実施する少子化・高齢化等の社会課題※に対応した集客力向上及び売上増加に効果のある商店街活性化を図る取組にかかる経費の一部を補助します。(補助率 2/3、1/2、1/3)

※社会課題

①少子化・高齢化 ②安全・安心 ③地域資源活用・農商工連携 ④地域活性化 ⑤創業・人材 ⑥環境

《対象事業》

(ア) 施設等整備事業(ハード事業)

(例) 商業インキュベータ、アーケード、カラー舗装、街路灯、環境リサイクル対応設備等の施設等の整備

(イ) 活性化支援事業(ソフト事業)

(a) 商店街活性化支援

(例) イベント事業、商店街人材育成事業等

(b) 空き店舗活用支援

(例) 商店街の空き店舗等を活用して行う、商店街等の活性化に寄与するチャレンジショップ、地域農産品のアンテナショップ等を設置・運営する事業

(c) アーケード等撤去支援

(例) 被災・老朽化したアーケード等を撤去し、安全確保・まちなみ創造・景観向上を推進し、商店街の活性化を図る事業

《対象者》

商店街振興組合、事業協同組合、商工会、商工会議所、特定非営利活動法人、商店街組織(法人化されていない任意団体の商店街)、民間事業者等

《ご利用方法》

- (1) 募集期間中に市区町村の商業振興担当課を通じて、所管の経済産業局に要望書等の関係書類を提出。
- (2) 経済産業局が事業内容を審査し、採否の結果を通知。
- (3) 採択された補助事業者は補助金交付要綱に基づき、交付申請書を経済産業局に提出し、交付決定、事業開始。
- (4) 原則として、事業終了後、経済産業局から補助金を交付。

《問い合わせ先》 各経済産業局の商業振興室等

②地域商業再生事業

I. 地域コミュニティ機能再生事業

商店街組織と民間事業者とが連携して実施する事業であって、地域のまちづくり計画と整合的に取り込まれる、地域コミュニティの機能再生に向けた以下の事業に対して支援を行います。（補助率 2 / 3）

《対象事業》

（1）地域状況調査分析事業

地域住民が商店街組織に求めるコミュニティ機能や、地域の人口規模、行動範囲や商業量等の調査・分析により、当該地域に必要なコミュニティ機能と、機能再生に向けて取り組むべき事業内容を特定する事業。

（2）コミュニティ機能再生事業

①コミュニティ機能再生施設等整備事業

地域状況調査分析事業等の結果に基づき、地域住民が求める地域共助・コミュニティの機能再生に資する施設等を整備する事業。

②コミュニティ機能再生支援事業

地域状況調査分析事業等の結果に基づき、地域住民が求める地域共助・コミュニティの機能再生に資する事業（施設等の整備を除く）。

《対象者》

本事業に連携して取り組む、商店街（商店街振興組合、事業協同組合等の商店街組織）と民間事業者（まちづくり会社や特定非営利活動法人等）が支援対象となります。

II. 商店街等構造改革事業

商店街組織が地域コミュニティ機能の自律的かつ継続的な維持・強化が図られるよう、外部環境の変化に適合した形で取り込まれる、構造改革に向けた以下の事業に対して支援を行います。（補助率 2 / 3）

《対象事業》

（1）商店街等構造改革調査分析事業

商店街組織の取り巻く外部環境の変化を踏まえ、地域に必要とされるコミュニティ機能の自律的かつ継続的な維持・強化を図る上で必要な取組であることを確認するために必要な調査・分析事業。

（2）商店街等構造改革支援事業

商店街組織において財務状況の改善の効果のある事業であって、商店街等構造改革調査分析事業等の結果に基づき、商店街組織を取り巻く外部環境の変化に適合した構造改革と認められ、かつ、地域のコミュニティ機能の自律的かつ継続的な維持・強化が図られる事業。

《対象者》

商店街振興組合、事業協同組合等の商店街組織

《ご利用方法》

- (1) 経済産業局に公募申請書を提出。
- (2) 審査委員会の審査を経て、採択案件を決定。
- (3) 経済産業局へ補助金交付申請書を提出。
- (4) 経済産業局から補助金を交付。

《問い合わせ先》各経済産業局の商業振興室等

[2] 地域商店街活性化事業

全国商店街振興組合連合会が、商店街組織が地域コミュニティの担い手として実施する、継続的な集客促進、需要喚起、商店街の体質強化に効果のある取組を支援します。（定額、上限：400万円 下限：30万円）

《対象事業》

商店街組織が地域コミュニティの担い手として行う、集客促進、需要喚起に効果のある取組であって、商店街の恒常的な集客力向上や、販売力向上が見込まれるイベント等の事業

《対象者》

商店街振興組合、事業協同組合等の商店街組織

《ご利用方法》

全国商店街振興組合連合会へお問い合わせください。

《問い合わせ先》

全国商店街振興組合連合会 電話：03-3553-9300

URL：<http://www.syoutengai.or.jp/>

各都道府県の商店街振興組合連合会

[3] 商店街まちづくり事業

商店街が地域の行政機関等からの要請に基づいて実施する、地域住民の安心・安全な生活環境を守るための施設・設備等の整備を支援します。（補助率2／3以内）

《対象事業》

商店街等において実施する事業であって、当該地域の行政機関等の要請に基づく地域住民の安心・安全な生活環境の維持のための施設・設備等の整備。補助事業実施期間中における事業実施効果（歩行者通行量に限る。）の測定のための事業。

《対象者》

商店街組織

- ・商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織
- ・法人化されていない任意の商店街組織であって、定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの等

《ご利用方法》

- (1) 募集期間中に商店街まちづくり事業事務局に申請書類を提出。
※行政機関等による、商店街まちづくり事業要請書が必須となります。
- (2) 学識経験者等による審査委員会を経て、採択案件を決定。
- (3) 採択された補助事業者は補助金交付規程に基づき、交付申請書を商店街まちづくり事業事務局に提出し、交付決定、事業開始。

《問い合わせ先》

商店街まちづくり事業事務局 電話：03-5551-9291
〒104-8411 東京都中央区築地 1-11-10
URL：<http://www.syoutengai.or.jp/machi/index.html>

[4] 中小企業基盤整備機構の高度化融資（235 ページ参照）

高度化融資制度とは、中小企業者が組合等を設立し、連携して経営基盤の強化や環境改善を図るために、市街地に散在する店舗などを集団で移転する事業、公害問題などのない適地に卸団地を建設する事業、商店街を街ぐるみで改造して街全体の活性化を図る事業等に対して、貸付けやアドバイスで支援する制度です。

貸付割合：原則として、貸付対象施設の整備資金の 80%以内
貸付利率：年利 0.85%（平成 25 年度において貸付決定を受けたものに適用）
 又は無利子（地域商店街活性化法及び中小小売商業振興法の認定を受けた計画に基づく事業の場合）
貸付期間：20 年以内（据置期間 3 年以内）で都道府県が適当と認める期間
《問い合わせ先》

中小機構地域振興企画課 TEL 03-5470-1528（直通）
各都道府県中小企業担当課

[5] 企業活力強化資金

中小小売事業者等が合理化・共同化等を図る事業に必要な資金に対する低利融資を行います。

〈融資先〉(ア) 中小・卸・小売・飲食店及びサービス業者
(イ) 特定会社

〈資金使途〉融資先(ア)：合理化、共同化等を図るための設備の取得、セルフ・サービス店の取得、ショッピングセンターへの入居、販売促進・人材確保、新分野への進出 等

融資先(イ)：中小小売商業振興法第 4 条第 6 項に規定する商店街整備等支援計画の認定を受けた高度化事業を実施するために必要な設備等の取得に係る費用

〈貸付限度額〉

中小企業事業：7億2,000万円（うち運転資金は2億5,000万円）

国民生活事業：7,200万円（うち運転資金は4,800万円）

〈貸付利率〉：融資先(ア)：特別利率2

（中小小売商業振興法に規定する高度化事業計画の策定等を行った商店街の空き店舗等に出店するために、国民生活事業の貸付契約を行った場合は特別利率3）

融資先(イ)：特別利率2

〈取扱機関〉：日本政策金融公庫（国民生活事業／中小企業事業）

事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

[6] 人材活用支援

(ア) アドバイザー派遣事業

商店街の活性化を支援するため、商店街の活性化に関する専門的な知識を有する中小企業基盤整備機構に登録されたアドバイザーを派遣します。

〈商業活性化アドバイザー〉

商店街が行う個別事業等（個店の販売促進、イベント等）のアドバイスをを行います。

対象者：商店街振興組合、商店街の事業協同組合、共同店舗組合等

無料期間：3日間 派遣上限日数：25日

利用者負担額：無料期間を超えた場合は、アドバイザー派遣費用の一部（1日あたり12,700円）を自己負担

手続きの流れ：中小企業基盤整備機構まちづくり推進課に申込み

募集時期：随時

《問い合わせ先》中小機構まちづくり推進課 TEL 03-5470-1632（直通）

(イ) (株)全国商店街支援センターによる支援

全国商店街振興組合連合会、全国商工会連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会が共同して設立した「(株)全国商店街支援センター」において、商店街の人材育成、ノウハウ提供等の事業を支援します。具体的な支援策は以下のとおりです。

(a) 支援パートナー派遣事業

地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画の認定を目指す商店街に対して、登録専門家（支援パートナー）を派遣します。支援センターは幅広い知識をもった支援パートナーと連携し、各商店街の実状に即した認定サポートを行います。

(b) 商店街の自主取り組み提案事業

商店街が抱える課題や問題に対して、自ら解決に取り組む商店街を支援します。商店街が主体的に現状を把握し、研修等に取り組むことによって、活性化の機運を高め、活性化策の実行につなげていきます。

(c) 「まちゼミ」パッケージ研修事業

商店街の各個店の店主が講師となり、その専門性を活かしたプロならではの知識や情報、コツを無料でお客様にお伝えする「まちゼミ」を実施するための研修です。

(d) 商店街の組織力強化事業

将来的に商店街の中心となる若手や次世代リーダーを対象に、高い組織力を持つ商店街の事例やそのポイント等について実践者と専門家等を講師として派遣し、組織力強化のための研修を行います。

(e) 個店の魅力アップ入門事業

個店の魅力を引き出すための「きっかけづくり」に取り組む研修です。1日の入門プログラムで、過去に個店の改善に取り組んだ実践者による「改善の体験談」の発表、専門家による「公開臨店アドバイス」と「商店街全体研修」を行います。

(f) 繁盛店づくり実践プログラム事業

商店街が一丸となって個店の魅力づくりに取り組み、商店街全体を活性化させるためのプログラムです。個店の魅力づくりに必要な3つの視点（「ノウハウ・知識の提供」、「人材育成・組織力向上の支援」、「情報発信の支援」）で5ヶ月間にわたり研修を実施します。

(g) THE 商人塾！ 事業

商店街の若手・後継者等を「次世代のリーダー」として発掘・育成します。地域の多様な主体との連携や、同じような立場や同世代が語り合える機会をつくることで、人的ネットワークの芽を育てます。

(h) 商店街ネットワーク構築事業

これまでに支援センターの事業を活用した各地の商店街活性化の担い手等が、さらに実践的な研修活動等を通じて、相互に活性化ノウハウを共有できるよう、地域におけるネットワークづくりを支援します。

(i) 商店街の創業促進事業

商店街における創業の場としての魅力づくり、創業者が商店街に根付くための環境づくりをサポートします。商店街等と支援機関は協働で、「創業者を受け入れるための体制・基盤づくり」と「創業者を誘致するための仕組みづくり」を行います。

(j) 課題別活性化策の実証モデル事業

商店街の具体的な課題に対する、地域資源（強み・魅力）をいかした活性化策（仮説）を持つ商店街等と支援機関が協働で、活性化策の検証・実証に取り組めます。

その取り組み過程と成果を課題別活性化策として取り纏め、事例を通じたアイデア・ノウハウ集（活性化ガイドブック）として、全国の商店街に向けて提示していきます。

(k) 卸・小売連携実態調査事業

厳しい経営環境にある地域の商店街を構成する中小小売業の業績・経営力向上等を支援するために、供給側である卸売業との商品取引等の実態を調査します。

《問い合わせ先》 (株)全国商店街支援センター TEL 03-6228-3061

3 中小卸売業振興・物流効率化対策

(1) 中小卸売業の活性化・高度化対策

[1] 中小卸売事業者が個別に設備投資を行う場合の支援

(7) 企業活力強化資金貸付

厳しい流通環境の変化に直面している中小卸売業者等の経営基盤強化のため、流通の合理化・共同化等を図るための設備取得等に必要な資金を対象とする低利融資を行います。

[2] 中小卸売事業者が共同化・組織化し設備投資を行う場合の支援

(7) 企業活力強化資金貸付

厳しい流通環境の変化に直面している中小卸売業者等の経営基盤強化のため、流通の合理化・共同化等を図るための設備取得等に必要な資金を対象とする低利融資を行います。

(イ) 高度化融資（235 ページ参照）

- ・ 集団で施設を適地に移転する場合
- ・ 組合が販売、購買、保管、輸送、その他組合員の事業を共同で行うための共同施設を設置する場合
- ・ 組合員が個別に利用する設備を組合が一括取得して組合員に買付予約付きでリースする場合
- ・ 組合又は共同出資会社が共同で情報化を行うための施設等を設置する場合等

(ウ) 高度化事業に係る税制

中小卸売業者等が高度化融資を利用して事業を実施する場合には、次の特別措置が設けられています。

- ・ 団地造成事業のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
- ・ 事業用資産の買換えの場合の圧縮記帳等
- ・ 共同施設用建物の不動産所得税の軽減
- ・ 組合等が取得した不動産を組合員に譲渡する場合における不動産取得税の免除
- ・ 固定資産税の課税標準の特例
- ・ 事業所税の非課税

[3] 中小卸売事業者の運転資金調達に係る支援

<企業活力強化資金貸付>

厳しい流通環境の変化に直面している中小卸売業者の販売促進・人材確保に必要な運転資金を対象とする低利融資を行います。

商 業

[4] 卸商業団地の機能を向上させる事業への支援

<卸商業団地機能向上支援事業>

卸商業団地における施設の建て替えや各種共同事業の再構築等、団地機能を向上させるために行う事業に関する調査研究や基本計画策定等に対して資金の助成を行います。

助成限度額：上限 5,000 万円

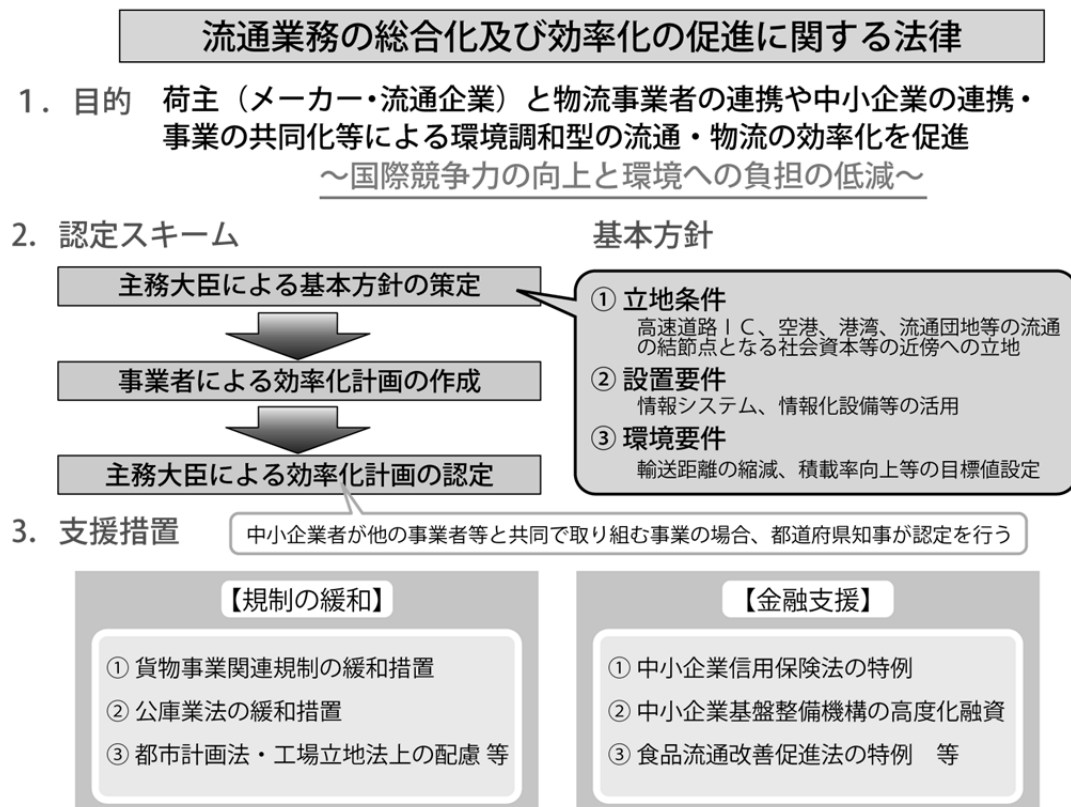
助成割合：1/2～9/10 以内

(2) 物流効率化対策

[1] 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（平成17年法律第85号）に基づく支援

物流部門の太宗を占める中小企業に対しては、従来から中小企業流通業務効率化促進法（中小流通法）を通じ、中小企業が協同組合を組成して行う共同物流などの流通業務の効率化を支援してきました。平成17年に制定された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（流通業務総合効率化法）では、従来の中小流通法に基づく支援策を引き継ぐとともに、協同組合のみならず任意グループや個別中小企業者等が行う流通業務の効率化への取組を支援対象に加え、近年の競争激化の中で多様なニーズへの対応が求められている中小企業者の取組をより柔軟に支援することとしています。

図表4-1-6 流通業務総合効率化法の体系図



- (ア) 本法の支援対象は企業規模の大小を問わず、企業者が物流の総合化※・効率化を行うことにより、競争力の強化、環境負荷の低減を図る事業（流通業務総合効率化事業）です。また、単独での取組であっても共同の取組であっても認定対象となります。しかしながら、中小企業者が物流の総合化・効率化を図るにあたっては、他の事業者との共同化・連携による取組（中小企業共同流通業務総合効率化事業）が有効であり、そのような取組はさらに手厚い支援を受けられることとなります。

なお、「中小企業者が事業の共同化により実施する事業」とは、事業協同組合に代表される1つの法人格をもった中小企業者の集合体が、構成員の中小企業者のために行う事業であって、当該事業に加わる事業者の多数が中小企業者であるもの等を指し、また、「中小企業者が他の事業者との連携により実施する事業」とは、中小企業者が他の事業者（大企業を含む）と事業内容、構成員の氏名・名称・住所、契約の効力発生日などを記載した業務契約に基づき実施する事業であり、当該グループの多数が中小企業者であるものを指します。 ※…本法でいうところの「流通業務の総合化」とは、物流業務のうち少なくとも輸送、保管、荷さばき、流通加工（物資の流通過程における簡易な加工）が一体的に成されているもの。

(イ) 流通業務総合効率化事業の要件

流通業務総合効率化事業の要件としては以下が挙げられます。

(a) 総合化要件

物流業務のうち少なくとも輸送、保管、荷さばき、流通加工（物資の流通過程における簡易な加工）が一体的に成されているもの。

(b) 効率化要件

「流通業務の効率化」とは、輸送、荷さばき等の合理化によって達成されるものであって、単に商取引の合理化を図るものは認められません。流通業務総合効率化法の基本方針等に例示されているようなケースであれば効率化が図られると判断して差し支えありませんが、例示以外のケースに関しても地域性等を考慮した上で物流の効率化が図られると判断できる事業については認定の対象となります。

(c) 環境要件

本法の目的の1つである「環境の負荷の低減」のため、認定を受けようとする事業者は可能な限りCO2削減目標等を目標として掲げることとなっています。しかし、特に中小企業共同流通業務総合効率化事業においては、環境負荷の低減についての測定等に係る事務量の増加が過度の負担となる場合が考えられるため、必ずしも目標設定等を必須とはしていません。

(d) 立地要件：インターチェンジ、港湾等の社会資本の周辺5km以内

（中小企業共同流通業務総合効率化事業の場合、上記に加え地場産業が集積している地域やそれに準じる地域）

(e) 規模要件：営業用倉庫の場合、1,500平方メートル等

（中小企業共同流通業務総合効率化事業の場合、倉庫税制の優遇を受けようとする場合を除き、規模要件を満たす必要はない）

(f) 設備要件：自動仕分装置や自動運搬装置等の効率化に資する設備、データ交換システム、流通加工のための設備の全てを備えたもの。

(ウ) 総合効率化計画の認定（手続方法）

中小企業者等は、流通業務総合効率化事業についての計画である「総合効率化計画」を作成し、これを主務大臣に提出して、その総合効率化計画が適当である旨の認定を受けることができます（法第4条）。

(a) 総合効率化計画の認定に係る申請・認定基準

総合効率化計画の認定を申請しようとする事業者等は、「総合効率化計画認定申請書」を作成して、主務大臣（その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局、地方運輸局等。中小企業共同流通業務総合効率化事業の場合は都道府県知事）に提出することとしています。総合効率化計画の記載事項総合効率化計画に記載すべき事項は、流通業務総合効率化事業が、本法の政策目的に合致した内容を具備し、その確実な遂行と本法のねらいに合致した効果が期待されるか否かについて判断するために必要かつ十分と考えられる事項であり、次の5つの事項です。

- ・ 流通業務総合効率化事業の目標
- ・ 流通業務総合効率化事業の内容
- ・ 流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の概要
- ・ 流通業務総合効率化事業の実施時期
- ・ 流通業務総合効率化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(b) 総合効率化計画の認定基準

総合効率化計画の申請を受けた経済産業局長等や都道府県知事が、総合効率化計画が適切であるか否かを判断する基準は次の通りです。

- ・ 流通業務総合効率化事業の目標、内容、実施時期が、基本指針に合致するものとなっているか否か。
- ・ 流通業務総合効率化事業の内容、実施時期、必要な資金の額及びその調達方法が、事業を確実に遂行するため適切なものであるか否か。
- ・ 特定流通業務施設の立地、規模、構造及び設備が省令等で定める基準に適合しているか。
- ・ その他、倉庫業、貨物利用運送事業者等については、倉庫業法、貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法等の欠格事由に該当しないものであるか否か。

(エ) 指導・申請窓口

- (a) 中小企業共同流通業務総合効率化事業の場合：都道府県の流通等担当課
- (b) (a)以外の場合であって、荷主事業者が主体的に行う取組の場合：経済産業局
- (c) (a)以外の場合であって、貨物流通事業者のみで行う取組の場合：地方運輸局
- (d) (a)以外の場合であって、食品生産事業者等のみで行う取組：農政局

(オ) 流通業務総合効率化法に基づく支援

(a) 物流関連規制に関する特例措置

新たに物流関連規制に係る登録又は許可（倉庫業法、貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法に基づく登録、許可）を受けることを要する流通業務効率化計画について、計画の認定をもってこれら登録又は許

可を受けたものとみなすこととし、物流に係る総合的な取組を促進します。

(b) 特定流通業務施設の整備に関する立地規制の緩和

高速道路のインターチェンジや空港・港湾、工業団地・流通業務団地など物流の結節点となる社会資本等の近くに特定流通業務施設の立地を誘導するため、都市計画法、工場立地法などの運用において、特定流通業務施設の立地が促進されるよう配慮することとしています。

・都市計画法における配慮

本法に基づく認定を受けた特定流通業務施設の整備事業について、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められるものについては、原則、許可するよう運用することとしています。

・工場立地法における配慮

本法に基づく認定を受けた特定流通業務施設のうち、当該施設において一部組立等を行うものについては、当該施設全体を工場とみなさずに、一部組立等を行う部分だけを工場とみなすよう配慮することとしています。

・港湾法の特例

港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行うものについては、総合効率化計画の認定をもって港湾法第 38 条の 2 の工事の届出をしたものとみなすこととしています。

(c) 税制の特例

本法に基づく総合効率化計画の認定に係る特定流通業務施設である倉庫用建物等を税制特例の対象とします。

- ・所得税・法人税 割増償却 5年間 10%
- ・固定資産税・都市計画税 課税標準の特例 5年間 1/2（倉庫）、3/4（倉庫附属設備）、5/6（港湾上屋）

(d) 食品流通構造改善促進法の特例（財）食品流通構造改善促進機構の業務に次のものを追加し支援します。

- ・食品生産業者等が行う認定事業に係る債務保証
- ・食品生産業者等が行う認定事業に係る資金のあっせん
- ・食品生産業者等が行う認定事業において利用する特定流通業務施設の受託整備等

(e) 中小企業信用保険制度の特例

流通業務総合効率化事業に必要な資金について、中小企業信用保険法上の特例措置を講じ、中小企業者の資金調達力を支援しています（法第 7 条）。具体的な内容は次のとおりです。

- ・付保限度額の同額別枠化
- ・普通保険のてん補率の引上げ
- ・保険料率の引き下げ

(f) 中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業者が本法に基づく流通業務総合効率化計画に従って実施する事業に必要な資金の調達に関して、投資対象となる株式会社の要件（資本金 3 億円以下）を緩和し、資本金が 3 億円を超える中小企業（従業員数で中小企業要件を満たす場合）についても投資の対象とします。

[2] 流通業務総合効率化法に関連した支援

流通業務総合効率化法の認定を受けた総合効率化計画に基づき実施する事業に対して、以下のような支援を行います。

中小企業基盤整備機構の高度化融資（235ページ参照）

高度化融資制度とは、中小企業者が組合等を設立し、連携して経営基盤の強化や環境改善を図るために、市街地に散在する店舗などを集団で移転する事業、公害問題などのない適地に卸団地を建設する事業、商店街を街ぐるみで改造して街全体の活性化を図る事業等に対して、貸付けやアドバイスで支援する制度です。

貸付割合：原則として、貸付対象施設の整備資金の80%以内

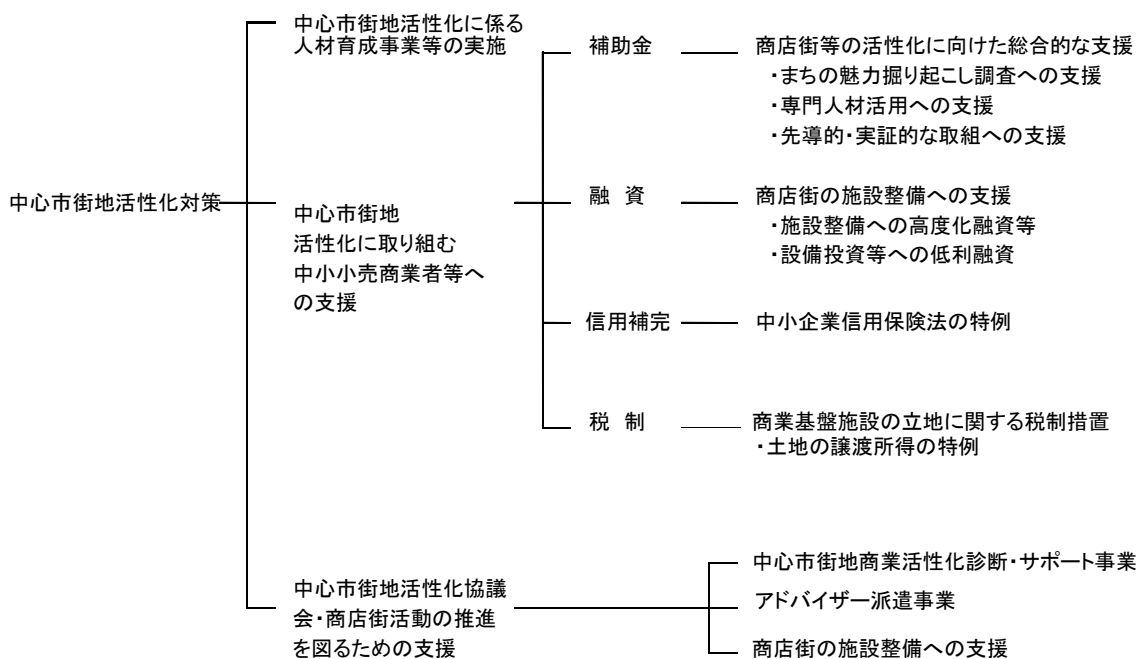
貸付利率：年利0.85%（平成25年度において貸付決定を受けたものに適用）又は無利子（流通業務効率化法の認定を受けた計画に基づく事業の場合）

貸付期間：20年以内（据置期間3年以内）で都道府県が適当と認める期間
《問い合わせ先》中小機構地域振興企画課 TEL 03-5470-1528（直通）
各都道府県中小企業担当課

第2節 中心市街地の活性化

中心市街地の活性化に関する法律に基づき、商業者が様々な関係者と一体となって行う「経済活力の向上」に資する事業について、重点的な支援を行います。

図表4-1-7 中心市街地活性化対策の体系図



1 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)

中心市街地の活性化に関する法律(以下「中心市街地活性化法」という。)は、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進し、地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としたものです。

中心市街地の活性化に関する法律のスキーム

- [1] 国が「基本方針」を作成します。
- [2] 市町村は、基本方針に即して中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画を作成し、中心市街地活性化協議会等の意見を聴いて内閣総理大臣に認定の申請をすることができます。
- [3] 内閣総理大臣は、市町村が申請した基本計画が、基本方針に適合するものであること等の基準に適合すると認めるときは、その認定をすることとし、国は、認定を受けた基本計画に基づく取組に対し、「選択と集中」の観点から集中的かつ重点的に支援します。
- [4] 中心市街地の活性化に資する事業の効果的かつ一体的な実施を図る主体として、また、様々な関係者が意見調整を行う場として、中心市街地ごとに、中心市街地整備推進機構及び商工会議所等は、共同で中心市街地活性化協議会を組織することができます。
- [5] 認定を受けた基本計画に記載された事業のうち特定民間中心市街地活性化事業を実施しようとする者は、中心市街地活性化協議会の協議を経て、特定民間中心市街地活性化事業計画を作成し、主務大臣に認定の申請をすることができます。
- [6] 商業者、民間事業者が中小小売商業高度化事業または特定商業施設等整備事業を実施する場合にあっては、地権者等の協力を得て効果的な実施が見込まれる中小小売商業高度化事業または特定商業施設等整備事業を主務大臣が認定します。
- [7] 中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、中心市街地活性化本部を置き、基本方針案の作成、基本方針に基づく施策の実施、中心市街地の活性化に関する重要な施策の企画・調整を行います。

2 中心市街地活性化のための総合的対策

(1) 中心市街地活性化に係る人材育成事業等の実施

中心市街地商業等活性化支援業務等委託費

各地域において、人材やノウハウの不足により中心市街地の取組が停滞している状況を踏まえ、以下の事業を実施することにより、まちづくり人材を育成し、他地域の参考となる中心市街地活性化の先進的事業手法等を広く普及する。

- ・人材育成事業
- ・効果分析・検証事業
- ・中心市街地活性化調査・研究事業
《問い合わせ先》 経済産業省 商務情報政策局商務流通保安グループ
中心市街地活性化室

(2) 中心市街地の活性化に取り組む中小小売商業者等への支援

[1] 中心市街地魅力発掘・創造支援事業

地域の個性や生活者のニーズに立脚した、まちの魅力を高め、生活者が安心して暮らすために必要な商機能の維持・強化に資する取組であって、周辺他地域の先導的モデルとなり得る事業を支援します。（補助率 1 / 2、2 / 3）

《対象者》

まちづくり会社（※）、商店街振興組合、商工会議所、NPO 法人 等
（※）自治体、商工会議所や地域金融機関等の出資を受け、地域コミュニティの活性化を図るための事業を始め、まちづくりに必要で一定の公共性をもった事業を展開する会社

《対象事業》

(1) 中心市街地魅力発掘事業

① まちの魅力掘り起こし調査

(例) ニーズ調査、マーケティング調査 等

② 専門人材活用

(例) 経営コンサルタント、建築家、デザイナー、タウンマネージャー等

(2) 中心市街地魅力創造事業

(1) ①の調査やそれと同様のまちの魅力を探る調査による分析に基づいた事業を支援。ただし、地域全体への波及効果や効果の持続性が弱い事業（地元に関連のない単なるイベント等）は対象外。

(中心市街地活性化基本計画の認定を受けた市町村が対象となります)

○生活者の利便性の向上に資するとともに、中心市街地に欠けている機能を補完する施設等

(例) 子育て支援施設等を併設した複合商業施設

○地域産業資源を活用した製品の加工・販売・発信施設等

(例) 地域製品の販売所、地域の製造業者と連携して商品開発が行えるインキュベーション施設

○まちづくりのコンセプトを具現化するデザインコードに基づいて整備される中核施設等

(例) 町屋等の歴史的建造物を活用した商空間整備

○持続的ににぎわい創出につながるイベント事業

(例) 市民が企画・参加し、個々の商品を地域の魅力やまちのイメージにつなげるイベント事業

○まちづくりに関わる事業者が連携して行う面的波及効果が見込まれる事業

(例) 地域公共交通機関とまちづくり会社が連携した IC カードを活用した電子マネーサービス事業

《ご利用方法》

- (1) 経済産業局に公募申請書を提出。
- (2) 審査委員会の審査を経て、採択案件を決定。
- (3) 経済産業局へ補助金交付申請書を提出。
- (4) 経済産業局から補助金を交付。

《問い合わせ先》 各経済産業局の商業振興室等

[2] 中小企業基盤整備機構の高度化融資 (235 ページ参照)

高度化融資制度とは、中小企業者が組合等を設立し、連携して経営基盤の強化や環境改善を図るために、市街地に散在する店舗などを集団で移転する事業、公害問題などのない適地に卸団地を建設する事業、商店街を街ぐるみで改造して街全体の活性化を図る事業等に対して、貸付けやアドバイスで支援する制度です。

貸付割合：原則として、貸付対象施設の整備資金の 80%以内

貸付利率：年利 0.85% (平成 25 年度において貸付決定を受けたものに適用)

又は無利子 (中心市街地活性化法の認定を受けた計画に基づく事業の場合)

貸付期間：20 年以内 (据置期間 3 年以内) で都道府県が適当と認める期間

《問い合わせ先》 中小機構地域振興企画課 TEL 03-5470-1528 (直通)

各都道府県中小企業担当課

[3] 企業活力強化資金

中心市街地でまちづくり会社等が行う商業施設等を整備する事業や中小小売商業者等が合理化・共同化等を図る事業に必要な資金に対する低利融資を行います。

〈融資先〉

(ア) 中小卸・小売・飲食店及びサービス業者

(イ) 特定会社、特定商業施設等整備事業 (法第 7 条第 8 項) を実施する者

〈資金使途〉 融資先 (ア)：合理化、共同化等を図るための設備の取得、セルフ・

サービス店の取得、ショッピングセンターへの入居、販売促進・人材確保、新分野への進出 等

融資先 (イ)：中心市街地活性化法第 40 条第 1 項の特定民間中心市街地活性化事業計画の認定を受けた事業を実施するために必要な設備等の取得に係る費用

〈貸付限度額〉

中小企業事業：7 億 2,000 万円 (うち運転資金は 2 億 5,000 万円)

国民生活事業：7,200 万円 (うち運転資金は 4,800 万円)

〈貸付利率〉：融資先 (ア)：中小企業事業 特別利率 2

国民生活事業 特別利率 3

(中心市街地活性化法に基づく中心市街地等で事業等を行う場合)

融資先 (イ)：特別利率 2

〈取扱機関〉：日本政策金融公庫 (国民生活事業／中小企業事業)

事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

[4] 中小企業信用保険法の特例

中心市街地活性化法に規定する認定中小小売商業高度化事業に関連して必要な資金を市中借入れする際に、信用保証協会の信用保証を受けるものについて、保証限度額の別枠化等の措置を講じています。また、同事業を実施する公益法人を一般保証の対象とします。

[5] 商業基盤施設等の立地に関する税制措置

・土地等譲渡所得の特別控除（中心市街地活性化法関係）

中心市街地活性化法に規定する認定中小小売商業高度化事業の用に供するために土地等を譲渡した場合、譲渡した者の譲渡所得から1,500万円が特別控除されます。

(3) 中心市街地活性化協議会・商店街等の活動の推進を図るための支援

[1] 中心市街地商業活性化診断・サポート事業

中心市街地活性化協議会・商店街等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小企業基盤整備機構における専門的ノウハウを活用し、以下の診断・サポートを実施します。

(ア) 【セミナー型】個別事業実施のためのセミナー、研修会、勉強会

中心市街地活性化協議会または協議会を組織しようとする者の要請に応じ、協議会等が取り組む中心市街地活性化へ向けた各種活動（協議会の設立、商業施設等の整備・運営のハード事業、商業活性化に資するソフト事業等）に対し、勉強会等の支援を行います。

対象者：中心市街地活性化協議会または協議会を組織しようとする者（商工会・商工会議所、まちづくり会社等）

利用者負担：原則なし

手続きの流れ：中小企業基盤整備機構の各支部及び沖縄事務所に申込み

募集時期：随時

(イ) 【プロジェクト型】個別事業計画及び協議会等の活動に関する診断、助言等を通じた継続支援

中心市街地における商業活性化に係る各種計画・事業について、専門家によるプロジェクトチームを編成し、個別事業の実効性を高めるための助言・診断・課題整理等や個別事業実施後のフォローアップ等の支援を行います。

対象者：中心市街地活性化協議会または協議会を組織しようとする者（商工会・商工会議所、まちづくり会社等）

利用者負担：原則なし

手続きの流れ：中小企業基盤整備機構の各支部及び沖縄事務所に申込み

募集時期：前期分3月末から4月下旬 後期分7月下旬から8月下旬

《問い合わせ先》中小機構 まちづくり推進課 TEL 03-5470-1632（直通）

[2] アドバイザー派遣事業

中心市街地における商業活性化を支援するため、商業活性化に関する専門的な知識を有する中小企業基盤整備機構に登録されたアドバイザーを派遣します。

(ア) 中心市街地商業活性化アドバイザー（協議会）

タウンマネジメントの観点から、中心市街地活性化協議会の組織体制の整備、商業機能の整備、ソフト事業の実施等に係るアドバイスをを行います。

対象者：中心市街地活性化協議会または協議会を組織しようとする者（商工会・商工会議所、まちづくり会社等）

無料期間：3日間（認定中心市街地活性化基本計画地域は5日間）

派遣上限日数：60日

利用者負担額：無料期間を超えた場合は、アドバイザー派遣費用の一部（1日あたり16,700円）を自己負担

手続きの流れ：中小企業基盤整備機構まちづくり推進課に申込み

募集時期：随時

《問い合わせ先》中小機構 まちづくり推進課 TEL 03-5470-1632（直通）

(イ) 中心市街地商業活性化アドバイザー（商店街）

中心市街地活性化の観点から、商店街の課題解決、イベント事業などについて、商店街等の活性化を図るためにアドバイスをを行います。

対象者：商店街振興組合、商店街の事業協同組合、共同店舗組合等

無料期間：3日間

派遣上限日数：25日

利用者負担額：無料期間を超えた場合は、アドバイザー派遣費用の一部（1日あたり12,700円）を自己負担

手続きの流れ：中小企業基盤整備機構まちづくり推進課に申込み

募集時期：随時

《問い合わせ先》中小機構まちづくり推進課 TEL 03-5470-1632（直通）

[3] 商店街の施設整備への支援

中小企業基盤整備機構の高度化融資

中小企業者が組合等を設立して共同で、集団化や共同施設を設置することにより、経営体質の改善を図る場合や、第3セクターなどが中小企業者の経営基盤強化を支援する施設を設置する場合に、中小企業基盤整備機構と都道府県が一体となって、土地・建物・設備などの整備に必要な資金を融資します。

事業主体：商店街振興組合、事業協同組合、第3セクター、商工会・商工会議所等

貸付割合：原則として、貸付対象施設の整備資金の80%以内

貸付利率：年利0.85%（平成25年度において貸付決定を受けたものに適用）

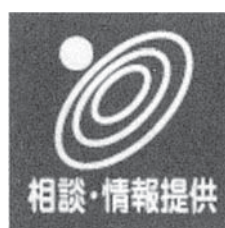
又は無利子（中小企業の振興に係る関係法律の認定等を受けて実施する事業等）

貸付期間：20年以内（据置期間3年以内）で都道府県が適当と認める期間

《問い合わせ先》中小機構地域振興企画課 TEL 03-5470-1528（直通）

各都道府県中小企業担当課

第5編 相談・情報提供

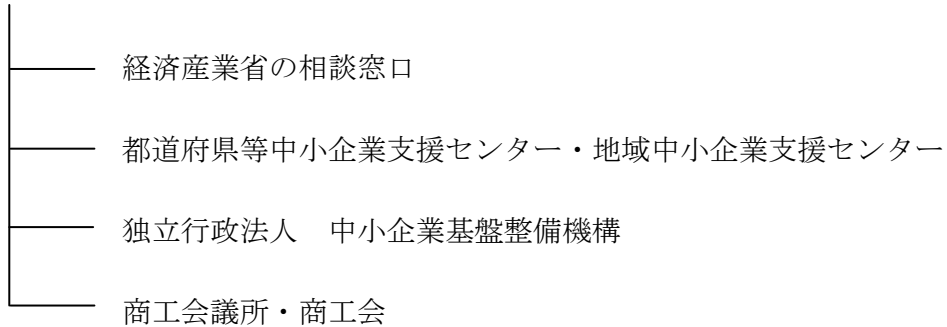


「相談・情報提供」を示すベクトルは同心円で表現し、一石を投じることによって整然と広がっていく波紋のように、様々な課題や交錯する情報が中小企業庁によって分かりやすく整理され、役立つ情報となって広がっていくことを表現しています。

第1章 相談

図表5-1-1 中小企業に対する相談・支援窓口の体系図

1. 国・都道府県等の相談・支援窓口



2. 課題ごとの専門相談窓口

取引トラブル ————— 下請かけこみ寺（156ページ参照）

企業経営の立て直し ————— 中小企業再生支援協議会（91ページ参照）

第1節 主要な中小企業支援機関

中小企業の多様なニーズにきめ細やかに応え、中小企業の方々が抱える経営課題の解決や経営資源の円滑な確保のための的確な助言等が得られる支援体制として、「都道府県等中小企業支援センター」、「地域中小企業支援センター」及び独立行政法人中小企業基盤整備機構を整備しています。

これらの機関では中小企業の経営全般に知見を有する民間人材であるプロジェクトマネージャー等を配置して、窓口相談、専門家派遣等の支援事業を実施するとともに、それぞれがお互いに連携して中小企業施策等に関する情報提供のワンストップサービスの窓口としての役割を担っています。

1 都道府県等中小企業支援センター

都道府県等中小企業支援センターは、中小企業支援法に基づき指定された法人であり、都道府県等（都道府県及び政令で指定する市）が行う中小企業支援事業の実施体制の中心として、各都道府県等（60カ所）に設置されています。

当該センターには、中小企業の経営や技術などの専門分野において豊富な経験と知識を有している民間人材を配置し、中小企業者の経営資源の円滑な確保を支援するための事業を実施しています。

2 地域中小企業支援センター

創業予定者や経営革新等の課題を有する地域の中小企業者等が、様々な悩みを気軽に相談できる身近な支援拠点として、市町村区域の商工会議所、商工会等の機関（42カ所：平成24年6月1日現在）に設置され、企業経営等についてきめ細やかに相談に応じています。

3 独立行政法人中小企業基盤整備機構

中小機構は、中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤の整備を行っています。

（1）相談・派遣等事業

中小機構では、全国9カ所に地方本部を設置し、中小企業の経営全般に知見を有する民間人材であるプロジェクトマネージャーが中小企業等の経営課題、発展段階に応じ、資金面、技術面の支援、経営・財務・法務など高度なコンサルティング等を行います。

[1] 窓口相談事業

企業支援の経験豊富な専門家・アドバイザーが常駐して、経営・技術に関してきめ細やかな窓口相談を行うほか、ベンチャー関連の各種のイベントに合わせて、相談コーナーを設けるなどの出張相談やインターネットを經由して気軽に相談できる電子相談を行います。相談は無料となっています。

電子相談窓口：<http://e-sodan.smrj.go.jp>

[2] 経営相談ホットライン事業

全国9カ所の地方本部では、中小企業の方が気軽に経営相談等を受けることができる伝差相談窓口（ホットライン）を開設しています。

全国どこからかけても、最寄りの地方本部につながります。通話料は発信者側の負担となります。

かんばる中小企業経営相談ホットライン ☎0570-009111

[3] 専門家派遣事業

経営・技術・財務・法律などの専門家を長期間継続して派遣し、企業の発展段階に応じてタイムリーかつ適切なアドバイスを行い、その成長・発展をサポートします。費用の3分の1は派遣先中小企業者に負担していただきます。

[4] 経営支援講座等開催事業

株式公開を目指す中小企業者を対象に、経営戦略、ビジネスプランの作成から株式公開までにかかる実務的で実践的な講座を実施します。

[5] 経営実務支援事業

新事業展開・経営革新を目指す中小企業およびベンチャー企業を対象に、技術・経営・マーケティング等の経営実務について経験豊かなアドバイザーを派遣して、特定課題の解決に必要な実務的知識・ノウハウ面でアドバイスを行い、社内人材の育成や経営向上をサポートします。

《問い合わせ先》中小機構を通じた経営実務支援事業について

中小機構新事業支援部新事業支援課 ☎03-5470-1564

全国9カ所の中小機構各支部（中小機構の各支部の設置場所）

北海道（札幌市）、東北（仙台市）、関東（港区）、北陸（金沢市）、

中部（名古屋市）、近畿（大阪市）、中国（広島市）、四国（高松市）、

九州（福岡市）

相 談

(2) 研修事業（136ページ参照）

(3) 情報提供事業

・中小企業ビジネス支援サイト（J-Net21）

各支援機関が有する情報を集約化し、かつ、中小企業支援に関する施策活用情報を集約化して、中小企業施策に関しワンストップサービスとして情報を提供できるポータルサイト（中小企業ビジネス支援サイト J-Net21）を運営し、中小企業支援に有益な登録サイト数を増加させるとともに、中小機構が保有す

る検索データベースの整備等を行い、中小企業者、中小企業支援担当者にとって有益な情報を提供しています。

《問い合わせ先》

中小機構 広報統括室広報課 (J-Net21) ☎03-5470-1519

J-Net21 (<http://j-net21.smrj.go.jp>)

4 ひまわりほっとダイヤル

日本弁護士連合会は、中小企業のニーズに応え、中小企業の弁護士へのアクセス障害を解消するため、ひまわり中小企業センターにおいてコールセンター事業(愛称:ひまわりほっとダイヤル)を開始し、各地の中小企業が弁護士に対し、債権回収、契約相談、労使関係、事業承継、下請取引等の法的課題全般に関して相談できる体制を整備する。また、各地の弁護士会は中小企業の法的課題の解決支援に取り組む体制を整備し、中小企業団体との連携を強化しています。

中小企業庁としても、中小企業に対して、これらの取組みに関する情報提供を行うとともに、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、財団法人全国中小企業取引振興協会等関係団体に対し、各地で連携強化が図られるよう協力の要請を実施しました。

第2節 中小企業庁の相談事業

中小企業庁では、中小企業者の持つ悩みに対し、親身に相談に応ずるとともに、中小企業者の生の声をくみ取り、的確に行政に反映させるための相談窓口を設けております。

具体的には、中小企業庁及び各経済産業局（沖縄総合事務局を含む）に中小企業相談官を配置し、中小企業者からの相談等の業務を積極的に推進することとしています。相談等業務は、以下のとおりとなっています。

《問い合わせ先》

中小企業庁相談室 ☎03-3501-4667

eメール：ikenbako@meti.go.jp

中小企業電話相談ナビダイヤル ☎0570-064-350

（最寄りの経済産業局中小企業課につながります。通話料は発信者側の負担となります。）

各経済産業局中小企業課

1 相談等の対象

中小企業相談官の相談等の業務の対象は、原則として中小企業者としていますが、必ずしも中小企業の定義にこだわることなく、相談者に対し広く窓口を開くこととしています。

2 業務の内容

（1）相談業務

中小企業者からの電話、来訪、文書等によって行われる相談・苦情等への対応

（2）あっせん業務

中小企業者からの具体的な経営に関する相談等について、必要に応じ、関係中小企業支援機関等へあっせん

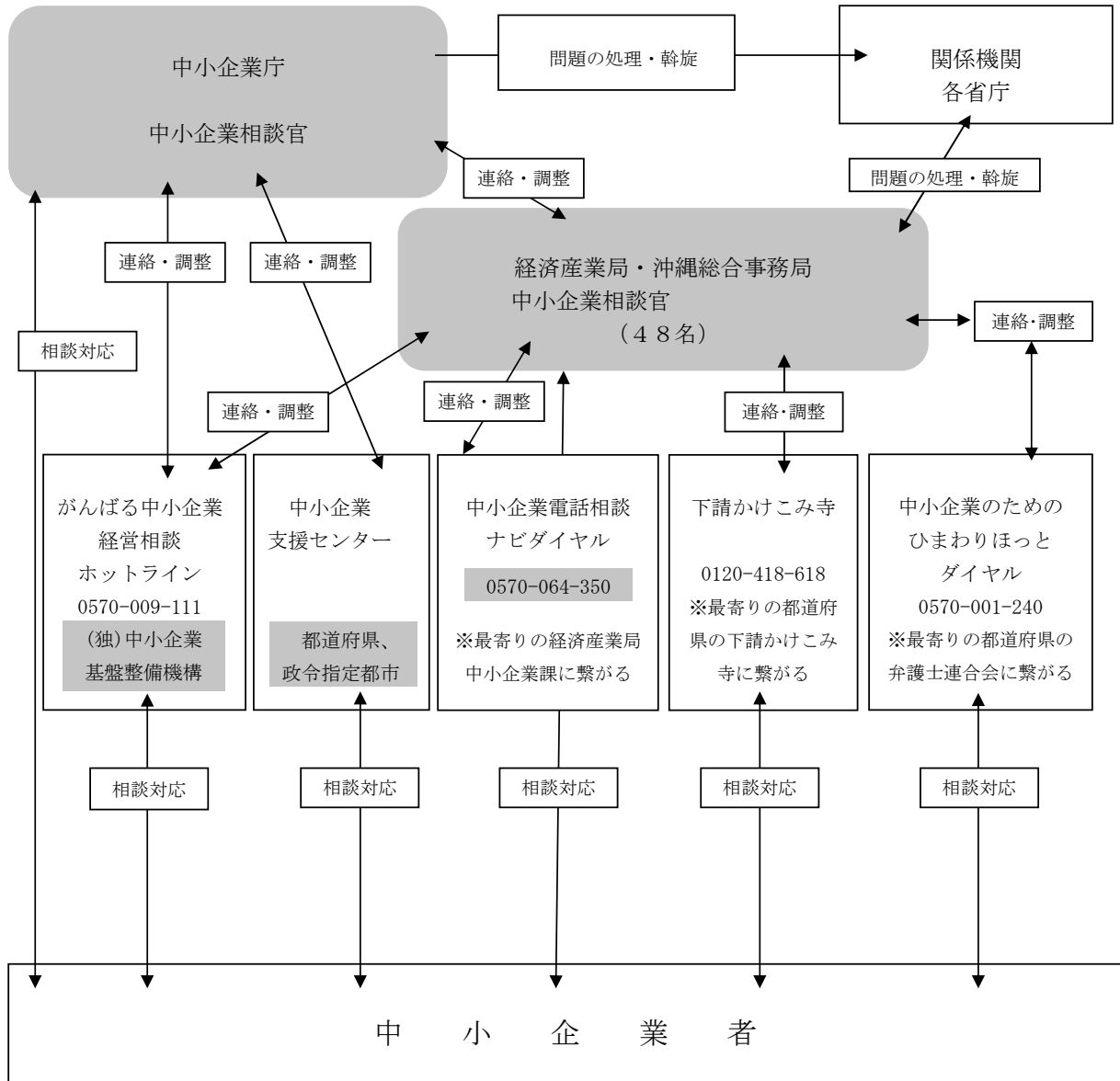
（3）要望事項等の処理業務

電子メールを通じて中小企業者からの政策への提言、苦情、陳情、要望等の受理及び処理、また、中小企業施策に関する意見等を広く中小企業者から受け付けています。

（4）地域的特定問題への対応

中小企業者の持つ悩み、問題は極めて幅広く多岐にわたりますが、地域的特定問題として対処することが必要とされるものも多いことから、中小企業相談官は、必要に応じ当該地域に赴き、現地において、地方公共団体、都道府県等中小企業支援センター、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等の指導員とともに、実態の把握、対処すべき問題点を整理し、問題の解決に当たることとしています。

図表 5-1-2 中小企業相談事業の体系図



図表 5-1-3 中小企業相談官の相談業務実績

[1] 総括表

(単位：件)

年度	経営	技術	取引	金融	法律	経営情報	施策情報	その他	計
52	186	29	342	1,149	61	38	367	257	2,429
53	119	7	156	729	49	46	392	151	1,649
54	192	24	358	753	87	99	821	220	2,554
55	118	17	414	706	100	106	639	250	2,350
56	171	24	437	544	161	92	1,023	294	2,746
57	162	25	495	403	200	151	1,338	350	3,124
58	181	18	417	353	227	149	995	272	2,612
59	170	19	432	287	197	182	524	398	2,209
60	204	28	528	347	220	166	540	357	2,390
61	247	37	576	501	342	278	598	597	3,176
62	206	36	445	304	232	245	507	529	2,504
63	102	18	441	242	187	119	195	405	1,709
1	72	12	439	185	237	103	152	254	1,454
2	81	11	397	179	225	113	190	183	1,379
3	127	15	604	247	264	151	418	272	2,098
4	152	13	681	328	277	141	603	249	2,444
5	146	8	673	385	412	196	585	359	2,764
6	129	22	746	311	274	163	369	453	2,457
7	103	16	733	365	345	190	530	399	2,681
8	102	14	1,002	339	385	197	430	394	2,863
9	70	15	1,050	161	342	152	1,009	406	3,205
10	61	17	1,045	3,465	164	77	867	359	6,055
11	135	31	1,524	2,926	255	120	1,564	502	7,057
12	67	26	1,038	1,357	130	42	653	309	3,622
13	74	17	1,374	758	227	69	930	385	3,834
14	37	14	1,539	700	183	27	798	377	3,675
15	64	21	2,229	988	178	41	700	342	4,563
16	63	15	2,129	398	189	28	589	429	3,840
17	85	10	3,111	362	300	29	1,208	484	5,589
18	70	18	3,240	337	294	37	1,009	636	5,641
19	54	8	2,437	353	279	36	712	865	4,744
20	109	13	2,728	612	353	36	952	735	5,538
21	96	8	2,323	655	432	27	1,272	757	5,570
22	86	7	2,038	473	296	18	869	690	4,477
23	98	7	1,558	910	178	13	616	597	3,977
24	116	8	1,408	349	203	23	589	489	3,185

[2]平成24年度 業種別・従業員規模別・相談方法別総括表

●業種別相談件数

業種	経営	技術	取引	金融	法律	経営 情報	施策 情報	その他	計
製造業	46	4	177	76	32	7	175	81	598
卸売業	3	0	33	9	9	2	16	16	88
小売業	10	0	314	31	50	3	28	57	493
飲食業	4	0	96	16	4	0	8	15	143
サービス業	21	2	396	66	49	4	142	102	782
建設業	6	0	129	24	10	0	15	16	200
運輸業	3	0	19	9	3	0	4	8	46
その他業種	10	0	166	92	17	1	50	84	420
団体	0	1	16	6	15	0	43	25	106
非事業者	13	1	62	20	14	6	108	85	309
計	116	8	1,408	349	203	23	589	489	3,185

●従業員規模別相談件数

業種	経営	技術	取引	金融	法律	経営 情報	施策 情報	その他	計
小規模企業	72	4	1,085	211	103	9	198	219	1,901
中小企業	23	2	218	57	54	8	209	119	690
団体	1	1	15	7	17	0	38	26	105
その他	20	1	90	74	29	6	144	125	489
計	116	8	1,408	349	203	23	589	489	3,185

●相談方法別相談件数

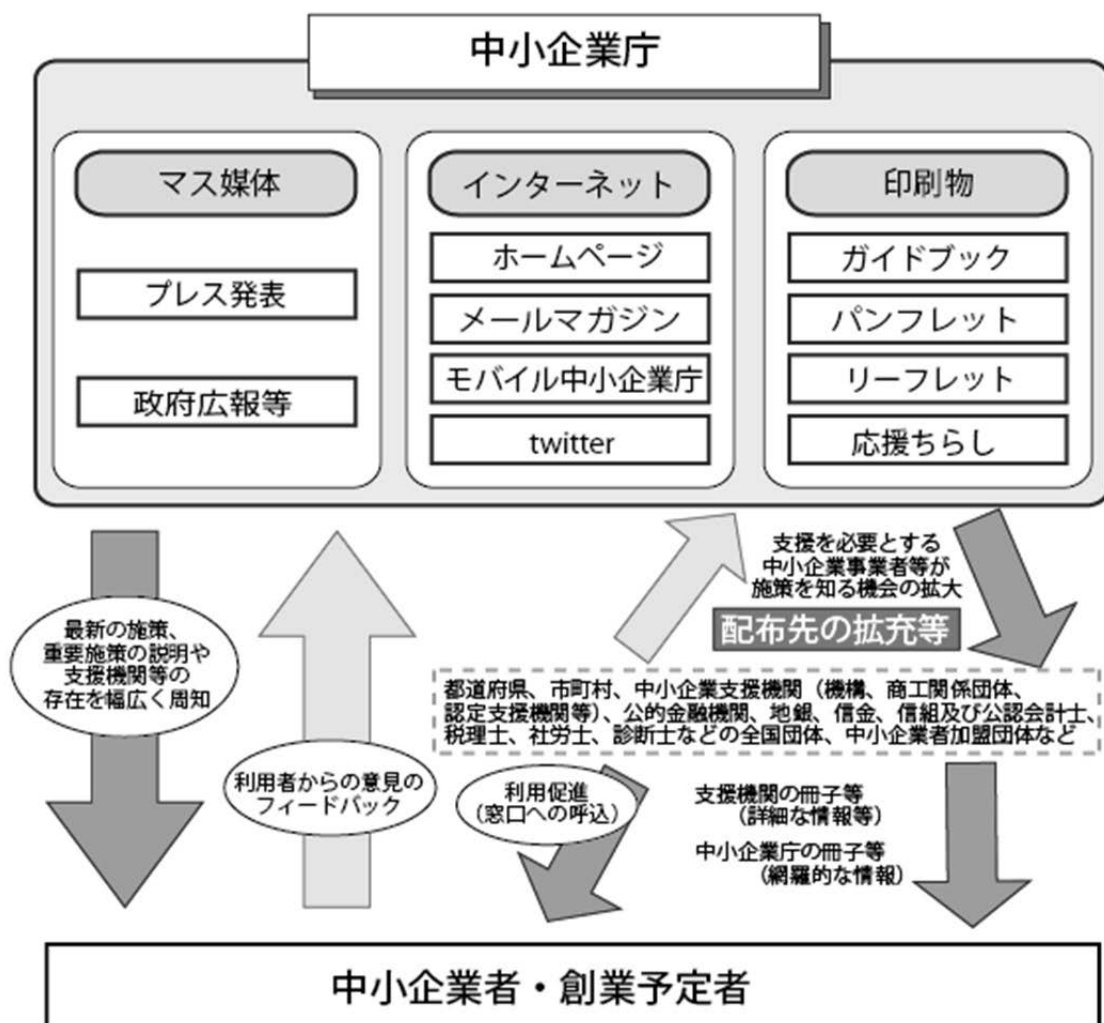
相談方法	件数
面接	94
電話	3,088
書面	3
計	3,185

第2章 情報提供

第1節 中小企業施策の広報事業

中小企業施策の情報を、中小企業者、創業予定者及び関係行政機関等に届けるため、広報冊子、ホームページ、メールマガジン、マスメディア(テレビ、ラジオ、新聞・雑誌)など、様々な媒体を通じた広報を実施しています。

図表5-2-1 中小企業施策広報事業の体系図



情報提供

(1) インターネットによる施策情報等の提供

[1] ホームページ

中小企業庁ホームページでは、最新の施策情報、中小企業庁の組織・予算等の基礎情報、各種広報冊子、「中小企業白書」をはじめとする各種調査報告書などを紹介しています。

<http://www.chusho.meti.go.jp/>

[2] メールマガジン（e-中小企業ネットマガジン）

最新の施策情報、セミナー・イベント情報、助成金・補助金の公募情報などを毎週水曜日に電子メールで読者に直接提供しています。セミナー、イベントの案内など、本メールマガジンへの記事掲載を希望される中小企業支援機関の方は、中小企業庁広報室（☎03-3501-1709、E-mail:chusho-netmagazine@meti.go.jp）にお問い合わせください。

本メールマガジンの配信を希望される方は、下記のアドレスより配信登録を行ってください。

http://mail-news.sme.ne.jp/docs/usr_reg.html

[3] モバイル中小企業庁（携帯サイト、携帯メルマガ）

最新の施策情報を携帯電話からも手軽に入手できます。セミナー・イベント情報、助成金・補助金の公募状況などを毎週水曜日に携帯にお届けするメルマガサービスもあります。

[4] twitter

補助金の公募情報など最新の施策情報をタイムリーに掲載する。

https://twitter.com/meti_chusho



QRコードからアクセス出来ます。

(2) 広報冊子による施策情報の提供

中小企業庁では、施策概要を網羅したガイドブック、全施策を詳しく解説した施策総覧、施策分野毎に支援策の概要をわかりやすく紹介した各種リーフレット、特定の分野を詳しく説明するマンガ形式のパンフレット等の広報冊子を作成しています。

いずれも中小企業庁ホームページからダウンロードして利用いただけます。また、一部の広報冊子については、中小企業庁ホームページから直接冊子を請求できるようになっていますので利用してください。詳しくは中小企業庁ホームページをご覧ください。

[1] 中小企業施策に関する網羅的な情報提供



(表紙は21年度版です。)

「中小企業施策総覧」

平成22年度より中小企業庁ホームページ上にて閲覧が可能となりました。主に中小企業支援機関等の施策実務担当者や中小企業診断士など「専門的に中小企業施策を理解する必要のある方」を対象として、詳細に施策を解説しています。

冊子版は、政府刊行物サービスセンターにて販売しています。

「中小企業施策利用ガイドブック」

中小企業施策の概要と詳細についての問い合わせ先を網羅的に紹介しています。

更には、中小企業庁ホームページでは、本ガイドブックの内容を目的別、施策分野別に検索できる便利なシステムを用意していますので活用してください。



[2] テーマ毎にマンガ形式で詳しく解説したパンフレット



夢を実現する創業



今すぐやる経営革新



今チャレンジ新連携



中小企業のものづくり



新会社法
33問33答



中小企業税制
41問41答



中小企業の会計
34問34答



事業継承ガイドライン
29問29答



「中小会計要領」が
できました



「中小会計要領」の
手引き

情報提供

[3]分野別に支援策の概要がわかるリーフレット



平成25年度
小規模事業者を支援します



平成25年度
人材確保・育成を支援します



平成25年度
起業・ベンチャーを支援します



平成25年度
技術開発・IT化・知財活用を
支援します



平成25年度
中小企業の再生を支援します



平成22年度
国際化を支援します



平成25年度
中小企業の新たな事業活動を
支援します



平成25年度
中小小売業者を支援します



平成25年度
金融支援策のご案内

(3) マス・メディアによる施策情報等の提供

新たな中小企業施策の紹介や、中小企業者又は創業を予定している方たちの課題解決に資する情報を、以下のマス・メディアを活用し、提供しています。

情報提供

- [1] 新聞・雑誌広告
- [2] ラジオ番組、テレビスポット
- [3] インターネットテキスト広告、バナー広告等

(4) 一日中小企業庁の開催

経済産業省、中小企業庁の幹部を始めとする中小企業政策の責任者が、開催都道府県を訪問して、最新の施策の最新動向について説明するとともに、地元の中小企業者や経済団体との意見交換の場を設けて、参加される中小企業者の方々に中小企業政策の

理解と関心をより深めていただくもので、開催都道府県と経済産業省が主催するイベントです。

昭和39年度以降各地で開催され、平成24年度は、静岡県（33年ぶり2回目の開催）、滋賀県（45年ぶり2回目の開催）の2カ所で開催されました。

第2節 中小企業に関する調査統計

中小企業の現状及び課題を把握し、政策の企画立案に活かすために中小企業の実態や景況に関する調査を行うとともに、既存統計を加工し、生産や物価、輸出入に関する統計を作成しています。

中小企業を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、多様な中小企業の現状や課題を迅速かつ綿密に把握することは、効果的な中小企業政策の企画立案に不可欠です。

このため、中小企業庁は、(1)中小企業実態基本調査、(2)中小企業景況調査を行うとともに、既存統計を加工して、(3)規模別製造工業生産指数（中小企業製造工業生産指数）等を作成しています。

これらの統計は、中小企業庁ホームページで公表しています。

図表5-2-2 中小企業に関する調査統計

名称	実施機関	実施時期	内 容
(1) 中小企業実態基本調査	中小企業庁	毎年（平成16年以降）	中小企業の財務情報、経営情報及び設備投資動向等を調査する。
(2) 中小企業景況調査	中小企業庁・中小企業基盤整備機構	毎四半期（昭和55年以降）	中小企業の業況判断、売上額、経常利益D I等の景況感を調査する。
(3) 規模別製造工業生産指数（中小企業製造工業生産指数）	中小企業庁	毎月（平成21年以降）	経済産業省「鉱工業生産指数」に係る一次統計データから中小企業のデータを抽出した「規模別製造工業生産指数」を作成し、毎月発表している。

この他、以下の調査統計からも中小企業の実態を把握できます。

図表5-2-3 行政機関による規模別の調査統計

名称	実施機関	実施時期	内 容
(ア) 工業統計調査	経済産業省大臣官房調査統計グループ	毎年（平成23年を除く）	製造業の事業所について業種別、地域別、規模別に生産、出荷額、原材料費を中心に生産活動の実態を調査する。
(イ) 商業統計調査	経済産業省大臣官房調査統計グループ	5年ごと	商業（卸売・小売業）の事業所について、販売額、商品手持高等を中心に販売活動の実態を調査する。
(ウ) 経済産業省企業活動基本調査	経済産業省大臣官房調査統計グループ	毎年	我が国企業の事業活動の多角化、国際化、ソフト化等の実態を定量的に調査する。
(エ) 個人企業経済調査	総務省統計局	毎年度及び毎四半期	個人企業のうち製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、サービス業（他に分類されないもの）について売上高、営業費用等の経営活動の実態を調査する。
(オ) 経済センサス	総務省統計局	基礎調査（平成21年、平成26年） 活動調査（平成24年）	個人経営の農林漁業を除く事業所・企業について、従業者規模別、産業別、地域別の分布等を明らかにする。
(カ) 就業構造基本調査	総務省統計局	5年ごと（直近調査は平成24年）	我が国人口の就業・不就業の状態を、各産業について、全国及び地域別に明らかにする。

(キ) 労働力調査	総務省統計局	毎月	全産業について、産業別、地域別に、我が国人口の就業、失業の状態の月々の変化を明らかにする。
(ク) 法人企業統計調査	財務省財務総合研究所調査統計部	毎年度及び毎四半期	全産業の営利法人について、産業別、資本金規模別に財務状況及び損益状況を調査する。
(ケ) 毎月勤労統計調査	厚生労働省大臣官房統計情報部	毎月	農林水産業及び公務を除く全産業について、産業別、地域別に雇用、給与及び労働時間の毎月の変動を明らかにする。
(コ) 賃金構造基本統計調査	厚生労働省大臣官房統計情報部	毎年	主要産業に雇用される常用労働者について、その賃金の実態を産業別、企業規模別、労働者の種類別等に明らかにする。

第3節 中小企業白書

中小企業の動向や中小企業に関する施策を毎年、国民の皆様に分かりやすく示しています。

中小企業白書は、中小企業基本法第11条の規定に基づき、政府が毎年中小企業の動向及び中小企業に関して講じた施策並びに講じようとする施策を明らかにするため、国会に提出するものです。1964年に第1回目の白書が作成されてから、今回の白書（2013年版）で50回目を数えます。

例年4月に閣議決定を経て、国会に提出しています。

なお、中小企業白書は、中小企業庁ホームページでご覧いただけます。

URL : <http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/index.html>

過去5年の中小企業白書とテーマ（副題）



第50回（2013年版）

自己変革を遂げて躍動する中小企業・小規模事業者



第49回（2012年版）
試練を乗り越えて前進する中小企業



第48回（2011年版）
震災からの復興と成長制約の克服



第47回（2010年版）
ピンチを乗り越えて



第46回（2009年版）
イノベーションと人材で活路を開く

第6編 その他の施策



第1章 人権啓発等

第1節 人権啓発の推進

中小企業者等に対して、企業の社会的責任としての人権尊重の理念を普及させ、理解を深めてもらうことにより人権意識の涵養を図るための以下の人権啓発支援事業を行います。

1 人権啓発支援推進委託事業

中小企業者等に対する人権啓発のために、都道府県等に委託し、講演会等を開催します。

2 人権啓発支援調査委託事業

中小企業者等に対する人権啓発のために、民間経済団体等に委託し、下記の事業を行います。

- (1) シンポジウム等の開催
- (2) パンフレット等の作成
- (3) 人権啓発関連調査の実施

第2節 アイヌ対策

アイヌ中小企業の産業の振興を図るため、団体、中小企業、組合等が行う次の施策について、助成措置を講じることとしています。

アイヌ中小企業振興対策事業

アイヌ中小企業の振興対策として、生産技術の向上、製品開発の促進、製品販路の拡大等を図るため、下記の事業を行います。

- (1) 展示会の開催
- (2) 技術研修会の実施

第2章 地域産業支援

第1節 企業立地促進法による支援

1 「企業立地促進法」※に基づく支援

※企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年5月11日法律第40号）

本法律は、産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のために地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(1) 法律の考え方

- ・ 地域経済の国際的な大競争時代に相応しい新しい企業立地促進策を推進。
- ・ キーワードは「グローバル」（グローバル＋ローカル）
- ・ 自らの特性・強みをいかし、企業立地促進等の取組を進める地域を、国が支援することにより、地域産業の活性化を目指す。

(2) スキーム（考え方）

- ・ 自治体が自らの強みを活かして、地域の企業立地等に関する総合的将来ビジョンである基本計画を策定。
- ・ 同意を受けた基本計画に基づく地方自治体や企業の取組を国が支援。
- ・ 広域連携をする関係者の強い合意による「地域独自の意欲的な取組」を国が支援することで「多様な産業集積」を全国的に形成。

(3) 課税の特例・規制緩和措置

- ・ 立地企業への設備投資促進税制：特別償却の適用
（機械等15%、建物等8%）
- ・ 工場立地法の特例：緑地面積規制権限の市町村への委譲
（緑地面積率の引下げ可能化）

(4) 低利融資等

- ・ 中小企業の立地等に対する低利融資制度（日本政策金融公庫）
- ・ 小規模企業の立地等に係る設備資金貸付（貸付限度割合は2/3）
- ・ 食品製造・加工・販売事業者の立地等に対する債務保証等（財団法人・食品流通構造改善促進機構）
- ・ 中小企業者の資金調達を円滑化する中小企業信用保険の特例措置

2 その他の支援策

(1) 予算措置

[1] 成長産業・企業立地促進等事業費補助金

- ・ 成長産業人材養成等支援事業
地域の中小企業の経営者や技術者等を対象に、新規立地等につながる広域による地域での高度な人材育成の取組を支援（補助率：10/10）
- ・ 成長産業振興・発展対策支援事業
広域による地域での中小企業や大学、行政等の産学官によるネットワーク活動を支援（補助率：10/10）

[2] 成長産業・企業立地促進等施設整備費補助金

- ・ 産業集積の中核を担う企業群の受け皿となるべき貸工場、貸事業場等の共用施設等を整備する事業を支援（補助率：1/2）

(2) 各省との連携による支援措置

- [1] 企業立地促進法に係る地方交付税措置（総務省と連携）
 - (ア) 自治体による立地企業に対する地方税減免措置への普通交付税による補てん（3年間、減免額の75%を補てん）
 - (イ) 企業立地後のフォローアップのための特別交付税の交付
- [2] 農地転用手続きの迅速化（農水省と連携）
- [3] 地域の大学・高専・工業高校と連携した人材育成（文科省と連携）
- [4] 地域雇用開発促進のための支援策（厚労省と連携）
- [5] 広域的な地域活性化のための基盤整備（国交省と連携） 等

〈問い合わせ先〉

地域経済産業グループ立地環境整備課 ☎03-3501-0645（直通）

第2節 被災地域への支援

中小企業移動販売支援事業

仮設住宅等の被災者の買い物環境を整備するため、また東日本大震災により既存の販売先を失うなどした中小企業者の販売先確保や早期の事業再開等を支援するため、中小企業者に仮設住宅や各種イベント等において商品の販売等を行うための移動販売車両（軽トラック等）の貸出し等を行います。

〈問い合わせ先〉 全国商工会連合会 市場開拓支援課 ☎03-6268-0086（直通）

第3章 業種別対策等

第1節 伝統的工芸品産業の振興

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」(以下「伝産法」という)に基づき、国民の生活に豊かさや潤いを与えるとともに、地域経済の発展に寄与することを目的として、伝統的工芸品産地の振興に資する次のような各種支援策を講じています。

1 伝統的工芸品の指定

伝産法に基づき、以下の5つの条件を満たす工芸品を産業構造審議会の意見を聴いて、経済産業大臣が伝統的工芸品として指定しています。

- (1) 主として日常生活の用に供されるものであること
- (2) その製造過程の主要部分が手工業的であること
- (3) 伝統的技術又は技法で製造されるものであること
- (4) 伝統的に使用されてきた原材料を用いているものであること
- (5) 一定の地域で産地形成がなされているものであること

なお、平成25年6月末における伝統的工芸品は、215品目です。

2 各種計画の認定

伝産法に基づき、経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品を製造する事業者等は、以下の各種計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けることができます。

- (1) 振興計画：産地の製造協同組合等が産地全体の振興を図る計画
- (2) 共同振興計画：産地の製造協同組合等が販売組合や個別の販売事業者とともに需要の開拓等を図る計画
- (3) 活性化計画：個々の製造事業者やグループ等による伝統的工芸品産業の活性化を図る計画
- (4) 連携活性化計画：製造事業者、グループ、製造協同組合等が他の伝統的工芸品との産地間連携により伝統的工芸品産業の活性化を図る計画
- (5) 支援計画：伝統的工芸品産業を支援しようとする者が産地の後継者の確保及び育成、消費者との交流推進、その他伝統的工芸品産業の振興を図る計画

3 補助金による助成制度

(1) 各種計画に基づく事業に対する補助

前述の各種計画の認定を受けた事業者等は、以下の事業に必要な経費の一部補助を受けることができます。(募集時期：1月下旬予定)

- [1] 後継者育成事業：後継者育成のための研修等(補助率2/3以内、もしくは1/2以内)

- [2] 需要開拓等事業：展示会開催等の需要開拓や意匠開発事業（補助率2/3以内）
- [3] 地域人材育成・交流支援事業：人材育成、消費者との交流の推進等（補助率1/2以内）
- [4] 産地活性化事業：活性化計画、連携活性化計画に基づく、活性化事業及び連携活性化事業（補助率2/3以内）
- [5] 産地プロデューサー事業：支援計画に基づき産地プロデューサー自らが産地に入り込んで新商品開発・販路開拓等を実施する事業（補助率1/2以内）

（２）一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会の事業に対する補助

伝産法第23条に基づいて設立された（一財）伝統的工芸品産業振興協会（〒107-0052東京都港区赤坂8丁目1番22号 ☎03-5785-1001）では、産地に対する指導・助言や伝統的工芸品のPRなど全国規模の事業を行っており、そのうち、伝産法第24条に基づき実施する人材確保育成、産地指導、普及推進、需要開拓等の各種事業に対し、補助を行っています。

4 伝統的工芸品月間

経済産業省は昭和59年から毎年11月を「伝統的工芸品月間」と定めており、（一財）伝統的工芸品産業振興協会等と連携し、伝統的工芸品に対する国民の理解を増進するため全国各地において普及・啓発事業を実施しています（平成25年度は、和歌山県において、伝統的工芸品月間国民会議全国大会を開催する予定）。

5 高度化融資（235ページ参照）

振興計画等、伝産法の認定を受けた計画に基づき事業を実施する場合には、独立行政法人中小企業基盤整備機構の高度化融資による優遇措置があります。

6 税制上の措置

法律の規定により認定を受けた支援計画に基づく事業であって、独立行政法人中小企業基盤整備機構の高度化融資に係るものは、特別土地保有税の非課税措置が受けられます。

7 中小企業信用保険の適用（296ページ参照）

支援計画に基づき事業を行う公益法人は、中小企業信用保険法上の中小企業者とみなされます。

第2節 中小農林水産関連企業対策

中小農林水産関連企業の近代化・合理化を図る観点から、中長期の展望に立った食品産業等の政策の諸課題を踏まえた事業や金融措置、流通の合理化のための措置を展開する。

1 農林水産関連企業等に対する助成措置等

(1) 農林漁業の成長産業化の実現

[1] 「六次産業化・地産地消法※」に基づく支援

※ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）

本法律では、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策等を総合的に推進し、6次産業化、地産地消等、地域の活性化や高付加価値化に役立つ創意工夫を凝らした取り組みを支援します。

特に、本法律に基づいて、農林漁業者などが、農林水産物及び副産物（バイオマス等）の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する「総合化事業計画」及び「研究開発・成果利用事業計画」を作成し、認定を受けた場合には、次の主な支援を受けられます。

(ア) 総合化事業計画の認定に基づく支援

(a) 農業改良資金融通法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例

・農林漁業者向けの無利子融資資金の貸付対象者を拡大し、償還期限（期間）・据置期間の延長を行います。（償還期限（期間）：10年→12年、据置期間：3年→5年）

※農業改良資金の貸付にあつては、農業改良措置に基づく都道府県知事による貸付資格の認定を受けることが必須です。

※林業・木材産業改善資金の貸付にあつては、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成し、都道府県知事による貸付資格の認定を受けることが必須です。

《問い合わせ先》農林水産省経営局金融調整課 ☎03-6744-2165

林野庁企画課 ☎03-3502-8037

水産庁研究指導課 ☎03-6744-2374

(b) 食品流通構造改善促進法の特例

食品の加工・販売に関する資金の借入に対し債務保証を受けられます。

《問い合わせ先》

農林水産省食料産業局食品小売サービス課 ☎03-3502-5741（直通）

(イ) 研究開発・成果利用事業計画の認定に基づく支援

(a) 種苗法の特例

新品種の品種登録に要する出願料を4分の1に減免します。

業種別対策

《問い合わせ先》

農林水産省食料産業局新事業創出課 ☎03-6738-6471（直通）

(b) 食品流通構造改善促進法の特例

食品の加工・販売に関する資金の借入に対し債務保証を受けられます。

《問い合わせ先》

農林水産省食料産業局食品小売サービス課 ☎03-3502-5741（直通）

[2] 6次産業化の推進

(ア) 6次産業化に取り組む場合、民間の専門家等（6次産業化プランナー等）による経営の発展段階に即した農林漁業者等へ個別相談の実施等を行います。

《問い合わせ先》農林水産省食料産業局産業連携課 ☎ 03-6744-2063

(イ) 農林漁業者等が、多様な業種の事業者と連携して取り組む新商品開発や販路開拓等に対する支援を行います。[1]において「総合化事業計画」の認定を受けた場合には、補助率の嵩上げを行います。（補助率：通常1/2→認定2/3）

(ウ) [1]、又は農商工等連携促進法（24 ページ参照）の認定を受けた農林漁業者等が、多様な業種の事業者と連携して、新たに加工・販売等へ取り組む場合の施設整備に対する支援を行います。（補助率：1/2）

《問い合わせ先》農林水産省食料産業局産業連携課 ☎ 03-6738-6473

(エ) 農林水産物等の輸出に意欲的な農林漁業者等の各種取組への支援や、ジェトロ（独立行政法人日本貿易振興機構）を通じた川上から川下に至る総合的なビジネスサポートの強化等により、農林水産物等の輸出促進に関する取組を支援します。

《問い合わせ先》農林水産省食料産業局輸出促進グループ ☎03-3502-3408

(オ) 食品の衛生・品質管理体制の強化を目指す食品製造事業者等を対象とした、HACCP導入に必要な人材育成等の取組を支援します。

《問い合わせ先》農林水産省食料産業局企画課 ☎03-3502-5743

(カ) 農林漁業者や異業種・異業態の事業者との連携により、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するための事業化可能性調査に対して補助します。（補助率：定額）

(キ) 農林漁業者や異業種・異業態の事業者との連携により、市場ニーズに即し、事業化が見込まれる新商品や新たなサービスについて、実用化に向けた新技術等の実証費用の一部を補助します。[1]において「研究開発・成果利用事業計画」の認定を受けた場合には、補助率の嵩上げを行います。（補助率：通常1/2→認定2/3）

《問い合わせ先》農林水産省食料産業局新事業創出課 ☎03-6738-6317（直通）

(2) 森林・林業再生基盤づくり交付金による木質バイオマス関連施設整備への支援

民間事業者の工夫とアイデアを活かしつつ、地域内の木質バイオマス供給者、利用者等の連携の下、賦存する木質バイオマスをエネルギー及び製品の原料として利活用する施設などの整備に助成します。

○対象者：林業者又は林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、民間事業者（地域に賦存する木質バイオマスの総合的な利活用に取り組む地域において事業を行う場合等に限る。）など

○具体的な支援：森林・林業再生基盤づくり交付金

(ア) 対象設備：熱供給施設、チップ製造施設、ペレット製造施設等の木質バイオマスエネルギー供給施設など

(イ) 交付率：1/2又は1/3

○手続きの流れ：事業実施主体が所在都道府県について要望し、都道府県が事業実施計画書を作成し、国に提出する。

《問い合わせ先》林野庁林政部木材利用課 ☎03-6744-2297(直通)

(3) 木材製品の高付加価値化、木材価格の高度化の推進

(ア) 製材業者等の木材産業者が木材製品の高付加価値化・低コスト化、経営の多角化等を図るための設備の導入とそれに伴う施設・設備の廃棄等のために必要な資金の借入に際して発生する利子の一部を助成します。

○対象者：製材業、集成材製造業、合板製造業等を営む者

○対象設備：乾燥装置、集成加工施設、木くず焚きボイラーなど

○補助率：1/2又は2/3（上限利率3%）

○返済期間：7年以内（据え置き期間2年を含む）

《問い合わせ先》

全国木材協同組合連合会 ☎03-3580-3215

(イ) 木材供給の高度化のための機械設備をリースにより導入する場合に、リース料の一部を助成します。

○対象者：木材関連業者等の組織する団体のほか製材業、木材販売業を営む者

○対象設備：高性能製材設備、大形木材乾燥機、CAD・CAM、集成材製造設備など

○助成期間：3～6年以内

○助成率：リース料総額のおおむね6～9%

[1] 都道府県知事により「乾燥材生産計画」の認定を受けた者が大型木材乾燥設備又は乾燥設備の熱源として木くず焚きボイラー又は木質バイオマス発電施設を導入する場合及び花粉発生源対策と連携して単板製造設備、ラミナ製造設備、木材チップ製造設備を導入する場合は、さらに1%の金利相当分を助成

《問い合わせ先》

全国木材協同組合連合会 ☎03-3580-3215

2 研究開発等横断的分野等における支援

- (1) 我が国の有する高い農林水産・食品分野の研究開発能力を活かし、これらの研究成果を産業競争力につなげる産学連携の研究を「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業」において支援します。本事業は、研究開発段階ごとに基礎段階の研究開発を「①シーズ創出ステージ」、応用段階の研究開発を「②発展融合ステージ」、実用化段階の研究開発を「③実用技術開発ステージ」として、研究課題を提案公募方式により公募し、基礎段階から実用化段階までの研究開発を継ぎ目なく支援します。

手続きの流れ：各研究ステージ毎に研究課題を提案公募し、外部評価委員による、書類審査及び面接審査を経て採択課題を決定。

募集期間：平成25年2月8日～3月8日（平成25年度の場合）

[1] シーズ創出ステージ

産学の研究機関の独創的な発想から、将来、アグリビジネスに結びつく革新的な技術シーズを創出する研究開発を対象とします。

- ・ 施策利用の対象者：研究開発を行う大学、民間企業、研究独法、都道府県試験場等の単独の研究機関又は研究グループ。
- ・ 研究期間：原則3年以内
- ・ 上限額：Aタイプ－5,000万円/年、Bタイプ－1,000万円/年

[2] 発展融合ステージ

(ア) 産学機関結集型

産学の研究機関が結集し、工学、情報通信、医療分野といった異業種との融合等を進めることにより、技術シーズの実用化に向けた発展研究や新たな発想に基づく用途開発研究を対象とします。

(イ) 研究人材交流型

新品種に対応した農業資材の研究開発等に取り組む異業種の研究機関が、農林水産・食品分野の専門研究者の派遣を受けるなどして実施する人材交流型研究開発を対象とします。

- ・ 施策利用の対象者：研究開発を行う大学、民間企業、研究独法、都道府県試験場等の単独の研究機関又は研究グループ。

発展融合ステージでは、第1段階（フェーズⅠ）である1年目の研究の結果に基づき、第2段階（フェーズⅡ）の研究へ移行する多段階選抜方式を導入します。

- ・ 研究期間：フェーズⅠは1年以内、フェーズⅡは原則2年以内
- ・ 上限額：Aタイプ－フェーズⅠが500万円/年
フェーズⅡが5,000万円以内/年
Bタイプ－フェーズⅠが500万円/年

フェーズⅡが1,000万円以内/年

[3] 実用技術開発ステージ

(ア) 研究成果実用型

農林水産省が実施した基礎・応用研究（イノベーション創出基礎的研究推進事業や農林水産委託プロジェクト研究）の成果を基に、特に実用化の可能性が高い研究開発を対象とします。

- ・ 施策利用の対象者：研究開発を行う大学、民間企業、研究独法、都道府県試験場等から成る研究グループ。
- ・ 研究期間：原則3年以内
- ・ 上限額：Aタイプ-5,000万円/年、Bタイプ-1,000万円/年

(イ) 現場ニーズ対応型

農林水産現場の多様なニーズに対応した実用技術の強化を図るために、農林水産・食品分野の現場の課題の早急な解決に資する研究開発を対象とします。

- ・ 施策利用の対象者：研究開発を行う大学、民間企業、研究独法、都道府県試験場等から成る研究グループ。
- ・ 研究期間：原則3年以内
- ・ 上限額：Aタイプ-3,000万円/年（研究連携に基づく研究課題は5,000万円/年）、Bタイプ-1,000万円/年

(ウ) 重要施策対応型

総合特区、地域イノベーション戦略に指定されている地域において推進する研究開発を対象とします。また、突発的な事象等の緊急研究開発を対象とします。

- ・ 施策利用の対象者：研究開発を行う大学、民間企業、研究独法、都道府県試験場等から成る研究グループ。
- ・ 研究期間：原則3年以内
- ・ 上限額：2,000万円/年

《問い合わせ先》農林水産省 農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室
☎03-6744-7044（直通）

(2) イノベーションの創出に繋がる研究開発を推進し、研究成果を活用した産業競争力の強化を促すため、共同研究の参画機関の増大、異分野の関係者との連携強化等を支援。

施策利用の対象者：研究開発を行う大学、民間企業、研究独法、都道府県試験場等の研究機関や研究者、事業者

支援策の具体的な内容：

〔1〕農林水産・食品産業分野の研究に関わる専門家を産学連携研究のコーディネーターとして全国に駐在させ、基盤的な技術の発掘、共同研究グループの形成、研究計画の作成等の支援を実施。

〔2〕農林水産分野や食品業分野の研究に関わる多様な分野の専門家（知的財産の戦略的活用など技術経営（MOT）的視点の導入を支援する専門家を含む）により、全国に駐在するコーディネーターでは対応困難な専門分野等におい

業種別対策

て、産学連携研究への他産業分野の機関や企業等の参加を促進。

〔3〕産学連携研究の計画作成のための事前調査やセミナー等を実施。

《問い合わせ先》農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室

☎03-3502-5530（直通）

3 農林水産関連企業等に対する金融措置等

（1）農産物の自由化等により影響を被る特定の農産加工業者の経営の改善を図るため、特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づき、事業転換、新商品・新技術の開発・利用、事業提携等に対し、金融税制の面での助成措置を講じます。

《問い合わせ先》農林水産省食料産業局食品製造卸売課 ☎03-3502-8237（直通）

（2）中山間地域における農林漁業の振興を図るため、中山間地域内で生産される農林畜水産物を活用した新商品の研究開発等を行うのに必要な資金及び中山間地域内において農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設の設置に必要な資金を融資します。

《問い合わせ先》農林水産省農村振興局中山間地域振興課 ☎03-3502-6005（直通）

（3）特定農林畜水産物の新規の用途又は加工原材料用の新品種を使った製品生産を企業化・実用化する事業に必要な施設の改良、造成又は取得するための資金を融資します。

《問い合わせ先》農林水産省食料産業局新事業創出課 ☎03-6744-2062（直通）

（4）食品の衛生・品質管理体制を強化するため、食品製造事業者がHACCPを取り入れた一定の施設整備を行う場合に金融上の支援を行います。

《問い合わせ先》農林水産省食料産業局企画課 ☎03-3502-5743（直通）

（5）乳業施設の整備を図る乳業者に対して、低利で資金を融資します。

《問い合わせ先》農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課 ☎03-3502-5987（直通）

（6）近年の水産加工業を取り巻く情勢に対応して、水産加工業の体質強化を図るために必要となる施設の改良等を行う資金である水産加工資金を融資します。

《問い合わせ先》水産庁漁政部加工流通課 ☎03-3502-8203（直通）

（7）林業・木材産業の経営改善等を目的として行う新たな経営の開始、生産・販売方式の導入等を実施するために必要な資金（林業・木材産業改善資金）を融資します。

また、林業経営の改善を図るとともに、木材の生産及び流通の合理化等を促進し木材供給の円滑化を図るため、木材産業等高度化推進資金を融資します。

《問い合わせ先》林野庁林政部企画課 ☎03-3502-8037（直通）

（8）食品廃棄物を再資源化するために必要となる運搬、貯蔵、回収又は加工等のための施設で、十分な公害対策が講じられているものに対し長期低利資金を融

資します。

《問い合わせ先》農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課

☎03-6744-2066（直通）

（9）農林漁業の成長産業化を実現するため、株式会社農林漁業成長産業化支援機構を通じて、成長資本の提供と併せて経営支援を一体的に実施します。

《問い合わせ先》農林水産省食料産業局産業連携課ファンド室 ☎03-6744-2076

4 食料品・林産物の流通の合理化

（1）食料品の流通の合理化

消費者ニーズの多様化・高度化、労働環境の変化、環境問題への関心の高まり等食品流通を取り巻く社会的経済的情勢の変化に適切に対応するため、次の措置を講じます。

[1] 食品流通構造改善促進法に基づく構造改善を支援するため、同法に基づく指定法人である（公財）食品流通構造改善促進機構が、①通信講座による等研修事業、②流通の近代化、経営の合理化に関する相談・支援や同法等の法令に基づく債務保証等の相談援助事業を行うことにより食品小売業・卸売業の活性化等の総合的な推進を図ります。

《問い合わせ先》（公財）食品流通構造改善促進機構 ☎03-5809-2175（直通）

[2] 生鮮食料品等の小売業の近代化・合理化の推進を図るため、低利融資（生鮮食料品等小売業近代化貸付）を行います。

《問い合わせ先》農林水産省食品小売サービス課 ☎03-3502-5741（直通）

[3] 食品流通構造改善促進法に基づく構造改善事業に対し、低利融資（食品流通改善資金）を行います。

《問い合わせ先》農林水産省食品小売サービス課 ☎03-3502-5741（直通）

[4] 乳業の合理化・再編による効率的な乳業施設の整備等を行う事業に対して助成します。

《問い合わせ先》農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課 ☎03-3502-5987（直通）

（2）林産物の流通の合理化

地域の中小製材工場等が中核工場と連携して行う、生產品目の転換や品質向上・物流効率化、地域材への原料転換に必要な施設整備等を森林・林業再生基盤づくり交付金により、支援します。

○対象となる事業者：地域材を利用する法人（木材安定取引協定の締結等に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするもの）

○支援策の具体的内容：木材処理加工施設、木材集出荷販売施設等の整備

○手続きの流れ：地域材を利用する法人等が都道府県知事に計画を申請し承認を受ける。その後、地域材を利用する法人等は補助金交付申請書を都道府県知事に提出。

業種別対策

《問い合わせ先》林野庁木材産業課 ☎03-6744-2291

第3節 中小運輸業対策

中小企業等に対して、低利融資や債務保証等の様々な支援スキームを活用した以下のような対策が展開されている。

1 内航海運対策

内航海運は、我が国の国内貨物輸送活動において、輸送トンキロで約4割を占める基幹的な輸送機関ですが、その業界は大半が企業体質の脆弱な中小企業者です。そこで、経営内容の健全化を図り、経営基盤を強化する中小企業対策の推進の面から、船舶の建造に際し、船舶共有建造方式を通じ長期・低利の資金を供給しています。

平成25年度においては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6-50-1 ☎045-222-9139）（以下、「機構」という。）との共有方式による内航船舶の建造257億円が機構において確保されています。

（1）船舶共有建造

[1] 対象船舶

- (ア) 100総トン以上又は長さ30m以上の鋼製の船舶であること
- (イ) 図表6-2-1のいずれかに該当する船舶であること 等

[2] 機構分担割合の上限

機構が分担する費用の上限は、内航船舶の建造費（船価）に図表6-2-1の割合を乗じた額となっています。

不明な点は機構にお問い合わせください。

図表 6-2-1 代替建造費用の機構分担割合

区分	要件	機構分担割合の上限	
		中小規模事業者	中小規模事業者以外
内航海運のグリーン化対策	イ. スーパーエコシップ	80%	
	ロ. CO2排出量が従来の船舶に比べ、10%以上削減された船舶	80% (12%以上)	
		80%	70%
	ハ. 二重船殻構造を有する油送船及び特殊タンク船	80%	
	ニ. 二重船底構造を有する油送船及び特殊タンク船	70%	
ホ. モーダルシフトに資する船舶（RO-RO船、コンテナ船、自動車専用船、内航フィーダー用コンテナ船） （被代替船と比べて積載能力又は速度が増加する船舶、新規航路に就航する船舶、被代替船がモーダルシフト船以外である船舶等）	80%	70%	
産業競争力強化対策	グループ化を実施する事業者が建造する船舶	80%	

(注) ○ 中小規模事業者とは、資本金3億円以下の事業者

[3] 共有期間及び使用料の支払方法

(ア) 共有期間

建造した内航船舶は、機構と事業者との共有とし、共有期間は、次のとおりとなっています。

図表 6-2-2 建造内航船舶の共有期間

船種	2,000総トン以上	2,000総トン未満
貨物船(鋼製引船・鋼製はしけを除く)	15年	14年
セメント専用船	15年	14年
油送船	13年	11年
特殊タンク船(薬品送船を除く)	13年	11年
薬品送船	10年	10年
鋼製引船	14年	14年
鋼製はしけ	12年	12年

業種別対策

(イ) 使用料の支払方法

共有期間中、事業者は毎月機構持分について減価償却費相当額と未償却部分に対する利息相当額との合計額を支払います。

なお、金利は以下のとおりとなっています（平成25年6月12日現在）。事業者ニーズによりの確に対応した金利体系とするため、平成18年11月に金利見直し型（5年毎見直し）と金利固定型の併用制を導入しております。なお、図表6-2-3の利率は標準的な利率で、適用利率は信用リスク等に応じて所定の利率が適用されます。

図表6-2-3 事業金利

共有期間	金利	
	金利見直し型 (5年毎見直し)	固定型
9年以内	年1.52%	年1.95%
9年超～10年以内	年1.59%	年2.05%
10年超～11年以内	年1.67%	年2.15%
11年超～12年以内	年1.67%	年2.15%
12年超～13年以内	年1.75%	年2.25%
13年超～14年以内	年1.75%	年2.25%
14年超～15年以内	年1.83%	年2.35%
15年超～16年以内	年1.91%	年2.45%
16年超～17年以内	年1.91%	年2.45%
17年超～18年以内	年1.98%	年2.55%

2 物流効率化対策

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）（以下「物流総合効率化法」という。）に基づき、物流事業者等が行う物流拠点となる施設の整備、共同輸配送等の流通業務効率化事業の実施の促進を図るため、支援措置を講じています。

(1) 対象者

物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の認定を受けた事業者

(2) 具体的な支援

物流総合効率化法による総合効率化計画に基づき取得する国際競争力強化及び環境負荷低減に資する物流効率化施設に係る税制特例措置（[1] 所得税・法人税の割増償却[5年間10%]、[2] 固定資産税・都市計画税の課税標準の特例[5年度分 1/2（倉庫）、3/4（倉庫付属設備）]）

(3) 手続きの流れ

各地方運輸局にて証明書発行後、確定申告書等必要書類を揃え、税務当局へ申告します。

(4) 期限

平成25年3月31日まで

物流総合効率化法の詳細につきましては、
<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu05300.html>
をご覧ください。

〈〈問い合わせ先〉〉国土交通省総合政策局物流政策課物流産業室
☎ 03-5253-8297（直通）

3 倉庫業対策

物流機能の向上と道路交通の円滑化等を目的として「流通業務市街地の整備に関する法律」等により全国各地において、流通業務団地等が整備され、これらの団地に倉庫、トラックターミナル等の物流施設等が建設されています。

また、中小倉庫業者等の設備投資の促進を図るため、支援措置を講じています。

(1) 対象者

中小倉庫事業者等

(2) 具体的な支援

中小企業等投資促進税制：中小企業者等が機械等^{※1}を取得した場合、[1] 所得税・法人税の特別償却30%又は[2] 税額控除7%

(※1 対象設備：機械・装置(160万円以上/1設備)、器具・備品(120万円以上/1設備又は同一種類の複数設備の合計)、ソフトウェア(70万円以上/複数基)等)

(3) 手続きの流れ

確定申告書等必要書類を揃え、税務当局へ申告します。

(4) 期限

平成26年3月31日まで

〈〈問い合わせ先〉〉国土交通省総合政策局物流政策課物流産業室
☎ 03-5253-8297（直通）

4 港湾運送業対策

港湾運送事業者の物流ニーズの高度化・多様化への対応を促進するため、一般財団法人港湾近代化促進協議会において、共同物流センター、荷役機械、物流情報システムの整備、経営基盤強化対策、ターミナルオペレーター事業等に対する助成を行っています。

5 貨物自動車運送事業の中小企業対策

(1) 適正取引の推進

「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の策定や「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議」の開催等、適正な取引を推進しています。

また、適正取引相談窓口を各地方運輸局及び運輸支局等に設置し、トラック事業者から寄せられる荷主や元請事業者との取引上の問題に関する相談に対応しています。

(2) 中小企業投資促進税制

トラック事業者の設備投資を促進するため、トラックを中小企業投資促進税制の適

用対象資産としています。

(3) 事業協同組合等の組織化・事業の共同化

トラック事業者の経営基盤の強化を図るため、事業協同組合等による共同化・組織化を促進し、その指導・育成に努めています。これらの組合等においては、共同受注・共同配車・車両・燃料等の共同購入、事業資金の貸付け等各種共同事業を行っています。

(4) 近代化基金

営業用自動車の公共性等に配慮し、輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運転の確保等を目的とした運輸事業振興助成交付金制度が設けられています。この交付金を活用した事業の1つとして貨物自動車運送事業者等への融資を円滑にするための利子補給事業があり、そのための基金として（公社）全日本トラック協会及び各都道府県トラック協会において近代化基金が造成されています。

平成25年度の中央近代化基金（（公社）全日本トラック協会）の融資条件は、次のとおりです。

- [1] 資金総枠：120億円
- [2] 融資対象者：貨物自動車運送事業者、その共同体及びその持ち株会社
- [3] 融資対象事業：トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備、福利厚生施設の整備、荷役機械の購入
- [4] 融資限度：事業規模が1億円以上50億円以内の大規模プロジェクトについて、その投資額の30%以内（30%を乗じた額が5,000万円未満の場合は5,000万円）。中小企業高度化資金貸付対象事業については、投資額の15%
- [5] 償還期間：10年以内（ただし、法定耐用年数が10年を下回る設備は法定耐用年数）
- [6] 貸出利率：取扱金融機関の所定利率
- [7] 利子補給：本制度融資の借入者に対し、個別企業体、共同体ともに年0.6%の利子補給を行う。
- [8] 問い合わせ先：（公社）全日本トラック協会 ☎03-5323-7109（代表）
http://www.jta.or.jp/sub_index/shien.html

このほか、ポスト新長期規制適合車の導入及び許可基準割れ（5両未満）事業者の増車に係る融資制度等も設けられています。

6 造船業及び舶用工業対策

国土交通省では、中小企業新事業活動促進法、中小企業信用保険法、企業立地促進法等に基づき、中小造船事業者等が税制優遇措置等を受けられるよう、特定業種の指定等を推進しています。

第4節 生活衛生関係中小企業対策

生活衛生関係営業者に対する経営相談・指導、利用者又は消費者の苦情処理等や、生活衛生関係営業の計画的な振興を図るための各種事業を行っています。さらに、衛生水準を高め、経営の近代化を促進するために必要な資金の貸付を低利融資で実施しています。

生活衛生関係営業（以下「生衛業」という）とは、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、公衆浴場業、クリーニング業、飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業及び冰雪販売業をいいます。これらの生衛業は、国民の日常生活に密着したサービスを提供する営業であり、これらの営業における衛生水準の維持及び向上を図ることが極めて重要であるため、理容師法、美容師法、食品衛生法等それぞれ個別の関係法令によって必要な規制が行われています。

一方、生衛業のほとんどは、経営基盤が脆弱な中小零細企業であることから、その経営の近代化・合理化を促進することにより、公衆衛生の一層の向上を図るため、各都道府県に生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という）を設置し、都道府県の区域内の全生衛業者について経営相談・指導及び利用者又は消費者の苦情処理等を行っています。

また、大企業の生衛業分野への進出による紛争に対し、都道府県指導センターに、事業活動調整員を設置し、当事業間の調整等を行うとともに分野調整事業協議会を設置し、解決に努めています。

なお、生衛業の計画的な振興を図るため、厚生労働大臣の指定する業種ごとに振興指針を策定するほか、標準営業約款制度による消費者利益の擁護のための施策を講ずることとしており、生衛業の活性化に資するための事業を都道府県指導センターにおいて行っています。

さらに、生衛業の衛生水準向上、近代化を図るため株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）により、必要な資金の貸付けを行っています。

1 生活衛生関係営業者に対する相談・指導事業

中長期の展望に立った政策の諸課題を検討し、これを踏まえた施策の展開を図ります。

(1) 生活衛生営業経営指導員制度

生活衛生営業経営指導員（以下「経営指導員」という）は、個々の営業の体質改善を図り、その経営の近代化・合理化を一層強力に推進するために、経理、金融等について専門的な知識を有する経験者に、営業者に対する経営指導・相談の業務を行わせるため、都道府県指導センターに設置され、経理、税務、金融、労務管理及び営業設備の近代化・合理化に関する相談・指導を計画的に専門的な立場から行っています。

(2) 生活衛生営業経営特別相談員

生活衛生営業経営特別相談員（以下「経営特別相談員」という）は、業界の自主的努力を一層効果的にするため営業者に対し経営に関する相談・指導を行うとともに

に、経営指導員に対して、その業務に関する助言を行う高度の知識を有する者として昭和 48 年度に創設されたものです。

この経営特別相談員は、各都道府県知事の委嘱を受けてその業務を遂行しており、特に株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）の「生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度」の申込みに対する審査及び当該融資を受ける生衛業者に対する相談・指導を行っています。

なお、都道府県指導センターの充実強化を図るため、経営特別相談員を活用した巡回指導事業を実施しています。

(3) 都道府県生活衛生営業指導センターが実施する事業

[1] 相談指導事業

都道府県生活衛生営業指導センターによる相談指導の実施体制の充実を図るとともに、株式会社日本政策金融公庫による貸付制度の効果的な活用を促進する。ひいては生衛業の衛生水準の維持向上、経営の安定化を図ることを行っています。また、規模の異なる同種の業種間で発生する利害紛争について調整を行い、当事者間の自主解決の促進を図ることを行っています。

[2] 情報化整備事業

生衛業に関する情報の収集、分析、情報発信及び指導体制の効率化を推進することにより、生衛業の経営の安定化、衛生水準の維持向上、業界振興を図ることを行っています。

[3] 後継者育成支援事業

生衛業にインターンシップ制度を導入し、雇用吸収力の高い生衛業の活性化を図るとともに、生衛業が直面している後継者の課題の緩和を図ることを行っています。

[4] 健康・福祉対策推進等事業

生衛業の特徴を活かした地域福祉の増進を推進することにより、業界の振興、経営の安定化を図るとともに、感染症の発生に対応できる体制を整え、生衛業における衛生水準の維持向上を図ることを行っています。

[5] 消費者等コールセンター事業

利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、苦情処理等の業務を適正に処理する体制整備を図り、サービスの質の向上に寄与することを行っています。

《問い合わせ先》 厚生労働省健康局生活衛生課指導係 TEL 03-3595-2301

2 生活衛生関係営業者に対する融資

株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）では、生衛業の衛生水準の向上、経営の近代化・合理化を促進するため、生衛業者に対し融資を行っておりますが、さらに生衛業の中でも特に小規模な生衛業者を対象とした「生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度」があり、その資金枠は平成25年度で、55億円となっています。

- [1] 貸付対象者：常時使用する従業員の数が5人以下の生衛業者
- [2] 貸付限度額：1,500万円
- [3] 貸付金利：年1.65%（平成25年6月1日現在）
- [4] 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内
- [5] 措置期間：設備資金2年以内、運転資金1年以内
- [6] 担保等：無担保・無保証人

この貸付制度を利用しようとする生衛業者は、生衛業者の属する業種の生衛組合（組合が未結成の場合には、都道府県指導センター又は都道府県指導センターの指定する組合）に対し、融資の推薦のための申込みを行い、経営特別相談員又は経営指導員の指導・審査を経て、生衛組合では、特別融資審査委員会において、申込案件を審査し、適当と認められる場合には、株式会社日本政策金融公庫（沖縄では沖縄振興開発金融公庫）に対して、融資の推薦を行うことになっています。

また、振興計画の認定を受けた生衛組合、生衛小組合及びその組合員に対しても、「振興事業貸付」として設備資金と運転資金の融資が受けられるようになっており、振興事業に係る事業計画書を策定し、生衛組合から検証を受けた場合は、さらに低利で融資が受けられるようになっています。

〈問い合わせ先〉 厚生労働省健康局生活衛生課管理係 TEL 03-3595-2301

第5節 中小建設業対策

住宅・社会資本整備の担い手であり、経済と雇用を支える重要な基幹産業となっているのが建設産業です。その圧倒的多数が中小建設業者でその方々が抱える問題等に対して、以下のようなさまざまな施策を展開しています。

地域の中小建設業は、建設投資の減少、ダンピング等による価格競争の激化や、金融機関の融資姿勢の厳格化、昨今の景気の後退等の影響を受け、かつてない厳しい経営環境に直面しています。建設業は、住宅・社会資本整備の直接の担い手であり、国内総生産・全就業者数の約1割を占める基幹産業の1つです。このため、地域の建設企業が経営力を強化し、地域の中で持続的に活動できるよう、以下の各施策を実施しています。

1 人材確保・育成に向けた施策の実施

社会保険加入を徹底することで、企業間の健全な競争環境の構築と、技能労働者等の処遇改善を図るため、建設業界関係者が一体となって、雇用、健康、厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）の未加入対策の推進に総合的に取り組んでいます。

また、建設業に従事する技能者の確保・育成するために、地域の建設業団体等と工業高校等とが連携した将来の人材の確保・育成に資する実践的な取組に対する支援のほか、施工現場で中核的な業務に従事する登録基幹技能者の確保・育成・活用の推進を図っています。

このように建設業の人材の育成・確保に積極的に取り組むため、建設産業人材確保・育成推進協議会とともに、「キャリアレッスン」（出前講座）を促進させるための支援や「建設業界ガイドブック」による情報提供を実施しています。このほか、（一財）建設業振興基金において、各建設業団体が推進する基幹技能者等の育成事業を支援しています。

上記の施策の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

●建設産業の社会保険未加入対策

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000067.html

●建設産業人材確保・育成推進協議会等による人材確保・育成推進 ヨイケンセツドットコム（<http://www.yoi-kensetsu.com/index.php>）

2 組織化・共同化

(1) 事業協同組合等

中小建設業の組織化・事業の共同化により中小建設業者の経営基盤の強化を図るため、中小企業等協同組合法による事業協同組合、企業組合、中小企業団体の組織に関する法律による協業組合等の設立・運営の指導等を行っています。

事業協同組合等では、建設資材等の共同購買、建設工事の受注あっせん・共同受注、事業資金の貸付け、債務保証、教育・情報提供等の様々な共同事業が、金融その他の中小企業施策の活用を図りつつ積極的に行われています。

(2) 共同企業体の活用

中小・中堅建設業者の経営力・施工力の強化を図るため、経常建設共同企業体の適正な活用による企業連携・協業化を推進しています。国土交通省等では、企業連携・協業化を促進する観点から、真に企業合併等に寄与すると認められる経常建設共同企業体に対して客観点数及び主観点数の加点調整措置を行っています。

また、中央建設業審議会により、昭和62年に建議された「共同企業体運用準則」(平成23年11月最終改定)は、各発注機関が共同企業体を活用する場合に準拠すべきものとされており、国土交通省では、各発注機関に対して、運用準則の趣旨に沿った運用基準をそれぞれ策定し、当該基準に従って共同企業体制度を適正に運用するよう、指導・助言を行っています。

なお、建設業者においては、共同企業体運営指針(共同企業体の運営が円滑に行われるよう施工体制、管理体制、責任体制その他の基本的な運営の在り方を示した指針)や「共同企業体運営モデル規則」(共同企業体運営指針の趣旨に沿った運営に関する規則等を整備する際のモデル)等に基づき、適正な共同企業体の運営を図ることが必要とされています。

3 経営力の強化

各分野の専門家によるアドバイスと、新事業展開、企業再編・廃業に関する有望案件の継続的支援により、中小・中堅建設企業の経営戦略の実現を支援する「建設企業のための経営戦略アドバイザリー事業」を実施しています。

また、平成25年度からは、建設業のもつノウハウを活かした地域の課題解決に資する事業に要する経費の一部を支援するメニューを追加し、地域社会の維持に必要不可欠な役割を担う中小建設企業の新事業展開、経営力の強化を支援しています。

上記の施策の詳細につきましては、ホームページ「ヨイケンセツドットコム」(<http://www.yoi-kensetsu.com/index.php>)をご覧ください。

4 金融の円滑化

担保力に乏しく、経営基盤の脆弱な企業の多い中小建設業の金融の円滑化を図るため、政策金融機関による融資、小規模企業者等設備導入資金助成法による融資、保証事業会社、勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部の預託融資の活用を図っています。

また、平成20年11月には、従来の下請セーフティネット債務保証事業を拡充し、建設業者が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進すること等を内容とした地域建設業経営強化融資制度を創設し、実施しています(平成26年3月末までの措置)。

本制度は、建設業者が、公共工事請負代金債権を担保に事業協同組合等又は一定の民間事業者から出来高に応じて融資を受けられるとともに、保証事業会社の保証により、工事の出来高を超える部分についても金融機関から融資を受けることが可能となる制度であり、本制度を利用する建設業者は、金利負担等の軽減のための国の助成も受けられます。

さらに、下請建設企業等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るため、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等に係る債権の支払をファクタリング会社が保証する場合に、下請建設企業等の保証料負担を軽減するとともに、保証された債権の回収が困難となった際の保証債務の履行のためファクタリング会社に発生する損失を補償することにより、下請建設企業等の有する債権の保全を促進する下請債権保全支援事業を平成22年3月1日より実施しています(平成26年3月末までの措置)。

上記各制度の詳細については、(一財)建設業振興基金のホームページ(<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/index.html>)をご覧ください。

また、地域防災への備えの観点から、災害協定に基づく活動を実施する中小・中堅建設業者が一定の建設機械を購入する際に調達する資金等に係る金利に対し、その一部を助成する建設業災害対応金融支援事業を平成25年3月13日より実施しています(平成26年3月末までの措置)。

詳細は、(一財)建設業振興基金のホームページ(<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/kenki.html>)をご覧ください。

5 中小・中堅建設業の受注機会の確保

公共工事の発注に当たっては、工事の的確かつ円滑な施工を確保しつつ、以下のような中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策を行っています。

- (1) 下位ランク業者の上位ランク工事への参入機会の拡大
- (2) 一般競争入札の客観点数条件の引下げの積極的な推進
- (3) 経常建設共同企業体制度の活用
- (4) 発注標準の引上げ等による広範囲の受注機会の確保
- (5) 分離・分割発注の推進
- (6) 適切な地域要件の設定や、地域精通度等地域企業の適切な評価

6 建設生産システムの活性化

平成3年2月に策定された「建設産業における生産システム合理化指針」の周知徹底を図るとともに、指針遵守のための場として平成3年8月に設けられた建設生産システム合理化推進協議会を通じ、総合工事業者及び専門工事業者間において建設生産システムの合理化の一層の推進を図るための協議及び申し合わせが行われています。本協議会では、対等で透明性の高い建設生産システムを構築するために、「施工条件・範囲リスト」(総合工事業者・専門工事業者間の見積協議の際に、施工条件を当事者間で明確化するための書面(リスト)で、平成22年度末時点で16工種のリストを作成済みである。)の策定・周知徹底などに取り組んでおり、今後も、同協議会を活用して総合工事業者・専門工事業者間の関係の適正化に取り組んでいくこととしております。

7 木造住宅等の生産体制の近代化・活性化

戸建住宅の新設着工戸数の約7割は在来工法による木造住宅となっており、このうち約6割は、中小の大工・工務店(年間供給戸数50戸未満)によって建設されている

ところでは、

しかしながら木造住宅供給の担い手となる大工就業者については、2010年現在で約40万人（30年前に比べて約6割減少。国勢調査による。）となっており、特に若年層の大工就業者が大幅に減少しています。

このような現状を踏まえ、木造住宅の複雑な生産過程や維持管理技術等に関する幅広い知識・ノウハウを有する大工技能者等の人材を育成し、もって良質な木造住宅ストックの形成・適切なリフォームの実施等を推進することを目的とし、技術講習や実技指導を通じた木造住宅の施工に関する住宅生産事業者の能力の向上及び技術の継承に対する支援を行っています。

また、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡す建設業者及び宅地建物取引業者に対し、住宅瑕疵担保責任保険への加入又は保証金の供託の方法による資力確保が義務づけられました。このうち、住宅瑕疵担保責任保険について、住宅保証基金を造成し、中小住宅生産者の保険への加入を支援しています。

さらに、住宅リフォームの促進に向けて、住まいのダイヤル（（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター 〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-7 九段センタービル3F TEL 03-3261-4567）において、インターネットによる消費者等への情報提供（リフォネット <http://www.refonet.jp/>）、リフォームに係る技術情報の提供、人材育成等を行うほか、消費者が安心してリフォームを実施できる環境を整備するため、電話相談、リフォーム無料見積チェックサービスや各地の弁護士会における専門家相談を実施しています。また、多様なリフォーム工事を対象とするリフォーム瑕疵保険制度を整備しています。

8 中小不動産業対策

（1）不動産流通市場の整備

不動産の売買や賃貸の媒介等を行っている中小不動産業者の協業化等を推進し、不動産流通市場の近代化を図るため、一定の媒介契約に係る物件情報の登録義務の受皿として、指定流通機構制度が平成2年5月から施行（昭和63年5月法改正）され、その活用が年々進んできたところです。

さらに平成9年4月には、透明な不動産流通市場の整備による中小不動産業者の協業化の更なる推進と消費者利益の増進を目指して、指定流通機構に登録を義務づける媒介契約の種類を拡大するとともに、登録の受皿となる指定流通機構の法的信頼性の向上を図るため、公益法人であることが法律上の要件とされました。

現在、全国を4つの地域に区分してそれぞれの指定流通機構が活用されているところですが、インターネット技術の導入、4機構の不動産情報を集約したデータベースの構築等を通じて、不動産業の高度情報化への対応を促進することにより、不動産物件情報システムであるレイズ（不動産流通標準情報システム）の充実が図られているところです。

また、消費者が不動産情報を収集する際の利便性向上と中小不動産業者に対するIT環境利用機会の提供を目的として、物件情報及び有益情報をワンストップで幅広く提供する「不動産統合サイト（不動産ジャパン）<http://www.fudousan.or.jp/>」

を不動産業界が一体となって整備・運営しており、国土交通省としてもこの取組を支援しています。

さらに、平成 24 年度、平成 25 年度においては、予算措置を講じて中小不動産業者と不動産に関連する分野（リフォームやインスペクション等）の事業者が連携することにより、多様な消費者ニーズに対応するビジネスモデルの構築を行う全国の協議会の活動を支援しています。

（２） 中小不動産業者等に対する金融措置

中小不動産業者の経営近代化に資するため、(公財)不動産流通近代化センター（〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-30 サウスヒル永田町ビル 8 F TEL 03-5843-2070）は、事業者団体等に対して、情報処理施設等の共同施設設置資金、不動産証券化手法を活用した特別目的会社による資産の取得資金、地域再生事業等における不動産の改修等に係る資金等の借入れに係る債務保証等を行っています。

第6節 情報バリアフリー事業対策

高齢者や障害者が情報通信を利用する上での障害をなくし、誰もがICT（情報通信技術）の利活用を通じて社会参加できる情報バリアフリー社会の実現のため、以下のような施策を展開しています。

1 情報通信関連企業等に対する助成措置等

情報化の進展に伴い、情報の果たす役割がより重要になっており、全ての人々が必要な情報を円滑に入手及び交換できる必要があります。しかし、高齢者や障害者は、情報の入手及び交換手段としての通信・放送サービスを利用することが困難な場合があります。必ずしもその利便性を十分に享受できません。

そのため、身体障害者(以下「チャレンジド」という。)向け通信・放送役務の開発・提供を行う民間企業等や、高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送技術の研究開発を行う民間企業等に対する助成を実施しています。

(1) 情報バリアフリー事業助成

本助成金は、チャレンジドにとっての情報通信利用の利便増進を図るため、チャレンジド向け通信・放送役務の提供、又は開発を行う対象事業者に対して、独立行政法人情報通信研究機構（NICT）がその資金の一部を助成することで、チャレンジド向け通信・放送サービスの充実を図り、もってチャレンジドが安心して暮らせるとともに社会参加を果たすことができる環境の整備に資することを目的とするものです。

- [1] 助成対象となる事業：チャレンジド向けの通信・放送役務の提供、又はこれまで実施されていないチャレンジドのための通信・放送役務の開発を行う事業
- [2] 具体的な支援：情報バリアフリー事業助成金（チャレンジド向け通信・放送役務提供・開発推進助成金）

交付元： 独立行政法人情報通信研究機構

助成対象となる経費： 直接経費 [(ア)機械装置等購入費、(イ)外注費・委託費、(ウ)労務費、(エ)その他の経費（消耗品費、諸経費）]

助成金の交付額： 助成対象経費の額の1/2を上限とする額

詳細につきましては、情報バリアフリー事業助成金のウェブサイト (http://www2.nict.go.jp/ict_promotion/barrier-free/104/) をご覧ください。

《問い合わせ先》

独立行政法人情報通信研究機構産業振興部門 情報バリアフリー推進室

☎042-327-6022(直通)

(2) デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発

本助成金は、高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの研究開発を行う民間企業等に対して、その研究開発資金の一部を助成することによって、高齢者・障害者向けの通信・放送サービスの充実を図ることを目的としています。

[1] 助成対象となる事業：先進的な通信・放送技術の研究開発であって、その成果によって、高齢者・障害者に有益な新しい通信・放送サービスをもたらすもの、または現在行われている通信・放送サービスを高度化し、高齢者・障害者に有益なものとなる事業

[2] 具体的な支援：デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発

交付元： 総務省

助成対象となる経費：直接経費〔(ア)設備費（建設費及び機械装置等購入費）、(イ)物品費、(ウ)労務費、(エ)外注費、(オ)委託費、(カ)諸経費〕及び間接経費

助成金の交付額：助成対象経費となる直接経費の1/2〔ただし、その額が3,000万円を超える場合には3,000万円（身体障害者等支援研究開発に該当するものは4,000万円）が上限〕相当額と間接経費〔所定の計算方法に基づいて算出〕の合計額

《問い合わせ先》

総務省情報流通行政局情報通信利用促進課

☎03-5253-5743(直通)

2 情報バリアフリーのための情報提供

独立行政法人情報通信研究機構では、「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」に基づき、身体障害のある方や高齢者のご自身、あるいはサービスや機器の開発・提供に携わる事業者の方々に活用されるよう、以下の内容に関する情報提供を実施しています。

- (1) 高齢者・障害者の方等に直接役立つ情報や、情報バリアフリー関連の興味深い情報等、役に立つトピックについて
- (2) 電話リレー、字幕放送等、高齢の方や障害のある方のための通信・放送サービスについて
- (3) 各種助成制度に基づく事業支援や研究開発等、情報バリアフリーの普及に向けたNICTの取組について
- (4) 情報バリアフリー社会の実現を目指して制定された情報アクセシビリティJIS等の規格について
- (5) 推進の経緯から、概要、関連するJIS、ホームページの作り方のポイント、点検・修正システム「ウェブヘルパー」等について
- (6) 行政機関の取組について
- (7) 団体や組織における「情報バリアフリー」を中心とした活動に関する情報を提供するウェブサイトについて
- (8) 情報バリアフリーの理解を助ける用語解説集

業種別対策

詳細につきましては、ホームページ「情報バリアフリーのための情報提供サイト
(<http://barrierfree.nict.go.jp/index.html>)」をご覧ください。

《問い合わせ先》

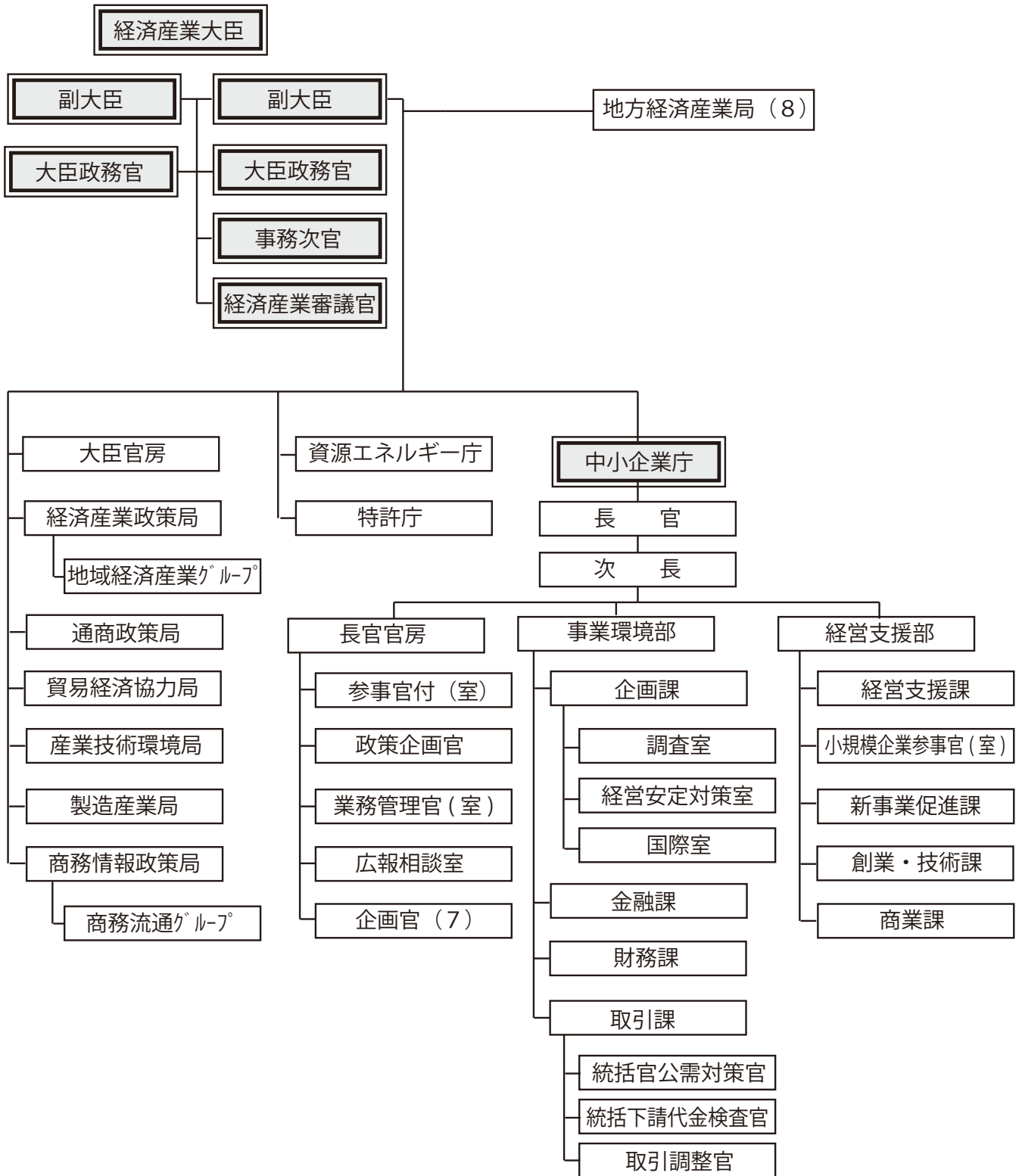
独立行政法人情報通信研究機構産業振興部門 情報バリアフリー推進室

☎042-327-6022(直通)

第Ⅲ部 関連資料



1 経済産業省組織図



2 中小企業庁の組織

長官

次長

部	課名	事務概要	所管法律
長官官房	参事官付(室) ☎ 03-3501-1768	総合調整、中小企業対策予算、国会連絡、機構定員等	中小企業庁設置法 独立行政法人中小企業基盤整備機構法
	政策企画官	長官の補佐	
	業務管理官(室) ☎ 03-3501-1762	人事、文書、会計、物品管理、職員の福利厚生等	
	広報室 ☎ 03-3501-1709 相談室 ☎ 03-3501-4667	施策の広報、経営に関する相談等	
	企画官	特定事項に関する企画及び立案(国際担当、資金供給担当、経営支援担当、新事業創出担当、IT対策担当、中小商業・中心市街地担当) 中小企業基盤整備機構の組織及び運営一般	

事業環境部	企画課 ☎ 03-3501-1765	中小企業政策の企画・立案、法令、中小企業政策審議会等	中小企業基本法
	調査室 ☎ 03-3501-1764	調査分析、統計・資料整備、年次報告(中小企業白書)	
	経営安定対策室 ☎ 03-3501-0459	災害・経営安定対策、共済事業、企業年金等	激甚災害法、阪神・淡路特財法、小規模企業共済法、中小企業倒産防止共済法
	国際室 ☎ 03-3501-9093	中小企業の国際化対策	企業法制
	金融課 ☎ 03-3501-2876	金融対策全般、金融調査、政府系中小企業金融機関、信用補完	中小企業金融公庫法、商工組合中央金庫法、中小企業信用保険法、信用保証協会法等
	財務課 ☎ 03-3501-5803	中小企業税制、事業承継、中小企業投資育成株式会社、人権擁護、財務・会計等	中小企業投資育成株式会社法 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

組織図

取引課 ☎ 03-3501-1669	下請取引適正化、下請企業振興、 官公需対策等	下請中小企業振興法、官 公需についての中小企業 の受注の確保に関する法 律等
-----------------------	---------------------------	---

部	課 名	事 務 概 要	所 管 法 律
経営支援部	経営支援課 ☎ 03-3501-1763	中小企業支援体制、中小企業診断 士、中小企業支援計画、再生支援、 人材支援、中小企業団体中央会 等	中小企業支援法、労働力確保 法、産業再生法、中小企業団 体の組織に関する法律、中小 企業等協同組合法
	小規模企業政策室 ☎ 03-3501-2036	小規模企業対策、経営改善普及事 業、商工会等	小規模事業者支援法、小規模 企業者等設備導入資金助成 法、商工会法等
	新事業促進課 ☎ 03-3501-1767	農商工連携、地域資源活用プログラ ム、新連携対策等	中小企業新事業活動促進法、 中小企業者と農林漁業者との 連携による事業活動の促進に 関する法律、中小企業による 地域資源を活用した事業活動 の促進に関する法律等
	創業・技術課 ☎ 03-3501-1816	ものづくり中小企業支援、中小企業 技術革新制度（S B I R）、中小企 業の創業・ベンチャー支援等	中小企業のものづくり基盤技 術の高度化に関する法律
	商業課 ☎ 03-3501-1929	小売商業・サービス業の振興、中心 市街地活性化対策、物流効率化等	地域商店街活性化法、商店街 振興組合法、中小小売商業振 興法、中心市街地活性化法、 流通業務総合効率化法

3 地方支分部局

北海道経済産業局

<http://www.hkd.meti.go.jp/>

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎 ☎011-709-2311

産業部

- 〈中小企業課〉 ☎011-709-3140 (直)
 - 中小企業相談官—経営相談、苦情処理、あっせん処理
 - 下請代金検査官—下請代金の支払等に関する検査
 - 信用保証検査官—信用保証の検査の実施
 - 総括係—施策普及、税制、金融、信用補完、人権啓発の推進、倒産対策、災害対策、中小企業再生支援、事業承継
 - 小規模企業係—経営改善普及事業（商工会、商工会議所）、小規模企業共済、中小企業倒産防止共済、小規模企業者設備導入資金制度、中小企業支援ネットワーク強化事業
 - 経営支援係—診断・助言、研修、中小企業の連携組織化（協同組合）
 - 取引係—下請中小企業の振興、下請取引の適正化、官公需対策
- 〈新事業促進室〉 ☎011-756-6718 (直)
 - 新事業促進第一係—農商工等連携事業計画の認定、補助金
 - 新事業促進第二係—地域資源活用事業計画の認定、補助金
 - 新事業促進第三係—新連携事業計画の認定、補助金
- 〈農商工連携課〉 ☎011-736-9706 (直)
 - 食関連産業の振興、農業産業化支援
- 〈国際課〉 ☎011-709-1752 (直)
 - 国際係—海外展開支援
 - 通商係—輸出・輸入にかかる許認可、外為法に基づく安全保障貿易管理
- 〈流通産業課〉 ☎011-738-3236 (直)
 - 流通産業係—中小卸売業及び小売業対策
 - 物流対策係—物流効率化対策
- 〈商業振興室〉 ☎011-738-3236 (直)
 - 商業振興係—商業振興に関する政策の企画・立案
 - 商業支援係—中小小売商業の振興、中心市街地活性化対策
- 〈消費経済課〉 ☎011-709-1792 (直)
 - 消費経済係—施策普及、適正な計量の実施の確保
 - 消費者取引係—特定商取引に関する取引の適正化
 - 消費者信用係—割賦販売等に関する取引の適正化
- 〈消費者相談室〉 ☎011-709-1785 (直)
 - 消費者相談係—消費生活に関する相談及び苦情処理
- 〈製品安全室〉 ☎011-709-1792 (直)
 - 製品安全係—消費生活用製品等の安全の確保

地域経済部

- 〈産業人材政策課〉 ☎011-700-2327 (直)
 - 産業人材政策係—中小企業の人材育成

- 〈新規事業室〉 ☎011-700-2251（直）
新規事業係—エンジェル税制、新事業活動の促進
- 〈産業技術課〉 ☎011-709-5441（直）
中小企業技術係—中小企業者が行う技術開発の助成等
- 〈特許室〉 ☎011-709-5441（直）
特許係—産業財産権の保護及び利用の促進
- 〈情報政策課〉 ☎011-700-2253（直）
情報政策係—情報産業の振興、情報化の促進等
- 〈製造産業課〉 ☎011-709-1784（直）
製造産業係—製造産業全般の振興、ものづくり基盤技術の高度化支援
生活産業係—生活産業の振興、伝統的工芸品産業の振興
基礎産業係—基礎産業の振興
機械産業係—機械産業の振興
- 〈バイオ産業課〉 ☎011-709-1726（直）
バイオ産業係—バイオ産業の拡大

産 業 部

- 〈中小企業課〉 ☎022-221-4922 (直)
 - 中小企業調整官—分野調整
 - 下請代金検査官—下請代金の支払等に関する検査
 - 中小企業相談官—経営相談、苦情処理、あつせん
 - 信用保証検査官—信用保証協会の検査の実施
 - 総 括 係—総括、調査、施策普及、税制、金融、信用補完、人権啓発の推進、倒産対策、災害対策、事業承継、経営力強化支援法
 - 計 画 係—高度化事業、経営革新事業、地場産業等振興対策
 - 経営支援係—中小企業再生支援、診断・助言、研修、労働
 - 再生支援係—被災事業者の再生
 - 取 引 係—下請中小企業の振興、下請取引の適正化、官公需対策
 - 小規模企業係—小規模企業支援、小規模企業共済、中小企業倒産防止共済、小規模企業設備資金（設備資金貸付・設備貸与）、中小企業支援ネットワーク強化事業
- 〈新事業促進室〉 ☎022-221-4923 (直)
 - 地域資源企業化支援専門官—地域資源活用事業計画の認定、補助金
 - 新事業促進係—新連携、農商工連携
- 〈商業・流通サービス産業課〉 ☎022-221-4914 (直)
 - 総 括 係—サービス産業の振興
 - 物流対策係—物流効率化対策
 - 商 業 係—中小小売商業・中小卸売業の振興、商店街振興、中心市街地活性化対策
- 〈コンテンツ産業支援室〉
 - 産業支援係—コンテンツ産業の育成・支援
- 〈国際課〉 ☎022-221-4907 (直)
 - 総括係—JAPANブランド、クールジャパン
 - 国際係—中小企業の海外展開支援
 - 通商係—輸出・輸入にかかる許認可、外為法に基づく安全保障貿易管理
- 〈消費経済課〉 ☎022-221-4917 (直)
 - 消費経済係—特定商取引に関すること
 - 消費者信用係—信用取引に関すること
- 〈製品安全室〉
 - 製品安全係—製品の安全に関すること

地域経済部

- 〈産業人材政策課〉 ☎022-221-4881 (直)
 - 産業人材政策係—産業人材育成の支援
- 〈産業技術課〉 ☎022-221-4897 (直)
 - 中小企業技術係—中小企業者が行う技術開発の助成等

— 〈特 許 室〉 ☎022-223-9730 (直)

特許係—産業財産権の保護及び活用の促進

— 〈産業支援課〉 ☎022-221-4882 (直)

新規事業係—創業・新規事業分野開拓の支援、販路開拓の支援、ビジネスマ
ッチング事業

企 画 係—新規事業の創出に係る企画・調査

振 興 係—エンジェル税制、産活法に基づく事業再構築計画等の認定

— 〈情報・製造産業課〉 ☎022-221-4903 (直)

総 括 係—中小ものづくり高度化法に基づく特定研究開発等計画の認定

生活産業係—生活産業の振興

基礎産業係—基礎産業の振興

機械産業係—機械産業の振興

情報産業係—中小企業の I T利活用促進

産 業 部

—〈中小企業課〉 ☎048-600-0321 (直)

中小企業診断官—経営診断・助言

中小企業相談官—経営相談、苦情処理、あっせん

総 括 係—総括、施策普及、税制、災害対策、人権啓発の推進

計 画 係—経営革新支援、高度化事業、労働、人材、中小企業支援ネットワーク強化事業

下 請 係—下請企業振興、官公需対策

助 成 係—小規模企業設備資金（設備資金貸付・設備貸与）

振 興 係—地場産業活性化

経営承継専門官—経営承継円滑化支援

—〈下請代金検査官室〉 ☎048-600-0325 (直)

下請代金検査官—下請代金の支払等に関する検査

—〈中小企業相談室〉 ☎048-600-0334 (直)

中小企業相談官—経営相談、苦情処理、あっせん

—〈中小企業金融課〉 ☎048-600-0425 (直)

金 融 係—金融、倒産対策

信用保証係—信用補完

再生支援係—中小企業再生支援

—〈経営支援課〉 ☎048-600-0331 (直)

中小企業相談官—経営相談、苦情処理

中小企業調整官—分野調整

総 括 係—総括、地域ブランド

経営支援係—中小企業の経営支援、診断・助言

地域資源企業化支援専門官—中小企業地域資源企業化プログラム

組 織 係—中小企業の組織化（協同組合、商工組合総括等）

小規模企業第一係—商工会、小規模企業共済、中小企業倒産防止共済

小規模企業第二係—経営改善普及事業、農商工等連携促進法

—〈産業振興課〉 ☎048-600-0303 (直)

総 括 係—総括

—〈製造産業課〉 ☎048-600-0313 (直)

生活産業係—生活産業振興

機械産業係—機械産業振興

基礎産業係—基礎産業振興

ものづくり基盤技術専門官—ものづくり基盤技術の高度化支援

伝統的工芸品産業係—伝統的工芸品産業振興

—〈流通・サービス産業課〉 ☎048-600-0345 (直)

物流対策係—物流業務効率化の推進

サービス産業係—サービス産業の振興

—〈商業振興室〉 ☎048-600-0317 (直)

商業振興第一・第二係—中小小売商業振興対策、中心市街地活性化対策

—〈国 際 課〉 ☎048-600-0262 (直)

国際化推進係—中小企業の国際化支援

—〈消費経済課〉 ☎048-600-0405 (直)

消費者取引係—特定商取引法

地域経済部

〈産業人材政策課〉 ☎048-600-0358 (直)

産業人材政策係－産業人材育成の支援

〈新規事業課〉 ☎048-600-0275 (直)

振興係－エンジェル税制、東京中小企業投資育成株式会社、新事業創出の促進、事業再構築等の円滑化対策

調整係－新連携の推進

〈情報政策課〉 ☎048-600-0282 (直)

情報企画係－IT活用の推進による経営革新支援

〈産業技術課〉 ☎048-600-0236 (直)

総括係－公設試験研究機関との連携

技術企画係－産学官による技術開発支援

技術振興係－中小企業が行う技術開発の支援

産学官連携推進チーム－産学官連携

〈特許室〉－産業財産権の保護及び利用の促進 ☎048-600-0239 (直)

産 業 部

- 〈中小企業課〉 ☎052-951-2748 (直)
 - 信用保証検査官－信用保証の検査
 - 中小企業相談官－経営相談、苦情処理、あっせん
 - 経営承継専門官－経営承継
 - 総 括 係－総括、施策普及、調査、人権啓発、税制、労務、小規模企業共済、中小企業倒産防止共済、小規模企業者等設備資金（設備資金貸付・設備貸与）、診断・助言、研修
 - 支援体制係－経営革新等支援機関
 - 取 引 係－下請中小企業の振興、官公需対策
 - 組 織 係－中小企業の連携組織対策（協同組合、商工組合等）に関すること、中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業（ミラサポ）
 - 金 融 係－金融、信用補完
 - 事業引継支援係－事業引継支援
- 〈中小企業再生支援室〉 ☎052-951-2748 (直)
 - 再生支援係－中小企業再生支援
- 〈下請代金検査官室〉 ☎052-951-0400 (直)
 - 下請代金検査係－下請代金の支払等に関する調査、支払遅延等の防止、利益の保護
- 〈経営支援課〉 ☎052-951-0521 (直)
 - 中小企業活性化調整官－地域中小企業の活性化に係る政策の実施に関する調整
 - 中小企業相談官－経営相談
 - 総 括 係－地域資源活用プログラム関係補助金
 - 経営支援係－地域資源活用プログラムにかかる総合調整、中小企業経営革新対策、JAPANブランド育成事業
 - 新連携係－新連携事業、農商工連携関連事業
- 〈新事業支援室〉 ☎052-951-2761 (直)
 - 振 興 係－新規産業の事業活動促進
- 〈製造産業課〉 ☎052-951-2724 (直)
 - ものづくり基盤技術専門官－ものづくり基盤技術の高度化支援
 - 窯業建材係－窯業建材産業の振興
 - 機械産業係－機械産業振興
 - 繊維係－繊維産業振興
 - 生活用品係－生活産業振興
 - 伝統的工芸品産業係－伝統的工芸品産業の振興
 - 化学産業係－化学産業振興
- 〈流通・サービス産業課〉 ☎052-951-0597 (直)

物流対策係－物流効率化の推進

サービス産業係－中小サービス業の振興

―〈コンテンツ産業支援室〉 ☎052-951-0598（直）

産業支援係－コンテンツ産業の育成・支援

―〈商業振興室〉 ☎052-951-0597（直）

商 業 係－中心市街地商業等活性化の推進、中小商業の振興

地域経済部

―〈次世代産業課〉 ☎052-951-0570（直）

総括係－次世代産業の競争力強化

―〈次世代自動車室〉 ☎052-951-0570（直）

次世代自動車企画係－次世代自動車分野の競争力強化

―〈航空宇宙室〉 ☎052-951-0570（直）

航空宇宙企画係－航空宇宙分野の競争力強化

―〈ヘルスケア産業室〉 ☎052-951-0570（直）

ヘルスケア産業企画係－ヘルスケア産業分野の競争力強化

―〈産業技術・人材・情報政策課〉 ☎052-951-2774（直）

中小企業技術係－中小企業者が行う技術開発の助成等

産業人材企画係－産業人材の育成の支援

―〈情報政策室〉 ☎052-951-2774（直）

情報政策係－情報処理の促進、情報通信の高度化に関する事務のうち情報
処理にかかるもの

―〈特 許 室〉 ☎052-951-2774（直）

産業財産権の保護及び活用の促進

―〈国 際 課〉 ☎052-951-4091（直）

中小企業の国際化支援

電力・ガス事業北陸支局

―〈産 業 課〉 ☎076-432-5401（直）

総 括 係－地域産業資源活用支援事業、ものづくり基盤技術高度化事業

企 画 係－新連携事業

支 援 係－農商工等連携支援事業

産 業 部

—〈中小企業課〉 ☎06-6966-6023 (直)

中小企業相談官—経営相談、苦情処理、あっせん
 信用保証検査官—信用保証の検査
 経営承継専門官—経営承継円滑化
 再生計画専門官—中小企業再生支援
 総 括 係—総括、施策普及、税制、災害対策、経営安定対策
 計 画 係—人権啓発推進、地場産業等振興対策
 金 融 係—金融、信用補完
 組 織 係—中小企業の連携組織対策（協同組合、商工組合等）
 小規模企業係—小規模企業者支援、小規模企業経営改善普及事業、小規模
 企業設備資金制度、小規模企業共済、中小企業倒産防止共
 済

—〈下請取引適正化推進室〉 ☎06-6966-6037 (直)

下請代金検査官—下請代金の支払等に関する検査
 中小企業調整官—分野調整
 管理係、振興係—下請取引の適正化、下請中小企業の振興、官公需対策

—〈創業・経営支援課〉 ☎06-6966-6014 (直)

事業革新企画調整官—事業再構築の円滑化
 新事業支援係—中小企業の経営革新及び経営基盤強化の支援
 経営支援係—中小企業の経営支援事業
 企 画 係—新規事業創出に係る企画・調査、農業産業化に係る総合調整
 創業促進係—地域資源活用支援、創業及び新規中小企業の事業活動の促進
 新連携振興係、新連携支援係—新連携支援
 調査官—農商工連携支援

—〈製造産業課〉 ☎06-6966-6022 (直)

伝統的工芸品産業係—伝統的工芸品産業の振興
 繊維係—繊維産業振興
 生活用品係—生活産業振興
 機械産業係—機械産業振興（航空機関連支援事業を含む）
 基礎産業係—基礎産業振興

—〈ものづくり産業支援室〉 ☎06-6966-6022 (直)

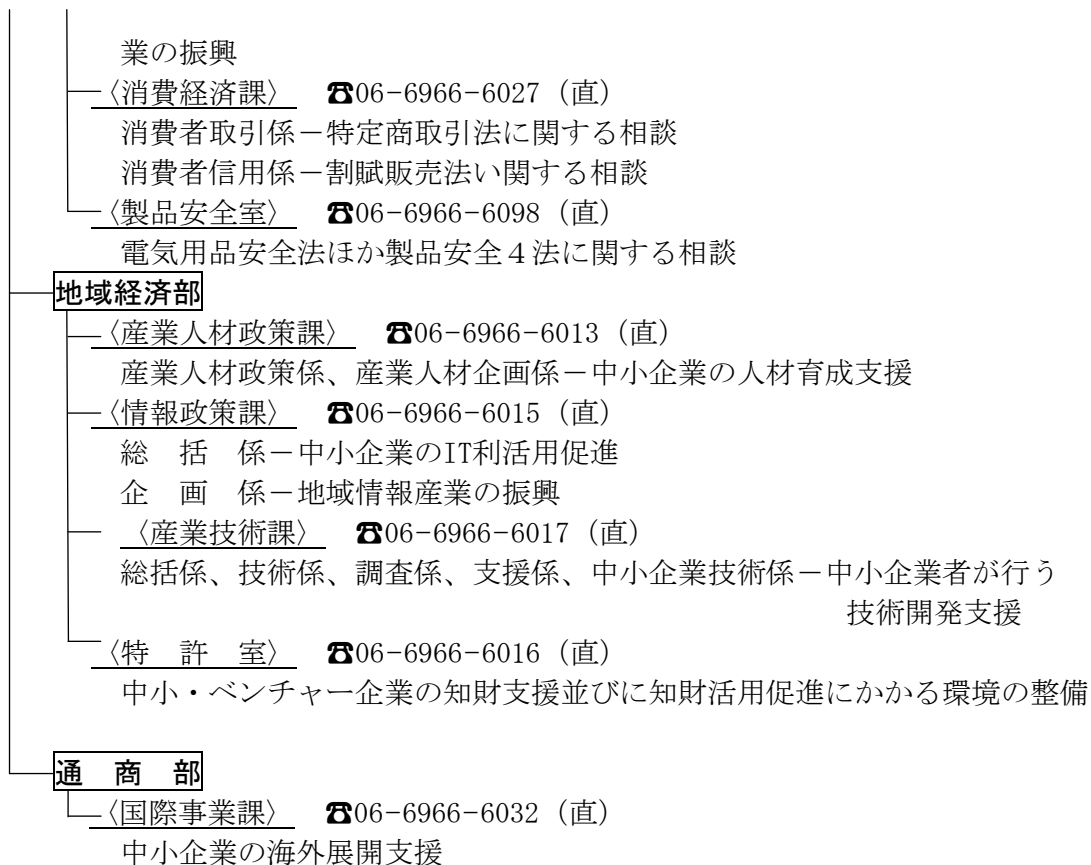
調整係、ものづくり産業支援係、企画係—ものづくり基盤技術の高度化
 支援

—〈流通・サービス産業課〉 ☎06-6966-6025 (直)

中心市街地活性化専門官—中心市街地活性化対策
 商業係—中小小売商業の振興
 流通・物流対策係—流通業務効率化対策

—〈クリエイティブ産業ユニット（サービス産業室・コンテンツ産業支援室）〉 ☎06-6966-6053 (直)

コンテンツ産業・エンターテインメント・文化産業・デザイン・サービス



産 業 部

- 〈中小企業課〉 ☎082-224-5661 (直)
 - 中小企業相談官—経営相談、苦情処理、あっせん
 - 中小企業診断官—経営診断・助言
 - 中小企業調整官—分野調整
 - 下請代金検査官—下請代金の支払等に関する検査
 - 経営承継専門官—経営承継円滑化
 - 総 括 係—総括、調査、施策普及、金融・税制、信用補完、倒産対策、
中小企業再生支援、中小企業経営力強化支援法
 - 企 画 係—高度化対策(商業を除く)、地場産業振興対策、中小企業の組
織化(協同組合、商工組合、企業組合等)
 - 事業引継支援係—中小企業の事業引継支援
 - 取 引 係—下請中小企業の振興、下請取引の適正化、官公需対策
 - 財 務 係—小規模企業設備資金(設備資金貸付・設備貸与)、人権啓発の推
進、労働
 - 小規模企業係—小規模事業者支援、経営改善普及事業、小規模企業共済
- 〈経営支援課〉 ☎082-224-5658 (直)
 - 新連携、地域資源活用、農商工連携の推進、中小企業経営革新支援
- 〈新事業支援室〉 ☎082-224-5658 (直)
 - 中小企業の新事業創出
- 〈流通・サービス産業課〉 ☎082-224-5653、5655 (直)
 - 中小商業者(商店街)の活性化支援、中心市街地活性化法に係る支援、
物流効率化の推進、サービス産業の振興
- 〈大規模小売店舗立地法相談室〉 ☎082-224-5665 (直)
 - 大規模小売店舗立地法の適正な執行
- 〈コンテンツ産業支援室〉 ☎082-224-5655 (直)
 - コンテンツ産業の振興
- 〈国際課〉 ☎082-224-5659 (直)
 - 中小企業の国際化支援
- 〈消費経済課〉 ☎082-224-5671 (直)
 - 割賦販売・特定商取引
- 〈消費者相談室〉 ☎082-224-5673 (直)
 - 消費者相談
- 〈製品安全室〉
 - 製品安全、家庭用品品質表示の指導

地域経済部

- 〈地域経済課〉 ☎082-224-5684 (直)
 - ものづくり基盤技術の高度化支援
- 〈参事官(電子情報産業担当)〉 ☎082-224-5630 (直)
 - 情報処理の促進、情報通信の高度化
- 〈産業人材政策課〉 ☎082-224-5683 (直)
 - 産業人材の育成、産業人材の活用

— 〈次世代産業課〉 ☎082-224-5680（直）
中小企業の技術開発支援
— 〈特許室〉 ☎082-224-5625（直）
産業財産権相談

産 業 部

—〈中小企業課〉 ☎087-811-8529

中小企業診断官—経営診断・助言

中小企業相談官—経営相談、苦情処理、あっせん、巡回現地相談

中小企業調整官—分野調整

下請代金検査官—下請代金の支払等に関する検査

総 括 係—総括、調査、広報、税制、労働、金融、信用補完、中小企業
支援計画、人権啓発、中小企業再生支援、経営承継円滑化支
援経営革新係—経営革新支援対策、高度化事業（商業を除く）、地場産業振興
対策、中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業

経営支援係—中小企業の組織化（協同組合、商工組合等）、官公需対策

取 引 係—下請中小企業の振興、下請取引の適正化

小規模企業係—小規模企業支援、小規模企業共済、中小企業倒産防止共
済、経営革新等支援機関の認定

—〈新事業促進室〉 ☎087-811-8562

新事業促進係—中小企業の新事業促進（新連携・地域資源活用・農商工等
連携）支援、JAPANブランド育成支援事業

—〈商業・流通・サービス産業課〉 ☎087-811-8524

商業振興係—中小卸・小売業の振興、中心市街地の活性化、高度化事業
（商業）

物流対策係—物流効率化

流 通 係—流通業務効率化

サービス産業係—サービス産業の振興

—〈消費経済課〉 ☎087-811-8526

消費経済係—適正な計量の実施の確保、ゴルフ場等に係る会員契約の適正
化

消費者取引係—特定商取引に関する取引の公正化

消費者信用係—割賦販売等に関する取引の公正化

—〈消費者相談室〉 ☎087-811-8527

消費者相談係—消費生活に関する相談及び苦情処理

—〈製品安全室〉 ☎087-811-8526

製品安全係—消費生活用製品等の安全の確保

地域経済部

—〈情報政策室〉 ☎087-811-8515

情報政策係—情報産業の振興、中小企業のIT利活用促進等

- 〈新規事業室〉 ☎087-811-8521
振興係－新規創業支援
- 〈産業人材政策課〉 ☎087-811-8517
産業人材政策係－産業人材関連施策
- 〈産業技術課〉 ☎087-811-8518
中小企業技術係－中小企業が行う技術開発の支援
- 〈製造産業課〉 ☎087-811-8520
機械産業係－中小企業のものづくり基盤技術の高度化

産業部

—〈中小企業課〉 ☎092-482-5447～51 (直)

中小企業相談官—経営相談、苦情処理、あっせん

中小企業調整官—分野調整

下請代金検査官—下請代金の支払等に関する検査

経営承継専門官—中小企業の経営の承継の円滑化、事業引継ぎ支援

総括係—総括、経営安定、施策普及、人材、経営診断・助言
・研修、人権啓発支援

取引係—下請取引の適正化、下請中小企業の振興

組織係—中小企業組織化対策（協同組合・商工組合等）、官公需対策、高度化事業（商業除く）

振興係—中小企業経営力強化支援法に基づく認定、ビジネス創造等支援業務

小規模企業係—小規模事業支援、小規模企業共済、中小企業倒産防止共済、JAPANブランド育成支援事業

—〈中小企業金融室〉 ☎092-482-5448

信用保証検査官—信用保証協会に対する検査

金融係—信用補完、資金供給、金融実態調査、小規模企業設備、資金・整備貸与

再生支援係—中小企業再生支援・経営改善支援

—〈中小企業経営支援室〉 ☎092-482-5444、5491、5508 (直)

経営支援係—経営革新支援対策

連携推進第一係—地域資源・農商工連携・新連携

連携推進第二係—地域資源・農商工連携・新連携

地域資源企業化支援専門官—地域産業資源を活用した事業活動の促進

—〈消費経済課〉 ☎092-482-5459 (直)

特定商取引法・割賦販売法に関する相談

—〈製品安全室〉 ☎092-482-5523 (直)

製品安全第一係—製品安全4法に関する相談

—〈流通・サービス産業課〉 ☎092-482-5455 (直)

物流対策係—物流効率化対策

大規模小売店舗係—大規模小売店舗立地法に関する相談

—〈商業振興室〉 ☎092-482-5456 (直)

商業振興係—中小小売商業の振興、中心市街地の活性化

地域経済部

—〈産業人材政策課〉 ☎092-482-5504 (直)

産業人材政策係—産業人材関連政策

—〈技術企画課〉 ☎092-482-5462 (直)

技術連携係—技術連携支援、技術開発支援

—〈特許室〉 ☎092-482-5463 (直)

特許係—産業財産権の普及・啓発、活用等に係る各種事業

—〈産学官連携推進室〉 ☎092-482-5510 (直)

産学官連携推進係—共同研究に係るマッチング事業、技術相談

—〈技術振興課〉 ☎092-482-5464～65 (直)

中小企業技術第一係—ものづくり基盤技術の高度化支援

中小企業技術第二係—中小企業者が行う技術開発の助成等

—〈情報政策課〉 ☎092-482-5440～41 (直)

情報政策係・情報化推進係—中小企業のIT化支援

—〈製造産業課〉 ☎092-482-5446 (直)

伝統的工芸品産業係—伝統的工芸品産業振興

—〈新産業戦略課〉 ☎092-482-5438 (直)

新規産業係—新規事業の創出・支援、エンジェル税制

国際部

—〈国際課〉 ☎092-482-5423 (直)

中小企業の海外展開支援

経済産業部

〈中小企業課〉 ☎098-866-1755 (直)

中小企業診断官－経営診断・助言

中小企業相談官－経営相談、苦情処理、あっせん

中小企業調整官－分野調整

下請代金・信用保証検査官－下請代金の支払等に関する検査、信用保証協会に対する検査

企画支援係－総括、企画、施策普及、金融、税制、労働、研修、情報化、信用補完、小規模企業経営改善普及事業（商工会議所、商工会）、小規模企業共済、中小企業倒産防止共済、組織化（協同組合等）、事業再生、高度化、事業承継、事業引継ぎ

振興係－新連携支援、地域資源活用支援、農商工連携支援（地域経済課の所掌に係るものを除く。）、地場産業振興対策、下請中小企業の振興、下請取引の適正化、官公需対策

事業支援係－JAPANブランド、小規模企業設備資金

経営支援係－経営相談、苦情処理、あっせん、巡回現地相談

〈地域経済課〉 ☎098-866-1730 (直)

情報政策専門官－地域情報政策の振興、情報通信関連産業の振興

産業政策係－産学官連携の推進、地域経済団体の支援、産業人材育成の支援、農商工連携、中小企業の海外展開

産業技術係－技術開発の支援、産学官連携の推進

産業振興・新規事業係－伝統的工芸品産業振興、エンジェル税制、創業・新規分野開拓支援、ソーシャルビジネス支援

〈特許室〉 ☎098-866-1730 (直)

特許係－産業財産権の保護及び利用の促進

〈商務通商課〉 ☎098-866-1731 (直)

サービス産業係－中小サービス業の振興

流通係－物流効率化対策、中心市街地活性化、中小商業の振興

通商係－貿易の振興、輸出・輸入に係る許認可等

〈コンテンツ産業支援室〉 ☎098-866-1731 (直)

コンテンツ産業の振興

〈消費経済室〉 ☎098-866-1741 (直)

消費経済係－商品取引の適正化、製品安全の確保

〈消費者相談室〉 ☎098-862-4373 (直)

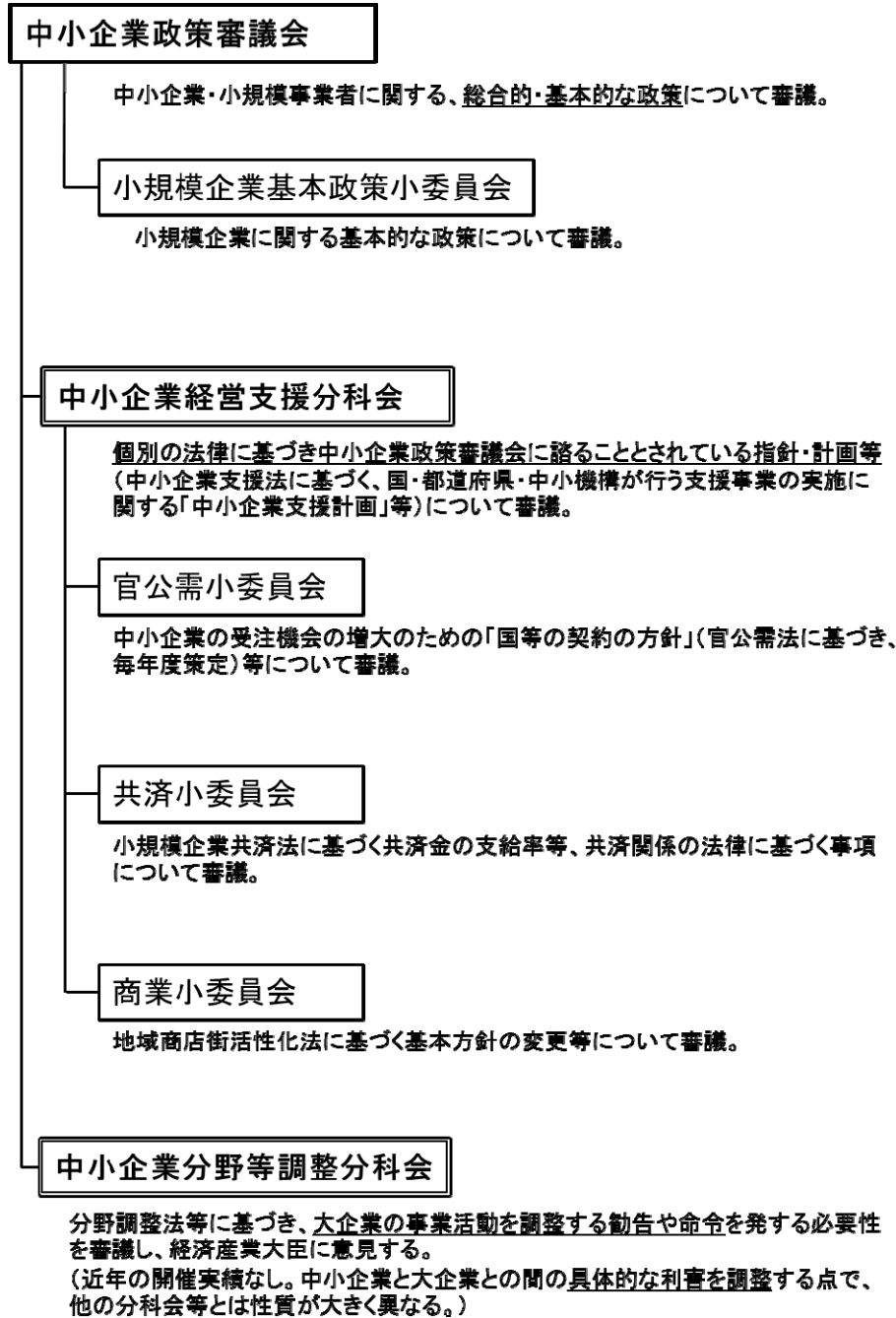
消費者相談員－消費者相談

4 中小企業政策審議会

中小企業問題全般を財政、金融、労働等あらゆる観点から検討する機関として、中小企業政策審議会が中小企業基本法に基づき経済産業省に設置されています。現在の審議会のメンバーはこちらをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/soukai/meibo.html>

中小企業政策審議会 体制



5 中小企業関係の統計資料

目 次

- 表 1 産業別規模別事業所・企業数（民営、非一次産業、2009年）
（1）事業所ベース
（2）企業ベース
（3）会社ベース
- 表 2 都道府県別企業数、常用雇用者・従業者数（民営、非一次産業、2009年）
（1）企業数
（2）常用雇用者数
（3）常用雇用者・従業者数
- 表 3 産業別規模別従業者数（民営、非一次産業、2009年）
（1）事業所ベース
（2）企業ベース（会社及び個人の常用雇用者数）
（3）企業ベース（会社の常用雇用者数と個人における従業者総数）
（4）うち会社ベース（会社の常用雇用者数）
- 表 4 製造業の事業所数、従業者数、出荷額
（1）事業所数
（2）従業者数
（3）出荷額
- 表 5 卸売業の事業所数、従業者数、販売額
（1）事業所数・従業者数
（2）年間販売額、従業者 1 人当たり年間販売額
- 表 6 小売業の事業所数、従業員数、販売額
（1）事業所数・従業者数
（2）年間販売額、従業者 1 人当たり年間販売額

表1 産業別規模別事業所・企業数（民営、非一次産業、2009年）

(1) 事業所ベース

産業	中小事業所				大企業		合計		うち派遣従業者のみの事業所数
	事業所数	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)	
鉱業、採石業、砂利採取業	2,910	99.8	2,625	90.1	5	0.2	2,915	100.0	(19)
建設業	583,357	100.0	550,268	94.3	259	0.0	583,616	100.0	(346)
製造業	533,098	99.3	452,956	84.4	3,560	0.7	536,658	100.0	(562)
電気・ガス・熱供給・水道業	4,104	97.7	2,542	60.5	95	2.3	4,199	100.0	(103)
情報通信業	75,304	96.7	48,319	62.0	2,596	3.3	77,900	100.0	(354)
運輸業、郵便業	146,743	99.4	105,353	71.4	868	0.6	147,611	100.0	(821)
卸売業、小売業	1,532,956	98.6	1,041,185	66.9	22,377	1.4	1,555,333	100.0	(4,356)
卸売業	399,027	99.2	229,949	57.2	3,284	0.8	402,311	100.0	(1,514)
小売業	1,133,929	98.3	811,236	70.4	19,093	1.7	1,153,022	100.0	(2,842)
金融業、保険業	91,527	99.6	73,441	79.9	361	0.4	91,888	100.0	(604)
不動産業、物品賃貸業	407,513	99.9	386,386	94.8	280	0.1	407,793	100.0	(1,449)
学術研究、専門・技術サービス業	238,272	99.3	178,517	74.4	1,697	0.7	239,969	100.0	(463)
宿泊業、飲食サービス業	770,449	99.0	522,643	67.2	7,599	1.0	778,048	100.0	(1,120)
生活関連サービス業、娯楽業	508,493	99.7	422,381	82.8	1,473	0.3	509,966	100.0	(1,233)
教育、学習支援業	166,301	98.9	119,266	70.9	1,871	1.1	168,172	100.0	(459)
医療、福祉	336,165	97.7	152,228	44.2	7,906	2.3	344,071	100.0	(386)
複合サービス事業	38,222	99.1	18,834	48.8	364	0.9	38,586	100.0	(59)
サービス業(他に分類されないもの)	359,747	98.0	253,216	69.0	7,414	2.0	367,161	100.0	(2,948)
非1次産業計	5,795,161	99.0	4,330,160	74.0	58,725	1.0	5,853,886	100.0	(15,282)

資料：総務省「平成21年経済センサス-基礎調査」再編加工

- (注) 1. 総従業者300人以下（卸売業、サービス業は100人以下、小売業、飲食店は50人以下）の事業所を中小事業所とする。
 2. 総従業者20人以下（卸売業、小売業、飲食店、サービス業は5人以下）の事業所を小規模事業所とする。
 3. 小規模事業所の構成比は全事業所数に占める割合とする。
 4. 産業分類は、2007年11月改訂のものに従っている。
 5. 経済センサス-基礎調査では（1）商業・法人登記等の行政記録を活用して、事業所・企業の捕捉範囲を拡大しており、
 （2）本社等の事業主が支所等の情報も一括して報告する本社等一括調査を導入しているため、過去の中小企業白書の附属統計資料の「事業所・企業統計調査」による結果と単純に比較することは適切ではない。
 6. 各々の数値には派遣従業者のみの事業所（総従業者数=0）を含む。

(2) 企業ベース

産業	中小企業				大企業		合計	
	企業数	構成比 (%)	企業数	構成比 (%)	企業数	構成比 (%)	企業数	構成比 (%)
鉱業、採石業、砂利採取業	2,059	99.8	1,844	89.4	4	0.2	2,063	100.0
建設業	519,259	99.9	499,167	96.1	280	0.1	519,539	100.0
製造業	446,499	99.5	394,281	87.9	2,036	0.5	448,535	100.0
電気・ガス・熱供給・水道業	786	96.7	528	64.9	27	3.3	813	100.0
情報通信業	49,503	97.6	34,526	68.1	1,222	2.4	50,725	100.0
運輸業、郵便業	81,373	99.7	62,361	76.4	251	0.3	81,624	100.0
卸売業、小売業	1,047,079	99.6	869,196	82.7	4,224	0.4	1,051,303	100.0
卸売業	241,917	99.3	175,592	72.1	1,693	0.7	243,610	100.0
小売業	805,162	99.7	693,604	85.9	2,531	0.3	807,693	100.0
金融業、保険業	34,672	99.3	33,546	96.0	258	0.7	34,930	100.0
不動産業、物品賃貸業	352,548	99.9	345,065	97.8	303	0.1	352,851	100.0
学術研究、専門・技術サービス業	203,060	99.7	174,375	85.6	582	0.3	203,642	100.0
宿泊業、飲食サービス業	604,050	99.8	524,811	86.7	936	0.2	604,986	100.0
生活関連サービス業、娯楽業	404,764	99.9	373,089	92.1	543	0.1	405,307	100.0
教育、学習支援業	110,895	99.9	100,213	90.3	124	0.1	111,019	100.0
医療、福祉	194,822	99.9	143,584	73.6	243	0.1	195,065	100.0
複合サービス事業	3,617	99.9	3,604	99.6	2	0.1	3,619	100.0
サービス業(他に分類されないもの)	146,278	99.4	105,171	71.5	891	0.6	147,169	100.0
非1次産業計	4,201,264	99.7	3,665,361	87.0	11,926	0.3	4,213,190	100.0

資料：総務省「平成21年経済センサス-基礎調査」再編加工

- (注) 1. 企業数=会社数+個人事業所（単独事業所及び本所・本社・本店事業所）とする。
 2. 常用雇用者300人以下（卸売業、サービス業は100人以下、小売業、飲食店は50人以下）、又は資本金3億円以下（卸売業は1億円以下、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円以下）の企業を中小企業とする。
 3. 常用雇用者20人以下（卸売業、小売業、飲食店、サービス業は5人以下）の企業を小規模企業とする。
 4. 小規模企業の構成比は全企業数に占める割合とする。
 5. 産業分類は、2007年11月改訂のものに従っている。
 6. 経済センサス-基礎調査では（1）商業・法人登記等の行政記録を活用して、事業所・企業の捕捉範囲を拡大しており、
 （2）本社等の事業主が支所等の情報も一括して報告する本社等一括調査を導入しているため、過去の中小企業白書の附属統計資料の「事業所・企業統計調査」による結果と単純に比較することは適切ではない。

(3) 会社ベース

産業	中小企業				大企業		合計	
	企業数	構成比 (%)	うち小規模企業 企業数	構成比 (%)	企業数	構成比 (%)	企業数	構成比 (%)
鉱業、採石業、砂利採取業	1,797	99.8	1,583	87.9	4	0.2	1,801	100.0
建設業	331,079	99.9	311,096	93.9	280	0.1	331,359	100.0
製造業	275,030	99.3	223,100	80.5	2,036	0.7	277,066	100.0
電気・ガス・熱供給・水道業	786	96.7	528	64.9	27	3.3	813	100.0
情報通信業	46,747	97.5	31,808	66.3	1,222	2.5	47,969	100.0
運輸業、郵便業	56,444	99.6	37,457	66.1	251	0.4	56,695	100.0
卸売業、小売業	469,247	99.1	320,739	67.8	4,103	0.9	473,350	100.0
卸売業	189,621	99.1	125,327	65.5	1,693	0.9	191,314	100.0
小売業	279,626	99.1	195,412	69.3	2,410	0.9	282,036	100.0
金融業、保険業	25,694	99.0	24,568	94.7	258	1.0	25,952	100.0
不動産業、物品賃貸業	182,060	99.8	174,738	95.8	303	0.2	182,363	100.0
学術研究、専門・技術サービス業	94,419	99.4	73,918	77.8	568	0.6	94,987	100.0
宿泊業、飲食サービス業	96,675	99.1	48,328	49.5	908	0.9	97,583	100.0
生活関連サービス業、娯楽業	63,723	99.2	37,377	58.2	542	0.8	64,265	100.0
教育、学習支援業	15,818	99.2	9,195	57.7	124	0.8	15,942	100.0
医療、福祉	24,368	99.5	10,062	41.1	130	0.5	24,498	100.0
複合サービス事業	74	97.4	67	88.2	2	2.6	76	100.0
サービス業(他に分類されないもの)	91,350	99.0	51,538	55.9	887	1.0	92,237	100.0
非1次産業計	1,775,311	99.3	1,356,102	75.9	11,645	0.7	1,786,956	100.0

資料：総務省「平成21年経済センサス-基礎調査」再編加工

(注) 1. 個人事業所は含まない。

2. 常用雇用者300人以下（卸売業、サービス業は100人以下、小売業、飲食店は50人以下）、又は資本金3億円以下（卸売業は1億円以下、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円以下）の会社を中小企業とする。
3. 常用雇用者20人以下（卸売業、小売業、飲食店、サービス業は5人以下）の会社を小規模企業とする。
4. 小規模企業の構成比は全企業数に占める割合とする。
5. 産業分類は、2007年11月改訂のものに従っている。
6. 経済センサス-基礎調査では（1）商業・法人登記等の行政記録を活用して、事業所・企業の捕捉範囲を拡大しており、（2）本社等の事業主が支所等の情報も一括して報告する本社等一括調査を導入しているため、過去の中小企業白書の附属統計資料の「事業所・企業統計調査」による結果と単純に比較することは適切ではない。

表2 都道府県別企業数、常用雇用者・従業者数（民営、非一次産業、2009年）

(1) 企業数

	中小企業				大企業		合計	
	企業数	構成比(%)	うち小規模企業		企業数	構成比(%)	企業数	構成比(%)
			企業数	構成比(%)				
北海道	166,961	99.8	144,616	86.4	322	0.2	167,283	100.0
青森県	47,954	99.9	42,458	88.4	63	0.1	48,017	100.0
岩手県	44,388	99.8	39,125	88.0	67	0.2	44,455	100.0
宮城県	71,928	99.8	62,968	87.3	163	0.2	72,091	100.0
秋田県	39,925	99.9	35,612	89.1	39	0.1	39,964	100.0
山形県	45,799	99.9	40,797	88.9	67	0.1	45,866	100.0
福島県	71,625	99.9	63,603	88.7	85	0.1	71,710	100.0
茨城県	92,823	99.9	82,363	88.7	84	0.1	92,907	100.0
栃木県	70,736	99.9	63,025	89.0	102	0.1	70,838	100.0
群馬県	77,225	99.9	68,904	89.1	105	0.1	77,330	100.0
埼玉県	186,837	99.9	166,118	88.8	269	0.1	187,106	100.0
千葉県	139,283	99.8	122,003	87.4	265	0.2	139,548	100.0
東京都	487,729	99.1	408,714	83.0	4,662	0.9	492,391	100.0
神奈川県	216,503	99.7	187,674	86.4	600	0.3	217,103	100.0
新潟県	89,770	99.8	79,305	88.2	162	0.2	89,932	100.0
富山県	41,351	99.8	36,176	87.3	96	0.2	41,447	100.0
石川県	47,286	99.8	41,828	88.3	111	0.2	47,397	100.0
福井県	34,167	99.9	30,404	88.9	45	0.1	34,212	100.0
山梨県	36,555	99.9	33,023	90.2	48	0.1	36,603	100.0
長野県	85,783	99.8	77,032	89.6	161	0.2	85,944	100.0
岐阜県	82,601	99.9	73,266	88.6	101	0.1	82,702	100.0
静岡県	140,136	99.8	123,807	88.2	234	0.2	140,370	100.0
愛知県	240,809	99.7	206,323	85.4	715	0.3	241,524	100.0
三重県	60,504	99.8	53,210	87.8	91	0.2	60,595	100.0
滋賀県	39,165	99.8	34,238	87.3	70	0.2	39,235	100.0
京都府	94,994	99.8	83,700	87.9	187	0.2	95,181	100.0
大阪府	326,793	99.6	282,486	86.1	1,240	0.4	328,033	100.0
兵庫県	169,036	99.8	147,417	87.0	313	0.2	169,349	100.0
奈良県	36,092	99.9	31,810	88.1	28	0.1	36,120	100.0
和歌山県	40,708	99.9	36,693	90.1	31	0.1	40,739	100.0
鳥取県	18,882	99.8	16,539	87.4	32	0.2	18,914	100.0
島根県	26,319	99.9	23,308	88.5	29	0.1	26,348	100.0
岡山県	60,144	99.8	52,355	86.9	108	0.2	60,252	100.0
広島県	96,627	99.8	83,949	86.7	182	0.2	96,809	100.0
山口県	46,307	99.9	40,315	86.9	67	0.1	46,374	100.0
徳島県	29,939	99.9	26,933	89.9	30	0.1	29,969	100.0
香川県	36,329	99.8	32,004	87.9	63	0.2	36,392	100.0
愛媛県	50,945	99.8	45,108	88.4	91	0.2	51,036	100.0
高知県	29,548	99.9	26,615	90.0	27	0.1	29,575	100.0
福岡県	154,699	99.8	132,668	85.5	384	0.2	155,083	100.0
佐賀県	27,907	99.9	24,316	87.0	38	0.1	27,945	100.0
長崎県	48,638	99.9	42,825	88.0	48	0.1	48,686	100.0
熊本県	57,348	99.9	50,057	87.2	82	0.1	57,430	100.0
大分県	40,390	99.9	35,200	87.0	50	0.1	40,440	100.0
宮崎県	40,008	99.9	35,465	88.5	44	0.1	40,052	100.0
鹿児島県	58,110	99.9	51,728	88.9	59	0.1	58,169	100.0
沖縄県	53,658	99.9	47,278	88.0	66	0.1	53,724	100.0
合計	4,201,264	99.7	3,665,361	87.0	11,926	0.3	4,213,190	100.0

資料：総務省「平成21年経済センサス-基礎調査」再編加工

- (注) 1. 企業数=会社数+個人事業所（単独事業所及び本所・本社・本店）とする。
 2. 常用雇用者300人以下（卸売業、サービス業は100人以下、小売業、飲食店は50人以下）、又は資本金3億円以下（卸売業は1億円以下、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円以下）の企業を中小企業とする。
 3. 常用雇用者20人以下（卸売業、小売業、飲食店、サービス業は5人以下）の企業を小規模企業とする。
 4. 小規模企業の構成比は全企業数に占める割合とする。
 5. 産業分類は、2007年11月改訂のものに従っている。
 6. 「経済センサス-基礎調査」は（1）商業・法人登記等の行政記録を活用して、事業所・企業の捕捉範囲を拡大しており、（2）本社等の事業主が支所等の情報も一括して報告する「本社等一括調査」を導入しているため、過去の中小企業白書の附属統計資料の「事業所・企業統計調査」による結果と単純に比較することは適切ではない。

(2) 常用雇用者数

	中小企業				大企業		合計	
	常用雇用者数(人)	構成比(%)	うち小規模企業 常用雇用者数(人)	構成比(%)	常用雇用者数(人)	構成比(%)	常用雇用者数(人)	構成比(%)
北海道	966,211	81.5	253,915	21.4	218,841	18.5	1,185,052	100.0
青森県	236,939	86.5	66,536	24.3	37,089	13.5	274,028	100.0
岩手県	228,889	85.7	63,288	23.7	38,043	14.3	266,932	100.0
宮城県	400,100	80.3	106,009	21.3	98,208	19.7	498,308	100.0
秋田県	191,790	90.3	56,221	26.5	20,648	9.7	212,438	100.0
山形県	223,150	81.7	62,781	23.0	49,863	18.3	273,013	100.0
福島県	367,870	82.6	107,620	24.2	77,410	17.4	445,280	100.0
茨城県	478,699	88.3	147,709	27.2	63,666	11.7	542,365	100.0
栃木県	335,236	80.6	106,453	25.6	80,744	19.4	415,980	100.0
群馬県	380,372	74.6	112,899	22.1	129,340	25.4	509,712	100.0
埼玉県	970,395	73.6	293,187	22.2	348,832	26.4	1,319,227	100.0
千葉県	723,122	68.7	212,778	20.2	329,909	31.3	1,053,031	100.0
東京都	4,071,212	34.6	745,482	6.3	7,691,472	65.4	11,762,684	100.0
神奈川県	1,293,093	71.0	332,872	18.3	527,730	29.0	1,820,823	100.0
新潟県	489,886	82.5	138,779	23.4	103,740	17.5	593,626	100.0
富山県	241,154	78.3	65,888	21.4	67,018	21.7	308,172	100.0
石川県	250,564	82.5	71,674	23.6	53,116	17.5	303,680	100.0
福井県	180,122	87.2	54,733	26.5	26,400	12.8	206,522	100.0
山梨県	155,937	87.1	51,296	28.6	23,171	12.9	179,108	100.0
長野県	430,044	82.7	120,125	23.1	90,164	17.3	520,208	100.0
岐阜県	432,677	82.9	127,838	24.5	89,061	17.1	521,738	100.0
静岡県	761,142	77.9	218,474	22.4	215,562	22.1	976,704	100.0
愛知県	1,660,063	64.1	392,952	15.2	929,959	35.9	2,590,022	100.0
三重県	322,221	84.2	91,956	24.0	60,440	15.8	382,661	100.0
滋賀県	212,179	79.6	56,910	21.4	54,253	20.4	266,432	100.0
京都府	504,179	69.0	135,282	18.5	226,126	31.0	730,305	100.0
大阪府	2,185,427	59.4	513,720	14.0	1,492,357	40.6	3,677,784	100.0
兵庫県	956,816	78.2	249,117	20.4	267,240	21.8	1,224,056	100.0
奈良県	173,845	92.2	52,092	27.6	14,752	7.8	188,597	100.0
和歌山県	160,558	83.5	54,309	28.3	31,615	16.5	192,173	100.0
鳥取県	101,289	90.3	28,324	25.2	10,909	9.7	112,198	100.0
島根県	129,426	89.4	40,104	27.7	15,339	10.6	144,765	100.0
岡山県	357,230	82.3	94,098	21.7	77,019	17.7	434,249	100.0
広島県	599,619	72.5	150,803	18.2	227,920	27.5	827,539	100.0
山口県	259,029	82.3	70,028	22.2	55,725	17.7	314,754	100.0
徳島県	126,733	87.7	40,292	27.9	17,717	12.3	144,450	100.0
香川県	199,879	77.2	53,201	20.5	59,127	22.8	259,006	100.0
愛媛県	264,822	80.0	76,778	23.2	66,384	20.0	331,206	100.0
高知県	122,557	89.9	38,150	28.0	13,717	10.1	136,274	100.0
福岡県	989,236	72.3	233,402	17.1	378,448	27.7	1,367,684	100.0
佐賀県	143,449	88.2	42,349	26.0	19,187	11.8	162,636	100.0
長崎県	234,432	90.5	70,515	27.2	24,608	9.5	259,040	100.0
熊本県	286,827	87.4	85,200	26.0	41,288	12.6	328,115	100.0
大分県	211,073	81.4	59,489	22.9	48,276	18.6	259,349	100.0
宮崎県	183,925	89.7	56,539	27.6	21,080	10.3	205,005	100.0
鹿児島県	270,697	85.5	81,197	25.7	45,777	14.5	316,474	100.0
沖縄県	240,579	85.7	68,231	24.3	40,286	14.3	280,865	100.0
全国計	24,704,694	62.8	6,351,595	16.2	14,619,576	37.2	39,324,270	100.0

資料：総務省「平成21年経済センサス-基礎調査」再編加工

- (注) 1. 数値は、会社と個人事業所の常用雇用者数を合算している。
2. 常用雇用者300人以下（卸売業、サービス業は100人以下、小売業、飲食店は50人以下）、又は資本金3億円以下（卸売業は1億円以下、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円以下）の企業を中小企業とする。
3. 常用雇用者20人以下（卸売業、小売業、飲食店、サービス業は5人以下）の企業を小規模企業とする。
4. 小規模企業の構成比は全常用雇用者数に占める割合とする。
5. 産業分類は、2007年11月改訂のものに従っている。
6. 「経済センサス-基礎調査」は（1）商業・法人登記等の行政記録を活用して、事業所・企業の捕捉範囲を拡大しており、（2）本社等の事業主が支所等の情報も一括して報告する「本社等一括調査」を導入しているため、過去の中小企業白書の附属統計資料の「事業所・企業統計調査」による結果と単純に比較することは適切ではない。

(3) 常用雇用者・従業者数

	中小企業				大企業		合計	
	会社常雇数 +個人従業 者総数(人)	構成比(%)	うち小規模企業 会社常雇数 +個人従業 者総数(人)	構成比(%)	会社常雇数 +個人従業 者総数(人)	構成比(%)	会社常雇数 +個人従業 者総数(人)	構成比(%)
北海道	1,093,262	83.3	354,129	27.0	219,218	16.7	1,312,480	100.0
青森県	286,128	88.5	106,224	32.9	37,195	11.5	323,323	100.0
岩手県	274,250	87.8	100,194	32.1	38,098	12.2	312,348	100.0
宮城県	465,559	82.6	157,180	27.9	98,334	17.4	563,893	100.0
秋田県	232,805	91.7	90,010	35.5	20,955	8.3	253,760	100.0
山形県	269,216	84.4	100,295	31.4	49,863	15.6	319,079	100.0
福島県	432,610	84.8	160,132	31.4	77,413	15.2	510,023	100.0
茨城県	566,812	89.8	215,415	34.1	64,240	10.2	631,052	100.0
栃木県	394,896	83.0	154,720	32.5	80,745	17.0	475,641	100.0
群馬県	447,373	77.5	167,748	29.1	129,526	22.5	576,899	100.0
埼玉県	1,118,307	76.2	406,985	27.7	349,182	23.8	1,467,489	100.0
千葉県	834,638	71.6	295,774	25.4	330,415	28.4	1,165,053	100.0
東京都	4,375,465	36.3	968,635	8.0	7,692,003	63.7	12,067,468	100.0
神奈川県	1,442,006	73.2	439,228	22.3	528,054	26.8	1,970,060	100.0
新潟県	572,501	84.7	206,876	30.6	103,794	15.3	676,295	100.0
富山県	280,316	80.7	96,087	27.7	67,081	19.3	347,397	100.0
石川県	294,465	84.7	106,186	30.5	53,254	15.3	347,719	100.0
福井県	213,218	89.0	80,394	33.6	26,402	11.0	239,620	100.0
山梨県	193,900	89.3	80,624	37.1	23,171	10.7	217,071	100.0
長野県	506,987	84.8	182,986	30.6	90,524	15.2	597,511	100.0
岐阜県	511,172	85.1	188,985	31.5	89,250	14.9	600,422	100.0
静岡県	882,682	80.4	313,529	28.5	215,716	19.6	1,098,398	100.0
愛知県	1,854,874	66.6	533,163	19.1	930,835	33.4	2,785,709	100.0
三重県	382,500	86.3	137,501	31.0	60,554	13.7	443,054	100.0
滋賀県	254,085	82.4	86,834	28.2	54,383	17.6	308,468	100.0
京都府	600,556	72.6	206,288	24.9	226,301	27.4	826,857	100.0
大阪府	2,472,073	62.3	724,498	18.3	1,493,562	37.7	3,965,635	100.0
兵庫県	1,121,156	80.7	367,344	26.4	267,935	19.3	1,389,091	100.0
奈良県	216,948	93.5	83,314	35.9	15,180	6.5	232,128	100.0
和歌山県	208,117	86.8	91,414	38.1	31,736	13.2	239,853	100.0
鳥取県	118,011	91.5	41,528	32.2	10,910	8.5	128,921	100.0
島根県	154,560	91.0	60,316	35.5	15,340	9.0	169,900	100.0
岡山県	406,051	84.0	131,833	27.3	77,102	16.0	483,153	100.0
広島県	675,708	74.8	209,307	23.2	227,949	25.2	903,657	100.0
山口県	301,873	84.4	102,664	28.7	55,868	15.6	357,741	100.0
徳島県	155,599	89.8	63,989	36.9	17,719	10.2	173,318	100.0
香川県	229,642	79.5	77,267	26.7	59,263	20.5	288,905	100.0
愛媛県	312,597	82.4	114,831	30.3	66,547	17.6	379,144	100.0
高知県	154,317	91.8	63,619	37.9	13,719	8.2	168,036	100.0
福岡県	1,138,439	75.0	339,387	22.4	378,957	25.0	1,517,396	100.0
佐賀県	173,274	90.0	64,680	33.6	19,203	10.0	192,477	100.0
長崎県	285,125	92.1	109,340	35.3	24,613	7.9	309,738	100.0
熊本県	339,297	89.1	125,549	33.0	41,350	10.9	380,647	100.0
大分県	248,228	83.7	88,529	29.9	48,329	16.3	296,557	100.0
宮崎県	224,016	91.4	87,754	35.8	21,084	8.6	245,100	100.0
鹿児島県	327,478	87.7	126,097	33.8	45,779	12.3	373,257	100.0
沖縄県	300,128	88.2	111,547	32.8	40,287	11.8	340,415	100.0
全国計	28,343,220	66.0	9,120,929	21.2	14,628,938	34.0	42,972,158	100.0

資料：総務省「平成21年経済センサス-基礎調査」再編加工

- (注) 1. 数値は、会社の常用雇用者数と個人事業所の従業者総数を合算している。
2. 常用雇用者300人以下（卸売業、サービス業は100人以下、小売業、飲食店は50人以下）、又は資本金3億円以下（卸売業は1億円以下、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円以下）の会社及び従業者総数300人以下（卸売業、サービス業は100人以下、小売業、飲食店は50人以下）の個人事業者を中小企業とする。
3. 常用雇用者20人以下（卸売業、小売業、飲食店、サービス業は5人以下）の会社及び従業者総数20人以下（卸売業、小売業、飲食店、サービス業は5人以下）の個人事業者を小規模企業とする。
4. 小規模企業の構成比は会社常用雇用者数及び個人の従業者総数合計に占める割合とする。
5. 産業分類は、2007年11月改訂のものに従っている。
6. 経済センサス-基礎調査は（1）商業・法人登記等の行政記録を活用して、事業所・企業の捕捉範囲を拡大しており、（2）本社等の事業主が支所等の情報も一括して報告する「本社等一括調査」を導入しているため、過去の中小企業白書の附属統計資料の「事業所・企業統計調査」による結果と単純に比較することは適切ではない。

表3 産業別規模別従業者数（民営、非一次産業、2009年）

(1) 事業所ベース

産業	規模 項目	中小事業所				大企業		合計	
				うち小規模事業所		従業員数 (人)	構成比(%)	従業員数 (人)	構成比(%)
		従業員数 (人)	構成比(%)	従業員数 (人)	構成比(%)				
鉱業、採石業、砂利採取業		28,486	92.8	17,391	56.7	2,198	7.2	30,684	100.0
建設業		4,144,794	95.9	2,767,799	64.1	175,650	4.1	4,320,444	100.0
製造業		7,108,960	72.3	2,443,820	24.9	2,717,879	27.7	9,826,839	100.0
電気・ガス・熱供給・水道業		145,842	69.3	18,166	8.6	64,691	30.7	210,533	100.0
情報通信業		879,442	51.0	177,585	10.3	844,972	49.0	1,724,414	100.0
運輸業、郵便業		3,071,843	86.0	706,143	19.8	500,120	14.0	3,571,963	100.0
卸売業、小売業		9,699,818	76.4	2,650,390	20.9	2,996,014	23.6	12,695,832	100.0
卸売業		3,340,666	81.0	642,693	15.6	784,575	19.0	4,125,241	100.0
小売業		6,359,152	74.2	2,007,697	23.4	2,211,439	25.8	8,570,591	100.0
金融業、保険業		1,288,131	81.1	487,242	30.7	299,778	18.9	1,587,909	100.0
不動産業、物品賃貸業		1,449,674	93.7	983,512	63.6	97,014	6.3	1,546,688	100.0
学術研究、専門・技術サービス業		1,310,734	73.6	435,283	24.4	470,987	26.4	1,781,721	100.0
宿泊業、飲食サービス業		4,874,690	85.5	1,279,832	22.5	826,009	14.5	5,700,699	100.0
生活関連サービス業、娯楽業		2,412,584	88.9	886,861	32.7	300,802	11.1	2,713,386	100.0
教育、学習支援業		1,092,393	63.3	223,461	12.9	633,217	36.7	1,725,610	100.0
医療、福祉		3,745,147	66.5	418,776	7.4	1,884,819	33.5	5,629,966	100.0
複合サービス事業		340,489	83.7	62,601	15.4	66,431	16.3	406,920	100.0
サービス業（他に分類されないもの）		2,651,290	57.8	577,823	12.6	1,939,636	42.2	4,590,926	100.0
非1次産業計		44,244,317	76.2	14,136,685	24.3	13,820,217	23.8	58,064,534	100.0

資料：総務省「平成21年経済センサス-基礎調査」再編加工

- (注) 1. 総従業者300人以下（卸売業、サービス業は100人以下、小売業、飲食店は50人以下）の事業所を中小事業所とする。
 2. 総従業者20人以下（卸売業、小売業、飲食店、サービス業は5人以下）の事業所を小規模事業所とする。
 3. 小規模事業所の構成比は全事業所数に占める割合とする。
 4. 産業分類は、2007年11月改訂のものに従っている。
 5. 経済センサス-基礎調査では（1）商業・法人登記等の行政記録を活用して、事業所・企業の捕捉範囲を拡大しており、
 （2）本社等の事業主が支所等の情報も一括して報告する本社等一括調査を導入しているため、過去の中小企業白書の附属統計資料の「事業所・企業統計調査」による結果と単純に比較することは適切ではない。

(2) 企業ベース（会社及び個人の常用雇用者数）

産業	規模 項目	中小企業				大企業		合計	
				うち小規模企業		常用雇用者 数(人)	構成比(%)	常用雇用者 数(人)	構成比(%)
		常用雇用者 数(人)	構成比(%)	常用雇用者 数(人)	構成比(%)				
鉱業、採石業、砂利採取業		19,581	81.3	9,647	40.0	4,507	18.7	24,088	100.0
建設業		2,647,321	85.9	1,580,988	51.3	434,462	14.1	3,081,783	100.0
製造業		5,469,317	59.3	1,393,577	15.1	3,751,514	40.7	9,220,831	100.0
電気・ガス・熱供給・水道業		31,695	15.9	3,331	1.7	167,599	84.1	199,294	100.0
情報通信業		655,129	45.7	72,781	5.1	777,308	54.3	1,432,437	100.0
運輸業、郵便業		1,975,693	63.9	286,171	9.3	1,117,826	36.1	3,093,519	100.0
卸売業、小売業		5,462,645	60.7	1,006,547	11.2	3,536,291	39.3	8,998,936	100.0
卸売業		2,101,156	70.3	283,278	9.5	887,346	29.7	2,988,502	100.0
小売業		3,361,489	55.9	723,269	12.0	2,648,945	44.1	6,010,434	100.0
金融業、保険業		160,064	13.2	66,266	5.5	1,055,313	86.8	1,215,377	100.0
不動産業、物品賃貸業		648,054	75.2	296,512	34.4	214,194	24.8	862,248	100.0
学術研究、専門・技術サービス業		756,175	70.8	237,476	22.2	311,715	29.2	1,067,890	100.0
宿泊業、飲食サービス業		2,345,422	63.3	613,656	16.6	1,358,606	36.7	3,704,028	100.0
生活関連サービス業、娯楽業		1,273,599	75.8	298,740	17.8	406,134	24.2	1,679,733	100.0
教育、学習支援業		339,809	76.7	68,867	15.6	102,948	23.3	442,757	100.0
医療、福祉		991,180	89.8	265,454	24.0	112,957	10.2	1,104,137	100.0
複合サービス事業		3,370	2.1	3,247	2.0	160,187	97.9	163,557	100.0
サービス業（他に分類されないもの）		1,925,640	63.5	148,335	4.9	1,108,015	36.5	3,033,655	100.0
非1次産業計		24,704,694	62.8	6,351,595	16.2	14,619,576	37.2	39,324,270	100.0

資料：総務省「平成21年経済センサス-基礎調査」再編加工

- (注) 1. 数値は、会社と個人事業所の常用雇用者数を合算している。
 2. 常用雇用者300人以下（卸売業、サービス業は100人以下、小売業、飲食店は50人以下）、又は資本金3億円以下（卸売業は1億円以下、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円以下）の企業を中小企業とする。
 3. 常用雇用者20人以下（卸売業、小売業、飲食店、サービス業は5人以下）の企業を小規模企業とする。
 4. 小規模企業の構成比は全常用雇用者数に占める割合とする。
 5. 産業分類は、2007年11月改訂のものに従っている。
 6. 経済センサス-基礎調査では（1）商業・法人登記等の行政記録を活用して、事業所・企業の捕捉範囲を拡大しており、
 （2）本社等の事業主が支所等の情報も一括して報告する本社等一括調査を導入しているため、過去の中小企業白書の附属統計資料の事業所・企業統計調査による結果と単純に比較することは適切ではない。

(3) 企業ベース（会社の常用雇用者数と個人における従業者総数）

産業	規模 項目	中小企業				大企業		合計	
				うち小規模企業					
		会社常雇 用者数(人)	構成比(%)	会社常雇 用者数(人)	構成比(%)	会社常雇 用者数(人)	構成比(%)	会社常雇 用者数(人)	構成比(%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	19,967	81.6	10,032	41.0	4,507	18.4	24,474	100.0
	建設業	2,933,526	87.1	1,861,579	55.3	434,765	12.9	3,368,291	100.0
	製造業	5,735,545	60.5	1,653,355	17.4	3,751,514	39.5	9,487,059	100.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	31,695	15.9	3,331	1.7	167,599	84.1	199,294	100.0
	情報通信業	659,341	45.9	76,313	5.3	777,308	54.1	1,436,649	100.0
	運輸業、郵便業	2,008,428	64.2	318,316	10.2	1,117,826	35.8	3,126,254	100.0
	卸売業、小売業	6,393,481	64.4	1,725,737	17.4	3,541,244	35.6	9,934,725	100.0
	卸売業	2,185,226	71.1	343,930	11.2	887,562	28.9	3,072,788	100.0
	小売業	4,208,255	61.3	1,381,807	20.1	2,653,682	38.7	6,861,937	100.0
	金融業、保険業	171,738	14.0	77,940	6.4	1,055,313	86.0	1,227,051	100.0
	不動産業、物品賃貸業	871,761	80.3	517,248	47.6	214,296	19.7	1,086,057	100.0
	学術研究、専門・技術サービス業	891,457	74.1	331,466	27.5	311,729	25.9	1,203,186	100.0
	宿泊業、飲食サービス業	3,184,046	70.1	1,145,627	25.2	1,359,484	29.9	4,543,530	100.0
	生活関連サービス業、娯楽業	1,715,472	80.9	690,442	32.5	406,236	19.1	2,121,708	100.0
	教育、学習支援業	475,848	82.2	166,503	28.8	102,948	17.8	578,796	100.0
	医療、福祉	1,234,970	91.5	321,198	23.8	115,164	8.5	1,350,134	100.0
	複合サービス事業	8,941	5.3	8,605	5.1	160,187	94.7	169,128	100.0
	サービス業(他に分類されないもの)	2,007,004	64.4	213,237	6.8	1,108,818	35.6	3,115,822	100.0
	非1次産業計	28,343,220	66.0	9,120,929	21.2	14,628,938	34.0	42,972,158	100.0

資料：総務省「平成21年経済センサス-基礎調査」再編加工

(注) 1. 数値は、会社の常用雇用者数と個人事業所の従業者総数を合算している。

2. 常用雇用者 300 人以下（卸売業、サービス業は 100 人以下、小売業、飲食店は 50 人以下）、又は資本金 3 億円以下（卸売業は 1 億円以下、小売業、飲食店、サービス業は 5,000 万円以下）の会社及び従業者総数 300 人以下（卸売業、サービス業は 100 人以下、小売業、飲食店は 50 人以下）の個人事業者を中小企業とする。
3. 常用雇用者 20 人以下（卸売業、小売業、飲食店、サービス業は 5 人以下）の会社及び従業者総数 20 人以下（卸売業、小売業、飲食店、サービス業は 5 人以下）の個人事業者を小規模企業とする。
4. 小規模企業の構成比は会社常用雇用者数及び個人の従業者総数合計に占める割合とする。
5. 産業分類は、2007 年 11 月改訂のものに従っている。
6. 経済センサス-基礎調査では（1）商業・法人登記等の行政記録を活用して、事業所・企業の捕捉範囲を拡大しており、（2）本社等の事業主が支所等の情報も一括して報告する本社等一括調査を導入しているため、過去の中小企業白書の附属統計資料の「事業所・企業統計調査」による結果と単純に比較することは適切ではない。

(4) うち会社ベース（会社の常用雇用者数）

産業	規模 項目	中小企業				大企業		合計	
				うち小規模企業					
		常用雇用者 数(人)	構成比(%)	常用雇用者 数(人)	構成比(%)	常用雇用者 数(人)	構成比(%)	常用雇用者 数(人)	構成比(%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	19,052	80.9	9,147	38.8	4,507	19.1	23,559	100.0
	建設業	2,438,945	84.9	1,376,102	47.9	434,462	15.1	2,873,407	100.0
	製造業	5,232,735	58.2	1,166,383	13.0	3,751,514	41.8	8,984,249	100.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	31,695	15.9	3,331	1.7	167,599	84.1	199,294	100.0
	情報通信業	652,357	45.6	70,535	4.9	777,308	54.4	1,429,665	100.0
	運輸業、郵便業	1,964,117	63.7	275,484	8.9	1,117,826	36.3	3,081,943	100.0
	卸売業、小売業	4,635,515	56.8	583,343	7.1	3,524,949	43.2	8,160,464	100.0
	卸売業	2,027,625	69.6	231,084	7.9	887,346	30.4	2,914,971	100.0
	小売業	2,607,890	49.7	352,259	6.7	2,637,603	50.3	5,245,493	100.0
	金融業、保険業	153,958	12.7	60,160	5.0	1,055,313	87.3	1,209,271	100.0
	不動産業、物品賃貸業	603,692	73.8	253,810	31.0	214,194	26.2	817,886	100.0
	学術研究、専門・技術サービス業	549,214	64.1	109,518	12.8	308,037	35.9	857,251	100.0
	宿泊業、飲食サービス業	1,546,976	53.3	109,737	3.8	1,356,300	46.7	2,903,276	100.0
	生活関連サービス業、娯楽業	997,232	71.1	82,000	5.8	406,031	28.9	1,403,263	100.0
	教育、学習支援業	239,886	70.0	14,542	4.2	102,948	30.0	342,834	100.0
	医療、福祉	392,453	80.9	21,404	4.4	92,725	19.1	485,178	100.0
	複合サービス事業	155	0.1	71	0.0	160,187	99.9	160,342	100.0
	サービス業(他に分類されないもの)	1,864,611	62.7	101,806	3.4	1,107,458	37.3	2,972,069	100.0
	非1次産業計	21,322,593	59.4	4,237,373	11.8	14,581,358	40.6	35,903,951	100.0

資料：総務省「平成21年経済センサス-基礎調査」再編加工

- (注) 1. 個人事業所は含まない。
2. 常用雇用者 300 人以下（卸売業、サービス業は 100 人以下、小売業、飲食店は 50 人以下）、又は資本金 3 億円以下（卸売業は 1 億円以下、小売業、飲食店、サービス業は 5,000 万円以下）の会社を中小企業とする。
 3. 常用雇用者 20 人以下（卸売業、小売業、飲食店、サービス業は 5 人以下）の会社を小規模企業とする。
 4. 小規模企業の構成比は全常用雇用者数に占める割合とする。
 5. 産業分類は、2007 年 11 月改訂のものに従っている。
 6. 経済センサス-基礎調査では（1）商業・法人登記等の行政記録を活用して、事業所・企業の捕捉範囲を拡大しており、（2）本社等の事業主が支所等の情報も一括して報告する本社等一括調査を導入しているため、過去の中小企業白書の附属統計資料の「事業所・企業統計調査」による結果と単純に比較することは適切ではない。

表4 製造業の事業所数、従業者数、出荷額

(1) 事業所数

従業者規模	年	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
4～9人		213,308	198,411	190,640	206,808	186,111	186,698	161,085	144,216	150,551	130,041	143,094	121,626	117,259	126,964	108,813	99,883
10～19人		76,789	74,823	72,639	73,743	70,132	67,724	71,678	67,719	65,823	64,046	57,383	60,515	62,441	60,189	56,194	54,439
20～99人		82,099	80,991	79,645	78,181	74,710	72,562	69,321	65,351	64,003	63,326	62,368	62,256	63,862	61,553	57,501	56,674
100～299人		11,823	11,721	11,703	11,422	11,066	11,049	10,807	10,348	10,376	10,505	10,630	10,775	11,113	10,872	10,061	10,093
300～999人		3,062	3,046	3,014	2,972	2,876	2,859	2,854	2,748	2,715	2,710	2,776	2,891	3,026	2,943	2,754	2,818
1,000人以上		645	620	605	587	562	529	522	466	442	459	464	480	531	540	494	496
4～299人		384,019	365,946	354,627	370,154	342,019	338,033	312,891	287,634	290,753	267,918	273,475	255,172	254,675	259,578	232,569	221,089
300人以上		3,707	3,666	3,619	3,559	3,438	3,388	3,376	3,214	3,157	3,169	3,240	3,371	3,557	3,483	3,248	3,314
合計		387,726	369,612	358,246	373,713	345,457	341,421	316,267	290,848	293,910	271,087	276,715	258,543	258,232	263,061	235,817	224,403

(2) 従業者数

上段：実数（単位：千人）、下段：構成比（単位：％）

従業者規模	年	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
4～9人		1,272	1,199	1,155	1,231	1,119	1,111	957	860	879	777	852	731	712	746	650	603
		12.3	11.9	11.6	12.5	11.9	12.1	10.8	10.3	10.7	9.6	10.4	8.9	8.4	8.9	8.4	7.9
10～19人		1,061	1,036	1,007	1,021	971	938	976	921	894	870	792	824	849	819	765	742
		10.3	10.3	10.1	10.4	10.4	10.2	11.0	11.1	10.9	10.7	9.7	10.0	10.0	9.8	9.9	9.7
20～99人		3,192	3,152	3,107	3,044	2,921	2,846	2,722	2,579	2,533	2,508	2,479	2,480	2,541	2,457	2,303	2,276
		30.9	31.2	31.3	30.9	31.1	31.0	30.7	31.0	30.8	30.9	30.4	30.1	29.8	29.4	29.8	29.7
100～299人		1,897	1,879	1,881	1,834	1,776	1,776	1,739	1,664	1,675	1,696	1,712	1,743	1,800	1,767	1,639	1,640
		18.4	18.6	18.9	18.6	18.9	19.3	19.6	20.0	20.4	20.9	21.0	21.0	21.1	21.1	21.2	21.4
300～999人		1,539	1,528	1,511	1,484	1,427	1,417	1,405	1,337	1,328	1,321	1,353	1,425	1,488	1,445	1,350	1,378
		14.9	15.1	15.2	15.1	15.2	15.4	15.8	16.1	16.1	16.3	16.6	17.3	17.5	17.3	17.5	18.0
1,000人以上		1,359	1,309	1,276	1,224	1,164	1,097	1,067	963	918	944	970	1,022	1,127	1,131	1,029	1,026
		13.2	13.0	12.8	12.4	12.4	11.9	12.0	11.6	11.2	11.6	11.9	12.4	13.2	13.5	13.3	13.4
4～299人		7,422	7,266	7,150	7,129	6,787	6,670	6,395	6,024	5,980	5,851	5,834	5,778	5,904	5,789	5,357	5,307
		71.9	71.9	72.0	72.5	72.4	72.6	72.1	72.4	72.7	72.1	71.5	70.2	69.3	69.2	69.3	69.3
300人以上		2,898	2,837	2,787	2,708	2,591	2,513	2,471	2,300	2,247	2,264	2,323	2,448	2,615	2,576	2,379	2,404
		28.1	28.1	28.0	27.5	27.6	27.4	27.9	27.6	27.3	27.9	28.5	29.8	30.7	30.8	30.7	31.4
合計		10,321	10,103	9,937	9,837	9,378	9,184	8,866	8,324	8,226	8,116	8,157	8,225	8,519	8,365	7,736	7,664
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(3) 出荷額

上段：実額（単位：十億円）、下段：構成比（単位：％）

従業者規模	年	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
4～9人		13,750	13,491	13,400	13,722	12,194	12,198	10,250	9,103	9,055	8,450	9,283	8,361	8,750	8,852	7,105	6,684
		4.5	4.3	4.1	4.5	4.2	4.1	3.6	3.4	3.3	3.0	3.1	2.7	2.6	2.6	2.7	2.3
10～19人		16,318	16,314	16,492	16,280	15,001	14,742	14,733	13,384	12,986	13,039	12,429	13,097	14,415	14,158	11,840	11,452
		5.3	5.2	5.1	5.3	5.1	4.9	5.1	5.0	4.7	4.6	4.2	4.2	4.3	4.2	4.5	4.0
20～99人		67,531	68,957	70,216	67,443	63,630	63,915	61,267	57,135	57,163	59,035	59,991	61,152	65,405	65,659	55,103	53,394
		22.1	22.0	21.7	22.1	21.8	21.3	21.4	21.2	20.9	20.8	20.3	19.4	19.4	19.6	20.8	19.2
100～299人		59,541	60,761	63,917	60,493	59,724	62,770	60,568	58,154	59,069	63,787	64,630	68,120	70,278	70,450	58,174	61,558
		19.5	19.4	19.8	19.8	20.5	20.9	21.1	21.6	21.6	22.5	21.9	21.6	20.9	21.0	21.9	21.3
300～999人		70,635	73,377	76,835	72,455	68,720	73,269	70,269	66,184	69,312	71,187	76,880	84,539	87,286	86,389	67,693	77,781
		23.1	23.4	23.8	23.7	23.6	24.4	24.5	24.6	25.4	25.1	26.0	26.9	25.9	25.7	25.5	26.9
1,000人以上		78,256	80,169	82,212	75,447	72,180	73,585	69,580	65,402	65,824	68,020	72,133	79,567	90,623	90,070	65,344	76,239
		25.6	25.6	25.4	24.7	24.8	24.5	24.3	24.3	24.1	24.0	24.4	25.3	26.9	26.8	24.6	26.4
4～299人		157,139	159,523	164,025	157,938	150,550	153,624	146,818	137,776	138,274	144,311	146,333	150,729	158,848	159,120	132,222	135,113
		51.3	51.0	50.8	51.6	51.7	51.1	51.2	51.1	50.6	50.9	49.5	47.9	47.2	47.4	49.8	46.7
300人以上		148,890	153,546	159,047	147,902	140,900	146,854	139,849	131,586	135,136	139,207	149,013	164,106	177,909	176,459	133,037	154,020
		48.7	49.0	49.2	48.4	48.3	48.9	48.9	49.4	49.1	50.5	52.1	52.8	52.6	50.2	50.2	53.3
合計		306,030	313,068	323,072	305,840	291,450	300,478	286,667	269,362	273,409	283,530	295,346	314,835	336,757	335,579	265,259	289,108
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：経済産業省「工業統計表」

- (注) 1. 事業所ベースである。四捨五入の関係から、「合計」項目と内訳の合計値が一致しない場合がある。
 2. 基本的に各年次「産業編」データより再集計している。
 3. (1)は事業所(工場)の従業者規模別事業所数である。
 4. 2004年の数値は、「新潟県中越大地震に伴う2004年捕捉調査」結果(一部推計)を加えたものである。ただし、斜体表示の箇所は、捕捉調査結果が秘匿となるため、本調査のみの数値を掲載した。このため、製造業計と内訳は一致しない。
 5. 調査項目を変更したことにより、2007年以降の「製造品出荷額等」はそれ以前の数値とは接続しない。
 6. 2003～2005年の工業統計表の数値が訂正されているため、中小企業白書(2010年版)以前の附属統計資料と数値が異なっている。

表5 卸売業の事業所数、従業者数、販売額

(1) 事業所数・従業者数

下段：構成比（単位：％）

従業者規模	事業所数(千店)							従業者数(千人)						
	1991	1994	1997	1999	2002	2004	2007	1991	1994	1997	1999	2002	2004	2007
1～2人	101.8 (21.4)	90.4 (21.1)	83.1 (21.2)	95.5 (22.4)	84.7 (22.3)	86.4 (23.0)	77.2 (23.1)	177.5 (3.7)	158.2 (3.5)	144.1 (3.5)	155.4 (3.5)	143.5 (3.6)	145.2 (3.8)	128.8 (3.7)
3～4人	123.3 (25.9)	103.0 (24.0)	94.1 (24.0)	98.2 (23.1)	88.7 (23.4)	89.7 (23.9)	78.4 (23.4)	424.8 (8.9)	356.4 (7.8)	325.4 (7.8)	339.8 (7.6)	306.8 (7.7)	309.7 (8.1)	270.8 (7.7)
5～9人	132.1 (27.8)	120.1 (28.0)	109.0 (27.8)	118.1 (27.7)	105.4 (27.8)	102.9 (27.4)	90.8 (27.1)	861.1 (18.0)	786.0 (17.2)	714.4 (17.2)	774.1 (17.2)	690.5 (17.3)	674.0 (17.7)	595.0 (16.9)
10～19人	70.5 (14.8)	67.8 (15.8)	61.8 (15.8)	67.2 (15.8)	59.7 (15.7)	57.3 (15.3)	52.1 (15.6)	937.9 (19.7)	901.8 (19.7)	823.2 (19.8)	895.4 (19.9)	795.3 (19.9)	764.2 (20.1)	695.4 (19.7)
20～49人	36.4 (7.6)	36.0 (8.4)	32.7 (8.4)	35.4 (8.3)	30.9 (8.1)	29.6 (7.9)	27.6 (8.2)	1,066.1 (22.3)	1,055.4 (23.0)	960.6 (23.1)	1,038.4 (23.1)	904.9 (22.6)	866.8 (22.8)	809.9 (23.0)
50～99人	8.4 (1.8)	8.4 (2.0)	7.6 (1.9)	8.1 (1.9)	7.1 (1.9)	6.5 (1.7)	6.1 (1.8)	567.6 (11.9)	565.2 (12.3)	514.5 (12.4)	546.4 (12.2)	477.9 (11.9)	433.2 (11.4)	408.9 (11.6)
1～99人	472.5 (99.3)	425.7 (99.2)	388.4 (99.2)	422.5 (99.2)	376.4 (99.2)	372.4 (99.2)	332.1 (99.2)	4,034.8 (84.5)	3,823.1 (83.4)	3,482.3 (83.6)	3,749.4 (83.4)	3,319.0 (82.9)	3,193.1 (83.9)	2,908.8 (82.5)
100人以上	3.5 (0.7)	3.6 (0.8)	3.2 (0.8)	3.3 (0.8)	3.1 (0.8)	2.8 (0.8)	2.7 (0.8)	737.9 (15.5)	758.3 (16.6)	682.4 (16.4)	746.8 (16.6)	683.0 (17.1)	610.5 (16.1)	617.5 (17.5)
合計	476.0	429.3	391.6	425.9	379.5	375.3	334.8	4,772.7	4,581.4	4,164.7	4,496.2	4,002.0	3,803.7	3,526.3

(2) 年間販売額、従業者1人当たり年間販売額

下段：構成比（単位：％）

従業者規模	年間販売額(10億円)							従業者1人当たり年間販売額(万円)						
	1991	1994	1997	1999	2002	2004	2007	1991	1994	1997	1999	2002	2004	2007
1～2人	8,162 (1.4)	6,595 (1.3)	6,524 (1.4)	7,122 (1.4)	6,703 (1.6)	6,761 (1.7)	6,466 (1.6)	4,626	4,180	4,541	4,589	4,685	4,664	5,031
3～4人	23,788 (4.2)	19,413 (3.8)	18,761 (3.9)	18,269 (3.7)	16,468 (4.0)	16,347 (4.0)	15,643 (3.8)	5,610	5,453	5,774	5,380	5,379	5,284	5,784
5～9人	64,403 (11.2)	54,115 (10.5)	53,712 (11.2)	51,949 (10.5)	46,523 (11.3)	45,869 (11.3)	45,721 (11.1)	7,487	6,890	7,526	6,714	6,746	6,809	7,693
10～19人	82,024 (14.3)	72,162 (14.0)	71,782 (15.0)	71,069 (14.3)	61,319 (14.8)	61,045 (15.1)	62,742 (15.2)	8,753	8,008	8,727	7,940	7,721	7,993	9,032
20～49人	108,734 (19.0)	98,992 (19.2)	96,020 (20.0)	97,431 (19.7)	83,828 (20.3)	85,057 (21.0)	83,458 (20.2)	10,212	9,385	10,006	9,387	9,275	9,821	10,321
50～99人	68,696 (12.0)	64,689 (12.6)	61,076 (12.7)	62,778 (12.7)	51,321 (12.4)	52,348 (12.9)	52,100 (12.6)	12,122	11,452	11,878	11,499	10,746	12,093	12,751
1～99人	355,807 (62.1)	315,966 (61.4)	307,875 (64.2)	308,618 (62.3)	266,162 (64.4)	267,426 (66.0)	266,130 (64.4)	8,831	8,272	8,851	8,235	8,031	8,381	9,161
100人以上	217,358 (37.9)	198,351 (38.6)	171,939 (35.8)	186,835 (37.7)	147,192 (35.6)	138,071 (34.0)	147,402 (35.6)	29,468	26,181	25,212	25,022	21,567	22,627	23,896
合計	573,165	514,317	479,813	495,453	413,355	405,497	413,532	12,024	11,236	11,533	11,024	10,342	10,668	11,741

資料：経済産業省「商業統計表」

- (注) 1. 1991年の数値については1984年1月改訂の、1994～1999年の数値については1993年5月改訂の、2002～2007年の数値については2002年3月改訂の産業分類により集計されている。
2. 1999年調査は、総務省「事業所・企業統計調査」との同時調査（調査票は両調査共通の簡易な様式）で実施し、既設の対象事業所の捕捉を行っていることから、それ以前の数値との連続性はない。
3. 「事業所数」について、1999年以前では「商店数」と表記されているが、内容に変更はない。
4. 従業者1人当たり年間販売額における従業者は、代理商・仲立業を除いている。

表6 小売業の事業所数、従業者数、販売額

(1) 事業所数・従業者数

下段：構成比（単位：％）

従業者規模	事業所数(千店)							従業者数(千人)						
	1991	1994	1997	1999	2002	2004	2007	1991	1994	1997	1999	2002	2004	2007
1～2人	847.2 (53.2)	764.8 (51.0)	709.0 (49.9)	685.0 (48.7)	603.4 (46.4)	568.8 (45.9)	503.8 (44.3)	1,381.3 (19.9)	1,240.0 (16.8)	1,146.0 (15.6)	1,035.1 (12.9)	966.3 (12.1)	906.8 (11.7)	795.1 (10.5)
3～4人	416.9 (26.2)	370.9 (24.7)	350.3 (24.7)	317.2 (22.5)	297.6 (22.9)	284.1 (22.9)	252.7 (22.2)	1,404.5 (20.2)	1,256.1 (17.0)	1,186.6 (16.1)	1,076.0 (13.4)	1,011.4 (12.7)	962.4 (12.4)	859.1 (11.3)
5～9人	214.0 (13.4)	222.6 (14.8)	212.4 (15.0)	226.8 (16.1)	218.7 (16.8)	207.7 (16.8)	201.8 (17.7)	1,336.9 (19.3)	1,405.2 (19.0)	1,342.5 (18.3)	1,448.8 (18.0)	1,404.5 (17.6)	1,334.9 (17.2)	1,302.2 (17.2)
10～19人	71.9 (4.5)	89.6 (6.0)	93.5 (6.6)	111.9 (8.0)	114.8 (8.8)	112.4 (9.1)	114.4 (10.1)	948.2 (13.7)	1,187.2 (16.1)	1,248.3 (17.0)	1,503.8 (18.7)	1,543.0 (19.4)	1,516.5 (19.5)	1,543.1 (20.4)
20～49人	33.1 (2.1)	42.0 (2.8)	43.3 (3.1)	51.9 (3.7)	50.7 (3.9)	50.2 (4.1)	49.6 (4.4)	956.4 (13.8)	1,200.9 (16.3)	1,232.2 (16.8)	1,470.3 (18.3)	1,439.8 (18.1)	1,421.6 (18.3)	1,403.7 (18.5)
1～49人	1,583.1 (99.5)	1,489.9 (99.3)	1,408.5 (99.2)	1,392.8 (99.0)	1,285.1 (98.9)	1,223.1 (98.8)	1,122.3 (98.6)	6,027.3 (86.9)	6,289.4 (85.2)	6,155.7 (83.7)	6,534.0 (81.4)	6,364.9 (79.8)	6,142.2 (79.1)	5,903.3 (77.9)
50人以上	8.1 (0.5)	10.1 (0.7)	11.2 (0.8)	14.1 (1.0)	14.9 (1.1)	14.9 (1.2)	15.5 (1.4)	909.2 (13.1)	1,094.7 (14.8)	1,195.1 (16.3)	1,494.6 (18.6)	1,607.9 (20.2)	1,620.1 (20.9)	1,676.1 (22.1)
合計	1,591.2	1,499.9	1,419.7	1,406.9	1,300.1	1,238.0	1,137.9	6,936.5	7,384.2	7,350.7	8,028.6	7,972.8	7,762.3	7,579.4

(2) 年間販売額、従業者1人当たり年間販売額

下段：構成比（単位：％）

従業者規模	年間販売額(10億円)							従業者1人当たり年間販売額(万円)						
	1991	1994	1997	1999	2002	2004	2007	1991	1994	1997	1999	2002	2004	2007
1～2人	15,224 (10.8)	13,332 (9.3)	12,485 (8.5)	10,830 (7.5)	8,816 (6.5)	8,411 (6.3)	7,251 (5.4)	1,102	1,075	1,089	1,046	912	928	912
3～4人	23,006 (16.4)	20,054 (14.0)	19,573 (13.2)	15,464 (10.8)	13,457 (10.0)	12,646 (9.5)	11,891 (8.8)	1,638	1,597	1,650	1,437	1,331	1,314	1,384
5～9人	28,878 (20.5)	28,999 (20.2)	28,558 (19.3)	26,305 (18.3)	24,398 (18.1)	23,395 (17.6)	24,012 (17.8)	2,160	2,064	2,127	1,816	1,737	1,753	1,844
10～19人	21,409 (15.2)	23,826 (16.6)	26,051 (17.6)	27,050 (18.8)	26,510 (19.6)	26,253 (19.7)	27,488 (20.4)	2,258	2,007	2,087	1,799	1,718	1,731	1,781
20～49人	21,151 (15.0)	23,919 (16.7)	25,198 (17.1)	25,774 (17.9)	24,223 (17.9)	24,445 (18.3)	24,854 (18.5)	2,212	1,992	2,045	1,753	1,682	1,720	1,771
1～49人	109,668 (78.0)	110,131 (76.8)	111,865 (75.7)	105,423 (73.3)	97,404 (72.1)	95,151 (71.4)	95,495 (70.9)	1,820	1,751	1,817	1,613	1,530	1,549	1,618
50人以上	30,971 (22.0)	33,194 (23.2)	35,878 (24.3)	38,410 (26.7)	37,706 (27.9)	38,128 (28.6)	39,210 (29.1)	3,406	3,032	3,002	2,570	2,345	2,353	2,339
合計	140,638	143,325	147,743	143,833	135,109	133,279	134,705	2,028	1,941	2,010	1,792	1,695	1,717	1,777

資料：経済産業省「商業統計表」

- (注) 1. 1991年の数値については1984年1月改訂の、1994～1999年の数値については1993年5月改訂の、2002～2007年の数値については2002年3月改訂の産業分類により集計されている。
 2. 1999年調査は、総務省「事業所・企業統計調査」との同時調査（調査票は両調査共通の簡易な様式）で実施し、既設の対象事業所の捕捉を行っていることから、それ以前の数値との連続性はない。
 3. 「事業所数」について、1999年以前では「商店数」と表記されているが、内容に変更はない。

6 中小企業者等の定義一覧

(1) 中小企業者

法律名	業種	資本金規模・従業員規模
中小企業基本法	製造業・建設業・運輸業等 卸売業 サービス業 小売業	3億円以下又は300人以下 1億円以下又は100人以下 5,000万円以下又は100人以下 5,000万円以下又は50人以下
中小企業信用保険法	製造業・建設業・運輸業等 卸売業 サービス業 小売業 (政令による特例) ・ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造を除く) ・ソフトウェア業又は情報処理サービス業 ・旅館業	3億円以下又は300人以下 1億円以下又は100人以下 5,000万円以下又は100人以下 5,000万円以下又は50人以下 ・同法で定める組合等 3億円以下又は900人以下 3億円以下又は300人以下 5,000万円以下又は200人以下
株式会社日本政策金融公庫法	製造業・建設業・運輸業等 卸売業 サービス業 小売業 (政令による特例)	3億円以下又は300人以下 1億円以下又は100人以下 5,000万円以下又は100人以下 5,000万円以下又は50人以下 ・同法で定める企業組合及び協業組合並びに事業協同組合等 ・中小企業信用保険法に同じ
中小企業団体の組織に関する法律	製造業・建設業・運輸業等 卸売業 サービス業 小売業 (政令による特例)	3億円以下又は300人以下 1億円以下又は100人以下 5,000万円以下又は100人以下 5,000万円以下又は50人以下 ・中小企業信用保険法に同じ
中小企業支援法	製造業・建設業・運輸業等 卸売業 サービス業 小売業 (政令による特例)	3億円以下又は300人以下 1億円以下又は100人以下 5,000万円以下又は100人以下 5,000万円以下又は50人以下 ・団体法等に基づく組合又はその連合会 ・中小企業信用保険法に同じ
独立行政法人中小企業基盤整備機構法	製造業・建設業・運輸業等 卸売業 サービス業 小売業 (政令による特例)	3億円以下又は300人以下 1億円以下又は100人以下 5,000万円以下又は100人以下 5,000万円以下又は50人以下 ・企業組合及び協業組合並びに事業協同組合等 ・中小企業信用保険法に同じ

法律名	業種	資本金規模・従業員規模
中小企業の新たな活動の促進に関する法律	製造業・建設業・運輸業等 卸売業 サービス業 小売業 (政令による特例)	3億円以下又は300人以下 1億円以下又は100人以下 5,000万円以下又は100人以下 5,000万円以下又は50人以下 ・企業組合及び協業組合並びに事業協同組合等 ・中小企業信用保険法に同じ
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律	製造業・建設業・運輸業等 卸売業 サービス業 小売業 (政令による特例)	3億円以下又は300人以下 1億円以下又は100人以下 5,000万円以下又は100人以下 5,000万円以下又は50人以下 ・企業組合及び協業組合並びに事業協同組合等 ・中小企業信用保険法に同じ
下請中小企業振興法	製造業・建設業・運輸業等 サービス業 (政令による特例) ・ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造を除く) ・ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下又は300人以下 5,000万円以下又は100人以下 ・企業組合及び協業組合 3億円以下又は900人以下 3億円以下又は300人以下
中小企業退職金共済法	製造業・建設業・運輸業等 卸売業 サービス業 小売業	3億円以下又は300人以下 1億円以下又は100人以下 5,000万円以下又は100人以下 5,000万円以下又は50人以下
中小小売商業振興法	製造業・建設業・運輸業等 卸売業 サービス業 小売業 (政令による特例)	3億円以下又は300人以下 1億円以下又は100人以下 5,000万円以下又は100人以下 5,000万円以下又は50人以下 ・企業組合及び協業組合並びに事業協同組合等 ・中小企業信用保険法に同じ
中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律	製造業・建設業・運輸業等 卸売業 サービス業 小売業	3億円以下又は300人以下 1億円以下又は100人以下 5,000万円以下又は100人以下 5,000万円以下又は50人以下
中小企業倒産防止共済法	製造業・建設業・運輸業等 卸売業 サービス業 小売業 (政令による特例)	3億円以下又は300人以下 1億円以下又は100人以下 5,000万円以下又は100人以下 5,000万円以下又は50人以下 ・企業組合及び協業組合並びに事業協同組合等 ・中小企業信用保険法に同じ

法律名	業種	資本金規模・従業員規模
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律	製造業・建設業・運輸業等 卸 売 業 サ ー ビ ス 業 小 売 業 (政令による特例)	3億円以下又は300人以下 1億円以下又は100人以下 5,000万円以下又は100人以下 5,000万円以下又は50人以下 ・企業組合及び協業組合並びに事業協同組合等 ・中小企業信用保険法に同じ
中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律	製造業・建設業・運輸業等 卸 売 業 サ ー ビ ス 業 小 売 業 (政令による特例)	3億円以下又は300人以下 1億円以下又は100人以下 5,000万円以下又は100人以下 5,000万円以下又は50人以下 ・企業組合及び協業組合並びに事業協同組合等 ・中小企業信用保険法に同じ
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	製造業・建設業・運輸業等 卸 売 業 サ ー ビ ス 業 小 売 業 (政令による特例)	3億円以下又は300人以下 1億円以下又は100人以下 5,000万円以下又は100人以下 5,000万円以下又は50人以下 ・企業組合及び協業組合並びに事業協同組合等 ・中小企業信用保険法に同じ
エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法	製造業・建設業・運輸業等 卸 売 業 サ ー ビ ス 業 小 売 業 (政令による特例)	3億円以下又は300人以下 1億円以下又は100人以下 5,000万円以下又は100人以下 5,000万円以下又は50人以下 ・企業組合及び協業組合並びに事業協同組合等 ・中小企業信用保険法に同じ
新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	製造業・建設業・運輸業等 卸 売 業 サ ー ビ ス 業 小 売 業 (政令による特例)	3億円以下又は300人以下 1億円以下又は100人以下 5,000万円以下又は100人以下 5,000万円以下又は50人以下 ・企業組合及び協業組合並びに事業協同組合等 ・中小企業信用保険法に同じ
中心市街地の活性化に関する法律	製造業・建設業・運輸業等 卸 売 業 サ ー ビ ス 業 小 売 業 (政令による特例)	3億円以下又は300人以下 1億円以下又は100人以下 5,000万円以下又は100人以下 5,000万円以下又は50人以下 ・企業組合及び協業組合並びに事業協同組合等 ・中小企業信用保険法に同じ
大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律	製造業・建設業・運輸業等 卸 売 業 サ ー ビ ス 業 小 売 業 (政令による特例)	3億円以下又は300人以下 1億円以下又は100人以下 5,000万円以下又は100人以下 5,000万円以下又は50人以下 ・企業組合及び協業組合並びに事業協同組合等 ・中小企業信用保険法に同じ

法律名	業種	資本金規模・従業員規模
産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法	製造業・建設業・運輸業等 卸 売 業 サ ー ビ ス 業 小 売 業 (政令による特例)	3億円以下又は300人以下 1億円以下又は100人以下 5,000万円以下又は100人以下 5,000万円以下又は50人以下 ・企業組合及び協業組合並びに事業協同組合等 ・中小企業信用保険法に同じ
中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律	製造業・建設業・運輸業等 卸 売 業 サ ー ビ ス 業 小 売 業 (政令による特例)	3億円以下又は300人以下 1億円以下又は100人以下 5,000万円以下又は100人以下 5,000万円以下又は50人以下 ・企業組合及び協業組合並びに事業協同組合等 ・中小企業信用保険法に同じ
中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律	製造業・建設業・運輸業等 卸 売 業 サ ー ビ ス 業 小 売 業 (政令による特例)	3億円以下又は300人以下 1億円以下又は100人以下 5,000万円以下又は100人以下 5,000万円以下又は50人以下 ・企業組合及び協業組合並びに事業協同組合等 ・中小企業信用保険法に同じ
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律	製造業・建設業・運輸業等 卸 売 業 サ ー ビ ス 業 小 売 業 (政令による特例)	3億円以下又は300人以下 1億円以下又は100人以下 5,000万円以下又は100人以下 5,000万円以下又は50人以下 ・中小企業信用保険法に同じ
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律	製造業・建設業・運輸業等 卸 売 業 サ ー ビ ス 業 小 売 業 (政令による特例)	3億円以下又は300人以下 1億円以下又は100人以下 5,000万円以下又は100人以下 5,000万円以下又は50人以下 ・企業組合及び協業組合並びに事業協同組合等 ・中小企業信用保険法に同じ
特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法	製造業・建設業・運輸業等 卸 売 業 サ ー ビ ス 業 小 売 業 (政令による特例)	3億円以下又は300人以下 1億円以下又は100人以下 5,000万円以下又は100人以下 5,000万円以下又は50人以下 ・中小企業信用保険法に同じ

(2) 下請事業者

法律名	業種	従業員規模・資本金規模
下請代金支払遅延等防止法	(物品の製造委託又は修理委託)	<ul style="list-style-type: none"> 個人又は3億円以下の法人で、3億円を超える法人と委託関係にあるもの 個人又は1,000万円以下の法人で1,000万円を超え3億円以下の法人と委託関係にあるもの
	(情報成果物作成委託又は役務提供委託)	<ul style="list-style-type: none"> 個人又は5,000万円以下の法人で、5,000万円を超える法人と委託関係にあるもの 個人又は1,000万円以下の法人で、1,000万円を超え、5,000万円以下の法人と委託関係にあるもの

(3) 小規模企業者・小規模事業者

法律名	業種	従業員規模・資本金規模
中小企業基本法	製造業・建設業・運輸業等 商業・サービス業	20人以下 5人以下
小規模企業者等設備導入資金助成法	製造業・建設業・運輸業等 商業・サービス業	20人以下 5人以下
商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	製造業・建設業・運輸業等 商業・サービス業 (但し、 <u>商工会法第2条</u> に規定する商工業者であることを要する。) (政令による特例)	20人以下 5人以下 具体的な内容は今後検討
小規模企業共済法	工業・鉱業・運送業等を営む (1).個人、(2).(1)の事業の経営に携わる個人、(3).役員 商業・サービス業を営む(1).個人、(2).(1)の事業の経営に携わる個人、(3).役員 企業組合・協業組合 (政令による特例)	20人以下 5人以下 20人以下 具体的な内容は今後検討
中小企業信用保険法	製造業・建設業・運輸業等 商業・サービス業 (政令による特例)	20人以下 5人以下 ・同法で定める組合等 具体的な内容は今後検討

(参考) 小規模企業者等設備導入資金助成法では、上記以外に「小規模企業者等」の定義がある。

法律名	要件
小規模企業者等設備導入資金助成法	<ul style="list-style-type: none"> 小規模企業者 中小企業基本法で定める中小企業者であって従業員数が50人以下であるもののうち、創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入を促進する必要があるもの

7 中小企業関係機関の住所録（平成25年7月現在）

目 次

行政機関等

1. 中小企業庁	475
2. 経済産業局等	476
3. 官公庁	479
4. 都道府県中小企業担当課	480
5. 道府県東京事務所	481
6. 政令指定市（中小企業支援法による）	482
7. 公設試験研究機関	482
8. 国税局	492
9. 地方運輸局	492
10. 公正取引委員会事務総局	492
11. 労働局	493

独立行政法人

1. 独立行政法人 中小企業基盤整備機構	494
2. 独立行政法人 産業技術総合研究所	496
3. 独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）	497
4. 独立行政法人 日本貿易保険	498
5. 独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）	498
6. 独立行政法人 情報処理推進機構	498
7. 独立行政法人 勤労者退職金共済機構	498
8. 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構	498
9. 独立行政法人 工業所有権情報・研修館	498
10. 主要な中小企業支援機関	499
11. 中小企業再生支援協議会	505
12. 経営改善支援センター	507
13. 事業引継ぎ相談窓口	508

中小企業関係金融機関等

1. 日本政策金融公庫 中小企業事業	509
2. 日本政策金融公庫 国民生活事業	512
3. 商工組合中央金庫	517

4. 沖縄振興開発金融公庫	519
5. (一社)全国信用保証協会連合会及び都道府県等信用保証協会	519
6. 全国銀行協会	520
7. (社)全国地方銀行協会	520
8. (社)第二地方銀行協会	520
9. (社)全国信用金庫協会	521
10. 信金中央金庫	521
11. (社)全国信用組合中央協会	521
12. 全国信用協同組合連合会	521
13. 国際協力銀行	521

中小企業関係団体等

1. 日本商工会議所及び各地商工会議所	522
2. 全国商工会連合会及び都道府県商工会連合会	532
3. 全国中小企業団体中央会及び都道府県中小企業団体中央会	534
4. 全国商店街振興組合連合会及び都道府県商店街振興組合連合会	535
5. 中小企業投資育成株式会社	538
6. 協同組合	538
7. (公財)全国中小企業取引振興協会及び都道府県等支援センター	541
8. (一財)企業共済協会	541
9. (一社)日本商事仲裁協会	541
10. (公財)三菱UFJ技術育成財団	541
11. (一財)生活用品振興センター	541
12. (公社)全日本トラック協会	541
13. (一社)中小企業診断協会	541
14. (公社)中小企業研究センター	541
15. (財)中小企業情報化促進協会	542
16. (一財)伝統的工芸品産業振興協会	542
17. (公社)日本広報協会	542
18. (一社)日本ショッピングセンター協会	542
19. (一社)日本販売士協会	542
20. (一社)日本フランチャイズチェーン協会	542
21. (一社)日本ボランティアチェーン協会	542
22. (一財)ベンチャーエンタープライズセンター	542
23. (一財)海外産業人材育成協会	542
24. (公財)交流協会	542

25. (一社)發明推進協会	543
26. (一社)先端技術産業戰略推進機構	543

行政機関等

1. **中小企業庁** URL : <http://www.chusho.meti.go.jp>
(〒100-8912) 東京都千代田区霞が関1-3-1

☎ 03-3501-1511 (代)

部名	課室名	電話番号
長官官房	参事官室	3501-1768
	業務管理官室	3501-1762
	広報室	3501-1709
	相談室	3501-4667
事業環境部	企画課	3501-1765
	調査室	3501-1764
	経営安定対策室	3501-0459
	国際室	3501-9093
	金融課	3501-2876
	財務課	3501-5803
	取引課	3501-1669
経営支援部	経営支援課	3501-1763
	小規模企業政策室	3501-2036
	新事業促進課	3501-1767
	創業・技術課	3501-1816
	商業課	3501-1929

2. 経済産業局等

局・部・課名		郵便番号	住所	電話番号	
北海道経済産業局 産業部	中小企業課	060-0808	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-2311(代)	
	新事業促進室			011-709-3140	
	産業振興課			011-756-6718	
	農商工連携課			011-709-1728	
	国際課			011-736-9706	
	流通産業課			011-709-1752	
	商業振興室			011-738-3236	
	消費経済課			011-738-3236	
	消費者相談室			011-709-1792	
	製品安全室			011-709-1785	
	地域経済部			地域経済課	011-709-1792
				産業人材政策課	011-709-1782
				新規事業室	011-700-2327
				産業技術課	011-700-2251
				特許室	011-709-5441
情報政策課		011-709-5441			
	製造産業課	011-700-2253			
	バイオ産業課	011-709-1784			
		011-709-1726			
東北経済産業局 産業部	中小企業課	980-8403	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎5F	022-263-1111(代)	
	新事業促進室			022-221-4922	
	国際課			022-221-4923	
	商業・流通サービス産業課			022-221-4907	
	消費経済課			022-221-4914	
	製品安全室			022-221-4917	
	地域経済部			地域経済課	022-221-4918
				産業人材政策課	022-221-4876
				産業支援課	022-221-4881
				産業技術課	022-221-4882
				特許室	022-221-4897
	情報・製造産業課	022-223-9730			
		022-221-4903			
関東経済産業局 産業部	中小企業課	330-9715	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-601-1200(代)	
	下請代金検査官室			048-600-0321	
	中小企業相談室			048-600-0325	
	中小企業金融課			048-600-0334	
	経営支援課			048-600-0425	
	産業振興課			048-600-0331	
	国際課			048-600-0303	
	製造産業課			048-600-0262	
	流通・サービス産業課			048-600-0313	
	商業振興室			048-600-0345	
				048-600-0317	
				048-600-0402	
	地域経済部			地域経済課	048-600-0317
				産業人材政策課	048-600-0402
				産業技術課	048-600-0253
				特許室	048-600-0236
新規事業課		048-600-0239			
	情報政策課	048-600-0275			
		048-600-0282			
中部経済産業局 産業部	中小企業課	460-8510	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2748	
	中小企業再生支援室			052-951-2748	
	下請代金検査官室			052-951-0400	
	経営支援課			052-951-0521	
	新事業支援室			052-951-2761	
	産業振興課			052-951-2761	
	消費経済課			052-951-0520	
	製造産業課			052-951-2560	
	流通・サービス産業課			052-951-2724	
	コンテンツ産業支援室			052-951-0597	
	商業振興室			052-951-0598	
		052-951-0597			

局・部・課名		郵便番号	住 所	電話番号	
地域経済部	地域経済課			052-951-8457	
	次世代産業課			052-951-0570	
	次世代自動車室			052-951-0570	
	航空宇宙室			052-951-0570	
	ヘルスケア産業室			052-951-0570	
	産業技術・人材・情報政策課			052-951-2774	
	情報政策室			052-951-2774	
	特許室			052-951-2774	
	国際課			052-951-4091	
	電力・ガス事業 北陸支局	産業課			076-432-5401
近畿経済産業局		540-8535	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	06-6966-6000(代)	
産業部	中小企業課			06-6966-6023	
	創業・経営支援課			06-6966-6014	
	産業課			06-6966-6021	
	産業振興室			06-6966-6054	
	製造産業課			06-6966-6022	
	ものづくり産業支援室			06-6966-6022	
	流通・サービス産業課			06-6966-6025	
	クワイティブ産業ユニット (サービス産業室・コンテンツ 産業支援室)			06-6966-6053	
	消費経済課			06-6966-6027	
	製品安全室			06-6966-6098	
	地域経済部	地域経済課			06-6966-6011
		産業人材政策課			06-6966-6013
		産業技術課			06-6966-6017
産学官連携支援室				06-6966-6164	
特許室				06-6966-6016	
通商部	情報政策課			06-6966-6015	
	国際事業課			06-6966-6032	
中国経済産業局		730-8531	広島県中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-224-5615(代)	
産業部	中小企業課			082-224-5661	
	経営支援課			082-224-5658	
	新事業支援室			082-224-5658	
	産業振興課			082-224-5638	
	アルコール室			082-224-5681	
	国際課			082-224-5659	
	流通・サービス産業課			082-224-5653	
	大規模小売店舗立地法相談室			082-224-5665	
	コンテンツ産業支援室			082-224-5655	
	国際課			082-224-5659	
	消費経済課			082-224-5671	
	消費者相談室			082-224-5673	
	地域経済部	製品安全室			082-224-5671
地域経済課				082-224-5684	
産業人材政策課				082-224-5683	
参事官(電子情報産業担当)				082-224-5630	
次世代産業課				082-224-5680	
特許室				082-224-5625	
参事官(産学官連携・産業クラスター担当)			082-224-5760		
四国経済産業局		760-8512	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8900(代)	
産業部	中小企業課			087-811-8529	
	新事業促進室			087-811-8562	
	産業振興課			087-811-8523	
	国際課			087-811-8525	
	商業・流通・サービス産業課			087-811-8524	
	消費経済課			087-811-8526	
	消費者相談室			087-811-8527	
	製品安全室			087-811-8526	
	地域経済部	地域経済課			087-811-8513
		情報政策室			087-811-8515
新規事業室				087-811-8521	
産業人材政策課				087-811-8517	
産業技術課				087-811-8518	
特許室				087-811-8519	
製造産業課				087-811-8520	

局・部・課名		郵便番号	住 所	電話番号
九州経済産業局		812-8546	福岡市博多区博多駅東2-11-1	
産業部	中小企業課		福岡合同庁舎本館	092-482-5447
	中小企業経営支援室			092-482-5491
	中小企業金融室			092-482-5448
	産業課			092-482-5433
	消費経済課			092-482-5459
	製品安全室			092-482-5523
	流通・サービス産業課			092-482-5455
	商業振興室			092-482-5456
地域経済部	地域経済課			092-482-5430
	情報政策課			092-482-5440
	新産業戦略課			092-482-5438
	産業人材政策課			092-482-5504
	技術企画課			092-482-5461
	特許室			092-482-5463
	産学官連携推進室			092-482-5510
	技術振興課			092-482-5464
	製造産業課			092-482-5446
国際部	国際課			092-482-5423
沖縄総合事務局		900-8530	那覇市おもろまち2-1-1	098-866-0031(代)
経済産業部	中小企業課		那覇第2地方合同庁舎2号館9F	098-866-1755
	地域経済課			098-866-1730
	特許室			098-867-1730
	商務通商課			098-866-1731
	コンテンツ産業支援室			098-866-1731
	消費経済室			098-866-1741
	消費者相談室			098-862-4373

3. 官公庁

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
内閣	100-8968	千代田区永田町1-6-1	03-5253-2111(代表)
内閣法制局	100-0013	千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館	03-3581-7271(代表)
人事院	100-8913	千代田区霞が関1-2-3	03-3581-5311(代表)
内閣府	100-8914	千代田区永田町1-6-1	03-5253-2111(大代表)
宮内庁	100-8111	千代田区千代田1-1	03-3213-1111(代表)
公正取引委員会	100-8987	千代田区霞が関1-1-1	03-3581-5471(代表)
国家公安委員会	100-8974	千代田区霞が関2-1-2	03-3581-0141(代表)
警察庁	100-8974	千代田区霞が関2-1-2	03-3581-0141(代表)
金融庁	100-8967	千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館	03-3506-6000
消費者庁	100-6178	千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー	03-3507-8800(大代表)
総務省	100-8926	千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館	03-5253-5111(代表)
公害等調整委員会	100-0013	千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館10F	03-3581-9601(代表)
消防庁	100-8927	千代田区霞が関2-1-2	03-5253-5111(代表)
法務省	100-8977	千代田区霞が関1-1-1	03-3580-4111(代表)
最高検察庁	100-0013	千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5611(代表)
公安調査庁	100-0013	千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館	03-3592-5711(代表)
外務省	100-8919	千代田区霞が関2-2-1	03-3580-3311(代表)
財務省	100-8940	千代田区霞が関3-1-1	03-3581-4111(代表)
国税庁	100-8978	千代田区霞が関3-1-1	03-3581-4161(代表)
文部科学省	100-8959	千代田区霞が関3-2-2	03-5253-4111(代表)
文化庁	100-8959	千代田区霞が関3-2-2	03-5253-4111(代表)
厚生労働省	100-8916	千代田区霞が関1-2-2	03-5253-1111(代表)
中央労働委員会	105-0011	港区芝公園1-5-32	03-5403-2111(代表)
農林水産省	100-8950	千代田区霞が関1-2-1	03-3502-8111(代表)
林野庁	100-8952	千代田区霞が関1-2-1	03-3502-8111(代表)
水産庁	100-8907	千代田区霞が関1-2-1	03-3502-8111(代表)
経済産業省	100-8901	千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1511(代表)
資源エネルギー庁	100-8931	千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1511(代表)
特許庁	100-8915	千代田区霞が関3-4-3	03-3581-1101(代表)
中小企業庁	100-8912	千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館	03-3501-1511(代表)
国土交通省	100-8918	千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111(代表)
観光庁	100-8918	千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111(代表)
気象庁	100-8122	千代田区大手町1-3-4	03-3212-8341(代表)
運輸安全委員会	100-8918	千代田区霞が関2-1-2	03-5253-8486(代表)
海上保安庁	100-8976	千代田区霞が関2-1-3	03-3591-6361(代表)
海難審判所	100-8918	千代田区霞が関2-1-2	03-5253-8821
環境省	100-8975	千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	03-3581-3351(代表)
原子力規制委員会	106-8450	港区六本木1-9-9	03-3581-3352(代表)
防衛省	162-8801	新宿区市谷本村町5-1	03-5366-3111(代表)
会計検査院	100-8941	千代田区霞が関3-2-2	03-3581-3251(代表)
最高裁判所	102-8651	千代田区隼町4-2	03-3264-8111(代表)

4. 都道府県中小企業担当課

県名	担当部・課名	郵便番号	住所	電話番号
北海道	経済部中小企業課	060-8588	札幌市中央区北三条西6丁目	011-231-4111(代)
青森	商工労働部商工政策課	030-8570	青森市長島1-1-1	017-734-9368(直)
岩手	商工労働観光部経営支援課	020-8570	盛岡市内丸10-1	019-629-5549(直)
宮城	経済商工観光部商工経営支援課	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2741(直)
秋田	産業労働部産業政策課	010-8570	秋田市山王4-1-1	018-860-2211(直)
山形	商工労働観光部産業政策課	990-8570	山形市松波2-8-1	023-630-2353(直)
福島	商工労働部商工総務課	960-8670	福島市杉妻町2-16	024-521-7270(直)
茨城	商工労働部中小企業課	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-3544(直)
栃木	産業労働観光部経営支援課	320-8501	宇都宮市埴田1-1-20	028-623-3173(直)
群馬	産業経済部産業政策課	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-3314(直)
埼玉	産業労働部産業支援課	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-3910(直)
千葉	商工労働部経営支援課	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2791(直)
東京	産業労働局商工部調整課	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5320-4744(直)
神奈川	産業労働局産業・エネルギー部中小企業支援課	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-5556(直)
新潟	産業労働観光部産業政策課	950-8570	新潟市中央区新光町4-1	025-280-5232(直)
長野	商工労働部経営支援課	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7195(直)
山梨	産業労働部産業政策課	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1530(直)
静岡	経済産業部商工業局商工振興課	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2990(直)
愛知	産業労働部産業労働政策課	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6369(直)
岐阜	商工労働部中小企業課	500-8570	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1111(代)
三重	雇用経済部金融経営課	514-8570	津市広明町13	059-224-2447(直)
富山	商工労働部経営支援課	930-8501	富山市新総曲輪1-7	076-444-3247(直)
石川	商工労働部産業政策課	920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1511(直)
福井	産業労働部産業政策課	910-8580	福井市大手3-17-1	0776-20-0366(直)
滋賀	商工観光労働部中小企業振興課	520-8577	大津市京町4-1-1	077-528-3731(直)
京都	商工労働観光部産業労働総務課	602-8570	京都市上京区下立売通新町 西入藪ノ内町	075-414-4818(直)
奈良	産業・雇用振興部産業政策課	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-7005(直)
大阪	商工労働部商工労働総務課	559-8555	大阪市住之江区南港北1-14-16	06-6210-9477(直)
兵庫	産業労働部産業振興局経営商業課	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-9184(直)
和歌山	商工観光労働部商工労働政策局商工振興課	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-2744(直)
鳥取	商工労働部経済産業総室	680-8570	鳥取市東町1-220	0857-26-7690(直)
島根	商工労働部中小企業課	690-8501	松江市殿町1番地	0852-22-5883(直)
岡山	産業労働部経営支援課	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7354(直)
広島	商工労働局経営革新課	730-8511	広島市中区基町10-52	082-513-3321(直)
山口	商工労働部経営金融課	753-8501	山口市滝町1-1	083-933-3180(直)
徳島	商工労働部商工政策課	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-2315(直)
香川	商工労働部経営支援課	760-8570	高松市番町4-1-10	087-832-3342(直)
愛媛	経済労働部経営支援課	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-912-2480(直)
高知	商工労働部経営支援課	780-8570	高知市丸ノ内1-2-20	088-823-9695(直)
福岡	商工部中小企業経営金融課	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3423(直)
佐賀	農林水産商工本部商工課	840-8570	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7093(直)
長崎	産業労働部産業政策課	850-8570	長崎市江戸町2-13	095-895-2611(直)
熊本	商工観光労働部商工政策課	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1	096-333-2312(直)
大分	商工労働部商工労働企画課	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-506-3213(直)
宮崎	商工観光労働部商工政策課	880-8501	宮崎市橘通東2-10-1	0985-26-7093(直)
鹿児島	商工労働水産部経営金融課	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2944(直)
沖縄	商工労働部中小企業支援課	900-8570	那覇市泉崎1-2-2	098-866-2343(直)

5. 道府県東京事務所

		郵便番号	住 所		電話番号
北 海 道		100-0014	千代田区永田町2-4-3	永田町ビル5F	03-3581-3411
青 森		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館7F	03-5212-9113
岩 手		100-0014	千代田区永田町1-4-1		03-3581-0341
宮 城		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館12F	03-5212-9045
秋 田		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館7F	03-5212-9115
山 形		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館13F	03-5212-9026
福 島		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館12F	03-5212-9050
茨 城		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館9F	03-5212-9088
栃 木		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館11F	03-5212-9064
群 馬		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館8F	03-5212-9102
埼 玉		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館8F	03-5212-9104
千 葉		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館14F	03-5212-9013
神 奈 川		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館9F	03-5212-9090
新 潟		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館15F	03-5212-9002
長 野		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館12F	03-5212-9055
山 梨		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館13F	03-5212-9033
静 岡		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館13F	03-5212-9035
愛 知		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館9F	03-5212-9092
岐 阜		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館14F	03-5212-9020
三 重		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館11F	03-5212-9065
富 山		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館13F	03-5212-9030
石 川		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館14F	03-5212-9016
福 井		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館10F	03-5212-9074
滋 賀		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館8F	03-5212-9107
京 都		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館8F	03-5212-9109
奈 良		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館9F	03-5212-9096
大 阪		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館7F	03-5212-9118
兵 庫		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館13F	03-5212-9040
和 歌 山		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館12F	03-5212-9057
鳥 取		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館10F	03-5212-9077
島 根		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館11F	03-5212-9070
岡 山		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館10F	03-5212-9080
広 島		105-0001	港区虎ノ門1-2-8	虎ノ門琴平タワー22F	03-3580-0851
山 口		100-0013	千代田区霞が関3-3-1	尚友会館4F	03-3502-3355
徳 島		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館14F	03-5212-9022
香 川		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館9F	03-5212-9100
愛 媛		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館11F	03-5212-9071
高 知		100-0011	千代田区内幸町1-3-3	内幸町ダイビル7F	03-3501-5541
福 岡		102-0083	千代田区麴町1-12	ふくおか会館2F	03-3261-9861
佐 賀		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館11F	03-5212-9073
長 崎		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館14F	03-5212-9025
熊 本		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館10F	03-5212-9084
大 分		104-0061	中央区銀座2-2-2	新西銀座ビル6F	03-6862-8787
宮 崎		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館15F	03-5212-9007
鹿 児 島		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館12F	03-5212-9060
沖 縄		102-0093	千代田区平河町2-6-3	都道府県会館10F	03-5212-9087

6. 政令指定市（中小企業支援法による）

市名	郵便番号	住所	電話番号	担当
札幌市	060-8611	札幌市中央区北1条西2丁目	011-211-2111	経済局
仙台市	980-8671	仙台市青葉区国分町3-7-1	022-261-1111	経済局
さいたま市	330-9588	さいたま市浦和区常盤6-4-4	048-829-1111	経済局
千葉市	260-8722	千葉市中央区千葉港1-1	043-245-5111	経済農政局
川崎市	210-8577	川崎市川崎区宮本町1	044-200-2111	経済労働局
横浜市	231-0017	横浜市中区港町1-1	045-671-2121	経済局
相模原市	252-5277	相模原市中央区中央2-11-15	042-754-1111	環境経済局
新潟市	951-8550	新潟市中央区学校町通1番町602-1	025-228-1000	経済・国際部
静岡市	424-8701	静岡市清水区旭町6-8	054-354-2111	商工部
浜松市	430-8652	浜松市中区元城町103-2	053-457-2111	産業部
名古屋市	460-8508	名古屋市中区三の丸3-1-1	052-961-1111	市民経済局
京都市	604-8571	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	075-222-3111	産業観光局
大阪市	530-8201	大阪市北区中之島1-3-20	06-6208-8181	経済戦略局
堺市	590-0078	堺市堺区南瓦町3-1	072-233-1101	産業振興局
神戸市	650-8570	神戸市中央区加納町6-5-1	078-331-8181	産業振興局
岡山市	700-8544	岡山市北区大供1-1-1	086-803-1000	経済局
広島市	730-8586	広島市中区国泰寺町1-6-34	082-245-2111	経済環境局
北九州市	803-8501	北九州市小倉北区内1-1	093-671-8181	産業経済局
福岡市	810-8620	福岡市中央区天神1-8-1	092-711-4111	経済環境文化局
熊本市	860-8601	熊本市中央区手取本町1-1	096-328-2111	農水商工局

7. 公設試験研究機関

都道府県	名称	郵便番号	住所	電話番号
北海道	地方独立行政法人北海道立総合研究機構	060-0819	札幌市北区北19条西11丁目	011-747-0200
	産業技術研究本部(工業試験場)	060-0819	札幌市北区北19条西11丁目	011-747-2321
	産業技術研究本部(食品加工研究センター)	069-0836	江別市文京台緑町589番地4	011-387-4111
	農業研究本部(中央農業試験場)	069-1395	夕張郡長沼町東6線北15号	0123-89-2001
	水産研究本部(中央水産試験場)	046-8555	余市郡余市町浜中町238番地	0135-23-7451
	森林研究本部(林業試験場)	079-0198	美唄市光珠内町東山	0126-63-4164
	環境・地質研究本部(環境科学研究センター)	060-0819	札幌市北区北19条西12丁目	011-747-3521
	建築研究本部(北方建築総合研究所)	078-8801	旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号	0166-66-4211
	北海道立工業技術センター	041-0801	函館市桔梗町379番地	0138-34-2600
	北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター	090-0008	北見市大正353-19	0157-36-0680
	北海道立十勝圏地域食品加工技術センター	080-2462	帯広市西22条北2-23-10	0155-37-8383
	北海道立衛生研究所	060-0819	札幌市北区北19条西12丁目	011-747-2711
	釧路工業技術センター	084-0905	釧路市鳥取南7-2-23	0154-55-5121
	十勝産業振興センター	080-2462	帯広市西22条北2-23-9	0155-38-8850
	室蘭テクノセンター	050-0083	室蘭市東町4-28-1	0143-45-1188
	旭川市工業技術センター	078-8273	旭川市工業団地3条2-1-18	0166-36-3111
	旭川市工芸センター	078-8801	旭川市緑が丘東1条3-1-6 旭川リサーチセンター内	0166-66-1770
北見市工業技術センター	090-0836	北見市東三輪5-1-4	0157-31-2705	
苫小牧市テクノセンター	059-1362	苫小牧市柏原32-6	0144-57-0210	
青森県	地方独立行政法人青森県産業技術センター	036-0522	黒石市田中82-9	0172-52-4311
	工業総合研究所	030-0142	青森市大字野木字山口221-10	017-728-0900
	農林総合研究所	036-0522	黒石市田中82-9	0172-52-4346
	水産総合研究所	039-3381	東津軽郡平内町大字茂浦字月泊10	017-755-2155
	食品総合研究所	031-0831	八戸市築港街2-10	0178-33-1347
青森県環境保健センター	030-8566	青森市東造道1丁目1番1号	017-736-5411	
岩手県	地方独立行政法人岩手県工業技術センター	020-0857	盛岡市北飯岡2-4-25	019-635-1115
	岩手県先端科学技術研究センター	020-0857	盛岡市北飯岡2-4-26	019-635-7220
	岩手県生物学研究所	024-0003	北上市成田22地割174番地4	0197-68-2911

都道府県	名称	郵便番号	住所	電話番号
岩手県	岩手県農業研究センター	024-0003	北上市成田20-1	0197-68-2331
	岩手県林業技術センター	028-3623	紫波郡矢巾町大字煙山 第3地割560番地11	019-697-1536
	岩手県水産技術センター	026-0001	釜石市大字平田3-75-3	0193-26-7911
	岩手県内水面水産技術センター	028-7302	八幡平市松尾寄木1-474	0195-78-2047
	岩手県環境保健研究センター	020-0852	盛岡市北飯岡1-11-16	019-656-5666
秋田県	秋田県産業技術センター	010-1623	秋田市新屋町字砂奴寄4-11	018-862-3414
	秋田県農林水産技術センター	010-1231	秋田市雄和相川字源八沢34番1	018-881-3387
	農業試験場	010-1231	秋田市雄和相川字源八沢34番1	018-881-3330
	果樹試験場	013-0102	横手市平鹿町醍醐字街道下65	0182-25-4224
	畜産試験場	019-0701	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3	0187-72-2511
	水産振興センター	010-0531	男鹿市船川港台島字鶴ノ崎8-4	0185-27-3003
	森林技術センター	019-2611	秋田市河辺戸島字井戸尻台47-2	018-882-4511
	秋田県総合食品研究センター	010-1623	秋田市新屋町字砂奴寄4-26	018-888-2000
	秋田県健康環境センター	010-0874	秋田市千秋久保田町6-6	018-832-5005
山形県	山形県工業技術センター	990-2473	山形市松栄2-2-1	023-644-3222
	置賜試験場	992-0003	米沢市窪田町窪田2736-6	0238-37-2424
	庄内試験場	997-1321	東田川郡三川町大字押切新田字桜木25	0235-66-4227
	山形県高度技術研究開発センター	990-2473	山形市松栄2-2-1	023-647-3111
	山形県環境科学研究センター	995-0024	村山市橋岡苗田3-2-1	0237-52-3121
	山形県衛生研究所	990-0031	山形市十日町1-6-6	023-627-1358
	山形県水産試験場	997-1204	鶴岡市大字加茂字大崩594	0235-33-3150
	山形県内水面水産試験場	992-0063	米沢市泉町1-4-12	0238-38-3214
	山形県農業総合研究センター	990-2372	山形市みのりが丘6060-27	023-647-3500
	園芸試験場	991-0043	寒河江市大字島字島南423	0237-84-4125
	水田農業試験場	999-7601	鶴岡市藤島山ノ前25	0235-64-2100
	畜産試験場	996-0041	新庄市大字鳥越字一本松1076	0233-23-8814
	養豚試験場	998-0112	酒田市浜中字八窪1	0234-91-1255
	宮城県	宮城県産業技術総合センター	981-3206	仙台市泉区明通2-2
宮城県農業・園芸総合研究所		981-1243	名取市高館川上字東金剛寺1	022-383-8118
宮城県古川農業試験場		989-6227	大崎市古川大崎字富国88	0299-26-5100
宮城県畜産試験場		989-6445	大崎市岩出山南沢字樋渡1	0229-72-3101
宮城県林業技術総合センター		981-3602	黒川郡大衡村大衡字はぬ木14	022-345-2816
宮城県水産技術総合センター		986-2135	石巻市渡波字袖ノ浜97-6	0225-24-0138
気仙沼水産試験場		988-0181	気仙沼市字赤岩杉の沢47-6 宮城県気仙沼合同庁舎2F	0226-23-6880
内水面水産試験場		981-3625	黒川郡大和町吉田字旗坂地内	022-342-2051
福島県	福島県ハイテクプラザ	963-0215	郡山市待池台1-12	024-959-1741
	福島技術支援センター	960-2154	福島市佐倉下字附ノ川1-3	024-593-1121
	会津若松技術支援センター	965-0006	会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原88-1	0242-39-2100
	いわき技術支援センター	972-8312	いわき市常磐下船尾町杭出作23-32	0246-44-1475
	福島県農業総合センター	963-0531	郡山市日和田町高倉字下中道116番地	024-958-1700
	果樹研究所	960-0231	福島市飯坂町平野字檀の東1	024-542-4191
	畜産研究所	960-2156	福島市荒井字地藏原甲18	024-593-1221
	会津地域研究所	969-6506	河沼郡会津坂下町大字見明字南原881	0242-82-4411
	浜地域研究所	979-2542	相馬市成田字五郎右エ門橋100番地	0244-35-2633
	福島県林業研究センター	963-0112	郡山市安積町成田字西島坂1	024-945-2160
	福島県水産試験場	970-0316	いわき市小名浜下神白字松下13-2	0246-54-3151
	種苗研究部			0246-38-7564
	福島県内水面水産試験場	969-3283	耶麻郡猪苗代町大字長田字東中丸3447-1	0242-65-2011
	福島県環境センター	963-8024	郡山市朝日3-5-7	024-923-3401
福島県衛生研究所	960-8560	福島市方木田字水戸内16-6	024-546-7104	
福島県環境医学研究所	979-1308	双葉郡大熊町大字下野上字大野199	0240-32-3325	
茨城県	茨城県工業技術センター	311-3195	東茨城郡茨城町長岡3781-1	029-293-7212
	繊維工業指導所	307-0015	結城市鹿俣189	0296-33-4154
	窯業指導所	309-1611	笠間市笠間2346-3	0296-72-0316
	茨城県霞ヶ浦環境科学センター	300-0023	土浦市沖宿町1853	029-828-0960
	茨城県農業総合センター	319-0292	笠間市安居3165-1	0299-45-8320~2

都道府県	名称	郵便番号	住所	電話番号
茨城県	生物工学研究所	319-0292	笠間市安居3165-1	0299-45-8330
	園芸研究所	319-0292	笠間市安居3165-1	0299-45-8340
	農業研究所	311-4203	水戸市上国井町3402	029-239-7210
	茨城県畜産センター	315-0132	石岡市根小屋1234	0299-43-3333
	肉用牛研究所	319-2224	常陸大宮市東野3700	0295-52-3167
	養豚研究所	300-0508	稲敷市佐倉3240	029-892-2903
	茨城県林業技術センター	311-0122	那珂市戸4692	029-298-0257
	茨城県水産試験場	311-1203	ひたちなか市平磯町三ツ塚3551-8	029-262-4158
	茨城県内水面水産試験場	311-3512	行方市玉造甲1560	0299-55-0324
栃木県	栃木県産業技術センター	321-3226	宇都宮市ゆいの杜1-5-20	028-670-3391
	繊維技術支援センター	326-0827	足利市西宮町2870	0284-21-2138
	県南技術支援センター	327-0847	佐野市天神町950	0283-22-0733
	紬織物技術支援センター	323-0155	小山市福良2358	0285-49-0009
	窯業技術支援センター	321-4217	益子町益子695	0285-72-5221
	栃木県保健環境センター	329-1196	宇都宮市下岡本町2145-13	028-673-9070
	栃木県林業センター	321-2105	宇都宮市下小池町280	028-669-2211
	栃木県農業試験場	320-0002	宇都宮市瓦谷町1080	028-665-1241
	栃木県水産試験場	324-0404	大田原市佐良士2599	0287-98-2888
群馬県	群馬県畜産酪農研究センター	329-2747	那須塩原市千本松298	0287-36-0230
	芳賀分場	321-3303	芳賀町稲毛田1917	028-677-0301
	群馬県立産業技術センター	379-2147	前橋市亀里町884-1	027-290-3030
	群馬産業技術センター	379-2147	前橋市亀里町884-1	027-290-3030
	東毛産業技術センター	373-0019	太田市吉沢町1058-5	0276-40-5090
	群馬県繊維工業試験場	376-0011	桐生市相生町5-46-1	0277-52-9950
	群馬県衛生環境研究所	371-0052	前橋市上沖町378	027-232-4881
	群馬県農業技術センター	379-2224	伊勢崎市西小保方町493	0270-62-1021
	中山間地園芸研究センター	378-0035	沼田市井土上町1278	0278-22-3358
群馬県東部地域研究センター	374-0006	館林市当郷町1132-2	0276-72-0355	
高冷地野菜研究センター	377-1614	吾妻郡嬭恋村田代301	0279-96-1011	
こんにゃく特産研究センター	377-0008	渋川市渋川13092-1	0279-22-2144	
群馬県蚕糸技術センター	371-0852	前橋市総社町総社2326-2	027-251-5145	
群馬県水産試験場	371-0036	前橋市敷島町13	027-231-2803	
群馬県畜産試験場	371-0103	前橋市富士見町小暮2425	027-288-2222	
群馬県林業試験場	370-3503	北群馬郡榛東村新井2935	027-373-2300	
埼玉県	埼玉県産業技術総合センター	333-0844	川口市上青木3-12-18 SKIPシティ内	048-265-1311
	北部研究所	360-0031	熊谷市末広2-133	048-521-0614
	埼玉県環境科学国際センター	347-0115	加須市上種足914	0480-73-8331
	埼玉県衛生研究所	338-0824	さいたま市桜区上大久保639-1	048-853-4995
	埼玉県農林総合研究センター	360-0102	熊谷市須賀広784	048-536-0311
	畜産研究所	360-0102	熊谷市須賀広784	048-536-0440
	森林・緑化研究所	360-0102	熊谷市須賀広784	048-536-0347
	水田農業研究所	360-0831	熊谷市久保島1372	048-521-5041
	園芸研究所	346-0037	久喜市六万部91	0480-21-1113
	茶業研究所	358-0042	入間市上谷ヶ貫244-2	04-2936-1351
水産研究所	347-0011	加須市北小浜1060-1	0480-61-0458	
千葉県	千葉県産業支援技術研究所	264-0017	千葉市若葉区加曾利町889番地	043-231-4325
	千葉県衛生研究所	260-8715	千葉市中央区仁戸名町666-2	043-266-6723
	千葉県農林総合研究センター	266-0006	千葉市緑区大膳野町808	043-291-0151
	北総園芸研究所	287-0026	香取市大根1295	0478-59-2100
	暖地園芸研究所	294-0014	館山市山本1762	0470-22-2603
	育種研究所	299-4335	長生郡長生村水口17-5	0475-32-3377
	森林研究所	289-1223	山武市埴谷1887-1	0475-88-0505
	千葉県畜産総合研究センター	289-1113	八街市八街へ16-1	043-445-4511
	市原乳牛研究所	290-0531	市原市国本602	0436-96-1231
嶺岡乳牛研究所	299-2507	南房総市大井686	0470-46-3011	
千葉県水産総合研究センター	295-0024	南房総市千倉町平磯2492	0470-43-1111	

都道府県	名称	郵便番号	住所	電話番号
千葉県	東京湾漁業研究所	293-0042	富津市小久保3091	0439-65-3071
	内水面水産研究所	285-0866	佐倉市臼井台1390	043-461-2288
	種苗生産研究所勝浦生産開発室	299-5233	勝浦市浜勝浦178-17	0470-73-5575
	種苗生産研究所富津生産開発室	293-0042	富津市小久保2568-38	0439-65-4367
	東葛テクノプラザ	277-0882	柏市柏の葉5-4-6	04-7133-0139
東京都	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター	135-0064	江東区青海2-4-10	03-5530-2111
	東京都立食品技術センター	101-0025	千代田区神田佐久間町1-9 東京都秋葉原庁舎	03-5256-9251
	東京都環境科学研究所	136-0075	江東区新砂1-7-5	03-3699-1331
	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター研究所	173-0015	板橋区栄町35-2	03-3964-3241
	(公財)東京都医学総合研究所	156-8506	世田谷区上北沢2-1-6	03-5316-3100
	東京都健康安全研究センター	169-0073	新宿区百人町3-24-1	03-3363-3231
	東京都立皮革技術センター	131-0042	墨田区東墨田3-3-14	03-3616-1671
	東京都農林水産振興財団	190-0013	立川市富士見町3-8-1	042-528-0505
	東京都島しょ農林水産総合センター	105-0022	港区海岸2-7-104	03-3454-1951
神奈川県	神奈川県産業技術センター	243-0435	海老名市下今泉705-1	046-236-1500
	神奈川県環境科学センター	254-0014	平塚市四之宮1-3-39	0463-24-3311
	神奈川県農業技術センター	259-1204	平塚市上吉沢1617	0463-58-0333
	畜産技術所	243-0417	海老名市本郷3750	046-238-4056
	神奈川県水産技術センター	238-0237	三浦市三崎町城ヶ島養老子	046-882-2311
	神奈川県自然環境保全センター研究企画部	243-0121	厚木市七沢657	046-248-0323
	神奈川県衛生研究所	253-0087	茅ヶ崎市下町屋1-3-1	0467-83-4400
	横浜市工業技術支援センター	236-0004	横浜市金沢区福浦1-1-1	045-788-9000
	川崎環境総合研究所	210-0821	川崎市川崎区殿町3-25-13 川崎生命科学・環境研究センター(LiSE)3F	044-276-9001
新潟県	新潟県工業技術総合研究所	950-0915	新潟市中央区鏡西1-11-1	025-247-1301
	新潟県醸造試験場	951-8121	新潟市中央区水道町2-5932-133	025-222-4568
	新潟県農業総合研究所	940-0826	長岡市長倉町857	0258-35-0805
	作物研究センター	940-0826	長岡市長倉町857	0258-35-0893
	園芸研究センター	957-0111	北蒲原郡聖籠町真野177	0254-27-5555
	畜産研究センター	955-0143	三条市大字棚鱗178	0256-46-3103
	食品研究センター	959-1381	加茂市新栄町2-25	0256-52-0448
	高冷地農業技術センター	949-8311	中魚沼郡津南町中深見乙7910	025-765-2145
	中山間地農業技術センター	949-7505	長岡市川口牛ヶ島135-1	0258-89-2330
	佐渡農業技術センター	952-1211	佐渡市中興351番地	0259-63-4102
	新潟県保健環境科学研究所	950-2144	新潟県西区曾和314-1	025-263-9411
	新潟県森林研究所	958-0264	村上市鶴渡路2249-5	0254-72-1171
	新潟県水産海洋研究所	950-2171	新潟市西区五十嵐3の町13098-8	025-261-2041
	佐渡水産技術センター	952-0317	佐渡市豊田2082	0259-55-2630
新潟県内水面水産試験場	940-1137	長岡市大川原町2650	0258-22-2101	
長野県	長野県工業技術総合センター	380-0928	長野市若里1-18-1	026-268-0602
	材料技術部門	380-0928	長野市若里1-18-1	026-226-2812
	精密・電子技術部門	394-0084	岡谷市長地片間町1-3-1	0266-23-4000
	環境・情報技術部門	399-0006	松本市野溝西1-7-7	0263-25-0790
	食品技術部門	380-0921	長野市栗田205-1	026-227-3131
	長野県環境保全研究所	380-0944	長野市安茂里米村1978	026-227-0354
	長野県農業試験場	382-0072	須坂市小河原492	026-246-2411
	長野県果樹試験場	382-0072	須坂市小河原492	026-246-2411
	長野県野菜花き試験場	399-6461	塩尻市宗賀床尾1066-1	0263-52-1148
	長野県畜産試験場	399-0711	塩尻市片丘10,931-1	0263-52-1188
	長野県南信農業試験場	399-3103	下伊那郡高森町下市田2476	0265-35-2240
	長野県水産試験場	399-7102	安曇野市明科中川手2871	0263-62-2281
長野県林業総合センター	399-0711	塩尻市片丘5739	0263-52-0600	
山梨県	山梨県工業技術センター	400-0055	甲府市大津町2094	055-243-6111
	山梨県富士工業技術センター	403-0004	富士吉田市下吉田2095	0555-22-2100
	山梨県衛生環境研究所	400-0027	甲府市富士見1-7-31	055-253-6721
	山梨県環境科学研究所	403-0005	富士吉田市上吉田字剣丸尾5597-1	0555-72-6211
	山梨県森林総合研究所	400-0502	南巨摩郡富士川町最勝寺2290-1	0556-22-8001

都道府県	名称	郵便番号	住所	電話番号
山梨県	山梨県水産技術センター	400-0121	甲斐市牛勾497	055-277-4758
	山梨県総合農業技術センター	407-0105	甲斐市下今井1100	0551-28-2496
	山梨県果樹試験場	405-0043	山梨市江曾原1204	0553-22-1921
	山梨県畜産試験場	409-3812	中央市乙黒963-1	055-273-6441
	山梨県酪農試験場	408-0021	北杜市長坂町長坂上条621-2	0551-32-3216
静岡県	静岡県工業技術研究所	421-1298	静岡市葵区牧ヶ谷2078	054-278-3002
	沼津工業技術支援センター	410-0022	沼津市大岡3981-1	055-925-1100
	富士工業技術支援センター	417-8550	富士市大淵2590-1	0545-35-5190
	浜松工業技術支援センター	431-2103	浜松市北区新都田1-3-3	053-428-4152
	静岡県環境衛生科学研究所	420-8637	静岡市葵区北安東4-27-2	054-245-7655
	静岡県農林技術研究所	438-0803	磐田市富丘678-1	0538-35-7211
	森林・林業研究センター	434-0016	浜松市浜北区根堅2542-8	053-583-3121
	茶業研究センター	439-0002	菊川市倉沢1706-11	0548-27-2311
	果樹研究センター	424-0905	静岡市清水区駒越西2-12-10	054-334-4850
	静岡県畜産技術研究所	418-0108	富士宮市猪之頭1945	0544-52-0146
静岡県水産技術研究所	425-0033	焼津市小川3690	054-627-1815	
愛知県	あいち産業科学技術総合センター	470-0356	豊田市八草町秋合1267-1	0561-76-8301
	産業技術センター	448-0013	刈谷市恩田町1-157-1	0566-24-1841
	食品工業技術センター	451-0083	名古屋市西区新福寺町2-1-1	052-521-9316
	三河繊維技術センター	443-0013	蒲郡市大塚町伊賀久保109	0533-59-7146
	尾張繊維技術センター	491-0931	一宮市大和町馬引字宮浦35	0586-45-7871
	常滑窯業技術センター	479-0021	常滑市大曾町4-50	0569-35-5151
	瀬戸窯業技術センター	489-0965	瀬戸市南山口町537	0561-21-2116
	愛知県環境調査センター	462-0032	名古屋市長区辻町字流7-6	052-910-5490
	愛知県衛生研究所	462-8576	名古屋市長区辻町字流7-6	052-910-5618
	愛知県農業総合試験場	480-1193	長久手市岩作三ヶ峯1-1	0561-62-0085
	愛知県森林・林業技術センター	441-1622	結城市上吉田字乙新多43-1	0536-34-0321
	愛知県水産試験場	443-0021	蒲郡市三谷町若宮97	0533-68-5196
	内水面漁業研究所	444-0425	西尾市一色町細川大岡一の割56-6	0563-72-7643
	漁業生産研究所	470-3412	知多郡南知多町大字豊浜字豊浦2-1	0569-65-0611
	名古屋市工業研究所	456-0058	名古屋市長区六番3-4-41	052-661-3161
岡崎市総合検査センター	444-0802	岡崎市美合町五本松68-1	0564-57-0530	
岐阜県	岐阜県産業技術センター	501-6064	羽島郡笠松町北及47	058-388-3151
	岐阜県工業技術研究所	501-3265	関市小瀬1288	0575-22-0147
	岐阜県情報技術研究所	509-0109	各務原市テクノプラザ1-21	058-379-3300
	岐阜県セラミクス研究所	507-0811	多治見市星ヶ台3-11	0572-22-5381
	岐阜県生活技術研究所	506-0058	高山市山田町1554	0577-33-5252
	岐阜県森林研究所	501-3714	美濃市曾代1128-1	0575-33-2585
	岐阜県保健環境研究所	504-0838	各務原市那加不動丘1-1	058-380-2100
	岐阜県農業技術センター	501-1152	岐阜市又丸729-1	058-239-3131
	多治見市陶磁器意匠研究所	507-0803	多治見市美坂町2-77	0572-22-4731
	陶磁器試験場 セラテクノ土岐	509-5403	土岐市肥田町肥田287-3	0572-59-8312
	瑞浪市窯業技術研究所	509-6122	瑞浪市上平町5-5-1	0572-67-2427
三重県	三重県保健環境研究所	512-1211	四日市市桜町3684-11	059-329-3800
	三重県工業研究所	514-0819	津市高茶屋5-5-45	059-234-4036
	三重県農業研究所	515-2316	松阪市嬉野川北町530	0598-42-6357
	三重県畜産研究所	515-2324	松阪市嬉野町1444-1	0598-42-2029
	三重県林業研究所	515-2602	津市白山町二本木3769-1	059-262-0110
	三重県水産研究所	517-0404	志摩市浜島町浜島3564-3	0599-53-0016
	伊勢市産業支援センター	516-0021	伊勢市朝熊町4383-469	0596-63-5677
富山県	富山県工業技術センター 中央研究所	933-0981	高岡市二上町150	0766-21-2121
	生活工学研究所	939-1503	南砺市岩武新35-1	0763-22-2141
	機械電子研究所	930-0866	富山市高田383番地	076-433-5466
	富山県環境科学センター	939-0363	射水市中太閤山17-1	0766-56-2835
	富山県衛生研究所	939-0363	射水市中太閤山17-1	0766-56-5506
富山県薬事研究所	939-0363	射水市中太閤山17-1	0766-56-6026	

都道府県	名称	郵便番号	住所	電話番号
富山県	富山県総合デザインセンター	939-1119	高岡市オフィスパーク5番地	0766-62-0510
	富山県農林水産総合技術センター 農業研究所	939-8153	富山市吉岡1124-1	076-429-2111
	園芸研究所	939-1327	砺波市五郎丸288	0763-32-2259
	園芸研究所果樹研究センター	937-0042	魚津市六郎丸1227-1	0765-22-0185
	畜産研究所	939-2622	富山市婦中町千里前山1	076-469-5921
	食品研究所	939-8153	富山市吉岡360	076-429-5400
	森林研究所	930-1362	中新川郡立山町吉峰3	076-483-1511
	木材研究所	939-0311	射水市黒河新4940	0766-56-2915
	水産研究所	936-8536	滑川市高塚364	076-475-0036
	高岡市デザイン・工芸センター	939-1119	高岡市オフィスパーク5番地	0766-62-0520
石川県	石川県工業試験場	920-8203	金沢市鞍月2-1	076-267-8081
	九谷焼技術センター	923-0151	小松市正蓮寺町は21-3	0761-47-3631
	石川県農林総合研究センター 農業試験場	920-3198	金沢市才田町戊295-1	076-257-6911
	林業試験場	920-2114	白山市三宮町ホ-1	076-272-0673
	畜産試験場	929-1325	羽咋郡宝達志水町坪山ナ部93-2	0767-28-2284
石川県水産総合センター	927-0435	鳳珠郡能登町字宇出津新港3-7	0768-62-1324	
福井県	福井県工業技術センター	910-0102	福井市川合鷺塚町61字北稲田10	0776-55-0664
	福井県農業試験場	918-8215	福井市寮町辺操52-21	0776-54-5100
	福井県食品加工研究所	910-0343	坂井市丸岡町坪ノ内1-1-1	0776-61-3539
	福井県水産試験場	914-0843	敦賀氏浦底23-1	0770-26-1331
	福井県園芸試験場	919-1123	三方郡美浜町久々子35-32-1	0770-32-0009
	福井県建設技術研究センター	918-8108	福井市春日3-303	0776-35-2412
	福井県総合グリーンセンター	910-0336	坂井市丸岡町楽間15	0776-67-0002
	福井県畜産試験場	913-0004	坂井市三国町平山68-34	0776-81-3130
	福井県衛生環境研究センター	910-8551	福井市原目町39-4	0776-54-5630
福井県内水面総合センター	910-0816	福井市中ノ郷町34-10	0776-53-0232	
滋賀県	滋賀県工業技術総合センター	520-3004	栗東市上砥山232	077-558-1500
	滋賀県東北部工業技術センター	526-0024	長浜市三ツ矢元町27-39	0749-62-1492
	滋賀県衛生科学センター	520-0834	大津市御殿浜13番45号	077-537-3050
	滋賀県琵琶湖・環境科学研究センター	520-0022	大津市柳が崎5-34	077-526-4800
	滋賀県森林センター	520-2321	野洲市北桜978-95	077-587-2655
	滋賀県農業技術振興センター	521-1301	近江八幡市安土町大中516	0748-46-4377
	滋賀県水産試験場	522-0057	彦根市八坂町2138-3	0749-28-1611
京都府	京都府中小企業技術センター	600-8813	京都市下京区中堂寺南町134 京都リサーチパーク東地区	075-315-2811
	京都府織物・機械金属振興センター	627-0004	京丹後市峰山町荒山225	0772-62-7400
	京都府保健環境研究所	612-8369	京都市伏見区村上町395	075-621-4067
	京都府農林水産技術センター	621-0806	亀岡市余部町和久成9	0771-22-0425
	生物資源研究センター	619-0244	相楽郡精華町大字北稲八間小字大路74番地	0774-93-3525
	農林センター	621-0806	亀岡市余部町和久成9	0771-22-0424
	農林技術センター	621-0806	亀岡市余部町和久成9	0771-22-1790
	畜産センター	623-0221	綾部市位田町松前	0773-47-0301
	海洋センター	626-0052	宮津市字小田宿野	0772-25-0129
	京都市産業技術研究所工業技術センター	600-8813	京都市下京区中堂寺南町134 京都リサーチパーク西地区	075-311-3171
奈良県	奈良県工業技術センター	630-8031	奈良市柏木町129-1	0742-33-0817
	奈良県保健研究センター	633-0062	桜井市粟殿1000番地	0744-47-3160
	奈良県農業総合センター	634-0813	橿原市四条町88	0744-22-6201
	果樹振興センター	637-0105	五條市西吉野町湯塩1345	0747-24-0061
	茶業振興センター	630-2166	奈良市矢田原町乙470-1	0742-81-0019
	高原農業振興センター	633-0227	宇陀市榛原三宮寺125	0745-82-2340
	奈良県畜産技術センター	633-2113	宇陀市大宇陀下竹103	0745-83-0153
	奈良県森林技術センター	635-0133	高市郡高取町吉備1	0744-52-2380
	奈良県薬事研究センター	639-2226	御所市605-10	0745-62-2376
大阪府	大阪府立産業技術総合研究所	594-1157	和泉市あゆみ野2-7-1	0725-51-2525
	大阪府産業デザインセンター	559-8555	大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎25F	06-6210-9491
	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所	583-0862	羽曳野市尺度442	072-958-6551

都道府県	名称	郵便番号	住所	電話番号
大阪府	食とみどり技術センター	583-0862	羽曳野市尺度442	072-958-6551
	環境科学センター	537-0025	大阪市東成区中道1丁目3-62	06-6972-5810
	水産技術センター	599-0311	泉南郡岬町多奈川谷川2926-1	072-495-5252
	水生生物センター	572-0088	寝屋川市木屋元町10-4	072-833-2770
	大阪府立公衆衛生研究所	537-0025	大阪市東成区中道1-3-69	06-6972-1321
	地方独立行政法人大阪市立工業研究所	536-8553	大阪市城東区森之宮1-6-50	06-6963-8011
	大阪市立環境科学研究所	543-0026	大阪市天王寺区東上町8-34	06-6771-3043
兵庫県	兵庫県立工業技術センター	654-0037	神戸市須磨区行平町3-1-12	078-731-4033
	機械金属工業技術支援センター	673-0405	三木市平田240-1	0794-82-0026
	繊維工業技術支援センター	677-0054	西脇市野村町1790-496	0795-22-2041
	皮革工業技術支援センター	670-0811	姫路市野里3	079-282-2290
	兵庫県立健康生活科学研究所	652-0032	神戸市兵庫区荒田町2-1-29	078-511-6640
	健康科学研究センター	652-0032	神戸市兵庫区荒田町2-1-29	078-511-6640
	生活科学総合センター	650-0046	神戸市中央区港島中町4-2	078-303-0999
	兵庫県立農林水産技術総合センター	679-0198	加西市別府町南ノ岡甲1533	0790-47-2400
	農業技術センター	679-0198	加西市別府町南ノ岡甲1533	0790-47-2400
	北部農業技術センター	669-5254	朝来市和田山町安井123	079-674-1230
	淡路農業技術センター	656-0442	南あわじ市八木養直中560-1	0799-42-4880
	畜産技術センター	679-0198	加西市別府町南ノ岡甲1533	0790-47-2400
	森林林業技術センター	671-2515	宍粟市山崎町五十波430	0790-62-2118
	水産技術センター	674-0093	明石市二見町南二見22-2	078-941-8601
	但馬水産技術センター	669-6541	美方郡香美町香住区境1126-5	0796-36-0395
	内水面漁業センター	679-3442	朝来市田路1134	079-678-1701
	兵庫県立福祉のまちづくり研究所	651-2134	神戸市西区曙町1070 総合リハビリテーションセンター内	078-927-2727
	兵庫県立東洋医学研究所	660-0828	尼崎市東大物町1-1-1	06-6481-3406
	兵庫県立がんセンター	673-8558	明石市北王子町13-70	078-929-1151
	阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2	078-262-5050
神戸市環境保健研究所	650-0046	神戸市中央区港島中町4-6	078-302-6197	
姫路市環境衛生研究所	670-8530	姫路市坂田町3 中央保健センター6F	079-289-1855	
尼崎市立衛生研究所	661-0012	尼崎市南塚口町4-4-8 ハーティ21 5F	06-6426-6355	
和歌山県	和歌山県工業技術センター	649-6261	和歌山市小倉60	073-477-1271
	和歌山県環境衛生研究センター	640-8272	和歌山市砂山南3-3-45	073-423-9570
	和歌山県農林水産部農林水産総務課研究推進室	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-2997
	農業試験場	640-0423	紀の川市基志川町高尾160	0736-64-2300
	果樹試験場	643-0022	有田郡有田川町奥751-1	0737-52-4320
	果樹試験場 かき・もも研究所	649-6531	紀の川市粉河3336	0736-73-2274
	果樹試験場 うめ研究所	645-0021	日高郡みなべ町東本庄1416-7	0739-74-3780
	暖地園芸センター	644-0024	御坊市塩屋町南塩屋724	0738-23-4005
	畜産試験場	649-3141	西牟婁郡すさみ町見老津1番地	0739-55-2430
	畜産試験場 養鶏研究所	644-1111	日高郡日高川町船津1090-1	0738-54-0144
	林業試験場	649-2103	西牟婁郡上富田町生馬1504-1	0739-47-2468
水産試験場	649-3503	東牟婁郡串本町串本1557-20	0735-62-0940	
鳥取県	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	689-1112	鳥取市若葉台南7丁目1-1	0857-38-6200
	鳥取県衛生環境研究所	682-0704	東伯郡湯梨浜町南谷526-1	0858-35-5411
	鳥取県農林総合研究所	689-2221	東伯郡北栄町由良宿2048	0858-37-4210
	鳥取県農業試験場	680-1142	鳥取市橋本260	0857-53-0721
	鳥取県園芸試験場	689-2221	東伯郡北栄町由良宿2048	0858-37-4211
	鳥取県畜産試験場	689-2503	東伯郡琴浦町松谷606	0858-55-1362
	鳥取県中小家畜試験場	683-0361	西伯郡南部町北方633	0859-66-4121
	鳥取県林業試験場	680-1203	鳥取市河原町稲常113番地	0858-85-2511
鳥取県水産試験場	684-0046	境港市竹内団地107	0859-45-4500	
島根県	島根県産業技術センター	690-0816	松江市北陵町1番地	0852-60-5140
	島根県中山間地域研究センター	690-3405	飯石郡飯南町上来島1207	0854-76-2025
	島根県保健環境科学研究所	690-0122	松江市西浜佐陀町582-1	0852-36-8181
	島根県農業技術センター	693-0035	出雲市芦渡町2440	0853-22-6698

都道府県	名称	郵便番号	住所	電話番号
島根県	島根県畜産技術センター	693-0031	出雲市古志町3775	0853-21-2631
	島根県水産技術センター	697-0051	浜田市瀬戸ヶ島町25-1	0855-22-1720
岡山県	岡山県工業技術センター	701-1296	岡山市北区芳賀5301	086-286-9600
	岡山県環境保健センター	701-0298	岡山市南区内尾739-1	086-298-2681
	岡山県農林水産総合センター	709-0801	赤磐市神田沖1174-1	086-955-0271
	生物科学研究所	716-1241	加賀郡吉備中央町吉川7549-1	0866-56-9450
	畜産研究所	709-3494	久米郡美咲町北2272	0867-27-3321
	水産研究所	701-4303	瀬戸内市牛窓町鹿忍6641-6	0869-34-3074
	森林研究所(林業研究室)	709-4335	勝田郡勝央町植月中1001	0868-38-3151
森林研究所(木材加工研究室)	717-0013	真庭市勝山1884-2	0867-44-3367	
広島県	広島県立総合技術研究所	730-8511	広島市中区基町10-52 本館5F	082-223-1200
	保健環境センター	734-0007	広島市南区皆実町1-6-29	082-255-7131
	食品工業技術センター	732-0816	広島市南区比治山本町12-70	082-251-7433
	西部工業技術センター	737-0004	呉市阿賀南2-10-1	0823-74-1151
	東部工業技術センター	721-0974	福山市東深津町3-2-39	084-931-2402
	農業技術センター	739-0151	東広島市八本松町原6869	082-429-0522
	畜産技術センター	727-0023	庄原市七塚町584	0824-74-0332
	水産海洋技術センター	737-1207	呉市音戸町波多見6-21-1	0832-51-2173
	林業技術センター	728-0013	三次市十日市東4-6-1 広島県三次庁舎1号館5F	0824-63-0897
	広島県産業科学技術研究所	739-0046	東広島市鏡山3-10-32	082-431-0200
	広島市工業技術センター	730-0052	広島市中区千田町3-8-24	082-242-4170
財団法人広島市産業振興センター先端科学研究所	730-0052	広島市中区千田町3-8-24	082-247-0263	
山口県	地方独立行政法人山口県産業技術センター	755-0195	宇部市あすとびあ4-1-1	0836-53-5050
	山口県環境保健センター	753-0821	山口市葵2丁目5-67	083-922-7630
	山口県農林総合技術センター	753-0214	山口市大内御堀1419	083-927-0211
	農業技術部(農業試験場)	753-0214	山口市大内御堀1419	083-927-0211
	畜産技術部	759-2221	美祢市伊佐町河原1200	0837-52-0258
	林業技術部(林業指導センター)	753-0001	山口市宮野上1768-1	083-928-0131
山口県水産研究センター	759-4106	長門市仙崎2861-3	0837-26-0711	
徳島県	徳島県立工業技術センター	770-8021	徳島市雑賀町西開11-2	088-669-4711
	徳島県保健製薬環境センター	770-0855	徳島市新蔵町3-80 徳島保健所庁舎内	088-625-7751
	徳島県立農林水産総合技術支援センター	770-8570	徳島市万代町1-1 徳島県庁6F	088-621-2430
	農業研究所	779-3233	名西郡石井町字石井1660	088-674-1660
	果樹研究所	771-4301	勝浦郡勝浦町沼江	0885-42-2545
	畜産研究所	771-1310	板野郡上板町泉谷字砂コウ1	088-694-2023
	森林林業研究所	770-0045	徳島市南庄町5-69	088-632-4237
水産研究所	771-0361	鳴門市瀬戸町堂浦地廻り壱96-10-2	088-688-0555	
香川県	香川県産業技術センター	761-8031	高松市郷東町587-1	087-881-3175
	香川県環境保健研究センター	760-0065	高松市朝日町5-3-105	087-825-0400
	香川県森林センター	769-0317	仲多度郡まんのう町新目823	0877-77-2515
	香川県農業試験場	761-2306	綾歌郡綾川町北1534-1	087-814-7311
	香川県畜産試験場	761-0704	木田郡三木町下高岡2706	087-898-1511
	香川県水産試験場・赤潮研究所	761-0111	高松市屋島東町75-5	087-843-6511
愛媛県	愛媛県産業技術研究所	791-1101	松山市久米窪田町487-2	089-976-7612
	食品産業技術センター	791-1101	松山市久米窪田町487-2	089-976-7612
	建設技術センター	791-1101	松山市久米窪田町487-2	089-976-7612
	繊維産業技術センター	799-1507	今治市東村南2-5-48	0898-48-0021
	紙産業研究センター	799-0113	四国中央市妻島町乙127	0896-58-2144
	窯業技術センター	791-2133	伊予郡砥部町五本松2	089-962-2076
	愛媛県立衛生環境研究所	790-0003	松山市三番町8-234	089-931-8757
	愛媛県農林水産研究所	799-2405	松山市上難波甲311	089-993-2020
	果樹研究センター	791-0112	松山市下伊台町1618	089-977-2100
	畜産研究センター	797-1211	西予市野村町阿下7-156	0894-72-0064
	畜産研究センター 養鶏研究所	799-1316	西条市福成寺乙159	0898-66-5004
林業研究センター	791-1205	上浮穴郡久万高原町菅生2-280-38	0892-21-2266	
水産研究センター	798-0104	宇和島市下波5516	0895-29-0236	

都道府県	名称	郵便番号	住所	電話番号
愛媛県	栽培資源研究所	799-3125	伊予市森甲121-3	089-983-5378
	新居浜市立工業試験場	792-0893	新居浜市多喜浜4-3-8	0897-45-2329
高知県	高知県工業技術センター	781-5101	高知市布師田3992-3	088-846-1111
	高知県立紙産業技術センター	781-2128	吾川郡いの町波川287-4	088-892-2220
	高知県海洋深層水研究所	781-7101	室戸市室戸岬町7156	0887-22-3136
	高知県衛生研究所	780-0850	高知市丸ノ内2-4-1 保健衛生総合庁舎	088-821-4960
	高知県農業技術センター	783-0023	南国市廿枝1100	088-863-4912
	茶業試験場	781-1801	吾川郡仁淀川町森2792	0889-32-1024
	果樹試験場	780-8064	高知市朝倉丁268	088-844-1120
	高知県畜産試験場	789-1233	高岡郡佐川町中組1247	0889-22-0044
	高知県立森林技術センター	782-0078	香美市土佐山田町大平80	0887-52-5105
	高知県環境研究センター	780-8010	高知市棧橋通6-7-43	088-833-6688
	高知県内水面漁業センター	782-0016	香美市土佐山田町高川原687-4	0887-52-4231
高知県水産試験場	785-0167	須崎市浦ノ内灰方1153-23	088-856-1175	
福岡県	福岡県工業技術センター	818-8540	筑紫野市上古賀3-2-1	092-925-5977
	化学繊維研究所	818-8540	筑紫野市上古賀3-2-1	092-925-7721
	生物食品研究所	839-0861	久留米市合川町1465-5	0942-30-6644
	インテリア研究所	831-0031	大川市上巻405-3	0944-86-3259
	機械電子研究所	807-0831	北九州市八幡西区則松3-6-1	093-691-0260
	福岡県保健環境研究所	818-0135	太宰府市向佐野39	092-921-9941
	福岡県農業総合試験場	818-8549	筑紫野市大字吉木587	092-924-2936
	福岡県森林林業技術センター	839-0827	久留米市山本町豊田1438-2	0942-45-7870
	福岡県水産海洋技術センター	819-0165	福岡市西区今津1141-1	092-806-0854
	北九州市環境科学研究所	804-0082	戸畑区新池1-2-1	093-882-0333
佐賀県	佐賀県工業技術センター	849-0932	佐賀市鍋島町八戸溝114	0952-30-8161
	佐賀県窯業技術センター	844-0022	西松浦郡有田町黒牟田丙3037-7	0955-43-2185
	佐賀県環境センター	849-0932	佐賀市鍋島町八戸溝119-1	0952-30-1616
	佐賀県農業試験研究センター	840-2205	佐賀市川副町南里1088	0952-45-2141
	佐賀県畜産試験場	849-2305	武雄市山内町大字宮野23242-2	0954-45-2030
	佐賀県果樹試験場	845-0014	小城市小城町晴気91	0952-73-2275
	佐賀県茶業試験場	843-0302	嬉野市嬉野町下野丙1870-5	0954-42-0066
	佐賀県林業試験場	840-0212	佐賀市大和町池上3408	0952-62-0054
長崎県	長崎県工業技術センター	856-0026	大村市池田2-1303-8	0957-52-1133
	長崎県窯業技術センター	859-3726	東彼杵郡波佐見町稗木場郷605-2	0956-85-3140
	長崎県環境保健研究センター	856-0026	大村市池田2-1306-11	0957-48-7560
	長崎県農業技術開発センター	854-0063	諫早市貝津町3118	0957-26-3330
	長崎県総合水産試験場	851-2213	長崎市多以良町1551-4	095-850-6293
熊本県	熊本県産業技術センター	862-0901	熊本市東区東町3-11-38	096-368-2101
	熊本県保健環境科学研究所	869-0425	宇土市栗崎町1240-1	0964-23-5771
	熊本県農業研究センター	861-1113	合志市栄3801	096-248-6423
	農産園芸研究所	861-1113	合志市栄3801	096-248-6444
	生産環境研究所	861-1113	合志市栄3801	096-248-6447
	茶業研究所	861-3208	上益城郡御船町大字滝尾5450	096-282-6851
	畜産研究所	861-1113	合志市栄3801	096-248-6433
	草地畜産研究所	869-2304	阿蘇市西湯浦1454	0967-32-1231
	い業研究所	869-4201	八代市鏡町鏡村363	0965-52-0372
	果樹研究所	869-0524	宇城市松橋町豊福2566	0964-32-1723
	高原農業研究所	869-2612	阿蘇市一の宮町宮地5896-2	0967-22-1212
	球磨農業研究所	868-0422	球磨郡あさぎり町上北2248-16	0966-45-0470
	天草農業研究所	863-0002	天草市本渡町本戸馬場636	0969-22-4224
	熊本県林業研究指導所	860-0862	熊本市中央区黒髪8-222-2	096-339-2221
熊本県水産研究センター	869-3603	上天草市大矢野町中2450-2	0964-56-5111	
大分県	大分県産業科学技術センター	870-1117	大分市高江西1-4361-10	097-596-7100
	大分県衛生環境研究センター	870-1117	大分市高江西2-8	097-554-8980
	大分県農林水産研究指導センター	879-7111	豊後大野市三重町赤嶺2328-8	0974-28-2074
	農業研究部 水田農業グループ	872-0103	宇佐市大字北宇佐65	0978-37-1160

都道府県	名称	郵便番号	住所	電話番号
大分県	農業研究部 果樹グループ	873-0511	国東市国東町小原4402	0978-72-0407
	農業研究部 花きグループ	874-0844	別府市大字鶴見710-1	0977-66-4706
	畜産研究部	878-0201	竹田市久住町大字久住3989-1	0974-76-1216
	林業研究部	877-1363	日田市大字有田佐寺原35	0973-23-2146
	林業研究部 きのコグループ	879-7111	豊後大野市三重町赤嶺2369	0974-22-4236
	水産研究部	879-2602	佐伯市上浦大字津井浦194-6	0972-32-2155
宮崎県	宮崎県工業技術センター	880-0303	宮崎市佐土原町東上那珂16500-2 宮崎テクニサーチパーク内	0985-74-4311
	宮崎県食品開発センター	880-0303	宮崎市佐土原町東上那珂16500-2 宮崎テクニサーチパーク内	0985-74-2060
	宮崎県林業技術センター	883-1101	東臼杵郡美郷町西郷区田代1561-1	0982-66-2888
	宮崎県木材利用技術センター	885-0037	都城市花繰町21-2	0986-46-6041
	宮崎県総合農業試験場	880-0212	宮崎市佐土原町下那珂5805	0985-73-2121
	畑作園芸支場	885-0091	都城市横市町10683	0986-22-1743
	茶業支場	889-1301	児湯郡川南町大字川南17070	0983-27-0355
	亜熱帯作物支場	889-3211	日南市南郷町勢波3236-3	0987-64-0012
	菓草・地域作物センター	886-0212	小林市野尻町東麓2581-88	0984-21-6061
	宮崎県畜産試験場	889-4411	西諸県郡高原町大字広原5066	0984-42-1122
宮崎県水産試験場	889-2162	宮崎市青島6-16-3	0985-65-1511	
鹿児島県	鹿児島県工業技術センター	899-5105	霧島市隼人町小田1445-1	0995-43-5111
	奄美分庁舎	894-0068	奄美市名瀬浦上町48-1	0997-52-0068
	鹿児島県環境保健センター	892-0835	鹿児島市城南町18番地	099-225-5131
	鹿児島県農業開発総合センター	899-3401	南さつま市金峰町大野2200	099-245-1081
	花き部	891-0513	指宿市山川岡尻々水1342-6	0993-35-0210
	農産物加工研究指導センター	899-3401	南さつま市金峰町大野2200	099-245-1138
	果樹部	891-2112	垂水市本城1452	0994-32-0179
	果樹部北薩分場	895-1106	薩摩川内市東郷町斧淵7000番地	0996-42-0049
	茶業部	897-0303	川辺郡知覧町永里3964番地	0993-83-2811
	茶業部大隅分場	899-7402	志布志市有明町野井倉946番地	0994-74-0010
	大隅支場	893-1601	鹿屋市串良町細山田4938	0994-62-2001
	熊手支場	891-3101	西之表市西之表4406	0997-22-0007
	大島支場	894-0068	奄美市名瀬浦上町7-1	0997-52-3545
	徳之島支場	891-8114	大島郡伊仙町面縄2092	0997-86-2004
	バイオテクノロジー研究所	893-1601	鹿屋市串良町細山田4938	0994-62-4112
	畜産試験場	899-4461	霧島市国分上之段2440番地	0995-48-2121
	肉用牛改良研究所	899-8212	曾於市大隅町月野2200番地	0994-82-5252
鹿児島県森林技術総合センター	899-5302	始良市蒲生町上久徳182-1	0995-52-0074	
鹿児島県水産技術開発センター	891-0315	指宿市岩本字高田上160-10	0993-27-9200	
沖縄県	沖縄県工業技術センター	904-2234	うるま市州崎12番2号	098-929-0111
	沖縄県工芸技術支援センター	901-1116	島尻郡南風原町照屋213	098-889-1186
	沖縄県海洋深層水研究所	910-3104	島尻郡久米島町字真謝500-1	098-896-8655
	沖縄県畜産研究センター	905-0426	国頭郡今帰仁村字諸志2009-5	0980-56-5142
	沖縄県農業研究センター	901-0336	糸満市真壁820	098-840-8500
	名護支所	905-0012	名護市名護4605-3	0980-52-2811
	宮古島支所	906-0012	宮古島市平良西里2071-40	0980-72-3148
	石垣支所	907-0003	石垣市平得地底原1178-6	0980-82-4067
	沖縄県森林資源研究センター	905-0017	名護市中大4-20-1	0980-52-2091
	沖縄県水産海洋技術センター	901-0354	糸満市字喜屋武1528	098-852-4530
	沖縄県衛生環境研究所	901-1202	南城市大里字大里2085番地	098-945-0781
沖縄県家畜衛生試験場	900-0024	那覇市古波蔵112	098-832-1515	

8. 国税局

機関名	郵便番号	住 所	電話番号
国税庁	100-8978	千代田区霞が関3-1-1	03-3581-4161
東京国税局	100-8102	千代田区大手町1-3-3 大手町合同庁舎3号館	03-3216-6811
大阪国税局	540-8541	大阪市中央区大手前1-5-63 大阪合同庁舎第3号館	06-6941-5331
関東信越国税局	330-9719	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-3111
札幌国税局	060-0042	札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎	011-231-5011
仙台国税局	980-8430	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-263-1111
名古屋国税局	460-8520	名古屋市中区三の丸3-3-2 名古屋国税総合庁舎	052-951-3511
金沢国税局	920-8586	金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	076-231-2131
広島国税局	730-8521	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎1号館	082-221-9211
高松国税局	760-0018	高松市天神前2-10 高松国税総合庁舎	087-831-3111
福岡国税局	812-8547	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092-411-0031
熊本国税局	860-8603	熊本市中央区二の丸1-2 熊本合同庁舎1号館	096-354-6171
沖縄国税事務所	900-8554	那覇市旭町9 沖縄国税総合庁舎	098-867-3601

9. 地方運輸局

機関名	郵便番号	住 所	電話番号
北海道運輸局	060-0042	札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎	011-290-2711
東北運輸局	983-8537	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8851
北陸信越運輸局	950-8537	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-285-9000
関東運輸局	231-8433	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-211-7204
中部運輸局	460-8528	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	052-952-8002
近畿運輸局	540-8558	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6404
神戸運輸管理部	650-0042	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎5F、6F	078-321-3141
中国運輸局	730-8544	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館	082-228-3434
四国運輸局 松島町庁舎 朝日町庁舎	760-0068	高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎	087-835-6351
	760-0064	高松市朝日新町1-30 高松港湾合同庁舎	087-825-1171
九州運輸局	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館7F～10F	092-472-2312
沖縄総合事務局運輸部	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-0031

10. 公正取引委員会事務局

機関名	郵便番号	住 所	電話番号	管轄区域
経済取引局 取引部 企業取引課 http://www.jftc.go.jp	100-8987	千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟	03-3581-3373	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
北海道事務所 下請課	060-0042	札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎5F	011-231-6300(代)	北海道
東北事務所 下請課	980-0014	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎8F	022-225-8420	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
中部事務所 下請課	460-0001	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館3F	052-961-9424	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿中国四国事務所 下請課	540-0008	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館10F	06-6941-2176	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
近畿中国四国事務所 中国支所 下請課	730-0012	広島県中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館10F	082-228-1501(代)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
近畿中国四国事務所 四国支所 下請課	760-0068	高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎5F	087-834-1441(代)	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州事務所 下請課	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館2F	092-431-6032	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 総務部 公正取引室	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館6F	098-866-0049	沖縄県

11. 労働局

労働局	窓口開設労働基準監督署	住 所	電話番号
北海道	札幌中央労働基準監督署	札幌市北区北8西2-1-1 札幌第1合同庁舎7F	011-737-1190
青森	青森労働基準監督署	青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎8F	017-734-4444
岩手	盛岡労働基準監督署	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎6F	019-604-2530
宮城	仙台労働基準監督署	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎1F	022-299-9071
秋田	秋田労働基準監督署	秋田市山王7-1-4 秋田第2合同庁舎	018-865-3671
山形	山形労働基準監督署	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎4F	023-624-6211
福島	福島労働基準監督署	福島市霞町1-46 福島合同庁舎1F	024-536-4610
茨城	水戸労働基準監督署	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎3F	029-226-2237
栃木	宇都宮労働基準監督署	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎別館	028-633-4251
群馬	前橋労働基準監督署	前橋市大手町1-1-3	027-232-3600
埼玉	さいたま労働基準監督署	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシスタワー14F	048-600-4801
千葉	千葉労働基準監督署	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎3F	043-308-0671
東京	中央労働基準監督署	文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎6・7F	03-5803-7381
神奈川	横浜南労働基準監督署	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎9F	045-211-7374
新潟	新潟労働基準監督署	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館2F	025-288-3571
富山	富山労働基準監督署	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎2F	076-432-9141
石川	石川労働基準監督署	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎3F	076-292-7945
福井	福井労働基準監督署	福井市開発1-121-5	0776-54-7722
山梨	甲府労働基準監督署	甲府市下飯田2-5-51	055-224-5611
長野	長野労働基準監督署	長野市中御所1-22-1 長野労働局総合庁舎1F	026-223-6310
岐阜	岐阜労働基準監督署	岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎3F	058-247-1101
静岡	静岡労働基準監督署	静岡市葵区日出町10-7 田中産商ビル	054-252-8106
愛知	名古屋南労働基準監督署	名古屋港区港明1-10-4	052-651-9207
三重	津労働基準監督署	津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎1F	059-227-1281
滋賀	大津労働基準監督署	大津市馬場3-14-17	077-522-6641
京都	京都下労働基準監督署	京都市下京区四条通東洞院東入立売西町60 日本生命四条ビル5F	075-254-3195
大阪	大阪中央労働基準監督署	大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10	06-6941-0451
兵庫	神戸東労働基準監督署	神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎3F	078-332-5353
奈良	奈良労働基準監督署	奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎	0742-23-0435
和歌山	和歌山労働基準監督署	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎1F	073-488-1200
鳥取	鳥取労働基準監督署	鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎4F	0857-24-3211
島根	松江労働基準監督署	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852-31-1166
岡山	岡山労働基準監督署	岡山市北区大供2-11-20	086-225-0591
広島	広島北労働基準監督署	広島市安佐北区可部南3-3-28	082-812-2115
山口	山口労働基準監督署	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎1号館	083-922-1238
徳島	徳島労働基準監督署	徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎	088-622-8138
香川	高松労働基準監督署	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎2F	087-811-8946
愛媛	松山労働基準監督署	松江市六軒家町3-27 松山労働総合庁舎4F	089-917-5250
高知	高知労働基準監督署	高知市南金田1-39	088-885-6031
福岡	福岡中央労働基準監督署	福岡市中央区長浜2-1-1	092-761-5607
佐賀	唐津労働基準監督署	唐津市千代田町2109-122	0955-73-2179
長崎	長崎労働基準監督署	長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎2F	095-846-6353
熊本	熊本労働基準監督署	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎	096-362-7100
大分	大分労働基準監督署	大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎2F	097-535-1511
宮崎	宮崎労働基準監督署	宮崎市丸島町1-15	0985-29-6000
鹿児島	鹿児島労働基準監督署	鹿児島市薬師1-6-3	099-214-9175
沖縄	那覇労働基準監督署	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2F	098-868-3344

独立行政法人

1. 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 URL <http://www.smrj.go.jp/>

(1) 本部 (〒105-8453) 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

☎ 03-3433-8811 (代表)

共済相談室 ☎ 050-5541-7171

なんでも相談ホットライン ☎ 0570-009111

(2) 地域本部

[1] 北海道本部

(〒060-0002) 札幌市中央区北2条西1-1-7 ☎ 011-210-7470 (代表)

ORE札幌ビル6F

[2] 東北本部

(〒980-0811) 仙台市青葉区一番町4-6-1 ☎ 022-399-6111 (代表)

仙台第一生命タワービル6F

[3] 関東本部

(〒105-8453) 東京都港区虎ノ門3-5-1 ☎ 03-5470-1509 (代表)

虎ノ門37森ビル3F

[4] 北陸本部

(〒920-0031) 金沢市広岡3-1-1 ☎ 076-223-5761 (代表)

金沢パークビル10F

[5] 中部本部

(〒460-0003) 名古屋市中区錦2-2-13 ☎ 052-201-3003 (代表)

名古屋センタービル4F

[6] 近畿本部

(〒540-6591) 大阪府中央区大手前1-7-31

☎ 06-6910-2235 (代表)

OOMビル11F

[7] 中国本部

(〒730-0013) 広島府中区八丁堀5-7

☎ 082-502-6300 (代表)

広島KSビル3F

[8] 四国本部

(〒760-0019) 高松府サンポート2-1

☎ 087-811-3330 (代表)

高松シンボルタワータワー棟7F

[9] 九州本部

(〒812-0038) 福岡府博多区祇園町4-2

☎ 092-263-1500 (代表)

サムティ博多祇園BLDG.

[10] 沖縄事務所

(〒901-0152) 沖縄府那覇府字小禄1831-1

☎ 098-859-7566

沖縄産業支援センター313-1

(3) 中小企業大学校

[1] 旭川校

(〒078-8555) 北海道旭川府緑が丘東3条2-2-1

☎ 0166-65-1200

[2] 仙台校

(〒989-3126) 宮城県仙台府青葉区落合4-2-5

☎ 022-392-8811

[3] 三条校

(〒955-0025) 新潟府三条府上野原570番地

☎ 0256-38-0770

[4] 東京校

(〒207-8515) 東京都東大和府桜が丘2-137-5

☎ 042-565-1192

[5] 瀬戸校

(〒489-0001) 愛知県瀬戸府川平町79番地

☎ 0561-48-3400

[6] 関西校

(〒679-2282) 兵庫県神崎郡福崎町高岡

☎ 0790-22-5931

[7] 広島校

- (〒733-0834) 広島県広島市西区草津新町1-21-5 ☎ 082-278-4955
- [8] 直方校
(〒822-0005) 福岡県直方市永満寺1463-2 ☎ 0949-28-1144
- [9] 人吉校
(〒868-0021) 熊本県人吉市鬼木町梢山1769-1 ☎ 0966-23-6800

2. 独立行政法人 産業技術総合研究所 URL : <http://www.aist.go.jp/>

拠点名	郵便番号	住 所	電話番号
北海道センター 札幌大通りサイト	062-8517 060-0042	北海道札幌市豊平区月寒東2条17-2-1 北海道札幌市中央区大通西5丁目8番地 昭和ビル1F	011-857-8400 011-219-3359
東北センター 仙台青葉サイト	983-8551 980-0811	宮城県仙台市宮城野区苦竹4-2-1 宮城県仙台市青葉区一番町4-7-17 小田急仙台ビル3F	022-237-5211 022-726-6030
つくば本部	305-8568	茨城県つくば市梅園1-1-1 中央第2つくば本部・情報技術共同研究棟	029-861-2000 つくば総合案内 受付時間:月～金 8:30～17:30 (祝日を除く)
つくばセンター	305-8561	茨城県つくば市東1-1-1 中央第1	029-861-2130
つくば中央第1	305-8561	茨城県つくば市東1-1-1 中央第1	029-861-2130
つくば北サイト	300-4201	茨城県つくば市大字寺具字柏山1497-1	029-869-1900
つくば期間サイト	305-0818	茨城県つくば市学園南D29街区4	029-855-0581
つくば中央第2	305-8568	茨城県つくば市梅園1-1-1 中央第2	029-861-5022
つくば中央第3	305-8563	茨城県つくば市梅園1-1-1 中央第3	029-861-4140
つくば中央第4	305-8562	茨城県つくば市東1-1-1 中央第4	029-861-2521
つくば中央第5	305-8565	茨城県つくば市東1-1-1 中央第5	029-861-4451
つくば中央第6	305-8566	茨城県つくば市東1-1-1 中央第6	029-861-6001
つくば中央第7	305-8567	茨城県つくば市東1-1-1 中央第7	029-861-3511
船橋サイト	273-0012	千葉県船橋市浜町2丁目16番4	
つくば東	305-8564	茨城県つくば市並木1-2-1	029-861-7000
つくば西	305-8569	茨城県つくば市小野川16-1	029-861-8100
東京本部	100-8921	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-5501-0900
小金井支所	184-8588	東京都小金井市中町2-24-16 東京農工大学内	03-5501-0830
臨海副都心センター本館	135-0064	東京都江東区青海2-3-26	03-3599-8001
臨海副都心センター別館	135-0064	東京都江東区青海2-4-7	03-3599-8001
中部センター	463-8560	愛知県名古屋守山区下志段味穴ヶ洞2266-98	052-736-7000
名古屋駅前サイト	450-0002	愛知県名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知産業労働センター(ウイングあいち)15F	052-583-6454
瀬戸サイト	489-0884	愛知県瀬戸市西茨町110	
関西センター	563-8577	大阪府池田市緑丘1-8-31	072-751-9601
尼崎支所	661-0974	兵庫県尼崎市若王寺3-11-46	06-6494-7854
中国センター	739-0046	広島県東広島市鏡山3丁目11番32号	082-420-8230
四国センター	761-0395	香川県高松市林町2217-14	087-869-3511
九州センター	841-0052	佐賀県鳥栖市宿町807-1	0942-81-3600
福岡サイト	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-13-24 (財)九州産業技術センター内2F	092-292-5051

3. 独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

URL : <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

(〒107-6006) 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6F

☎ 03-3582-5511

国内事務所 <http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/>

事務所名	郵便番号	住所	電話番号
大阪本部	530-0005	大阪府大阪市北区中之島3-3-3 中之島三井ビル5F	06-6447-2307
ジェトロ北海道	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター9F	011-261-7434
ジェトロ青森	030-0802	青森県青森市本町1-2-15 青森本町第一生命ビル5F	017-734-2575
ジェトロ盛岡	020-0045	岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス3F	019-651-2359
ジェトロ仙台	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービルディング18F	022-223-7484
ジェトロ秋田	010-0951	秋田県秋田市山王2-1-40 田口ビル1F	018-865-8062
ジェトロ山形	990-0042	山形県山形市七日町3-5-20 富士火災山形ビル4F	023-622-8225
ジェトロ福島	963-0115	福島県郡山市南2-52 ビッグバレットふくしま3F	024-947-9800
ジェトロ千葉	261-7123	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 ワールドビジネスガーデン(WBG)マリブイースト23F	043-271-4100
ジェトロ横浜	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル2F	045-222-3901
ジェトロ新潟	950-0965	新潟県新潟市中央区新光町16-4 荏原新潟ビル5F	025-284-6991
ジェトロ山梨	400-0055	山梨県甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨4F	055-220-2324
ジェトロ長野	380-0936	長野県長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館1F	026-227-6080
[同] 諏訪支所	392-0021	長野県諏訪市上川1-1644-10 諏訪合同庁舎5F	0266-52-3442
ジェトロ福井	918-8004	福井県福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル6F	0776-33-1661
ジェトロ富山	930-0866	富山県富山市高田527 情報ビル2F	076-444-7901
ジェトロ金沢	920-8203	石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館4F	076-268-9601
ジェトロ岐阜	500-8384	岐阜県岐阜市藪田南5-14-53 県民ふれあい会館第一棟6F	058-271-4910
ジェトロ静岡	424-0922	静岡県静岡市清水区日の出町9-25 清水マリンビル5F	054-352-8643
ジェトロ名古屋	460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-2-22 名古屋センタービル別館8F	052-211-4517
ジェトロ三重	514-0004	三重県津市栄町1-954 三重県栄町庁舎2F	059-228-2647
ジェトロ神戸	651-6591	兵庫県神戸市中央区浜辺通5-1-14 神戸商工貿易センター4F	078-231-3081
ジェトロ鳥取	689-1112	鳥取県鳥取市若葉台南7-5-1	0857-52-4335
ジェトロ松江	690-0826	島根県松江市学園南1-2-1 くびきメッセ3F	0852-27-3121
ジェトロ岡山	700-0985	岡山県岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所ビル6F	086-224-0853
ジェトロ広島	730-0052	広島県広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ4F	082-535-2511
ジェトロ山口	750-0018	山口県下関市豊前田町3-3-1 海峡メッセ下関国際貿易ビル7F	083-231-5022
ジェトロ徳島	770-0865	徳島県徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館3F	088-657-6130
ジェトロ香川	760-0017	香川県高松市番町2-2-2 高松商工会議所会館5F	087-851-9407
ジェトロ愛媛	791-8057	愛媛県松山市大可賀2-1-28 アイテムえひめ3F	089-952-0015
ジェトロ高知	780-0834	高知県高知市堺町2-26 高知中央ビジネススクエア6F	088-823-1320
ジェトロ福岡	810-0001	福岡県福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラ7F	092-741-8783
ジェトロ北九州	802-0001	福岡県北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル8F	093-541-6577
ジェトロ長崎	850-0031	長崎県長崎市桜町4-1 長崎商工会館9F	095-823-7704
ジェトロ熊本	860-0022	熊本県熊本市中央区横紺屋町10 熊本商工会議所3F	096-354-4211
ジェトロ大分	870-0266	大分県大分市大字大在6番 大分国際貿易センタービル3F	097-592-4081
ジェトロ鹿児島	892-0821	鹿児島県鹿児島市名山町9-1 鹿児島県産業会館6F	099-226-9156
ジェトロ沖縄	901-0152	沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター609号室	098-859-7002

4. 独立行政法人 日本貿易保険
URL : <http://www.nexi.go.jp/>
(〒101-8359) 東京都千代田区西神田3-8-1 千代田ファーストビル東館3F
☎ 03-3512-7650
5. 独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)
URL : <http://www.nedo.go.jp/>
(〒212-8554) 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番
ミューザ川崎セントラルタワー (総合受付16F)
☎ 044-520-5100
6. 独立行政法人 情報処理推進機構
URL : <http://www.ipa.go.jp/>
(〒113-6591) 東京都文京区本駒込2-28-8
文京グリーンコートセンターオフィス15・16F (総合受付13F)
☎ 03-5978-7501
7. 独立行政法人 勤労者退職金共済機構
URL : <http://www.taisyokukin.go.jp/>
中小企業退職金共済事業本部 (略称: 退職金機構・中退共本部)
(〒170-8055) 東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル
☎ 03-6907-1234
8. 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
URL : <http://www.jeed.or.jp/>
(〒261-8558) 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2
高度職業能力開発促進センター内
☎ 043-213-6000 (代表)
9. 独立行政法人 工業所有権情報・研修館
URL : <http://www.inpit.go.jp/>
(〒100-0013) 東京都千代田区霞が関3-4-3 特許庁庁舎2F
☎ 03-3501-5765

10. 主要な中小企業支援機関

(1) 独立行政法人 中小企業基盤整備機構(494ページ参照)

(2) 都道府県等中小企業支援センター

[1] 都道府県

支援センター名	郵便番号	住 所	電話番号
(公財)北海道中小企業総合支援センター	060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9F	011-232-2001
(公財)21 あおもり産業総合支援センター	030-0801	青森市新町2丁目4-1 青森県共同ビル7F	017-777-4066
(財)いわて産業振興センター	020-0852	盛岡市北飯岡2-4-26 岩手県先端科学技術研究センター2F	019-631-3820
(公財)みやぎ産業振興機構	980-0011	仙台市青葉区上杉1-14-2 宮城県商工振興センター3F	022-222-1310
(公財)あきた企業活性化センター	010-8572	秋田市山王3-1-1	018-860-5603
(財)山形県企業振興公社	990-8580	山形市城南町1-1-1霞城セントラル13F	023-647-0660
(公財)福島県産業振興センター	960-8053	福島市三河南町1-20 コラッセふくしま6F	024-525-4070
(公財)茨城県中小企業振興公社	310-0801	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館9F	029-224-5317
(公財)栃木県産業振興センター	321-3224	宇都宮市刈沼町369-1 とちぎ産業創造プラザ内	028-670-2600
(公財)群馬県産業支援機構	371-0854	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル2F	027-255-6500
(公財)千葉県産業振興センター	261-7123	千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブイースト23F	043-299-2901
(財)埼玉県産業振興公社	330-8669	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル10F	048-647-4101
(公財)東京都中小企業振興公社	101-0025	千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎4F	03-3251-7886
(公財)神奈川産業振興センター	231-0015	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル	045-633-5000
(財)いいがた産業創造機構	950-0078	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9F・10F	025-246-0025
(公財)長野県中小企業振興センター	380-0928	長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3F	026-227-5803
(公財)やまなし産業支援機構	400-0055	甲府市大津町2192-8	055-243-1888
(公財)静岡県産業振興財団	420-0853	静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館4F	054-273-4434
(公財)あいち産業振興機構	450-0002	名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター14F	052-715-3061

支援センター名	郵便番号	住 所	電話番号
(公財)岐阜県産業経済振興センター	500-8505	岐阜市藪田南5-14-53 岐阜県民ふれあい福寿会館10F	058-277-1090
(公財)三重県産業支援センター	514-0004	津市栄町1-891 三重県合同ビル5F	059-228-3321
(公財)富山県新世紀産業機構	930-0866	富山市高田527 情報ビル1F・2F	076-444-5605
(財)石川県産業創出支援機構	920-8203	金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館	076-267-1001
(公財)ふくい産業支援センター	910-0296	坂井市丸岡町熊堂3号7番地1-16 ソフトパークふくい 福井県産業情報センタービル内	0776-67-7400
(公財)滋賀県産業支援プラザ	520-0806	大津市打出浜2-1 コラボしが21 2F	077-511-1410
(公財)京都産業21	600-8813	京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター1F・2F	075-315-9234
(公財)大阪産業振興機構	540-0029	大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか7F	06-6947-4324
(公財)ひょうご産業活性化センター	651-0096	神戸市中央区雲井通5-3-1 サンパルビル6~7F	078-230-8040
(公財)奈良県地域産業振興センター	630-8031	奈良市柏木町129-1 奈良県産業振興総合センター3F	0742-36-8312
(公財)わかやま産業振興財団	640-8033	和歌山市本町二丁目1番地 フォルテ・ワジマ6F	073-432-3412
(公財)鳥取県産業振興機構	689-1112	鳥取市若葉台南7丁目5-1	0857-52-3011
(公財)しまね産業振興財団	690-0816	松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内	0852-60-5110
(公財)岡山県産業振興財団	701-1221	岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山1F	086-286-9664
(公財)ひろしま産業振興機構	730-0052	広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ1F	082-240-7700
(公財)やまぐち産業振興財団	753-0077	山口市熊野町1番10号 NPYビル10F	083-922-3700
(公財)とくしま産業振興機構	770-0865	徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館2F	088-654-0101
(公財)かがわ産業支援財団	761-0301	高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル	087-840-0348
(公財)えひめ産業振興財団	791-1101	松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛内	089-960-1100
(公財)高知県産業振興センター	781-5101	高知市布師田3992-2 ちばさんせんたー2F	088-845-6600
(財)福岡県中小企業振興センター	812-0046	福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル6F	092-622-6230
(公財)佐賀県地域産業支援センター	849-0932	佐賀市鍋島町八戸溝114	0952-34-4411

支援センター名	郵便番号	住所	電話番号
(公財)長崎県産業振興財団	850-0862	長崎市出島町2-11 出島交流会館6F・7F	095-820-3838
(公財)くまもと産業支援財団	861-2202	上益城郡益城町大字田原2081番地10	096-286-3311
(公財)大分県産業創造機構	870-0037	大分市東春日町17-20 ソフトパークセンタービル	097-533-0220
(公財)宮崎県産業振興機構	880-0303	宮崎市佐土原町東上那珂16500番地2 宮崎テクノロジーパーク内 宮城県工業技術センター2F	0985-74-3850
(公財)かごしま産業支援センター	892-0821	鹿児島市名山町9-1 鹿児島県産業会館2F	099-219-1270
(公財)沖縄県産業振興公社	901-0152	那覇市字小緑1831番地1 沖縄産業支援センター4F	098-859-6255

[2] 政令指定都市

都道府県等中小企業支援センター名	郵便番号	住所	電話番号
(財)さっぽろ産業振興財団	060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル2F	011-200-5511
(公財)仙台市産業振興事業団	980-6107	仙台市青葉区中央1-3-1 AER7F	022-724-1212
(財)千葉市産業振興財団	260-0013	千葉市中央区中央4-5-1 Qiball内 千葉市ビジネス支援センター13F	043-201-9501
(公財)さいたま市産業創造財団	338-0002	さいたま市中央区下落合5-4-3 さいたま市産業文化センター4F	048-851-6652
(公財)横浜企業経営支援財団	231-0011	横浜市中区太田町2-23 横浜メディア・ビジネスセンター7F	045-225-3700
(公財)川崎市産業振興財団	212-0013	川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館6F	044-548-4111
(財)静岡産業振興協会 (静岡産業支援センター)	422-8006	静岡市駿河区曲金3-1-10	054-285-3111
(公財)名古屋産業振興公社 (名古屋市新事業支援センター)	464-0856	名古屋市千種区吹上2-6-3 名古屋市中企業振興会館5F	052-735-2111
(財)京都高度技術研究所 (京都市中小企業支援センター)	600-8813	京都市下京区中堂寺南町134番地	075-315-3625
(公財)大阪市都市型産業振興センター (大阪産業創造館)	541-0053	大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館	06-6264-9800
(公財)神戸市産業振興財団	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター6F	078-360-3209
(公財)広島市産業振興センター	733-0834	広島市西区草津新町1-21-35 広島ミクシス・ビル内	082-278-8880
(公財)北九州産業学術推進機構	804-0003	北九州市戸畑区中原新町2-1	093-873-1430

(3) 地域中小企業支援センター

都道府 県名	実 施 機 関	(地域中小企業支援セ ンター名)	郵便番号	住 所	電話番号
新 潟	新発田商工会議所	新発田地域中小企業支 援センター	957-8550	新発田市中央町 4-10-10	0254-22-2757
	(財)燕三条地場産業振 興センター	県央地域中小企業支援 センター	955-0092	三条市須頃 1-17	0256-35-7811
	柏崎商工会議所	柏崎地域中小企業支援 センター	945-0051	柏崎市東本町 1-2-16	0257-22-3161
	新潟県商工会連合会十 日町支所	十日町地域中小企業支 援センター	948-0003	十日町市本町 6 丁目 十 日町地域地場産業振興セ ンター(クロス 10) 4F	025-752-7181
	上越商工会議所	上越地域中小企業支援 センター	943-8502	上越市新光町 1-10-20	025-525-1185
静 岡	下田商工会議所	伊豆地域中小企業支援 センター	415-8603	下田市 2-12-17	0558-22-1181
	沼津商工会議所	東部地域中小企業支援 センター	410-0832	沼津市御幸町 14-5	055-931-1111
	磐田商工会議所	中遠地域中小企業支援 センター	438-0078	磐田市中泉 281-1	0538-32-2261
	浜松商工会議所	西部地域中小企業支援 センター	432-8501	浜松市中区東伊場 2-7-1	053-452-1115
	静岡県中小企業団体中 央会	静岡県中小企業支援セ ンター	420-0853	静岡市葵区追手町 44-1	054-254-1511
滋賀県	虎姫町商工会	湖北地域中小企業支援 センター	529-0142	長浜市田町 84-6	0749-73-4060
京 都	京丹後市商工会	丹後地域ビジネスサポ ートセンター	627-0012	京丹後市峰山町杉谷 836-1	0772-62-0342
	舞鶴商工会議所	舞鶴・綾部地域ビジネス サポートセンター	625-0036	舞鶴市浜 66 番地	0773-62-4600
	福知山商工会議所	福知山地域ビジネスサ ポートセンター	620-0037	福知山市字中ノ 27	0773-22-2108
	南丹区域商工会	南丹地域ビジネスサポ ートセンター	629-0141	南丹市八木町八木東久保 28-1	0771-42-5380
	京都商工会議所 (中小企業経営相談センタ ー)	京都地域ビジネスサポ ートセンター	604-0862	京都市中京区烏丸通夷川 上ル	075-212-6400
	山城区域商工会広域連 携協議会 (京田辺市商工会館内)	山城地域ビジネスサポ ートセンター	610-0334	京田辺市田辺中央 4-3-3	0774-68-1120

都道府 県名	実 施 機 関	(地域中小企業支援セ ンター名)	郵便番号	住 所	電話番号
	相楽区域商工会広域連 携協議会 (精華町商工会内)	相楽地域ビジネスサポ ートセンター	619-0243	相楽郡精華町南稲八妻尻 70 精華町商工会内	0774-95-6035
	久御山町商工会	宇城久地域ビジネスサ ポートセンター	613-0036	久世郡久御山町田井浜代 5-1	075-631-6518
	長岡京市商工会	乙訓地域ビジネスサポ ートセンター	617-0826	長岡京市開田 3-10-16 長岡京市立産業文化会館 2F	075-951-8029
兵 庫	神戸商工会議所	神戸地域中小企業支援 センター	650-0044	神戸市中央区東川崎町 1-8-4 神戸市産業振興セ ンター 6F	078-367-2010
	尼崎商工会議所	阪神南地域中小企業支 援センター	660-0881	尼崎市昭和通 3-96	06-6411-2251
	伊丹商工会議所	阪神北地域中小企業支 援センター	664-0895	伊丹市宮ノ前 2-2-2	072-775-1221
	加古川商工会議所	東播磨地域中小企業支 援センター	675-0064	加古川市加古川町溝之口 527-5	079-424-3355
	西脇商工会議所	北播磨地域中小企業支 援センター	677-0015	西脇市西脇 990	0795-22-3901
	姫路商工会議所	中播磨地域中小企業支 援センター	670-8505	姫路市下寺町 43	079-222-6001
	龍野商工会議所	西播磨地域中小企業支 援センター	679-4167	たつの市龍野町富永 702-1	0791-63-4141
	兵庫県商工会連合会 (兵庫県商工会連合会 但馬支所内)	但馬地域中小企業支援 センター	669-5201	朝来市和田山町和田山 284-1	0796-70-0777
	篠山市商工会	丹波地域中小企業支援 センター	669-2331	篠山市二階町 58-2	079-554-1678
	南あわじ市商工会	淡路地域中小企業支援 センター	656-0474	南あわじ市市市 299-2	0799-42-4721
広 島	呉商工会議所	呉地域中小企業支援セ ンター	737-0045	呉市本通 4-7-1	0823-21-0151
	福山商工会議所	福山地域中小企業支援 センター	720-0067	福山市西町 2-10-1	084-921-2345
	東広島商工会議所	東広島地域中小企業支 援センター	739-0025	東広島市西条中央 7-23-35	082-420-0301
	尾道商工会議所	尾道地域中小企業支援 センター	722-0035	尾道市土堂 2-10-3	0848-22-2165

都道府 県名	実 施 機 関	(地域中小企業支援セ ンター名)	郵便番号	住 所	電話番号
	三次商工会議所	三次地域中小企業支援 センター	728-0021	三次市三次町 1843-1	0824-62-3125
山 口	下関商工会議所	下関地域中小企業支援 センター	750-8513	下関市南部町 21-19	083-222-3333
	宇部商工会議所	宇部地域中小企業支援 センター	755-8558	宇部市松山町 1-16-18	0836-31-0251
	山口商工会議所	山口地域中小企業支援 センター	753-0086	山口市中市町 1-10	083-925-2300
	岩国商工会議所	岩国地域中小企業支援 センター	740-8639	岩国市今津町 1-18-1	0827-21-4201
	柳井商工会議所	柳井地域中小企業支援 センター	742-8645	柳井市中央 2-15-1	0820-22-3731
	徳山商工会議所	徳山地域中小企業支援 センター	745-0037	周南市栄町 2-15	0834-31-3000
	萩商工会議所	萩地域中小企業支援セ ンター	758-0047	萩市東田町 19-4	0838-25-3333
	長門商工会議所	長門地域中小企業支援 センター	759-4101	長門市東深川 1321-1	0837-22-2266

11. 中小企業再生支援協議会

協議会名	設置主体	郵便番号	住 所	電話番号
北海道中小企業再生支援協議会	札幌商工会議所	060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター6F	011-222-2829
青森県中小企業再生支援協議会	(公財)21 あおもり産業総合 支援センター	030-0801	青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7F	017-723-1021
岩手県中小企業再生支援協議会	盛岡商工会議所	020-0875	盛岡市清水町14-17 中圭ビル104号室	019-604-8750
宮城県中小企業再生支援協議会	(公財)みやぎ産業振興機構	980-0802	仙台市青葉区二日町12-30 日本生命勾当台ビル8F	022-722-3872
秋田県中小企業再生支援協議会	秋田商工会議所	010-0951	秋田市山王2-1-40 田口ビル4F	018-896-6150
山形県中小企業再生支援協議会	(公財)山形県企業振興公社	990-8580	山形市城南町1-1-1 霞城セントラル13F	023-646-7273
福島県中小企業再生支援協議会	(公財)福島県産業振興セン ター	960-8034	福島市置賜町1-29 佐平ビル9F	024-573-2562
茨城県中小企業再生支援協議会	水戸商工会議所	310-0803	水戸市城南1-2-43 NKCビル6F	029-300-2288
栃木県中小企業再生支援協議会	宇都宮商工会議所	320-0806	宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館7F	028-610-4110
群馬県中小企業再生支援協議会	(公財)群馬県産業支援機構	371-0854	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル2F	027-255-6505
埼玉県中小企業再生支援協議会	さいたま商工会議所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館5F	048-836-1330
千葉県中小企業再生支援協議会	千葉商工会議所	260-0013	千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館13F	043-201-3331
東京都中小企業再生支援協議会	東京商工会議所	100-0005	東京都千代田区丸の内3-2-2 東京商工会議所ビル5F	03-3283-7425
神奈川県中小企業再生支援協議会	(公財)神奈川産業振興センター	231-0015	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル10F	045-633-5143
新潟県中小企業再生支援協議会	(公財)にいがた産業創造機 構	950-0078	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9F	025-246-0096
長野県中小企業再生支援協議会	(公財)長野県中小企業振興センター	380-0928	長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3F	026-227-6235
山梨県中小企業再生支援協議会	(公財)やまなし産業支援機 構	400-0055	甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3F	055-220-2977
静岡県中小企業再生支援協議会	静岡商工会議所	420-0851	静岡市葵区黒金町20-8 静岡県商工会議所会館3F	054-253-5118
愛知県中小企業再生支援協議会	名古屋商工会議所	460-0008	名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル7F	052-223-6953
岐阜県中小企業再生支援協議会	岐阜商工会議所	500-8727	岐阜市神田町2-2 岐阜商工会議所ビル3F	058-212-2685
三重県中小企業再生支援協議会	(公財)三重県産業支援センター	514-0004	津市栄町1-891 三重県合同ビル6F	059-228-3370
富山県中小企業再生支援協議会	(公財)富山県新世紀産業機 構	930-0866	富山市高田527 情報ビル2F	076-444-5663
石川県中小企業再生支援協議会	(財)石川県産業創出支援機構	920-8203	金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館2F	076-267-1189
福井県中小企業再生支援協議会	福井商工会議所	918-8580	福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル6F	0776-33-8293
滋賀県中小企業再生支援協議会	大津商工会議所	520-0806	大津市打出浜2-1 コラボしが219F	077-511-1529
京都府中小企業再生支援協議会	京都商工会議所	604-0862	京都市中京区烏丸通夷川上る 京都商工会議所6F 中小企業経営支援セ ンター内	075-212-7937
奈良県中小企業再生支援協議会	奈良商工会議所	630-8586	奈良市登大路町36-2	0742-26-6251

協議会名	設置主体	郵便番号	住 所	電話番号
大阪府中小企業再生支援協議会	大阪商工会議所	540-0029	大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所 5F	06-6944-5343
兵庫県中小企業再生支援協議会	神戸商工会議所	650-8543	神戸市中央区港島中町6-1	078-303-5852
和歌山県中小企業再生支援協議会	和歌山商工会議所	640-8567	和歌山市西汀丁36番地 和歌山商工会議所 2F	073-402-7788
鳥取県中小企業再生支援協議会	(公財)鳥取県産業振興機構	689-1112	鳥取市若葉台南7-5-1	0857-52-6701
島根県中小企業再生支援協議会	松江商工会議所	690-0886	松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル 6F	0852-23-0701
岡山県中小企業再生支援協議会	(公財)岡山県産業振興財団	701-1221	岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山 4F	086-286-9682
広島県中小企業再生支援協議会	広島商工会議所	730-0011	広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル 5F	082-511-5780
山口県中小企業再生支援協議会	(公財)やまぐち産業振興財団	753-0077	山口市熊野町1-10 N P Yビル 8F	083-922-9931
徳島県中小企業再生支援協議会	徳島商工会議所	770-0865	徳島市南末広町5番8-8 徳島経済産業会館 3F	088-626-7121
香川県中小企業再生支援協議会	高松商工会議所	760-8515	高松市番町2-2-2 高松商工会議所会館 3F	087-811-5885
愛媛県中小企業再生支援協議会	松山商工会議所	790-0067	松山市大手町1-11-1 愛媛新聞・愛媛電算ビル 3F	089-915-1102
高知県中小企業再生支援協議会	高知商工会議所	780-0834	高知市堺町2-26 高知中央第一生命ビル 5F	088-802-1520
福岡県中小企業再生支援協議会	福岡商工会議所	812-0011	福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所ビル 9F	092-441-1221
佐賀県中小企業再生支援協議会	佐賀商工会議所	840-0831	佐賀市松原1-2-35 佐賀商工会館地階 (佐賀商工会議所内)	0952-27-1035
長崎県中小企業再生支援協議会	長崎商工会議所	850-0031	長崎市桜町4-1 長崎商工会館 3F	095-811-5129
熊本県中小企業再生支援協議会	熊本商工会議所	860-0022	熊本市中央区横紺屋町10番地 熊本商工会議所ビル 3F	096-311-1288
大分県中小企業再生支援協議会	大分県商工会連合会	870-0023	大分市長浜町3-15-19 大分商工会議所ビル 3F	097-540-6415
宮崎県中小企業再生支援協議会	宮崎商工会議所	880-0811	宮崎市錦町1番地10号 K I T E Nビル 7F	0985-22-4708
鹿児島県中小企業再生支援協議会	鹿児島商工会議所	892-0842	鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル 5F	099-805-0268
沖縄県中小企業再生支援協議会	那覇商工会議所	900-0033	那覇市久米2-2-10 那覇商工会議所ビル 4F	098-868-3760

12. 経営改善支援センター

センター名	設置主体	郵便番号	住 所	電話番号
経営改善支援センター(全国本部)	(独)中小企業基盤整備機構	105-8453	東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル	03-5470-1840
北海道経営改善支援センター	札幌商工会議所	060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター6F	011-232-0217
青森県経営改善支援センター	(公財)21あおり産業総合支援センター	030-0801	青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7F	017-723-1024
岩手県経営改善支援センター	盛岡商工会議所	020-0875	盛岡市清水町14-17 中圭ビル104号室	019-601-5075
宮城県経営改善支援センター	(公財)みやぎ産業振興機構	980-0802	仙台市青葉区二日町12-30 日本生命勾当台西ビル8F	022-722-9310
秋田県経営改善支援センター	秋田商工会議所	010-0951	秋田市山王2丁目1番40号 田口ビル4F	018-896-6153
山形県経営改善支援センター	(公財)山形県企業振興公社	990-8580	山形市城南町1-1-1 霞城セントラル13F	023-647-0674
福島県経営改善支援センター	(公財)福島県産業振興センター	960-8034	福島市置賜町1-29 佐平ビル9F	024-573-2563
茨城県経営改善支援センター	水戸商工会議所	310-0803	水戸市城南1-2-43 NKCビル	029-302-7550
栃木県経営改善支援センター	宇都宮商工会議所	320-0806	宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館	028-610-0310
群馬県経営改善支援センター	(公財)群馬県産業支援機構	371-0854	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル	027-226-6566
埼玉県経営改善支援センター	さいたま商工会議所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館5F	048-862-3100
千葉県経営改善支援センター	千葉商工会議所	260-0013	千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館	043-227-0251
東京都経営改善支援センター	東京商工会議所	100-0005	東京都千代田区丸の内3-2-2	03-3283-7575
神奈川県経営改善支援センター	(公財)神奈川産業振興センター	231-0015	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター	045-633-5148
新潟県経営改善支援センター	(公財)にいがた産業創造機構	950-0078	新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル	025-246-0093
長野県経営改善支援センター	(公財)長野県中小企業振興センター	380-0928	長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター	026-217-6382
山梨県経営改善支援センター	(公財)やまなし産業支援機構	400-0055	甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨	055-244-0070
静岡県経営改善支援センター	静岡商工会議所	420-0851	静岡市葵区黒金町20-8	054-275-1880
愛知県経営改善支援センター	名古屋商工会議所	460-0008	名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル7F	052-228-6128
岐阜県経営改善支援センター	岐阜商工会議所	500-8727	岐阜市神田町2-2 岐阜商工会議所ビル3F	058-214-4171
三重県経営改善支援センター	(公財)三重県産業支援センター	514-0004	津市栄町1-891 三重県合同ビル5F	059-253-4300
富山県経営改善支援センター	(公財)富山県新世紀産業機構	930-0866	富山市高田527 情報ビル2F	076-441-2134
石川県経営改善支援センター	(財)石川県産業創出支援機構	920-8203	金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館1F	076-267-4974
福井県経営改善支援センター	福井商工会議所	918-8580	福井市西木田2-8-1	0776-33-8289
滋賀県経営改善支援センター	大津商工会議所	520-0806	大津市打出浜2-1 コラボしが21 9F	077-522-0500
京都府経営改善支援センター	京都商工会議所	604-0862	京都市中京区烏丸通夷川上る 京都商工会議所ビル6F	075-221-2678
奈良県経営改善支援センター	奈良商工会議所	630-8586	奈良市登大路町36-2	0742-24-7034
大阪府経営改善支援センター	大阪商工会議所	540-0029	大阪市中央区本町橋2-8	06-6944-6481
兵庫県経営改善支援センター	神戸商工会議所	650-8543	神戸市中央区港島中町6-1	078-303-5856
和歌山県経営改善支援センター	和歌山商工会議所	640-8567	和歌山市西汀丁36	073-422-1113
鳥取県経営改善支援センター	(公財)鳥取県産業振興機構	689-1112	鳥取市若葉台南7-5-1	0857-52-6733
島根県経営改善支援センター	松江商工会議所	690-0886	松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル6F	0852-23-0867
岡山県経営改善支援センター	(公財)岡山県産業振興財団	701-1221	岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山4F	086-286-9704
広島県経営改善支援センター	広島商工会議所	730-0011	広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル5F	082-228-3006
山口県経営改善支援センター	(公財)やまぐち産業振興財団	753-0077	山口市熊野町1-10 ニューメディアプラザ山口8F	083-921-8039
徳島県経営改善支援センター	徳島商工会議所	770-0865	徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館(KIZUNAプラザ)3F	088-679-4090
香川県経営改善支援センター	高松商工会議所	760-8515	高松市番町2-2-2 高松商工会議所会館3F	087-813-2336
愛媛県経営改善支援センター	松山商工会議所	790-0067	松山市大手町1-11-1 愛媛新聞・愛媛電算ビル3F	089-913-7505
高知県経営改善支援センター	高知商工会議所	780-0834	高知市堺町26-1 高知中央第一生命ビル2F	088-823-7933
福岡県経営改善支援センター	福岡商工会議所	812-0011	福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所ビル8F	092-441-1234
佐賀県経営改善支援センター	佐賀商工会議所	840-0831	佐賀市松原1-2-35 佐賀商工会議所5F	0952-24-3864
長崎県経営改善支援センター	長崎商工会議所	850-0032	長崎市興善町4-5 カクヨウBLD1F	095-895-7300
熊本県経営改善支援センター	熊本商工会議所	860-0022	熊本市中央区横紺屋町10 商工会議所ビル5F	096-356-0020
大分県経営改善支援センター	大分県商工会連合会	870-0023	大分市長浜町3-15-19 大分商工会館2F	097-574-6805
宮崎県経営改善支援センター	宮崎商工会議所	880-0811	宮崎市錦町1-10 宮崎グリーンズフィア老番館(KITENビル)7F	0985-33-9115
鹿児島県経営改善支援センター	鹿児島商工会議所	892-8588	鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル8F	099-225-9123
沖縄県経営改善支援センター	那覇商工会議所	900-0033	那覇市久米2-2-10 那覇商工会議所内	098-867-6760
中小機構北海道本部	経営支援課	060-0002	札幌市中央区北2条西1-1-7 ORE札幌ビル6F	011-210-7471
中小機構東北本部	経営支援課	980-0811	仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル6F	022-716-1751
中小機構関東本部	経営支援課	105-0001	東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル	03-5470-1620
中小機構北陸本部	経営支援課	920-0031	金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10F	076-223-5546
中小機構中部本部	経営支援課	460-0003	名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル4F	052-220-0516
中小機構近畿本部	経営支援課	540-0008	大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャンダイズマートビル11F	06-6910-3866
中小機構中国本部	経営支援課	730-0013	広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル3F	082-502-6555
中小機構四国本部	経営支援課	760-0019	高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟7F	087-811-1752
中小機構九州本部	経営支援課	812-0038	福岡市博多区祇園町4-2 サムティ博多祇園BLDG	092-263-0300
中小機構沖縄事務所		901-0152	那覇市宇小嶽1831-1 沖縄産業支援センター313-1	098-859-7566

13. 事業引継ぎ相談窓口

相談窓口名	設置主体	電話番号
北海道事業引継ぎ相談窓口	札幌商工会議所	011-231-1768
青森県事業引継ぎ相談窓口	(財)21あおもり産業総合支援センター	017-723-1022
岩手県事業引継ぎ相談窓口	盛岡商工会議所	019-624-5880
宮城県事業引継ぎ相談窓口	(財)みやぎ産業振興機構	022-225-6636
秋田県事業引継ぎ相談窓口	秋田商工会議所	018-866-6677
山形県事業引継ぎ相談窓口	(財)山形県企業振興公社	023-647-0664
福島県事業引継ぎ相談窓口	(公財)福島県産業振興センター	024-525-4039
茨城県事業引継ぎ相談窓口	水戸商工会議所	029-224-3315
栃木県事業引継ぎ相談窓口	宇都宮商工会議所	028-637-3131
群馬県事業引継ぎ相談窓口	(財)群馬県産業支援機構	027-255-6503
埼玉県事業引継ぎ相談窓口	さいたま商工会議所	048-641-0084
千葉県事業引継ぎ相談窓口	千葉商工会議所	043-227-4103
東京都事業引継ぎ相談窓口	東京商工会議所	03-3283-7996
神奈川県事業引継ぎ相談窓口	(公財)神奈川県産業振興センター	045-633-5200
新潟県事業引継ぎ相談窓口	(財)にいがた産業創造機構	025-246-0038
長野県事業引継ぎ相談窓口	(財)長野県中小企業振興センター	026-227-5028
山梨県事業引継ぎ相談窓口	(公財)やまなし産業支援機構	055-243-1888
静岡県事業引継ぎ相談窓口	静岡商工会議所	054-253-5113
愛知県事業引継ぎ相談窓口	名古屋商工会議所	052-223-5744
岐阜県事業引継ぎ相談窓口	岐阜商工会議所	058-264-2135
三重県事業引継ぎ相談窓口	(財)三重県産業支援センター	059-228-3326
富山県事業引継ぎ相談窓口	(財)富山県新世紀産業機構	076-444-5605
石川県事業引継ぎ相談窓口	(財)石川県産業創出支援機構	076-267-1244
福井県事業引継ぎ相談窓口	福井商工会議所	0776-33-8283
滋賀県事業引継ぎ相談窓口	大津商工会議所	077-511-1501
京都府事業引継ぎ相談窓口	京都商工会議所	075-212-6460
奈良県事業引継ぎ相談窓口	奈良商工会議所	0742-26-6222
大阪府事業引継ぎ相談窓口	大阪商工会議所	06-6944-6257
兵庫県事業引継ぎ相談窓口	神戸商工会議所	078-367-2010
和歌山県事業引継ぎ相談窓口	和歌山商工会議所	073-422-1111
鳥取県事業引継ぎ相談窓口	(財)鳥取県産業振興機構	0857-52-6702
島根県事業引継ぎ相談窓口	松江商工会議所	0852-32-0506
岡山県事業引継ぎ相談窓口	(財)岡山県産業振興財団	086-286-9626
広島県事業引継ぎ相談窓口	広島商工会議所	082-222-6691
山口県事業引継ぎ相談窓口	(財)やまぐち産業振興財団	083-922-3700
徳島県事業引継ぎ相談窓口	徳島商工会議所	088-653-3211
香川県事業引継ぎ相談窓口	高松商工会議所	087-825-3516
愛媛県事業引継ぎ相談窓口	松山商工会議所	089-941-4111
高知県事業引継ぎ相談窓口	高知商工会議所	088-875-1177
福岡県事業引継ぎ相談窓口	福岡商工会議所	092-441-2161
佐賀県事業引継ぎ相談窓口	佐賀商工会議所	0952-24-5158
長崎県事業引継ぎ相談窓口	長崎商工会議所	095-822-0111
熊本県事業引継ぎ相談窓口	熊本商工会議所	096-354-6688
大分県事業引継ぎ相談窓口	大分県商工会連合会	097-534-9507
宮崎県事業引継ぎ相談窓口	宮崎商工会議所	0985-22-2161
鹿児島県事業引継ぎ相談窓口	鹿児島商工会議所	099-225-9533
沖縄県事業引継ぎ相談窓口	那覇商工会議所	098-868-3758

中小企業関係金融機関等

1. 日本政策金融公庫 中小企業事業 URL: <http://www.c.jfc.go.jp/>

事業資金相談専用ダイヤル ☎ 0120-154-505

[1] 本店 (〒100-0004) 東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ
ノースタワー

[2] 支店

店舗名	郵便番号	住所	電話番号
札幌支店	060-0001	札幌市中央区北1条西2-2-2 北海道経済センタービル	011-281-5221
函館支店	040-0065	函館市豊川町20-9	0138-23-7175
旭川支店	070-0034	旭川市四条通9-1704-12 朝日生命旭川ビル	0166-24-4161
釧路支店	085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル	0154-43-2541
青森支店	030-0861	青森市長島1-4-2	017-734-2511
盛岡支店	020-0024	盛岡市菜園2-7-21	019-623-6125
秋田支店	010-0001	秋田市中通5-1-51 北都ビルディング	018-832-5511
山形支店	990-0042	山形市七日町3-1-9 山形商工会議所会館	023-641-7941
仙台支店	980-8452	仙台市青葉区中央1-6-35 東京建物仙台ビル	022-223-8141
福島支店	960-8031	福島市栄町6-6 NBFユニックスビル	024-522-9241
水戸支店	310-0021	水戸市南町3-3-55	029-231-4246
宇都宮支店	320-0813	宇都宮市二番町1-31	028-636-7171
前橋支店	371-0023	前橋市本町2-13-11 前橋センタービル	027-235-8686
さいたま支店	330-0802	さいたま市大宮区宮町1-109-1 大宮宮町ビル	048-643-8320
千葉支店	260-0028	千葉市中央区新町1000 センシティタワー	043-243-7121
東京支店 中小企業営業一事業	100-0004	千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー	03-3270-1282
東京支店 中小企業営業二事業	100-0004	千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー	03-3270-7994
東京支店 中小企業営業三事業	100-0004	千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー	03-3270-6801
新宿支店	160-0023	新宿区西新宿1-14-9	03-3343-1261
大森支店	140-0016	大田区大森北1-15-17	03-5763-3001
千住支店	120-0036	足立区千住仲町41-1 三井生命北千住ビル	03-3870-2125
池袋支店	170-0013	豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル	03-3986-1261
立川支店	190-8551	立川市錦町1-9-15	042-528-1261
横浜支店	220-6216	横浜市西区みなとみらい2-3-5 クイーンズタワーC 棟	045-682-1061
厚木支店	243-8575	厚木市中町3-11-21 明治安田生命厚木ビル	046-297-5071

店 舗 名	郵便番号	住 所	電話番号
甲 府 支 店	4 0 0 - 0 0 3 1	甲府市丸の内2-26-2	055-228-5790
新 潟 支 店	9 5 0 - 0 0 8 8	新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル	025-244-3122
松 本 支 店	390-0811	松本市中央1-4-20 日本生命松本駅前ビル	0263-33-0300
富 山 支 店	9 3 0 - 0 0 0 4	富山市桜橋通り2-25 富山第一生命ビル	076-442-2483
金 沢 支 店	9 2 0 - 0 9 1 9	金沢市南町6-1 朝日生命金沢ビル	076-231-4275
福 井 支 店	9 1 8 - 8 0 0 4	福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル	0776-33-0030
静 岡 支 店	4 2 0 - 0 8 5 1	静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル	054-254-3631
浜 松 支 店	4 3 0 - 7 7 2 3	浜松市中区板屋町111-2 浜松アクタワー	053-453-1611
名 古 屋 支 店	4 5 0 - 0 0 0 2	名古屋市市中村区名駅3-25-9 堀内ビル	052-551-5181
熱 田 支 店	4 5 6 - 0 0 2 5	名古屋市熱田区玉の井町7-30	052-682-7881
岡 崎 支 店	4 4 4 - 0 0 4 3	岡崎市唐沢町1-4-2 朝日生命岡崎ビル	0564-65-3025
岐 阜 支 店	5 0 0 - 8 8 4 4	岐阜市吉野町6-31 岐阜スカイウイング37西棟	058-265-3171
津 支 店	5 1 4 - 0 0 2 1	津市万町津133	059-227-0251
大 津 支 店	5 2 0 - 0 0 5 1	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル	077-524-3825
京 都 支 店	6 0 0 - 8 0 0 9	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101 アーバンネ ット四条烏丸ビル	075-221-7825
大 阪 支 店	5 3 0 - 0 0 5 7	大阪市北区曾根崎2-3-5 梅新第一生命ビルディング	06-6314-7700
阿 倍 野 支 店	5 4 5 - 0 0 5 3	大阪市阿倍野区松崎町3-15-12	06-6623-2160
大 阪 西 支 店	5 5 0 - 0 0 0 5	大阪市西区西本町1-13-47 新信濃橋ビル	06-4390-0366
東 大 阪 支 店	5 7 7 - 0 0 5 4	東大阪市高井田元町2-9-2	06-6787-2661
堺 支 店	5 9 1 - 8 0 2 5	堺市北区長曾根町130-23 堺商工会議所会館	072-255-1261
奈 良 支 店	6 3 0 - 8 1 1 5	奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービルディング	0742-35-9910
和 歌 山 支 店	6 4 0 - 8 1 5 8	和歌山市十二番丁58	073-431-9301
神 戸 支 店	6 5 0 - 0 0 4 4	神戸市中央区東川崎町1-7-4 ハーバーランドダイヤニッセイ ビル	078-362-5961
岡 山 支 店	7 0 0 - 0 9 0 4	岡山市北区柳町1-1-27 太陽生命岡山柳町ビル	086-222-7666
広 島 支 店	7 3 0 - 0 0 3 1	広島市中区紙屋町1-2-22 広島トランヴェールビルディ ング	082-247-9151
鳥 取 支 店	6 8 0 - 0 8 3 3	鳥取市末広温泉町723 鳥取県JA会館	0857-23-1641
松 江 支 店	6 9 0 - 0 8 8 7	松江市殿町111番地 松江センチュリービル	0852-21-0110
下 関 支 店	7 5 0 - 0 0 1 6	下関市細江町2-4-3	083-223-2251
高 松 支 店	7 6 0 - 0 0 2 3	高松市寿町2-2-7 COI高松ビル	087-851-9141
徳 島 支 店	7 7 0 - 0 8 5 6	徳島市中洲町1-58	088-625-7790
松 山 支 店	7 9 0 - 0 0 0 3	松山市三番町6-7-3	089-943-1231
高 知 支 店	7 8 0 - 0 8 3 4	高知市堺町2-26 高知中央第一生命ビル	088-875-0281
福 岡 支 店	8 1 0 - 0 0 0 1	福岡市中央区天神1-13-2 福岡興銀ビル	092-781-2261

店 舗 名	郵便番号	住 所	電話番号
北九州支店	802-0004	北九州市小倉北区鍛冶町1-10-10 大同生命北九州ビル	093-531-9191
佐賀支店	840-0816	佐賀市駅南本町4-21	0952-24-7224
長崎支店	850-0057	長崎市大黒町10-4	095-823-6191
熊本支店	860-0801	熊本市中央区安政町4-22	096-352-9155
大分支店	870-0034	大分市都町2-1-12	097-532-4106
宮崎支店	880-0805	宮崎市橘通東3-6-30	0985-24-4214
鹿児島支店	892-0821	鹿児島市名山町1-26	099-223-2221

※最新の支店住所・連絡先につきましては、公庫HP等をご覧ください。

2. 日本政策金融公庫 国民生活事業 URL : <http://www.k.jfc.go.jp/>

事業資金相談専用ダイヤル ☎ 0120-154-505

ビジネスサポートプラザ東京 ☎ 03-3345-4649

ビジネスサポートプラザ名古屋 ☎ 052-563-4649

ビジネスサポートプラザ大阪 ☎ 06-6315-4649

[1] 本店 (〒100-0004) 東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティノースタワー

☎ 03-3270-1381

[2] 支店

店舗名	郵便番号	住所	電話番号
札幌支店	060-0001	札幌市中央区北1条西2-2-2 北海道経済センタービル	011-231-9131
札幌北支店	060-0807	札幌市北区北7条西4-5-1 伊藤110ビル	011-726-4221
旭川支店	070-0034	旭川市四条通9-1704-12 朝日生命旭川ビル	0166-23-5241
函館支店	040-0065	函館市豊川町20-9	0138-23-8291
帯広支店	080-0010	帯広市大通南9-4 帯広大通ビル	0155-24-3525
釧路支店	085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル	0154-43-3330
北見支店	090-0036	北見市幸町1-2-22	0157-24-4115
室蘭支店	050-0083	室蘭市東町2-9-8	0143-44-1731
小樽支店	047-0032	小樽市稲穂2-1-3	0134-23-1167
青森支店	030-0861	青森市長島1-4-2	017-723-2331
八戸支店	031-0074	八戸市大字馬場町1-2	0178-22-6274
弘前支店	036-8354	弘前市大字上鞆師町18-1 弘前商工会議所会館	0172-36-6303
盛岡支店	020-0024	盛岡市菜園2-7-21	019-623-4376
一関支店	021-0877	一関市城内1-9	0191-23-4157
仙台支店	980-8452	仙台市青葉区中央1-6-35 東京建物仙台ビル	022-222-5173
石巻支店	986-0825	石巻市穀町16-1 明治中央ビル	0225-94-1201
秋田支店	010-0001	秋田市中通5-1-51 北都ビルディング	018-832-5641
大館支店	017-8567	大館市御成町2-3-38	0186-42-3407
山形支店	990-0042	山形市七日町3-1-9 山形商工会議所会館	023-642-1331
酒田支店	998-0036	酒田市船場町1-1-2	0234-22-3120
米沢支店	992-0045	米沢市中央4-1-30 米沢商工会議所会館	0238-21-5711
福島支店	960-8031	福島市栄町6-6 NBFユニックスビル	024-523-2341
いわき支店	970-8026	いわき市平字菱川町1-5	0246-25-7251
会津若松支店	965-0878	会津若松市中町2-35	0242-27-3120
郡山支店	963-8005	郡山市清水台1-6-21 山相郡山ビル	024-923-7140

店 舗 名	郵便番号	住 所	電話番号
水戸支店	310-0021	水戸市南町3-3-55	029-221-7137
土浦支店	300-0043	土浦市中央1-1-26 日本生命土浦ビル	029-822-4141
日立支店	317-0073	日立市幸町1-4-1 三井生命日立ビル	0294-24-2451
宇都宮支店	320-0813	宇都宮市二番町1-31	028-634-7141
佐野支店	327-0024	佐野市亀井町2649-3	0283-22-3011
前橋支店	371-0026	前橋市大手町2-6-17 住友生命前橋ビル	027-223-7311
高崎支店	370-0826	高崎市連雀町81 日本生命高崎ビル	027-326-1621
浦和支店	330-0064	さいたま市浦和区岸町4-25-14	048-822-7171
熊谷支店	360-0041	熊谷市宮町2-45	048-521-2731
さいたま支店	330-0802	さいたま市大宮区宮町1-109-1 大宮宮町ビル	048-643-3711
川越支店	350-1123	川越市脇田本町14-1 日本生命川越ビル	049-246-3211
越谷支店	343-0816	越谷市弥生町3-33 越谷東駅前ビル	048-964-5561
新潟支店	950-0088	新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル	025-246-2011
長岡支店	940-0087	長岡市千手3-9-23	0258-36-4360
高田支店	943-0833	上越市大町3-2-1	025-524-2340
三条支店	955-0092	三条市須頃1-20 三条商工会議所会館	0256-34-7511
長野支店	380-0816	長野市三輪田町1291	026-233-2141
松本支店	390-0811	松本市中央1-4-20 日本生命松本駅前ビル	0263-33-7070
伊那支店	396-0025	伊那市荒井3413-2	0265-72-5195
小諸支店	384-0025	小諸市相生町3-3-3 小諸商工会議所会館	0267-22-2591
千葉支店	260-0028	千葉市中央区新町1000 センシティタワー	043-241-0078
館山支店	294-0045	館山市北条1063-2	0470-22-2911
松戸支店	271-0091	松戸市本町7-10 ちばぎんビル	047-367-1191
船橋支店	273-0005	船橋市本町1-10-10 船橋商工会議所会館	047-433-8252
東京中央支店	104-0033	中央区新川1-17-28	03-3553-3441
新宿支店	160-0023	新宿区西新宿1-14-9	03-3342-4171
大森支店	143-0016	大田区大森北1-15-17	03-3761-7551
池袋支店	170-0013	豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル	03-3983-2131
江東支店	130-0022	墨田区江東橋3-7-8 日本生命錦糸町ビル	03-3631-8171
東京支店	100-0004	千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー	03-3270-1300
千住支店	120-0036	足立区千住仲町41-1 三井生命北千住ビル	03-3881-6175
渋谷支店	150-0041	渋谷区神南1-21-1 日本生命ビル	03-3464-3311
五反田支店	141-0031	品川区西五反田1-31-1 日本生命五反田ビル	03-3490-7370
上野支店	110-0015	台東区東上野2-18-10 日本生命上野ビル	03-3835-1391
板橋支店	173-0013	板橋区氷川町39-2 板橋法人会館	03-3964-1811

店 舗 名	郵便番号	住 所	電話番号
立川支店	190-8551	立川市錦町1-9-15	042-524-4191
三鷹支店	181-0013	三鷹市下連雀3-26-9 サンシロービル	0422-43-1151
八王子支店	192-0082	八王子市東町7-3 T-5プレイス	042-646-7711
横浜支店	231-8831	横浜市中区南仲通2-21-2	045-201-9912
横浜西口支店	220-0004	横浜市西区北幸1-11-7 日本生命ビル	045-311-2641
川崎支店	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル	044-211-1211
小田原支店	250-0014	小田原市城内1-21 小田原商工会館ビル	0465-23-3175
厚木支店	243-8575	厚木市中町3-11-21 明治安田生命厚木ビル	046-222-3315
甲府支店	400-0031	甲府市丸の内2-26-2	055-224-5361
富山支店	930-0004	富山市桜橋通り2-25 富山第一生命ビル	076-431-1191
高岡支店	933-0912	高岡市丸の内1-40 高岡商工ビル	0766-25-1171
金沢支店	920-0919	金沢市南町6-1 朝日生命金沢ビル	076-263-7191
小松支店	923-0801	小松市園町二-1 小松商工会議所ビル	0761-21-9101
福井支店	918-8004	福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル	0776-33-1755
武生支店	915-0802	越前市北府3-1-5	0778-23-1133
岐阜支店	500-8844	岐阜市吉野町6-31 岐阜スカイウイング37西棟	058-263-2136
多治見支店	507-0837	多治見市青木町6-2	0572-22-6341
静岡支店	420-0851	静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル	054-254-4411
浜松支店	430-7723	浜松市中区板屋町111-2 浜松アクトタワー	053-454-2341
沼津支店	410-8585	沼津市市場町5-7	055-931-5281
名古屋中支店	460-0003	名古屋市中区錦1-11-20 大永ビル	052-221-7241
熱田支店	456-0025	名古屋市熱田区玉の井町7-30	052-681-2271
名古屋支店	450-0002	名古屋市中村区名駅3-25-9 堀内ビル	052-561-6301
豊橋支店	440-0806	豊橋市八町通2-15	0532-52-3191
一宮支店	491-0852	一宮市大志2-3-18	0586-73-3131
岡崎支店	444-0043	岡崎市唐沢町1-4-2 朝日生命岡崎ビル	0564-24-1711
津支店	514-0021	津市万町津133	059-227-5211
四日市支店	510-0088	四日市市元町9-18	059-352-3121
伊勢支店	516-0037	伊勢市岩渕2-5-1 三銀日生ビル	0596-24-5191
大津支店	520-0051	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル	077-524-1656
彦根支店	522-0075	彦根市佐和町11-34	0749-24-0201
京都支店	600-8009	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101 アーバンネット四條烏丸ビル	075-211-3231
西陣支店	602-8375	京都市上京区一条通御前通西入大上之町82	075-462-5121
舞鶴支店	624-0923	舞鶴市字魚屋66	0773-75-2211
大阪西支店	550-0005	大阪市西区西本町1-13-47 新信濃橋ビル	06-6538-1401

店 舗 名	郵便番号	住 所	電話番号
阿倍野支店	545-0053	大阪市阿倍野区松崎町3-15-12	06-6621-1441
十三支店	532-0025	大阪市淀川区新北野1-9-24 三井生命十三ビル	06-6305-1631
大阪南支店	542-0086	大阪市中央区西心斎橋2-2-7 心斎橋東京海上日動ビル	06-6211-7507
大阪支店	530-0057	大阪市北区曽根崎2-3-5 梅新第一生命ビルディング7F	06-6315-0301
玉出支店	557-0044	大阪市西成区玉出中2-15-22 明治安田生命玉出ビル	06-6659-1261
守口支店	570-0094	守口市京阪北本通4-10	06-6993-6121
東大阪支店	577-0054	東大阪市高井田元町2-9-2	06-6782-1321
堺支店	591-8025	堺市北区長曾根町130-23 堺商工会議所会館	072-257-3600
泉佐野支店	598-0007	泉佐野市上町3-1-6	072-462-1355
吹田支店	564-0027	吹田市朝日町27-14 松岡ビル	06-6319-2061
神戸支店	650-0023	神戸市中央区東川崎町1-7-4 ハーバーランドダイヤモンド ッセイビル	078-341-4981
神戸東支店	657-0035	神戸市灘区友田町3-6-15 KHK灘ビル	078-854-2900
明石支店	673-0898	明石市樽屋町8-36	078-912-4114
姫路支店	670-0917	姫路市忍町200	079-225-0571
尼崎支店	660-0892	尼崎市東難波町4-18-1	06-6481-3601
豊岡支店	668-0032	豊岡市千代田町10-6	0796-22-4327
奈良支店	630-8115	奈良市内大宮町7-1-33 奈良センタービルディング	0742-36-6700
和歌山支店	640-8158	和歌山市十二番丁58	073-422-3151
田辺支店	646-0028	田辺市高雄1-11-27	0739-22-6120
鳥取支店	680-0833	鳥取市末広温泉町723 鳥取県JA会館	0857-22-3156
米子支店	683-0812	米子市角盤町2-101	0859-34-5821
松江支店	690-0887	松江市殿町111 松江センチュリービル	0852-23-2651
浜田支店	697-0027	浜田市殿町82-7	0855-22-2835
岡山支店	700-0904	岡山市北区柳町1-1-27 太陽生命岡山柳町ビル	086-225-0011
津山支店	708-0022	津山市山下18-1	0868-22-6135
倉敷支店	710-0055	倉敷市阿知2-9-10 藤徳物産ビル	086-425-8401
広島支店	730-0031	広島市中区紙屋町1-2-22 広島トランヴェールビルデ ィング	082-244-2231
尾道支店	722-0014	尾道市新浜1-6-26	0848-22-6111
福山支店	720-0814	福山市光南町2-2-7	084-922-6550
呉支店	737-0045	呉市本通4-7-1-201 呉商工会議所ビル	0823-24-2600
山口支店	753-0077	山口市熊野町1-10 ニューメディアプラザ山口	083-922-3660
下関支店	750-0016	下関市細江町2-4-3	083-222-6225
徳山支店	745-0836	周南市慶万町4-2	0834-21-3455
岩国支店	740-0017	岩国市今津町1-8-1 一番町ビル	0827-22-6265

店 舗 名	郵便番号	住 所	電話番号
徳島支店	770-0856	徳島市中洲町1-58	088-622-7271
高松支店	760-0023	高松市寿町2-2-7 COI高松ビル	087-851-0181
松山支店	790-0003	松山市三番町6-7-3	089-941-6148
新居浜支店	792-8691	新居浜市繁本町3-3	0897-33-9101
宇和島支店	798-0060	宇和島市丸之内1-3-24 商工会議所会館	0895-22-4766
高知支店	780-0834	高知市堺町2-26 高知中央第一生命ビルディング	088-822-3191
福岡支店	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-26-29 九勸博多ビル	092-411-9111
福岡西支店	810-0041	福岡市中央区大名1-4-1 NDビル	092-712-4381
北九州支店	802-0004	北九州市小倉北区鍛冶町1-10-10 大同生命北九州ビル	093-541-7550
八幡支店	806-0021	北九州市八幡西区黒崎3-1-7 アースコート黒崎駅前 B L D G .	093-641-7715
久留米支店	830-0032	久留米市東町36-8 三井生命ビル	0942-34-1212
佐賀支店	840-0816	佐賀市駅南本町4-21	0952-22-3341
長崎支店	850-0057	長崎市大黒町10-4	095-824-3141
佐世保支店	857-0043	佐世保市天満町2-21	0956-22-9155
熊本支店	860-0801	熊本市中央区安政町4-22	096-353-6121
八代支店	866-0857	八代市出町4-17	0965-32-5195
大分支店	870-0034	大分市都町2-1-12	097-535-0331
別府支店	874-0924	別府市餅ヶ浜町9-1	0977-25-1151
宮崎支店	880-0805	宮崎市橘通東3-6-30	0985-23-3274
延岡支店	882-8678	延岡市瀬之口町1-3-10	0982-33-6311
鹿児島支店	892-8626	鹿児島市名山町1-26	099-224-1241
鹿屋支店	893-0009	鹿屋市大手町2-19	0994-42-5141
川内支店	895-0027	薩摩川内市西向田町5-29 南国殖産川内ビル	0996-20-2191

※最新の支店住所・連絡先につきましては、公庫HP等をご覧ください。

3. 商工組合中央金庫 URL : <http://www.shokochukin.co.jp/>

広報室相談センター

☎ 03-3246-9366

[1] 本店 (〒104-0028) 東京都中央区八重洲2-10-17 ☎ 03-3272-6111 (代)

[2] 支店等

店 舗 名	郵便番号	住 所	電話番号
札幌支店	060-0042	札幌市中央区大通西4-1	011-241-7231 (代)
函館支店	040-0063	函館市若松町3-6	0138-23-5621 (代)
帯広支店	080-0013	帯広市西三条南6-20-1	0155-23-3185 (代)
釧路営業所	085-0847	釧路市大町1-1-1	0154-42-0671
旭川支店	070-0035	旭川市五条通9-1703-81	0166-26-2181 (代)
青森支店	030-0861	青森市長島2-1-7	017-734-5411 (代)
八戸支店	031-0086	八戸市大字八日町40-2	0178-45-8811 (代)
盛岡支店	020-0021	盛岡市中央通3-4-6	019-622-4185 (代)
仙台支店	980-0021	仙台市青葉区中央2-10-30	022-225-7411 (代)
秋田支店	010-0001	秋田市中通2-4-19	018-833-8531 (代)
山形支店	990-0038	山形市幸町2-1	023-632-2111 (代)
酒田支店	998-0044	酒田市中町2-6-22	0234-24-3922 (代)
福島支店	960-8031	福島市栄町8-1	024-522-2171 (代)
会津若松営業所	965-0816	会津若松市南千石町6-5	0242-26-2617
水戸支店	310-0021	水戸市南町3-5-7	029-225-5151 (代)
宇都宮支店	320-0861	宇都宮市西1-1-15	028-633-8191 (代)
足利支店	326-0814	足利市通2-2751	0284-21-7131 (代)
前橋支店	371-0026	前橋市大手町2-6-17	027-224-8151 (代)
さいたま支店	330-0064	さいたま市浦和区岸町4-25-13	048-822-5151 (代)
熊谷支店	360-0042	熊谷市本町2-95	048-525-3751 (代)
千葉支店	260-0028	千葉市中央区新町3-13	043-248-2345 (代)
松戸支店	271-0092	松戸市松戸1846-2	047-365-4111 (代)
浦安出張所	279-0025	浦安市鉄鋼通り2-1-6	047-355-8011 (代)
八王子支店	192-0081	八王子市横山町2-5	042-646-3131 (代)
上野支店	110-0005	台東区上野1-10-12	03-3834-0111 (代)
大森支店	143-0016	大田区大森北1-1-10	03-3763-1251 (代)
京浜島出張所	143-0003	大田区京浜島2-10-2	03-3799-0331 (代)
押上支店	130-0002	墨田区業平3-10-8	03-3624-1161 (代)
新宿支店	160-0023	新宿区西新宿1-22-2	03-3340-1551 (代)
深川支店	135-0042	江東区木場5-11-17	03-3642-7131 (代)
東京支店	105-0012	港区芝大門2-12-18	03-3437-1231 (代)
池袋支店	171-0022	豊島区南池袋1-21-10	03-3988-6311 (代)
渋谷支店	150-0002	渋谷区渋谷2-17-5	03-3486-6511 (代)
神田支店	101-0045	千代田区神田鍛冶町3-3-12	03-3254-6811 (代)
新木場支店	136-0082	江東区新木場1-18-6	03-5569-1711 (代)
横浜支店	231-0003	横浜市中区北仲通4-40	045-201-3952 (代)
川崎支店	210-0007	川崎市川崎区駅前本町26-4	044-244-1101 (代)
横浜西口支店	220-0004	横浜市西区北幸1-11-1	045-314-3211 (代)
相模原営業所	252-0231	相模原市中央区相模原4-3-14	042-786-6230
新潟支店	951-8061	新潟市中央区西堀通四番町816-10	025-228-2181 (代)
長岡支店	940-0061	長岡市城内町1-2-10	0258-35-2121 (代)

店 舗 名	郵便番号	住 所	電話番号
甲 府 支 店	400-0032	甲府市中央1-6-16	055-233-1161 (代)
長 野 支 店	380-0814	長野市西鶴賀町1483-11	026-234-0145 (代)
松 本 支 店	390-0811	松本市中央2-1-27	0263-35-6211 (代)
諏 訪 支 店	392-0026	諏訪市大手1-14-6	0266-52-6600 (代)
岐 阜 支 店	500-8828	岐阜市若宮町9-16	058-263-9191 (代)
高 山 営 業 所	506-0025	高山市天満町5-1	0577-32-3353 (代)
静 岡 支 店	420-0853	静岡市葵区追手町1-6	054-254-4131 (代)
浜 松 支 店	430-0917	浜松市中区常盤町133-1	053-454-1521 (代)
沼 津 支 店	410-0832	沼津市御幸町17-5	055-931-2924 (代)
熱 田 支 店	456-0018	名古屋市熱田区新尾頭2-2-33	052-682-3111 (代)
名 古 屋 支 店	460-0003	名古屋市中区錦3-23-18	052-951-7581 (代)
豊 橋 支 店	440-0897	豊橋市松葉町3-71-2	0532-52-0221 (代)
津 支 店	514-0032	津市中央6-30	059-228-4155 (代)
四 日 市 支 店	510-0074	四日市市鶴の森1-3-20	05-9351-4871 (代)
富 山 支 店	930-0004	富山市桜橋通り6-11	076-444-5121 (代)
高 岡 支 店	933-0912	高岡市丸の内2-6	0766-25-5431 (代)
金 沢 支 店	920-0964	金沢市本多町3-1-25	076-221-6141 (代)
福 井 支 店	910-0005	福井市大手3-14-9	0776-23-2090 (代)
大 津 支 店	520-0047	大津市浜大津1-2-22	077-522-6791 (代)
彦 根 支 店	522-0073	彦根市旭町9-3	0749-24-3831 (代)
京 都 支 店	600-8421	京都市下京区綾小路通烏丸西入童 侍者町159-1	075-361-1120 (代)
大 阪 支 店	550-0011	大阪市西区阿波座1-7-13	06-6532-0309 (代)
堺 支 店	590-0972	堺市堺区竜神橋町2-1-2	072-232-9441 (代)
梅 田 支 店	530-0012	大阪市北区芝田2-1-18	06-6372-6551 (代)
船 場 支 店	542-0081	大阪市中央区南船場1-18-17	06-6261-8431 (代)
箕 面 船 場 支 店	562-0035	箕面市船場東2-5-47	072-729-9181 (代)
東 大 阪 支 店	577-0013	東大阪市長田中2-1-32	06-6746-1221 (代)
神 戸 支 店	650-0032	神戸市中央区伊藤町111	078-391-7541 (代)
姫 路 支 店	670-0015	姫路市総社本町111	079-223-8431 (代)
尼 崎 支 店	660-0892	尼崎市東難波町5-19-8	06-6481-7501 (代)
奈 良 支 店	630-8227	奈良市林小路町8-1	0742-26-1221 (代)
和 歌 山 支 店	640-8033	和歌山市本町3-27	073-432-1281 (代)
鳥 取 支 店	680-0023	鳥取市片原2-218	0857-22-3171 (代)
米 子 支 店	683-0067	米子市東町168	0859-34-2711 (代)
松 江 支 店	690-0887	松江市殿町210	0852-23-3131 (代)
浜 田 営 業 所	697-0015	浜田市竹迫町2886	0855-23-3033
岡 山 支 店	700-0818	岡山市北区蕃山町4-1	086-225-1131 (代)
広 島 支 店	730-0051	広島市中区大手町2-1-2	082-248-1151 (代)
広 島 西 部 支 店	733-0833	広島市西区商工センター1-14-1	082-277-5421 (代)
福 山 支 店	720-0814	福山市光南町1-1-30	084-922-6830 (代)
下 関 支 店	750-0016	下関市細江町1-1-13	083-223-1151 (代)
徳 山 支 店	745-0034	周南市御幸通1-10	0834-21-4141 (代)
徳 島 支 店	770-0901	徳島市西船場町2-30	088-623-0101 (代)
高 松 支 店	760-0052	高松市瓦町1-3-8	087-821-6145 (代)
松 山 支 店	790-0001	松山市一番町2-6-4	089-921-9151 (代)

高知支店	780-0870	高知市本町4-2-46	088-822-4481 (代)
福岡支店	810-0001	福岡市中央区天神1-13-21	092-712-6551 (代)
福岡流通センター出張所	813-0034	福岡市東区多の津1-7-1	092-622-2821
北九州支店	802-0003	北九州小倉北区米町2-1-2	093-533-9567 (代)
久留米支店	830-0032	久留米市東町42-21	0942-35-3381 (代)
佐賀支店	840-0801	佐賀市駅前中央1-6-23	0952-23-8121 (代)
長崎支店	850-0841	長崎市銅座町2-13	095-823-6241 (代)
佐世保支店	857-0053	佐世保市常盤町4-21	0956-23-8141 (代)
熊本支店	860-0846	熊本市中央区城東町2-23	096-352-6184 (代)
大分支店	870-0034	大分市都町2-1-6	097-534-4157 (代)
宮崎支店	880-0811	宮崎市錦町1-10	0985-24-1711 (代)
鹿児島支店	892-0847	鹿児島市西千石町17-24	099-223-4101 (代)
那覇支店	900-0015	那覇市久茂地2-22-10	098-866-0196 (代)

4. 沖縄振興開発金融公庫

店舗名	郵便番号	住所	電話番号
本店	900-8520	那覇市おもろまち1-2-26	098-941-1785
東京本部	105-0003	港区西新橋2-1-1 興和西新橋ビル10F	03-3581-3241
中部支店	904-0021	沖縄市胡屋1-12-24	098-937-9559
北部支店	905-0011	名護市宮里1-28-15	0980-52-2338
宮古支店	906-0007	宮古島市平良字東仲宗根118-1	0980-72-2446
八重山支店	907-0014	石垣市新栄町4-1	0980-82-2701

5. (一社) 全国信用保証協会連合会及び都道府県等信用保証協会

[1] (一社) 全国信用保証協会連合会

(〒101-8534) 東京都千代田区神田司町2丁目1番地 ☎ 03-6823-1200 (代)

[2] 都道府県等信用保証協会

協会名	郵便番号	住所	電話番号
北海道	060-8670	札幌市中央区大通西14-1	011-241-5554
青森県	030-8541	青森市新町2-4-1 青森県共同ビル内4・5F	017-723-1351 (代)
岩手県	020-0062	盛岡市長田町6-2 アバンサール・i 2F	019-654-1500 (代)
宮城県	980-0014	仙台市青葉区本町2-16-12 仙台商工会議所会館5F	022-225-6421
秋田県	010-0923	秋田市旭北錦町1-47 秋田県商工会館内	018-863-9011
山形県	990-8580	山形市城南町1-1-1 霞城セントラルビル11・12F	023-647-2245
福島県	960-8053	福島市三河南町1-20 コラッセふくしま10・11F	024-526-2331 (代)
新潟県	951-8640	新潟市中央区川岸町1-47-1 新潟県中小企業会館内	025-267-1311
茨城県	310-0801	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館内	029-224-7811 (代)
栃木県	320-8618	宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館5・6・7・8F	028-635-2121
群馬県	371-0026	前橋市大手町3-3-1 群馬県中小企業会館内	027-231-8816
埼玉県	330-9608	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックビル11F	048-647-4711
千葉県	260-8501	千葉市中央区中央4-17-8 千葉県自治会館内	043-221-8181
東京都	104-8470	中央区八重洲2-6-17	03-3272-3002
神奈川県	220-8558	横浜市西区桜木町6-35-1	045-681-7172
横浜市	231-8505	横浜市中区山下町22 山下町SSKビル9・10F	045-662-6622 (代)
川崎市	210-0024	川崎市川崎区日進町1-66	044-211-0503
山梨県	400-0035	甲府市飯田2-2-1 山梨県中小企業会館1・2F	055-235-9700 (代)
長野県	380-0838	長野市南長野県町597-5	026-234-7271

静岡県	420-8710	静岡市葵区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル5・6F	054-252-2120
愛知県	453-8558	名古屋市中村区椿町7-9	052-454-0510
名古屋市	460-0008	名古屋市中区栄2-12-31	052-212-3011
岐阜県	500-8503	岐阜市藪田南5-14-53 県民ふれあい会館11・12F	058-276-8123
岐阜市	500-8844	岐阜市吉野町6-31 岐阜スカイウイング37 東棟3F	058-267-4553
三重県	514-0003	津市桜橋3-399	059-229-6021 (代)
富山県	930-8565	富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル4・5F	076-423-3171 (代)
石川県	920-0918	金沢市尾山町9-25 丸の内ビル1・2・4・5F	076-222-1511
福井県	918-8004	福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル4・5F	0776-33-1800 (代)
滋賀県	520-0806	大津市打出浜2-1 コラボしが21 7・8F	077-511-1300 (代)
京都府	615-0042	京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館内	075-314-7221
大阪府中小企業	530-8214	大阪市北区梅田3-3-20 明治安田生命大阪梅田ビル4~7・9F	06-6131-7567 (代)
541-0053			
大阪市	651-0195	大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館内	06-6260-1700
兵庫県	630-8113	神戸市中央区浪花町62-1	078-393-3900
奈良県	640-8158	奈良市法蓮町163-2	0742-33-0551
和歌山県	680-0031	和歌山市十二番丁39	073-433-9709
鳥取県	690-8503	鳥取市本町3-201 鳥取産業会館3F	0857-26-6631
島根県	700-8732	松江市殿町105	0852-21-0561
岡山県	730-8691	岡山市野田2-12-23	086-243-1121
広島県	753-8654	広島市中区上幟町3-27	082-228-5500
山口県	760-8661	山口市中央4-5-16 山口県商工会館5F	083-921-3090
香川県	770-0865	高松市福岡町2-2-2-101 香川県産業会館内	087-851-0061
徳島県	780-0901	徳島市南末広町5-8-8	088-622-0217
高知県	790-8651	高知市上町3-13-14	088-823-3261 (代)
愛媛県	812-8555	松山市一番町4-1-2 中小企業会館1・2・3F	089-931-2111
福岡県	840-8689	福岡市博多区博多駅南2-2-1	092-415-2611
佐賀県	850-8547	佐賀市松原1-2-35 佐賀商工会館4・5F	0952-24-4341
長崎県	860-8551	長崎市桜町4-1 長崎商工会館内6・7F	095-822-9171
熊本県	870-0026	熊本市中央区南熊本4-1-1	096-375-2000 (代)
大分県	880-0804	大分市金池町3-1-64	097-532-8336 (代)
宮崎県	892-0821	宮崎市宮田町2-23	0985-24-8251
鹿児島県	900-0016	鹿児島市名山町9-1 鹿児島県産業会館4F	099-223-0273
沖縄県		那覇市前島3-1-20	098-863-5300

6. 全国銀行協会

(〒100-8216) 東京都千代田区丸の内1-3-1 銀行会館 ☎ 03-3216-3761 (代)

7. (社)全国地方銀行協会

(〒101-8509) 東京都千代田区内神田3-1-2 ☎ 03-3252-5171

8. (社)第二地方銀行協会

(〒102-8356) 東京都千代田区三番町5番地 ☎ 03-3262-2181

9. (社)全国信用金庫協会

(〒103-0028) 東京都中央区八重洲1-3-7

☎ 03-3517-5711 (代)

10. 信金中央金庫

(〒103-0028) 東京都中央区八重洲1-3-7

☎ 03-5202-7711 (代)

11. (社)全国信用組合中央協会

(〒104-0031) 東京都中央区京橋1-9-1 全国信用組合会館内 ☎ 03-3567-2451 (代)

12. 全国信用協同組合連合会

(〒104-8310) 東京都中央区京橋1-9-1 全国信用組合会館内 ☎ 03-3562-5111 (代)

13. 国際協力銀行 URL : <http://www.jbic.go.jp>

(〒100-8144) 東京都千代田区大手町1-4-1

☎ 03-5218-3100 (代)

中小企業関係団体等

1. 日本商工会議所及び各地商工会議所

(1) 日本商工会議所 URL : <http://www.jcci.or.jp/>

(〒100-0005) 東京都千代田区丸の内3-2-2 東京商工会議所ビル6F

☎ 03-3283-7823

(2) 各地商工会議所 (*印は経営安定特別相談室設置箇所)

都道府県名	会議所名	郵便番号	住 所	電話番号
北海道	* 函 館	040-0063	北海道函館市若松町7番15号(旧野村證券ビル)	0138-23-1181
	* 小 樽	047-8520	北海道小樽市稲穂2-22-1小樽経済センタービル3F	0134-22-1177
	* 札 幌	060-8610	北海道札幌市中央区北1条西2丁目	011-231-1076
	* 旭 川	070-8540	北海道旭川市常盤通1丁目道北経済センター3F	0166-22-8411
	* 室 蘭	051-0022	北海道室蘭市海岸町1-4-1むろらん広域センタービル2F	0143-22-3196
	* 釧 路	085-0847	北海道釧路市大町1-1-1道東経済センタービル	0154-41-4141
	* 帯 広	080-8711	北海道帯広市西3条南9-1	0155-25-7121
	* 北 見	090-0023	北海道北見市北3条東1-2北見経済センター	0157-23-4111
	岩 見 沢	068-0021	北海道岩見沢市1条西1丁目16番地	0126-22-3445
	留 萌	077-0044	北海道留萌市錦町1-1-15	0164-42-2058
	* 網 走	093-0013	北海道網走市南3条西3丁目網走産業会館	0152-43-3031
	* 根 室	087-0016	北海道根室市松ヶ枝町2-7	0153-24-2062
	滝 川	073-8511	北海道滝川市大町1-8-1	0125-22-4341
	* 稚 内	097-0022	北海道稚内市中央2-4-8	0162-23-4400
	深 川	074-0001	北海道深川市1条9-19深川市経済センター1F	0164-22-3146
	栗 山	069-1511	北海道夕張郡栗山町中央2-1カルチャープラザ「Eki」内	0123-72-1278
	美 唄	072-0025	北海道美唄市西2条南2丁目1-1	0126-63-4196
	砂 川	073-0164	北海道砂川市西4条北4-1-2	0125-52-4294
	* 紋 別	094-0004	北海道紋別市本町4丁目紋別経済センター	01582-3-1711
	森 別	049-2325	北海道茅部郡森町字本町6-22	01374-2-2432
	士 富 良 野	095-0022	北海道士別市西2条5丁目	0165-23-2144
	* 名 寄	076-0031	北海道富良野市本町7-10	0167-22-3555
	遠 軽	096-0013	北海道名寄市西3条南5丁目	01654-3-3155
	* 江 別	099-0415	北海道紋別郡遠軽町岩見通南2丁目	0158-42-5201
	俱 知 安	067-8547	北海道江別市4条7-1	011-382-3121
	* 芦 別	044-0032	北海道虻田郡倶知安町南2条西1丁目	0136-22-1108
	* 芦 張	075-0031	北海道芦別市南1条東1-10-6	01242-2-3444
	* 夕 張	068-0403	北海道夕張市本町4-38	0123-52-3266
	美 幌	092-0004	北海道網走郡美幌町字仲町1-44美幌経済センター	01527-3-5251
	歌 志 内	073-0403	北海道歌志内市字本町139	0125-42-2495
	* 赤 平	079-1134	北海道赤平市泉町2-2赤平経済センター	0125-32-2246
	浦 河	057-0013	北海道浦河郡浦河町大通1-36	0146-22-2366
伊 達	052-0025	北海道伊達市網代町24番地	0142-23-2222	
* 苫 小 牧	053-0022	北海道苫小牧市表町1-1-13	0144-33-5454	
留 辺 藁	091-0003	北海道北見市留辺藁町仲町6番地	0157-42-2221	
岩 内	045-0003	北海道岩内郡岩内町字万代47-1岩内商工会議所会館	0135-62-1184	
余 市	046-0003	北海道余市郡余市町黒川町3-114余市経済センター	0135-23-2116	
千 歳	066-8558	北海道千歳市東雲町3-2-6	0123-23-2175	
上 砂 川	073-0201	北海道空知郡上砂川町字上砂川町254番地4	0125-62-2410	
登 別	059-0012	北海道登別市中央町5-6-1	0143-85-4111	
恵 庭	061-1444	北海道恵庭市京町80	0123-34-1111	
石 狩	061-3216	北海道石狩市花川北6条1-5	0133-72-2111	

都道府県名	会議所名	郵便番号	住 所	電話番号	
青 森	* 青 森	030-8515	青森県青森市橋本2-2-17	017-734-1311	
	* 弘 前	036-8567	青森県弘前市上鞆師町18番地1	0172-33-4111	
	* 八 戸	031-8511	青森県八戸市堀端町2-3	0178-43-5111	
	* 十 和 田	034-8691	青森県十和田市西二番町4-11	0176-24-1111	
	* 黒 石	036-0307	青森県黒石市市/町5-2黒石市産業会館2F	0172-52-4316	
	* 五 所 川	037-0052	青森県五所川原市東町17-5五所川原商工会館5F	0173-35-2121	
	* 心 川 原	035-0071	青森県心川原市小川町2-11-4	0175-22-2281	
岩 手	* 盛 岡	020-8507	岩手県盛岡市清水町14-12	019-624-5880	
	* 釜 石	026-0021	岩手県釜石市只越町1-4-4	0193-22-2434	
	* 一 関	021-0867	岩手県一関市駅前1番地	0191-23-3434	
	* 宮 古	027-0074	岩手県宮古市保久田7-25	0193-62-3233	
	* 花 巻	025-0075	岩手県花巻市花城町10-27	0198-23-3381	
	* 奥 州	023-0818	岩手県奥州市水沢区東町4	0197-24-3141	
	* 北 上	024-0031	岩手県北上市青柳町2-1-8北上商工会館	0197-65-4211	
	* 大 船 渡	022-0003	岩手県大船渡市盛町字中道下2-25	0192-26-2141	
	* 久 慈	028-0065	岩手県久慈市十八日町1-45久慈商工会館	0194-52-1000	
	宮 城	* 仙 台	980-8414	宮城県仙台市青葉区本町2-16-12	022-265-8181
* 塩 釜		985-0016	宮城県塩釜市港町1丁目6-20	022-367-5111	
* 石 巻		986-0824	宮城県石巻市立町1-5-17	0225-22-0145	
* 気 仙 沼		988-0084	宮城県気仙沼市八日町2-1-11	0226-22-4600	
* 古 川		989-6166	宮城県大崎市古川東町5-46古川商工会議所会館	0229-24-0055	
* 白 石		989-0256	宮城県白石市字本鍛冶小路13	0224-26-2191	
* 秋 田		010-0923	秋田県秋田市旭北錦町1-47	018-863-4141	
秋 田	* 能 代	016-0831	秋田県能代市元町11-7	0185-52-6341	
	* 大 館	017-0044	秋田県大館市御成町2-8-14	0186-43-3111	
	* 横 手	013-0021	秋田県横手市大町7-18	0182-32-1170	
	* 湯 沢	012-0824	秋田県湯沢市佐竹町4-2	0183-73-6111	
	* 大 曲	014-0016	秋田県大曲市若竹町33番7号	0187-62-1262	
	山 形	* 山 形	990-8501	山形県山形市七日町3-1-9	023-622-4666
		* 酒 田	998-8502	山形県酒田市中町2-5-10	0234-22-9311
		* 鶴 岡	997-8585	山形県鶴岡市馬場町11-63鶴岡産業会館	0235-24-7711
		* 米 沢	992-0045	山形県米沢市中央4-1-30	0238-21-5111
		* 新 庄	996-0022	山形県新庄市住吉町3-8	0233-22-6855
* 長 井		993-0011	山形県長井市館町北6-27	0238-84-5394	
* 天 童		994-0013	山形県天童市老野森1-3-28	023-654-3511	
福 島	* 福 島	960-8053	福島県福島市三河南町1-20コラッセふくしま8F	024-536-5511	
	* 郡 山	963-8691	福島県郡山市清水台1-6-1 郡山地域職業訓練センター3F	024-921-2600	
	* 会 津 若 松	965-0816	福島県会津若松市南千石町6-5	0242-27-1212	
	* い わ き	970-8026	福島県いわき市平田町120 ラトブ6F	0246-25-9151	
	* 白 河	961-0957	福島県白河市道場小路96-5	0248-23-3101	
	* 原 町	975-0006	福島県南相馬市原町区橋本町1-35	0244-22-1141	
	* 会 津 喜 多 方	966-0827	福島県喜多方市字沢/免7331	0241-24-3131	
	* 相 馬	976-0042	福島県相馬市中村字桜ヶ丘71	0244-36-3171	
	* 須 賀 川	962-0844	福島県須賀川市東町59-25	0248-76-2124	
	* 二 本 松	964-8577	福島県二本松市本町1-60-1	0243-23-3211	
新 潟	* 新 潟	950-8711	新潟県新潟市中央区万代島5-1万代島ビル7F	025-290-4411	
	* 上 越	943-8502	新潟県上越市新光町1-10-20	025-525-1185	
	* 長 岡	940-0065	新潟県長岡市坂之上町2-1-1	0258-32-4500	
	* 柏 崎	945-0051	新潟県柏崎市東本町1-2-16	0257-22-3161	
	* 三 条	955-8603	新潟県三条市須頃1-20	0256-32-1311	
	* 新 発 田	957-8550	新潟県新発田市中央町4-10-10	0254-22-2757	
	* 新 津	956-0864	新潟県新潟市秋葉区新津本町3-1-7	0250-22-0121	
	* 小 千 谷	959-1200	新潟県燕市東太田6856	0256-63-4116	
		947-8691	新潟県小千谷市本町2-1-5小千谷商工福祉会館	0258-81-1300	

都道府県名	会議所名	郵便番号	住 所	電話番号
富 山	糸 魚 川	941-8601	新潟県糸魚川市寺町2-8-16	025-552-1225
	村 上	958-0841	新潟県村上市小町4-10	0254-53-4257
	十 日 町	948-0088	新潟県十日町市泉17番地	025-757-5111
	新 井	944-0048	新潟県妙高市下町7-1	0255-72-2425
	* 加 茂	959-1313	新潟県加茂市幸町2-2-4	0256-52-1740
	* 五 泉	959-1864	新潟県五泉市郷屋川1-2-9	0250-43-5551
	* 亀 田	950-0125	新潟県新潟市江南区亀田新明町2-2-30	025-382-5111
	* 富 山	930-0083	富山県富山市総曲輪2-1-3	076-423-1111
	* 高 岡	933-8567	富山県高岡市丸の内1-40	0766-23-5000
	* 氷 見	935-0013	富山県氷見市南大町10-1	0766-74-1200
石 川	射 水	934-0011	富山県射水市本町2-10-35	0766-84-5110
	* 魚 津	937-0067	富山県魚津市釈迦堂1-12-18	0765-22-1200
	砺 波	939-1332	富山県砺波市永福町6-28	0763-33-2109
	滑 川	936-0057	富山県滑川市田中町132	076-475-0321
	黒 部	938-0014	富山県黒部市植木23-1	0765-52-0242
	* 金 沢	920-8639	石川県金沢市尾山町9-13	076-263-1151
	* 小 松	923-8566	石川県小松市園町2の1番地	0761-21-3121
	* 七 尾	926-8642	石川県七尾市三島町70-1七尾産業福祉センター	0767-54-8888
	* 輪 島	928-0001	石川県輪島市河井町20部1-1	0768-22-7777
	* 加 賀	922-8650	石川県加賀市大聖寺菅生17-3	0761-73-0001
長 野	* 珠 洲	927-1214	石川県珠洲市飯田町1-1-9	0768-82-1115
	* 白 山	924-0871	石川県白山市西新町159-2	076-276-3811
	* 上 田	386-8522	長野県上田市大手1-10-22	0268-22-4500
	* 長 野	380-0904	長野県長野市七瀬中央町276	026-227-2428
	* 松 本	390-8503	長野県松本市中央1-23-1	0263-32-5355
	飯 田	395-0033	長野県飯田市常盤町41	0265-24-1234
	岡 谷	394-0021	長野県岡谷市郷田1-4-11	0266-23-2345
	* 諏 訪	392-8555	長野県諏訪市小和田南14-7	0266-52-2155
	下 諏 訪	393-0087	長野県諏訪郡下諏訪町4611	0266-27-8533
	須 坂	382-0091	長野県須坂市立町1278-1	026-245-0031
茨 城	伊 那	396-8588	長野県伊那市中央4605-8	0265-72-7000
	塩 尻	399-0736	長野県塩尻市大門一番町12-2えんぱーく406	0263-52-0258
	小 諸	384-0025	長野県小諸市相生町3-3-3	0267-22-3355
	中 野	383-0022	長野県中野市中央1-7-2	0269-22-2191
	駒 根	399-4191	長野県駒ヶ根市上穂栄町3-1	0265-82-4168
	大 町	398-0002	長野県大町市大町2511-3	0261-22-1890
	茅 野	391-8521	長野県茅野市塚原1-3-20	0266-72-2800
	* 佐 久	385-0051	長野県佐久市中込2976-4	0267-62-2520
	飯 山	389-2253	長野県飯山市大字飯山2239-1	0269-62-2162
	千 曲	387-0011	長野県千曲市杭瀬下3丁目9番地	026-272-3223
栃 木	* 水 戸	310-0801	茨城県水戸市桜川2-2-35茨城県産業会館3F	029-224-3315
	* 土 浦	300-0043	茨城県土浦市中央2-2-16	029-822-0391
	* 古 河	306-0041	茨城県古河市鴻巣1189-4	0280-48-6000
	* 日 立	317-0073	茨城県日立市幸町1-21-2	0294-22-0128
	石 岡	315-0013	茨城県石岡市府中1-5-8	0299-22-4181
	下 館	308-0031	茨城県筑西市田中町丙360	0296-22-4596
	* 結 城	307-0001	茨城県結城市大字結城531	0296-33-3118
	* ひ たち な か	312-8716	茨城県ひたちなか市勝田中央14-8	029-273-1371
	* 栃 木	328-8585	栃木県栃木市片柳町2-1-46	0282-23-3131
	* 宇 都 宮	320-0806	栃木県宇都宮市中央3-1-4	028-637-3131
栃 木	* 足 利	326-8502	栃木県足利市通3-2757	0284-21-1354
	鹿 沼	322-0031	栃木県鹿沼市睦町287-16	0289-65-1111
	小 山	323-0807	栃木県小山市城東1-6-36	0285-22-0253
	日 光	321-1262	栃木県日光市平ヶ崎200-1	0288-30-1171
	大 田	324-0051	栃木県大田原市山の手1-1-1皇漢堂ビル1F	0287-22-2273

都道府県名	会議所名	郵便番号	住 所	電話番号
群 馬	佐 野	327-0027	栃木県佐野市大和町2687-1	0283-22-5511
	真 岡	321-4305	栃木県真岡市荒町1203	0285-82-3305
	* 高 崎	370-8511	群馬県高崎市間屋町2-7-8	027-361-5171
	* 前 橋	371-0017	群馬県前橋市日吉町1-8-1	027-234-5111
	* 桐 生	376-0023	群馬県桐生市錦町3-1-25	0277-45-1201
	* 館 林	374-8640	群馬県館林市大手町10-1	0276-74-5121
	* 伊 勢 崎	372-0014	群馬県伊勢崎市昭和町3919	0270-24-2211
	* 太 田	373-8521	群馬県太田市浜町3-6	0276-45-2121
	沼 田	378-0042	群馬県沼田市西倉内町669-1	0278-23-1137
	富 岡	370-2316	群馬県富岡市富岡1130	0274-62-4151
	渋 川	377-0008	群馬県渋川市渋川2536-2	0279-25-1311
	藤 岡	375-8506	群馬県藤岡市藤岡853-1	0274-22-1230
	* 川 越	350-8510	埼玉県川越市仲町1-12	049-229-1810
	川 口	332-8522	埼玉県川口市本町4-1-8川口センタービル8F	048-228-2220
	熊 谷	360-0041	埼玉県熊谷市宮町2-39	048-521-4600
	* さ い た ま	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-17-15	048-838-7700
秩 父	368-0046	埼玉県秩父市宮側町1-7	0494-22-4411	
行 田	361-0077	埼玉県行田市忍2-1-8	048-556-4111	
本 庄	367-8555	埼玉県本庄市朝日町3-1-35	0495-22-5241	
深 谷	366-0822	埼玉県深谷市仲町20-1	048-571-2145	
所 沢	359-1121	埼玉県所沢市元町27-1所沢ハーティア東棟3F	04-2922-2196	
蕨	335-0004	埼玉県蕨市中央5-1-19	048-432-2655	
飯 能	357-0032	埼玉県飯能市本町1-7	042-974-3111	
* 上 尾	362-8703	埼玉県上尾市二ツ宮750番地	048-773-3111	
* 狭 山	350-1305	埼玉県狭山市入間川3-22-8	04-2954-3333	
* 草 加	340-0016	埼玉県草加市中央2-16-10	048-928-8111	
* 春 日 部	344-8585	埼玉県春日部市粕壁東1-20-28 春日部市商工振興センター内	048-763-1122	
千 葉	銚 子	288-0045	千葉県銚子市三軒町19-4	0479-25-3111
	* 千 葉	260-0013	千葉県千葉市中央区中央2-5-1千葉中央ツインビル2号館13F	043-227-4101
	* 船 橋	273-8511	千葉県船橋市本町1-10-10	047-432-0211
	更 津	292-0838	千葉県木更津市潮浜1-17-59	0438-37-8700
	* 市 川	272-8522	千葉県市川市南八幡2-21-1	047-377-1011
	* 松 戸	271-0092	千葉県松戸市松戸1879-1	047-364-3111
	佐 原	287-0003	千葉県香取市佐原4525-1	0478-54-2244
	茂 原	297-0026	千葉県茂原市茂原443	0475-22-3361
	* 野 田	278-0035	千葉県野田市中野台168-1	04-7122-3585
	館 山	294-0047	千葉県館山市八幡821	0470-22-8330
	八 街	289-1115	千葉県八街市八街ほ224	043-443-3021
	東 金	283-0068	千葉県東金市東岩崎1-5	0475-52-1101
	* 柏	277-0011	千葉県柏市東上町7-18	04-7162-3311
	市 原	290-0081	千葉県市原市五井中央西1-22-25	0436-22-4305
	* 習 志 野	275-0016	千葉県習志野市津田沼4-11-14	047-452-6700
	成 田	286-0033	千葉県成田市花崎町736-62	0476-22-2101
佐 倉	285-0811	千葉県佐倉市表町3-3-10	043-486-2331	
* 八 千 代	276-0033	千葉県八千代市八千代台南1-11-6	047-483-1771	
* 浦 安	279-0004	千葉県浦安市猫実1-19-36	047-351-3000	
君 津	299-1163	千葉県君津市笠師1-11-10	0439-52-2511	
流 山	270-0164	千葉県流山市流山2-312	04-7158-6111	
東 京	* 東 京	100-0005	東京都千代田区丸の内3-2-2	03-3283-7500
	八 王 子	192-0062	東京都八王子市大横町11-1	042-623-6311
	武 蔵 野	180-0004	東京都武蔵野市吉祥寺本町1-10-7	0422-22-3631
	青 梅	198-8585	東京都青梅市上町373-1	0428-23-0111
	立 川	190-0012	東京都立川市曙町2-38-5立川ビルビジネスセンタービル12F	042-527-2700

都道府県名	会議所名	郵便番号	住 所	電話番号
神奈川	むさし府中	183-0006	東京都府中市緑町3-5-2	042-362-6421
	町田	194-0013	東京都町田市原町田3-3-22	042-722-5957
	多摩	206-0011	東京都多摩市関戸1-1-5	042-375-1211
	* 横 濱	231-8524	神奈川県横浜市中央区山下町2産業貿易センタービル8F	045-671-7400
	* 横 須 賀	238-8585	神奈川県横須賀市平成町2-14-4	046-823-0400
	* 川 崎	210-0007	神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2川崎フロンティアビル3F	044-211-4111
	小 田 原 箱 根	250-0014	神奈川県小田原市城内1-21	0465-23-1811
	平 塚	254-0812	神奈川県平塚市松風町2-10	0463-22-2510
	* 藤 沢	251-0052	神奈川県藤沢市藤沢109-6湘南NDビル7F	0466-27-8888
	* 茅 ヶ 崎	253-0044	神奈川県茅ヶ崎市新栄町13-29	0467-58-1111
	厚 木	243-0017	神奈川県厚木市栄町1-16-15	046-221-2151
	秦 野	257-8588	神奈川県秦野市平沢2550-1	0463-81-1355
	鎌 倉	248-0012	神奈川県鎌倉市御成町17-29	0467-23-2561
	三 浦	238-0243	神奈川県三浦市三崎2-22-16	046-881-5111
* 相 模 原	252-0239	神奈川県相模原市中央区中央3-12-3相模原商工会館	042-753-1315	
* 大 海 老	242-0021	神奈川県大和市中央1-5-40	046-263-9111	
* 名 府	243-0434	神奈川県海老名市上郷485	046-231-5865	
山 梨	* 甲 府	400-8512	山梨県甲府市相生2-2-17	055-233-2241
	* 富 士 吉 田	403-0004	山梨県富士吉田市下吉田1643-1	0555-24-7111
	* 静 岡	420-0851	静岡県静岡市葵区黒金町20-8	054-253-5111
	* 浜 松	432-8501	静岡県浜松市中区東伊場2-7-1	053-452-1111
	* 沼 津	410-0832	静岡県沼津市御幸町14-5	055-931-1111
	* 三 島	411-8644	静岡県三島市一番町2-29	055-975-4441
	* 富 士 宮	418-0068	静岡県富士宮市豊町18-5	0544-26-3101
	* 富 士 田	417-0057	静岡県富士市瓜島町82	0545-52-0995
	* 下 田	415-8603	静岡県下田市2-12-17	0558-22-1181
	* 磐 田	438-0078	静岡県磐田市中泉281-1	0538-32-2261
	伊 東	414-0028	静岡県伊東市銀座元町6-11	0557-37-2500
	熱 海	413-0014	静岡県熱海市渚町8-2	0557-81-9251
	島 田	427-0029	静岡県島田市日之出町4-1	0547-37-7155
	* 焼 津	425-0026	静岡県焼津市焼津4-15-24	054-628-6251
* 掛 川	436-0079	静岡県掛川市掛川551-2	0537-22-5151	
* 藤 枝	426-0025	静岡県藤枝市藤枝4-7-16	054-641-2000	
袋 井	437-8691	静岡県袋井市新屋1-2-1	0538-42-6151	
岐 阜	* 岐 阜	500-8727	岐阜県岐阜市神田町2-2	058-264-2131
	大 垣	503-8565	岐阜県大垣市小野4-35-10	0584-78-9111
	高 山	506-8678	岐阜県高山市天満町5-1	0577-32-0380
	* 多 治 見	507-8608	岐阜県多治見市新町1-23	0572-25-5000
	* 関 津	501-3886	岐阜県関市本町1-4	0575-22-2266
	中 津 川	508-0045	岐阜県中津川市かやの木町1-20	0573-65-2154
	美 濃	501-3743	岐阜県美濃市上条78-7	0575-33-2168
	神 岡	506-1111	岐阜県飛騨市神岡町東町378神岡町公民館内	0578-82-1130
	土 岐	509-5121	岐阜県土岐市土岐津町高山6-7	0572-54-1131
	瑞 浪	509-6121	岐阜県瑞浪市寺河戸町1043-2	0572-67-2222
	恵 那	509-7203	岐阜県恵那市長島町正家1-5-11	0573-26-1211
	* 各 務 原	504-0912	岐阜県各務原市那加桜町2-186	058-382-7101
	* 美 濃 加 茂	505-0042	岐阜県美濃加茂市太田本町1-1-20	0574-24-0123
	可 児 島	509-0214	岐阜県可児市広見1-5	0574-61-0011
愛 知	* 羽 島	501-6241	岐阜県羽島市竹鼻町2635番地	058-392-9664
	* 名 古 屋	460-8422	愛知県名古屋市中区栄2-10-19	052-223-5611
	* 岡 崎	444-8611	愛知県岡崎市竜美南1-2	0564-53-6161
	* 豊 橋	440-8508	愛知県豊橋市花田町字石塚42-1	0532-53-7211
	* 半 田	475-0874	愛知県半田市銀座本町1-1-1	0569-21-0311

都道府県名	会議所名	郵便番号	住 所	電話番号		
三重	* 一宮	宮	491-8686	愛知県一宮市栄4-2-1	0586-72-4611	
	* 瀬戸	戸	489-8511	愛知県瀬戸市見付町38-2	0561-82-3123	
	* 蒲郡	郡	443-8505	愛知県蒲郡市港町18-23	0533-68-7171	
	豊川	川	442-8540	愛知県豊川市豊川町辺通4-4	0533-86-4101	
	刈谷	谷	448-8503	愛知県刈谷市新栄町3-26	0566-21-0370	
	* 豊田	田	471-8506	愛知県豊田市小坂本町1-25	0565-32-4567	
	碧南	南	447-8501	愛知県碧南市源氏神明町90	0566-41-1100	
	安城	城	446-8512	愛知県安城市桜町16-1	0566-76-5175	
	西尾	尾	445-8505	愛知県西尾市寄住町若宮37	0563-56-5151	
	津島	島	496-8558	愛知県津島市立込町4-144津島商工会議所会館	0567-28-2800	
	* 春日井	日井	486-8511	愛知県春日井市鳥居松町5-45	0568-81-4141	
	稲沢	沢	492-8525	愛知県稲沢市朝府町15-12稲沢市産業会館	0587-21-0502	
	* 常滑	滑	479-8668	愛知県常滑市新開町5-58	0569-34-3200	
	江南	南	483-8205	愛知県江南市古知野町小金112江南商工会館	0587-55-6245	
	小牧	牧	485-8552	愛知県小牧市小牧5-253	0568-72-1111	
	犬山	山	484-8510	愛知県犬山市天神町1-8	0568-62-5233	
	東海	海	476-0013	愛知県東海市中央町4-2	0562-33-2811	
	大府	府	474-8503	愛知県大府市中央町5-70	0562-47-5000	
	* 四日市	日市	510-8501	三重県四日市市諏訪町2番5号	059-352-8191	
	* 津	津	514-0033	三重県津市丸之内29-14	059-228-9141	
	伊勢	勢	516-0037	三重県伊勢市岩渕1-7-17	0596-25-5151	
	松阪	阪	515-0014	三重県松阪市若葉町161-2	0598-51-7811	
	鈴鹿	鹿	513-0802	三重県鈴鹿市飯野寺家町816	059-382-3222	
	桑名	名	511-8577	三重県桑名市桑栄町1-1	0594-22-5155	
	上野	野	518-0873	三重県伊賀市上野丸之内500番地 ハイビル伊賀3F	0595-21-0527	
	亀山	山	519-0124	三重県亀山市東御幸町39-8	0595-82-1331	
	尾鷲	鷲	519-3611	三重県尾鷲市朝日町14-45	0597-22-2611	
	名張	張	518-0729	三重県名張市南町822-2	0595-63-0080	
	鳥羽	羽	517-0022	三重県鳥羽市大明東町1番7号	0599-25-2751	
	熊野	野	519-4323	三重県熊野市木本町171	0597-89-3435	
	福井	* 福井	井	918-8580	福井県福井市西木田2-8-1	0776-36-8111
		* 敦賀	賀	914-0063	福井県敦賀市神楽町2-1-4	0770-22-2611
武生		生	915-8522	福井県越前市塚町101	0778-23-2020	
大野		野	912-0083	福井県大野市明倫町3-37	0779-66-1230	
勝山		山	911-0804	福井県勝山市元町1-18-19	0779-88-0463	
小浜		浜	917-8533	福井県小浜市大手町5-32	0770-52-1040	
鯖江		江	916-8588	福井県鯖江市本町3-2-12	0778-51-2800	
大津		津	520-0806	滋賀県大津市打出浜2-1「コナホ」しが21」9F	077-511-1500	
滋賀	長浜	浜	526-0037	滋賀県長浜市高田町10-1	0749-62-2500	
	彦根	根	522-0063	滋賀県彦根市中央町3-8	0749-22-4551	
	近江	江	523-0893	滋賀県近江八幡市桜宮町231-2	0748-33-4141	
	八日市	日市	527-0021	滋賀県東近江市八日市東浜町1-5	0748-22-0186	
	草津	津	525-0032	滋賀県草津市大路2-11-51	077-564-5201	
	守山	山	524-0021	滋賀県守山市吉身3-11-43	077-582-2425	
	京都	* 京都	都	604-0862	京都府京都市中京区烏丸通夷川上ル	075-212-6400
		* 舞鶴	鶴	625-0036	京都府舞鶴市浜66番地	0773-62-4600
* 福知山		知山	620-0037	京都府福知山市市字中/27	0773-22-2108	
* 綾部		部	623-0016	京都府綾部市西町1-50-11・Tビル4F	0773-42-0701	
* 宇治		治	611-0021	京都府宇治市宇治琵琶45-13	0774-23-3101	
宇津		津	626-0041	京都府宇津市宇鶴賀2054-1	0772-22-5131	
亀岡		岡	621-0806	京都府亀岡市余部町宝久保1-1	0771-22-0053	
* 城陽		陽	610-0196	京都府城陽市富野久保田1-1	0774-52-6866	
大阪	* 大阪	阪	540-0029	大阪府大阪市中央区本町橋2-8	06-6944-6211	
	* 堺	堺	591-8502	大阪府堺市北区長曽根町130-23	072-258-5581	
	* 東	大	577-0809	大阪府東大阪市永和1-11-10	06-6722-1151	

都道府県名	会議所名	郵便番号	住 所	電話番号
兵 庫	大 津	595-0062	大阪府泉大津市田中町10-7	0725-23-1111
	高 槻	569-0078	大阪府高槻市大手町3-46	072-675-0484
	* 岸 和 田	596-0045	大阪府岸和田市別所町3-13-26	072-439-5023
	貝 塚	597-0094	大阪府貝塚市二色南町4-7	072-432-1101
	茨 木	567-0881	大阪府茨木市上中条1-9-20	072-622-6631
	吹 田	564-0041	大阪府吹田市泉町2-17-4	06-6330-8001
	八 尾	581-0006	大阪府八尾市清水町1-1-6	072-922-1181
	豊 中	561-0884	大阪府豊中市岡町北1-1-2	06-6845-8001
	池 田	563-0043	大阪府池田市神田1-18-10	072-751-3344
	泉 野	598-0006	大阪府泉佐野市市場西3-2-34	072-462-3128
	* 北 大 阪	573-8585	大阪府枚方市大垣内町2-12-27	072-843-5151
	* 守 口 門 真	571-0045	大阪府門真市殿島町6-4	06-6909-3301
	松 原	580-0043	大阪府松原市阿保1-2-30	072-331-0291
	高 石	592-0014	大阪府高石市綾園2-6-10	072-264-1888
	箕 面	562-0003	大阪府箕面市西小路3-2-30	072-721-1300
	和 泉	594-1144	大阪府和泉市テクノステージ3丁目1-10	0725-53-0330
	大 東	574-0076	大阪府大東市曙町3-26	072-871-6511
	* 神 戸	650-8543	兵庫県神戸市中央区港島中町6-1	078-303-5801
	姫 路	670-8505	兵庫県姫路市下寺町43	079-222-6001
	尼 崎	660-0881	兵庫県尼崎市昭和通3-96	06-6411-2251
	明 石	673-8550	兵庫県明石市大明石町1-2-1	078-911-1331
	* 西 宮	662-0854	兵庫県西宮市櫛塚町2-20	0798-33-1131
	伊 丹	664-0895	兵庫県伊丹市宮ノ前2-2-2	072-775-1221
	西 脇	677-0015	兵庫県西脇市西脇990	0795-22-3901
	* 相 生	678-0031	兵庫県相生市旭3-1-23	0791-22-1234
	赤 穂	678-0239	兵庫県赤穂市加里屋68-9	0791-43-2727
	三 木	673-0431	兵庫県三木市本町2-1-18	0794-82-3190
	洲 本	656-0025	兵庫県洲本市本町3-3-25	0799-22-2571
	豊 岡	668-0041	兵庫県豊岡市大磯町1-79	0796-22-4456
	高 砂	676-8558	兵庫県高砂市高砂町北本町1104	079-443-0500
	龍 野	679-4167	兵庫県たつの市龍野町富永702-1龍野経済交流センター3F	0791-63-4141
	* 加 古 川	675-0064	兵庫県加古川市加古川町溝之口527-5	079-424-3355
	小 野	675-1395	兵庫県小野市王子町800-1	0794-63-1161
加 西	675-2302	兵庫県加西市北条町栗田11-15	0790-42-0416	
宝 塚	665-0845	兵庫県宝塚市栄町2-1-2 別棟 6F	0797-83-2211	
奈 良	630-8586	奈良県奈良市登大路町36-2	0742-26-6222	
大 和 高 田	635-0095	奈良県大和高田市大中106-2	0745-22-2201	
生 駒	630-0257	奈良県生駒市元町1-6-12	0743-74-3515	
橿 原	634-0063	奈良県橿原市久米町652-2	0744-28-4400	
* 和 歌 山	640-8567	和歌山県和歌山市西汀丁36	073-422-1111	
海 南	642-0002	和歌山県海南市日方1294-18	073-482-4363	
田 辺	646-0033	和歌山県田辺市新屋敷町1	0739-22-5064	
新 宮	647-0045	和歌山県新宮市井の沢3番8号	0735-22-5144	
御 坊	644-0002	和歌山県御坊市藪350-28	0738-22-1008	
橋 本	648-0073	和歌山県橋本市市脇1-3-18	0736-32-0004	
紀 州 有 田	649-0304	和歌山県有田市箕島33-1	0737-83-4777	
* 鳥 取	680-8566	鳥取県鳥取市本町3-201	0857-26-6666	
* 米 子	683-0823	鳥取県米子市加茂町2-204	0859-22-5131	
* 倉 吉	682-0887	鳥取県倉吉市明治町1037-11	0858-22-2191	
* 境 港	684-8686	鳥取県境港市上道町3002	0859-44-1111	
* 島 根	690-0886	島根県松江市母衣町55-4	0852-23-1616	
浜 田	697-0027	島根県浜田市殿町124-2	0855-22-3025	
* 出 雲	693-0011	島根県出雲市大津町1131-1	0853-23-2411	
平 田	691-0001	島根県出雲市平田町2280-1	0853-63-3211	

都道府県名	会議所名	郵便番号	住 所	電話番号
岡 山	* 益 田	698-0033	島根県益田市元町12-7	0856-22-0088
	* 大 田	694-0064	島根県大田市大田町大田1309-2	0854-82-0765
	安 来	692-0011	島根県安来市安来町879	0854-22-2380
	江 津	695-0016	島根県江津市嘉久志町2306-4	0855-52-2268
	* 岡 山	700-8556	岡山県岡山市北区厚生町3-1-15	086-232-2260
	* 倉 敷	710-8585	岡山県倉敷市白楽町249-5	086-424-2111
	* 津 山	708-8516	岡山県津山市山下30-9	0868-22-3141
	玉 島	713-8122	岡山県倉敷市玉島中央町2-3-12	086-526-0131
	玉 野	706-8533	岡山県玉野市築港1-1-3	0863-33-5010
	児 島	711-0921	岡山県倉敷市児島駅前1-37倉敷市児島産業振興センター2F	086-472-4450
広 島	笠 岡	714-0098	岡山県笠岡市十一番町3番-3	0865-63-1151
	井 原	715-8691	岡山県井原市七日市町13	0866-62-0420
	備 前	705-8558	岡山県備前市東片上230	0869-64-2885
	高 梁	716-8601	岡山県高梁市南町16-2	0866-22-2091
	総 社	719-1131	岡山県総社市中央6-9-108	0866-92-1122
	新 見	718-0003	岡山県新見市高尾2475-7新見商工会館	0867-72-2139
	* 広 島	730-8510	広島県広島市中区基町5-44	082-222-6610
	* 尾 道	722-0035	広島県尾道市土堂2-10-3	0848-22-2165
	* 呉	737-0045	広島県呉市本通4-7-1	0823-21-0151
	* 福 山	720-0067	広島県福山市西町2-10-1	084-921-2345
山 口	* 三 原	723-8555	広島県三原市皆実4-8-1	0848-62-6155
	* 府 中	726-0003	広島県府中市元町445-1	0847-45-8200
	* 三 次	728-0021	広島県三次市三次町1843-1	0824-62-3125
	* 庄 原	727-0011	広島県庄原市東本町1-2-22	0824-72-2121
	* 大 竹	739-0612	広島県大竹市油見3-18-11	0827-52-3105
	* 竹 原	725-0026	広島県竹原市中央5-6-28	0846-22-2424
	* 因 島	722-2323	広島県尾道市因島土生町1809-20	0845-22-2211
	* 東 広 島	739-0025	広島県東広島市西条中央7-23-35	082-420-0301
	* 廿 日 市	738-0015	広島県廿日市市本町5-1	0829-20-0021
	* 下 関	750-8513	山口県下関市南部町21-19下関商工会館内	083-222-3333
徳 島	* 宇 部	755-8558	山口県宇部市松山町1-16-18	0836-31-0251
	* 山 口	753-0086	山口県山口市中市町1-10	083-925-2300
	* 防 府	747-0037	山口県防府市八王子2-8-9	0835-22-4352
	* 徳 山	745-0037	山口県周南市栄町2-15	0834-31-3000
	* 徳 下	744-0008	山口県下松市新川2-1-38	0833-41-1070
	* 萩	758-0047	山口県萩市東田町19-4	0838-25-3333
	* 岩 国	740-8639	山口県岩国市今津町1-18-1	0827-21-4201
	* 山 陽	757-0001	山口県山陽小野田市大字鴨庄101-29	0836-73-2525
	* 長 門	759-4101	山口県長門市東深川1321-1長門商工会議所会館	0837-22-2266
	光 野	743-0063	山口県光市島田4-14-15	0833-71-0650
香 川	小 野 田	756-0824	山口県山陽小野田市中央2-3-1	0836-84-4111
	* 柳 井	742-8645	山口県柳井市中央2-15-1	0820-22-3731
	新 南 陽	746-0017	山口県周南市宮の前2-6-13	0834-63-3315
	* 徳 島	770-8530	徳島県徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館1F	088-653-3211
	* 鳴 門	772-0003	徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜165-10	088-685-3748
	小 松 島	773-0001	徳島県小松島市小松島町字新港36小松島市総合コミュニティセンター1F	0885-32-3533
	吉 野 川	776-0010	徳島県吉野川市鴨島町鴨島169-1	0883-24-2274
	阿 波 池 田	778-0002	徳島県三好市池田町マヅ2191-1	0883-72-0143
	* 阿 南	774-0030	徳島県阿南市富岡町今福寺34-4	0884-22-2301
	* 高 松	760-8515	香川県高松市番町2-2-2	087-825-3500
* 丸 亀	763-0034	香川県丸亀市大手町1-5-3	0877-22-2371	
坂 出	762-8508	香川県坂出市京町3-3-8	0877-46-2701	

都道府県名	会議所名	郵便番号	住 所	電話番号
愛 媛	観 音 寺	768-0067	香川県観音寺市坂本町1-1-25	0875-25-3073
	多 度 津	764-8508	香川県仲多度郡多度津町東浜6-30	0877-33-4000
	善 通 寺	765-0013	香川県善通寺市文京町3-3-3	0877-62-1124
	松 山	790-0067	愛媛県松山市大手町2-5-7	089-941-4111
	宇 和 島	798-0060	愛媛県宇和島市丸之内1-3-24	0895-22-5555
	今 治	794-0042	愛媛県今治市旭町2-3-20	0898-23-3939
	八 幡 浜	796-0048	愛媛県八幡浜市北浜1-3-25	0894-22-3411
	新 居 浜	792-0025	愛媛県新居浜市一宮町2-4-8	0897-33-5581
	四 国 中 央	799-0111	愛媛県四国中央市金生町下分865番地	0896-58-3530
	西 条	793-0027	愛媛県西条市朔日市779-8	0897-56-2200
高 知	伊 予	799-3111	愛媛県伊予市下吾川1512-6	089-982-0334
	大 洲	795-0012	愛媛県大洲市大洲694-1	0893-24-4111
	* 高 知	780-0870	高知県高知市本町1-6-24	088-875-1177
	中 村	787-0029	高知県四万十市中村小姓町46	0880-34-4333
	安 芸	784-0004	高知県安芸市本町3-11-5	0887-34-1311
	須 崎	785-0012	高知県須崎市西糺町4-18	0889-42-2575
	宿 毛	788-0001	高知県宿毛市中央2-2-18	0880-63-3123
	土 佐	787-0323	高知県土佐清水市寿町11-16	0880-82-0279
	* 福 岡	812-8505	福岡県福岡市博多区博多駅前2-9-28	092-441-1110
	* 久 留 米	830-0022	福岡県久留米市城南町15-5	0942-33-0211
福 岡	* 北 九 州	802-8522	福岡県北九州市小倉北区紺屋町13-1毎日西部会館2F	093-541-0181
	* 大 牟 田	836-0842	福岡県大牟田市有明町1-1-22	0944-55-1111
	* 飯 塚	820-8507	福岡県飯塚市吉原町6-12	0948-22-1007
	直 方	822-0017	福岡県直方市殿町7-50	0949-22-5500
	八 女	834-0063	福岡県八女市本村425-22-2	0943-22-5161
	田 川	826-0025	福岡県田川市大黒町3-11	0947-44-3150
	柳 川	832-0045	福岡県柳川市本町117-2柳川商工会館	0944-73-7000
	豊 前	828-0021	福岡県豊前市大字八屋2013-2	0979-83-2333
	行 橋	824-0005	福岡県行橋市中央1-9-50	0930-25-2121
	苅 田	800-0352	福岡県京都郡苅田町富久町1-22-14	093-436-1631
佐 賀	大 川	831-0016	福岡県大川市大字酒見221-6	0944-86-2171
	豊 前 川 崎	827-0003	福岡県田川郡川崎町大字川崎351-10	0947-73-2238
	嘉 麻	821-0012	福岡県嘉麻市上山田502-3	0948-52-0855
	筑 後	833-0041	福岡県筑後市大字和泉118-1	0942-52-3121
	宮 若	823-0011	福岡県宮若市宮田3673-3	0949-32-1200
	朝 倉	838-0068	福岡県朝倉市甘木955-11	0946-22-3835
	中 間	809-0036	福岡県中間市長津1丁目7番1号	093-245-1081
	佐 賀	840-0831	佐賀県佐賀市松原1-2-35	0952-24-5155
	唐 津	847-0012	佐賀県唐津市大名小路1-54	0955-72-5141
	伊 万 里	848-8691	佐賀県伊万里市新天町663	0955-22-3111
長 崎	鳥 栖	841-0051	佐賀県鳥栖市元町1380-5	0942-83-3121
	有 田	844-0004	佐賀県西松浦郡有田町大樽1-4-1	0955-42-4111
	小 城	845-0004	佐賀県小城市小城町松尾4032-5	0952-73-4111
	武 雄	843-0024	佐賀県武雄市武雄町大字富岡7719	0954-23-3161
	鹿 島	849-1311	佐賀県鹿島市大字高津原4296-41	0954-63-3231
	* 長 崎	850-8541	長崎県長崎市桜町4-1	095-822-0111
	* 佐 世 保	857-8577	長崎県佐世保市湊町6-10	0956-22-6121
	* 島 原	855-8550	長崎県島原市高島2-7217	0957-62-2101
	* 諫 早	854-0016	長崎県諫早市高城町5-10	0957-22-3323
	大 村	856-8601	長崎県大村市東三城町6-1	0957-53-4222
熊 本	福 江	853-0005	長崎県五島市末広町8-4	0959-72-3108
	平 戸	859-5104	長崎県平戸市崎方町776-6	0950-22-3131
	松 浦	859-4501	長崎県松浦市志佐町浦免1807	0956-72-2151
	熊 本	860-8547	熊本県熊本市中央区横紺屋町10	096-354-6688

都道府県名	会議所名	郵便番号	住 所	電話番号	
大 分	八 代	866-0862	熊本県八代市松江城町6-6八代商工会館	0965-32-6191	
	* 荒 尾	864-0054	熊本県荒尾市大正町1-4-5	0968-62-1211	
	人 吉	868-0037	熊本県人吉市南泉田町3-3	0966-22-3101	
	水 俣	867-0042	熊本県水俣市大園町1-11-5	0966-63-2128	
	本 渡	863-0022	熊本県天草市栄町1-25	0969-23-2001	
	玉 名	865-0025	熊本県玉名市高瀬290-1玉名商工会館	0968-72-3106	
	山 鹿	861-0501	熊本県山鹿市山鹿1613	0968-43-4111	
	牛 深	863-1901	熊本県天草市牛深町215-1	0969-73-3141	
	別 府	874-8588	大分県別府市北浜2-9-1トキハ別府店7F	0977-25-3311	
	* 大 分	870-0023	大分県大分市長浜町3-15-19大分商工会議所ビル	097-536-3131	
	中 津	871-8510	大分県中津市殿町1383-1	0979-22-2250	
	* 日 田	877-8686	大分県日田市三本松2-2-16	0973-22-3184	
	* 佐 伯	876-0844	大分県佐伯市向島1-10-1	0972-22-1550	
	臼 杵	875-0041	大分県臼杵市大字洲崎72-126	0972-63-8811	
	津 久 見	879-2441	大分県津久見市中央町29-4	0972-82-5111	
	豊 後 高 田	879-0628	大分県豊後高田市新町986番地2	0978-22-2412	
	竹 田	878-0013	大分県竹田市大字竹田1920-1	0974-63-3161	
	宮 崎	宇 佐	879-0456	大分県宇佐市大字辛島198-2	0978-33-3433
		都 城	885-8611	宮崎県都城市姫城町4街区1号	0986-23-0001
宮 崎		880-0811	宮崎県宮崎市錦町1-10 宮崎グリーンスフィア老番館7F	0985-22-2161	
延 岡		882-0824	宮崎県延岡市中央通3-5-1	0982-33-6666	
日 向		883-0044	宮崎県日向市上町3-15	0982-52-5131	
高 鍋		884-0002	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋5138	0983-22-1333	
日 南		887-0012	宮崎県日南市園田2-1-1	0987-23-2211	
小 林		886-8502	宮崎県小林市細野1899-3	0984-23-4121	
串 間		888-8691	宮崎県串間市大字西方5657	0987-72-0254	
西 都		881-0033	宮崎県西都市大字妻1538-1	0983-43-2111	
鹿 児 島	* 鹿 児 島	892-8588	鹿児島県鹿児島市東千石町1-38鹿児島商工会議所ビル3・14F	099-225-9500	
	* 川 内	895-0052	鹿児島県薩摩川内市神田町3-25	0996-22-2267	
	鹿 屋	893-0015	鹿児島県鹿屋市新川町600番地	0994-42-3135	
	枕 崎	898-8691	鹿児島県枕崎市中央町1	0993-72-3341	
	阿 久 根	899-1624	鹿児島県阿久根市大丸町16	0996-72-1185	
	* 奄 美 大 島	894-0034	鹿児島県奄美市名瀬入舟町12-6	0997-52-6111	
	南 さ つ ま	897-0006	鹿児島県南さつま市加世田本町23-7	0993-53-2244	
	* 出 水	899-0205	鹿児島県出水市本町7-16	0996-62-1337	
	指 宿	891-0401	鹿児島県指宿市大牟礼1-15-13	0993-22-2473	
	いちき串木野	896-0015	鹿児島県いちき串木野市旭町178	0996-32-2049	
沖 縄	霧 島	899-4332	鹿児島県霧島市国分中央3丁目12-41	0995-45-0313	
	* 那 覇	900-0033	沖縄県那覇市久米2-2-10	098-868-3758	
	* 沖 縄	904-0004	沖縄県沖縄市中央4-15-20	098-938-8022	
	宮 古 島	906-0012	沖縄県宮古島市平良字西里240-2琉球銀行ビル3F	0980-72-2779	
	* 浦 添	901-2567	沖縄県浦添市勢理客4-13-1浦添市産業振興センター・結の街2F	098-877-4606	

2. 全国商工会連合会及び都道府県商工会連合会

(1) 全国商工会連合会 URL : <http://www.shokokai.or.jp/>

(〒100-0006) 東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル北館19F

☎ 03-6268-0088

(2) 都道府県商工会連合会 (*印は経営安定特別相談室設置箇所)

機 関 名	郵便番号	住 所	電話番号
*北海道商工会連合会	060-8607	札幌市中央区北1条西7-1 プレスト1・7ビル4F	011-251-0101
*青森県商工会連合会	030-0801	青森市新町2-8-26 青森県火災共済会館5F	017-734-3394
*岩手県商工会連合会	020-0045	盛岡市盛岡駅西通1-3-8 岩手県商工会連合会館	019-622-4165
*宮城県商工会連合会	980-0011	仙台市青葉区上杉1-14-2 宮城県商工振興センター2F	022-225-8751
*秋田県商工会連合会	010-0923	秋田市旭北錦町1-47 県商工会館4F	018-863-8491
*山形県商工会連合会	990-8580	山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14F	050-3540-7211
*福島県商工会連合会	960-8053	福島市三河南町1-20 コラッセふくしま9F	024-525-3411
*茨城県商工会連合会	310-0801	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館13F	029-224-2635
*栃木県商工会連合会	320-0806	宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館6F	028-637-3731
*群馬県商工会連合会	371-0047	前橋市関根町3-8-1 群馬県商工連合会館	027-231-9779
*埼玉県商工会連合会	330-8669	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル7F	048-641-3617
*千葉県商工会連合会	260-0013	千葉市中央区中央2-9-8 千葉広小路ビル3F	043-305-5222
*東京都商工会連合会	196-0033	東京都昭島市東町3-6-1	042-500-1140
*神奈川県商工会連合会	231-0015	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター10F	045-633-5080
*新潟県商工会連合会	950-0965	新潟市中央区新光町7-2 新潟県商工会館	025-283-1311
*長野県商工会連合会	380-0936	長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館1F	026-228-2131
*山梨県商工会連合会	400-0035	甲府市飯田2-2-1 中小企業会館3F	055-235-2115
*静岡県商工会連合会	420-0853	静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館6F	054-255-8080
*愛知県商工会連合会	460-0002	名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター(ウイックあいち) 16F	052-562-0030
*岐阜県商工会連合会	500-8384	岐阜市藪田南5-14-53 ふれあい福寿会館9F	058-277-1071
*三重県商工会連合会	514-0004	津市栄町1-891 三重県合同ビル6F	059-225-3161
*富山県商工会連合会	930-0855	富山市赤江町1-7	076-441-2716
*石川県商工会連合会	920-8203	金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館3F	076-268-7300
*福井県商工会連合会	910-0004	福井市宝永4-9-14 福井県商工会連合会館2F	0776-23-3624

機 関 名	郵便番号	住 所	電話番号
*滋賀県商工会連合会	520-0806	大津市打出浜2-1 コラボしが21 5F	077-511-1470
*京都府商工会連合会	615-0042	京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館4F	075-314-7151
*奈良県商工会連合会	630-8213	奈良市登大路町38-1 奈良県中小企業会館3F	0742-22-4411
*大阪府商工会連合会	540-0029	大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6F	06-6947-4340
*兵庫県商工会連合会	650-0013	神戸市中央区花隈町6-19 兵庫県商工会館	078-371-1261
*和歌山県商工会連合会	640-8152	和歌山市十番丁19番地 Wajima十番丁4F	073-432-4661
*鳥取県商工会連合会	680-0942	鳥取市湖山町東4-100 鳥取県商工会連合会館	0857-31-5555
*島根県商工会連合会	690-0886	松江市母衣町55-4 島根県商工会館4F	0852-21-0651
*岡山県商工会連合会	700-0817	岡山市北区弓之町4-19-401 岡山県中小企業会館4F	086-224-4341
*広島県商工会連合会	730-0051	広島市中区大手町3-3-27 大手町マンション2F	082-247-0221
*山口県商工会連合会	753-0074	山口市中央4-5-16 山口県商工会館3F	083-925-8888
*徳島県商工会連合会	770-0865	徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館2F	088-623-2014
*香川県商工会連合会	760-0066	高松市福岡町2-2-2-301 香川県産業会館3F	087-851-3182
*愛媛県商工会連合会	790-0065	松山市宮西1-5-19 愛媛県商工会連合会館	089-924-1103
*高知県商工会連合会	781-5101	高知市布師田3992-2 中小企業会館3F	088-846-2111
*福岡県商工会連合会	812-0046	福岡市博多区吉塚本町9-15 中小企業振興センター7F	092-622-7708
*佐賀県商工会連合会	840-0831	佐賀市松原1-2-35 佐賀商工会館2F	0952-26-6101
*長崎県商工会連合会	850-0031	長崎市桜町4-1 長崎商工会館8F	095-824-5413
*熊本県商工会連合会	860-0801	熊本市中央区安政町3-13 熊本県商工会館8F	096-325-5161
*大分県商工会連合会	870-0026	大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館5F	097-534-9507
*宮崎県商工会連合会	880-0013	宮崎市松橋2-4-31 県中小企業会館2F	0985-24-2055
*鹿児島県商工会連合会	892-0821	鹿児島市名山町9-1 鹿児島県産業会館6F	099-226-3773
*沖縄県商工会連合会	901-0152	那覇市小祿1831-1 沖縄産業支援センター6F	098-859-6150

3. 全国中小企業団体中央会及び都道府県中小企業団体中央会

(1) 全国中小企業団体中央会 URL : <http://www.chuokai.or.jp>

(〒104-0033) 東京都中央区新川1-26-19 全中・全味ビル

☎ 03-3523-4901

FAX 03-3523-4909

(2) 都道府県中小企業団体中央会

機 関 名	郵便番号	住 所	電話番号
北海道中小企業団体中央会	060-0001	札幌市中央区北1条西7 プレスト1・7ビル	011-231-1919
青森県中小企業団体中央会	030-0802	青森市本町2-9-17	017-777-2325
岩手県中小企業団体中央会	020-0878	盛岡市肴町4-5 岩手酒類卸(株)ビル2F	019-624-1363
宮城県中小企業団体中央会	980-0011	仙台市青葉区上杉1-14-2 宮城県商工振興センター1F	022-222-5560
秋田県中小企業団体中央会	010-0923	秋田市旭北錦町1-47 秋田県商工会館5F	018-863-8701
山形県中小企業団体中央会	990-8580	山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14F	023-647-0360
福島県中小企業団体中央会	960-8053	福島市三河南町1-20 コラッセふくしま10F	024-536-1261
茨城県中小企業団体中央会	310-0801	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館8F	029-224-8030
栃木県中小企業団体中央会	320-0806	宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館3F	028-635-2300 (代)
群馬県中小企業団体中央会	371-0026	前橋市大手町3-3-1 群馬県中小企業会館内	027-232-4123
埼玉県中小企業団体中央会	330-8669	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 大宮ソニックシティビル9F	048-641-1315
千葉県中小企業団体中央会	260-0015	千葉市中央区富士見2-22-2 千葉中央駅前ビル3F	043-306-3282
東京都中小企業団体中央会	104-0061	中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館	03-3542-0386 (代)
神奈川県中小企業団体中央会	231-0015	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター9F	045-633-5131
新潟県中小企業団体中央会	951-8133	新潟市中央区川岸町1-47-1 新潟県中小企業会館3F	025-267-1100
長野県中小企業団体中央会	380-0936	長野市中御所字岡田131-10 長野県中小企業会館4F	026-228-1171
山梨県中小企業団体中央会	400-0035	甲府市飯田2-2-1 山梨県中小企業会館4F	055-237-3215
静岡県中小企業団体中央会	420-0853	静岡市葵区追手町44-1	054-254-1511
愛知県中小企業団体中央会	460-0002	名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター(ウイングあいち)16F	052-485-6811
岐阜県中小企業団体中央会	500-8384	岐阜市藪田南5-14-53 ふれあい福寿会館9F	058-277-1101
三重県中小企業団体中央会	514-0004	津市栄町1-891 三重県合同ビル6F	059-228-5195
富山県中小企業団体中央会	930-0083	富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6F	076-424-3686
石川県中小企業団体中央会	920-8203	金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館5F	076-267-7711

機 関 名	郵便番号	住 所	電話番号
福井県中小企業団体中央会	910-0005	福井市大手3-7-1 織協ビル4F	0776-23-3042
滋賀県中小企業団体中央会	520-0806	大津市打出浜2-1 コラボしが21 5F	077-511-1430
京都府中小企業団体中央会	615-0042	京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館4F	075-314-7131
奈良県中小企業団体中央会	630-8213	奈良市登大路町38-1 奈良県中小企業会館内	0742-22-3200
大阪府中小企業団体中央会	540-0029	大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6F	06-6947-4370
兵庫県中小企業団体中央会	650-0011	神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館3F	078-331-2045
和歌山県中小企業団体中央会	640-8152	和歌山市十番丁19 Wajima十番丁4F	073-431-0852
鳥取県中小企業団体中央会	680-0845	鳥取市富安1-96	0857-26-6671
島根県中小企業団体中央会	690-0886	松江市母衣町55-4 商工会館4F	0852-21-4809
岡山県中小企業団体中央会	700-0817	岡山市北区弓之町4-19-202 岡山県中小企業会館2F	086-224-2245
広島県中小企業団体中央会	730-0011	広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル6F	082-228-0926
山口県中小企業団体中央会	753-0074	山口市中央4-5-16 山口県商工会館6F	083-922-2606
徳島県中小企業団体中央会	770-8550	徳島市南末広町5番8-8 徳島経済産業会館KIZUNAプラザ3F	088-654-4431
香川県中小企業団体中央会	760-8562	高松市福岡町2-2-2-401 香川県産業会館4F	087-851-8311
愛媛県中小企業団体中央会	791-1101	松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛3F	089-955-7150
高知県中小企業団体中央会	781-5101	高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館4F	088-845-8870
福岡県中小企業団体中央会	812-0046	福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センター9F	092-622-8780
佐賀県中小企業団体中央会	840-0831	佐賀市松原1-2-35 佐賀商工会館3F	0952-23-4598
長崎県中小企業団体中央会	850-0031	長崎市桜町4-1 長崎商工会館9F	095-826-3201
熊本県中小企業団体中央会	860-0801	熊本市中央区安政町3-13 熊本県商工会館7F	096-325-3255
大分県中小企業団体中央会	870-0026	大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館4F	097-536-6331
宮崎県中小企業団体中央会	880-0013	宮崎市松橋2-4-31 宮崎県中小企業会館3F	0985-24-4278
鹿児島県中小企業団体中央会	892-0821	鹿児島市名山町9-1 鹿児島県産業会館 5F	099-222-9258
沖縄県中小企業団体中央会	901-0152	那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター605号	098-859-6120

4. 全国商店街振興組合連合会及び都道府県商店街振興組合連合会

(1) 全国商店街振興組合連合会 URL : <http://www.syoutengai.or.jp/>

(〒104-0033) 東京都中央区新川2-22-6 SJIビル3F

☎ 03-3553-9300(代)

FAX 03-3553-9303

(2) 都道府県商店街振興組合連合会

機 関 名	郵便番号	住 所	電話番号
北海道商店街振興組合連合会	060-0001	札幌市中央区北1条西2-2-1 北海道経済センター7F	011-222-4933
青森県商店街振興組合連合会	030-0802	青森市本町2-9-17 青森県中小企業会館内(青森県中央会内)	017-777-2325
岩手県商店街振興組合連合会	020-0878	盛岡市肴町4-5 岩手酒類卸(株)ビル2F(岩手県中央会内)	019-624-1363
宮城県商店街振興組合連合会	980-0011	仙台市青葉区上杉1-14-2 宮城県商工振興センター(宮城県中央会内)	022-222-5561
秋田県商店街振興組合連合会	010-0923	秋田市旭北錦町1-47 秋田県商工会館(秋田県中央会内)	018-863-8701
山形県商店街振興組合連合会	990-8580	山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14F(山形県中央会内)	023-647-0360
福島県商店街振興組合連合会	960-8053	福島市三河南町1-20 コラッセふくしま10F(福島県中央会内)	024-536-1261
茨城県商店街振興組合連合会	310-0801	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館(茨城県中央会内)	029-224-8030
栃木県商店街振興組合連合会	320-0806	宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館(栃木県中央会内)	028-635-2300
群馬県商店街振興組合連合会	371-0026	前橋市大手町3-3-1 群馬県中小企業会館3F(群馬県中央会内)	027-232-4123
埼玉県商店街振興組合連合会	330-8669	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 大宮ソニックシティビル9F(埼玉県中央会内)	048-641-1315
千葉県商店街振興組合連合会	260-0015	千葉市中央区富士見2-22-2 千葉中央駅前ビル3F (千葉県中央会内)	043-306-3284
東京都商店街振興組合連合会	104-0061	東京都中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館内	03-3542-0231
神奈川県商店街振興組合連合会	231-0015	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター9F(神奈川県中央会内)	045-633-5133
新潟県商店街振興組合連合会	951-8133	新潟市中央区川岸町1-47-1 新潟県中小企業会館(新潟県中央会内)	025-267-1390
長野県商店街振興組合連合会	380-0936	長野市大字中御所字岡田131-10 長野県中小企業指導センター(長野県中央会内)	026-228-1171
山梨県商店街振興組合連合会	400-0032	甲府市中央1-4-7 天野三洋ビル3F	055-228-6229
静岡県商店街振興組合連合会	420-0851	静岡市葵区黒金町20-8 静岡商工会議所会館内 (静岡県商工会議所連合会内)	054-252-8161
愛知県商店街振興組合連合会	450-0002	名古屋市中区名駅4-4-38 ウィングあいち (愛知県産業労働センター15F)	052-563-0550
岐阜県商店街振興組合連合会	500-8384	岐阜市藪田南5-14-53 県民ふれあい会館12F	058-277-1107
三重県商店街振興組合連合会	514-0004	津市栄町1-891 三重県合同ビル6F(三重県中央会内)	059-253-3146

機 関 名	郵便番号	住 所	電話番号
富山県商店街振興組合連合会	930-0083	富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所内	076-423-1172
石川県商店街振興組合連合会	920-0981	金沢市片町2-2-6 エクセビル7F	076-222-8779
福井県商店街振興組合連合会	918-8004	福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル6F	0776-33-1471
滋賀県商店街振興組合連合会	520-0806	大津市打出浜2-1 コラボしが21 5F (滋賀県中央会内)	077-511-1430
京都府商店街振興組合連合会	600-8009	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町80 京都産業会館内	075-221-5915
奈良県商店街振興組合連合会	630-8344	奈良市東城戸町45番地 アベオフィス内	0742-85-1195
大阪府商店街振興組合連合会	540-0029	大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6F	06-6947-4333
兵庫県商店街振興組合連合会	650-0011	神戸市中央区下山手通6-3-28 兵庫県中央労働センター3F	078-361-8084
和歌山県商店街振興組合連合会	640-8152	和歌山市十番丁19 WaJiMa十番丁ビル4F	073-428-1019
鳥取県商店街振興組合連合会	680-0845	鳥取市富安1-96 (鳥取県中央会内)	0857-26-6671
島根県商店街振興組合連合会	690-0886	松江市母衣町55-4 島根県商工会館 (島根県中央会内)	0852-21-4809
岡山県商店街振興組合連合会	700-0817	岡山市弓之町4-19-202 岡山県中小企業会館 (岡山県中央会内)	086-224-2245
広島県商店街振興組合連合会	730-0802	広島市中区本川町2-1-14 千代田工業ビル3F	082-294-8628
山口県商店街振興組合連合会	753-0074	山口市中央4-5-16 山口県商工会館 (山口県中央会内)	083-922-2606
徳島県商店街振興組合連合会	770-0911	徳島市東船場町2-42 徳島市東新町一丁目商店街振興組合内	088-622-5604
香川県商店街振興組合連合会	760-0066	高松市福岡町2-2-2-401 香川県産業会館 (香川県中央会内)	087-851-8311
愛媛県商店街振興組合連合会	791-1101	松山市久米窪田町337番地1 テクノプラザ愛媛3F	089-975-3632
高知県商店街振興組合連合会	781-5101	高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館 (高知県中央会内)	088-845-8870
福岡県商店街振興組合連合会	812-0046	福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センター9F (福岡県中央会内)	092-622-8780
佐賀県商店街振興組合連合会	840-0831	佐賀市松原1-2-35 佐賀商工会館 (佐賀県中央会内)	0952-23-4598
長崎県商店街振興組合連合会	850-0031	長崎市桜町4-1 長崎商工会館 (長崎県中央会内)	095-826-3201
熊本県商店街振興組合連合会	860-0017	熊本市練兵町62 第2ロータリービル3F	096-353-4666
大分県商店街振興組合連合会	870-0026	大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館4F	097-536-3056
宮崎県商店街振興組合連合会	880-0805	宮崎市橋通東3-1-11 アゲインビル2F	0985-29-6234
鹿児島県商店街振興組合連合会	892-0821	鹿児島市名山町9-1 鹿児島県産業会館 (鹿児島県中央会内)	099-223-2801
沖縄県商店街振興組合連合会	901-0152	那覇市宇小禄1831-1 沖縄産業支援センター6F (沖縄県中央会内)	098-859-6120

5. 中小企業投資育成株式会社

- (1) 東京中小企業投資育成株式会社 URL : <http://www.sbic.co.jp/>
 (〒150-0002) 東京都渋谷区渋谷3-29-22 ☎03-5469-1811
- (2) 名古屋中小企業投資育成株式会社 URL : <http://www.sbic-cj.co.jp/>
 (〒450-0003) 名古屋市中村区名駅南1-16-30 東海ビル7F ☎052-581-9541
- (3) 大阪中小企業投資育成株式会社 URL : <http://www.sbic-wj.co.jp/>
 (〒530-6128) 大阪市北区中之島3-3-23 中之島タビル28F ☎06-6459-1700
 九州事務所
 (〒810-0001) 福岡市中央区天神2-14-13 天神三井ビル6F ☎092-724-0651

6. 協同組合

- (1) 全日本火災共済協同組合連合会及び全国中小企業共済協同組合連合会

URL : <http://www.nikkaren.or.jp/>

機関名	郵便番号	住所	電話番号
全日本火災共済協同組合連合会	103-0007	中央区日本橋浜町2-11-2 日本橋中央ビル5F	03-3667-5111
北海道火災共済協同組合	060-0001	札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7内	011-231-1322
青森県火災共済協同組合	030-0801	青森市新町2-8-26	017-777-8111
秋田県火災共済協同組合	010-0923	秋田市旭北錦町1-47 秋田県商工会館7F内	018-864-3320
岩手県火災共済協同組合	020-0884	盛岡市神明町5-5	019-654-2551
宮城県火災共済協同組合	980-0011	仙台市青葉区上杉1-14-2 宮城県商工振興センター内2F	022-263-1265
山形県火災共済協同組合	990-8580	山形市城南町1-1-1 霞城セントラル内	023-647-2380
福島県火災共済協同組合	960-8053	福島市三河南町1-20 コラッセふくしま9F	024-526-1027
茨城県火災共済協同組合	310-0801	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館8F	029-224-0610
栃木県火災共済協同組合	320-0806	宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館内	028-637-3730
群馬県火災共済協同組合	371-0841	前橋市石倉町4-9-10	027-254-5711
埼玉県火災共済協同組合	330-8669	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 大宮ソニックシティビル7F	048-641-9203
千葉県火災共済協同組合	260-0015	千葉市中央区富士見2-22-2 千葉中央駅前ビル2F	043-201-3033
東京都火災共済協同組合	104-0061	中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館2F	03-3542-0271
神奈川県火災共済協同組合	231-0003	横浜市中区北仲通3-33-2 共済ビル別館	045-201-2727
長野県火災共済協同組合	380-0936	長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館2F	026-228-1174
山梨県火災共済協同組合	400-0032	甲府市中央1-12-37 IRIXビル3F	055-235-7564

機 関 名	郵便番号	住 所	電話番号
新潟県火災共済協同組合	951-8133	新潟市中央区川岸町1-47-1 中小企業会館2F	025-267-1221
静岡県火災共済協同組合	420-0853	静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館7F	054-254-9161
愛知火災共済協同組合	460-0011	名古屋市中区大須4-10-32 上前津KDビル8F	052-251-6281
岐阜県火災共済協同組合	500-8358	岐阜市六条南2-11-1 岐阜産業会館4F	058-272-3555
三重県火災共済協同組合	514-0004	津市栄町1-891 三重県合同ビル3F	059-228-7128
富山県火災共済協同組合	930-0083	富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル本館2F南側	076-492-1717
石川県中小企業共済協同組合	920-8203	金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館3F	076-268-7300
福井県火災共済協同組合	910-0854	福井市御幸1-1-1 FM会館2F	0776-22-6000
滋賀県火災共済協同組合	520-0806	大津市打出浜2-1 コラボしが21 5F	077-511-1380
大阪府火災共済協同組合	542-0081	大阪市中央区南船場1-18-17 商工中金船場ビル6F	06-4708-8720
兵庫県火災共済協同組合	650-0011	神戸市中央区下山手通6-3-28 兵庫県中央労働センター4F	078-361-8080
奈良県火災共済協同組合	630-8213	奈良市登大路町38-1 奈良県中小企業会館内	0742-24-0082
和歌山県火災共済協同組合	640-8034	和歌山市駿河町16 フォルテ南館2F	073-431-3288
京都府共済協同組合	615-0042	京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館内	075-314-7135
島根県火災共済協同組合	690-0886	松江市母衣町55-4 島根県商工会館5F	0852-21-0249
岡山県火災共済協同組合	700-0817	岡山市北区弓之町4-19-301 岡山県中小企業会館3F	086-222-6648
広島県火災共済協同組合	730-0048	広島市中区竹屋町4-17 県火災ビル	0120-708030
山口県火災共済協同組合	753-0074	山口市中央4-5-16 商工会館3F	083-925-6370
香川県火災共済協同組合	760-0066	高松市福岡町2-2-2-501 香川県産業会館5F	087-851-3208
愛媛県火災共済協同組合	790-0001	松山市一番町4-1-2 愛媛県中小企業会館3F	089-945-1313
高知県火災共済協同組合	781-5101	高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館5F	088-845-2221
福岡県火災共済協同組合	812-0046	福岡市博多区吉塚本町9-15	092-622-8071
佐賀県火災共済協同組合	840-8691	佐賀市松原1-2-35 佐賀商工会館5F	0952-24-6984
長崎県火災共済協同組合	850-0031	長崎市桜町4-1 長崎商工会館8F	095-822-9695
大分県火災共済協同組合	870-0026	大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館4F	097-537-7122
熊本県火災共済協同組合	860-0801	熊本市中央区安政町3-13 熊本県商工会館2F	096-325-3411

機 関 名	郵便番号	住 所	電話番号
宮崎県火災共済協同組合	880-0013	宮崎市松橋2-4-31 宮崎県中小企業会館4F	0985-24-1424
鹿児島県火災共済協同組合	892-0821	鹿児島市名山町9-1 県産業会館5F	099-225-4218

(2) **全国自動車共済協同組合連合会及び各地区自動車共済協同組合**

URL : <http://www.zenjikyō.or.jp/>

機 関 名	郵便番号	住 所	電話番号
全国自動車共済協同組合連合会	162-0844	新宿区市谷八幡町14 市ヶ谷中央ビル8F	03-3267-1911 (代)
北海道自動車共済協同組合	065-0030	札幌市東区北30条東1-3-2	011-721-5233
東北自動車共済協同組合	980-0011	仙台市青葉区上杉1-9-15	022-264-1188
関東自動車共済協同組合	231-0003	横浜市中区北仲通3-33 中小企業共済会館別館	045-201-8833
中部自動車共済協同組合	466-8558	名古屋市昭和区滝子町30-16 愛知県自動車会館内	052-872-1222
西日本自動車共済協同組合	812-0007	福岡市博多区東比恵2-15-25	092-441-5901

(3) **全国卸商業団地協同組合連合会**

(〒105-0001) 東京都港区虎ノ門1-8-10

☎ 03-3591-1251

セイコー虎ノ門ビル2F

(4) **全国共同工場協同組合**

(〒133-0064) 東京都江戸川区下篠崎町13-5

☎ 03-6638-9020

東京都緑友印刷製本協業組合内

(5) **協同組合 全国共同店舗連盟**

(〒113-0033) 東京都文京区本郷4-12-16

☎ 03-3868-3831

トーア文京マンション109号室

(6) **全国工場団地協同組合連合会**

(〒105-0011) 東京都港区芝公園3-5-8

☎ 03-3432-3925

機械振興会館515

(7) **協同組合連合会 日本専門店会連盟**

(〒101-0062) 東京都千代田区神田駿河台3-4

☎ 03-3255-0640

日専連 朝日生命ビル7F

- (8) **協同組合連合会 日本商店連盟**
(〒105-0011) 東京都港区芝公園3-5-8 03-3433-3994
機械振興会館211
7. (公財) **全国中小企業取引振興協会及び都道府県等支援センター**
(1) (公財) **全国中小企業取引振興協会** URL : <http://zenkyo.or.jp>
(〒104-0033) 東京都中央区新川2-1-9 石川ビル2・3F 03-5541-6688
- (2) **都道府県等中小企業支援センター** (499ページ参照)
8. (一財) **企業共済協会** URL : <http://www.bmaa.or.jp>
(〒105-0001) 東京都港区虎ノ門3-1-10 03-3459-4878
第2虎ノ門電気ビル2F
9. (一社) **日本商事仲裁協会** URL : <http://www.jcaa.or.jp>
(〒101-0054) 東京都千代田区神田錦町3-17 03-5280-5200
廣瀬ビル3F
10. (公財) **三菱UFJ技術育成財団** URL : <http://www.mutech.or.jp>
(〒105-0014) 東京都港区芝2-4-3 03-5730-0338
三菱東京UFJ銀行芝ビル2F
11. (一財) **生活用品振興センター** URL : <http://www.gmc.or.jp>
(〒103-0031) 東京都中央区日本橋人形町2-15-2 03-3639-8881
松島ビル4F
12. (公社) **全日本トラック協会** URL : <http://www.jta.or.jp>
(〒163-1519) 東京都新宿区西新宿1-6-1 03-5323-7109
新宿エルタワー19F
13. (一社) **中小企業診断協会** URL : <http://www.j-smeca.jp>
(〒104-0061) 東京都中央区銀座1-14-11 銀松ビル 03-3563-0851
14. (公社) **中小企業研究センター** URL : <http://www.chukiken.or.jp>
(〒110-0016) 東京都台東区台東4-28-11 03-3831-9061
御徒町中央ビル3F

15. **(財) 中小企業情報化促進協会** URL : <http://www.chujokyo.or.jp>
 (〒104-0033) 東京都中央区新川1-26-19 ☎ 03-3523-5351
 全中・全味ビル6F
16. **(一財) 伝統的工芸品産業振興協会** URL : <http://www.kougeihin.jp>
 (〒107-0052) 東京都港区赤坂8-1-22
 赤坂王子ビル2F ☎ 03-5785-1001
17. **(公社) 日本広報協会** URL : <http://www.koho.or.jp/>
 (〒160-0022) 東京都新宿区新宿1-15-9 さわだビル10F
 ☎ 03-5367-1701
18. **(一社) 日本ショッピングセンター協会** URL : <http://www.jcsc.or.jp>
 (〒104-0054) 東京都中央区勝どき3-12-1 ☎ 03-3536-8121
 フォアフロントタワー13F
19. **(一社) 日本販売士協会** URL : <http://www.hanbaishi.com>
 (〒101-0047) 東京都千代田区内神田1-17-9 ☎ 03-3518-0190
 TCUビル6F
20. **(一社) 日本フランチャイズチェーン協会** URL : <http://www.jfa-fc.or.jp>
 (〒105-0001) 東京都港区虎ノ門3-6-2 ☎ 03-5777-8701
 第二秋山ビル1F
21. **(一社) 日本ボランタリーチェーン協会** URL : <http://www.vca.or.jp>
 (〒110-0015) 東京都台東区東上野1-2-13 ☎ 03-5818-7321
 カーニープレイス新御徒町3F
22. **(一財) ベンチャーエンタープライズセンター** URL : <http://www.vec.or.jp>
 (〒169-0074) 東京都新宿区北新宿2-21-1 ☎ 03-5330-9300
 新宿フロントタワー4F 412
23. **(一財) 海外産業人材育成協会** URL : <http://www.hidajapan.or.jp>
 (〒104-0061) 東京都中央区銀座5-12-5
 白鶴ビル4F ☎ 03-3549-3050
24. **(公財) 交流協会** URL : <http://www.koryu.or.jp>
 (〒106-0032) 東京都港区六本木3-16-33 ☎ 03-5573-2600
 青葉六本木ビル7F

25. **(一社) 発明推進協会** URL : <http://www.jiii.or.jp>
(〒105-0001) 東京都港区虎ノ門2-9-14 ☎ 03-3502-5422
発明会館ビル
26. **(一社) 先端技術産業戦略推進機構** URL : <http://www.hiia.or.jp/>
(〒101-0052) 東京都千代田区神田小川町1-1 ☎ 03-5282-2111
山甚ビル

索引

BCP（事業継続計画）	192
e-中小企業&ネットワーク	82
e-中小企業ネットマガジン	394
IT化支援	79
IT活用促進資金	80、252、267、279
ITコーディネータによる アドバイス・コンサルティング	80
JAPANブランド育成支援事業	63
J-Net21	82、387
LLC（合同会社）	41
LLP（有限責任事業組合）	41
SBI R特設サイト	70

あ

アイヌ対策	403
青色申告特別控除	317
アドバイザー派遣事業	369、382

い

一日中小企業庁	396
一般公害防止用設備の特別償却	336
インターネット利用下請企業情報提供事業	82

え

衛生環境激変対策特別貸付	274
エネルギー・環境対策	241
エネルギー環境負荷低減推進設備投資促進税制	335
エンジェル税制	338
円高対策関連資金	283

お

沖縄振興開発金融公庫	285
親事業者の義務	142
親事業者の禁止行為	143

か

海外アドバイザーによる相談サービス、情報提供	61
海外子会社等の資金調達支援	63
海外知的財産プロデューサー	89

海外展開（輸出・投資）促進ミッション派遣	61
海外展開資金	252
海外展開資金貸付制度	63、279
海外展開に伴う資金調達支援	57
海外投資関係信用保証制度	63
海外における法務、税務、 労務等に関する個別相談、情報提供	61
海外ビジネスサポート・センター運営	62
海外見本市・展示会への出展支援	61
開放特許情報データベース	89
火災共済協同組合	220
課題解決型医療機器等開発事業	74
貨物自動車運送事業の中小企業対策	420
環境・エネルギー対策貸付	255、269
環境・エネルギー対策資金	269
官公需適格組合	162
官公需についての中小企業者の 受注の確保に関する法律	160

き

企業活力強化資金	251、266、368
企業組合	41、222
企業再建・事業承継支援資金	95、257、271
企業再生貸付	256、271
企業立地促進法に基づく支援	405
基盤施設事業	201
キャリア形成促進助成金	118
協業組合	222
共同海外現地進出支援事業	64
協同組合連合会	221
局地激甚災害指定基準	190
勤務環境の改善	120
金融環境変化対応資金	176、256、270、274
勤労者財産形成促進制度	132
勤労青少年福祉対策	133

く

組合等中小企業連携組織指導事業	231
クラウドコンピューティングの利活用促進	82

グリーン投資減税	335
グローバル技術連携支援事業	72

け

経営安定特別相談事業	185、200
経営改善普及事業	199、200
経営革新支援	49
経営革新等に取り組む企業を支援する貸付	50
経営環境変化対応資金	175、255、269、274
経営環境変化対応資金（円高・デフレ等）	282
経営向上計画	51
経営自己診断システム	97
経営進路形成支援	97
経営セーフティ共済 （中小企業倒産防止共済制度）	179
激甚災害指定基準	190
激甚災害法	189
欠損金の繰越控除、繰戻還付	318
研究開発税制（上乗せ措置）	76、331
研究開発税制（総額型）	76、331
健康・福祉増進貸付	276
建設業法	148
建設労働者の雇用改善等	106
現地支援（中小企業海外展開現地支援 プラットフォーム）	62

こ

公害防止施設の耐用年数	336
公共職業訓練	119
公設試験研究機関による技術支援	74
高度化事業	233
高度技術産学集積地域	39
高度技術産学連携地域	38
小売商業調整特別措置法	170
高齢者、障害者等の雇用促進	106
港湾運送業対策	420
国際化支援アドバイス	59
国際化展開ワークショップ等による情報提供	60
子育てサポート企業に対する税制優遇制度	332
雇用安定・職業能力開発等	106
雇用安定資金	276
雇用促進資金	279

雇用促進税制	331
雇用の分野における男女の均等な機会と 待遇の確保対策	126
雇用を増やした企業に対する税制優遇制度	331

さ

災害対策	189
災害復旧貸付	190、257
再生支援出資事業	94
再チャレンジ支援融資（再挑戦支援資金）	44、249
再挑戦支援資金	249、265
再挑戦に対する保証	47
最低資本金規制	37
「産業活力の再生及び産業活動の 革新に関する特別措置法」に基づく再生支援	91
産業財産権	84

し

ジェットロビネスライブラリー	60
事業協同組合	219
事業協同小組合	220
事業再生円滑化関連保証制度（プレDIP保証）	96
事業再生支援資金	256
事業再生支援資金（DIPファイナンス）	95
事業再生保証制度（DIP保証）	96
事業承継円滑化のための施策	347
事業税の標準税率	319
事業主等の行う職業能力開発	118
「下請かけこみ寺」事業	157
下請企業振興協会等	156
下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業	158
下請代金支払遅延等防止法	140
下請代金法	140
下請中小企業振興法	151
下請取引改善講習会	150
下請取引のあっせん	157
実現可能性調査（F/S）を通じた 海外展開計画の策定支援	60
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 （独占禁止法）	139
社会環境対応施設整備資金	255、269
受動喫煙防止資金	276

障害者の「働く場」への発注促進税制	334
障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却	333
小額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度	330
小規模企業共済制度	213
小規模企業者等設備導入資金助成法	212
小規模企業者等設備導入資金制度	206
小規模事業者活性化事業	36
小規模事業者経営改善資金融資（マル経）制度	204
小規模事業者支援促進法	197
小規模事業者新事業全国展開支援事業（地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト）	200
商業・サービス・農林水産業活性化税制	330
商業活性化アドバイザー	369
商工会・商工会議所	196
商工組合	223
商工組合中央金庫	278
商工組合連合会	224
商店街振興組合	229
商店街等の活性化に向けた総合的な支援	365
商店街まちづくり事業	367
情報通信関連企業等に対する助成措置等	430
情報バリアフリーのための情報提供	431
職業生活と家庭生活の両立支援対策	128
食品流通構造改善促進法	415
食料品・林産物の流通の合理化	415
女性、若者／シニア起業家支援資金	44、249、264
新規開業支援貸付制度	120
新規開業支援資金	43、263
新企業育成貸付	43、249、263
人権啓発の推進	403
新事業育成資金	43、249
新事業開拓保険	294
新事業活動促進資金	44、250、265
新事業支援施設（ビジネス・インキュベータ）による創業・ベンチャー支援	41
新事業創出支援事業	26
新創業融資制度	45、268
信用協同組合	221
信用保証協会	286
信用保証協会による再生支援	96
信用保証協会法	289

新連携支援事業	33、34
新連携に対する支援	33

す

スタート・アップ応援型ファンド	32
-----------------	----

せ

生活衛生営業経営指導員制度	422
生活衛生営業経営特別相談員	422
生活衛生関係営業者に対する融資	424
生活衛生関係営業セーフティネット貸付	274
生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付	275
生活衛生資金貸付	261
税制に関する窓口及び相談機関	340
生鮮食料品等小売業近代化貸付	268
成長産業・企業立地促進等事業費補助金	406
成長産業・企業立地促進等施設整備費補助金	406
成長戦略支援制度	281
政府系金融機関による再生支援	95
セーフティネット貸付	175、255、269
セーフティネット保証	176
設備貸与事業	209
設備導入支援等	241
セミナーによる海外情報の提供	61
全国商店街支援センターによる支援	369
戦略的C I O育成支援事業	80
戦略的基盤技術高度化支援事業	17、72

そ

早期審査・早期心理（産業財産権）	87
創業関連	300
創業等関連	298
倉庫業対策	420
造船業及び船用工業対策	421
相続時精算課税制度	327
相続税の延納の利子税	327

た

第三者保証人等を不要とする融資	261
-----------------	-----

ち

地域活性化・雇用促進資金	253、267
--------------	---------

地域資源活用新事業展開支援事業	30	中小企業信用保険法	306
地域商業再生事業	366	中小企業成長支援ファンド	356
地域商店街活性化事業	367	中小企業総合展	53
地域商店街活性化法に基づく支援	360	中小企業大学校	136
地域団体商標2012	85	中小企業退職金共済制度	133
地域中小企業イノベーション創出補助事業	73	中小企業団体中央会	231
地域中小企業応援ファンド	32	中小企業団体の組織に関する法律	218
地域中小企業外国出願支援事業	86	中小企業地域資源活用促進法	29
地域中小企業支援センター	386	中小企業知的財産権保護対策事業	62、78
地域中小商業支援事業	365	中小企業庁の相談事業	389
知財総合支援窓口	77	中小企業等協同組合法	218、219
知的財産権制度説明会	84	中小企業倒産防止共済制度 (経営セーフティ共済)	179
チャレンジ企業応援型ファンド	32	中小企業投資育成株式会社	307
中小運輸業対策	417	中小企業投資促進税制	81、329
中小卸売業の活性化・高度化対策	370	中小企業等の貸倒引当金の特例	318
中小企業・小規模企業者のための人材対策事業	134	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の 機会の創出のための雇用管理の改善の促進に 関する法律(中小企業労働力確保法)	100
中小企業・小規模事業者海外人材対策事業	63	中小企業に関する調査統計	398
中小企業・小規模事業者の受注機会の 増大の推進	162	中小企業のBCP策定運用の推進	192
中小企業移動販売支援事業	406	中小企業の会計	343
中小企業海外情報提供事業	62	中小企業の事業引継ぎ支援体制	356
中小企業海外情報提供等専門家派遣事業	62	中小企業の立地等に対する低利融資制度	405
中小企業会計活用強化資金	254	中小企業白書	400
中小企業会計関連融資制度	268	中小企業販売力強化支援モデル事業	64
中小企業活路開拓調査・実現化事業	231	中小企業ビジネス支援サイト(J-Net21)	387
中小企業技術革新制度〔SBI R制度〕	69	中小企業輸出代金保険	66
中小企業技術革新挑戦支援事業	73	中小企業連携組織対策	217
中小企業技術基盤強化税制	75	中小企業労働環境向上助成金(団体助成コース)	103
中小企業基盤整備機構	386	中小企業労働力確保法に基づく支援措置	100
中小企業基本法	3	中小建設業対策	425
中小企業経営力強化支援法	55	中小小売商業振興法	362
中小企業経営力強化資金	251	中小小売商業の事業活動の調整対策	170
中小企業経営力強化資金融資制度	46	中小サービス業等海外現地人材研修支援事業	64
中小企業憲章	7	中小農林水産関連企業対策	409
中小企業再生支援協議会	91	中小不動産業対策	428
中小企業再生支援指針	91	中心市街地活性化に係る人材育成事業等の実施	378
中小企業再生ファンド	94	中心市街地商業活性化診断・サポート事業	381
中小企業支援センター	386	中心市街地の活性化に関する法律	378
中小企業施策の広報事業	393	中心市街地魅力発掘・創造支援事業	379
中小企業新事業活動促進法	33、37、50		
中小企業診断士	135		
中小企業信用補完制度	286		

て
伝統的工芸品産業の振興……………407

と
投資事業有限責任組合契約に関する法律……………310
独占禁止法……………139
特定下請連携事業計画制度……………155
特に配慮を必要とする労働者に対する
 休暇制度の普及……………134
特許電子図書館（IPDL）……………86
特許料等の減免……………51
特許料の減免措置……………88
都道府県生活衛生営業指導センターが
 実施する事業……………423
取引企業倒産対応資金……………176、256、270

な
内航海運対策……………417

に
日台中小企業ビジネス・アライアンス促進事業……62
日台電子商取引推進事業……………67
日本政策金融公庫……………291
日本政策金融公庫 中小企業事業……………246
日本政策金融公庫国民生活事業……………260
認定職業訓練に対する援助……………118

の
農商工等連携促進法……………23
農商工等連携事業計画……………24
農林水産関連企業等に対する金融措置等……………414
農林水産関連企業等に対する助成措置等……………409

は
パートタイム労働対策等の推進……………131
販路開拓コーディネート事業……………53
販路開拓支援事業……………31
販路ナビゲーター創出支援事業……………53

ひ
東日本大震災関連資金……………283
東日本大震災復興特別貸付……………257、271、282

引き合い案件データベース（TTPP）……………66
ビジネス・マッチング・ステーション……………82

ふ
ファンド出資事業……………42
福祉増進資金……………276
福祉用具実用化開発推進事業……………74
不正公正取引の是正……………139
物流効率化対策……………370、419
不動産流通市場の整備……………428
分野調整法……………167

へ
ベンチャー企業投資促進税制（エンジェル税制）…48
ベンチャー企業への資金供給円滑化のための
 環境整備……………310
ベンチャープラザ……………42

ほ
貿易・投資に関する最新情報データベース……………61
貿易投資相談……………60
防災・環境対策資金……………276
防災施設整備融資制度……………192
法人住民税の均等割額の軽減……………320
法人税の軽減税率……………317
保険制度一覧……………292

も
元請負人の遵守事項等……………148
ものづくり基盤技術……………17

ゆ
有限責任事業組合（LLP）……………41、238

り
流通業務の総合化及び効率化の
 促進に関する法律……………372

ろ
防災保険制度……………125
労働力確保……………100

わ


若手後継者等育成事業……………200

平成 25 年度

中 小 企 業 施 策 総 覧

平成 25 年 10 月 30 日 初版発行

編集者 中 小 企 業 庁

発 行  全国官報販売協同組合

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 3-2-2

虎ノ門 30 森ビル 8F

電話 (03) 5405-4411

定価 本体 2,000 円 (税別)

ISBN978-4-86458-055-7

落丁・乱丁はお取り替えます。

ISBN978-4-86458-055-7
C2034 ¥2000E



9784864580557



1922034020009

平成25年度 中小企業施策総覧

中小企業庁 編